

鳥取県地域防災計画

平成22年度修正

鳥取県防災会議

鳥取県地域防災計画 目次

編	部	章	表題	頁
「災害予防編（共通）」	第1部 総則	第1章	計画作成の目的	3
		第2章	防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚	5
		第3章	防災訓練	7
		第4章	県民の防災活動	10
		第5章	防災教育	12
	第2部 組織体制計画	第1章	防災体制の整備	14
		第2章	配備及び動員体制の整備	24
		第3章	職員派遣体制の整備	26
	第3部 情報通信広報計画	第1章	気象情報等の収集伝達体制の整備	28
		第2章	防災通信体制の整備	30
	第4部 防災関係機関の連携推進計画	第1章	防災関係機関の連携体制の整備	34
		第2章	資機材等の整備	35
		第3章	自治体の広域応援体制の整備	36
		第4章	消防活動体制の整備	38
第5部 避難対策計画	第1章	避難体制の整備	42	
	第2章	避難所運営体制の整備	49	
	第3章	孤立予想集落対策の強化	52	
	第4章	帰宅困難者対策の強化	53	
第6部 医療救助計画	第1章	医療（助産）救護体制の整備	56	
	第2章	搜索、遺体処理及び埋葬体制の整備	59	
第7部 交通・輸送計画	第1章	緊急輸送体制の整備	61	
	第2章	交通施設の災害予防	64	
	第3章	交通規制体制等の整備	65	
	第4章	緊急通行体制の整備	66	
	第5章	ヘリコプター活用体制の整備	67	
第8部 食糧・物資調達供給計画	第1章	物資の備蓄及び調達体制の整備	69	
第9部 保健衛生対策計画	第1章	トイレ確保体制の整備	72	
	第2章	障害物の除去体制の整備	73	
第10部 共助協働推進計画	第1章	民間との防災協力体制の整備	75	
	第2章	ボランティア受入体制の整備	76	
	第3章	自主防災組織の整備	77	
	第4章	災害時の事業継続の取組みの促進	79	
第11部 住宅対策計画	第1章	建築物の防災・復旧業務（応急危険度判定実施体制の整備）	82	
	第2章	被災宅地応急危険度判定実施体制の整備	84	
	第3章	応急住宅の確保体制の整備	85	
第12部 文教対策計画	第1章	文化財災害対策	87	
第13部 農業災害対策計画	第1章	農業災害予防対策	89	
第14部 被災者支援計画	第1章	被災者支援体制の整備	91	

編	部	章	表題	頁
「災害 応急対策編 (共通)」	第1部 総則	第1章	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	94
		第2章	災害救助法の適用	100
		第3章	損害補償	106
		第4章	激甚災害の適用	107
	第2部 組織体制計画	第1章	組織及び体制	110
		第2章	配備及び動員	128
		第3章	職員派遣	131
	第3部 情報通信広報計画	第1章	気象情報の伝達	134
		第2章	地震及び津波に関する情報の伝達	144
		第3章	災害情報の収集及び伝達	153
		第4章	広報・広聴	162
		第5章	通信の確立	168
	第4部 防災関係機関の連携推進計画	第1章	応援活動の調整	172
		第2章	資機材等の調達及び受援	175
		第3章	自治体の広域応援	176
		第4章	消防活動	179
		第5章	災害警備の実施	182
		第6章	海上保安庁の応援要請	183
		第7章	自衛隊の災害派遣要請	185
	第5部 避難対策計画	第1章	避難の実施	189
		第2章	避難所の設置運営	198
		第3章	孤立発生時の応急対策	200
	第6部 医療救助計画	第1章	医療(助産)救護の実施	203
		第2章	搬送の実施	206
		第3章	搜索、遺体処理及び埋葬	207
	第7部 交通・輸送計画	第1章	緊急輸送の実施	211
		第2章	交通路線の確保	213
		第3章	交通規制の実施	215
		第4章	緊急通行車両の確認	217
		第5章	ヘリコプターの活用	218
	第8部 食糧・物資調達供給計画	第1章	食糧の供給	224
		第2章	衣料生活必需物資の供給	226
		第3章	飲料水の供給	228
	第9部 保健衛生対策計画	第1章	トイレ対策	230
		第2章	障害物の除去	233
		第3章	防疫の実施	236
		第4章	入浴支援	240
		第5章	動物の管理	241

編	部	章	表題	頁
	第10部 共助協働推進計画	第1章	民間との協力体制の推進	244
		第2章	ボランティアとの協働	245
	第11部 住宅対策計画	第1章	宅地・建物の被災判定の総則	250
		第2章	建築物の応急危険度判定	253
		第3章	被災宅地の応急危険度判定	254
		第4章	被害認定及びり災証明の発行	256
		第5章	応急仮設住宅の建設	258
		第6章	住宅の応急修理	259
		第7章	住宅再建対策	260
	第12部 文教対策計画	第1章	応急教育	263
	第13部 農業災害対策計画	第1章	農業災害応急対策	266
	第14部 被災者支援計画	第1章	生活再建対策	268
		第2章	健康及びこころのケア対策	272
		第3章	義援金・義援物資の受入・配分	273
	第15部 ライフライン対策計画	第1章	ライフライン応急対策の調整	276
		第2章	電力施設応急対策	278
		第3章	ガス施設応急対策	279
		第4章	L P ガス応急対策	280
		第5章	水道施設応急対策	281
		第6章	下水道施設応急対策	282
第7章		電信電話施設等応急対策	283	
第8章		携帯電話応急対策	284	
第16部 復旧・復興計画	第1章	公共施設の災害復旧	286	
	第2章	災害復興計画	287	
「震災対策編」	第1部 災害予防計画	第1章	減災目標	291
		第2章	被害想定	292
		第3章	地震災害に強いまちづくりの推進	309
		第4章	耐震化の推進	310
		第5章	地震防災対策強化地域等の指定	315
		第6章	地震に関する情報の収集	317
		第7章	地震災害に関する調査研究	318
		第8章	東南海・南海地震の対応	319
		第9章	津波災害の予防	320

編	部	章	表題	頁
「風水害対策編」	第1部 災害予防計画	第1章	風水害等予防対策	325
		第2章	水防計画（予防）	328
		第3章	ダムを活用した河川治水	332
		第4章	ため池・樋門の管理体制の強化	335
		第5章	土砂災害防止計画	336
	第2部 災害応急対策計画	第1章	水防計画	339
		第2章	緊急時のダム管理	349
		第3章	ため池・樋門の応急対策	352
「大規模事故対策編」	第1部 災害予防計画	第1章	大規模事故予防体制の整備	356
		第2章	大規模道路災害の予防	357
		第3章	大規模鉄道災害の予防	358
		第4章	航空機災害等の予防	360
		第5章	海上災害の予防	361
		第6章	危険物等災害の予防	362
	第2部 災害応急対策計画	第1章	大規模事故応急対策	366
		第2章	大規模道路災害応急対策	368
		第3章	大規模鉄道災害応急対策	370
		第4章	航空機災害等応急対策	372
		第5章	海上災害応急対策	378
		第6章	危険物等災害応急対策	381
「原子力災害対策編」	第1部 災害予防計画	第1章	総則	392
		第2章	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等	394
		第3章	被害想定	398
		第4章	災害応急体制整備計画	401
		第5章	放射線モニタリング体制整備計画	405
		第6章	救急・救助及び緊急被ばく医療体制の整備	409
		第7章	原子力防災意識の高揚	410
	第2部 災害応急対策計画	第1章	活動体制及び配備動員	413
		第2章	災害情報の伝達	418
		第3章	災害応急対策の実施	428
		第4章	住民の防護	435
		第5章	緊急時モニタリング実施の基本方針	438
		第6章	救急・救助及び緊急被ばく医療活動	440
	第7章	災害復旧	442	

災害予防編（共通）

第1部	総則	P	2
第2部	組織体制計画	P	13
第3部	情報通信広報計画	P	27
第4部	防災関係機関の連携推進計画	P	33
第5部	避難対策計画	P	41
第6部	医療救助計画	P	55
第7部	交通・輸送計画	P	60
第8部	食糧・物資調達供給計画	P	68
第9部	保健衛生対策計画	P	71
第10部	共助協働推進計画	P	74
第11部	住宅対策計画	P	81
第12部	文教対策計画	P	86
第13部	農業災害対策計画	P	88
第14部	被災者支援計画	P	90

災害予防編（共通）

第1部

総則

第1章 計画作成の目的

第1節 目的

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、鳥取県の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を含め、防災に関する基本的事項を総合的に定めて防災活動を総括的かつ計画的に推進することにより、県土及び県民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【「災害」の定義】

〔災害対策基本法第2条第1号〕

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

〔災害対策基本法施行令第1条〕

政令で定める原因…放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

第2節 県の自然条件の特性と既往の災害

鳥取県は、日本列島本州の最西端「中国地方」の東北部に位置し、東西約120キロメートル、南北約50キロメートルの東西にやや細長い県である。北は日本海に面し、南は標高1,000～1,300メートルの中国山地が連なっており、気候は温暖であるが、梅雨期、台風期の降雨、冬期の降雪があつて、降水量の比較的多い日本海型気候に属する。

本県では、昭和18年に県東部の吉岡・鹿野断層を震源とする鳥取地震、平成12年に県西部の断層を震源とする鳥取県西部地震が発生したが、我が国では近年大規模地震が頻発し、活断層を震源とする直下型の地震はいつでも発生してもおかしくないと言われている。直下型の地震が発生した場合、千代、天神、日野の三大河川の流域に形成された平野部や弓ヶ浜半島は地盤が軟弱で揺れやすいことから、甚大な被害が発生することが予想されている。

また、本県は、中国山地から日本海に流れ出る河川が急峻で、水量が短時間で急激に増加するおそれがあること、大山の噴火による火山灰土や、花崗岩が風化した真砂土に広く覆われており、土砂崩れが発生するおそれが大きいことなどから、過去何度も大雨による被害を受けている。近年全国各地で、過去に経験したことがないような極めて激しい集中豪雨や、梅雨前線、大型の台風などによる大雨が発生し、甚大な災害を引き起こしていることから、風水害への防災体制の整備が必要になっている。

さらに、昭和27年に発生した鳥取大火は、中国山地を越えて暖かく乾燥した風が吹きこむフェーン現象の下で発生したもので、春先に南からの強い風が吹きやすい本県では、大規模な火災の発生も警戒する必要がある。（詳細については資料編参照）

第3節 計画の構成

鳥取県地域防災計画は、「災害予防編（共通）」、「災害応急対策編（共通）」、「震災対策編」「風水害対策編」「大規模事故対策編」「原子力災害対策編」からなる。なお、「資料編」を別に定める。

第4節 計画の基本方針

1 平成21年に制定した「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に定められている防災及び危機管理に関する基本的な考え方や、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務に基づき、総合的、かつ、計画的に災害対策を推進し、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現するものとし、下記の諸点を基本として、計画の作成及び運用を行うものとする。

- (1) 県民、事業者及び市町村、県等の防災関係機関それぞれの役割と相互連携
- (2) 県民、事業者の自助、共助の取組の促進
- (3) 防災関係機関相互の協力
- (4) 災害に強いまちづくりの推進
- (5) 関係法令の遵守
- (6) 女性、災害時要援護者等をはじめとする県民の多様な意見の反映

具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとする。

- ア 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。
- イ 意志決定、住民ニーズの把握などを行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。
- ウ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。

- 2 この計画等を参考にして、市町村は災害対策基本法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。

第5節 その他の法令に基づく計画との関係

災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第3項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第7節 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

(1) 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

(2) 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災に対する知識の普及・意識啓発のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村地域防災計画作成の目的
- 2 市町村地域防災計画の構成
- 3 市町村地域防災計画の基本方針
- 4 その他の法令に基づく計画との関係

第2章 防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

（県防災局、県企画部、県文化観光局、県福祉保健部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

第1節 目的

この計画は、県、市町村及びその他防災関係機関等が、その職員及び住民に対し、防災意識の高揚及び災害の予防又は災害応急措置など防災知識・技術の普及啓発を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

第2節 実施方針

1 実施責任者

県、市町村及び防災関係機関は、住民及び各々の組織の職員等に対し、災害予防及び応急対策に万全を期するため、防災に関する知識の普及啓発や、防災意識の高揚を図るものとする。

2 実施方法

(1) 体験・参加型防災イベントの開催

県、市町村及び防災関係機関は、県民の防災・防犯意識の向上及び防災機関のさらなる連携を図るため、体験・参加型防災イベントとして「とっとり防災フェスタ」を開催する。

イベントの基本方針は以下のとおりとし、できる限り県民参加を促すよう配慮するものとする。

ア できるだけ県民が参加しやすい開催地・開催日時を選定する。

イ 開催地の特性を活かした防災訓練を実施する。（例：市街地や大規模集客施設等における避難訓練・救助訓練等）

ウ 防災・防犯に関し、県民への意識啓発や技能向上に寄与する体験・参加型の企画を実施し、地域防災力の向上を図る。

エ 地域や学校の取り組み等、他の模範となる事例を紹介する機会を設け、他の地域・学校等への波及を図る。

オ 計画段階から地域と協働して安心安全な地域づくりの動機付けを行う等、一過性のイベントとならないよう留意する。

カ 特に防災意識が希薄な県民にとって、防災意識向上の契機となるよう最大限の配慮を行う。

(2) 防災研修会、防災講演会等の開催

県、市町村及び防災関係機関は、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。なお、特に県においては、地域防災活動指導者養成研修の実施により、地域住民の防災に係る意識の醸成や知識の普及に努める。

(3) 防災教育の推進

災害予防編（共通）第1部第5章「防災教育」を参照。

(4) 広報媒体の活用

県・市町村等は、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等を活用して住民等に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るものとする。

なお、県は、防災ホームページにより、災害に対する日ごろの備えや、災害が発生した際にとるべき適切な行動等についての普及啓発や気象注意報・警報、土砂災害警戒情報等の情報提供を積極的に行うこととする。

(5) 体験型施設の活用

県・市町村等は、災害体験型施設を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

ア 県内の体験型施設

県保有起震車（愛称 グラットくん）

・震度1から震度7まで9つの震度階の揺れを再現可能

・関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生するとされている東海地震等を想定した揺れを再現可能

イ 近県の体験型施設

人と防災未来センター（兵庫県）

山崎防災センター（兵庫県）

徳島県立防災センター（徳島県） など

(6) 消防団及び自主防災組織との連携

県・市町村等は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかける。

(7) 災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

県・市町村等は、災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア 視覚障がい者 点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

イ 外国人 外国語版パンフレット等

3 実施時期

普及内容により、イベントは過去に大きな風水害等が発生した日や各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで行うものとする。また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとする。

	各種防災週間等	期日
1	防災の日	毎年9月1日
2	防災週間	毎年8月30日から9月5日まで
3	水防月間	毎年5月1日から5月31日まで
4	土砂災害防止月間	毎年6月1日から6月30日まで
5	防災とボランティアの日	毎年1月17日
6	防災とボランティア週間	毎年1月15日から21日まで
7	地震防災強化期間	平成22年9月から10月まで
8	鳥取県西部地震発生の日 (平成12年10月6日発災)	毎年10月6日
9	鳥取地震発生の日 (昭和18年9月10日発災)	毎年9月10日

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村による防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚施策の推進

- (1) 防災研修会、防災講演会等の開催
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等の広報媒体の活用
- (3) 体験型施設の活用
- (4) 消防団及び自主防災組織との連携
- (5) 災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第3章 防災訓練

（県防災局、県土整備部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、下記に関する事項を目的として実施するものである。

- ・防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価、実効性の検証
- ・防災関係機関相互の協力の円滑化
- ・防災関係機関の日常の取組みを検証、評価
- ・県民の防災に関する意識の高揚と知識の向上

第2節 基本方針（防災訓練を実施する場合の指針）

1 実践的、効果的な訓練の推進・評価

（1）準備段階

- ・シナリオ（状況設定、被害想定、応急対策事項）をより実践的に作成
- ・防災関係機関、住民の役割を確認
- ・問題点等の抽出発見に努め、防災体制の実効性の検証を実施

（2）訓練方法

実動訓練、図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式で実施

（3）訓練終了後

- ・問題点の取りまとめ（シナリオ作成途上で判明したもの、参加者からの意見聴取等）
- ・訓練の客観的な分析・評価
- ・課題等の明確化
- ・訓練の在り方、マニュアル等の見直しを行い、実効性のある防災体制の維持、整備

2 広域的な訓練の推進

- ・消防、警察、自衛隊等と緊密に連携し、広域的なネットワークを活用した訓練の実施
- ・相互に締結した協定等に基づく応援訓練の推進

3 広報の充実・県民参加型訓練の工夫・充実

- ・県民が積極的に参加できるように訓練内容を工夫・充実
- ・マスコミと連携を図り、防災訓練の広報の充実
- ・県民に対する防災に関する知識習得、意識啓発の機会となるよう工夫

4 計画的な訓練の推進

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・各種図上訓練等による計画的な訓練の実施 ・日ごろからの自己研さん・自己啓発 ・防災担当者不在時のバックアップ体制整備
（各業務ごとに担当者不在を想定） | <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な体制作り ・防災担当者の災害対応能力の向上 |
|--|---|

5 訓練後の評価等

県、市町村及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

第3節 訓練計画

訓練の企画立案並びに実施に当たっては、地域の特性や季節的な要因等を考慮するとともに、防災関係機関、地域住民等の参加を得て、より実践的なものとなるよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

（1）訓練の意義

以下のとおり、災害発生時の初動体制を直接に担う県・市町村が関係防災機関、住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮できるよう努めることが必要である。

- ・自衛隊、海上保安庁等の関係機関と協力
- ・自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と相互に適切な役割分担

（2）地域の実情に応じた訓練

- ・過去の災害履歴等を踏まえ、特に訓練の必要性が高い災害を想定
- ・地域の実情に即して訓練を実施

（3）住民が防災を考える機会の提供

- ・地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める（計画作成、結果分析、評価）
- ・訓練内容、住民参加、広報の方法や形態について工夫
（県民が災害発生時の行動の在り方について考える機会となる）

- (4) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進（地域防災力の向上）
 - ・幅広い層の住民が参加する訓練の普及に努める
 - ・地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進
 - ・事業所、ボランティア等が実施する訓練に住民や他の関係機関が参画
- (5) 防災知識の普及・災害に強いまちづくりの推進
 - ・地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及（過去の災害の教訓を伝承）
 - ・家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知
- (6) ボランティア団体等との連携
 - ・訓練への参加を求め、可能な連携に努める
- (7) 集中豪雨時等における情報伝達及び災害時要援護者の避難訓練
 - ・集中豪雨発生時等の情報収集、避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・指示の発出及び住民に対する情報伝達
 - ・高齢者等の災害時要援護者への情報伝達、避難支援、救出
- (8) 緊急地震速報を取り入れた訓練の実施
 - ・訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等により、地震速報を受けて適切に行動できるよう訓練する。
- (9) 実施要領の策定

実施に当たり、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定

2 災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部、災害対策地方支部）運営訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部、災害対策地方支部）運営訓練を実施する。

3 水防訓練

住民の防災知識の高揚と、出水時における水防体制の万全を期するため、県主催により、市町村、警察本部、消防局、国土交通省、その他関係機関、団体の参加、協力を得て、県下三大河川（千代川、天神川、日野川）を中心として年1回実施するものとする。実施時期、実施方法についてはその都度定めるものとし、その訓練項目は水防計画に定められているものを主体とする。また、市町村においても指定水防管理団体はもちろんのこと、その他の市町村においても積極的に水防訓練を実施するものとする。

4 消防訓練

消防機関及びその他防災関係機関は、災害時において消火、救助活動に当たる消防機関の消防戦術上における活動を円滑にするため、消防訓練を実施するものとする。

訓練は、公設消防機関と自衛消防隊（防火対象物の権原者が組織するもの）が行うものとに区分し、実施時期等については、それぞれの機関において年次計画を樹立し、随時行うものとする。

5 避難救助訓練

市町村、消防機関及びその他防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、必要に応じて警察本部、消防等関係機関の協力を求め、避難救助訓練を水防、消防等の防災訓練及びその他の災害防ぎょ活動と併せて、又は単独で実施するものとする。図上訓練の実施に当たっては、避難場所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業場、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、消防計画に基づき訓練を実施する。

6 情報伝達訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達されるように、各設備及び機器等の習熟を図り、災害時を想定して情報の伝達訓練を行うものとする。訓練を実施する時期は、県、市町村等が調整を図って行うものとする。

7 非常通信訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年1回以上実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

8 非常招集訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集できるよう、次の項目に留意して、非常招集訓練を実施する。

- (1) 招集対象者
- (2) 招集の基準及び区分
- (3) 業務分担、配置要領
- (4) 非常招集命令の伝達方法
- (5) 集合の方法、所要時間

9 救急医療訓練

- (1) 県、消防局、医療機関その他防災関係機関は、災害時における救急医療を迅速、的確に行うため、避難救助訓練等と併せて、又は単独で救急訓練及び傷病者受入訓練等を計画実施するものとする。
- (2) 訓練実施に当たっては、集団的に死傷者が発生した場合は人員等の資源に限られることを想定し、関係機関相

互の連携に重点をおいて実施するものとする。

10 簡易型災害図上訓練（DIG）

県及び市町村等は、地域（自主防災組織、消防団、町内会、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

11 避難所運営訓練

市町村は、災害時の避難所（二次避難所）の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村が実施する各種訓練

- (1) 総合防災訓練
- (2) 本部運営訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 情報伝達訓練
- (7) 非常通信訓練
- (8) 非常招集訓練
- (9) 救急医療訓練
- (10) 簡易型災害図上訓練(DIG)
- (11) 避難所運営訓練

第4章 県民の防災活動

（県防災局、県企画部、県県土整備部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

第1節 目的

この計画は、県民が「自己の生命、身体及び財産を自ら守る（自助）」、「住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守る（共助）」の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施することを目的とする。

第2節 防災及び危機管理の基本的な考え方

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、県民もその役割を果たすことが求められている。

- (1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組を総合的に推進すること。
- (2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- (3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

第3節 県民の責務

災害対策基本法により、住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待するものである。

- (1) 日頃の備え
 - ア 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。
 - ・本県の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。
 - ・気象注意報や気象警報等の発令時に適切な行動が取れるよう、発令内容の意味を理解する。
 - イ 家族でする防災
 - ・家の中で危険なところを確認しておく。（家屋の耐震診断・改修や、家具等の固定などの安全対策もしておく。）
 - ・防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。（浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。）
 - ・避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
 - ・災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
 - ・災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。（体験利用等を通じてを定期的に確認する。）
 - ・家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
 - ・3日分の食料や水、非常持ち出し品を準備しておく。（ラジオも携帯する。）
 - ・備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。）
 - ウ 地域でする防災
 - ・自主防災組織を結成し、及び参加する。
 - ・消防団に参加する。
 - ・防災訓練や研修会に参加する。
 - ・救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
 - ・市町村と連携して地域の災害時要援護者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。
- (2) 災害が起こりそうなとき
 - ア 家族でする防災
 - ・県、市町村やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
 - ・災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
 - ・危険な場所に近づかない。

- ・危険が迫ってきたら、市町村長の発出する避難勧告等により、又は自ら自主的に避難する。
 - ・定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）
 - ・避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。
- イ 地域でする防災
- ・情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に災害時要援護者に配慮する。）
 - ・異常があれば、すぐに関係機関に通報する。
- (3) 災害が起こったとき
- ア 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）
 - イ 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（被災建築物の応急危険度判定。）
 - ウ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民の防災活動
 - (1) 日頃の備え
 - (2) 災害が起こりそうなとき
 - (3) 災害が起こったとき

第5章 防災教育

（県防災局、県企画部、県県土整備部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

第1節 目的

この計画は、幼児、児童及び生徒等（以下「児童等」という。）が自然災害などの危機について正しく理解し、自らの確な判断のもとで防災・減災行動をとれるような能力を身に付けさせるため、学校における防災教育の取組みを積極的に推進することを目的とする。

第2節 実施の方向性

1 わらい・効果

防災教育は、次に掲げる児童等一人ひとりの能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材を育成するために行うものである。

自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力

生命を尊重し、進んで他の人々や地域の安全のために貢献する能力

自然災害発生メカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

2 基本方向

（1）防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担うとともに、児童等への防災教育に対し指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

（2）学校における防災教育の充実

学校においては、児童等が防災対応能力を培うことを目的として、防災教育を学校の教育活動全体を通して総合的、体系的に推進する。

（3）家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと併せ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った防災に貢献できる人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会と連携を図る。

3 推進方策

（1）学校安全研修会や教育センターでの研修カリキュラムに防災や危機管理の内容を盛り込んだり、県防災局や県土整備部、市町村の防災担当部局、鳥取県西部地震展示交流センター、消防署等の関係機関が実施する研修の機会を活用し、できるだけ多くの教職員の参加を促す。また個々の教職員が日ごろから地域や家庭での地震対策など自ら防災対策を講じることも重要である。

（2）児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的、体系的に推進する。

（3）児童等及び教職員が災害発生時の実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどしてより実践的なものとして学校の防災訓練の充実を図る。

（4）学校の授業において地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村による防災教育の推進

（1）防災対応能力を有する教職員の養成

（2）学校における防災教育の充実

（3）家庭・地域社会との連携

災害予防編（共通）

第2部

組織体制計画

第1章 防災体制の整備

（市町村、県関係部局、警察本部、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制及び施設の整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

第2節 鳥取県防災会議

- 1 鳥取県の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、災害対策基本法第14条の規定に基づき、鳥取県防災会議が置かれている。
- 2 県防災会議は、平時においては、鳥取県地域防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進等を行う。
- 3 県防災会議は、本県の地域に係る災害が発生した場合においては、当該災害に係る情報の収集や県、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を行う。
- 4 また、非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進する。

第3節 防災関係機関の防災組織

- 1 県は、災害予防及び災害応急対策を実施する鳥取県災害対策本部、鳥取県災害警戒本部等の組織計画を定めるものとする。
- 2 各指定地方行政機関、各指定公共機関、各指定地方公共機関は、それぞれの防災業務計画又は防災に関する計画に基づき、災害時における防災事務又は業務を迅速に処理するための組織を整備するものとする。
- 3 市町村は、県に準じて防災組織計画を定めるものとし、次の事項について、あらかじめ定めておくものとする。
 - （1）市町村長が不在の場合の避難勧告発令などの市町村長権限移譲順位
 - （2）庁舎が被災した場合の市町村災害対策本部設置の代替場所等

第4節 防災体制の整備

1 県の体制

県は、以下の対応等により、災害時に即応すべき適切な体制の整備及び強化に努めるものとする。

- （1）防災監・防災局の設置
県における防災分野での活動を統括し、防災に専ら従事する専門職として、防災監を設置する。また、防災監の指揮命令を受けて、鳥取県災害対策本部等の事務局の業務を処理するため、防災及び危機管理に関する事務を所掌する防災局を設置するとともに、事務局応援職員を指名する。
- （2）危機管理担当参事の設置
危機管理に関する初動対応を行う「鳥取県緊急対応チーム」を構成するとともに、県の危機管理体制の強化を推進するため、次の職にある者を危機管理担当参事に指名する。
 - （統轄監）総務課長・広報課長
 - （総務部）財政課長
 - （企画部）企画課長
 - （文化観光局）文化政策課長
 - （福祉保健部）福祉保健課長
 - （生活環境部）環境立県推進課長
 - （商工労働部）商工政策室長
 - （農林水産部）農政課長
 - （県土整備部）技術企画課長
 - （教育委員会）教育総務課長
- （3）夜間及び休日等の待機体制（24時間体制）
夜間及び休日における災害発生等の緊急事態に即応するため、県庁第二庁舎に県職員等の要員を常時2名以上待機させ、迅速かつ確かな情報収集・伝達等の初動対応を図る。
- （4）職員参集・情報提供システム
非常時における迅速な職員参集等のため、電子メールを活用した職員参集・情報提供システムを整備、運用する。
- （5）防災・危機管理情報データベース（県庁内データベース）の運用
県民の生命、身体及び財産に影響を及ぼす各種災害等に係る県庁内での全庁的な情報の共有を図り、災害対策等の円滑な実施に資するため、県庁LANに「防災・危機管理情報データベース」を整備、運用する。
- （6）防災ホームページ「鳥取県の防災」の運用
鳥取県公式サイトとインターネット内において、防災ホームページを運用し、県民の適切な行動に役立つ防災知識や情報、行政や関係機関の適切な対応や支援に必要な情報を県民、市町村、関係機関に一元的に提供する。なお、

提供する情報の内容や更新の頻度など、効果的な情報提供となるよう適宜見直しを行う。

(7) マニュアル等の整備、周知

各防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種マニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知し、その習熟を図るものとする。

(8) 防災顧問の設置

災害発生時等に、防災に関して専門的な立場からの指導及び助言を受け、迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災に関する専門的な知識又は経験を有する者を鳥取県防災顧問として任命する。

(9) その他の留意事項

ア 県の各部局が実施する災害予防対策の所掌については、別表「県の各部局等所掌事務（災害予防対策）」のとおり

イ 各課（室）長は、所掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定め、事務処理体制を整備しておくものとする。

ウ 県が実施する防災に関する事務の所管は、鳥取県地域防災計画の定めによるものとする。

2 市町村の体制

市町村は、以下の対策をはじめとして、災害時に即応すべき適切な体制の整備及び強化に努めるものとする。

(1) 組織体制の強化

市町村は、首長に代わって常に防災のことを考える組織や、防災専任又は防災にかなりの比重を置く幹部職員を配置するとともに、迅速かつ的確な初動体制を整備するよう努めるものとする。

(2) マニュアル等の整備

市町村は、防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種マニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知するものとする。

(3) 市町村合併に伴う防災体制の再構築

合併を行った市町村は、防災に係る組織体制、災害時の情報伝達の連絡網や防災行政無線等の連絡手段等、防災体制の再構築に努める。

3 関係機関の体制

その他の防災関係機関においては、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

第5節 応援協定の充実化

県、市町村及び防災関係機関は、被災県・市町村の防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、職種団体等とあらかじめ応援協定等を締結し、人的・物的な支援を求め、支援を行う体制を構築する。

1 県が締結する応援協定等

県において締結している防災に関する主な協定等及び締結先は資料編のとおり。

2 県が締結する応援協定の維持管理及び注意事項

(1) 応援協定等の維持管理

ア 締結した応援協定については、各担当課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認するものとする。

イ 災害発生を想定した支援要請訓練を定期的実施し、災害時の連絡ルート及び活動体制を確認するなど、協定の実効性の確保に努めるとともに、災害発生時に事業活動を継続することができるよう、事業継続の取組を推進するものとする。

ウ 協定の締結担当課と応援要請の担当課が異なる場合等、担当課が複数に及ぶ場合には、各課で随時必要な調整を図り情報共有するとともに、業務の分担をあらかじめ明確しておくものとする。

エ 必要に応じて応援協定の締結状況を市町村に周知するものとする。

オ 応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。（【災害応急対策編（共通）】第7部第4章「緊急通行車両の確認」参照）

(2) 応援協定等の注意事項

ア 応援協定等の締結は、原則として各担当課が行い、締結後は防災チームに報告するものとする。

イ 【震災対策編】第1部第2章「被害想定」等を踏まえ、災害発生時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するかを随時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。

ウ 協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。

エ 地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元企業・職種団体等と、同時被災のおそれが低い遠隔地の企業等とを組み合わせる等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。

オ 物資・食糧品の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

3 市町村が締結する応援協定

(1) 市町村は、県に準じて応援協定の締結及び維持管理を行うよう努めるものとする。

- (2) 県が締結している応援協定を把握し、防災対策を講じる上で参考にするよう努めるものとする。

第6節 防災拠点の整備

1 防災拠点の種類と整備主体及び配置の考え方

防災拠点の種類、整備主体及び配置に係る基本的な考え方は次のとおりとし、拠点が相互に補完し合う体制を整備することに努めるとともに、災害時には被災地への人員、物資等の確実な投入等が図られるよう努めるものとする。

特に広域防災拠点は、災害発生時の情報の収集・伝達、物資の備蓄、応援部隊（緊急消防援助隊、自衛隊等）の集結・出動・宿営、救援物資の集積・配分、医療等の災害応急活動を行う前線拠点として位置付け、整備を図るものとする。

(1) 広域防災拠点

県の基幹となる拠点として、県が東中西部圏域ごとに既存施設の利用を基本に整備する。

(2) サブ拠点

本県の地勢等を勘案し、広域防災拠点を補完する拠点として県が東西部圏域に整備する。

(3) 地域防災拠点

市町村の地勢等を勘案し、現地活動拠点や中短期の避難地として、市町村が校区単位等に整備する。

2 広域防災拠点等の確保

- (1) 県内の広域防災拠点として、次の施設を候補として順次整備するものとし、利用計画の策定、施設管理者等との協定の締結を図るものとする。

圏域	施設名	施設管理者等
東部圏域	コカ・コーラウェストスポーツパーク	指定管理者制度による指定管理者
中部圏域	東郷湖羽合臨海公園南谷広場	指定管理者制度による指定管理者
西部圏域	鳥取県消防学校	施設管理者 鳥取県

- (2) サブ拠点については、県有既存施設又は国・市町村の既存施設から利用可能な施設を選定し、順次整備を進めるものとする。

- (3) 救援物資の集積・配分拠点として農協施設を活用する仕組みを構築するものとする。（「災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定」を県内3農業協同組合と締結）

- (4) 整備に当たっては、応援部隊の受援に供する施設や、物資の集積場所が、市町村の指定避難所と重複することがないように必要な調整に努める。

3 県の防災拠点等の確保及び整備

(1) 県災害対策本部室の設置

災害対策の中核機能として、災害対策本部室を県庁第2庁舎に設置。

- ・通信設備等を常備常設
- ・防災情報システム（県防災行政無線、ヘリコプターテレビ電送システム、震度情報ネットワークシステム等）
- ・災害対策本部、災害対策本部事務局、報道用の各スペースを一室に確保
- ・緊急消防援助隊や自衛隊等の受援や、国・他県等の職員等の受入れが必要な場合は、県庁第2庁舎の会議室を活用

(2) 災害対策本部及び支部の活動拠点の整備

災害対策本部及び支部の活動拠点として、県庁舎（本庁舎・第2庁舎等）及び各総合事務所について、対災害性を確保する。（耐震化・浸水対策・停電対策など）

また、県庁舎（本庁舎・第2庁舎等）及び各総合事務所には、緊急地震速報等を職員等に周知するシステムを整備し、緊急地震速報が発表された場合の対応マニュアルを作成する。

(3) 物資の備蓄用拠点の整備

防災物資・資機材は東中西部各圏域単位に分散備蓄するものとし、備蓄倉庫は既存の県有未利用施設の利用を基本に整備する。

圏域	施設名	摘要
東部圏域	防災資機材倉庫（鳥取市秋里）	
	旧鳥取空港建設事務所（鳥取市湖山町北4）	使用についての覚書を締結
中部圏域	検討中	暫定措置として中部総合事務所2号館に配備
西部圏域	西部総合事務所防災資機材倉庫（米子市栴町1）	浸水時を想定し、日野川兩岸の施設に分散配備
	鳥取県消防学校（米子市流通町）	

4 拠点施設等の防災対策

災害応急活動を行う拠点施設等は、地震、水災害等に備えるため、あらかじめ耐震化、浸水対策、停電対策等に努めるものとする。

- ・庁舎、病院、備蓄倉庫、学校、避難所等の耐震化、浸水予防対策、自家発電設備、非常通信設備等

- ・ 浸水等により拠点施設が使用不能となった場合の対策（代替施設の確保等）

第7節 災害救助基金

- 1 県は、災害救助法による救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てるものとする（災害救助法第37条）。
- 2 なお、同基金の運用により、災害救助法による救助に要する給与品を必要に応じて備蓄物資（現在、災害救助用毛布4,000枚備蓄）として事前購入する。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村防災会議に係る事項
(1) 組織 (2) 所掌事務
- 2 市町村の防災に関する組織・体制の強化
- 3 応援協定の締結及び維持管理
- 4 市町村の地域防災拠点の現況及び整備方針

別表「県の各部局等所掌事務（災害予防対策）」

構成		所掌業務
部	課	
統轄監 主管： 総務課	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び総合事務所（他課の所掌に属するものを除く）県外事務所との連絡調整に関する事 2 庁舎及び構内の管理、警備に関する事 3 その他部内他課の所管に属しないこと 4 有線電話に関する事
	県政推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌業務に関連する防災対策に関する事
	広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌業務に関連する防災対策に関する事
防災局 主管： 防災チーム	防災チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災対策の総括に関する事 2 防災会議に関する事 3 防災対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事 4 局内及び総合事務所県民局（防災対策に限る）との連絡調整に関する事 5 気象情報の受信及び関係先への伝達に関する事 6 被害情報の収集及び伝達に関する事 7 市町村の一般被害情報の収集に関する事 8 防災関係機関からの被害情報等の収集に関する事 9 中央防災会議等に対する報告及び連絡に関する事 10 他府県等との広域応援に係る調整に関する事 11 防災対策に係る市町村との連絡に関する事 12 防災行政無線、ヘリテレシステム等に関する事 13 広域防災拠点等の確保に関する事 14 消防防災ヘリコプターの運航に関する事 15 航空応援の調整に関する事 16 緊急通行車両の確認及びこれの証明書に関する事 17 市町村の災害対策に係る指導に関する事 18 平常時の環境放射線モニタリングの総括に関する事 19 県の業務継続の推進に関する事 20 その他他課の所管に属しない防災に関する事
	危機管理チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理対策の総括に関する事 2 危機管理対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事 3 防災訓練に係る総合企画及び連絡調整に関する事 4 局内及び総合事務所県民局（危機管理対策に限る）との連絡調整に関する事 5 危機管理対策に係る市町村との連絡に関する事 6 防災及び危機管理対策に係る自衛隊との連絡に関する事 7 防災及び危機管理対策に係る海上保安庁との連絡に関する事 8 防災関係機関（消防機関を除く）の応援、活動調整に関する事 9 災害時緊急支援チームの平常時の運営に関する事 10 職員災害応援隊の平常時の運営に関する事 11 その他他課の所管に属しない危機管理及び訓練に関する事
	消防チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災及び危機管理対策に係る消防機関との連絡に関する事 2 高圧ガス及び火薬類の安全対策に関する事 3 危険物の保安対策に関する事 4 緊急消防援助隊の派遣及び受援に関する事

構成		所掌業務
部	課	
総務部 主管： 財政課	財政課	1 部内及び総合事務所県民局（所掌業務に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関すること 2 その他部内他課の所管に属しないこと
	県民課	1 災害時における個人情報保護に係る事務の総括に関すること
	営繕課	1 県庁舎の耐震化の推進に関すること
	行財政改革局人事企画課	1 職員の動員に関すること 2 国及び他の都道府県職員の派遣要請に関すること 3 その他必要な人事に関すること
	行財政改革局業務効率推進課	1 県の業務継続の推進の総括に関すること
	行財政改革局財源確保推進課	1 職員宿舍の防災対策に関すること
	行財政改革局職員人材開発センター	1 防災に係る研修に関すること
	人権局人権・同和対策課	1 災害時の人権保護対策の総括に関すること
	政策法務課	1 歴史的に価値がある公文書等の保護に関すること
	税務課 行財政改革局福利厚生課	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること
企画部 主管： 企画課	企画課	1 部内及び総合事務所県民局（所掌業務に関連する防災対策に限る）の連絡調整に関すること 2 全国知事会との調整に関すること 3 その他部内他課の所管に属しないこと
	青少年・文教課	1 私立学校（幼稚園を除く）、私立専修学校、私立各種学校及び高等教育機関の防災対策に関すること
	男女共同参画推進課	1 男女共同参画の視点を生かした防災及び災害応急対策の総括に関すること
	情報政策課	1 情報ハイウェイの防災対策に関すること 2 庁内LANの防災対策に関すること
	地域づくり支援局交通政策課	1 公共交通機関の運行情報の収集連絡に関すること
	統計課 地域づくり支援局自治振興課 地域づくり支援局移住定住促進課 地域づくり支援局中山間地域振興課 地域づくり支援局協働連携推進課	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること
文化観光局 主管： 文化政策課	文化政策課	1 局内及び総合事務所県民局（所掌業務に関連する防災対策に限る）の連絡調整に関すること 2 その他局内他課の所管に属しないこと
	交流推進課	1 外国人に対する防災教育及び訓練、防災情報の提供に係る通訳及び翻訳支援並びに関係団体との連絡調整に関すること
	観光政策課	1 観光客の安全確保対策に関すること
	国際観光推進課	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること

構成		所掌業務
部	課	
福祉保健部 主管： 福祉保健課	福祉保健課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び総合事務所福祉保健局（所掌業務に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関する事 2 災害救助法による救助計画及び実施に関する事 3 市町村に対する災害救助の指導に関する事 4 災害時要援護者の避難対策の総括に関する事 5 生活支援ボランティアの受入れに関する事 6 その他部内他課の所管に属しない事
	障がい福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体・知的障がい者（児）の避難対策に関する事 2 障がい者福祉施設の防災対策に関する事
	子ども発達支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい児福祉施設の防災対策に関する事
	長寿社会課	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人の避難対策に関する事 2 高齢者福祉施設の防災対策に関する事
	子育て支援総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子及び児童の避難対策に関する事 2 児童福祉施設、私立幼稚園の防災対策に関する事 3 救援物資等の調達、保管、配分に関する事
	医療政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助活動における医療、助産に関する事 2 医療機関の防災対策に関する事 3 ドクターヘリの運航に関する事 4 傷病者の搬送の調整に関する事 5 医療救護ボランティアの受入れに関する事 6 緊急時被ばく医療措置の総合調整に関する事
	医療指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 毒物・劇物の安全対策に関する事 2 医薬品及び衛生資材の確保並びに配分に関する事
	健康政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神障害者、難病患者の避難対策に関する事
生活環境部 主管： 環境立県推進課	環境立県推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内並びに総合事務所生活環境局及び福祉保健局（所掌業務に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関する事 2 その他部内他課の所管に属しない事
	水・大気環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給に関する事（ボトルウォーターの供給を除く） 2 トイレ対策の総合調整に関する事
	循環型社会推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の処理に関する事
	景観まちづくり課	<ol style="list-style-type: none"> 1 宅地の地震対策の推進に関する事
	くらしの安心局くらしの安心推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資の調達に関する事（仮設トイレ、携帯トイレ、飲料水（ペットボトルのみ）を含む） 2 災害救助活動における埋葬等に関する事
	くらしの安心局住宅政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の防災対策に関する事 2 応急仮設住宅等の建設資機材の調達に関する事 3 被災者住宅再建支援に関する事 4 被災者生活再建支援に関する事 5 建築物の耐震化の推進に関する事 6 建築資材の調達及びあっせんにに関する事 7 被災建築物の応急危険度判定の実施及び復旧の技術基準に関する事 8 地震災害時の被災建築物の被害認定の技術的支援に関する事
	公園自然課 衛生環境研究所 砂丘事務所 くらしの安心局消費生活センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌業務に関連する防災対策に関する事

構成		所掌業務
部	課	
商工労働部 主管： 商工政策室	商工政策室	1 部内及び総合事務所県民局（所掌業務に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関する事 2 その他部内各課の所管に属しないこと
	経済通商総室 雇用人材総室 産業振興総室 市場開拓局市場開拓課 市場開拓局食のみやこ推進課	1 企業の事業継続の取組みに関する事 1 所掌業務に関連する防災対策に関する事
農林水産部 主管： 農政課	農政課	1 部内及び総合事務所農林局との連絡調整に関する事 2 その他部内他課の所管に属しないこと
	生産振興課	1 災害時の食糧の調達に関する事
	農地・水保全課	1 農地、農業用施設（ため池・頭首工・用排水路・揚水機場・農道等）の防災対策に関する事
	農林総合研究所	1 農業気象に関する事 2 農作物、畜産物等の被害に関する技術対策の総括に関する事
	水産振興局水産課	1 漁業被害が想定される海上災害に係る予防及び防除活動に関する事
	農業高等学校 経営支援課 畜産課 森林・林業総室 市場開拓局市場開拓課 市場開拓局食のみやこ推進課	1 所掌業務に関連する防災対策に関する事
県土整備部 主管： 技術企画課	技術企画課	1 部内及び総合事務所県土整備局との連絡調整に関する事 2 被災宅地危険度判定に関する事 3 建設用資機材の調達に関する事
	道路企画課	1 道路、橋りょうの耐震化の推進に関する事 2 道路防災施設の整備、維持管理に関する事 3 道路の除雪計画及び実施に関する事 4 緊急輸送道路等の指定に関する事 5 道路通行止め情報の収集連絡に関する事
	河川課	1 河川及び海岸の改修、維持管理に関する事 2 水防活動の総括及び水防管理団体の指導に関する事 3 水防情報等の収集連絡に関する事 4 治水ダムの管理に関する事
	治山砂防課	1 治山及び砂防施設の整備、維持管理に関する事 2 土砂災害警戒区域等に係る警戒避難体制の整備に関する事 3 土砂災害関連情報の収集連絡に関する事
	空港港湾課	1 空港・港湾・漁港の災害の予防に関する事
	県土総務課 道路建設課	1 所掌業務に関連する防災対策に関する事
	行政監察監	行政監察課 公益法人・団体指導課 工事検査課

構成		所掌業務
部	課	
総合事務所	県民局	1 事務所の防災対策の総括に関すること 2 庁舎及び構内の管理、警備に関すること 3 職員宿舎の防災対策に関すること 4 災害対策本部地方支部の防災訓練及び研修に関すること 5 その他事務所内他局の所管に属しないこと
	福祉保健局	1 医薬品及び衛生資材の備蓄に関すること（日野総合事務所を除く。） 2 災害救助基金の事前購入物資の備蓄に関すること 3 感染症発生防止及び対応に係る資材の備蓄に関すること 4 医療救護に係る物品等の準備及び訓練に関すること 5 原子力防災に係る体表面測定車の平常時の運行管理及び訓練に関すること （中部総合事務所に限る。）
	生活環境局	1 環境放射線モニタリングの実施に関すること（中部総合事務所及び西部総合事務所に限る。）
	農林局	1 農林水産業施設の維持及び管理に関すること 2 農林水産業防災に関すること
	県土整備局	1 道路、河川、港湾、海岸、治山及び砂防施設の整備及び維持管理に関すること 2 水防現地指導隊及び水防情報に関すること 3 建設用資機材の調達に関すること
	県税局	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること
	会計管理者	会計局会計指導課 会計局審査出納課 庶務集中局集中業務課 主管： 会計局会計指導課
企業局	経営企画課	1 局内及び事務所等の連絡調整に関すること 2 その他局内他課の所管に属しないこと
	工務課	1 県営発電所及び工業用水施設の防災対策に関すること
病院局	総務課	1 病院との連絡調整に関すること 2 県立病院の防災対策に関すること
教育委員会	教育総務課	1 事務局内の連絡調整に関すること 2 市町村教育委員会との災害対策に係る連携に関すること 3 防災教育の推進に関すること 4 その他教育委員会事務局各課の所管に属しないこと
	教育環境課	1 学校において管理する危険物の保全指導及び必要な対策に関すること 2 児童生徒等の集団避難及び地域住民の避難救助等に県立学校施設等が利用される場合の必要な措置に関すること 3 県立学校災害対策（施設・設備）に係る指導及び必要な対策に関すること
	小中学校課	1 学校運営の応急措置に関すること（公立の幼稚園、小学校及び中学校）
	特別支援教育課	1 学校運営の応急措置に関すること（特別支援学校）
	高等学校課	1 学校運営の応急措置に関すること（県立高等学校）
	スポーツ健康教育課	1 学校安全に関すること
	福利室	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること
	教育センター 家庭・地域教育課 図書館 人権教育課 文化財課 博物館	

警察本部

構成		所掌業務
部	課	
警備部	警備第二課	1 基礎調査 2 災害危険箇所の実査等 3 災害警備用資機材等の整備 4 災害警備用物資の備蓄 5 警察施設等の災害対策 6 県民に対する防災広報活動 7 教養訓練 8 交通の確保に関する体制の整備 9 災害時要援護者の支援に係る体制の整備

第2章 配備及び動員体制の整備

（県防災局、県総務部ほか関係各部局）

第1節 目的

この計画は、災害時における被害の拡大を防ぎ、早期復旧・復興を図るとともに、県民生活や経済活動への支障を減らすために、平素から災害発生時に実施することが必要な非常時優先業務に関する配備及び動員体制を確立し、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 配備・動員体制の整備

- 1 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、あらかじめ災害時の配備基準を定めておくものとする。
- 2 非常時優先業務を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は、平時から災害時における動員体制を確立しておくものとする。

第3節 業務継続の取組みの推進

1 県の業務継続の基本方針

県は、災害から住民の生命、身体、財産を保護する責務を有することから、災害発生時は応急対策業務に万全を尽くすものとする。また、優先度の高い通常業務についても、住民生活や経済活動への支障を最小限に止めるため、継続・早期再開を行うものとする。これらの非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源を確保するとともに、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

2 県における業務継続計画の策定

- (1) 県（総務部）は、優先的に継続すべき通常業務の継続体制を定める業務継続計画の策定に取り組むものとする。
- (2) 業務継続計画策定後は、発動時に計画どおり実施できるよう、全職員への周知を徹底し、意識の向上に努めるとともに、定期的に訓練等を実施し、見直しを行うことにより、実効性を高めるものとする。

3 市町村の業務継続の取組みの推進

- (1) 市町村は、県の業務継続の取組みに準じて、業務継続の取組みの推進に努めるものとする。
- (2) 県（防災局、企画部）は、市町村の業務継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

第4節 県の動員体制の整備

1 防災行動マニュアルの作成

- (1) 各部（局）及び各支部は、前節の業務継続計画に基づき、各課（室）又は各局ごとに防災行動マニュアルを作成し、非常時の連絡体制や配備要員を定めるものとする。
- (2) 各部（局）の主管課及び支部を所管する主管機関（以下「主管課等」という。）は、部（局）及び支部内の防災行動マニュアルをとりまとめ、各年度当初に防災チーム長に報告するものとする。また、変更があった場合は、その都度報告するものとする。

2 防災連絡責任者の設置

- (1) 主管課等に、災害発生又は災害発生のおそれがある場合の動員に係る総括責任者として防災連絡責任者（正・副）を置く。
- (2) 主管課等は、各年度当初に防災連絡責任者を防災チーム長に報告するものとする。また、変更があった場合は、その都度報告するものとする。

3 連絡系統

各課（室）においては、防災行動マニュアルにおいて連絡系統を具体的に定めるものとし、防災連絡責任者は、出先機関を含めた部局内又は支部を構成する機関内の連絡系統を把握しておくものとする。

4 職員参集システムの整備・運用

県（防災局）は、災害発生又は災害発生のおそれがある情報を入手した場合、当該情報を迅速に職員へ配信し、職員からの回答を受けるため、職員参集・情報提供システムを整備及び運用する。

（職員参集・情報提供システムの概要）

配信対象者に対し、携帯電話メールにより、地震・津波及び気象警報・注意報等は自動で、その他の緊急情報は防災局より手動で配信。メールを受けた職員は、参集の可否等を回答

[配信する情報]

次の情報のうち、配信対象者に必要と認められる情報

- 1 地震情報(震度3、震度4・5弱、震度5強以上)
- 2 津波警報・注意報(津波注意報、津波警報・大津波警報)

- 3 気象警報・注意報（警報：大雨・洪水・高潮・大雪・暴風・暴風雪・波浪、注意報：大雨・洪水・高潮・大雪・強風・風雪・波浪・雷・濃霧・乾燥・なだれ・融雪・低温・霜・着氷・着雪）
- 4 気象情報（土砂災害警戒情報・竜巻注意情報・洪水予報・記録的短時間大雨情報・地方海上警報等）
- 5 その他緊急情報（危機管理事案・水防警報・消防防災ヘリコプター出動情報等）

第5節 平時から職員が講じておくべき対策

1 災害時における役割の把握

県の職員は、各部（局）又は各支部で作成する防災行動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動に必要な対策を平時から講じておくものとする。

2 家庭等で被災しないための対策

県の職員は、それぞれが非常時優先業務を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策をあらかじめ講じておくものとする。

- (1) 住宅の耐震化
- (2) 家具等の転倒防止対策
- (3) 家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）
- (4) その他、鳥取県防災ホームページの「日頃の備え」に記載する取り組み

3 災害発生時の家族等との連絡方法の確認

県の職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の災害時の家族との安否確認の方法を平時から把握確認しておくものとする。

4 登庁経路の危険度の把握

県の職員は、登庁経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村における業務継続の取組みの推進
- 2 市町村職員の配備・動員体制の整備
- 3 市町村職員が平時から講じておくべき対策

第3章 職員派遣体制の整備

（県防災局ほか関係各部署）

第1節 目的

この計画は、災害時に応急対策を実施する人員及び被災市町村等を応援する人員の確保及び派遣について定めることを目的とする。

第2節 職員派遣体制の整備

1 派遣職員の把握

(1) 県（防災局）・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関は、災害対策基本法第29条及び第30条による職員の派遣要請が円滑に行われるよう、定期的に、次の事項について記載した資料を内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府及び消防庁でとりまとめの上、当該資料を相互に交換する。なお、調査時点は毎年5月16日現在とし、提出の期限は同月23日とする。

ア 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員の職種別現員数

イ 上記アに該当する者の技術、知識、経験の程度

(2) 災害時に派遣する技術職員の職種は以下のとおりとする。

ア 建設機械操作職 イ 作業船操作職 ウ 作業船機関職 エ 自動車運転手 オ 医学職

カ 建築職 キ 土木職 ク その他必要な職種

2 県災害時緊急支援チームの編成

(1) 県（防災局）は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に被災市町村が行う災害応急対策の迅速な実施を支援するため当該市町村に派遣する災害時緊急支援チームを、「災害時緊急支援チーム派遣事業実施要領」に基づきあらかじめ登録、組織化しておくものとする。

(2) 県（防災局）は、市町村ごとに当該市町村の情報及び知識を有する職員を複数選考し、派遣予定者としてリストに掲載するものとする。

(3) 県（防災局）は、派遣リストの管理を行うとともに派遣業務を円滑に行うため、派遣者リスト登録者に対して必要な研修及び訓練を実施するとともに、あらかじめ市町村に対して派遣予定者を連絡しておくものとする。

3 被災市町村への連絡要員派遣予定者の指定

(1) 各総合事務所は、多大な災害への対応等で、被災市町村からの被害情報の報告が困難になっている又はその恐れがあるときに、連絡要員として当該市町村に派遣する職員をあらかじめ指定する。

(2) 指定に当たっては、地方支部の構成機関等の課長補佐等から、出身地等を考慮の上、市町村ごとに複数名の派遣予定者を指定しておくものとする。

4 鳥取県職員災害応援隊の編成

(1) 県（防災局）は、被災市町村等が実施する災害応急対策の現地活動を支援するため、鳥取県職員災害応援隊をあらかじめ編成しておくものとする。

(2) 職員災害応援隊には、県職員の希望者から応援出勤可能な県職員を登録するものとし、550人を目標登録人数とする。

(3) 県（防災局）は、応援隊登録者のリストの管理を行うとともに応援活動を円滑に行うため、応援隊登録者に対して、消防局など関係機関の協力を得て、救急法等の受講、統制訓練などの各種訓練・研修を行う。

5 派遣体制の整備

(1) 資機材の整備

県（防災局及び各総合事務所）は、被災市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

(2) 通信機器の整備

県（防災局及び各総合事務所）は、被災市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、衛星携帯電話及び情報収集端末等の通信機器を整備すると共に、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 県及び他市町村等への職員派遣又は応援の要請体制の整備
- 2 他市町村、県からの派遣職員の受入れ体制の整備
- 3 災害時の他市町村への職員派遣体制の整備

災害予防編（共通）

第3部

情報通信広報計画

第1章 気象情報等の収集伝達体制の整備

（県防災局、県県土整備部、市町村、各防災関係機関）

第1節 目的

この計画は、気象情報等の災害対応に必要な情報を迅速かつ的確に収集伝達する体制を整備することを目的とする。

第2節 気象情報等の収集伝達体制の整備

1 各種防災情報システムの整備及び運用

- (1) 県、市町村及び防災関係機関は、水位情報・雨量情報その他災害対応上必要な情報について、監視・観測するシステムを整備、運用するものとする。
- (2) 現在、県が整備運用する主な防災情報システムは以下のとおり
 - ア 鳥取県防災情報システム（雨量、水位等）
 - イ 鳥取県土砂災害警戒情報システム（解析雨量、土砂災害危険度等）
 - ウ 鳥取県積雪情報観測システム（積雪、気温、道路カメラ映像）
 - エ 鳥取県防災映像情報等統合提供システム（カメラ映像、雨量、水位、積雪、気温等）
 - オ 鳥取県震度情報ネットワークシステム（震度）
 - カ 鳥取県環境放射線モニタリングシステム（環境放射線）
- (3) 現在、県及び市町村が利用できる主な防災情報システムは、以下のとおり
 - ア 防災情報提供システム（気象庁）（気象注意報、気象警報、地震・津波情報等）
 - イ 川の防災情報（国土交通省）（雨量、水位等）
 - ウ 全国瞬時警報システム（消防庁）（緊急地震速報、国民保護情報等）
 - エ 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（文部科学省）（被ばく線量予測）
- (4) システムの整備運用に当たっては、以下の事項に配慮するものとする。
 - ア メールを利用した災害対応要員、住民等への通知
 - イ ホームページ、データ放送等を利用した市町村、住民への情報公開

2 情報の活用体制の整備

- (1) 県の体制整備
 - ア 県の各部局は、次に掲げる事項について、災害対応に必要な情報を入手した場合の活用体制をあらかじめ整備しておくものとする。
 - （ア） 関係機関等への伝達方法及び伝達経路
 - （イ） 職員配備の具体的な基準
 - （ウ） 夜間休日等の参集要員及び参集方法
 - （エ） 住民への伝達方法
 - （オ） 避難勧告の発出等の対応の判断基準
 - イ 情報活用体制の整備に当たっては、夜間及び休日等の待機体制、職員参集システム及び防災・危機管理情報データベース等を活用するものとする。その際、各部局は必要となる事項について県防災局にあらかじめ伝達しておくものとする。
 - ウ 緊急地震速報については、情報の性質上、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に発表される情報であることに鑑み、瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。また、緊急地震速報の正しい理解と発表時にとるべき行動について周知を図るものとする。
- (2) 市町村等の体制整備
市町村及び防災関係機関においても、県の取組みに準じて、体制を整備するものとする。

3 住民への情報伝達体制の整備

- (1) 県（防災局）及び市町村は、津波警報、気象警報、緊急地震速報等の即時に住民に伝える必要がある情報については、直接かつ即時に住民へ伝達できる体制を整備するよう努めるものとする。この場合においては、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも情報が確実に伝わるよう、音声と文字の両方を用い、多様な言語により情報提供するよう努めるものとする。
 - ・あんしんトリピーメール
県は、気象情報や避難勧告等の防災情報、防犯情報等の地域安全情報などを県民に対してメール配信するとともに、迅速的確な災害応急活動を実施するために災害の前兆現象や災害発生情報を県民から収集する安心安全メール配信システム（愛称：あんしんトリピーメール）を運用する。
- (2) 県（防災局）及び市町村は、緊急地震速報を病院、学校、大規模集客施設等、県又は市町村が所有する施設の利用者に周知するシステムを整備するよう努めるものとする。
- (3) 県（防災局）及び市町村は、医療機関、学校、大規模集客施設等、地震対策が必要又は有効な機関において緊急地震速報の伝達体制が整備されるよう、緊急地震速報の周知広報に努めるものとする。

4 津波監視体制の整備

- (1) 沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中に海面の状態を監視する組織体制を整備するものとする。
- (2) 沿岸地域各市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 各種防災情報システムの整備
- 2 情報の活用体制の整備
- 3 住民への情報伝達体制の整備
- 4 津波監視体制の整備

第2章 防災通信体制の整備

（NTT西日本、KDDI、県防災局、県総務部、県企画部）

第1節 目的

この計画は、防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信の確保の方法をあらかじめ定めることにより、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実にを行うことを目的とする。

第2節 防災通信体制の整備

1 県における防災通信体制の整備方針

県は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため次の点に留意して、国の補助制度等を活用して、防災行政無線（地上系・衛星系）衛星携帯電話等の防災通信体制の整備充実と整備拡充を図るものとする。

- (1) 安全性の確保
情報通信施設について、耐震性を確保するなど地震や風水害等に対する安全性の確保に努める。
- (2) 初動対応や伝送路の強化
職員参集・情報提供システム等を活用して、災害時における初動対応の迅速化を図るとともに、災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。
県においては、防災行政無線のバックアップ回線として情報ハイウェイを補完的に利用できるよう、その整備に努めるものとする。
- (3) 装置、資機材の充実
停電時に備えて、予備電源を確保する等、資機材の整備充実に努める。
- (4) 定期点検の実施
平常時より、災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施する。
- (5) 映像電送システムの整備
ヘリコプターテレビ電送システムにより被災現場の状況の映像を収集し、災害対策本部に伝送するとともに、県内外に発信できる防災行政無線網の整備に努める。
- (6) 庁内LANを使った通信ネットワークの活用
庁内LANのメール、防災・危機管理情報データベース及びインターネットの各機能を積極的に用いて、より効率的な災害情報の収集・共有のための連絡体制を構築する。
- (7) 庁内電話や携帯電話の災害時優先登録
庁内電話や携帯電話（公用）の災害時優先登録を積極的に行い、輻輳時における通信確保を図る。
なお、災害時優先登録を行った携帯電話は、各部局長や防災連絡責任者など電話発信すべき用務がある職員に優先的に配備し、輻輳時における確実な情報伝達体制の強化を図る。
- (8) 防災訓練の実施
通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を定期的実施する。
- (9) 災害時の復旧・保守体制の整備
通信施設が被災又は故障した場合に備え、保守業者との連絡体制の構築等、災害時の復旧・保守体制の整備に努める。

2 市町村等の体制

市町村等においては、効率的な防災通信設備体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して応急対策に万全を期するものとする。

特に以下の点に留意して、通信設備の整備を進めるものとする。

- (1) 地域住民への情報伝達等のための防災行政無線や、それに代替できる移動無線、携帯電話によるメール配信等の多様な通信手段を整備する。
- (2) 庁内等電話や携帯電話（公用）について、積極的に災害時優先登録を行う。
- (3) 通信設備被災時の代替手段を確保する。
- (4) 停電対策、浸水対策を充実させる（非常用電源の確保等）。
- (5) 庁舎等が被災した場合の情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との災害に強い通信手段を確保する（衛星携帯電話等）。

3 専用通信網の整備

無線を利用した専用通信網を確保するため、無線保有機関は、次の点に留意して通信網の整備に努めるものとする。（県の無線保有機関は資料編のとおり）

- (1) 安全性の確保
無線局舎の装置等について、風水害等に対する安全性の確保に努める。

- (2) 伝送路の強化
通信機能を確保するため、ルートの二重化等に努める。
- (3) 装置、資機材の充実
予備電源、移動無線、可搬型無線機等の資機材の整備充実に努める。
- (4) 定期点検の実施
施設、装置の定期的な点検を実施する。
- (5) 防災訓練の実施
通信の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、機能の確保に努める。

4 非常通信体制

- (1) 県は、非常通信協議会に参加し、他の市町村等の参加機関と共同し、非常災害時の各種通信回線の輻輳や途絶に備え、非常通信体制の整備を行うものとする。
- (2) 非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って行うこととし、県及び市町村等の非常通信協議会参加機関は平素から非常通信ルートの策定、訓練の実施、ルートの見直しを行うものとする。
- (3) 携帯電話等の通信携帯端末については、通常の電話機能以外の付加機能についても有効に利用するものとする。(メール機能・写真添付、動画添付メール機能等)

5 その他防災関係機関の災害時の通信確保対策

災害拠点病院等の防災関係機関においては、災害発生時の通信の混雑に備え、電話や携帯電話の災害時優先電話登録、衛星携帯電話等の災害に強い通信手段の確保等、災害時の確実な通信手段の確保に努めるものとする。

(参考) 災害時優先電話の概要

災害等が発生した場合に、被災地等への通話が集中することから通信設備の許容範囲を超え、電話がかかりにくくなることがあるが、災害時の救援・復旧活動や、公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保することができるよう、法律（電気通信事業法）に基づき電気通信事業者があらかじめ指定している電話（災害時優先電話）については、通信規制にかかわらず優先的に発信することができる。

- ・指定に当たっては、電気通信事業者に対し、各機関の登録申請が必要
- ・携帯電話についても指定が可能

【災害時優先電話に指定可能な機関（鳥取県関連）】

「総務大臣が指定する機関（電気通信事業法施行規則第56条）」（H17.5.17総務省告示第584号）より抜粋

区分	対象機関
気象機関	
水防機関	
消防機関	市町村消防本部、消防署、消防団
災害救助機関	都道府県、市町村、日本赤十字社、全国都道府県・都市区医師会、病院・診療所（医療法第1条の5）、社団法人日本透析医会、社会福祉施設（社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う者）、学校（学校教育法第1条）、高圧ガス事業者（高圧ガス保安法第5条に定める第一種製造者）、火薬類の製造業者（火薬類取締法第3条）、指定地法公共機関（災害対策基本法第2条）、指定行政機関・指定地方行政機関・指定指定公共機関（武力攻撃事態対処法第2条）、熱供給事業者、社団法人熱供給事業協会
秩序の維持に直接関係がある機関	都道府県公安委員会、道府県警察本部、警察署
防衛に直接関係がある機関	
海上の保安に直接関係がある機関	
輸送の確保に直接関係がある機関	西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本通運株式会社
通信役務の提供に直接関係がある機関	西日本電信電話株式会社、電気通信事業者（電気通信事業法第2条）
電力の供給に直接関係がある機関	中国電力株式会社、自家用電気工作物設置者（電気事業法第38条）
水道の供給に直接関係がある機関	都道府県、市町村
ガスの供給に直接関係がある機関	ガス事業者（ガス事業法第2条）
選挙管理機関	都道府県・市町村選挙管理委員会
新聞社等の機関	新聞社（日刊新聞紙8,000部以上を発行）、通信社、放送事業者（放送法第2条）、自主放送を行う有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法第2条）、自主放送を行

	う電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用法第2条）
金融機関	銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第10条第1項及び第2号）
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関	

地方下部機関を含む。 特に必要な指揮監督責任者を含む。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村における効率的な防災通信設備体制の整備方針
- 2 通信訓練等の実施
- 3 非常通信協議会に係る非常通信ルートの策定及び見直し並びに訓練の実施

災害予防編（共通）

第4部

防災関係機関の連携推進計画

第1章 防災関係機関の連携体制の整備

（県防災局、警察本部、消防局、市町村、第八管区海上保安本部、自衛隊）

第1節 目的

この計画は、県、市町村、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2節 広域応援体制について

本章において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

- 1 消防局の要請に基づく県の消防防災ヘリコプターによる支援（鳥取県航空消防支援協定）
- 2 近隣消防本部との協定に基づく消防相互応援（消防組織法第39条）又は緊急消防援助隊等の応援（同法第45条）
- 3 県公安委員会の要請に基づく広域緊急援助隊等の応援（警察法第60条）
- 4 要請に基づく海上保安庁（海上保安部）による応援
- 5 県の災害派遣要請に基づく、若しくは自主派遣による自衛隊部隊の応援（自衛隊法第83条）

第3節 防災関係機関相互の連携体制の強化

1 関係機関の長等の連絡体制

災害時におけるトップ又は幹部同士の協議や連絡調整が可能となるよう、各防災関係機関相互で、平時からトップ又は幹部同士の連絡ルートを確認しておくよう努める。（県、市町村、警察本部、消防局、消防団、海上保安庁等の中でホットラインの確保）

2 受援体制の整備

（1）県（防災局）及び関係機関は、要請に基づく応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう努める。

また、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡体制の整備に努める。

（2）県（防災局）は、県外からの応援部隊の受入体制を整備するものとする。

ア 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の受入については「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」によるものとする。

イ 自衛隊

（ア）自衛隊の受入れについては「自衛隊受援計画」によるものとする。

（イ）災害対処への平素からの取組

- a 平素の連携協力
- b 活動拠点としての集結地等の確保
- c 災害時における連絡調整のための施設の確保

（3）県（防災局）又は消防局は、自衛隊等の大規模な応援部隊を受け入れた際の活動拠点等をあらかじめ定め、施設管理者及び所有者と利用について協議調整しておくとともに、平時から周知を図るものとする。なお、拠点等の設定に当たっては、広域活動拠点候補地との調整に留意するものとする。

（4）受入体制の整備

ア 県（防災局）は、関係機関及び国等の応援や、政府の情報先遣チーム等を受け入れるため、あらかじめ県庁内外に受援スペースや必要な機器を確保し、受入体制を整備するものとする。

イ 市町村は、県に準じて受入体制を整備するものとする。

第4節 活動調整に係る体制の整備

1 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時において円滑な連携が図れるよう、県（各部局）、警察本部及び関係機関は、平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、防災関係機関の間での活動及び保有資機材等の能力に係る情報の共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

2 現地における調整に係る体制の整備

県（防災局）は、応援機関の円滑な災害応急活動に資するため、大規模災害時の現地調整の在り方について防災関係機関の意見を踏まえて検討を行い、体制整備に努めるものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 関係機関等の応援の受入体制の整備

第2章 資機材等の整備

（県防災局、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部、警察本部、中国地方整備局）

第1節 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第2節 防災資機材・建設機械の調達体制の整備

1 県の実施する整備等

- (1) 県（防災局、県土整備部等）は、国や防災関係機関の所有する資機材（排水ポンプ、投光器、ボート、通信機器等）の能力及び数量を定期的に把握し、必要に応じ応援が得られるよう体制を整備するものとする。（各機関が所有する資機材等の能力は、資料編のとおり）
- (2) 県（県土整備部）は、災害時の応急対策業務に関する応援協定により建設業協会が保有している建設機械をはじめ、各県土整備局、国土交通省内各事務所等が保有する主要建設機械等の現況を地域別（総合事務所（県土整備局）管轄地域）に調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行う。

2 中国地方整備局の実施する整備等

中国地方整備局は、貸付けができる災害対策用機械を「中国地方整備局災害対策計画」等により明らかにしておくものとする。（主要建設機械の保有状況については、資料編のとおり）

3 関係機関間の調達体制の整備

- (1) 県（県土整備部）は、緊急時における建設機械等の調達について、あらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について、関係機関並びに建設業者と協議しておくものとする。
- (2) 県（防災局、県土整備部等）、市町村及び防災関係機関は、資機材の調達・受援及び運用について効率的に調整を行うことができるよう、平素から体制を整備しておくものとする。

第3節 防災資機材等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

1 防災資機材等の整備

- (1) 県及び市町村は、災害時の応急活動用資機材（救出救助用資機材、水防用資機材等）の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して資機材を補完する体制を整えるものとする。
- (2) 市町村は、所管する消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。
- (3) 県は、災害対策に必要なヘリコプター、特殊車両等の整備充実を図る。
- (4) 県及び消防局は、化学消火薬剤等を備蓄する。
- (5) 警察本部は災害警備活動に必要な装備資機材の充実を努める。
- (6) 市町村、警察本部、消防局、は水害時の人命救助、物資の輸送に必要なボートの整備充実を努める。

2 防災資機材等の備蓄倉庫の整備

- (1) 県は、防災資機材備蓄倉庫を県東部、中部及び西部地区にそれぞれ整備する。
- (2) 市町村は、備蓄倉庫、資機材保管庫の整備又は備蓄に適当な施設の確保を図る。
 - ア 市町村備蓄倉庫
 - イ 消防機庫
 - ウ 自主防災組織資機材保管庫
- (3) 備蓄倉庫等の整備に当たっては、浸水想定区域・耐震性及び分散備蓄に配慮するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 資機材の調達・受援及び運用体制の整備
- 2 応急活動用資機材の整備充実
- 3 消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実
- 4 備蓄倉庫の整備又は確保

第3章 自治体の広域応援体制の整備

（県防災局、県企画部、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってしてもこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体及び国の機関等の応援を求め、災害応急対策の推進を図るための体制整備を目的とする。

第2節 広域応援体制について

本章において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

- 1 県内市町村の要請に基づく、他の市町村もしくは県による応援
- 2 県の要請に基づく、他都道府県からの応援

第3節 応援体制の準備

- 1 県及び市町村は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。
- 2 関係機関は、応援要請があった場合において速やかな応援を実施できるよう、事前に準備しておくものとする。

第4節 県内自治体の相互応援

- 1 県及び県内全市町村は相互応援協定を締結済
- 2 県（防災局）及び市町村は、県内市町村の相互応援の仕組み作りとして、県と被災地外市町村とが連携して被災市町村を支援する体制の整備に努める。

第5節 県外自治体との相互応援体制の整備

1 県と他県との相互応援協定の締結

中国5県、中国・四国9県、兵庫県、徳島県、全国都道府県知事会と相互応援協定を締結済である。

（1）全国都道府県知事会

県（防災局及び企画部）は、平時から防災訓練の相互参加、全国都道府県知事会事務局を通じての災害時の緊急連絡先等の情報交換等を実施し、応援体制の構築に努めるものとする。

（2）中国・四国ブロックの広域応援体制

ア 県（防災局）は、平時から防災訓練の相互参加、定期的な意見交換等を実施し、応援体制の構築に努めるものとする。

イ 中国ブロックと四国ブロック相互の支援方法及び情報交換する内容等について検討するものとする。

（3）中国ブロックの広域応援体制

ア 県（防災局）は、平時から保有資機材等の情報交換、防災訓練の相互参加、定期的な意見交換等を実施し、応援体制の構築に努めるものとする。

イ 県（防災局）は、中国ブロック内で大規模な災害が発生した場合の支援体制について、自動派遣の基準や収集すべき情報の内容、各県の受援体制等、ブロック内で支援体制のあり方について検討するものとする。

（4）兵庫県との相互応援体制

ア 県（防災局）は、平時から防災訓練への相互参加、災害対策についての情報交換・共同研究を実施し、兵庫県との相互応援体制を整備するものとする。

イ 県（防災局）は、兵庫県と相互応援体制についての見直しを行い、より有用性の高い相互応援体制にしていこう努めるものとする。

（5）徳島県との相互応援体制

ア 県（防災局）は、平時から防災訓練への相互参加、災害対策についての情報交換・共同研究を実施し、徳島県との相互応援体制を整備するものとする。

イ 県（防災局）は、徳島県と相互応援体制についての見直しを行い、より有用性の高い相互応援体制にしていこう努めるものとする。

2 県と近畿府県防災・危機管理協議会との連携

県は、近畿府県防災・危機管理協議会にオブザーバー参加し、関西圏の自治体との連携を図るものとする。

3 県内市町村と県外市町村との相互応援協定

市町村は、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。なお、協定を締結した場合は、下記に留意すること。

- ・発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができる体制整備
- ・平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認 等）

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 他市町村への応援の準備
- 2 県内市町村の相互応援に係る体制の整備
- 3 県外市町村との災害時応援協定締結の促進

第4章 消防活動体制の整備

（消防局、県防災局）

第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 消防組織の整備

1 消防組織及び施設の現況

（1）消防本部の現況

県内の常備消防は、東部広域行政管理組合・中部ふるさと広域連合・西部広域行政管理組合の3つの広域行政管理組合等（市町村の一部事務組合及び広域連合）に消防局消防本部が設置され、消防の事務を行っている。主な消防の事務は、次のとおりである。

- ア 火災・事故の予防（予防査察、意識啓発、消防力の整備 等）
- イ 消火の活動及び原因・損害の調査（消火、延焼防止、救出救助 等）
- ウ 救急業務（傷病者の搬送、応急手当 等）

（2）消防団の現況

ア 消防団は、常備消防と同様に市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意志に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も合わせ有しており、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」といった3つの特性を活かしながら、初期消火や残火処理等を行うほか、大規模災害時等には住民の避難誘導や災害防御等を行っている。

イ また、平時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化に大きな役割を果たしている。

ウ なお、当県においては水防法にいう水防団は置かず、消防団を水防活動に当たらせている。

（3）消防防災航空隊の現況

ア 県（防災局）は、鳥取空港内に鳥取県防災局消防防災航空センターを置き、消防防災航空隊を組織している。

イ 消防防災航空隊は、市町村又は消防局からの要請に応じ、又は自ら必要であると認めるときは、消防防災ヘリコプターを用いた消防の支援活動を行っている。

（4）施設の現況

消防水利の現況、消防自動車等の保有状況は、資料編のとおり。

2 消防組織及び施設の整備充実対策

市町村及び消防局は、県民の消防需要に的確に対応するため、消防力の整備指針（消防庁告示。以下、本章において「整備指針」という。）に基づき、その消防力の整備を図るものとする。

（1）常備消防組織の整備充実

消防局は、緊急時に消防職員が速やかに参集し、災害応急活動が行えるよう次の計画を作成し、組織体制を整備するとともに、消防職員がその業務を的確に実施するために必要な職務能力を有し、相互に連携した活動を行うことができるよう配慮するものとする。

ア 人員計画 イ 組織分掌計画 ウ 消防局及び署の部隊編成計画

（2）消防団の整備充実

県・市町村は、消防団員を確保するとともに、消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。

ア 市町村は、女性や公務員等の消防団への加入促進を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の導入等により民間企業の従業員等が勤務地の消防団に入団しやすい仕組みづくりに努め、十分な消防団員数の確保に努めるものとする。

イ 市町村・消防局は、事業所・学校等への避難訓練や救命講習等の防災教育を推進を通じ、消防団への入団促進を図るよう努めるものとする。

ウ 県（防災局）は、防災・危機管理対策交付金による市町村への支援や、職員に対して積極的に消防団に加入するよう働きかけるなどにより、消防団の充実強化を推進するものとする。

エ 県及び市町は、消防団活動への県民の意識を高めるための広報を積極的に行うものとする。

（3）消防施設の整備充実

ア 市町村及び消防局は、消防庁から示された「整備指針」等に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽及び救助資機材等の消防施設について整備を行っているところであるが、引き続きこれら施設の整備に努めるものとする。

イ 市町村は、消防団が使用する資機材を保管する消防機庫の整備に引き続き努めるものとする。

（4）緊急消防援助隊に係る体制の整備

ア 応援・受援体制の整備

県（防災局）市町村及び消防局は、緊急消防援助隊の派遣・受入については「緊急消防援助隊鳥取県応援・受

援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

イ 緊急消防援助隊の維持、強化

(ア) 県（防災局）及び消防局は、緊急消防援助隊の登録部隊の維持、強化を図るものとする。

(イ) 県（防災局）市町村及び消防局は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進するものとする。

3 消防団の活動環境の整備

県（防災局）市町村及び消防局は相互に連携し、以下に例示する対策等を踏まえ、消防団の活動環境の整備を推進するものとする。

(1) 地域住民、被雇用者、女性が参加しやすく活動しやすい活動環境・制度の導入

ア 消防団組織・制度の多様化

(ア) 特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（機能別団員）あるいは分団（機能別分団）の制度等を導入する。

(イ) 条例上の採用要件として性別・年齢・居住地等を限定している場合には、当該条例を見直し、幅広い層の住民が入団できる環境を整備する。

イ 被雇用者団員の活動環境の整備

(ア) 昼夜間を通して災害対応が可能な団員を確保するため、バランスの取れた団員確保を行うとともに、団員の勤務状況を把握し、必要な団員が出場できる団員相互の支援体制を確立する。

(イ) 市町村における消防団協力事業所表示制度の導入促進を図るとともに、鳥取県消防団協力事業所認定制度の実施等により、消防団と事業所との連絡・協力体制を確保し、消防団員となった従業員が消防団活動しやすい環境整備を行う。

(2) 地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の促進

ア 地域において、住民・事業所・自主防災組織等の協力を得るため、市町村、消防団が中心となり、地域の防災体制を検討・協議する場を設置し、協力の範囲・方法等を協議する。

イ 火災予防広報、防火診断等地域住民と接する活動を積極的に展開し、効果的な広報施策を展開する。

ウ 自主防災組織、女性防火クラブ等、各地域の様々な防災関連地域組織と連携し、協力体制を構築する。

4 消防団の情報伝達体制の整備

県（防災局）は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている場合等、消防団から県防災局又は消防本部に対して被害情報の提供を行うよう、消防団幹部に依頼するとともに、あらかじめ消防団長をはじめとする消防団幹部と相互に連絡ができる体制の構築に努めるものとする。

第3節 火災予防対策

1 防火対象物に対する防火対策

(1) 立入検査等

春季及び秋季の火災予防運動その他必要の都度、各消防局は各家庭及び興業場、百貨店、旅館、飲食店その他の施設、若しくは公衆の出入りする場所その他関係のある場所を立入検査し、防災安全対策上問題のある点は、関係者に対し万全を期すよう指導する。

(2) 建築同意制度の活用

消防局は、消防法の規定による建築同意制度により、建築面からの火災予防の徹底を図る。

(3) 防火対象物定期点検制度の推進

消防局は、防火対象物定期点検報告制度又は自主点検報告制度の対象となっている施設について、リーフレット等により広く周知する。

2 建造物防火対策

震災対策編第1部第3章「地震災害に強いまちづくり」参照

3 住宅防火対策

市町村、消防局及び県（防災局）は、住宅用火災警報器の奏功事例の提供等各種広報活動や研修会の開催等により、県民による住宅用火災警報器の早期設置の促進を図るものとする。

4 危険物に対する防火対策

大規模事故対策編第1部第6章「危険物等災害の予防」を参照。

5 林野火災予防対策

(1) 広域的、総合的消防防災体制の確立

ア 市町村その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

イ 市町村は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。

ウ 水利の少ない岡山県境での林野火災に備え、鳥取・岡山両県の間で消防防災ヘリコプターのダム水利の使用に関する協定を締結している。引き続き、他県との間での協定締結に努める。

(2) 出火防止対策

市町村及び消防局は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

6 防火教育・広報の推進

県（防災局、教育委員会）市町村及び消防局等は、防火教育・広報活動により防火思想の普及と防火意識の高揚を図る。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 常備消防との連携及び常備消防の整備充実
- 2 消防団の整備充実
- 3 消防施設の整備充実
- 4 高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進
- 5 消防団の情報伝達体制の整備
- 6 林野火災の発生防止及び応急対策
- 7 失火防止に関する啓発広報の促進
- 8 火災多発危険期における巡視及び監視の徹底
- 9 防火教育・広報の推進

災害予防編（共通）

第5部

避難対策計画

第1章 避難体制の整備

（市町村、県防災局、県福祉保健部、県国土整備部、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、市町村長の避難勧告等の発出、避難勧告等の伝達、避難誘導等の災害時の避難体制について整備することを目的とする。

第2節 避難体制の整備

1 市町村等の避難の計画の整備

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

- (1) 市町村
 - ア 過去の災害の発生状況
 - イ 災害の発生危険箇所
 - ウ 避難勧告等を行う基準及び伝達方法
 - エ 避難勧告等に係る権限の代行順位
 - オ 避難所等の名称、所在地、収容人員
 - カ 避難所等への経路（避難路）及び誘導方法
 - キ 災害時要援護者に配慮した避難支援体制

(2) 特定の施設の管理者

学校、病院、事業所等の多数の者が出入又は勤務・居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、市町村長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、関係者への周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

2 避難勧告等の発出体制の整備

(1) 避難勧告等についての事前周知

ア 市町村は、住民に対して避難勧告等の意味や発出時取るべき行動などについて、ホームページや各種の広報媒体により十分な周知を図るものとする。

【三類型の避難勧告等一覧】

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難) 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

イ 市町村は、避難準備(要援護者避難)情報について、避難勧告等の発出において制度的に位置付けるとともに、住民への周知を図るものとする。

ウ 市町村は、避難勧告等発出時に住民が適切な避難行動を取ることができるよう、次に掲げる事項について日頃から周知するものとする。

- (ア) 避難場所、避難路の事前確認
- (イ) 避難勧告等発出時の自主避難

(2) 避難勧告等の発出基準の策定

ア 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

(ア) 市町村は、避難勧告等を適時・適切に行うために、鳥取地方気象台・河川管理者・海岸管理者・県・砂防関係機関等の関係機関と連携して、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを早急に整備するものとする。

【避難勧告等の判断・伝達マニュアルに記載すべき項目】

項目	水害	土砂災害
(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定(過去の浸水実績、浸水想定、河川の特徴に関する情報)	土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定(過去の土砂災害記録、土砂災害警戒区域図又は土砂災害危険箇所図、危険箇所の特徴に関する情報)
(2) 避難すべき区域	水位観測点ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定(人的被害の危険性に関する情報)	避難が必要な危険区域をあらかじめ特定(図面等をあらかじめ準備し検討、原則土砂災害警戒区域内及び土砂災害危険箇所にある住宅等を対象)
(3) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方	ア 住民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 イ 避難すべき区域毎に避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準・考え方を策定(災害時に入手できる実況情報等)	土砂災害警戒情報に基づく避難勧告等の発令について記載
(4) 避難勧告等の伝達方法	ア 伝達文の内容の設定 イ 伝達手段・伝達先の設定(情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制)	
(5) その他留意すべき災害特性	外水氾濫(河川の氾濫等)、内水氾濫(市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等)	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

(イ) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定に当たっては、災害の特性と住民に求められる避難行動(事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動)に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。

イ 県(防災局)は、避難勧告等の発令基準の策定について、支援及び助言に努める。

[避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定に当たっての参考情報]

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」

(H17.3月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会策定)

http://www.bousai.go.jp/chubou/12/siryu3_2.pdf

(3) 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

市町村は、迅速・的確な避難が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ア 市町村長不在時の発令代行順位
- イ 発令の判断に必要な情報の確実な入手体制の整備
- ウ 災害種別に応じた避難場所・経路の事前選定

3 市町村地域防災計画の整備

市町村は、避難勧告等の発出について、以下の項目について定め、市町村地域防災計画に記載するものとする。

	項目	内容	根拠法令等
全般	避難勧告等の発令の判断基準・考え方	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに記載すべき項目のうち、避難勧告等の判断基準及び避難すべき地域について、市町村地域防災計画に記載	
	避難場所等(法定)	・災害の種類に応じて、浸水及び土砂災害からの安全性について要配慮 ・その他必要な事項：避難経路、避難誘導体制等	水防法第15条 土砂災害防止法第7条
	災害時要援護者への支援体制	・災害時要援護者の情報把握方法 ・災害時要援護者に対する情報伝達体制	
浸水想定区域	浸水想定区域	・浸水想定区域の名称、箇所等	
	洪水予報等の伝達方法(法定)	・浸水想定区域ごとに規定 ・想定される伝達手段：防災無線、電話、FAX、電子メール等 ・伝達の対象となる情報：洪水予報、避難判断水位(特別警戒水位)到達情報	水防法第15条
	その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	・浸水想定区域ごとに規定 ・その他必要な事項：洪水予報等の伝達手段(具体的かつ詳細な手段)	

	項目	内容	根拠法令等
浸水想定区域	地下街、災害時要援護者利用施設の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法（法定）	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域ごとに規定 ・地下街：地下街、地下駐車場等 ・災害時要援護者利用施設：老人福祉施設（養護老人ホーム等）、身体障がい者厚生施設、身体障がい者更正援護施設（身体障がい者療護施設）、助産施設、児童福祉施設（保育所等）、医療施設（病院等）、特別支援学校等 ・災害時要援護者利用施設については、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを記載 ・それぞれの施設について、洪水時の避難確保のため、洪水予報等の伝達方法を定める必要がある。 	水防法第15条及び2
土砂災害	土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域の名称、箇所等	
	土砂災害特別警戒区域	・土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等	
	土砂災害危険箇所	・土砂災害危険箇所の名称、箇所等	
害防止法	土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制（法定）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域ごとに規定 ・雨量情報、土砂災害警戒情報、住民から前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制について記載 	土砂災害防止法第7条
	災害時要援護者関連施設の名称及び所在地及び土砂災害にかかる情報、予報及び警報の伝達方法（法定）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域ごとに規定 ・災害時要援護者関連施設については、土砂災害警戒情報等の情報の伝達体制を定めるものとする。 	土砂災害防止法第7条2
津波	津波浸水想定区域（沿岸市町村のみ）	・津波浸水想定区域の区域、到達予想時間、避難場所（高台若しくは堅牢な建物）等	

4 ハザードマップの配布等

市町村長は、以下の事項を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布、インターネットの利用その他の適切な方法により、各世帯に提供するものとする。

区分	項目	根拠法令等
浸水想定区域（法定）	浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路、避難誘導體制等	水防法施行規則第4条
土砂災害警戒区域（法定）	土砂災害警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制等	土砂災害防止法第7条
土砂災害特別警戒区域（法定）	土砂災害特別警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制等	土砂災害防止法第7条
土砂災害危険箇所	土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制等	
地震・津波の危険性	想定震度、液状化の危険性、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所等	

（参考）広域的な避難活動について

2005年に米国で発生したハリケーン「カトリーナ」においては、強風と高潮に伴う大規模な浸水により多数の人的被害と住家被害等が発生したが、組織的な避難支援や、州警察によるカウンターフロー（道路の一方通行化）等の措置により、最大で約110万人を避難させることに成功している。

本県においても、避難対象世帯が広範囲に及ぶ場合や、遠隔地への避難が必要になった場合等に必要になる広域的な避難活動の支援について、対策の整備に努めるものとする。

（対策の例）

- ・避難の規模に応じた所要時間を踏まえた上で、早期の避難情報を発出。
- ・公共交通機関の協力を得て、遠隔地の避難所へ集団搬送の実施
- ・市町村の境界を超え、他の市町村（他県の市町村を含む）への避難（及び、避難者の受入）

第3節 災害時要援護者の避難支援体制の整備

1 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦

等が挙げられる。

2 災害時要援護者の状況把握

- (1) 市町村は、災害時要援護者に関する情報（要援護者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から把握する体制の整備に努めるものとし、市町村ごとに情報の把握方法を決定し、平時からの情報把握を実施するものとする。

【災害時要援護者の状況把握方式例】

区分	概要	課題等
同意方式	市町村(防災又は福祉部局)消防団、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握し、避難支援プランを整備する方式	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。 効率よく迅速な情報収集が困難であり、対象者の特定の検討が必要。昔ながらの人のつながりにより対象者の把握が可能な地域では取り組むべき。 福祉関係者等が福祉施策の一環と位置付け、保有情報をもとに要援護者と接することも有効。
手上げ方式	制度の創設を周知して、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者につき避難支援プランを整備する方式	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。 登録を希望しない者への対策が必要。 共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、要援護者となり得る者の全体像が把握できない。
関係機関共有方式	市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉部局と防災部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定し、避難支援プランを整備する方式。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉部局が緊急時連絡先、要支援内容等を把握している場合は有効だが、適用する条例例外規定によっては情報共有できる者が限定。 特定した要援護者が必要とする支援内容等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。

- (2) 災害時要援護者の状況把握に当たっては、情報を防災・福祉部局等で共有した基本情報を元に、本人の同意を得て避難支援に必要な情報を収集することを基本とする。
- (3) 併せて、早急な整備が不可能な場合や同意が得られない場合の対策として、必要に応じて、関係機関共有方式により情報を共有するものとする。この際、各市町村の個人情報保護条例の実態に応じて、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。
- (4) 県（防災局及び福祉保健部）は、市町村の状況把握を支援する制度の整備及び助言に努める。

3 避難支援プランの策定

県では、市町村における災害時要援護者の避難支援プランの策定を支援するため「災害時要援護者避難対策推進指針」を策定している。市町村においては、この指針を踏まえ、具体的な避難支援プランを早急に整備するものとする。

- (1) 避難支援プラン・全体計画に規定する主な項目

項目	内容
要援護者の範囲	対象者の基準
情報の収集・共有・提供に係る方針・取扱い	情報収集項目、情報収集方法、情報共有方法、要援護者情報の管理
個人情報の取扱方針	情報共有の範囲、守秘義務の確保
災害時要援護者への主な情報伝達体制・手段	要援護者への情報伝達、支援者への情報伝達、関係機関間の情報伝達
災害時要援護者の避難に係る基準（地区単位）	避難を判断する情報、具体的な数値基準、発令の範囲
避難支援者の設定方法	避難支援者の決定・周知、具体的な避難支援の実施計画
その他必要な事項	要援護者支援に係る訓練、避難支援プランの周知、啓発や訓練の実施計画

(2) 避難支援プラン・個別計画に規定する主な項目

項目	内容
災害時要援護者の基本情報	氏名、住所等
避難に必要な情報	障がいの程度等、避難に必要な手段、連絡先、家族・縁戚等支援可能な者の情報 等
避難の基準	
避難支援者又は避難支援者の有無	
情報伝達手段	電話番号、FAX、メールアドレス、その他緊急連絡手段等
必要な避難手段	
その他避難に必要な情報	

(3) 避難支援プラン策定に当たっての留意事項

ア 防災関係部局と福祉関係部局で相互に連携して避難支援プランの策定に取り組む。

イ 消防団、自主防災組織等、また、平時から災害時要援護者と接している福祉関係者（社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等）との連携を図り、既存のネットワークを活用する。

ウ 災害時要援護者の個々の状態を踏まえ、的確に情報が伝達できる具体的手法を定める（障がいの程度による伝達機器の選定等）。

エ 個人情報の保護やプライバシーに配慮しつつ、要援護者情報を防災関係部局、福祉関係部局等と共有すると共に、避難支援者も平時から共有しておくことが重要である。

オ 災害時において、事前に収集した個人情報の目的外利用や第三者への提供が本人の利益になる場合には、情報を受ける側の守秘義務を確保することで、本人の同意なしにこれを行うことが可能であるので、積極的に取り組むものとする。

カ 避難勧告、避難指示のほか、避難準備（要援護者避難）情報を発出する判断基準をあらかじめ定め、当該情報の発出時に災害時要援護者及び支援者が避難行動を開始できるよう平時から周知を図る。

キ 特に外国人に対しては、文化・習慣の違いから、多様な言語による情報伝達や避難誘導、避難所での支援体制が必要となることから、市町村は県と連携して国際交流員や通訳ボランティア等の広域的な派遣体制の整備に取り組む。

(4) 県（防災局及び福祉保健部）は、市町村の避難支援プラン整備に当たっての支援及び助言に努める。

[避難支援プラン策定に当たっての参考情報]

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」

（平成18年3月、災害時要援護者の避難対策に関する検討会策定）

内閣府防災情報のページ：災害時要援護者の避難支援ガイドラインについて

http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328/index.html

「災害時要援護者対策の進め方について」

（平成19年3月、災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会策定）

内閣府防災情報のページ：災害時要援護者対策の進め方について（報告書）

http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/070419/

「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」

（平成17年11月、県福祉保健部障害福祉課作成）

鳥取県障害福祉課ホームページ：障がい者のための防災マニュアル

<http://www.pref.tottori.jp/shougaihukushi/bousaimanyuaru/>

4 支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応するものとする。

5 災害時要援護者利用施設における体制整備

(1) 市町村は、平時から、社会福祉施設などの主として災害時要援護者が利用する施設（以下「災害時要援護者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。

ア 災害時の応援協定の締結

イ 福祉避難所としての指定

ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立

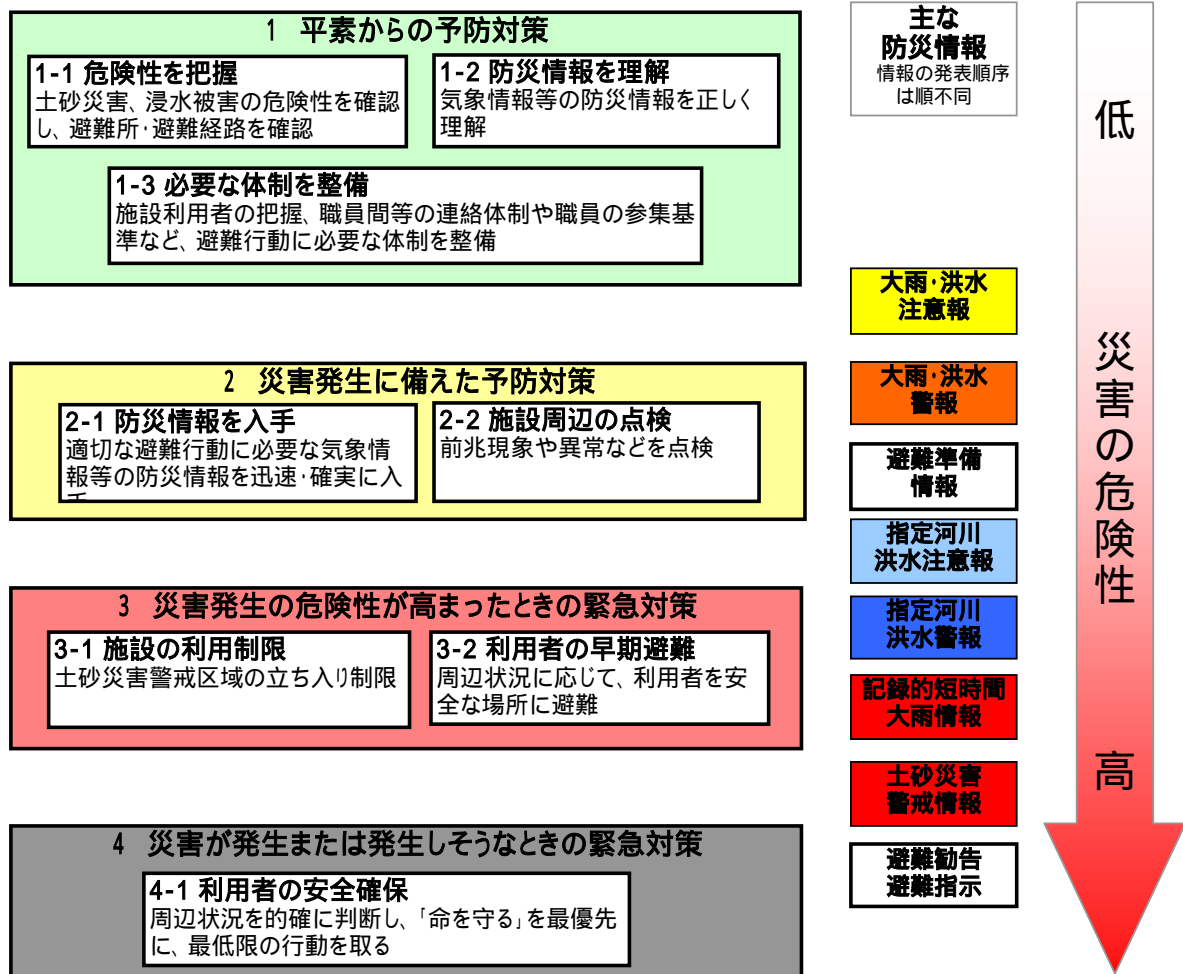
エ 施設利用方法等を確認

オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

(2) 県、市町村、施設管理者は、災害時要援護者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。

(3)施設管理者は、県が作成した「災害時要援護者利用施設避難対策指針」を参考に、市町村と連携して各施設の避難計画を作成するものとする。

【避難計画の主な内容】



第4節 児童・生徒等の集団避難体制の整備

1 各学校への連絡網の整備

県（教育委員会、企画部）及び市町村教育委員会は、教育長の各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

2 各学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

- (1) 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法
- (2) 避難場所の選定
- (3) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
- (4) 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

3 校舎における確認事項

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

4 児童、生徒への連絡網の整備

- (1) 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。
- (2) 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。

5 避難訓練等の実施

学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。

6 その他の学校等における避難体制の整備

- (1) 県立学校、私立学校等においても、上記に準じて集団避難体制の整備を行う。
- (2) 市町村は、保育所における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村管理施設の避難の計画の整備
- 2 避難勧告等の発出体制の整備
 - (1) 避難勧告等についての住民等への事前周知
 - (2) 避難勧告等の発出基準の策定（避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定）
 - (3) 避難勧告等の発令・伝達体制の整備
- 3 避難勧告等の発令基準
 - (1) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方
 - (2) 避難場所等（法定）
 - (3) 災害時要援護者への支援体制
 - (4) 浸水想定区域の名称、箇所等
 - (5) 洪水予報等の伝達方法（法定）
 - (6) 地下街、災害時要援護者利用施設の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法（法定）
 - (7) 土砂災害警戒区域の名称、箇所等
 - (8) 土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等
 - (9) 土砂災害危険箇所等の名称、箇所等
 - (10) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制（法定）
 - (11) 災害時要援護者関連施設の名称及び所在地及び土砂災害にかかる情報、予報及び警報の伝達方法（法定）
 - (12) 津波浸水想定区域の箇所等（沿岸市町村のみ）
 - (13) その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 4 住民へのハザードマップの配布等による周知
- 5 災害時要援護者の避難支援体制の整備
 - (1) 災害時要援護者の状況把握（方式の決定）
 - (2) 避難支援プランの策定
 - (3) 社会福祉施設等での受入・支援体制の整備
- 6 児童・生徒等の集団避難体制の整備
 - (1) 各学校への連絡網の整備
 - (2) 学校の避難計画の準備
 - (3) 児童、生徒への連絡網の整備
 - (4) 避難訓練等の実施
 - (5) 保育所における避難体制等の整備

第2章 避難所運営体制の整備

（市町村、県防災局、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、災害時に避難所を適切に開設及び運営するための体制を整備することを目的とする。

第2節 避難所の整備

1 避難所の整備

- (1) 市町村ごとに、地域の実態に即した避難所・避難路等の整備を推進するものとする。
- (2) また、図記号等による分かりやすい案内板等の設置を行い、日ごろから避難所の場所を分かりやすく掲示するよう努めるものとする。

2 避難所の指定

(1) 避難所の指定

ア 市町村は、災害等発生時に避難場所として使用する施設を避難所として、あらかじめ指定する。（避難所の現況は資料編参照）また、災害時要援護者など、避難所において特別な配慮を必要とする者が生活する施設として、福祉避難所をあらかじめ指定する。

イ 避難所の指定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

【避難施設の指定に当たって留意すべき事項】

項目	留意すべき事項
1 災害に対する安全性	(1) 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。 (2) 土砂災害や浸水などの危険性がないこと。 (3) 地震により容易に被災しない耐震性を有する施設であること。
2 洪水、高潮、津波に対する安全性	沿岸部及び河川の流域にあつては、ある程度標高が高い地域であること。
3 土砂災害に対する安全性	一定程度土砂災害危険箇所から離れた場所であること。
4 公共性	避難所は、いつでも容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、公的施設等を活用すること。
5 生活必需品等の供給能力	(1) 避難所には長時間滞在することが予測されるので、食料・飲料水・医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。 (2) 特に、隣接道路の幅員等を勘案し、車両等による物資の輸送が比較的容易にできる場所とすること。
6 アスベストに対する安全性	アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難施設についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）

(2) 避難所以外の施設の活用

避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

(3) 応援機関の受援施設との調整

ア 県が策定する「自衛隊受援計画」「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」などで、応援機関の活動拠点として指定が想定されている施設については、原則として、避難所として指定しないこと。

イ 既に指定された避難所が応援機関の活動拠点として指定が必要となった場合には、県と調整の上、指定の見直しを検討すること。

ウ ただし、当該地域の事情により他に適当な施設がない場合は、避難者の生活と応援機関の活動拠点としての利用が相互に支障がないよう、利用方法等を調整しておくものとする。

(4) 施設管理者との事前協議

市町村は、避難所として指定する予定の施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

(5) 県立学校との事前協議

ア 県立学校の施設を避難所として指定する場合は、次の事項を該当校と協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

（ア）避難所として指定する施設の範囲 （イ）避難地区の範囲 （ウ）避難地区住民への周知の方法

イ 県立学校の施設を避難所として指定している市町村は、毎年度当初に上記事項を協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

なお、学校施設は夜間は施錠されているため、非常時の避難所開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）について、あらかじめ該当校と調整を図っておく。

(6) 県有施設の事前調整

県（各部局）は、避難所として指定された県有施設との事前調整に努める。

(7) 指定管理者との調整

ア 避難所の指定に当たって、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する地方公共団体は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。

イ すでに避難所に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

3 避難所の設備及び物資等の配備または準備

(1) 市町村は、避難所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める。（給水施設、仮設トイレ、マット、通信機器、テレビ、ラジオ等）

(2) また、避難生活に必要な物資等は、なるべく避難所又はその近傍に分散備蓄することに努める。（食料、水、常備薬、毛布、携帯トイレ等）

(3) なお、浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管。

4 避難路の確保・指定

市町村は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、あらかじめ避難所への避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

(1) 避難路は、水路沿いやがけ地付近などを極力避けて選定するものとする。

(2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、県警察本部は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

5 一時的な施設の借上げ等の準備

県及び市町村は、多数の住民避難により避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の災害時要援護者等の避難先として活用する場合を考慮し、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結する等により、一時的な施設の借上げ体制の整備に努める。

6 避難所等に関する広報

(1) 市町村による広報

市町村は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から防災マップ・ハザードマップ等の活用や訓練により、住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 避難所の名称及び所在位置

イ 避難所への経路（避難路）

ウ 避難収容後の心得

(2) 県による広報

県（防災局）は、ホームページで避難所の情報を公表し、周知の支援を図るものとする。

第3節 避難所運営体制の整備

1 避難所機能・運営基準等の策定

市町村は、避難所運営を円滑に実施するため、鳥取県防災対策研究会が策定した「鳥取県避難所機能・運営基準」を参考とする等して、次の事項に留意した避難所機能・運営基準等をあらかじめ策定するものとする。（基準については、資料編のとおり）

(1) 避難所の規模に応じた受入規模

(2) 夜間・休日等における開設手順

(3) 配置職員規模

(4) 避難者等の協力を含めた運営体制

(5) プライバシーの確保

(6) 災害時要援護者への配慮

(7) いわゆるエコノミークラス症候群対策

(8) 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮

(9) 避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など）

(10) 備蓄物資及び支援物資の配分計画

2 避難所の運営組織の調整及び決定

(1) 避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。

(2) 市町村は、あらかじめ、避難所開設時の運営組織及び市町村との役割分担を調整し、定めておくものとする。

3 避難所運営訓練の実施

市町村は、地域住民や避難所運営協力者等と連携した避難所運営訓練等を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 避難所・避難路等の整備
- 2 避難所（福祉避難所を含む）の指定
- 3 避難所の設備及び物資等の配備または準備
- 4 避難路の確保・指定
- 5 一時的な施設の借り上げ等の準備
- 6 避難所等に関する広報
- 7 避難所運営体制の整備
 - (1) 避難所機能・運営基準等の策定
 - (2) 避難所の運営組織の調整及び決定
 - (3) 避難所運営訓練の実施

第3章 孤立予想集落対策の強化

（KDDI、NTTドコモ中国、県防災局、県土整備部）

第1節 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

第2節 孤立集落について

1 孤立集落及びその発生原因について

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- （1）地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- （2）地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石、雪崩等の恐れがある箇所に対する事前通行止め
- （3）津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積等

2 孤立予想集落の特定

県内の孤立予想集落の状況は、資料編のとおりである。

第3節 孤立防止対策

1 孤立予想集落の特定

- （1）市町村は、市町村内の孤立が予想される集落をあらかじめ特定しておくものとする。
- （2）市町村は、ヘリコプター離着陸場一覧（資料編参照）を参考に、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めしておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとする。

【緊急用ヘリコプター離着陸候補地の条件】 県消防防災ヘリコプターの場合

- ・着陸場所として5m四方の平坦な接地面が確保できること
- ・接地面周囲（半径20m程度）に立木や電線、建物等の障害物がないこと

候補地の例：道路交差点、堤防、田など

2 情報の孤立防止

- （1）市町村は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努めるものとする。
- （2）市町村は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知しておくものとする。
- （3）市町村は、平時から機器の維持管理を自ら行うか地域住民に行わせることとする。
- （4）KDDI及びNTTドコモ中国は、携帯電話の不感地帯解消に努めるものとする。

3 孤立災害発生時の応急対策

市町村及び県（防災局、県土整備部）は、物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合における復旧が完了するまでの間の救援方法等の応急対策について、あらかじめ定めておくものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 孤立予想集落の特定
- 2 孤立予想集落付近のヘリコプター離着陸場の決定又は把握
- 3 災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）の孤立予想集落への配備
- 4 孤立災害発生時の応急対策の事前の決定

第4章 帰宅困難者対策の強化

（県防災局、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、地震等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

第2節 帰宅困難者対策の推進

県（防災局）及び市町村は、各主要駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

1 帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

（参考：帰宅困難者の設定例）

- (1) 自宅までの帰宅距離が10km以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能
- (2) 自宅までの帰宅距離が10～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅者を減減
- (3) 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、徒歩帰宅は困難
- (4) 妊婦、幼児、身体障がい者等は、自宅までの帰宅距離が10km以下であっても徒歩帰宅は困難

2 帰宅困難者に対する基本的な対策

- (1) 帰宅困難者を発生させないための対策

県（防災局）及び市町村は、県民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

ア 災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、帰宅困難者に対して周知徹底する。

イ 県民に対して、日ごろから次のような取り組みを行うよう啓発する。

- (ア) 正確な情報収集をするためのラジオの携帯
- (イ) 地図、懐中電灯の準備
- (ウ) 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
- (エ) 家族との連絡手段・集合場所についての話し合い
- (オ) 安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認
- (カ) 歩いて帰る訓練の実施
- (キ) 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

- (2) 事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や、主要駅やバスターミナル等への職員派遣体制を整備するものとする。

3 帰宅困難者を支援する対策

- (1) 情報収集・提供の体制整備

県（防災局）及び市町村は、帰宅困難者が多く発生する主要駅やバスターミナル等との情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

- (2) 帰宅支援の協力体制の整備

県（防災局）は、コンビニエンスストア及び外食事業者と帰宅困難者支援協定を締結し、協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）において帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行う体制を整備しており、今後も引き続きその充実に努めるものとする。

協定締結事業者及び支援ステーション店舗数（平成22年1月1日現在）

業種	事業社名（50音順）	店舗数
コンビニエンスストア	(株)ファミリーマート	31店舗
	(株)ポプラ	51店舗
	(株)ローソン	89店舗
外食事業者	(株)壱番屋	5店舗
	(株)モスフードサービス	8店舗
	(株)吉野屋	3店舗
計	6事業者	187店舗

- (3) 妊婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

県（防災局）及び市町村は、妊婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 帰宅困難者を発生させないための対策
- 2 情報収集及び帰宅困難者への情報提供体制の整備
- 3 帰宅支援の協力体制の整備
- 4 妊婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

災害予防編（共通）

第6部

医療救助計画

第1章 医療（助産）救護体制の整備

（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県防災局、県福祉保健部、県病院局）

第1節 目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失うことが十分予想されることから、県、市町村、その他関係医療機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療救護体制を整備することを目的とする。

第2節 医療救護体制の確立

県、市町村、その他関係機関は、災害に備え、次のとおり医療救護活動体制を確立するものとする。なお、医療救護活動に準じて助産の救護を行う。

1 県

「鳥取県保健医療計画」及び「災害時の医療救護マニュアル」に基づき、体制を整備する。

- (1) 本庁は医療救護対策本部として、また保健所は現地医療救護センターとして位置付け、医療救護体制の整備を図る。
- (2) 県立病院を後方医療機関として、また災害拠点病院として重症患者の受入れを速やかに行うための整備を図る。
- (3) 災害拠点病院の整備及び連携の促進を図る。
- (4) 県立病院等救護班の編成体制を整備すると共に、災害時の救護班の体制について関係団体等と検討を行うものとする。
- (5) 負傷者の搬送体制の整備を図る。
- (6) 後方医療機関の指定及び関係機関等への周知を図る。
- (7) 鳥取県消防防災ヘリのドクターヘリの運用を可能とするため、必要な医療機材を整備する。
- (8) 広域搬送の円滑化のため、災害時に受入可能な県外病院の具体的な検討及び県外病院の指定（協定の締結）並びに県内外病院への搬送を調整する者の配置の検討を行う。
- (9) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備を図る。
- (10) 患者搬送に必要な車両につき事前に把握する。
- (11) 心のケアに従事する職員を育成するため、県や市町村の職員を対象として研修会を実施する。
- (12) 「広域災害救急医療情報システム」の災害時の効率的な搬送体制への活用について検討するものとする。
- (13) 他県等の災害派遣医療チームや3府県（京都府、兵庫県、鳥取県）で共同利用するドクターヘリについて、要請を行う手順や、受入体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (14) 災害時の迅速なトリアージの実施のため、研修の実施及び実施体制の整備を行うものとする。
- (15) 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備や研修、資機材整備等の支援を行うものとする。（第5節のとおり。）
- (16) 災害時に医薬品等の円滑な提供体制の整備を行うものとする。
- (17) 大規模事故やNBC災害等を想定した医療救護体制等について検討を行うものとする。

2 市町村、消防局

- (1) 自治体病院等救護班の編成体制を整備する。
- (2) 負傷者の搬送体制を整備する。
- (3) 自治体病院を後方医療機関として整備する。
- (4) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。
- (5) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。
- (6) 自主防災組織の活用方法を検討する。

3 日本赤十字社（以下「日赤」という。）鳥取県支部

日赤鳥取県支部は、赤十字病院の医療救護班の編成体制及び後方医療機関としての整備充実を図る。

また、日赤鳥取県支部は、こころのケア指導者の養成など、こころのケア対策の充実を図る。

4 自治体病院・公的病院

自治体病院・公的病院は、医療救護班の編成体制を整備する。

5 災害拠点病院

- (1) 地域災害医療センター（東・中・西の二次医療圏ごとに1か所）

所在する二次医療圏内の被災地の医療確保、被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸出し）を行う。

東部	鳥取赤十字病院	
中部	鳥取県立厚生病院	屋上ヘリポートあり
西部	鳥取大学医学部附属病院	

- (2) 基幹災害医療センター（県下に1か所）

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出し）を行うとともに、地域災害医療センターの後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担う。

基幹災害医療センター	鳥取県立中央病院	敷地内に場外離着陸場あり
------------	----------	--------------

なお、県立中央病院（本館）は、昭和56年の建築基準法改正前に整備された建築物であり、施設の耐震安全性が担保されていないため、早急に耐震化工事を実施するものとする。（平成22年度着工、平成23年3月完成予定）

6 鳥取大学

鳥取大学は、医学部附属病院の医療救護班の編成体制を整備する。

7 中国四国厚生局

中国四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構との連絡調整体制を整備する。

8 県医師会等

- (1) 県医師会及び地区医師会は、救護班の編成体制について整備する。
- (2) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

9 県歯科医師会

県歯科医師会及び地区歯科医師会は、救護班の編成体制について整備する。

10 県薬剤師会

県薬剤師会は、救護班の編成体制について整備する。

11 県看護協会

県看護協会は、災害支援ナースの派遣体制を整備するものとする。

12 その他

- (1) 各医療機関は、災害時に使用する医療用水の確保方法の検討に努めるものとする。
- (2) 医療機関は、平時から非常用電源を確保する等の対策を講じ、災害時にはこれを有効に活用するものとする。

第3節 災害拠点病院等の被災時に備えた体制整備

県（福祉保健部、病院局）は、災害時において災害拠点病院が被災し、病院機能を喪失した場合の対策を講じておくとともに、県立病院の被害を低減するため、必要な予防策を講じておくものとする。

県以外の災害拠点病院や自治体病院の管理者は、県に準じて必要な措置を講じておくものとする。

1 安全性の確保

県立病院施設の耐震性の確保や、浸水防止対策に努めるものとする。

2 ライフライン途絶時の対策

県立病院の停電時に備えて予備電源を確保する等の整備充実に努めるとともに、優先的にライフラインの復旧を行うよう関係機関との体制整備を図るものとする。

3 代替病院施設等の確保

被災地域内の災害拠点病院が機能喪失した場合の代替施設をあらかじめ確保し、被害の程度に応じた活用方法をあらかじめ想定しておくものとする。

4 入院患者等の避難及び緊急転院

県立病院の入院患者や外来患者等の避難誘導体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

なお、県立病院が機能喪失した場合の入院患者の転院や、重症患者の搬送の方法について、あらかじめ決めておくものとする。

5 災害時医療救護チーム等の受援体制整備

県立病院におけるDMAT・他の医療機関から派遣された医療救護班等の災害時医療救護チーム等の受入について、あらかじめ決めておくものとする。

第4節 医薬品等の備蓄体制

災害のため、医薬品等が不足することが予測されることから、次のとおりあらかじめ医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立する。

なお、東中西部の圏域ごとに分散し、洪水時等に浸水のおそれがない場所に備蓄するものとする。

1 県

- (1) 救護活動に必要な医薬品等を東・中・西の各医療圏ごとに備蓄する。

東部	鳥取県立中央病院
中部	鳥取県立厚生病院
西部	鳥取県済生会境港総合病院

なお、災害時の備蓄医薬品の供出手順等についてあらかじめ定め、関係医療機関等に周知を図るものとする。

- (2) 県立病院は、救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。
- (3) 医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握する。
- (4) 国や他県等から医薬品を調達できるよう、体制の確保に努める。

- (5) 県薬剤師会、県医師会、薬品卸売業者等とあらかじめ必要な調整を行い、災害時の効率的な医薬品の調達体制を整備するものとする。（例：県を介さない、通常の商取引に近い流れの薬品調達方法）
 - (6) 有効期限到来前の医薬品の活用を考慮した医薬品の医療機関への備蓄等、効率的な備蓄体制を整備・運用する。
- 2 **市町村**
救護所及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。
 - 3 **日赤鳥取県支部**
救護活動に必要な医薬品等を鳥取赤十字病院、鳥取県赤十字血液センターに備蓄する。
 - 4 **県薬剤師会**
医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握する。

第5節 DMATの体制整備

【DMATとは】 Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームであり、広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする。

1 DMAT運用計画の策定

県等は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、DMAT運営要綱を策定する。

2 DMAT指定医療機関の登録

県は、原則として以下の基準を満たす管内の病院をDMAT指定医療機関として指定し、厚生労働省にその旨報告すると共に、「災害時の医療救護マニュアル」において管内のDMAT指定機関について明示するよう努める。

- (1) DMAT派遣を行う意志を有する医療機関
- (2) DMATの活動に必要な人員、装備を有する医療機関
- (3) 災害拠点病院である医療機関

3 協定の締結

県（福祉保健部）は、DMAT指定医療機関と、DMATの運用に関する必要な事項について協定を締結するものとする。

4 連絡体制の確保

DMAT指定医療機関は、派遣されたDMATとの間の連絡手段を確保するため、機材を整備するものとする。

5 研修及び訓練の実施

- (1) DMAT指定医療機関は、DMAT隊員の研修及び訓練に努めるものとする。
- (2) DMAT登録者は、通常時より連絡体制などDMAT派遣の準備を整え、DMATの研修に積極的に参加するよう努める。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 自治体病院等の災害時医療体制の整備
 - (1) 救護班の編成体制の整備
 - (2) 後方医療機関としての整備
- 2 負傷者の搬送体制の整備
- 3 救護所の指定、整備及び住民への周知
- 4 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備
- 5 災害時医療における自主防災組織の活用方法の検討
- 6 医薬品等の備蓄

第2章 搜索、遺体処理及び埋葬体制の整備

（県生活環境部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を行うための体制を整備することを目的とする。

第2節 行方不明者の搜索

1 搜索体制の整備

- (1) 災害のケース毎に搜索体制は大きく異なると考えられるが、市町村は、災害時に速やかな搜索が実施できるよう、あらかじめ事象に合わせた搜索体制の構築について検討を行うものとする。
- (2) 市町村は、あらかじめ消防団、自主防災組織等との搜索協力体制の構築に努める。

第3節 遺体の処理

1 検視体制の整備

- (1) 警察本部は、速やかに検視活動を実施できるよう、あらかじめ検視隊等の体制整備に努める。
- (2) 市町村は、県と連携し、あらかじめ納棺用の棺、遺体収容用の毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努める。
- (3) 市町村及び県は、検案医師及び看護師について県外から応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援要請体制の整備に努める。

第4節 応急的な埋葬

1 埋葬体制の整備

市町村及び県は、棺その他埋葬に必要な物品について、あらかじめ調達体制の整備に努める。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 行方不明者の搜索体制の整備
- 2 棺その他埋葬に必要な物品の調達体制の整備

災害予防編（共通）

第7部

交通・輸送計画

第1章 緊急輸送体制の整備

（県防災局、県県土整備部、県総務部、県企画部、県商工労働部、警察本部、中国運輸局、県トラック協会、県バス協会、中国地方整備局）

第1節 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送網として、道路、輸送拠点施設等を含めた緊急輸送道路等を指定する。

なお、指定路線の変更及び追加に際しては、別途、道路管理者と協議し指定するものとする。

(1) 緊急輸送道路

ア 県は、県庁、広域防災拠点、市町村災害対策本部等、物資受入港等及び隣接県の主要路線と接続する別表1の路線を、緊急輸送道路に指定する。

イ 緊急輸送道路の設定の考え方

ルート名	路線の概要
第1次ルート	県庁及び県内外の地方中心都市を連絡し、それらと重要港湾、空港を結ぶ道路
第2次ルート	第1次ルートと市町村役場及び主要な防災拠点を連絡する道路 [災害医療拠点、災害時の臨時ヘリポート、港湾、物流拠点（物資の集配施設）、各市町村を結ぶルート]
第3次ルート	1次・2次ルートの代替機能を有する道路

緊急輸送道路は、国の補助制度等を活用して、整備充実を図るものとする。

(2) 物資受入港

ア 県は、海路からの物資受入港として、別表2の港湾、漁港を指定する。

イ 物資受入港

港湾・漁港名	種別	管理者
鳥取港	重要港湾	鳥取県
境港	重要港湾	境港管理組合
赤碕港	地方港湾	鳥取県
田後港	地方港湾（避難港）	鳥取県

(3) ヘリコプター離着陸場

空路を用いた輸送拠点としては、第一に鳥取空港及び美保空港の利用が考えられるが、円滑な輸送体制推進のため、県はヘリコプター離着陸場を指定する。（資料編参照）

(4) 市町村緊急輸送道路等

市町村は、地域内における緊急輸送を確保するため、各市町村において緊急輸送道路及びヘリコプター離着陸場を指定する。この際、県の指定する緊急輸送道路との補完性、代替性などに配慮する。

(5) 応援部隊の進出経路など

県は、消防機関・自衛隊等の応援部隊についてそれぞれの受援計画に基づき、進出経路を定める。

2 緊急輸送道路等の整備

(1) 交通施設の整備・耐震化

緊急輸送道路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター離着陸場を除く。）は、災害の発生による施設の破損を防ぐため、その管理する道路、港湾施設、交通安全施設などの整備、耐震化を図る。

(2) 代替経路の確保

県、市町村、道路管理者等の関係機関は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

ア 複層的なネットワークの構築

第1次ルートについては、災害発生時の道路寸断を考慮し、高速道路（姫鳥線、山陰道）、バイパス（国道9号）等の整備を図ることにより、複層的な輸送経路ネットワークの構築を推進する。

イ 代替経路の想定

ウ 海上輸送・空路輸送の活用

3 輸送体制の推進

県や関係機関は、緊急輸送体制をより強化するため、上記のほか次の点に留意するものとする。

(1) 輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

ア 県及び緊急輸送道路等の管理者は、災害時、速やかに管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するもの

とする。

イ 県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、災害時、速やかに緊急輸送道路等に係る情報を共有し、その使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行うことができるよう、平素から情報収集及び共有の体制を整備するものとする。

(2) 輸送手段の確保

ア 県は、関係機関の輸送能力についてあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

イ 県は、自らが保有する車両のほか、県トラック協会との間に締結した「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき、災害時にいち早く輸送支援を要請する体制を確立するものとする。

ウ 県、市町村及び各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）は、災害時に迅速に連携協力が実施できるよう、平素から連絡調整を行うものとする。

エ 関係機関相互においては、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画の作成等により確認し、平時から連携を図るものとする。

(3) 空港施設等の活用及び空路の確保

ア 県は、被災により特定の空港が機能停止した場合であっても、県内空港が同時被災するおそれは低いため、使用可能な空港を輸送拠点として活用することで空路の確保を図るものとしてあらかじめ利用計画を講じておくものとする。その際、輸送拠点からの陸路等による輸送手段を併せて確保するものとする。

イ 県は、県内空港で救援物資等を一時的に保管できるよう、空港管理者と協議を行い、一時集積場を確保する等の体制をあらかじめ整えておくものとする。

ウ 県は、救援物資輸送等のため空港運用時間外でも発着できるよう、空港利用の方法について空港管理者とあらかじめ調整を図るものとする。

エ 県は、災害対応が長期にわたり、空港施設を長期利用する必要がある場合、民間航空機との調整を行う必要があるため、あらかじめ関係者等と対応を検討しておくものとする。

(4) 輸送の支援体制

ア 輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、物流関係の業種団体等に対して物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努めるものとする。

イ 各種の輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう配慮するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

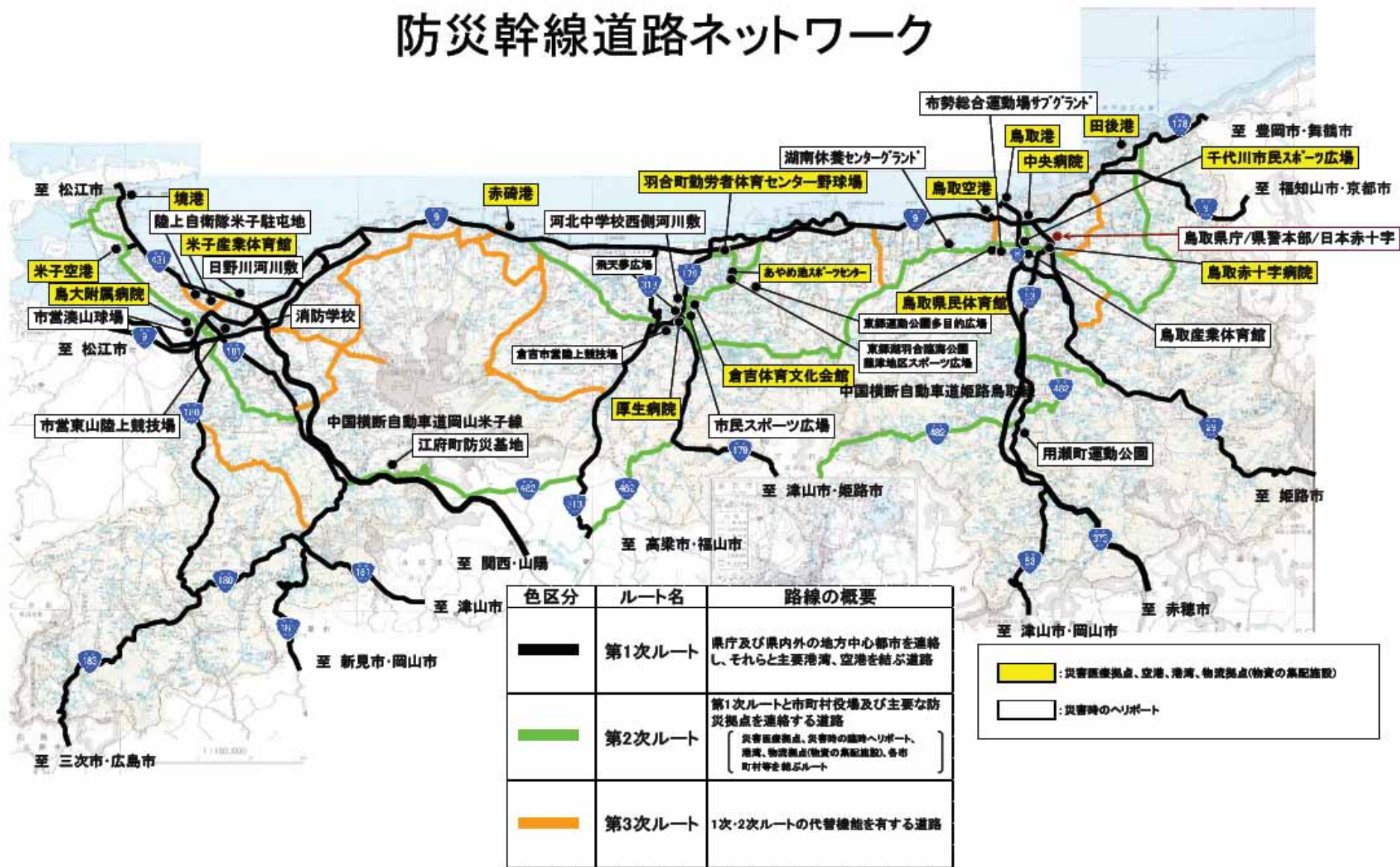
- 1 地域内における緊急輸送道路等の指定
- 2 主要幹線道路寸断時の代替経路の確保
- 3 緊急輸送体制の強化

(1) 輸送経路及び輸送手段の確保に係る情報収集、連絡調整体制の整備

(2) 輸送拠点における物資在庫管理、荷下ろし、荷さばき等のための調整

鳥取県

防災幹線道路ネットワーク



第2章 交通施設の災害予防

（県防災局、県県土整備部、警察本部、中国地方整備局、JR西日本、智頭急行、若桜鉄道）

第1節 目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

第2節 交通路線の確保

1 交通施設の災害予防

(1) 道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

ア 防災幹線上の橋りょうについて耐震補強等の対策を優先的に講じていく。

イ 道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、次のような道路災害防除事業を行うものとする。（事業箇所については、資料編のとおり。）

（ア）トンネル補修（クラック、漏水対策）（イ）路側法面崩壊防止（擁壁工、法面工）

（ウ）浪害防止（浪返し擁壁）（エ）地すべり対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）

ウ 上記のほか、特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、「異常気象時における道路事故防止要領」（資料編のとおり）に定める異常気象時道路通行規制区間を指定し、交通の安全と円滑化を図るものとする。

また、道路施設等が地震や風水害等により被災し、迅速な災害応急対策実施のための妨げとなったり、道路の途絶に伴い孤立集落が発生することがないように、必要な整備に努めるものとする。

(2) その他の交通施設の整備による災害予防

鉄道・空港・港湾等の交通施設についても、各種災害における避難、救援等に係る輸送路の確保のため、これらの施設について耐震補強等の整備を図るものとする。

第3節 除雪による交通路の確保

1 除雪の体制

(1) 冬期間県下の道路の交通を確保するため、主として主要市町村相互間の幹線道路の除雪を目途として除雪機械の強化、整備に努める。

(2) また、計画的な道路除雪の実施のため、国、県、市町村その他関係者からなる除雪対策協議会を設置する。

2 除雪作業と警戒積雪深

(1) 平常時は、路面上の積雪が概ね10cm以上に達した時は除雪作業に入る。

(2) また、県下5地点の指定観測点のうち3地点が警戒積雪深に達した場合を目安に警戒体制に入り、さらにその大部分が警戒積雪深を大幅に超えた場合は、主要路線における除雪状況、降雪強度等を勘案して中国地方整備局長と協議し、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づいて緊急体制をとり、雪害防止に万全を期する。

(3) なお、地震等災害発生時は、緊急輸送道路を優先して除雪する。

（指定観測点）

地点名	鳥取	智頭	三朝	米子	黒坂
警戒積雪深	50cm	70cm	60cm	40cm	70cm

3 除雪対策

具体的な除雪対策については、毎年鳥取県除雪対策協議会により、除雪関係機関の除雪計画について協議し、決定している。

なお、鳥取県及び国土交通省の除雪計画は、資料編のとおりである。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 交通路線の確保対策

(1) 道路及び橋りょうの整備

(2) その他の交通施設の整備

(3) 除雪作業の実施

第3章 交通規制体制等の整備

（中国地方整備局、県県土整備部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として、公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

第2節 交通規制体制等の整備

1 広域的な交通規制に係る連携

警察本部は、大規模な災害発生時の広域的な道路状況について、平素から訓練を通じての連携の確立等、関係機関との連携体制の確立に努める。

2 交通誘導に係る協力体制の確立

県、県警察本部及び鳥取県警備業協会は、「災害時における交通誘導及び地域安全確保等の業務に関する協定」に基づき、日ごろの連絡体制を確立するほか、県総合防災訓練の参加等、訓練の実施等により、協力体制を確立するものとする。

3 道路状況に係る情報提供手段の周知

道路管理者は、交通規制等情報の提供方法（ホームページ掲載など）について、あらかじめ住民への周知に努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 道路状況等情報の住民への提供方法についての周知

第4章 緊急通行体制の整備

（県防災局、警察本部）

第1節 目的

この計画は、応急活動に必要な緊急通行の確認体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 緊急通行車両の確認体制等の整備

1 標章、証明書、通行禁止標示の作成備え付け

緊急通行車両であることの確認及び緊急通行車両以外の車両に対する規制に伴う次の標章等は、すでに交付したもののほか災害の発生が予想される場合や災害発生時、新たな申請に基づき、これを関係機関に交付し、当該業務に支障がないようにする。

- （1） 標章
- （2） 緊急通行車両確認証明書
- （3） 通行禁止標示

2 緊急通行車両の事前確認制度の活用

県（防災局）及び警察本部（交通部交通規制課）は、災害時の応急対策に必要となる車両については、必要に応じて「鳥取県緊急通行車両確認事務要領」に基づく事前確認をあらかじめ行い、又は行わせ、災害発生時の事務手続を軽減するものとする。なお、特に県（防災局）が行う事前確認については、県と災害時応援協定を締結した機関が対象となるものである。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第5章 ヘリコプター活用体制の整備

（県防災局、市町村、警察本部、消防局、自衛隊、第八管区海上保安本部）

第1節 目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用するための体制を整備することを目的とする。

第2節 県内のヘリコプターと受援体制の整備

1 県内を常時カバーするヘリコプター

航空隊	基地	機種	愛称
鳥取県消防防災航空隊	鳥取空港	ベル412EP	とっとり
鳥取県警察航空隊	鳥取空港	ベル206L-3	さきゅう
第8管区海上保安本部 美保航空基地	美保空港	ベル412EP アグスタAW139	おしどり みぼづる
公立豊岡病院組合	公立豊岡病院	ユーロコプターEC135	

3府県（京都府・兵庫県・鳥取県）の共同利用

2 災害発生時の受援態勢

- (1) ヘリコプターの安全と効率的運用を確保するため、本節のとおり受援体制を構築する。
なお、緊急消防援助隊（広域航空消防応援を含む）の受援体制は、「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」による。
- (2) 災害対策に航空機活用が有効と認められる場合等、必要に応じて県実施部に航空班を設置する。
- (3) 警察本部、防災関係機関、民間航空機等との空域調整等を行うため、「航空機の安全運航確保マニュアル（仮称）」の策定に努める。
- (4) 応援機以外の民間飛行機との飛行調整は、大阪航空局等関係機関を通じて行う。
- (5) ヘリコプター活動拠点における管制について、あらかじめ必要な調整を図るものとする。
- (6) 場外離着陸場の整備促進について、県は市町村に対し協力を依頼するものとする。
- (7) 医療チーム（DMAT等）の搬送に関してあらかじめ必要な調整を図るものとする。
- (8) ヘリコプターの燃料補給体制及び備蓄体制は以下のとおりである。

ヘリコプターの給油は原則空港内で実施する。

場所	取扱業者	備蓄量	給油形態	備考
鳥取空港	永瀬石油(株)	100キロリットル	ローリー2台	業務時間外の補給態勢は確立済
美保空港	国際航空給油(株)	100キロリットル	ローリー2台	業務時間外の補給態勢は確立済

鳥取県消防防災航空隊備蓄燃料 6,200㍓（ドラム31本）

備蓄場所	住所	備蓄量	備考
湊屋石油パル給油所	倉吉市河北町178	1,000㍓（ドラム5本）	湊屋石油にて中部地区は配送
江府町防災基地	江府町見用835-17	600㍓（ドラム3本）	場外で給油
鳥取県消防学校	米子市流通町1350	600㍓（ドラム3本）	場外で給油
永瀬石油米子油槽所	米子市旗ヶ崎食品団地内	4,000㍓（ドラム20本）	永瀬石油にて配送

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 ヘリコプターの場外離着陸場の整備
- 2 ヘリコプターの受入体制の整備
 - (1) 吹流しの設置
 - (2) ヘリコプターの誘導に必要な人員の確保
 - (3) 散水体制の整備

災害予防編（共通）

第8部

食糧・物資調達供給計画

第1章 物資の備蓄及び調達体制の整備

（県防災局、県生活環境部、県農林水産部）

第1節 目的

災害発生時に備え、備蓄を行うとともに、市町村への物資等の調達支援を行う県の体制を整備する。

なお、必要となる物資については、震災対策編第1部第2章「被害想定」等を踏まえ、必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。

第2節 備蓄の種類及び実施者

応急対策に必要な物資は、以下の種類ごとに県・市町村がそれぞれ備蓄を行う。

1 連携備蓄

県と市町村で連携して実施（第3節を参照）

2 流通備蓄

多量の確保が必要な物資等、広域的に調達することが適当な物資については、県が業者との協定等を締結することにより確保を図るとともに、市町村においても個別に業者と協定を締結して早急の物資の確保を図る。

3 市町村備蓄

市町村は連携備蓄以外に、住民が災害時に必要とする物資等について備蓄を行う。

4 県備蓄

県は、県職員の個人備蓄を推進するとともに、以下の広域的に整備することが適当な物資について備蓄する。

- (1) 医療品等（第6部第1章「医療（助産）救護体制の整備」のとおり）
- (2) 災害救助基金による備蓄物資（毛布）
- (3) 水防活動用備蓄物資
- (4) 流出油処理用備蓄物資

第3節 県と市町村の連携備蓄

1 連携備蓄の概要

- ・「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」（資料編参照）に基づき実施。
- ・県と市町村の役割分担を明確にし、物資、資機材を連携して備蓄。
- ・県と各市町村の分散備蓄により経費及びリスクを分散し、被災時に適切な物資供給を行う。
- ・各種の応援協定による流通備蓄の調達や、他県等からの応援物資の供給が見込まれる時期までは、主として連携備蓄物資により被災者支援を実施。

2 市町村の備蓄

あらかじめ定めた品目につき、人口に応じた数量を各市町村が備蓄を行う。

（市町村の連携備蓄品目）

保存食（乾パン等）、災害時要援護者用保存食（アルファ米がゆ等）、粉ミルク、保存水、飲料水用容器、ほ乳瓶、トイレトーパー、生理用品、簡易トイレ、毛布、紙おむつ（大人用、子ども用）、救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防水シート、ロープ

3 県の備蓄

大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器等）を重点的に備蓄を行う。

4 災害時の応援

- ・災害時には、相互に連携して物資を補完する。
- ・被災市町村に対する応援は、県と被災地外の市町村が連携して行う。
- ・応援市町村から被災市町村への物資輸送体制については、効果的な輸送が行えるよう検討する必要がある。

5 連携備蓄の状態保持

- ・定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。
- ・消費期限、耐久期限のある品目は、期限を考慮して計画的備蓄を図るとともに、期限到来前の有効活用及び更新を行う。
- ・各種の災害対応等により備蓄物資を消費した場合には、速やかに補填する。

第4節 県の調達体制の整備（食糧、生活関連物資、トイレ対策）

1 食糧

- (1) 応急給食を支援するため、あらかじめ食料品販売業者と食糧調達に関する協定を締結する。
- (2) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。

2 生活関連物資

- (1) 生活必需品販売業者と物資調達に関する協定を締結する。

(2) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結する。

3 トイレ対策

- (1) リース業者と、仮設トイレの調達に関する協定を締結する。
 (2) 生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定を締結する。

4 留意事項

- (1) 県は、物資の種類ごとに、販売業者及び近隣都道府県等と応援協定を締結し、調達体制の整備に努めるものとする。
 (2) 物資の調達体制の整備に当たっては、物資の引受けスペース、一時集積所及びそれらに要する人員配置など、引受体制についても併せて整備する。

第5節 災害対策活動要員に係る食料備蓄の整備

1 県の活動要員に係る食料備蓄の整備

県は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食料及び水等の備蓄を確保するものとする。

(1) 職員備蓄の推進

職員は、災害発生時の応急対策活動に従事することを前提とし、初動3日間を対象として、ローテーションを考慮し、2日分（6食）を目標として、自ら食料及び水等を職場に備蓄しておくものとする。

また職員は、家庭において、家族の3日分の食料及び水等の備蓄に努めるものとする。

(2) 公的備蓄

県は、活動要員の備蓄として、職員備蓄で不足する全職員の3分の1の1日分（2食）の食料及び水等を整備するものとする。

[ローテーションを考慮した職員活動パターンの想定]

ローテーション	1日目	2日目	3日目	備考
Aグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	対応（公的備蓄）	各グループは全職員の3分の1ずつ
Bグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	休み	
Cグループ	対応（職員備蓄）	休み	対応（職員備蓄）	

2 市町村等の活動要員に係る食料備蓄の整備

市町村等は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食料及び水等を備蓄するものとする。

第6節 備蓄の推進に係る普及啓発

県及び市町村は、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、県民に対し、インターネット、広報誌等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 連携備蓄に基づく備蓄

- (1) 品目 (2) 目標数量

2 家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進に係る普及啓発

災害予防編（共通）

第9部

保健衛生対策計画

第1章 トイレ確保体制の整備

（県防災局、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレを確保するための体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 県の調達体制の整備

- 1 県は、リース業者と、仮設トイレの調達に関する協定を締結する。
- 2 県は、生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定を締結する。
- 3 県は、応援要請を想定し、平素から、携帯トイレの災害時の応急調達ルートを確認しておく。
- 4 県は、市町村との連携備蓄において、仮設トイレを整備する。

第3節 市町村の調達体制の整備

- 1 市町村は、平素から、簡易トイレの災害時の応急調達ルートを確認しておくものとする。
- 2 市町村は、県との連携備蓄において、簡易トイレを整備する。

第4節 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

- 1 **公共施設等の整備**
学校、福祉施設、公園等の施設整備時は、災害時のトイレ応急対策について市町村防災担当課とあらかじめ協議すること。
- 2 **くみ取り体制の整備**
災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想されるため、あらかじめくみ取りの体制を整備しておくこと。
- 3 **トイレ利用者への配慮**
災害用トイレ製品に際しては、運搬が容易、手入れが不要又は簡易、高齢者、障がい者等でも利用し易いことなどに十分配慮して整備すること。
- 4 **住民への普及啓発**
災害用トイレの使用方法等に関して、平時より訓練や広報などを通じて住民に広く普及啓発を図ることにより、災害時に円滑に使用出来るよう備えるものとする。
また、発災直後においては、住民個々によるトイレ対応が必要とされることから、あらかじめトイレ本体の備蓄に努めるよう住民に対し普及啓発する必要がある。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 連携備蓄による災害用トイレの整備
- 2 災害用トイレの応急調達ルートの確保
- 3 災害時のし尿くみ取り体制の整備

第2章 障害物の除去体制の整備

（県生活環境部、県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する体制を整備することを目的とする。

なお、障害物の除去は、道路、河川等にあつてはその本来の機能を発揮させるため、家屋等にあつては被災者の生活再建に資することを目的として行うものである。

第2節 障害物の除去体制の整備

1 県の体制

- (1) 被災車両の撤去、移動等について日本自動車連盟中国本部鳥取支部と協定を締結（市町村と共同）。
- (2) 建設業者等と資機材応援に関する協定を締結。
- (3) 廃棄物関係団体と廃棄物の処理に関する協定を締結。

2 市町村の体制

- (1) 市町村は、区域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 市町村は、生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 市町村は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、自らの処理能力（人的及び施設）を踏まえた上で検討し、具体的に定めておくものとする。
- (4) また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする。

3 県内における清掃関係の施設は、資料編のとおりである。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 障害物の除去体制の整備

- (1) 区域内の清掃能力の把握、及び災害時の清掃体制の整備
- (2) 生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画の整備
- (3) 災害廃棄物の分別方法の規定
- (4) がれき等の災害廃棄物の一時的集積場所及び最終処分方法の規定

災害予防編（共通）

第10部

共助協働推進計画

第1章 民間との防災協力体制の整備

（県防災局）

第1節 目的

この計画は、民間企業等の防災力の充実及び共助の推進を目的とする。

第2節 民間企業等との防災協力体制整備に向けての取組み

災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図る。

1 防災協力メニューの明確化

県及び市町村は、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。

2 防災協力事業所登録制度の推進

県及び市町村は、他の自治体で取り組まれている防災協力事業所登録制度等を参考に、登録制度の導入を推進するとともに、制度を導入した際は、ホームページや広報誌等を活用し周知を図るものとする。

3 消防団協力事業所表示（及び認定）制度の推進

県、市町村、消防局は相互に連携し、消防団協力事業所表示制度及び消防団協力事業所認定制度を推進する（災害予防編（共通）第4部第4章「消防活動体制の整備」参照）。

4 防災協力協定の締結の推進

県及び市町村は、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。（県において締結している防災に関する主な協定及び締結先は資料編のとおり。）

5 民間企業等と県、市町村の連携強化

県及び市町村は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の設置や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組みを推進するものとする。

6 効率・効果的な防災協力の推進

県及び市町村は、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

7 民間企業等の防災力の向上

（1）民間企業等は、災害時における事業継続の取組を進めるほか、建物の耐震化や住宅の耐震化の啓発、備蓄資機材の充実や防災訓練の実施、講習会等の防災教育を推進し、自らの防災力の向上に努めるものとする。

（2）県及び市町村は、民間企業等の防災力の向上を積極的に支援するものとする。

8 防災協力活動に対するインセンティブの付与

県及び市町村は、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 民間企業等との防災協力体制の整備

（1）防災協力メニューの明確化による民間企業等の防災活動への参加推進

（2）防災協力事業所登録制度の推進

（3）防災協力協定の締結の推進

（4）民間企業等との連携強化

（5）民間企業等との効率・効果的な防災協力の推進

（6）民間企業等の防災力向上のための各種支援

（7）民間企業等の防災協力活動に対するインセンティブの付与

第2章 ボランティア受入体制の整備

（社会福祉協議会、日本赤十字社、県医師会、県福祉保健部）

第1節 目的

この計画は、災害時のボランティアの受入体制の整備を図ることを目的とする。

第2節 ボランティア受入体制の整備

1 ボランティア受入体制の整備

- (1) 災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターの組織化に努める。
- (2) ニーズの把握に当たっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。
- (3) 県(福祉保健部)・市町村・県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会は、ボランティアの受入体制や、災害時にボランティアが互いに連携した活動を実施出来る体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備
 - ア ボランティアコーディネーターの養成
 - イ 「災害救助ボランティア活動マニュアル」の作成支援（県社会福祉協議会が作成した「災害救援ボランティア活動支援マニュアル策定指針」等を参考に、市町村社協が作成）
 - ウ 市町村ボランティアセンターの立ち上げ方法等について研修会実施
- (5) 日赤鳥取県支部によるボランティア受入体制の整備
 - ア 防災ボランティアリーダーの養成
 - イ 防災ボランティア地区のリーダーの養成・研修
 - ウ 防災ボランティアの普及・登録推進・研修

2 医療救護関係ボランティアの受入

- (1) 基本方針
 - ア 被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。
 - イ 災害時、この分野では日赤の役割が大きく、本県の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から県独自のボランティア受入れの体制整備を図ることとする。
- (2) 活動内容
救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施
- (3) ボランティアの構成員
県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者
- (4) 業務内容
 - ア 県
 - (ア) 保健所は、地域医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員の把握に努める。
 - (イ) 県本庁は、県総合事務所福祉保健局からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日赤鳥取県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制整備に努める。
 - (ウ) 県総合事務所福祉保健局、県医師会等において情報が錯綜するおそれがあるため、「災害時の医療救護マニュアル(県福祉保健部)」により情報集約の方法を定め、情報整理を行うものとする。
 - イ 医師会
 - (ア) 地域医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成する。
 - (イ) 県医師会は、県と調整を行い、県内の派遣体制の確立に努める。
 - ウ 日赤鳥取県支部
他県支部からの派遣者の受入れについて、情報収集を行う。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 生活支援ボランティアの受入体制の整備
- 2 医療救護関係ボランティアの受入体制の整備

第3章 自主防災組織の整備

（県防災局、市町村）

第1節 目的

この計画は、自主防災組織や町内会などの防災活動を行う組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

第2節 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の重要性

「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（災害対策基本法第5条第2項）である自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うに当たっては、自主防災組織の活動が極めて重要である。

2 自主防災組織の現況（平成22年4月1日現在）

	管内世帯数(A)	組織されている地域の世帯数(B)	活動カバー率(組織率)(%) (B/A)
鳥取県	226,434	145,740	64.4%
全国	53,362,801	39,720,704	74.4%

3 地域住民等による自主防災組織等の整備・強化

- (1) 町内会等を基盤として自主防災組織等の結成に努めるものとする。
- (2) 自主防災組織等の円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。
- (3) 自主防災組織等の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

4 自主防災組織等に対する支援

- (1) 県、市町村及び消防局は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図るとともに、その指導を行うものとする。
- (2) 市町村は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、各種資機材及び保管庫等の整備充実を図るものとする。
- (3) 消防局は、自主防災組織等が活動するに当たり、その実効性を高めるため、組織からの求めに応じての協力を行うものとする。
- (4) 県は、自主防災組織の整備推進にあたり、以下のとおり支援策を講じるものとする。
 - ア コミュニティ連携による地域防災・防犯力向上事業における情報交換の場や連絡協議会の設置
 - イ 地域防災活動指導者養成研修会の開催による地域の防災リーダー育成
 - ウ 県の広報媒体（ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞広告等）の利用による、組織立上げや訓練、研修会等への参加に係る普及啓発
 - エ 鳥取県自主防災活動アドバイザーの活用による組織率向上の推進及び活動活性化
 - オ 防災・危機管理対策交付金による市町村を通じての財政支援

5 日本防災士会鳥取県支部との連携

県及び市町村は、地域の自主防災組織の活動カバー率（組織率）の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。

第3節 自主防災組織の編成

1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、市町村や地域の実情に応じて定めるものとする。

- | | | |
|-----------|---------|------------|
| (1) 情報班 | (2) 救助班 | (3) 消火班 |
| (4) 避難誘導班 | (5) 救護班 | (6) 給食・給水班 |

2 組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- (1) 活動班員については、特定の地域の住民に偏らないよう配慮する。また、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）、組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することが重要なため、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（町内会役員、民生委員、PTA役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。
- (2) 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。
- (3) 女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに

努めるものとする。

第4節 自主防災組織の活動内容

1 平常時の活動

- (1) 防災に関する知識、技術の習得、向上
- (2) 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- (3) 地域における避難経路・避難体制や消防防災施設の把握及び広報
- (4) 災害時要援護者の把握と支援体制
- (5) 地域における情報収集・伝達体制、要救助者の救出体制の確認
- (6) 避難所・医療救護施設の確認
- (7) 簡易型災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、災害時要援護者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施

2 災害発生時の活動

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 地域住民の安否確認と避難誘導（特に災害時要援護者に配慮）
- (3) 要救助者の救出
- (4) 出火防止と初期消火
- (5) 給食・給水

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 自主防災組織等に対する支援

- (1) 地域の実情に即した自主防災組織等の整備、強化
- (2) 地域の自主防災組織等の育成強化及び指導
- (3) 各種防災資機材及び保管庫等の整備充実

第4章 災害時の事業継続の取組みの促進

（県防災局、県商工労働部、県各部局）

第1節 目的

この計画は、事業者がその役割を果たすため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

第2節 事業者の責務

事業者も住民の一員として、災害対策基本法により、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、事業者は、災害及び危機に備えて、その事業場の利用者及び従業員の安全を確保するための取組を推進するとともに、消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うこと、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救助等を行うとともに、事業活動の継続又は迅速な再開に努めるものとされている。

第3節 事業継続の取組みの推進

1 事業継続の取組みの推進

- (1) 企業等は、災害による被害を減らし、又はなくすよう、事前に防災対策を講じ、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、災害に強い企業に向けた事業継続の取組みを推進するものとする。
- (2) 事業継続の取組みに当たって、想定する災害リスクは、それぞれの企業においてまず最も懸念されるリスクから選択するものとする。
- (3) 企業等は、事業継続と共に次の事項等に取り組むものとする。
 - ・従業員等の生命の安全確保と安否確認体制
 - ・火災の延焼や建物等が敷地外に倒壊しないなどの二次災害の防止
 - ・地域住民や周辺自治体との協調や地域貢献
 - ・従業員等の防災教育・防災訓練の実施

2 事業継続計画の策定

- (1) 企業等は、事業活動の停止により利害関係者等に及ぼす影響度の評価に基づき、重要業務と復旧時間や操業度の許容限界を検討し、重要業務を許容される期間内に操業度を復旧させるために、「事業継続計画」(BCP: Business Continuity Plan)を策定するよう努めるものとする。
- (2) 事業継続計画を策定した企業等は、定期的に訓練を行い、計画の見直しを行うよう努めるものとする。
- (3) 事業継続計画の策定に当たっては、次の事項に注意するものとする。
 - ・事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定して計画を作成する。
 - ・災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込む。
 - ・各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討を進める。
 - ・重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処する。
 - ・重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け知恵を結集し事前準備をする。
 - ・緊急時の命令系統の維持、情報の発信、共有、経営判断など、危機管理や緊急時対応の要素を含めて、マネジメント手法の一つと位置づける。

3 自治体による支援

- (1) 県（防災局、商工労働部、各部局）及び市町村は、事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（CSR）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。
- (2) 県及び市町村は、事業継続マネジメントシステムの国際規格化の動向等も踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。

（参考）

国において、事業継続の取組みを促進するため、各種ガイドライン等を策定してインターネットで公開しており、以下のURLで閲覧することができる。

【内閣府】

事業継続計画策定促進方策に関する検討会

「事業継続ガイドライン 第二版」 <http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/guideline02.pdf>
【中小企業庁】
「中小企業BCP策定運用指針」 <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

金融機関では事業継続の取組みを行っている企業に対する融資制度があり、以下のURLでその概要が公開されている。

株式会社日本政策投信銀行 http://www.dbj.jp/solution/financial/risk_manage/index.html

商工組合中央金庫 <http://www.shokochukin.co.jp/corporation/raise/kind/original/index.html#risk>

日本政策金融公庫 http://www.k.jfc.go.jp/tyuushi/already/tyuusyo/spsearch/chiiki/19_syakaikankyotaiou_m.html

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 企業の事業継続に向けての取組みの支援

災害予防編（共通）

第11部

住宅対策計画

第1章 建築物の防災・復旧業務（応急危険度判定実施体制の整備）

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、地震時において被災した建築物の防災・復旧対策を的確に実施することを目的とする。

第2節 建築物の防災・復旧への取組

1 鳥取県建築物防災・復旧対策協議会

県（生活環境部）・市町村は、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を設置し、以下の事業等についてあらかじめ調整を行う。

- （1）建築物の耐震対策の促進に関すること。
- （2）被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- （3）住宅相談の実施体制の整備に関すること。
- （4）り災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

2 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

なお、当該マニュアルは、以下の3つのマニュアルから構成されている。

- （1）地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル
- （2）「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル
- （3）住宅相談業務マニュアル

第3節 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

県及び市町村は、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

なお、県においては、実施体制確保のため、「鳥取県地震被災建築物応急危険度判定要綱」を定めている。

1 県の体制整備

- （1）応急危険度判定制度に関する普及、啓発
- （2）応急危険度判定士の養成、登録
- （3）県、市町村及び社団法人鳥取県建築士会等関係団体との連携体制の保持
- （4）震前判定計画の整備
- （5）応急危険度判定コーディネーターの養成

2 市町村の体制整備

市町村は、市町村地域防災計画による被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

3 住民への周知

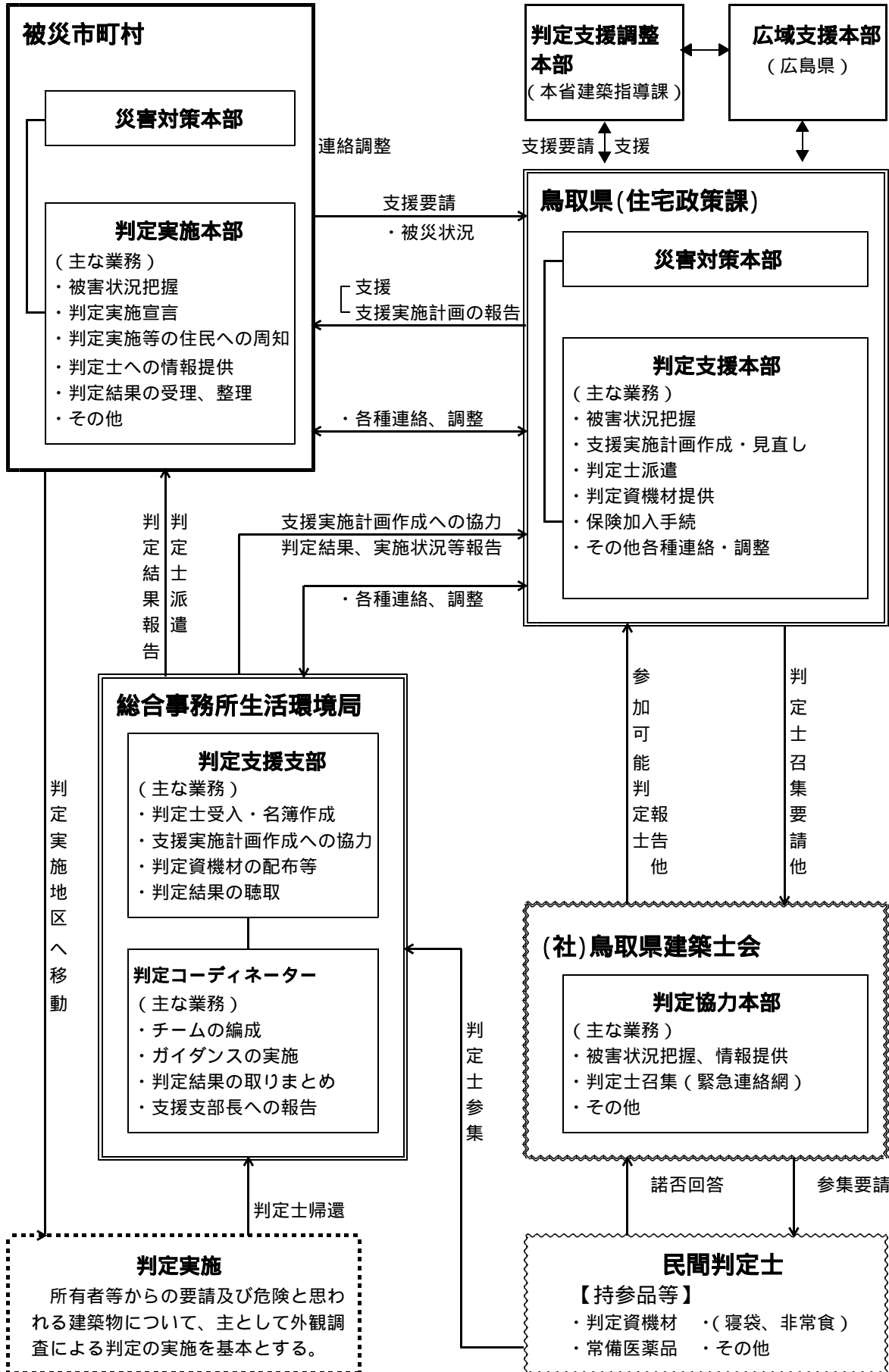
県・市町村は、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化
- 2 応急危険度判定制度の住民への周知

応急危険度判定実施体制概念図



第2章 被災宅地危険度判定実施体制の整備

（県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

第2節 宅地建物防災への取組

1 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

県（県土整備部）・市町村は、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実に努める。

- （1）被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- （2）被災宅地危険度判定に使用する道具の確保に関すること。
- （3）被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること。

第3節 被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

県及び市町村は、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

なお、県においては、実施体制確保のため、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱を定めている。

1 県の体制整備

- （1）危険度判定制度に関する普及、啓発
- （2）被災宅地危険度判定士の登録、養成
- （3）県、市町村及び関係団体との連携体制の整備

2 市町村の体制整備

- （1）被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化
- （2）被災宅地危険度判定に関する住民への周知

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被災宅地危険度判定の実施体制の整備、強化
- 2 被災宅地危険度判定制度の住民への周知

第3章 応急住宅の確保体制の整備

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損により居住できなくなった世帯に対する応急修理の体制、及び応急住宅の提供体制を整備することを目的とする。

第2節 民間賃貸住宅等の活用

- 1 県及び市町村は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定める。
- 2 県は、災害時の応急仮設住宅として使用可能な民間賃貸住宅等の活用体制を整備するものとし、民間賃貸住宅等の空室状況の把握等を円滑に行うため、宅地建物取引業の業種団体等と応援協定を締結する等、連携体制の構築に努めるものとする。

第3節 建設資機材及び建設業者の把握

- 1 県は、被災住宅の応急修理に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。
- 2 県は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 応急仮設住宅の確保対策

災害予防編（共通）

第12部

文教対策計画

第1章 文化財災害対策

（県総務部、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とする。

第2節 現況

文化財の指定又は選定については、国においては文化財保護法によって文部科学大臣が、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術の7部門に大別し、それぞれの部門ごとに重要なものを指定又は選定している。また近年、文化財を活用しながら保存する登録有形文化財の制度が普及しており、建造物の登録数が飛躍的に増えている。県においては、鳥取県文化財保護条例によって県教育委員会が国と同じ7部門ごとに国の指定・選定に準ずるものを指定し、又は選定することになっている。市町村においては、それぞれの条例に基づき指定している。なお、県下における指定文化財の現状は、資料編のとおりである。

また、歴史的に価値がある公文書等については、県公文書館や博物館、図書館等で収集・保管に努めているところであるが、県や市町村が把握していない個人が所有している文書等も相当数あるものと思われる。

第3節 文化財の保護管理

1 保護・管理等の責任

指定又は選定された文化財の保護・管理等については、国・県とも当該文化財の所有者・管理者等の責任において行うことになっている。

2 保護・管理等の指導

(1) 国の指定又は選定に係るものについては文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては県教育委員会が、保護・管理等について必要な命令・勧告・指示・助言をすることができることになっている。

(2) 所有者・管理者等が、文化財の保護・管理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合には、その経費について補助する制度が設けられている。

第4節 災害予防対策

1 対象物

防災上留意している文化財の種別は、有形文化財（建造物、美術工芸に属する彫刻（主として仏像）・絵画、考古資料等）、有形民俗文化財、伝統的建造物群及び登録有形文化財（建造物）であり、これらの文化財は概ね水利の不便な場所にある。

2 対策

(1) 施設整備

ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所をの修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。

イ 彫刻・絵画など美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。

ウ 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図ると共に、耐震化の措置を図る。

(2) 火災予防体制の指導

災害予防編（共通）第4部第4章「消防活動体制の整備」を参照すること。

3 その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるため、安易に破棄することがないように平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村の保有する文化財、公文書等の災害予防体制の整備

災害予防編（共通）

第13部

農業災害対策計画

第1章 農業災害予防対策

（県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、災害時に農作物に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農業被害を最小限に留め、農作物の安定生産に寄与することを目的とする。

第2節 農業防災体制

気象の長期予報、異常天候早期警戒情報又は警報等に基づき、大規模な農作物災害が発生するおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会が、被害予防のため各農業関係機関、団体の行う技術指導の一元化と総合化を図りつつ農作物等の防災に関する技術対策の樹立と普及徹底に努める。

この鳥取県農業気象協議会は、県農林総合研究所長を会長とし、事務局は、県農林総合研究所内に設置する。

【異常天候早期警戒情報とは】

情報発表日の5日後から14日後までを対象として、7日平均気温が「かなり高い」または「かなり低い」となる確率が30%を超えると予測した場合に発表される情報（発表日は毎週火曜日と金曜日）。なお、「かなり高い」または「かなり低い」とは、平均気温差がおよそ2℃の場合をいう。

当該情報により、稲作においては深水管理や田植え時期の調整による活着不良対策、果樹の凍霜害対策への利用が見込まれる。

第3節 農作物の災害予防対策

1 災害防止の技術指導

災害別農作物の防災技術については、その都度、県農業気象協議会が樹立するが、災害多発地帯の農林局等は、平素から関係農家に対し災害予防に関する技術指導に努める。

2 資機材の確保

台風その他の災害が予想される場合、予防措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 農作物の被害予防に関する気象情報等の伝達体制の確立
- 2 農業災害の防止に関する技術対策等の情報の啓発、周知等

災害予防編（共通）

第14部

被災者支援計画

第1章 被災者支援体制の整備

（県防災局、県関係部局、県教育委員会）

第1節 目的

災害により被災した県民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 被災者支援体制の整備

1 私人間の紛争の防止及び調整体制の整備

（1）土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

県（防災局等）は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

（2）地籍調査の推進

県（農林水産部）及び市町村は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

ア 地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

イ 地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

2 被災児童等の援護体制の整備

県（福祉保健部、教育委員会）及び市町村は、メンタルケアや保育所の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 被災児童等の援護体制の整備

災害応急対策編（共通）

第1部	総則	P 93
第2部	組織体制計画	P 109
第3部	情報通信広報計画	P 133
第4部	防災関係機関の連携推進計画	P 171
第5部	避難対策計画	P 188
第6部	医療救助計画	P 202
第7部	交通・輸送計画	P 210
第8部	食糧・物資調達供給計画	P 223
第9部	保健衛生対策計画	P 229
第10部	共助協働推進計画	P 243
第11部	住宅対策計画	P 249
第12部	文教対策計画	P 262
第13部	農業災害対策計画	P 265
第14部	被災者支援計画	P 267
第15部	ライフライン対策計画	P 275
第16部	復旧・復興計画	P 285

災害応急対策編（共通）

第1部

総則

第1章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、警察本部、消防局、自衛隊等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて鳥取県の地域に係る防災に寄与するものとする。

災害対策基本法第40条第2項に規定する各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
県 警察本部	1 鳥取県防災会議に関する事務	9 災害時の文教対策
	2 防災に関する組織の整備	10 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及	11 施設及び設備の応急復旧
	4 防災に関する施設及び設備の整備	12 交通規制及び災害警備
	5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備	13 緊急輸送の確保
	6 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査	14 災害復旧の実施
	7 水防その他の応急措置	15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務
	8 被災者の救助及び救護措置	の実施についての指導、援助及び調整

2 市町村、消防局

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
市町村 消防局	1 市町村防災会議に関する事務	9 被災者の医療、助産の実施
	2 防災に関する組織の整備	10 避難の勧告又は指示
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及	11 災害時の文教対策
	4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備	12 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	5 防災に関する施設及び設備の整備	13 施設及び設備の応急復旧
	6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査	14 緊急輸送の確保
	7 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置	15 災害復旧の実施
	8 被災者の救難、救助その他の保護	16 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

3 指定地方行政機関等

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方 行政機関	中国管区警察局	1 管区内各警察の指導調整 2 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 6 津波警報の伝達
	中国総合通信局	1 非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理 2 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請

3 指定地方行政機関等

区分・関係機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	中国財務局 (鳥取財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3 公共事業等被災施設の査定の立会 4 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
	中国四国厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
	鳥取労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止についての監督、指導 2 労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
	中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 5 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資 7 災害時における主要食糧の供給対策
	近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
	中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の物資の供給対策 2 被災商鉱工業者に対する融資あっせん 3 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置
	中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全
	中国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防 2 災害に関する情報の収集及び伝達 3 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 4 災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置 5 被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置 6 港湾施設の整備と防災管理 7 港湾施設の災害復旧 8 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 9 海上の流出油に対する防除措置 10 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導

区分・関係機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	中国地方整備局	11 飛行場の災害復旧 12 被災地方公共団体への人員の派遣及び資機材の貸付 13 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施 14 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
	中国運輸局 （鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎）	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 船舶運航事業者に対する航海命令 5 港湾運送事業者に対する公益命令 6 自動車運送事業者に対する運送命令
	大阪航空局 （美保空港事務所）	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	大阪管区气象台 （鳥取地方气象台）	1 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知 2 津波警報等の通知 3 恒久的災害対策の気象資料の提供 4 災害発生時の気象観測資料の提供 5 その他防災に係る气象台の所掌事項
	第八管区海上保安本部 （境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地）	1 情報の伝達・周知 2 海難救助等 3 海上における緊急輸送 4 海上交通安全の確保 5 治安の維持
	中国四国地方環境事務所 （米子自然環境事務所）	1 大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2 国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援
陸上自衛隊（第8普通科連隊）	1 災害派遣の準備 （1）防災関係資料の基礎調査 （2）災害派遣計画の作成 （3）防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施 （1）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与	
指定公共 機関	独立行政法人日本原子力研究開発機構 （人形峠環境技術センター）	1 原子力施設の災害予防 2 原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達 3 原子力災害時における施設内の応急対策 4 平常時及び緊急時環境モニタリングの実施 5 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染

	区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	郵便事業株式会社（鳥取支店）	1 災害時における郵便業務
	郵便局株式会社（鳥取中央郵便局）	1 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
	日本銀行（鳥取事務所）	1 災害時における金融機関の緊急金融措置の指導 2 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速かつ適切な調整及び信用制度の保持運営
	日本赤十字社（鳥取県支部）	1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2 災害時の応援救護班及び民間奉仕者との連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 血液搬送 5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 6 救援物資の配布 7 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
	日本放送協会（NHK鳥取放送局）	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	西日本高速道路株式会社（中国支社）	1 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保
	西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本米子支社）	1 鉄道施設の災害予防 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
	西日本電信電話株式会社（NTT西日本鳥取支店）	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	KDDI株式会社（中国総支社）	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（鳥取支店）	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	日本通運株式会社（鳥取支店、倉吉支店、米子支店）	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	中国電力株式会社（鳥取支社）	1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧
指定地方公共機関	日ノ丸自動車株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日本交通株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日ノ丸西濃運輸株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	鳥取瓦斯株式会社	1 ガス施設の災害予防 2 災害時におけるガスの供給対策

区分・関係機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 公共機関	鳥取瓦斯株式会社	3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
	米子瓦斯株式会社	1 ガス施設の災害予防
		2 災害時におけるガスの供給対策
		3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
	株式会社新日本海新聞社	1 災害時における災害状況の収集及び報道
		2 災害時における住民への情報の周知
	日本海テレビジョン放送株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道
		2 災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社山陰放送	1 気象予警報、災害情報等の報道
		2 災害時における災害状況の収集及び報道
	若桜鉄道株式会社	1 災害時における鉄道及び陸路による緊急輸送
	社団法人鳥取県トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
	株式会社山陰中央新報社	1 災害時における災害状況の収集及び報道
		2 災害時における住民への情報の周知
	山陰中央テレビジョン放送株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道
		2 災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社エフエム山陰	1 気象予警報、災害情報等の報道	
	2 災害時における災害状況の収集及び報道	
社団法人鳥取県医師会	1 災害時における医療救護の実施	
社団法人鳥取県エルピーガス協会	1 L P ガス施設の災害予防及び災害時におけるL P ガスの供給対策	
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	1 災害時における食糧調達供給	
智頭急行株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送	
社団法人鳥取県バス協会	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送	
社団法人鳥取県看護協会	1 災害時における医療救護の実施	

第2節 災害対策基本法による要請等

1 地域防災計画の実施の推進のための要請等（災害対策基本法第45条）

県防災会議の会長及び市町村防災会議の会長は、各防災会議の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、下記の対象機関等に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとする。

また、必要に応じ、各地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(1) 県防災会議が要請等を行う主な対象機関等

指定地方行政機関、県、市町村、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者

(2) 市町村防災会議が要請等を行う主な対象機関等

市町村、公共的団体、防災上必要な施設の管理者

2 知事の通知等（災害対策基本法第55条）

知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予防若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。（第3部第1章「気象情報の伝達」参照）

3 市町村長の事前措置等（災害対策基本法第59条）

市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれが

あると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、必要に応じ、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとする。

なお、広域にわたって影響を及ぼすダム放流操作等、当該市町村の区域を越えて行う指示については、一市町村長の判断に任せるべきではないことから、事前措置の指示権が及ばないものと解されるため、留意が必要である。

4 知事の応急措置（災害対策基本法第70条）

知事は、本県の区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務を速やかに実施するとともに、当該区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努める。

この場合において、知事は、当該区域内の応急措置の実施を総合的に調整する見地から、必要に応じ、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し、各関係機関が本来実施すべき応急措置について、実施の要請等を行うものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村の処理すべき事務の大綱
- 2 県並びに市町村に関連する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 3 災害対策基本法第45条に基づく市町村地域防災計画の実施の推進のための市町村防災会議の会長による要請及びその対象機関等
- 4 災害対策基本法第59条に基づく、市町村長の事前措置等

第2章 災害救助法の適用

（県福祉保健部）

第1節 法の適用

- 1 県は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、適用基準の各号のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法を適用するものとする。
- 2 災害救助法による救助の要否は、市町村の区域単位ごとに判定を行う。

第2節 適用手続

1 県

(1) 国への報告

ア 県（福祉保健部）は、大規模な災害が発生し、災害救助法の適用が予期される場合は、厚生労働省社会・援護局に被害状況等について第一報を行う。閉庁時間にあつては、別途定められた緊急時の連絡系統に従い、報告を行う。

厚生労働省連絡先 （勤務時間内のみ）	社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室救助係 電話 03 - 5253 - 1111（内線2819） 電話（直通） 03 - 3595 - 2614、03 - 3503 - 3780 ファクシミリ 03 - 3595 - 2304
-----------------------	---

イ 被害状況の把握に時間を要する場合は、とりあえず以下の内容を情報提供する。

- (ア) 災害の発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 市町村別被害状況（概数）
 - a 人的被害（死者数、行方不明数、負傷者数（重傷者数・軽傷者数））
 - b 住家の被害（世帯数・人員（全壊・全焼・流失、半壊・半焼、床下浸水））
- (エ) 法による救助実施見込市町村名、実施年月日
- (オ) すでに行った措置、今後取ろうとする措置（救助の種類等）
- (カ) その他必要事項

(2) 適用の決定

県（福祉保健部）は、市町村から被害状況等の報告があつた場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、厚生労働省に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。

(3) なお、適用に当たっては、被害住家の数のみに拘泥しないで、特殊な救助の必要性の有無や、多数の被災者の生命・身体に危害が及ぶ恐れの有無を考慮し、時機を失しないよう速やかに知事の決裁を仰ぎ、適用の適否を判断するものとする。

従来、都道府県知事が令第1条第1項第3号後段及び第4号により法を適用するに当たっては、国に対する協議が求められていたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の趣旨に従い、平成12年4月以降は国に対する協議は必要とされていない。
よって、住家の滅失数によらない適用も考慮に入れ、迅速な適用を行う必要がある。

(4) 県（福祉保健部）は、災害救助法を適用したときは、当該市町村、所管の総合事務所及び県各部局に指示するとともに関係指定地方行政機関等に通知し、厚生労働省社会・援護局に報告する。

(5) 公示

県（福祉保健部）は、災害救助法を適用したときは、厚生労働省と連絡調整を図り、以下の項目について公示を行う。

ア 災害発生日 イ 災害の種類 ウ 救助の期間 エ 救助を実施する区域（市町村）

2 市町村

市町村は、災害に際し、当該市町村における災害が第3節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

第3節 適用基準

1 住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき

（災害救助法施行令第1条第1項第1号適用）

基準数は、別表1「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準1号のとおり

2 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であつて、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき（令第1条第1項第

2号適用)

基準数は、別表1「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準2号のとおり

【別表1 市町村別災害救助法適用基準表】

(平成17年10月1日：平成17年国勢調査確定値)

市町村名	人口(人)	被害者世帯		市町村名	人口(人)	被害者世帯	
		基準1号	基準2号			基準1号	基準2号
鳥取市	201,740	100	50	北栄町	16,052	50	25
米子市	149,584	100	50	琴浦町	19,499	50	25
倉吉市	52,592	80	40	南部町	12,070	40	20
境港市	36,459	60	30	伯耆町	12,343	40	20
岩美町	13,270	40	20	日吉津村	3,073	30	15
八頭町	19,434	50	25	大山町	18,897	50	25
若桜町	4,378	30	15	日南町	6,112	40	20
智頭町	8,647	40	20	日野町	4,185	30	15
湯梨浜町	17,525	50	25	江府町	3,643	30	15
三朝町	7,509	40	20				

世帯数の算定方法(令第1条第1項第1号から3号に適用)

全壊・全焼・流出世帯・・・1世帯

半壊・半焼する等著しく損傷した世帯・・・1/2世帯、

床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯・・・1/3世帯

3-1 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき(令第1条第1項第3号前段適用)

3-2 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき(令第1条第1項第3号後段適用)

【厚生労働省令で定める特別の事情】

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として厚生労働省令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号適用)

【厚生労働省令で定める基準】

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

特殊の補給方法：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給 等

災害救助法施行令第1条第1項各号の適用の具体例	該当する号
・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。	第3号後段
・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合。 ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。	第4号

【参考】適用基準の運用について

- ・新潟県中越地震以降、特に大規模地震が発生した場合には、一定震度以上を観測した市町村に対して「避難して継続的に救助を必要とする」状態として、速やかに4号適用する運用が行われている。
- ・最大震度7を観測した新潟県中越地震の際には発災時が夕方ということもあり、新潟県は、震度6弱以上を観測した市町村に深夜に適用した。その後、震度5弱以上であって、避難して継続的に救助を必要とする市町村に順次追加適用した。
- ・最大震度6強を観測した能登半島地震においては、石川県は震度5強以上を観測した市町に対して直ちに災害救助法を適用した。
- ・最大震度6強を観測した新潟県中越沖地震においては、新潟県は震度6弱以上を観測した市町村に対して直ち

に災害救助法を適用した。その後、震度5弱以上の市において追加適用。

第4節 救助の実施

1 実施機関

別表3「災害救助法による応急救助の実施概念図」を参照。

(1) 県

ア 県による救助の実施

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととする。

イ 市町村に対する救助の委任

(ア) 委任の要件

県は、次に掲げる事項すべてに該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を市町村に行わせることとする。

- ・市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- ・避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

(イ) 委任の手続き

県は、市町村への委任に当たっては、災害ごとに市町村へその事務の内容及び実施期間を通知して行うとともに、これを公示する。

(2) 市町村

ア 市町村は、救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

イ 市町村は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 救助の種類

- (1) 避難所、応急仮設住宅の設置 (2) 食品、飲料水の給与 (3) 被服、寝具等の給与又は貸与
 (4) 医療、助産 (5) 被災者の救出 (6) 住宅の応急修理 (7) 学用品の給与 (8) 埋葬
 (9) 死体の捜索及び処理 (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

3 救助の基準

- (1) 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間等は、別表2「災害救助法による救助の種類と概要」及び資料編のとおりとする。
 (2) なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は厚生労働省に協議し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

4 災害救助に関する県の組織

- (1) 災害救助組織については県本部の組織をそのまま活用する。
 (2) 救助活動はそれぞれの実施部において実施するものとするが、本部長の総指揮のもとに、各部各課が一体的な協力によりこれを実施するものとする。

【別表2 災害救助法による救助の種類と概要】

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	市町村（県が委任）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・避難情報が発出された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む。 ・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上対応も可能。
応急仮設住宅の給与	県（県が直接設置することが困難な場合、県が設計書等を提示し、市町村に委任）	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	・民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象となる。 ・被災地における住民登録の有無を問わない。
炊き出しその他による食品の給与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	・現に食しうる状態にあるものを給与すること。 ・救助作業に従事する者は対象外。
飲料水の供給	市町村（県が委任）	災害のため現に飲料水を得ることができない者	・供給量は、1人1日3リットル以上を目安とする。

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与または貸 与	調達：県 供給：市町村（県が委 任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半 焼又は床上浸水、船舶の遭難等によ り、生活上必要な被服、寝具その他 日用品等を喪失又はき損し、直ちに 日常生活を営むことが困難な者	・床下浸水は対象外。 ・品目は、被服、寝具、身の回り品、 日用品、炊事用品、食器、高熱材料 を目安とする。 ・夏期と冬期で限度額に差がある。
医療	県、日赤鳥取県支部（県 が委託）	災害のため医療の途を失った者	・傷害や疾病の原因や、受けた日時又 はかかった日時を問わない。
助産	県、日赤鳥取県支部（県 が委託）	災害発生の日以前又は以後7日以内 に分娩した者であって、災害のため に助産の途を失った者	・出産のみならず、死産、流産を含む。
災害にかか った者の救 出	市町村（県が委任）	災害のため現に生命身体が危険な状 態にある者又は生死不明の状態にあ る者	・捜索期間（3日間）に生死が明らか にならない場合は、遺体の捜索とし て取り扱う。
災害にかか った住宅の 応急修理	市町村（県が委任）	災害のため住家が半壊又は半焼し、 自らの資力では応急修理をすること ができない者	・修理場所は、居室、炊事場、便所等 日常生活に必要欠くことのできない 部分について必要最小限度を対象と する。（面積制限なし）
学用品の給 与	市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半 焼又は床上浸水により学用品を喪失 又はき損し、修学上支障のある児童 生徒	・小学校児童、中学校生徒、高等学校 等生徒等を対象とする。 ・品目は、教科書、教材、文房具、通 学用品とする。
埋葬	市町村（県が委任）	災害の際死亡した者	・応急的な仮葬であり、正式な葬祭で はない。 ・漂流遺体の取り扱いは下記による。
遺体の捜索	市町村（県が委任）	災害により現に行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情により既に死 亡していると推定される者	・災害発生後、直ちに死亡していると 推定される場合は、3日を経過しな くとも遺体の捜索として取り扱う。
遺体の処理	市町村（県が委任） 日赤鳥取県支部（県が 委託）	災害の際死亡した者	・漂流遺体の取り扱いは下記による。 ・埋葬を除く。
障害物の除 去	市町村（県が委任）	居室、炊事場等生活に欠くことので きない部分又は玄関に障害物が運び 込まれているため一時的に居住でき ない状態にあり、かつ、自らの資力 をもってしては、当該障害物を除去 することができない者	・通常は、当該災害によって住家が直 接被害を受けた場合に限られる。 ・応急的な除去に限る。 ・豪雪による除雪も対象となり得る。
応急救助の ための輸送	県 市町村（県が一部委任）	1 被災者の避難（被災者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導する ための人員、資材等の輸送） 2 医療、助産（救護班において処置できないもの等の移送、救護班の仮設 する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等） 3 被災者の救出（救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資 材等の輸送） 4 飲料水供給（飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等 の輸送（飲料水の直接輸送を含む）） 5 遺体等の捜索（捜索のため必要な人員、資材等の輸送） 6 遺体の処理（遺体の処理・検案のための人員の輸送、遺体の処置のため の衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を移送するための人員の輸送）	

* 「実施者」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

* 床上浸水は、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。

（参考）災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の取り扱い

1 遺体の身元が判明している場合

(1) 遺体が県内の他の市町村に漂着した場合は、当該市町村は、県の補助機関として遺体処理等を実施、そ

の費用は県が負担する。

- (2) 遺体が他県の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理等されるものとし、その費用については求償を受ける。

2 遺体の身元が判明していない場合

- (1) 遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記1と同様に取り扱うものとする。
- (2) 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村が行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

第5節 費用の支弁及び国庫負担

1 費用の支弁

災害救助法による救助に要する費用は、県が支弁する。

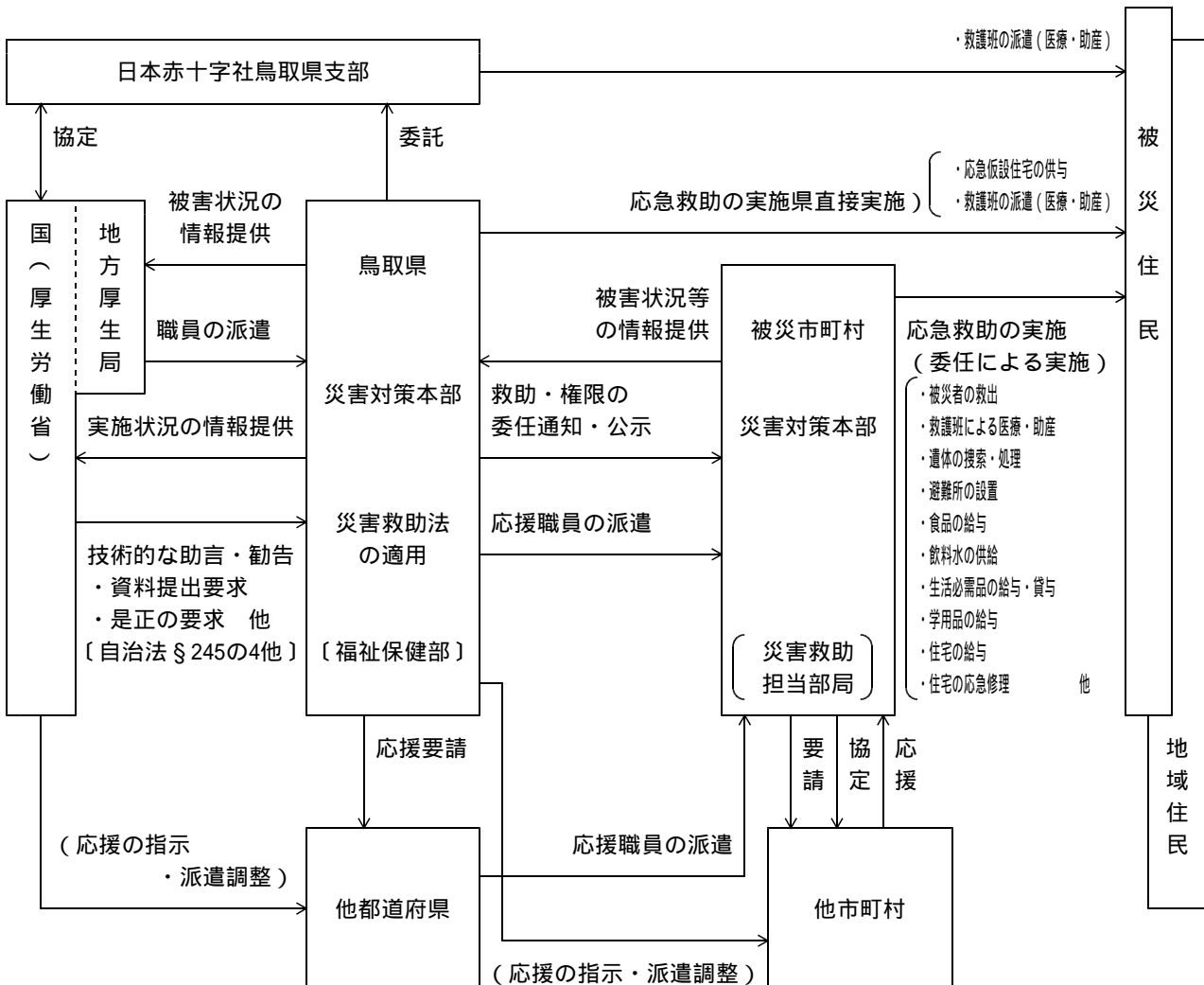
2 国庫負担

災害救助法による救助に要する費用が100万円以上となる場合、県の普通税収入見込額に占める救助費用の割合に応じて、国庫が負担される。

【国庫負担の対象】

- (1) 救助に要した費用（救助の事務を行うのに要した費用を含む。）
- (2) 従事命令を受けた者に対する実費弁償及びこれらの者に対する扶助金の支給に要した費用
- (3) 協力命令を受けた者に対する扶助金の支給に要した費用
- (4) 管理、使用、収容及び保管命令の処分に伴う損失補償に要した費用
- (5) 日本赤十字社に対する補償に要した費用
- (6) 他の都道府県から応援を受けた場合、その求償に対する支払いに要した費用

【別表3】 災害救助法による応急救助の実施概念図



第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害救助法の適用に係る県への報告
- 2 救助の委任を受けた場合の救助の実施に関する項目
- 3 災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができない場合の災害救助法の規定による救助の着手及び知事への報告

第3章 損害補償

（県総務部、県福祉保健部ほか）

第1節 目的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

第2節 災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。

公用負担等に依らない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等に依る。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等に依るものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第65条第1項、同条第2項、同条第3項	市町村長ほか	当該市町村の住民又は現場にある者 （自然人のみ）	応急措置に従事	災害対策基本法第84条第1項	市町村
災害対策基本法第71条	県知事	土木技術者、土木業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第84条第2項	県
消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第36条の3	市町村
消防法第25条第2項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第35条の7第1項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第45条	水防管理団体
災害救助法第24条第1項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第29条	県（一定額を超える場合は一部国負担）
災害救助法第24条第2項	地方運輸局長（運輸監理部長を含む）	輸送関係者			
災害救助法第25条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

第3節 民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、県は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害応急対策活動従事者の損害補償
 - （1）災害対策基本法第84条第1項に基づく損害補償
 - （2）消防法第36条の3に基づく損害補償

第4章 激甚災害の適用

（県総務部ほか関係各部局）

第1節 激甚災害制度の概要

- 1 激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区分	概要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象区域も併せて指定） 事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種類	<ul style="list-style-type: none"> 「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害・適用措置を指定） 「局激」…市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定）：県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 <ul style="list-style-type: none"> 激甚災害指定基準（本激の基準） 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

- 2 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限り特例措置が適用される。

- 3 激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区分	条	号	対象事業	関係法令
1 公共土木施設災害復旧事業等に対する特別の財政援助	第3条	1	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業
		2	公共土木施設災害関連事業	費国庫負担法
		3	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		4	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		5	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		6	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		6の2	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		7	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
		8	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者自立支援法
		9	婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
		10	感染症医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11	感染症予防事業	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		12	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
		13	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外）	
2 農林水産業に関する特別の助成	第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第11条の2		<ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業 	
			<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 	
			<ul style="list-style-type: none"> 開拓者等の施設の災害復旧事業 	
			<ul style="list-style-type: none"> 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 	天災融資法
			<ul style="list-style-type: none"> 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 	
			<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 	
			<ul style="list-style-type: none"> 共同利用小型漁船の建造費の補助 森林災害復旧事業に対する補助 	

区分	条	号	対象事業	関係法令
3 中小企業に関する特別の助成	第12条		・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法
	第13条		・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	
	第14条		・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
4 その他特別の財政援助及び助成	第16条		・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	母子及び寡婦福祉法
	第17条		・私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
	第19条		・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
	第20条		・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
	第21条		・水防資材費の補助の特例	
	第22条		・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
	第24条		・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	
第25条		・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例		

第2節 激甚災害の指定に係る手続き

1 調査の実施

- (1) 県は、市町村の被害状況等を検討し、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について各部局で必要な調査を実施する。
- (2) 各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。（局激については、1月から11月までの復旧事業費の査定額を例年12月初旬に（12月発生の災害については、年明けに）提出して指定するため、例年2月から3月の指定となることに留意。）

2 指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

3 特別財政援助額の交付手続

- (1) 市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。
- (2) 県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。（年度末に精算）

災害応急対策編（共通）

第2部

組織体制計画

第1章 組織及び体制

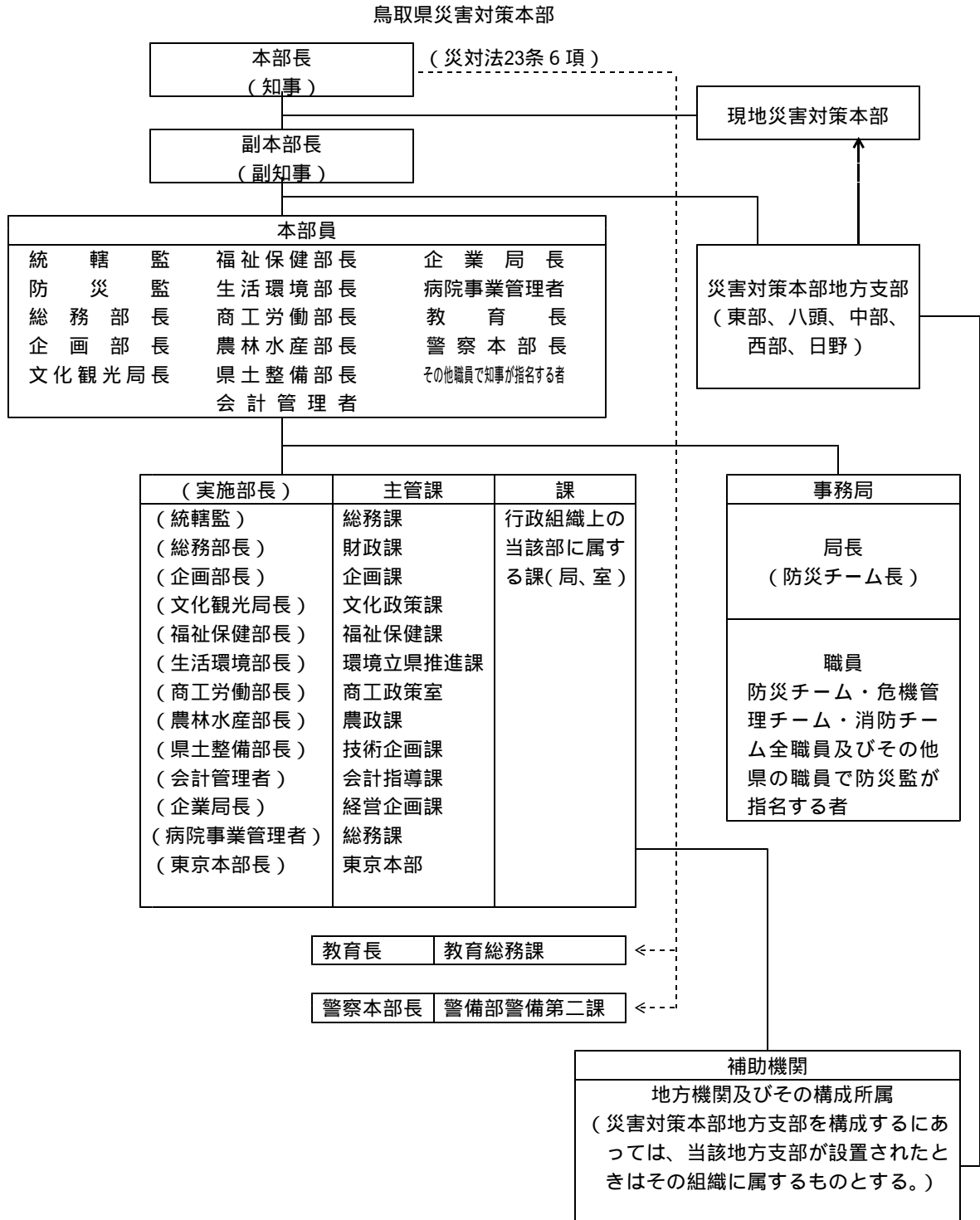
（県防災局）

第1節 目的

この計画は、県、市町村及びその他防災機関が災害の発生に対し、速やかにその初動態勢を確保し、また、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成、運用を目的とする。

第2節 鳥取県災害対策本部等

知事は、鳥取県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、速やかに鳥取県災害対策本部（以下、この章及び次章において「県本部」という。）を設置するものとする。



1 鳥取県災害対策本部

(1) 県本部の組織

ア 本部長

- (ア) 本部長は、知事がその任務に当たる。本部長は県本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (イ) 知事が不在等の非常時には、自衛隊等への災害派遣要請等の知事権限委譲順位を次のとおりとする。

第1位 副知事 第2位 統轄監 第3位 防災監

イ 副本部長

- (ア) 副本部長は、副知事がその任務に当たる。
- (イ) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、統轄監、出納長、防災監、総務部長、企画部長、文化観光局長、福祉保健部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、企業局長、病院事業管理者、教育長、警察本部長、その他職員で知事が指名する者を充てる。
- (イ) この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、本部員の男女構成について、あらかじめ十分配慮するものとする。
- (ウ) 本部員自らがその任務に当たることができないときは、あらかじめ定めた職員がその任務に当たる。

エ 本部員付

本部員付は、本部員及び事務局と実施部との連絡調整等を行うものとし、各実施部においては、あらかじめ複数の担当職員とその参集すべき順位を定めておくものとする。

オ 実施部

- (ア) 実施部は、各部局で構成し、主管課は各部局の主管課（県土整備部は技術企画課）とする。実施部は、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。
- (イ) 特に指示がない限り平時の執務室を拠点として災害対策に当たるものとするが、被災等により平時の執務室が使用不能となった場合の代替施設をあらかじめ定めておくものとする。

カ 事務局

- (ア) 事務局は、災害対策本部室内に設置し、防災チーム、危機管理チーム及び消防チーム全職員並びにあらかじめ決められた他課からの応援職員（過去に防災局に配置された経験のある者）で構成する。
- (イ) 事務局長は、防災チーム長をもって充てるものとする。
- (ウ) 事務局は、「鳥取県災害対策本部事務局設置運営要領」「鳥取県災害対策本部事務局応援職員運営要領」に基づき、災害応急対策実施のための連絡調整業務を行う（要領は資料編のとおり）。

キ オブザーバー

- (ア) 県本部は、災害対策を円滑に実施するため、必要に応じ関係者（鳥取県防災顧問、鳥取地方気象台職員、国土交通省中国地方整備局職員、自衛隊連絡幹部（鳥取地方協力本部）、緊急消防援助隊連絡員（東部消防局）など）を招集することができる。
- (イ) また、ライフライン復旧作業を調整するための連絡員を関係機関から招集し、各機関と必要な調整を行う。

(2) 設置の場所

- (ア) 県本部の設置場所は、県庁第二庁舎3階とする。なお、県庁第二庁舎が使用不可能な場合は、東部総合事務所等適切な場所に設置するものとする。
- (イ) さらに、東部地区に大災害が発生し、これらのいずれの施設も県本部として使用できなくなった場合は、西部総合事務所新館に設置するものとする。

(3) 設置及び廃止の基準

ア 県本部の設置の基準は、第2章「配備及び動員」による。

イ 県本部は、概ね次の基準により知事が廃止する。

- (ア) 県内各地域における危険がなくなったと認めるとき。
- (イ) 当該災害に係る応急対策及び二次災害防止対策が概ね終了したと認めるとき。
- (ウ) 原子力災害の場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発したとき。

(4) 設置及び廃止の公表

ア 県本部事務局は、県本部が設置されたときは直ちにその旨を、県関係機関（県庁内を含む）、国（総務省消防庁）、市町村、報道機関及び県防災会議構成機関に対し、電話（有線、無線）、ファクシミリ、電子メール、庁内放送、文書等により公表（通知）するとともに、県本部（本部長、本部員、事務局各班、通信途絶に備えた衛星携帯電話）の連絡先の周知を図るものとする。

イ 県本部が廃止されたときは、同様に設置の公表に準じてその旨を公表する。

(5) 県本部の任務等

- ア 県本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに本計画の定めるところにより、鳥取県防災会議と緊密な連絡のもとに災害応急対策を実施するものとし、すべての本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。
- イ 県本部の実施すべき主な事項は次のとおりである。
- (ア) 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整
 - (イ) 災害に係る各種情報収集
 - (ウ) 緊急輸送路確保のための連絡調整
 - (エ) 関係機関への応援要請（要請手続等については、第4部「防災関係機関の連携推進計画」の各章を参照）
 - (オ) 国（現地対策本部）との連絡調整
 - (カ) 生活物資等の調達、輸送に係る調整
 - (キ) 円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整
 - (ク) 住民の安心安全情報の提供
- ウ 県本部の所掌事務
- (ア) 県本部（実施部及び事務局）の所掌事務は、別表「県本部（実施部及び事務局）所管組織の所掌事務（応急対策）」のとおりとする。
 - (イ) 県本部が設置されていないときであっても、各課（室）は、県本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。
 - (ウ) なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、県防災監が総合調整を図り、その都度決定するものとする。
- エ その他の県の組織
- 県の地方機関、企業局事業所、教育機関は、鳥取県行政組織規則（昭和39年3月鳥取県規則第13号）、鳥取県企業局組織規程（昭和38年5月鳥取県企業管理規程第1号）、鳥取県教育委員会事務局組織規（昭和39年4月鳥取県教育委員会規則第5号）に定める事務のほか、主管部長の指示にしたがって必要な事務を処理するものとする。
- オ ワーキングチームの設置
- 部局横断的な課題については、必要に応じて関係部局職員で構成するワーキングチームを設置し、対応にあたるものとする。
- (6) 災害対策本部会議の開催
- 県本部では、災害対策本部会議（以下、「本部会議」という）を適宜開催し、必要な災害対策について協議するものとする。
- ア 本部会議の構成
- (ア) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、状況に応じて必要な本部員が本部会議に参加するものとする。
 - (イ) 本部会議の庶務は、事務局が担当するものとする。
- イ 本部会議の開催
- (ア) 本部長は、県本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。
 - (イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長（防災チーム長）に申し出るものとする。
 - (ウ) なお、県本部の設置直後の第1回は、本部長参集と同時に速やかに（概ね30分以内を目途。）開催するものとし、第2回は第1回の概ね1時間後に開催するものとする。その後は2～3時間おきを原則に、対応状況を勘案して開催するものとする。
- ウ 本部会議の協議事項
- (ア) 県本部の配備体制に関すること
 - (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること
 - (ウ) 市町村長に対する災害対策の指示に関すること
 - (エ) 指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県に対する応援の要求に関すること
 - (オ) その他災害対策に関する重要事項

(7) 本部会議の検討項目

本部会議においては、主として部局間で検討が必要なものについて検討するものとし、主な項目は次表のとおりである。

開催時期		検討すべき項目	判断に必要な情報
発生直後 (発災期)	1 日目 (災害拡大期)	1 県の体制(地方支部、現地本部の設置等)	気象情報や震度情報、既存の被害想定資料などに基づく俯瞰的な被害見積もり(火災発生を含む)
		2 救助勢力を集中的に投入すべき地域の決定	上記1の被害見積もり
		3 情報収集体制(県消防防災ヘリの運用、被災地域への職員派遣等)	県消防防災ヘリの活動状況、県・市町村庁舎のインフラ機能
		4 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁への災害派遣要請(原則、自衛隊に対する情報収集派遣を要請)	上記1の被害見積もり、活動拠点(空港など)や緊急輸送道路の被災及び迂回路の状況
		5 災害救助法の適用	4号適用の可能性及び厚生労働省との協議 4号適用は時機を失すると適用困難
		6 県の部局間の弾力的な職員応援	職員の被災、登庁状況(総合事務所を含む)
		7 市町村への緊急支援要員の派遣(災害時緊急支援チーム、医療応援ほか)	市町村からの応援要請状況、医療関係従事者の対応状況
		8 非常用食料、生活物資の支援	避難者数の見積もり、応援協定等に基づく調達可能数量の把握、輸送手段の調整
		9 応援協定に基づく他自治体への応援要請	外部応援が必要な対策、国・全国知事会等との調整状況
		10 広報戦略	県民の必要とする情報、緊急に県民に周知が必要な情報
		1～3日後 (災害沈静期)	
12 市町村への専門職員派遣(土木関係、保健士等)	市町村からの要請状況、メンタルケア対策の対応状況		
13 応援協定に基づく他自治体への応援要請、特に職員派遣)	市町村での避難所運営等に必要な職員数、ボランティア等の活動状況		
3日後～ (災害沈静期)		14 職員ローテーションの検討	夜間対応に必要な職員数の把握
		15 支援施策の検討	被害特性の把握、県民のニーズ
		16 仮設住宅の建設	市町村からの要請状況、建設用地の確保
		17 風評被害対策	風評被害の状況
		18 災害復興本部への移行	応急対策の実施状況

災害発生時には、上表を参考に災害特性を踏まえて弾力的に検討

(8) 県本部会議の公開

県本部会議は、原則として公開とする。

(9) 対策実施に当たっての部局間の連携

本部会議の決定事項については、当該対策を直接実施する部局の本部員のみならず他のすべての本部員が緊密な連絡のもとでその実施を図るものとする。

2 鳥取県災害対策本部地方支部

知事は、地方における災害対策の円滑な遂行を図るため、県本部に必要な災害対策本部地方支部（以下「支部」という。）を置くこととする。

(1) 支部の名称、所管区域等は、次のとおりとする。

支部の組織

名称	所管区域	支部長	支部員	主管機関
東部支部	鳥取市、岩美郡	東部総合事務所長	東部総合事務所 〔 東部総合事務所県民局長 東部総合事務所県税局長 東部総合事務所福祉保健局長 東部総合事務所生活環境局長 東部総合事務所農林局長 東部総合事務所県土整備局長 〕 鳥取家畜保健衛生所長 企業局東部事務所長 東部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	東部総合事務所 県民局
八頭支部	八頭郡	八頭総合事務所長	八頭総合事務所 〔 八頭総合事務所県民局長 八頭総合事務所農林局長 八頭総合事務所県土整備局長 〕 東部総合事務所県税局長 東部総合事務所福祉保健局長 東部総合事務所生活環境局長 鳥取家畜保健衛生所長 企業局東部事務所長 東部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	八頭総合事務所 県民局
中部支部	倉吉市、東伯郡	中部総合事務所長	中部総合事務所 〔 中部総合事務所県民局長 中部総合事務所県税局長 中部総合事務所福祉保健局長 中部総合事務所生活環境局長 中部総合事務所農林局長 中部総合事務所県土整備局長 〕 倉吉家畜保健衛生所長 企業局東部事務所長 中部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	中部総合事務所 県民局
西部支部	米子市、境港市、西伯郡	西部総合事務所長	西部総合事務所 〔 西部総合事務所県民局長 西部総合事務所県税局長 西部総合事務所福祉保健局長 西部総合事務所生活環境局長 西部総合事務所農林局長 西部総合事務所県土整備局長 〕 西部家畜保健衛生所長 境港水産事務所長 企業局西部事務所長 西部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	西部総合事務所 県民局

名称	所管区域	支部長	支部員	主管機関
日野支部	日野郡	日野総合事務所長	日野総合事務所 日野総合事務所県民局長 日野総合事務所福祉保健局長 日野総合事務所農林局長 日野総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県税局長 西部総合事務所生活環境局長 西部家畜保健衛生所長 企業局西部事務所長 西部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	日野総合事務所 県民局

(2) 支部の組織

支部に支部長、支部員及びその他の職員で構成する実施部、事務局を置く。

ア 支部長

(ア) 支部長は当該地域を管轄する総合事務所長をもって充てる。

(イ) 支部長は本部長の命を受け、支部の事務を総括する。

イ 支部員

(ア) 支部員には、別表に掲げる職にある者を充てる。この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、支部員の男女構成について、あらかじめ十分配慮するものとする。

(イ) 支部員は、支部長の命を受け、支部の事務に従事する。

ウ 実施部

実施部は、支部長及び支部員が所属する地方機関で構成し、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。

エ 事務局

(ア) 事務局は支部の災害対策室内に設置し、支部員の事務を補助する。

(イ) 事務局職員は、支部長及び支部員がその所属する地方機関の職員のうちから指名するものとする。

(2) 設置の場所

支部の設置場所は、当該区域を所管する県総合事務所とする。

(3) 設置及び廃止の基準

ア 支部の設置基準は、第2章「配備及び動員」による。

イ 支部の廃止基準は、次のとおりとする。

(ア) 当該区域を所管する県総合事務所現地災害対策本部が設置されたとき

(イ) 県本部が廃止されたとき

(ウ) その他、知事が必要と認めたとき

(4) 設置及び廃止の公表

支部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

(5) 支部の任務等

支部の所掌事務は次のとおりとする。

ア 所管区域の災害に関する情報の収集及び県本部に対する報告に関すること。

イ 災害予防及び災害応急対策の実施についての連絡調整に関すること。

ウ 関係機関との連絡に関すること。

エ その他本部長が命じた事項に関すること。

(6) 支部連絡会議

ア 支部連絡会議の構成

(ア) 支部に、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(イ) なお、状況に応じて必要な支部員が支部連絡会議に参加するものとする。

イ 支部連絡会議の開催

連絡会議は支部長が主宰する。ただし、支部長が主宰できないときは、あらかじめ支部長が指名する支部員がこれを代理する。

ウ 支部連絡会議の協議事項

連絡会議は、支部員の所属する地方機関の所掌事務に係る災害応急対策の実施に関する事項について連絡調整を図るものとする。

(7) 支部連絡会議の公開

支部連絡会議は、原則として公開とする。

(8) オブザーバーの派遣要請

支部長は、必要に応じ、本部長に対してオブザーバー又は連絡要員の支部への派遣について要請するものとする。

(9) その他

ア 支部員の所属する地方機関の所掌事務に係る災害に関する情報は当該支部員がこれを収集し、当該地方機関を所掌する部の部長たる本部員に報告するとともに、支部連絡会議に報告するものとする。

イ 各支部の支部員は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、支部が開設されていない場合でも、災害情報の収集及び伝達のための必要な措置を講ずる。

ウ 「鳥取県災害対策地方支部運営要領」によるほか、同要領に基づき支部が作成した運営マニュアルにより支部運営に当たるものとする。（要領は資料編のとおり）

3 鳥取県現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

(1) 現地災害対策本部の組織

現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員及びその他の職員を置く。

ア 現地本部長

(ア) 現地本部長は、当該地区を所管する支部長をもって充てる。ただし、所管区域が複数の支部にまたがる場合は本部長が指名する。

(イ) 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括して所轄の職員を指揮監督するものとする。

イ 現地副本部長

現地副本部長は現地本部長が指名するものとし、現地本部長を補佐する。

(2) 設置の場所

現地本部の設置場所は本部長が定めるものとするが、原則として当該地区を所管区域とする支部の県総合事務所内に設置する。

(3) 設置及び廃止の基準

災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるとき設置するものとする。

(4) 設置及び廃止の公表

現地本部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

(5) 現地本部の公開

現地本部は、原則として公開とする。

(6) 現地本部の任務等

ア 現地本部は、災害地において県本部の事務の一部を行うものとし、その内容については県本部の本部会議において決定するものとする。

イ 現地本部長は、災害が大規模で所管区域の市町村役場、消防機関等が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の市町村役場及び被災地の情報を直接収集・分析し、県本部に報告するものとする。

ウ なお、情報収集に当たっては、県本部事務局の情報管理班と密接な連絡のもとに活動するものとする。

(7) 現地本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

第3節 鳥取県災害警戒本部

防災監は、県本部が設置されない段階で災害に対する警戒のため必要と認めるときは、鳥取県災害警戒本部（以下、「警戒本部」という。）を設置する。

1 警戒本部の組織

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員、本部長付を置く。

(1) 警戒本部長

ア 警戒本部長は、防災監がその任務に当たる。

イ 警戒本部長は警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ 警戒本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。

第1位 防災チーム長 第2位 危機管理チーム長 第3位 消防チーム長

(2) 警戒副本部長

ア 警戒副本部長は、防災チーム長がその任務に当たる。

イ 警戒副本部長は本部長を補佐する。

ウ 警戒副本部長が不在等の非常時には、危機管理チーム長がその任務を代理する。

(3) 本部長付

ア 危機管理チーム長、危機管理チーム参事を本部長付とする。

イ 本部長付は、被災地に対する応援派遣の検討、本部長の指示する特命事項等の任務に当たる

- (4) 事務局
 - ア 警戒本部事務局職員は、防災チーム・危機管理チーム・消防チーム全職員とする。
 - イ なお、県水防本部との連携などのため、必要に応じて他部局からの応援職員を加えるものとする。
- (5) 災害対策本部事務局への移行
 - ア 警戒本部事務局職員（応援職員を除く。）は、県本部が設置されたときは速やかに県本部事務局職員としての任務につくものとする。

2 設置の場所

警戒本部は、防災局防災チーム、危機管理チーム及び消防チームの執務室内（県庁第二庁舎）に置くものとし、必要に応じて災害対策本部室に設置するものとする。

3 設置及び廃止の基準

- (1) 警戒本部の設置の基準は、第2章「配備及び動員」のとおりとする。
- (2) 警戒本部は、概ね次の基準により防災監が廃止する。
 - ア 体制が第2章「配備及び動員」に定める注意体制又は非常体制に移行した場合。
 - イ 県内各地域における警戒の必要がなくなったと認めるとき。

4 設置及び廃止の公表

警戒本部を設置したときは、その旨を直ちに各部局主管課及び各総合事務所県民局並びに警察本部及び消防局等の関係機関に連絡し、さらに勤務時間内には庁内放送を行い全職員に連絡するものとする。なお、警戒本部を廃止したときも同様とする。

5 警戒本部の公開

警戒本部は、原則として公開とする。

6 警戒本部の任務等

警戒本部の主な任務は以下のとおりとする。

- (1) 気象情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達
- (2) 県ホームページ等による情報提供や注意喚起
- (3) 台風の接近が予想される等の場合、必要に応じて気象台と連携し台風説明会等を開催
- (4) 配備体制の移行を視野に入れた災害への警戒・監視

7 その他

その他「鳥取県災害警戒本部設置運営要領」による。（要領は資料編のとおり）

第4節 その他の応急対策を実施する組織

1 鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの招集

県本部や警戒本部を設置していない場合の所管が明確でない又は複数の部局・機関に関連する災害対策に関する初動対応については、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、その緊急性や重要性に応じて「鳥取県危機管理委員会」又は「鳥取県緊急対応チーム」を招集し、必要な初動応急対策を実施するものとする。

(1) 組織

区分	構成員	
	鳥取県危機管理委員会	鳥取県緊急対応チーム
議長	知事	防災監
副議長	副知事	-
委員	統轄監 防災監・総務部長・企画部長・文化観光局長・福祉保健部長・生活環境部長・商工労働部長・農林水産部長・県土整備部長・会計管理者・企業局長 病院事業管理者 教育委員会教育長 警察本部長が指名する部長	危機管理チーム長 (危機管理担当参事) 総務課長・広報課長・財政課長・企画課長・文化政策課長・福祉保健課長・環境立県推進課長・商工政策室長・農政課長・技術企画課長・教育委員会教育総務課長 その他関係課長 警察本部長が指名する課長
事務局	危機管理チームの職員	

(2) 招集の場所

鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの招集の場所は、県災害対策本部室（県庁第二庁舎）とする。

(3) 鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの任務等

鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの所掌事務は次のとおりとする。

- ア 情報の共有
- イ 対応方針の決定
- ウ 対応部局の役割分担と連携要領の決定
- エ 対策本部等の設置の決定
- オ 広報活動に関すること

カ その他必要な事項

(4) 本部への移行

県対策本部等が設置された場合は、これらに移行する。

2 危機管理担当参事の設置

県の危機管理体制の確立のため、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、以下に示す職にある者を危機管理担当参事に指名する。危機管理担当参事は、平素において危機管理チームと連携し、県の危機管理体制の強化を推進する。

- (統轄監) 総務課長、広報課長
- (総務部) 財政課長
- (企画部) 企画課長
- (文化観光局) 文化政策課長
- (福祉保健部) 福祉保健課長
- (生活環境部) 環境立県推進課長
- (商工労働部長) 商工政策室長
- (農林水産部) 農政課長
- (県土整備部) 技術企画課長
- (教育委員会) 教育総務課長

第5節 その他の組織等

1 水防組織

水防組織については、風水害等対策編第2部第1章「水防計画」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

2 警察本部の警備体制

警察本部の警備体制については、警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」によるものとする。

その概略は、【災害応急対策編（共通）】第4部第5章「災害警備の実施」のとおりである。

3 各種委員会等の協力

知事は、災害応急対策上必要があると認めるときは、人事委員会等の各種委員会（教育委員会を除く。） 監査委員又は議会に対し協力を求め、災害対策の万全を期するものとする。

(参考) 県が設置する本部等

所管業務区分	名称	本部長等	設置の時期	廃止・移行	記載箇所
緊急消防援助隊	県緊急消防援助隊調整本部	県消防チーム長	緊急消防援助隊の出動が決定したとき（複数の消防局にわたる場合等）		【災害応急対策編（共通）】第4部第4章「消防活動」
被災建築物の応急危険度判定	応急危険度判定支援本部	県住宅政策課長	震度5強以上の地震が発生した場合又は市町村から要請があった場合であって、県対策本部長から指示があったとき		【災害応急対策編（共通）】第11部第2章「建築物の応急危険度判定」
	応急危険度判定支援支部	県東部・中部・西部総合事務所生活環境局建築住宅課長			
被災宅地の危険度判定	危険度判定支援本部	県技術企画課長	市町村から要請があったとき		【災害応急対策編（共通）】第11部第3章「被災宅地の危険度判定」
	危険度判定支援支部	県の各総合事務所県土整備局長			
災害時の医療	医療救護対策本部	県福祉保健部長	次に掲げる場合であって必要と認めるとき ア 県災害対策本部の設置 イ 県災害対策本部未設置だが、医療救護活動が必要となるおそれがある場合		【災害応急対策編（共通）】第6部第1章「医療(助産)救護の実施」「災害時の医療救護マニュアル」
	現地医療救護センター	各総合事務所福祉保健局長			
災害時の防疫	災害防疫対策本部	県健康政策課長	必要に応じて	県災害対策本部が設置された場合はこれに含まれる	【災害応急対策編（共通）】第9部第3章「防疫の実施」
	現地災害防疫対策本部	各総合事務所福祉保健局長			

所管業務区分	名称	本部長等	設置の時期	廃止・移行	記載箇所
災害復興	災害復興本部	知事	必要に応じて（災害復興時）		【災害応急対策編（共通）】第16部第2章「災害復興」
水防	水防本部	知事(県河川課)	常時設置	県災害対策本部が設置された場合は統合	【風水害対策編】第2部第1章「水防計画」
航空機災害等	災害対策現地本部	県土整備部長	航空災害等の緊急事態が発生又はそのおそれがある場合		「鳥取空港災害対策緊急計画」
県教育委員会	教育委員会災害対策本部	教育次長	大規模災害の発生によって鳥取県災害対策本部が設置された場合		「教育関係機関の災害情報収集要領」

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村災害対策本部に係る事項
 - (1) 組織 (2) 設置場所 (3) 設置及び廃止の基準 (4) 設置及び廃止の公表
 - (5) 市町村長が不在の場合の本部長代行順位 (6) 本部の任務等 (7) 本部会議の開催
 - (8) 支所等の位置付及び体制 (9) 庁舎が被災した場合の代替場所等
- 2 市町村現地対策本部に係る事項
 - (1) 組織 (2) 設置場所 (3) 設置及び廃止の基準 (4) 設置及び廃止の公表
 - (5) 現地対策本部の任務等
- 3 市町村警戒本部等の市町村対策本部以外の市町村の災害対応組織
- 4 避難勧告発令などの市町村長権限移譲順位
- 5 その他必要な事項

別表「県本部（実施部及び事務局）所管組織の所掌事務（応急対策）」

区分		構成		所掌業務		
対策本部	警戒本部	部	課			
事務局 （応援職員を含む）	事務局	防災局	防災チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然災害又は原子力災害に係る災害対策本部の運営に関する事 2 自然災害又は原子力災害に係る災害警戒本部の設置及び運営に関する事 3 災害の応急対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事 4 防災局内及び各総合事務所県民局（災害応急対策に限る）との連絡調整に関する事 5 災害の復興対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事 6 気象情報の受信及び関係先への伝達に関する事 7 被害情報の集約及び伝達に関する事 8 市町村の一般被害情報の収集に関する事 9 防災関係機関からの被害情報等の収集に関する事 10 中央防災会議等に対する報告及び連絡に関する事 11 防災関係機関の応援、活動調整に関する事 12 他府県等との広域応援に係る調整に関する事 13 市町村との連絡に関する事 14 市町村の災害対策に係る助言に関する事 15 市町村の相互応援の調整に関する事 16 防災関係機関の受入に係る調整に関する事 17 物資及び人員の輸送に係る総合調整に関する事 18 緊急通行車両の確認及びこれの証明書に関する事 19 被害認定及び被災証明の発行に係る市町村の支援及び調整に関する事 20 防災行政無線、ヘリテレシステム等に関する事 21 消防防災ヘリコプターの運航に関する事 22 航空応援の調整に関する事 23 非常通信に関する事 24 原子力災害時の緊急情報等の収集及び伝達に関する事 25 原子力災害時の応急対策の総括に関する事 26 その他他課の所管に属しない災害応急対策に関する事 		
			危機管理チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模事故等に係る災害対策本部の運営に関する事 2 危機管理委員会又は緊急対応チームの招集に関する事 3 危機管理事案の応急対策に係る総合企画及び連絡調整に関する事 4 災害派遣に係る自衛隊との連絡調整に関する事 5 応急対策に係る海上保安庁との連絡調整に関する事 		
			消防チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急消防援助隊の派遣及び受援に関する事 2 消防機関との連絡に関する事 3 消防団の派遣に係る調整に関する事 4 危険物の保安対策に関する事 5 高圧ガス及び火薬類の安全対策に関する事 		
		実施部	—	統轄監 主管： 総務課	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内における被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 2 部内及び総合事務所（他課の所掌に属するものを除く）、県外事務所との連絡調整に関する事 3 防災関係機関の受入スペースの確保及び整備に関する事 4 その他他課の所管に属しない災害応急対策の補助に関する事 5 有線電話に関する事 6 庁舎及び構内の管理、警備に関する事
					県政推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に関連する防災対策に関する事
					広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報、被害状況、災害応急対策活動状況等の広報に関する事 2 庁内放送に関する事

区分	構成		所掌業務	
	部	課		
対策本部	警戒本部			
実施部	-	総務部 主管： 財政課	財政課	1 国による財政支援の総括に関する事 2 県議会に関する事 3 予算その他財政に関する事
			県民課	1 災害時における個人情報保護に係る事務の総括に関する事 2 災害時の広聴に関する事
			営繕課	1 県の公有財産の被害調査の総括に関する事 2 県有財産（建築物）の応急復旧に関する事
			税務課	1 災害による県税の減免に関する事 2 総合事務所県税局の被害調査報告及び必要な対策に関する事 3 総合事務所県税局に対する連絡指導に関する事
			政策法務課	1 災害により焼失のおそれのある公文書等の収集、整理及び保存に関する事 2 総務部各課の応援に関する事
			東京本部	1 災害対策に関し、国会及び関係各省庁等との連絡その他必要な対策に関する事
			行財政改革局人事企画課	1 職員の動員に関する事 2 職員の安否確認に関する事 3 災害時緊急支援チームの派遣に関する事 4 職員災害応援隊の派遣に関する事 5 国及び他の都道府県職員の派遣要請に関する事 6 その他必要な人事に関する事
			行財政改革局業務効率推進課	1 県の業務継続の総括に関する事
			行財政改革局財源確保推進課	1 職員宿舍の被害調査報告及び必要な対策に関する事 2 所掌業務に関連する防災対策に関する事
			行財政改革局職員人材開発センター	1 自治研修所の被害調査報告及び必要な対策に関する事
			行財政改革局福利厚生課	1 動員職員の衛生管理及び公務災害補償に関する事 2 被災職員に対する給付、その他福利厚生に関する事
			人権局人権・同和対策課	1 災害時の人権保護対策の総括に関する事 2 奨学資金等の返還猶予等に関する事
			-	企画部 主管： 企画課
	青少年・文教課	1 私立学校（幼稚園を除く）、私立専修学校、私立各種学校及び高等教育機関の被害調査報告並びに必要な対策に関する事		
	男女共同参画推進課	1 男女共同参画の視点を生かした防災及び災害応急対策の総括に関する事		
	地域づくり支援局自治振興課	1 被災市町村の行財政の調査指導に関する事		
	情報政策課	1 情報通信施設等の被害調査報告及び必要な対策に関する事 2 災害対策本部の庁内LANの応急復旧及び整備に関する事 3 防災関係機関の受入スペースの情報環境の整備に関する事 4 庁内LANの被害調査報告及び必要な対策に関する事 5 総合行政ネットワークの被害調査報告及び必要な対策に関する事 6 IP電話の被害調査報告及び必要な対策に関する事		

区分	構成		所掌業務	
	部	課		
対策本部	警戒本部			
実施部	-	企画部	地域づくり支援局交通政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、バス、航空機の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 鉄道、バス、航空機による物資等の輸送に係る調整に関すること
			次世代改革室 統計課 地域づくり支援局 中山間地域振興課 協働連携推進課 移住定住促進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画部各課の応援に関すること
		文化観光局	文化政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局内における被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2 局内及び各総合事務所県民局（所掌業務に関連する災害応急対策に限る）との連絡調整に関すること 3 その他局内他課の所管に属しないこと
		主管： 文化政策課	交流推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における外国人の救助、避難並びに災害情報の提供に係る通訳及び翻訳の支援並びに関係団体との連絡調整に関すること 2 被災した外国人の相談窓口に係る通訳及び翻訳の支援に関すること
			観光政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 観光客の安全確保対策に関すること 3 風評被害対策に関すること 4 文化施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			国際観光推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌業務に関連する防災対策に関すること
		福祉保健部	福祉保健課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内における被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2 部内及び総合事務所福祉保健局（所掌業務に関連する災害応急対策に限る）との連絡調整に関すること 3 災害救助法による救助計画及び実施に関すること 4 厚生労働大臣その他必要機関に対する救援要請に関すること 5 市町村に対する災害救助の指導に関すること 6 社会福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 7 被災者に対する生活保護、生活福祉資金に関すること 8 義援金品の収配に関すること 9 日本赤十字社に対する協力要請に関すること 10 保健所の連絡調整に関すること 11 保健衛生施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 12 県社会福祉協議会との連絡調整に関すること 13 生活支援ボランティアの受入れに関すること 14 その他部内他課の所管に属しないこと
			障がい福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地区の身体・知的障がい者（児）の保護、入所に関すること 2 障がい者福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			子ども発達支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			長寿社会課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地区の老人の保護、入所に関すること 2 老人福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			子育て支援総室	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地区の母子及び児童の保護、入所に関すること 2 私立幼稚園の被害調査報告並びに必要な対策に関すること 3 児童福祉施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 4 救援物資等の調達、保管、配分に関すること 5 被災者に対する母子寡婦福祉資金の貸付けに関すること
			医療政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助活動における医療、助産に関すること 2 医療救護本部の設置及び運営に関すること 3 ドクターヘリの運航に関すること 4 D M A T の派遣に関すること 5 一般医療機関の被害調査報告及び必要な対策に関すること 6 医療機関、県医師会、県看護師会及び県歯科医師会等との連絡調整に関すること

区分		構成		所掌業務	
対策本部	警戒本部	部	課		
実施部	-	福祉保健部	医療政策課	7 医療救護ボランティアの受入れに関すること 8 傷病者の搬送に係る医療機関との調整に関すること 9 医療、助産に係る市町村の支援の総括に関すること 10 自治医科大医療チームの医療支援に係る要請及び調整に関すること 11 緊急時被ばく医療措置の総合調整に関すること	
			医療指導課	1 毒物・劇物の安全対策に関すること 2 医薬品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること	
			健康政策課	1 感染症の防疫に関すること 2 感染症指定医療機関等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 3 被災地区の精神障がい者の保護、入所に関すること	
		生活環境部	主管： 環境立県推進課	環境立県推進課	1 部内並びに各総合事務所生活環境局又は福祉保健局（所掌業務に関連する災害応急対策に限る）との連絡調整に関すること 2 部内の連絡調整に関すること 3 その他部内他課の所管に属しないこと
				水・大気環境課	1 飲料水の供給に関すること（ボトルウォーターの供給を除く） 2 上水道の被害調査報告及び必要な対策に関すること 3 下水道の被害調査報告及び必要な対策に関すること 4 トイレ対策の総合調整に関すること
				循環型社会推進課	1 清掃施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 災害廃棄物の処理に関すること
				くらしの安心局 くらしの安心推進課	1 食品衛生の指導に関すること 2 生活関連物資の調達に関すること（仮設トイレ、携帯トイレ、飲料水（ボトルウォーターのみ）を含む） 3 環境衛生の指導に関すること 4 へい獣の処理の指導に関すること 5 災害救助活動における埋葬等に関すること
				消費生活センター	1 災害時の消費生活相談に関すること
				景観まちづくり課	1 都市計画事業中の市町村施行事業（土地区画整理事業、流通業務団地）に係る被害調査報告及び必要な対策に関すること
				公園自然課	1 自然公園、公園緑地諸施設等の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 動物の管理対策に関すること
				衛生環境研究所 砂丘事務所	1 生活環境部各課の応援に関すること
				くらしの安心局 住宅政策課	1 公営住宅の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 （独）住宅金融支援機構の融資に関すること 3 応急仮設住宅等の建設に関すること 4 被災者住宅再建支援に関すること 5 被災者生活再建支援に関すること 6 建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）及び第85条（仮設建築物に対する制限の緩和）の措置に関すること 7 被災建築物の応急危険度判定の実施及び復旧の技術基準に関すること 8 地震災害時の被災建築物の被害認定の技術的支援に関すること
				商工労働部	主管： 商工策総室

区分	構成		所掌業務	
	部	課		
対策本部	警戒本部			
実施部	-	商工労働部	経済通商総室	1 企業の事業継続に関すること
			雇用人材総室 産業振興総室	1 商工労働部各課の応援に関すること
	商工労働部 農林水産部	市場開拓局 市場開拓課 食のみやこ推進課		1 商工労働部及び農林水産部各課の応援に関すること
			農林水産部	1 部内及び総合事務所農林局の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2 部内及び総合事務所農林局との連絡調整に関すること 3 農業共同利用施設（有線放送施設を除く）の被害調査報告及び必要な対策に関すること 4 農業災害に対する被害程度の確認と共済金の支払いに関すること 5 その他部内他課の所管に属しないこと
	主管： 農政課	農政課		1 部内及び総合事務所農林局の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2 部内及び総合事務所農林局との連絡調整に関すること 3 農業共同利用施設（有線放送施設を除く）の被害調査報告及び必要な対策に関すること 4 農業災害に対する被害程度の確認と共済金の支払いに関すること 5 その他部内他課の所管に属しないこと
		経営支援課	1 農業災害融資に関すること	
		生産振興課	1 作物、個人の農業用施設、大型ハウス、果樹棚及び防除施設等の被害調査報告並びに必要な対策に関すること 2 種苗及び生産資材等のあっせんに関すること 3 避難者等の食糧の調達に関すること 4 原子力災害発生時の汚染農産物の採取及び出荷の制限に関すること	
		畜産課	1 家畜、家畜施設、牧野、牧野施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 3 家畜飼料及び飼料作物種子の調達に関すること	
		農地・水保全課	1 農地、農業用施設（ため池・頭首工・用排水路・揚水機場・農道等）の被害調査報告及び必要な対策に関すること	
		森林・林業総室	1 林産物、県営林、林産施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 林業災害金融に関すること 3 仮設住宅用資材及び応急修理資材の調達に関すること 4 林道の被害調査報告及び必要な対策に関すること 5 原子力災害発生時の汚染林産物の収穫及び出荷の制限に関すること 6 造林地の被害調査報告及び必要な対策に関すること 7 苗畑の被害調査報告及び必要な対策に関すること	
		農林総合研究所	1 農業気象に関すること 2 農作物、畜産物等の被害に関する技術対策の総括に関すること	
		水産振興局水産課	1 漁船、漁具及び水産施設、水産物の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 県有船舶による輸送に関すること 3 漁業災害金融に関すること 4 漁業被害が想定される海上災害に係る連絡調整及び防除活動に関すること 5 原子力災害発生時の汚染水産物の漁獲及び出荷の制限に関すること	
		農業大学校	1 農林水産部各課の応援に関すること	
		県土整備部	技術企画課	
	道路企画課 道路建設課			1 道路、橋りょうの被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 道路の交通不能か所の調査連絡に関すること 3 道路の除雪計画及び実施に関すること

区分		構成		所掌業務
対策本部	警戒本部	部	課	
実施部	—	県土整備部	道路建設課	1 街路施設の被害調査報告並びに必要な対策に関する事
			河川課	1 水防活動の総括及び水防管理団体の指導に関する事 2 河川及び海岸の被害調査報告並びに必要な対策に関する事 3 水防情報等の収集連絡に関する事 4 治水ダムの管理に関する事 5 ダム管理施設の被害調査報告並びに必要な対策に関する事
			治山砂防課	1 土砂災害の防止対策に関する事 2 治山施設、新生崩壊地、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止の施設及び雪崩防止施設の被害調査報告並びに必要な対策に関する事 3 土砂災害警戒情報に関する事 4 土砂災害の被害調査報告並びに必要な対策に関する事
			空港港湾課	1 空港・港湾・漁港の被害調査報告及び必要な対策に関する事
			県土総務課	1 県土整備部各課の応援に関する事
地方支部	—	総合事務所	県民局	1 災害対策本部地方支部の運営に関する事 2 災害対策本部地方支部の職員の動員に関する事 3 災害対策地方支部職員の安否確認に関する事 4 一般被害情報の収集報告に関する事 5 市町村との連絡調整に関する事 6 庁舎及び構内の管理、警備に関する事 7 職員宿舍の被害調査報告及び必要な対策に関する事 8 緊急通行車両の確認及びこれの証明書に関する事 9 その他事務所内他局の所管に属しないこと
			県税局	1 災害による県税に係る被害調査報告及び必要な対策に関する事 2 災害による県税の減免に関する事 3 その他総合事務所各局の応援に関する事
			福祉保健局	1 現地医療救護センターの設置及び運営に関する事 2 福祉施設、医療機関等の被害情報の収集報告及び必要な対策に関する事 3 地域の医療機関、医師会等との連絡調整に関する事 4 医療、助産に係る市町村の支援に関する事 5 災害救助に関する事 6 医薬品及び衛生資材の供給に関する事 7 災害救助基金の事前購入物資及び日本赤十字社と連携した日用物品の供与に関する事 8 感染症の予防指導に関する事 9 被災者の心のケアに関する事 10 緊急被ばく医療活動の実施に関する事（中部総合事務所に限る。）
			生活環境局	1 衛生の指導に関する事 2 応急危険度判定支援支部の運営に関する事 3 動物の管理対策に関する事 4 給水に係る市町村の支援及び調整に関する事 5 廃棄物処理に係る市町村の支援及び調整に関する事 6 公営住宅の被害調査報告及び必要な対策に関する事 7 環境放射線モニタリング及び緊急時放射線モニタリングの実施に関する事（中部総合事務所及び西部総合事務所に限る。）
			農林局	1 農林水産業被害情報の収集報告及び必要な対策に関する事 2 農林水産業施設の被害情報の収集報告及び必要な対策に関する事
			県土整備局	1 道路、河川、港湾、海岸、治山及び砂防施設に係る被害情報の収集報告及び必要な対策に関する事 2 土砂災害の被害情報の収集報告及び必要な対策に関する事 3 水防現地指導隊の指揮に関する事 4 建設用資機材の調達に関する事

区分	構成		所掌業務		
	部	課			
対策本部	警戒本部				
実施部	-	会計管理者	会計指導課	1 災害に係る国費の出納に関する事	
		主管： 会計局会計指導課	審査出納課	1 災害に係る県費の出納に関する事	
			庶務集中局集中業務課	1 災害に係る物品の購入契約に関する事 2 県有車両の配車計画及び車両の確保に関する事	
			企業局	経営企画課	1 局内及び事務所等の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事
		主管： 経営企画課		2 局内及び事務所等の連絡調整に関する事 3 その他局内他課の所管に属しない事	
			工務課	1 県営発電所及び電気設備の被害調査報告並びに必要な対策に関する事 2 工業用水施設の被害調査報告及び必要な対策に関する事 3 埋立地の被害調査報告及び必要な対策に関する事	
		病院局	総務課	1 局内及び病院の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 2 県立病院との連絡調整に関する事	
		主管： 教育総務課	教育委員会	教育総務課	1 災害対策本部事務局との連絡調整に関する事 2 教育委員会内の連絡調整に関する事 3 教育委員会の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 4 教育局との連絡調整に関する事 5 教育局の被害調査報告及び必要な対策に関する事 6 教育委員との連絡調整に関する事 7 事務局職員の動員に関する事 8 市町村教育委員会との災害対策に係る連携に関する事 9 災害時における事務局局人事に関する事 10 災害時に関する活動状況の教育広報に関する事 11 その他教育委員会事務局各課の所管に属しない事
				福利室	1 被災教職員に対する給付その他福利厚生に関する事
				教育環境課	1 学校において管理する危険物の保全指導及び必要な対策に関する事 2 児童生徒等の集団避難及び地域住民の避難救助等に県立学校施設等が利用される場合の必要な措置に関する事 3 県立学校施設等の被害調査報告及び必要な対策に関する事 4 小・中学校施設等の被害調査報告及び必要な対策に関する事
				小中学校課	1 学校運営の応急措置に関する事（公立の幼稚園、小学校及び中学校） 2 児童生徒等及び教職員の人身被害調査報告並びに必要な対策に関する事（公立の幼稚園、小学校及び中学校） 3 被災した児童及び生徒の教科書及び学用品の確保並びに就学援助に関する事（小学校及び中学校） 4 学校（小学校及び中学校）の教職員人事に関する事
				特別支援教育課	1 学校運営の応急措置に関する事（特別支援学校） 2 児童生徒等及び教職員の人身被害調査報告及び必要な対策に関する事 3 学校（県立及び公立の特別支援学校）の教職員人事に関する事
				高等学校課	1 学校運営の応急措置に関する事（県立高等学校） 2 生徒及び教職員の人身被害調査報告並びに必要な対策に関する事 3 授業料等の減免及び猶予に関する事 4 学校（県立高等学校）の教職員人事に関する事
				家庭・地域教育課	1 船上山少年自然の家及び大山青年の家との連絡調整に関する事 2 船上山少年自然の家、大山青年の家、生涯学習センター及び市町村社会教育施設の被害調査報告及び必要な対策に関する事 3 青年団及び婦人会等社会教育関係団体との連絡調整に関する事
				図書館	1 市町村立図書館、学校等に対する集中的な協力図書の出借等による支援

区分		構成		所掌業務
対策本部	警戒本部	部	課	
実施部	—		人権教育課	1 集会所の被害調査報告及び必要な対策に関すること 2 奨学金に関すること
			文化財課	1 埋蔵文化財センター及び妻木晩田遺跡事務所との連絡調整に関すること 2 埋蔵文化財センター、妻木晩田遺跡事務所、文化財及び市町村文化施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること
			体育保健課	1 児童及び生徒の健康安全対策に関すること
				2 社会体育施設の被害調査報告及び必要な対策に関すること 3 学校給食物資の確保及び応急給食の実施に関すること 4 感染症の予防措置等、学校における環境衛生の確保に関すること
			スポーツ健康教育課	1 体育施設の被害調査及び必要な対策に関すること
			教育センター 博物館	1 教育委員会各課の応援に関すること

警察本部

構成		所掌業務
部	課	
警備部	警備第二課	1 初動措置 2 特別災害警備本部の運営 3 警備部隊の編成及び運営 4 応援要請等 5 被害実態の把握 6 通信の確保 7 救出救護及び行方不明者の搜索 8 警戒区域の設定 9 避難誘導 10 検視及び身元不明遺体の確認 11 交通の確保 12 地域安全活動 13 危険物等の保安措置 14 留置管理対策 15 ボランティア等の支援活動 16 広報活動

第2章 配備及び動員

（県防災局ほか関係各部署）

第1節 目的

この計画は、災害時において災害を防ぎよし、またはその拡大を防止するために、平素から防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 配備計画

1 県における配備体制の種別の基準

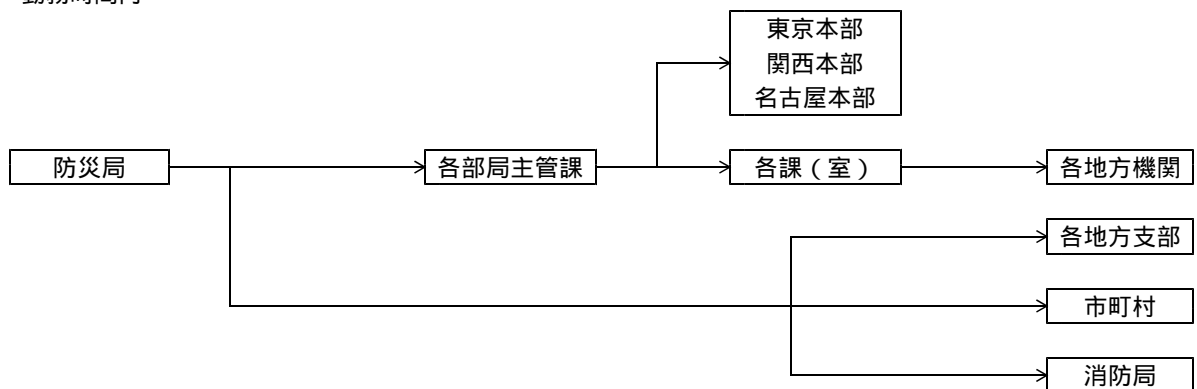
- (1) 災害の発生が予測される場合または災害が発生した場合において、防災活動を推進するためとすべき体制は原則として別表「配備動員表」のとおりとし、必要に応じて増員を行う等、適切な配備動員を行うものとする。
- (2) なお、県の体制が各配備体制に移行した際には、各部署及び各総合事務所等に周知を図るものとする。

第3節 県における動員計画

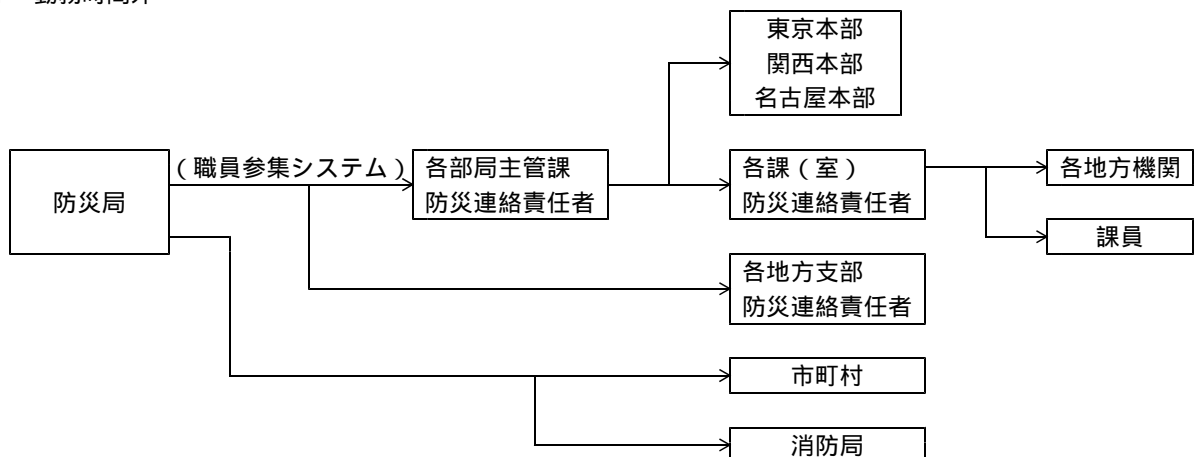
1 県における災害対策要員の動員

- (1) 防災連絡責任者
 - ア 各主管課及び主管機関の防災連絡責任者
 主管課等の防災連絡責任者は、被害状況等の災害情報について、各課防災連絡責任者、事務局等と緊密な連絡のもとに職員の動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害情報の伝達及び収集報告に当たる。
 - イ 各課（室）の防災連絡責任者
 各課（室）の防災連絡責任者は、主管課等の防災連絡責任者と緊密な連携のもとに、各課（室）の職員を動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害状況等について把握、連絡等を図るものとする。
- (2) 職員の動員
 主管課等の防災連絡責任者は、職員参集システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、あらかじめ定めた連絡体制により各課（室）の防災連絡責任者を通じて職員の動員を行う。
- (3) 動員配備の系統
 県における職員の動員配備は、次の系統で有線又は無線設備等により伝達し、動員配備するものとする。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



2 職員の登庁

- (1) 登庁の基準
 - ア 職員は常に気象情報等に注意し、課（室）の防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁するよう心がけるものとする。
 - イ また、職員参集システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、速やかに受信状況及び参集の可否を回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。
- (2) 登庁の場所
 - ア 登庁する場所は、原則あらかじめ防災行動マニュアル等で定められた場所とする。
 - イ 公共交通機関等が寸断されるなどし、所定の参集場所に登庁することが困難なときは、最寄りの県施設（総合事務所等）に参集し、各所属等に状況報告を行うものとする。
- (3) 登庁時の留意事項

登庁時は、登庁経路における被災状況の把握に努めるものとする。
- (4) 県行財政改革局は、職員の参集状況や安否状況の把握に努めるものとし、必要に応じて各部局（主管課）及び各総合事務所（県民局）に対し、各部局または各総合事務所の職員の参集状況等について報告を求めるものとする。

3 標識

- (1) 腕章

知事、部長その他の職員は、被災地など屋外で防災活動に従事するときは、規則等において特別の定めがある場合のほかは、指定された腕章を常用するものとする。（形状は資料編のとおり）
- (2) 標旗

災害時において使用する県本部の車両には、規則等において特別の定めがある場合のほかは、指定された標旗をつける。（形状は資料編のとおり）

4 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

- (1) 非常体制の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、各所属長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。
- (2) 特に、非常体制（2）の場合は、県災害対策本部の総力をもって全職員が災害応急対策にあたることとされているが、長期の対応が必要となるため、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村における災害対策要員の動員
 - (1) 動員手段（勤務時間内・勤務時間外）
 - (2) 動員系統（勤務時間内・勤務時間外）
- 2 職員の登庁
 - (1) 登庁の基準
 - (2) 登庁の場所
- 3 災害が長期にわたる場合の動員計画の確立

別表「配備動員表」

種別	本部等の設置体制		配備の基準(時期)			配備要員	主な対応
	本部	支部	風水害	地震・津波	大規模事故等		
注意体制	-	-	1 次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 高潮注意報 (3) 洪水注意報 (4) 大雪注意報 2 気象警報(大雨、洪水、高潮を除く。)が発表されたとき。 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 待機 (2) 準備	震度3の発表 (鳥取地方気象台)	-	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	関係各課(室)においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。
警戒体制(1)	-	-	1 次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 高潮警報 2 次の指定河川洪水予報のいずれかが発表されたとき。 (1) 洪水注意報 (2) 洪水警報 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 出動 (2) 指示 4 その他防災監が必要と認められたとき。	震度4の発表 (鳥取地方気象台)	-	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	1 関係各部(局)においては、防災活動に従事するとともに、適宜部長会議等を開き情報連絡を行い対策を協議するものとする。 2 関係各部(局)においては、非常体制配備等に対する準備を行うものとする。 3 総合事務所においては、災害が発生し、または発生するおそれのある市町村に情報収集要員を派遣するものとする。(警戒体制(2)の場合)
警戒体制(2)	鳥取県災害警戒本部 【事務局】 防災チーム、危機管理チーム及び消防チームの職員及び防災監がそのつど必要と認める応援職員	-	1 次の気象情報の1以上が発表されたとき。 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 記録的短時間大雨情報 2 次のいずれかに該当し、防災監が必要と認められたとき。 (1) 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。 (2) 指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき。 (3) その他災害が発生し、または発生するおそれのあるとき。	1 震度5弱の発表(鳥取地方気象台) 2 津波注意報の発表(気象庁または大阪管区気象台)	大規模事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、防災監が必要と認められたとき	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	
非常体制(1)	鳥取県災害対策本部 【事務局】 防災チーム、危機管理チーム及び消防チームの職員及び別途防災監が指名する応援職員	鳥取県災害対策本部地方支部 【事務局】 地方支部運営マニュアルであらかじめ定められた職員	知事が必要と認められたとき。	1 震度5強または6弱の発表(鳥取地方気象台) 2 津波警報の発表(気象庁または大阪管区気象台)	1 大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、知事が必要と認められたとき。 2 その他非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、知事が必要と認められたとき。	関係課(室)においてあらかじめ定められた職員	各部(局)は防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。
非常体制(2)			県下およそ全域にわたる風水害が発生し、知事が必要と認められたとき。	1 震度6強以上の発表(鳥取地方気象台) 2 県下およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、知事が必要と認められたとき。		全職員	県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする。

(備考) 1 上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用する。 2 県警察本部の配備体制は、県警察本部長の定めるところによる。
3 県水防本部の配備体制は、「水防計画」の定めるところによる。 4 原子力災害にかかる配備体制は「原子力災害対策編」の定めるところによる。
地方支部にあっては所管区域に限る。津波警報にあっては海岸線を有する地方支部に限る。

第3章 職員派遣

（県防災局、県総務部ほか関係各部局）

第1節 目的

この計画は、職員派遣等、災害時の応急対策を実施する人員の確保について定めることを目的とする。

第2節 実施責任者

災害時の応急対策を実施するために必要な職員の確保は、県、市町村等の防災関係機関においてそれぞれ行うものとする。

第3節 職員の派遣及び要請

1 派遣及び応援の要請決定

- (1) 県及び市町村は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村に対し、必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。
- (2) なお、迅速かつ円滑に実施するため、県及び市町村が締結する様々な災害時応援協定に基づき派遣又は応援を要請するものとする。
- (3) 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項

2 県の実施する措置

- (1) 実施部（又は災害応急対策を実施する部局）は、職員の確保状況について状況の把握に努め、職員が不足している場合には、本部に報告するものとする。
- (2) 本部（又は防災局）は、職員の派遣又は応援の要請が必要と認められる場合は、災害の規模、必要となる応急措置の状況及び緊急性から総合的に判断し、要請先及び要請内容を決定するものとする。
- (3) 要請先との連絡調整は、人事担当部局において行う。

3 市町村の実施する措置

市町村は、県に準じて職員の状況把握及び派遣（応援）の要請を行う。

4 費用負担等

職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、協定の定めによるものとするが、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

第4節 県の応援

1 災害時緊急支援チームの派遣

(1) 災害時緊急支援チームの概要

県内で大規模又は、重大な災害が発生した場合に、被災市町村の災害応急対策の迅速な実施を支援するため、あらかじめ指定した県職員を被災市町村に派遣するものである。

ア 支援内容

- (ア) 被災市町村の長及び災害対策本部に対する助言、支援
- (イ) 被災市町村の初動対応の技術的支援
- (ウ) 県、関係機関との連絡調整

イ チームの構成

職種	人数	摘要	業務内容
チームリーダー	1名	次長級又は課長級の管理職の職員（管理職の職員で適任者がいない場合は課長補佐級の職員）	・市町村に対する災害対策全般についての助言 ・被災状況等についての情報収集 ・県対策本部及び防災関係機関との連絡調整等 ・県関係各部との質疑応答
土木技師	1名	宅地危険度判定士の有資格者	・市町村に対する土木分野に係る災害対策についての助言 ・宅地応急危険度判定士への助言、受入準備、情報収集等

職種	人数	摘要	業務内容
建築技師	1名		・市町村に対する建築分野に係る災害対策についての助言 ・建物応急危険度判定士への助言、受入準備、情報収集等
保健師	1名		・市町村に対する保健分野に係る災害対策についての助言 ・被災者の医療（助産）救護等への助言、受入準備、情報収集等
事務要員	1名	係長以上の事務職員	・チームリーダーの補佐及びチームの庶務

(2) 派遣の決定

ア 次にいずれかに該当し、知事が必要と認めた場合、災害時緊急支援チームを被災市町村に派遣する。

(ア) 被災市町村長から要請があった場合

(イ) 被災市町村長からの要請がない場合であって、重大な被害が見込まれる場合

イ 災害時緊急支援チームの派遣を決定した場合、県（本部又は総務部人事企画課）は、派遣先の市町村へ速やかに連絡する。

(3) 派遣の実施

ア 派遣の指示のあった職員は、原則、被災市町村の災害対策本部へ集合する。

イ 派遣職員はチーム編成後、チームリーダーの監督下に入る。

ウ 派遣期間は、原則として発災から概ね1週間程度とし、交代に際しては、交代派遣職員が直接被災市町村へ参集して交代するものとする。

エ 派遣の終了は、知事が決定する。

2 被災市町村への連絡要員の派遣

(1) 県（災害対策本部地方支部又は総合事務所）は、多大な災害への対応等で、市町村からの被害情報の報告が困難になっている、又はその恐れがあるときに通信手段を携帯させて当該市町村にあらかじめ定められた連絡要員を派遣する。

(2) 連絡要員は、災害対策本部地方支部（又は総合事務所）への情報伝達に当たる。

3 鳥取県職員災害応援隊の派遣

(1) 鳥取県職員災害応援隊の概要

大規模又は重大な災害の発生時に市町村等が行う災害応急対策活動には大量の人員が必要であることから、県職員の迅速な応援派遣と現地の状況に応じた的確な初動活動を図るために、あらかじめ応援出動可能な県職員を登録・組織化。被災地に派遣し、応援活動を実施。

ア 活動内容

被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張り、物資輸送、避難所の運営支援 等

イ 構成

県職員の希望者で構成、応援隊は1隊概ね5名で編成しそれぞれに隊長を置く

(2) 応援の決定

ア 応援の実施の決定は、市町村長等の要請に基づき、知事が行う。

イ 応援の決定を受け、県（本部事務局又は総務部人事企画課）は、登録者及び各部局に動員について要請を行い、出動可能な職員を動員する。

(3) 応援の実施

ア 応援隊は、派遣先の市町村長等の指揮下に入り、隊長の監督の下で応援活動を行う。

イ 応援の期間は概ね1週間以内とし、業務内容等により期間の変更又は隊員の交代を行う。

4 被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県災害対策本部又は地方支部から市町村に派遣する職員（連絡要員、災害時派遣チーム構成員）は、本部及び支部に配備している衛星携帯電話及び情報収集端末を用いて本部又は支部との通信連絡を行う。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 県、他市町村等への職員派遣
- 2 県、他市町村等への応援要請体制の整備
- 3 県、他市町村等からの派遣要員の受入体制の整備

災害応急対策編（共通）

第3部

情報通信広報計画

第1章 気象情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速かつ的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第2節 気象警報等の伝達

1 注意報・警報及び気象情報の種類及び基準等

注意報・警報及び気象情報は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、関係機関に通知するとともに報道機関の協力を得て住民に周知する。

（1）注意報・警報

ア 大雨注意報・警報発表基準

一次細分 区域	市町村等 をまとめた 地域	二次細分区域 (市町村等)	大雨警報			大雨注意報		
			雨量基準(mm)		土壌雨量 指数基準	雨量基準(mm)		土壌雨量 指数基準
			平坦地	平坦地以外		平坦地	平坦地以外	
東部	鳥取地区	鳥取市北部	1時間雨量 =45	1時間雨量 =60	111	1時間雨量 =30	1時間雨量 =40	94
		岩美町	1時間雨量=60		114	1時間雨量=30		96
	八頭地区	鳥取市南部	1時間雨量=60		112	1時間雨量=40		95
		若桜町	1時間雨量=60		114	1時間雨量=40		96
		智頭町	1時間雨量=60		109	1時間雨量=40		92
		八頭町	1時間雨量=60		111	1時間雨量=30		94
中・ 西部	倉吉地区	倉吉市	3時間雨量 =80	1時間雨量 =60	117	3時間雨量 =50	1時間雨量 =30	99
		三朝町	1時間雨量=60		117	1時間雨量=40		99
		湯梨浜町	1時間雨量 =50	1時間雨量 =60	118	1時間雨量 =30	1時間雨量 =40	100
		琴浦町	3時間雨量 =100	1時間雨量 =60	118	3時間雨量 =70	1時間雨量 =40	100
		北栄町	3時間雨量 =90	1時間雨量 =50	118	3時間雨量 =50	1時間雨量 =30	100
	米子地区	米子市	1時間雨量=50		112	1時間雨量=30		95
		境港市	1時間雨量=50		-	1時間雨量=30		104
		日吉津村	1時間雨量=60		-	1時間雨量=30		107
		大山町	1時間雨量 =70	3時間雨量 =150	114	1時間雨量 =40	3時間雨量 =90	96
		南部町	1時間雨量=60		105	1時間雨量=40		89
		伯耆町	1時間雨量=60		105	1時間雨量=40		89
	日野地区	日南町	1時間雨量=60		103	1時間雨量=40		87
		日野町	1時間雨量=50		103	1時間雨量=30		87
		江府町	1時間雨量=60		109	1時間雨量=40		92

注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

「鳥取市北部」は鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域、「鳥取市南部」は鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町。

大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

イ 洪水注意報・警報発表基準

一次細分区域	市町村等をもとめた地域	二次細分区域 (市町村等)	洪水警報					洪水注意報			複合基準
			雨量基準(mm)		流域雨量 指数基準	複合 基準	雨量基準 (mm)		流域雨量 指数 基準		
			平坦地	平坦地 以外			平坦地	平坦地 以外			
東部	鳥取地区	鳥取市北部	1時間 雨量=45	1時間 雨量=60	湖山川	10	-	1時間 雨量 =30	1時間 雨量 =40	6	-
					野坂川	15		9			
		岩美町	1時間雨量=60		蒲生川	22	R1=45mm かつ 蒲生川 =13	1時間雨量=30		12	-
	八頭地区	鳥取市南部	1時間雨量=60	八東川	24	-	1時間雨量=40	17		-	-
				曳田川	12					8	
				佐治川	14					7	
				赤波川	13					9	
		若桜町	1時間雨量=60	八東川	22	R1=30mm かつ 八東川 =16	1時間雨量=40		11	-	
				来見野 川	9	-	5		-		
		智頭町	1時間雨量=60	千代川	22	-	1時間雨量=40		15	-	
				土師川	14				9		
				北股川	11				7		
		八頭町	1時間雨量=60	八東川	27	R3=80mm かつ 八東川 =16	1時間雨量=30		19	R3=50mm かつ八東 川=16	
				私都川	13	-	7		-		
細見川	11			-	8		-				
中・西部	倉吉地区	倉吉市	3時間 雨量=80	1時間 雨量=60	-	-	-	3時間 雨量 =50	1時間 雨量 =30	-	-
		三朝町	1時間雨量=60		三徳川	16	-	1時間雨量=40		8	-
					小鹿川	12				7	
		湯梨浜町	1時間 雨量=50	1時間 雨量=60	天神川	-	平坦地R 1=40mm かつ 天神川 =21	1時間 雨量 =30	1時間 雨量 =40	21	-
		琴浦町	3時間 雨量=100	1時間 雨量=60	加勢蛇 川	14	-	3時間 雨量 =70	1時間 雨量 =40	9	-
					勝田川	16				11	
北栄町	3時間 雨量=90	1時間 雨量=50	-	-	-	3時間 雨量 =50	1時間 雨量 =30	-	-		

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域 (市町村等)	洪水警報					洪水注意報				
			雨量基準(mm)		流域雨量 指数基準	複合 基準	雨量基準 (mm)		流域雨量 指数 基準	複合基準		
			平坦地	平坦地 以外			平坦地	平坦地 以外				
	倉吉地区	北栄町	3時間 雨量=90	1時間 雨量=50	-	-	-	3時間 雨量 =50	1時間 雨量 =30	-	-	
米子地区	米子市	米子市	1時間雨量=50		佐陀川	10	-	1時間雨量=30		7	-	
			米川	15	-	8	-					
	境港市	境港市	1時間雨量=50		米川	17	-	1時間雨量=30		10	-	
	日吉津村	日吉津村	1時間雨量=60		-	-	-	1時間雨量=30		-	-	
	大山町	大山町	1時間 雨量=70	3時間 雨量=150	甲川	13	平坦地R 1=60mm かつ 甲川=7	1時間 雨量 =40	3時間 雨量 =90	9	-	
			阿弥陀 川	13	-	9	-					
	南部町	南部町	1時間雨量=60		法勝寺 川	-	-	1時間雨量=40		7	-	
	伯耆町	伯耆町	1時間雨量=60		日野川	-	-	1時間雨量=40		25	-	
	日野地区	日南町	日南町	1時間雨量=60		日野川	28	R1=25mm かつ 日野川 =19	1時間雨量=40		18	-
				石見川	14	-	9	-				
印賀川				12	-	8	-					
日野町		日野町	1時間雨量=50		日野川	32	R1=25mm かつ 日野川 =24	1時間雨量=30		19	-	
江府町		江府町	1時間雨量=60		日野川	33	R3=60mm かつ 日野川 =22	1時間雨量=40		20	-	

注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

「鳥取市北部」は鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域、「鳥取市南部」は鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町。

洪水注意報における流域雨量指数基準の対象河川は、洪水警報の流域雨量指数基準の対象河川と同様である。

ウ ア、イ以外の注意報・警報発表基準

警報名	発表基準	注意報名	発表基準	
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合	気象注意報 強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s以上海上で25m/s以上と予想される場合（雪を伴う。）	気象注意報 風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合（雪を伴う。）
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で40cm以上、山地で80cm以上と予想される場合	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上と予想される場合
			なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合 積雪が30cm以上あり、降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 又は山沿の積雪が60cm以上あり、次のいずれかになると予想される場合 1.日最高気温8℃以上（鳥取地方気象台の値） 2.かなりの降雨
			濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合 視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合
			雷注意報	落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合
			着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合 気温 - 1℃ ~ + 2℃ の条件下で24時間降雪の深さ30cm以上が予想される場合
			霜注意報	10月31日までの早霜及び4月1日以降の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合 最低気温3℃以下が予想される場合
			低温注意報（最低気温）	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合 - 4℃以下、ただし、山間部で - 6℃以下になると予想される場合

警報名	発表基準	注意報名	発表基準
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 1.2m 岩美町 1.3m 【中・西部】 湯梨浜町 1.3m 琴浦町 1.3m 北栄町 1.3m 米子市 1.2m 境港市 1.2m 日吉津村 1.3m 大山町 1.3m	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 0.9m 岩美町 0.9m 【中・西部】 湯梨浜町 0.9m 琴浦町 0.9m 北栄町 0.9m 米子市 0.9m 境港市 0.9m 日吉津村 0.9m 大山町 0.9m
波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が6m以上と予想される場合	波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3m以上と予想される場合
地面現象警報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	地面現象注意報	大雨・大雪等による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	浸水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合

(注) 1. 基準の数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

2. この注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

(2) 気象情報

気象情報は、注意報・警報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別される。

ア アラーム的機能

注意報・警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

イ 補完的機能

注意報・警報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは注意報・警報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような1時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

ア 発表官署 鳥取地方気象台

イ 発表基準 1時間雨量90mm以上

(4) 指定河川洪水予報

風水害等対策編第2部第2章「水防計画」を参照。

(5) 土砂災害警戒情報

ア 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、市町村は、住民への情報の伝達について特に留意する。

イ また県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと（鳥取市は「鳥取市北部」と「鳥取市南部」に分割、伯耆町は「伯耆町岸本地域」と「伯耆町溝口地域」に分割）
発表	大雨警報発表後に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	実況値が発表基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及びとき等警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合
発表対象市町村	鳥取県内19市町村のうち、対象とする土砂災害が発生するおそれのある17市町村（境港市及び日吉津村以外の市町村）

「鳥取市北部」は鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域、「鳥取市南部」は鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町。

「伯耆町岸本地域」は岩屋谷、遠藤、大殿、大原、押口、小野、金廻、上細見、岸本、清原、久古、口別所、小林、小町、坂長、須村、立岩、番原、福岡原、真野、丸山、吉定、吉長、「伯耆町溝口地域」は伯耆町岸本地域を除いた地域

(6) 竜巻注意情報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表する。

発表官署	鳥取地方気象台
発表単位	鳥取県
発表条件	観測結果及び指標による総合判断で、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況と判断したとき
情報の有効期間	発表時刻から約1時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

2 注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表

- (1) 注意報・警報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表する。
- (2) 二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらのうちの一部の注意報事項又は警報事項を継続する必要がある場合は、その注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。
- (3) 一種又は二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらの全部若しくは一部の注意報事項又は警報事項を継続するとともに、新たに注意報事項又は警報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種以上の注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。

3 注意報・警報及び気象情報の地域細分

- (1) 注意報・警報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「府県予報」「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表する。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
東部	鳥取地区	鳥取市北部（鳥取市南部の区域を除く区域） 岩美町
	八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町）、若桜町、智頭町、八頭町
中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

4 注意報・警報及び気象情報等の伝達系統

注意報・警報及び気象情報等の伝達系統は別表1-1及び1-2のとおりとする。

5 注意報・警報及び気象情報等の伝達実施

- (1) 県
 - ア 県（本部事務局又は防災局）は、鳥取地方気象台が発表する注意報・警報及び気象情報等を、市町村、関係機関等に伝達するものとする。
 - イ 県の各課等への伝達系統の詳細については、別表1-3のとおり

(2) 市町村

市町村は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、掲示その他適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知するものとする。

(3) 関係機関

ア NTT西日本

NTT西日本は、下記の警報（発表及び解除）の通報を受けた時は、所管の通信網（FAX）を通じ、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを各市町村に伝達する。

- a 暴風警報 b 暴風雪警報 c 大雨警報 d 大雪警報
- e 高潮警報 f 波浪警報 g 洪水警報

イ 放送機関

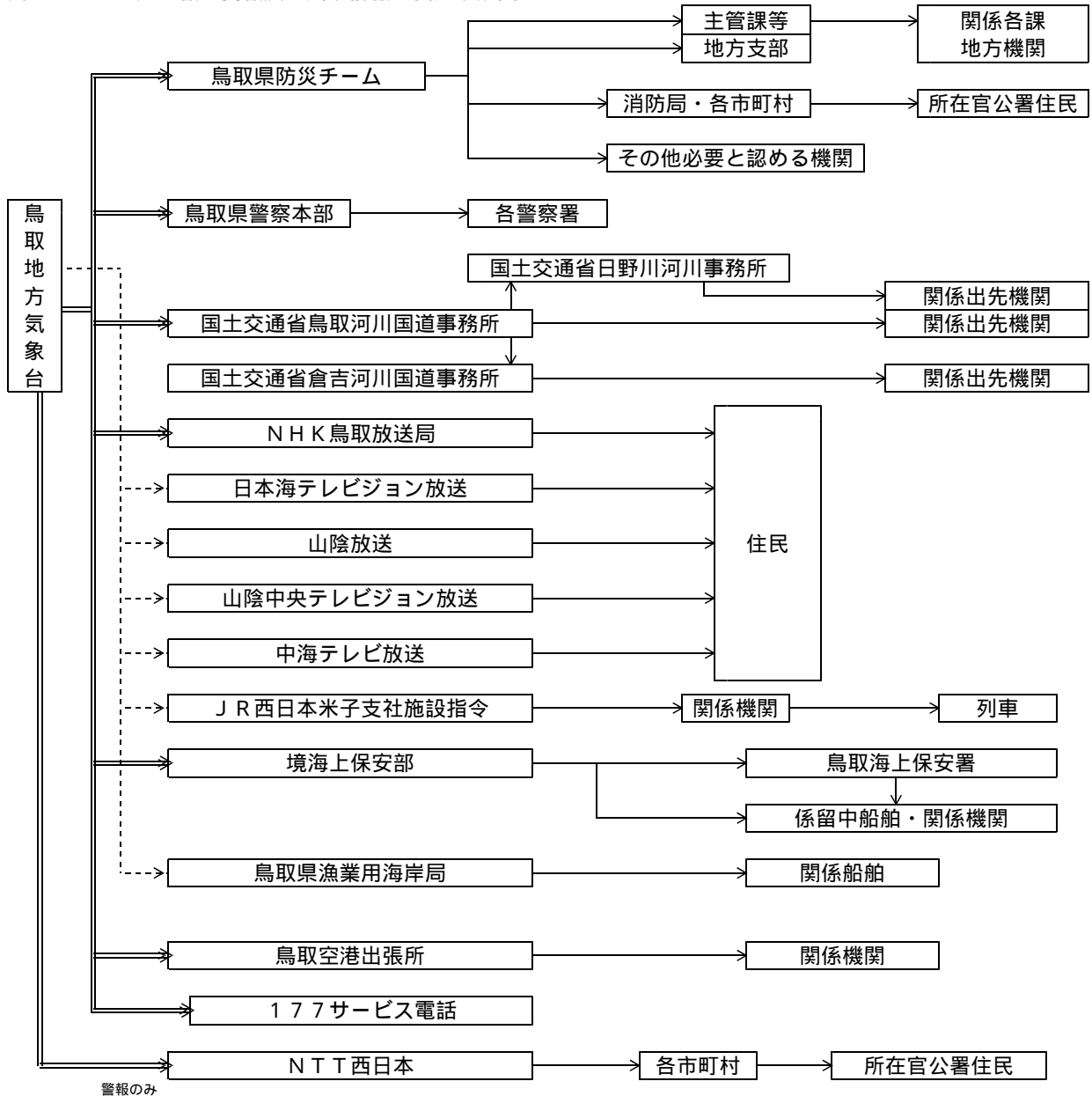
(ア) NHK鳥取放送局長は、注意報・警報の通報を受けた時は、臨機の措置を講じ、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。

(イ) なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送においても積極的に協力するものとする。

ウ 海上保安庁

境海上保安部長は注意報・警報の通報を受けた時は、必要と認めるものについて管内関係先へ通報するものとする。

別表1-1 注意報・警報及び気象情報の伝達系統図



(備考)

1 「 : 二重線 」は専用線等での接続、「... : 破線」はインターネット接続を表す。

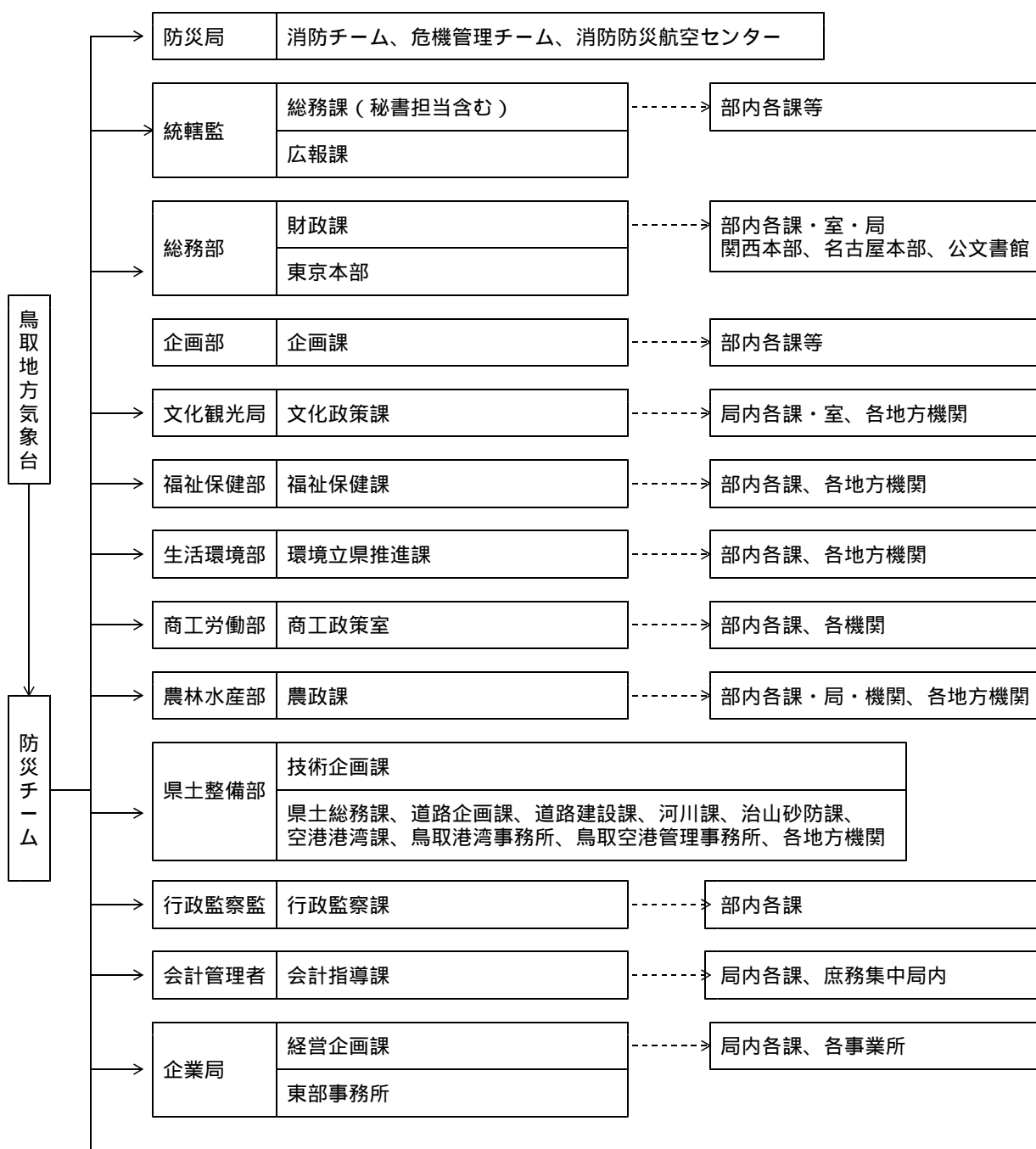
2 気象業務法第15条による警報の伝達の追加的な補助的経路として、県、市町村等、防災上重要な機関に対しては伝達先からの申請により、インターネットによる防災情報提供を行う。

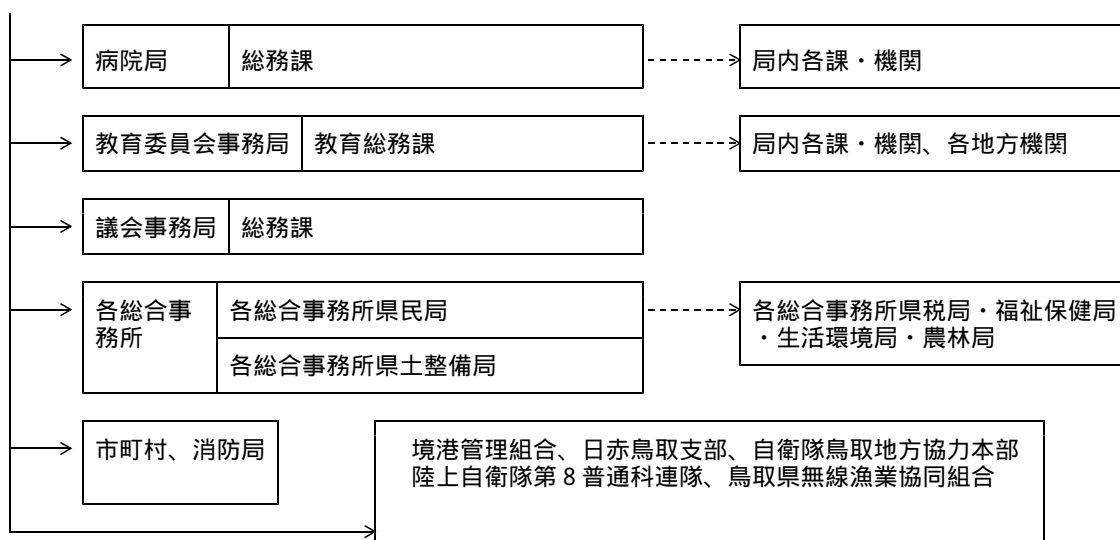
別表1-2 気象警報の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）



（備考）通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、使送等適切な手段により通知する。

別表1-3 注意報・警報及び気象情報の伝達系統図（県の各課等への詳細伝達系統）





< 注意事項 >

- ・ 部局内各課等への伝達は、各部局等で判断
- ・ 気象情報以外の情報については、防災局が必要に応じて伝達
- ・ その他特定事象については、本表に関わらず防災局が必要に応じて関係機関へ伝達

6 鳥取地方気象台による助言

- (1) 台風等によって重大な災害が発生することが予測される場合等、必要に応じて、県は鳥取地方気象台と協力して気象関係に係る説明会を開催し、職員並びに関係機関に対し防災上の注意を行う。
- (2) また、県は、気象関係に係る解説に際し、必要に応じて鳥取地方気象台に対し説明を求め、又は職員の派遣を要請することができる。

7 気象観測記録の収集

- (1) 気象観測所を設置又は保有する防災機関は、災害時の観測記録を迅速・的確に収集し、その結果を鳥取地方気象台に通報するものとする。（気象等観測所の現況は資料編のとおり。）
 なお、観測の結果が他の機関に重大な影響がある場合は、積極的にその内容を関係機関に通報するものとする。
- (2) 県は、鳥取地方気象台その他防災機関の協力を得て、観測記録の収集に努めるものとし、各機関は積極的にこれを協力するものとする。

第3節 土砂災害発生危険性に関する情報の伝達

1 土砂災害の前兆現象などの情報伝達

- (1) 県（総合事務所（県土整備局））は、住民から土砂災害の前兆現象（資料編参照）の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市町村へ情報の伝達等を行う。
- (2) また、市町村は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。
- (3) 市町村又は県総合事務所（県土整備局）に情報が入った場合は、県及び市町村で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。
- (4) 市町村は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

第4節 異常現象発見時における措置等

1 異常現象の種別

- (1) たつ巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- (2) 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- (3) 異常潮位 天文潮（干満）から著しくずれ、異常に変動するもの
- (4) 異常波浪 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの
- (5) なだれ 建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- (6) その他異常なもの

2 通報手続

- (1) 異常現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市町村長に通報する。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた市町村は、直ちに下記機関に通報する。

- ア 鳥取地方気象台
 - イ その地域を管轄する県地方機関その他関係機関
 - ウ 当該災害に関係する隣接市町村
- (4) 県地方機関は、その旨を直ちに県防災チーム及び関係部課に通報する。
- (5) 県、市町村、警察本部、消防局、その他防災関係機関は、相互に連絡するとともに、鳥取地方気象台にその旨を直ちに通報する。

第5節 火災気象通報・火災警報及び水防警報等

1 火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県（防災局）に通報する。

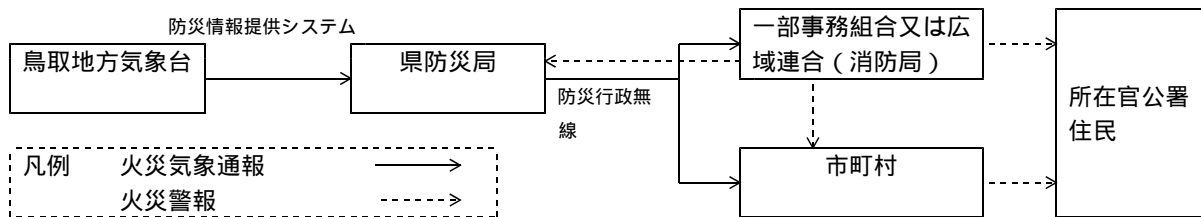
県は、鳥取地方気象台からの通報を受けたときは、直ちにこれを各一部事務組合又は広域連合並びに各市町村に
対し通報する。

【火災気象通報の通報基準（気象官署予報業務規則第60条）】

種類	発表基準
火災気象通報	気象官署において、実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下がり、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (ただし、降雨、降雪時は通報しないこともある。)

2 火災警報の発令

- (1) 一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、前項の火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (2) 火災警報の発令は、自ら又は市町村の防災行政無線等を通じて周知する。
- (3) 火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。



3 火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報の発令中は、その区域にある者は、火災予防条例に定めるところにより次のとおり、火の使用を制限される。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

4 水防警報等の取扱い

風水害等対策編第2部「第2章 水防計画」に定めるところによる。

第6節 気象情報等に基づく対応等

市町村は、注意報・警報及び気象情報等が発表されたときは、住民への伝達に努めると共に、危険性を勘案して避難勧告等の発令を行うものとする。(詳細は第5部「避難対策」を参照。)

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 注意報・警報及び気象情報等の所在官公庁及び住民への周知伝達
- 2 土砂災害の前兆現象の発見情報の通報の周辺住民への情報伝達及び応急点検等の対策
- 3 異常現象の鳥取地方気象台、県地方機関、隣接市町村その他関係機関への連絡
- 4 火災警報の住民への周知

第2章 地震及び津波に関する情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、緊急地震速報及び地震情報・津波警報等の伝達について必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震、津波情報等の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 津波警報等の種類及び内容

（1）種類

- ア 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- イ 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

（2）発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・津波注意報

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3 m以上である場合	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。
	津波	予想される津波の高さが高いところで1 m以上3 m未満である場合	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2 m以上1 m未満である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

（注）1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類及び内容

区分	情報の種類	発表内容
地震 情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を187地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」旨を付加して発表。 なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。 県内には46の震度観測点あり。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響についても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
地震解説資料（準即時的な情報）		県内において震度4以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。
	情報の種類	発表内容
津波 情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表。
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表。

（気象庁による震度階級関連解説表は別表「気象庁震度階級関連解説表」を参照）

別表「気象庁震度階級関連解説表」

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	
				耐震性が高い	耐震性が低い
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。				
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。				
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。			
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。		
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面等		ライフライン・インフラ等への影響	大規模構造物への影響
	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況		
0					<p>【ガス供給の停止】</p> <p>安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。</p> <p>さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。</p> <p>【断水、停電の発生】</p> <p>震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。</p> <p>【鉄道の停止、高速道路の規制等】</p> <p>震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）</p> <p>【電話等通信の障害】</p> <p>地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。</p> <p>【エレベーターの停止】</p> <p>地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。</p> <p>震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。</p>	<p>【長周期地震動 による超高層ビルの揺れ】</p> <p>超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p> <p>【石油タンクのスロッシング】</p> <p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p> <p>【大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落】</p> <p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p> <p>規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。</p>
1						
2						
3						
4						
5弱			亀裂 1 や液状化 2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。		
5強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。				
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。		
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 3		
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。				

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

- 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- 3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度 相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

4 津波警報・津波注意報、地震情報等の発表及び伝達

警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁が行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。

(1) 津波警報・津波注意報及び津波予報

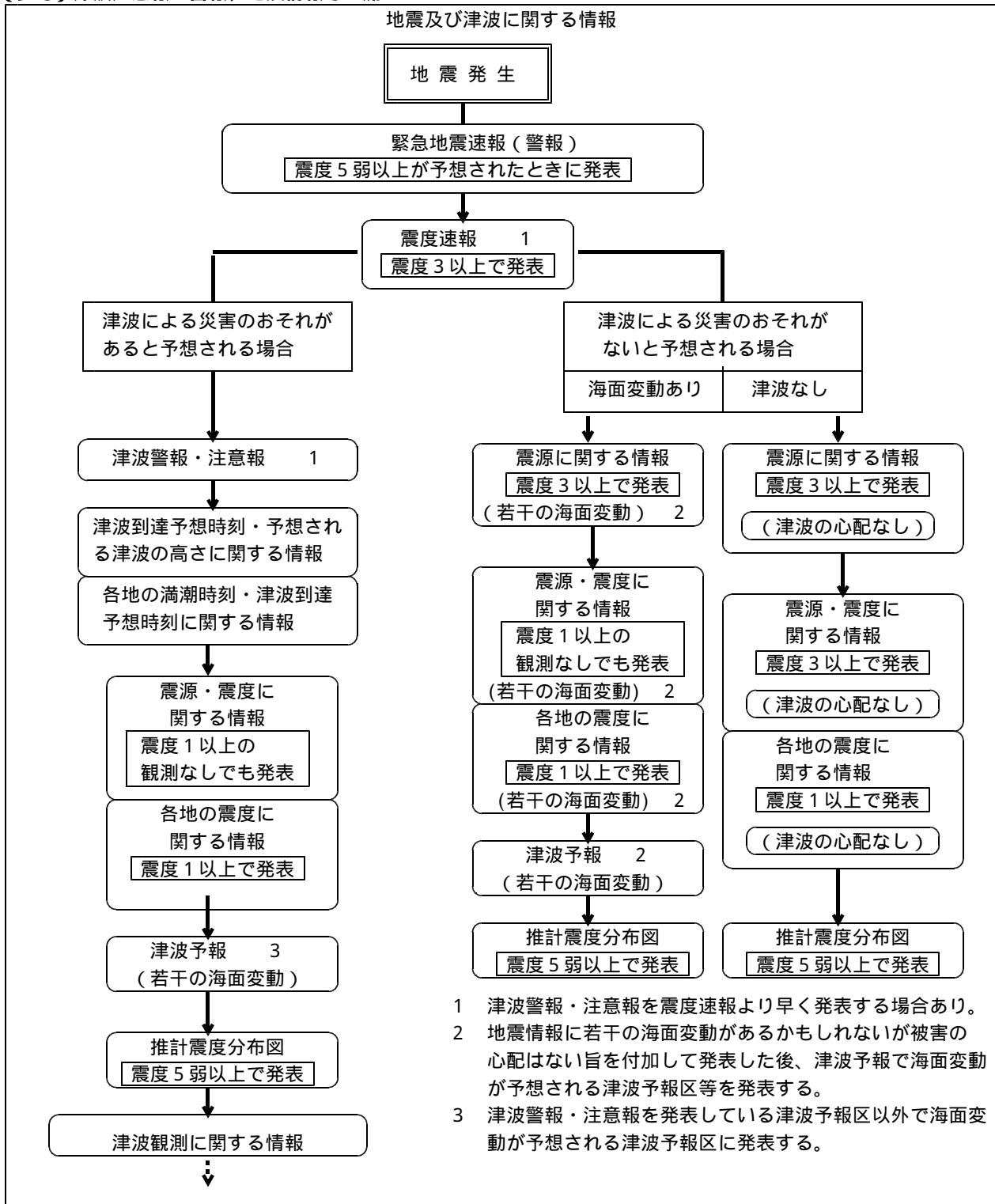
ア 津波警報・津波注意報の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第8条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺すうの地及び災害により適時に受けることができなくなった市町村の長が行う場合がある。

イ 鳥取県は、全域が1つの予報区であり、予報区の名称は「鳥取県」である。

(2) 地震情報

地震に関する情報については、主に鳥取地方気象台が発表する。

(参考) 津波注意報・警報、地震情報等の流れ

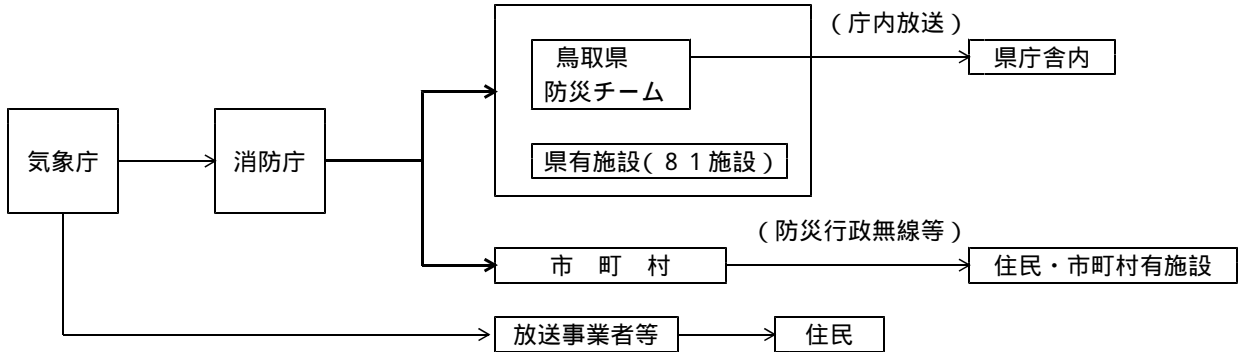


- 1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- 2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- 3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

5 津波警報・津波注意報、地震情報等の伝達系統

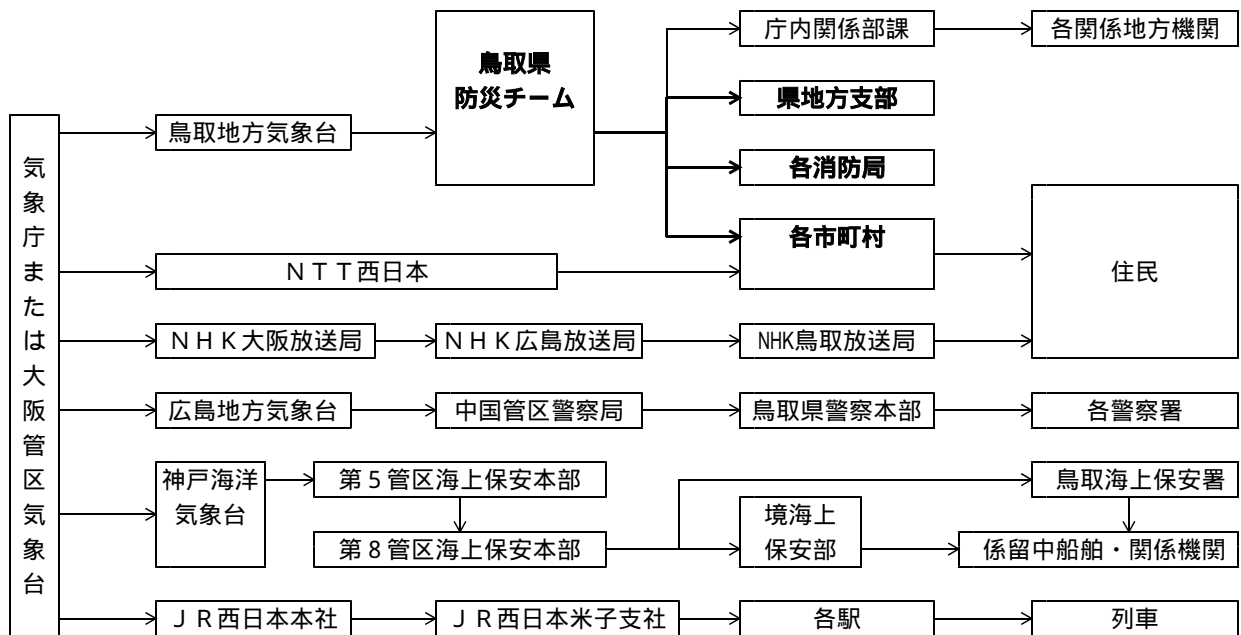
- (1) 地震情報の伝達系統は、第1章「気象情報の伝達」別表1-1及び1-2のとおり（但し、緊急地震速報については別表2-1のとおり）
- (2) 津波警報・注意報・予報の伝達系統は、別表2-2及び2-3のとおりである。

別表2-1 緊急地震速報の伝達系統図



* ——> はJ - A L E R Tにより伝達されるルート。(県有施設については、平成22年度中に整備実施の予定。市町村については、平成22年度中には全市町村で整備予定)

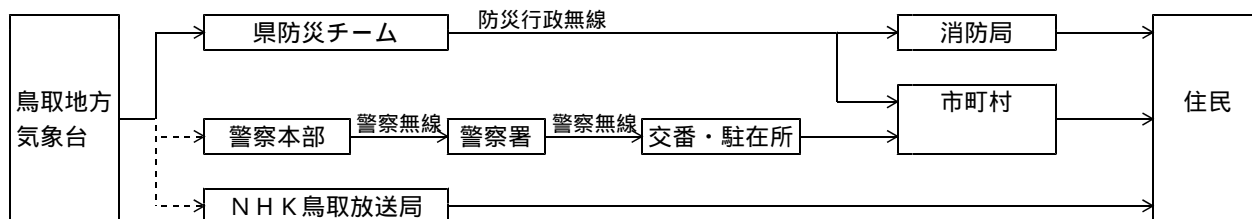
別表2-2 津波警報・注意報等の伝達系統図



- * 必要がある場合の補助ルートとして、鳥取地方気象台から鳥取県警察本部、NHK鳥取放送局、境海上保安部に情報伝達される。
- * 緊急やむを得ない場合に市町村長が行う（気象業務法施行令第8条）津波警報伝達系統は、この図によらず、直接住民に伝達するものとする。

別表2-3 津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）

……は補助ルートで、必要と認める場合。



- * 有線電話途絶の場合は、防災行政無線電話等を使用するものとする。
- * 通信手段のない場合は鳥取地方気象台は鳥取県防災チームに手交する。

6 津波警報、津波注意報、津波予報及び地震情報等の伝達実施

(1) 県

県（防災局、本部事務局）は、上記警報等の通知を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市町村に伝達するものとする。

ア 警報等の取扱い

（ア）警報等は、勤務時間中は防災チーム（本部事務局）が受信し、本庁関係各課、県各総合事務所、市町村、消防局及び関係機関に伝達するものとする。

（イ）上記警報等のうち津波警報・注意報、地震情報及び津波情報については、気象衛星から受信し、自動的に職員参集システムにより関係職員を一斉に呼び出すとともに、市町村・消防局には防災行政無線を通じ、音声及びファクシミリ情報として自動的に伝達する。

イ その他緊急時の通報連絡

概ね上記アの要領により受信し、関係機関並びに庁内関係各課に連絡するものとする。

(2) 市町村

市町村は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じあらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、防災無線、広報車等適切な方法によって、所在官公庁及び市町村民に周知するものとする。

(3) 関係機関

ア NTT西日本

NTT西日本大阪センタは、津波警報（発表及び解除）の通報を受けた時は、Fネット同報通信のファクシミリ送付を通じ、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを各市町村長に伝達するものとする。

イ 警察本部

警察本部は、津波警報等を受けた時は、所管の通信網によって速やかにこれを各市町村長に伝達するものとする。

ウ 放送機関

（ア）NHK鳥取放送局は、津波警報等の通報を受けた時は、臨機の措置を講じ、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。

（イ）なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送、エフエム山陰においても積極的に協力するものとする。

エ 海上保安庁

境海上保安部及び鳥取海上保安署は、津波警報等の通報を受けた時は、必要と認めるものについて管内関係先へ通報するものとする。

オ JR西日本

JR西日本米子支社は、津波警報を受けたときは、所管の通信網によって速やかに管内各駅、列車に伝達するものとする。

7 地震時における津波警戒による自衛措置

気象庁の行う津波警報等は、地震発生後遅滞なく発表されることになっているが、沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中及び未発表であって震度4以上の地震を感じたときは、津波の早期来襲に備えて次の措置をとる。〔震度4の地震は、つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。また、歩いている人も揺れを感じる。〕

(1) 津波の監視

ア 沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施する。〔日本海北部で地震が発生した場合、津波の到達には2時間程度かかるので注意が必要である。〕

イ 沿岸市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

ウ 海面の監視場所は、監視者の安全確保を考慮の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

(2) 報道の聴取

ア 沿岸地域各市町村は、津波注意報・警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも1時間はNHK放送に注意し、必要に応じ適切な対策を講ずるものとする。

イ 沿岸地域各市町村は、住民がNHK放送や防災広報等を聴取し、自衛措置に努めるよう周知するものとする。

(3) 避難勧告・指示等

海面の監視、報道の聴取により被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市町村は住民に対して避難の勧告、指示等必要な処置をとる。

(4) 県及び隣接沿岸市町村への連絡

市町村は、津波のため住民に避難勧告、指示をした場合、速やかに県及び隣接沿岸市町村にその旨連絡する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 津波警報・注意報、津波予報、地震情報の所在官公庁及び住民への周知伝達
- 2 津波監視の実施及び必要な対策

第3章 災害情報の収集及び伝達

（県関係部局、警察本部、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害関係情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第2節 県における被害情報収集の要領（総則的事項）

1 被害情報収集の実施

- (1) 被害情報の収集は、次に掲げる場合に行うことを原則とする。
 - ア 第2部第2章「配備及び動員」別表配備動員表に示す警戒体制又は非常体制に該当するとき
 - イ 災害による被害等が発生し、県防災局が必要と認めるとき
 - ウ 災害が発生するおそれがある場合で、県防災局又は各総合事務所が必要と認めるとき
- (2) 県（本部事務局又は防災局）は、警察本部・消防局その他の機関からも情報収集に努めるとともに、消防防災ヘリコプターを活用した情報収集を行い、的確な初動活動を行うものとする。

2 情報の集約・分析

- (1) 収集した被害情報は集約し、必要な応急対策及び対応が必要な地域の分析に資する資料の作成に努める。
- (2) 多大な災害が発生した地域においては、回線の寸断や災害対応により、被害情報の報告がなされないことが想定される。県は、被害情報の収集に当たって、被害の程度に併せて、情報の空白地帯が生じていなかどうかチェックを行うものとする。
- (3) 情報空白地帯の被害状況の把握については、職員派遣等による主動的な情報収集を実施するとともに、応援協定に基づく被害状況の収集体制を活用するものとする。

3 情報収集連絡要員の派遣

多大な災害への対応等で被害情報の報告が困難になっている、又はその恐れがあるときは、当該市町村区域を所管する災害対策地方支部所管機関は、あらかじめ定めた構成機関の職員等を当該市町村に派遣し、市町村の被害情報の収集と災害対策地方支部所管機関等への情報伝達に当たらせるものとする。（衛星携帯電話等の通信手段を携帯）

4 個人情報の取扱い

個人情報の収集及び提供に当たっては、鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性等から勘案し、適切に取り扱うものとする。（詳細については「第8節 個人情報の取扱い」を参照）

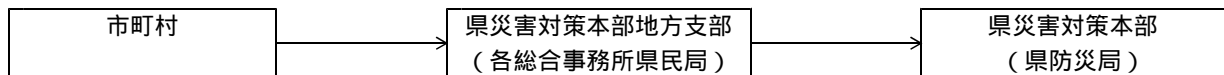
第3節 一般被害等の情報収集

- 1 一般被害等に係る情報収集は、市町村を通じて所定の様式により行う。（資料編参照）

一般被害等

- ・人的被害 ・住家被害 ・非住家被害 ・火災の状況 ・り災世帯数 ・り災者数
- ・避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告、指示発令の状況 ・避難所の設置状況
- ・消防団員出動状況 ・災害対策（警戒）本部設置状況 ・避難者の状況（自主避難を含む）
- ・その他、応急措置を行うに当たり県等の支援が必要となる情報（各種被災地ニーズ）

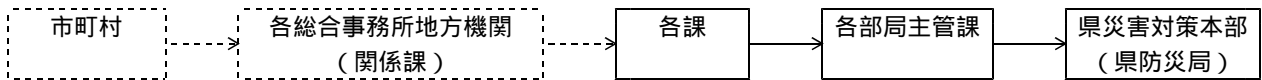
- 2 県（本部事務局又は防災局）は、一般被害等の情報については、原則として県災害対策本部地方支部所管機関（各総合事務所県民局）を通じて市町村から収集を行うものとする。
- 3 市町村は、原則概ね3時間ごとに報告するものとする。ただし、別途県（防災局又は本部事務局）が指定する場合は指定された時間に報告するものとする。



第4節 実施部被害の情報収集

- 1 市町村は、災害の発生又はそのおそれについて覚知したときは、各総合事務所関係課に対し、その状況を報告するものとする。
- 2 各総合事務所関係課は、所掌事務に関する被害等の状況及び応急措置の概要を調査し、県庁各課に報告するものとする。各課は情報を収集し、直ちに当該部局の主管課（県土整備部においては技術企画課。以下同様）に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告するものとする。
- 3 各部局の主管課は、各課から報告を受けた被害の状況等を部局長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、総務課にその状況を通知するものとする。

- 4 各部局の主管課は、部局内の被害報告を取りまとめ、概ね3時間ごとに防災局（対策本部設置時は本部事務局）に報告するものとする。ただし、被害の状況によってはその都度報告するものとする。



第5節 各種の被害情報の収集方法

1 防災関係機関からの被害情報収集

- (1) 防災関係機関（ライフライン事業者等）からの被害情報の収集は、所管課が行い、各部局主管課を通じて県（本部事務局又は防災局）に報告する。
- (2) 防災関係機関は、これに積極的に協力するものとする。

2 中央関係情報の収集

- (1) 災害対策本部設置時において、本部事務局は、東京本部と常時連絡を保ち、中央関係情報の収集に努める。
- (2) 実施部は、関係政府機関等の情報を収集し、災害対策に関する主要な情報については、本部事務局に連絡するものとする。

3 公共交通機関からの情報収集

県（企画部）は、公共交通機関の運行状況（異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む）等について情報を収集し、適宜本部（本部未設置の場合防災局）に報告するものとする。

4 道路管理者からの情報収集

県（県土整備部）は、県内道路の状況（災害発生による道路の通行止め等）について情報を収集し、適宜本部事務局（本部未設置の場合防災局）に報告するものとする。

5 学校からの情報収集（休校、授業打切り、避難情報等）

- (1) 各学校からの報告手順は、第5部第1章「避難の実施」参照。
- (2) 市町村教育委員会が被災等により機能喪失した場合には、県教育局から市町村教育委員会に職員を派遣し、情報収集するものとする。

6 福祉保健施設等の被害報告

県（福祉保健部）は、福祉施設の被災情報等を収集し、適宜本部事務局（本部未設置の場合防災局）に報告するものとする。

7 応援協定に基づく被害状況の収集

県内郵便局との応援協定に基づき、郵便局配達員等が大雨・地震等による異常現象（土砂崩れ、異常音、出水等）を発見した場合は、下図のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
土砂災害危険箇所、国道、県道、1級河川、2級河川等に係るものと判断できる場合	所管の県総合事務所県土整備局（維持管理課） *勤務時間外は当直体制あり
その他の場合	所管市町村役場

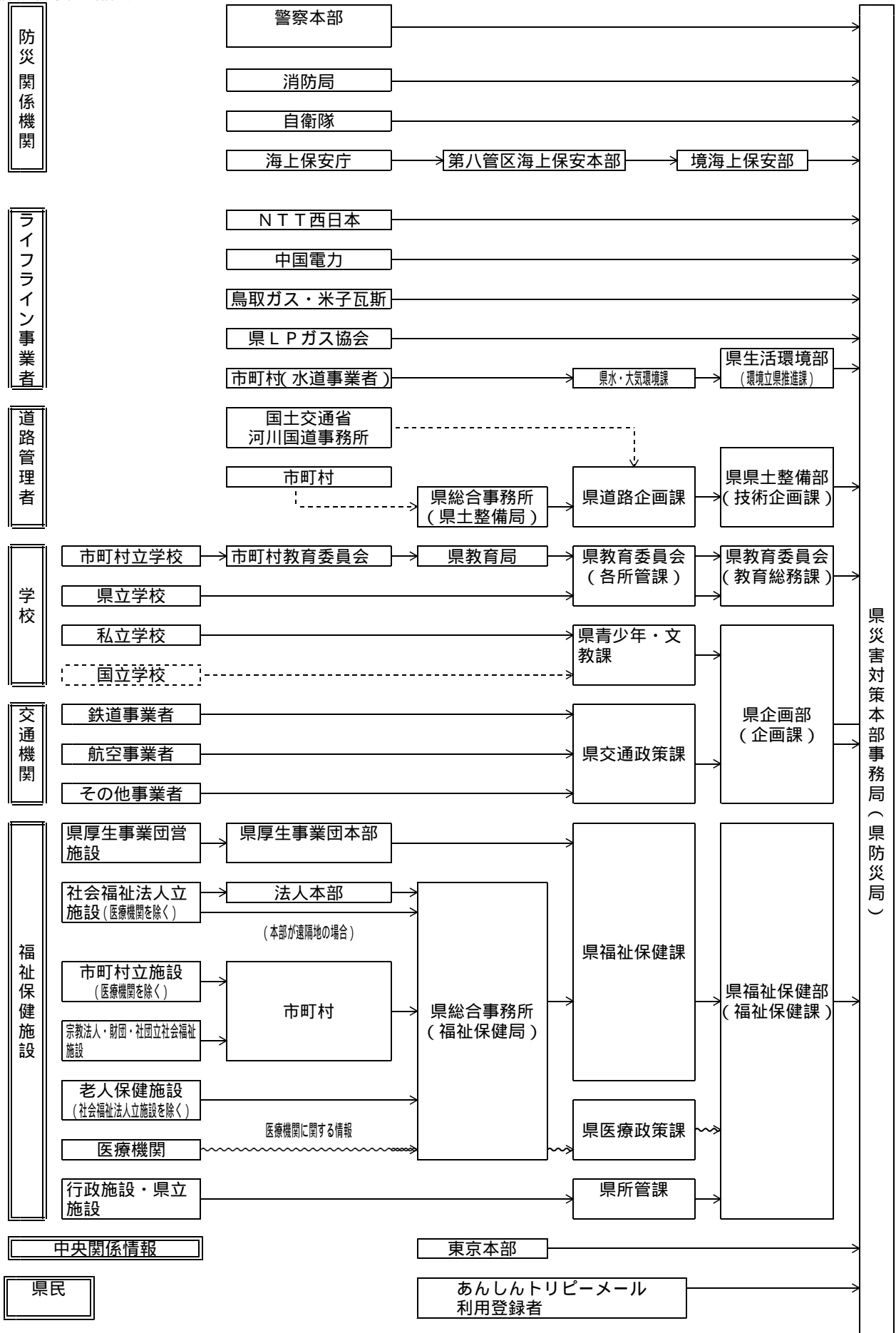
8 ダム、ため池、樋門の情報収集

風水害等対策編第2部第2章「緊急時のダム管理」及び第3章「ため池・樋門の応急対策」による。

9 県民からの情報収集

県（防災局）は、「あんしんトリピーメール」により県民から災害の前兆現象、災害発生状況を収集する。（災害予防編（共通）第3部第1章「気象情報等の収集伝達体制の整備」参照）

【情報収集担当課等】



第6節 情報の伝達及び共有

1 機関相互の情報伝達・共有

- (1) 県、市町村、防災関係機関は、災害応急対策活動に必要な情報について、対応を実施又は支援する機関相互で、伝達・共有を図るものとする。
- (2) 県（本部事務局又は防災局）は、被害情報については、可能な限り報道資料提供を行うと共に、県のホームページにおいて県民に公開するものとする。（「第4章 広報・広聴」参照）

2 伝達・共有の手段

- (1) 情報の伝達・共有に当たっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。
- (2) 情報の伝達・共有は、電子メール、電話、ファクシミリ、防災行政無線、ホームページ等により行う。
- (3) また、県の機関相互の情報伝達・共有については、庁内LANの「防災・危機管理情報データベース」を活用するものとする。
- (4) 避難情報等の住民の身体的安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、確実かつ情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

第7節 災害情報の報告等

1 被害状況等の報告

(1) 市町村から県への報告

ア 市町村は、災害等が発生した場合、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする。（県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告。）報告に当たっては、災害報告取扱要領（昭和45年4月消防庁通知）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月消防庁長官通知）による報告と一体的に行うものとする。（要領及び様式については、資料編参照）

イ 市町村の一般被害等の報告については、管轄する県地方支部（支部未設置の場合は総合事務所（県民局））に行うものとする。

(ア) 即報

市町村は、災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、電話、防災行政無線等により管轄する県地方支部（支部未設置の場合は県総合事務所（県民局））に報告するものとする。

(イ) 中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、概ね3時間ごとに報告するものとする。

なお、報告の間隔等については、災害の状況に応じ変更することができる。

(ウ) 確定報告

当該災害に係る被害等の最終調査をしたときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

ウ 上記に限らず、市町村の各所掌事務に係る報告は、県の所轄各部課に対し所轄の県地方機関を通じ、所定の様式により行うものとする。

(2) 県から国への報告

ア 県地方支部（支部未設置の場合は県総合事務所（県民局））は、市町村等から収集した被害状況等について、時期に応じて県本部事務局（本部未設置の場合は県防災局）に報告する。

イ 県本部事務局（本部未設置の場合は県防災局）は、市町村等からの報告に基づき、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条第2項に基づき、国（消防庁）に対し被害状況を報告するものとする。報告に当たっては、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による消防庁への報告と一体的に行うものとする。

2 火災・災害等即報要領に基づく報告

(1) 市町村、消防局から県（国）への報告

ア 市町村及び消防局は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後30分以内に、県（本部事務局又は防災局）に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める。（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）

なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。

イ 地震等により、119番へ通報が殺到する場合等においては、消防局は、県に加えて国（総務省消防庁）にも直接通報するものとする。

ウ また、火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする。（アにより、併せて県に対して報告。）

【火災・災害等即報要領の報告基準】

種類 (報告者)	即報基準	直接即報基準（消防庁へ直接報告する事故等）
災害 (市町村)	(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 県対策本部又は市町村対策本部を設置したもの (3) 災害が2県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの (4) 地震（県内で震度4以上） (5) 津波（人的被害・住家被害を生じたもの） (6) 風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の増水、堤防の崩壊、高潮等により人的被害・住家被害を生じたもの） (7) 雪害（雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの）	(1) 地震（県内で震度5強以上）
火災等 (消防局)	(1) 死者3人以上又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災・事故 (2) 火災（建物火災、林野火災、交通機関の火災等） (3) 危険物等に係る事故（高圧ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故） (4) 原子力災害等（原子力施設の火災、放射性物質の輸送中の事故、原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象等） (5) その他特定の事故（可燃性ガス等の爆発・漏えい等の事故で社会的に影響度が高いと認められるもの）	(1) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 (2) 交通機関の火災（航空機、列車、トンネル内車両火災等） (3) 危険物等に係る事故（火災、爆発、漏えい事故等） (4) 原子力災害等 (5) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故 (消防局)	(1) 死者5人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3) 要救助者が5人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故	(1) 15人以上の死傷者が発生した救急・救助事故 (2) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等 (3) バスの転落等 (4) ハイジャック及びテロ等 (5) 不特定多数の者が集まる場所における事故
武力攻撃 災害 (消防局)	武力攻撃・テロ等による負傷、火事、爆発、放射性物質の放出等その他の人的又は物的災害	武力攻撃・テロ等による負傷、火事、爆発、放射性物質の放出等その他の人的又は物的災害

直接即報については、消防局が報告

(2) 県から国への報告

ア 総務省消防庁への報告

(ア) 県（本部事務局又は防災局）は、収集した即報等は、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。

(イ) 消防組織法第40条の規定に基づく消防庁長官への報告は、火災・災害等即報要領により実施する。（緊急を要する場合にあっては、要領に定める様式にかかわらず最も迅速な方法により報告するものとし、事後速やかに文書で報告）

イ その他関係省庁への報告

収集した被害状況は、必要に応じ、関係省庁へ連絡するものとする。

（参考） 国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	NTT回線		防災無線		
平日 (9:30～18:15) 総務省消防庁 応急対策室	電話番号	03-5253-7527	電話番号	17-5-048-500-9049013 18-7-9049013 18-6-8090-5017	地域衛星電話 消防防災無線 中央防災無線
	ファクシミリ	03-5253-7537	ファクシミリ	17-5-048-500-9049033 18-7-9049033 18-6-8090-5043	地域衛星電話 消防防災無線 中央防災無線
上記以外 総務省消防庁 宿直室	電話番号	03-5253-7777	電話番号	17-5-048-500-9049102 18-7-9049102 18-6-8090-5010	地域衛星電話 消防防災無線 中央防災無線
	ファクシミリ	03-5253-7553	ファクシミリ	17-5-048-500-9049036 18-7-9049036 18-6-8090-5041,5045	地域衛星電話 消防防災無線 中央防災無線

宿直室の中央防災無線については、宿直室前にある「消防防災・危機管理センター」に設置のファクシミリ

第8節 個人情報の取扱い

1 安否情報の収集及び提供に係る方針

- (1) 大規模事故等の多数の被災者が発生した場合、被災者本人による安否情報の家族等への伝達が困難であること、被災者の家族等が被災者の生命身体の安全を保護するために必要であるが、家族等へ早急の個別連絡は困難であること等の理由により、事故の規模が大規模である場合においては被災者の安否情報等の提供・公開の意義は大きい。
- (2) 県は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、事故に応じて個別具体的に、事故の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、鳥取県個人情報保護条例第8条第3号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。
- (3) なお、検討に当たっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。
- (4) 安否情報収集に当たっては、個人情報保護の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することを検討する。
- (5) また、公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反することがないよう個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

（参考）個人情報保護に係る提供・利用提供制限の例外

[第三者提供の制限の例外] 個人情報保護法第23条

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 法令に基づく場合 | (2) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合 |
| (3) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合 | (4) 国等に協力する場合 |

[目的外の利用提供制限の例外] 県個人情報保護条例第8条

- (1) 本人の同意があるするとき、本人に提供するとき
- (2) 法令の規定に基づくとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、事務の執行に必要な不可欠であると認められるとき
- (5) 犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき
- (6) 犯罪の予防等を目的として実施機関以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき
- (7) その他提供することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき

2 県の災害時における個人情報の取扱方針

県は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。
 なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

(1) 収集

ア 原則個人が特定される情報は収集しない。

イ 災害対策基本法に基づき、県が救援活動の調整を行う必要がある場合には、活動に必要な情報のみを収集する。

(2) 提供

ア 原則個人が特定される情報は提供しない。

イ 報道及び第三者に対しては、県が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

ウ 大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

(個人情報の保護よりも公益が上回る例)

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

(3) 上記の方針に基づいた、災害時の収集提供の具体的項目は次のとおりである。

(: 全部収集・提供、 : 一部収集・提供、 × : 収集・提供しない)

ア 人的被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害		大規模災害			
県の災害応急活動への関与		不要 (A)		要 (B)		要 (C)	
発生日時	収集						
	提供						
住所等	収集	住所及び発生場所 (大字まで)	住所及び発生場所	住所及び発生場所	住所及び発生場所	住所及び発生場所	住所及び発生場所
	提供	"	住所及び発生場所 (大字まで)	住所及び発生場所 (大字まで)	住所及び発生場所 (大字まで)	住所及び発生場所 (大字まで)	住所及び発生場所 (大字まで)
性別	収集						
	提供						
年齢	収集	年代まで		年代まで		年代まで	
	提供	"		年代まで		年代まで	
氏名	収集	死亡の場合に限る		死亡の場合に限る		死亡の場合に限る	
	提供	"		死亡の場合に限る		死亡の場合に限る	
被災状況	収集	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別(症状等を含む。)	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別(症状等を含む。)	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別(症状等を含む。)	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別(症状等を含む。)	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別(症状等を含む。)	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別(症状等を含む。)
	提供	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで	死亡・行方不明・重傷・軽傷の別まで
発生原因	収集						
	提供						
搬送先病院	収集	×					
	提供	×			×		
その他	収集	×		×		被災者について説明する内容(持ち物や服装、身体的特徴など)	
	提供	×		×		"	

イ 住家被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害		大規模災害			
県の災害応急活動への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
発生日時	収集						
	提供						
発生場所	収集	大字まで					
	提供	〃		大字まで		大字まで	
所有者名	収集	×					
	提供	×		×		×	
破損状況	収集	全壊・半壊・一部破損		全壊・半壊・一部破損		全壊・半壊・一部破損	
	提供	〃		〃		〃	
浸水	収集	床上・床下		床上・床下		床上・床下	
	提供	〃		〃		〃	
被害概要	収集						
	提供						

ウ 避難状況

災害の規模		小規模災害・中規模災害		大規模災害			
県の災害応急活動への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
避難地域	収集						
	提供						
世帯数	収集						
	提供						
人数 （総数及び要援護者区分別人数）	収集	総数に限る					
	提供	総数に限る					
避難先 （場所、施設名）	収集						
	提供						
避難時刻	収集						
	提供						

（4） 県は、個々の事例ごとに災害の規模等を判断し、その都度各市町村に情報収集項目について明示するものとする。

2 市町村及び消防局の災害時における個人情報の取扱

市町村及び消防局における個人情報の取扱いについては、それぞれの個人情報保護条例に基づき運用されるものであるが、救助や行方不明者の捜索の役割を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については、必要の範囲内で可能と考えられる。

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 一般被害等の情報収集及び報告
- 2 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づく県又は国への報告
- 3 情報収集伝達に係る担当課及び伝達系統
- 4 災害時の個人情報の収集及び報告に係る方針

（参考）ＪＲ福知山線列車事故における安否情報の収集・提供

平成17年4月25日に発生したＪＲ福知山線列車事故においては、午前9時18分ごろという通勤・通学時間に発生したこともあり、多数の被災者（死者107名、負傷者549名）が発生した。この事故における各機関の安否情報の収集・提供の概要は以下のとおりである。（兵庫県ＪＲ福知山線列車事故検証委員会作成「ＪＲ福知山線列車事故検証報告書」等より要約）

1 病院

（1）県立病院

- ・兵庫県個人情報保護条例に基づき、利用及び提供の制限の例外（「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」）に該当することを兵庫県に確認し、提供を開始
- ・提供先：患者の家族、警察本部、報道機関
- ・提供内容
患者の家族：患者の氏名、住所を確認の上、搬送の有無を伝達
報道機関：氏名、性別、年齢、住所（市町村名）

（2）県立病院以外の病院

病院によって、以下のとおり、対応の違いが生じた。

- ・患者から氏名・住所等の情報を聴取、その意向に基づいて、「家族」「ＪＲ」「マスコミ」に分類して対応
- ・電話による問い合わせ者に、氏名、続柄、生年月日を尋ね、身内かどうかを確認した上で情報を提供
- ・負傷者が搬送されてきた直後から安否の問い合わせに応じるとともに、院内に氏名を書いた紙を張り出す

2 兵庫県警察本部

- （1）警察官（大阪府内は大阪府警の協力を得る）を各病院に派遣して情報収集を実施。
- （2）死傷者の情報のうち、死亡者については、遺族の了解を得られた場合、情報を提供

[提供先] 家族、報道機関

[提供内容] 名前・性別・生年月日・住所

[提供窓口] 4月25日11:30～28日

行方不明者相談所を生活安全課内に開設（電話による安否確認に対応）

4月15日14:30～

遺体安置所において被害者支援活動を実施（安否情報の提供等）

4月25日～5月2日

県民広報課「なんでも相談電話」（常設）を24時間体制で家族からの問い合わせに対応（警察本部のホームページで相談窓口を案内）

3 尼崎市

- （1）尼崎市消防局に事故発生当初から安否情報の問合せが多く寄せられたため、4月25日11時に、死者及び負傷者確認のため、搬送先病院及び遺体安置所となった記念公園体育館からの情報収集を開始

[収集情報] 本部職員が各病院から入手した情報、ＪＲ西日本からの情報、消防局からの情報を総合

[提供内容] 氏名、性別、搬送先病院

医療機関に搬送された者のみ（死者については、現場からすぐに安置所に搬送されたため、提供できなかった）

[提供機関] 4月25日夕方～5月2日

[提供方法] ホームページで入院患者のリストを公開・電話照会に対応

- （2）病院からの情報入手に当たっては、健康福祉局の職員を中心とする30名を派遣して収集のFAXを借りる等して市対策本部へ集約（4月25日昼過ぎには約300名の情報を収集）

4 ＪＲ西日本

- （1）警察、消防、TVニュース、事故現場ないし沿線の病院に対する直接問い合わせにより搬送先病院の情報を入手

- （2）判明した搬送先病院に職員を派遣し、病院からの負傷者リストの提供、掲示されたリストの転記等により安否情報を入手

- （3）提供方法等

[提供先] 家族、知人等

[提供方法] 病院・遺体安置所での対面提供・遺体安置所で家族が集まっている場所に掲示

- （4）電話による問合せに対して、本社内に専用窓口を設置して情報提供

- （5）名簿提供の要望があった8市町に対し、名簿の電子ファイルをメールにより送信

第4章 広報・広聴

（県統轄監、県防災局、県総務部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、災害応急対策の実施に当たって得られた各種情報をいち早く共有することにより、住民の不安を解消するとともに、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動及び適切な広聴活動を行うことを目的とする。

第2節 県における広報活動

1 基本方針

- (1) 県は、県内の被害情報、各機関の応急対策状況等を集約・整理し、一元的な広報を実施する。
- (2) 広報活動に関しては、広報を担当する広報課と他の部課との緊密な連絡のもとに、統制の取れた、しかも迅速な情報の発表を行うものとする。
- (3) 広報手段
 - ア 住民等に対する災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、県の広報媒体（ホームページ、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、テレビ、ラジオ、新聞広告等）のほか、必要に応じて報道機関も活用して行う。

あんしんトリピーメール登録手順

登録用アドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信
 e-tottori-safe@xpressmail.jp（右記QRコード）
 返信メールに記載されたURLへインターネット接続
 各項目へ入力し、確認後登録を実施して完了



- イ 地図情報として提供した方が伝わりやすい情報（特に道路通行止め、土砂災害、河川堤防破堤などの災害情報）については、WebGIS（とっとりWebマップ）を活用して提供する。
- (4) 市町村への協力要請及び市町村の支援
 - ア 確実に住民への伝達が必要な事項の広報については、必要に応じて、市町村に協力要請を行う。
 - イ 県は、市町村が避難勧告等を発令した場合や、雨量・水位が自主避難の目安に達した場合は、県ホームページの活用等により、市町村の周知支援を行うとともに、住民に適切な行動を呼びかける。
- (5) 県庁内における情報共有
 - 関係部課は、災害情報及び被害状況、独自で実施した報道提供資料等を、庁内LANの防災・危機管理情報データベースに登録する等により情報共有を図る。
- (6) 個人情報の取り扱い
 - 災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節個人情報の取扱いを参照）

2 広報の内容

次の事項については、その都度、又は必要に応じて広報を行う。

- (1) 災害対策本部の設置又は廃止
- (2) 災害軽減の事前対策
- (3) 災害の状況（災害の種別、災害の発生日時、災害発生区域、全般的概況、災害の規模）
- (4) 災害応急対策状況
- (5) 映像、写真等による災害現地の状況
- (6) その他一般住民や被災者に対する必要な情報、注意事項等
 - ア 雨量・河川水位などの情報
 - イ ライフライン（電気、電話、水道など）供給状況
 - ウ 交通機関（鉄道、バスなど）運行状況
 - エ 道路の規制状況
 - オ 学校の休校状況
 - カ 避難に関する情報
 - キ 各関係機関の問い合わせ先 など

3 大規模な災害が発生した際に優先すべき主な広報項目

大規模な災害が発生した際は、被災者の混乱拡大を防止するとともに、被災者の視点に立った広報に留意することとし、主に次表の項目を優先して広報を行う。

【主な広報項目と広報時期】

時期	広報項目
災害発生直後	(1) 緊急事態の宣言
	(2) 災害に関する情報
	(3) 被害情報
	(3) 県、市町村等の体制
災害拡大期 (～1日後)	(4) 避難指示等の状況、避難者数
	(5) 避難所の開設状況
	(6) 医療施設での受入状況
	(7) 災害用伝言ダイヤルの利用呼びかけ
	(8) ライフラインの被害状況及び復旧見込み
	(9) 道路規制の状況及び復旧見込み
	(10) 県、市町村等の活動状況
災害沈静期 (1日後～1週間後)	(11) 消防・自衛隊等の活動状況
	(12) 義援金による協力のお願
	(13) ボランティア受入状況
	(14) 県、市町村が実施する生活支援情報
	(15) 被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）
	(16) 悪徳商法への注意喚起
	(17) 市町村での廃棄物処理の状況
災害復旧期 (1週間後～)	(18) 風評被害対策
	(19) 企業等への支援情報
	(20) 復興状況

【標準的な広報項目と実施主体】

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等	
(1) 緊急事態の宣言	緊急事態の宣言 災害の規模が大きく被害が甚大又は甚大であることが予測される旨を広報 災害救助法の適用 救助を実施する区域（市町村） 適用の日時（救助の機関） 災害救助法の適用により迅速かつ十分な救助が行われること 自衛隊の災害派遣の要請 自衛隊の災害派遣の要請日時 自衛隊の災害派遣部隊の到着見込日時	県		
(2) 災害に関する情報	気象警報等 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 気象警報・注意報 水防警報 台風情報	土砂災害警戒情報 指定河川洪水予報 今後の気象の見込み等	県、市町村	鳥取地方気象台、 県治山砂防課、 県河川課、県総合事務所、市町村
	地震情報 詳細情報が不明な場合はその旨を広報 各地点の震度 マグニチュード	震源 今後の地震発生の見込み等	県	鳥取地方気象台、 地震専門家
	津波に関する情報 詳細情報が不明な場合はその旨並びに津波へ注意すること、海岸付近に近づかないこと及び高台又は堅牢な建物へ避難することへの呼びかけについて広報 津波警報・注意報、津波予報 今後の津波発生の見込み等		県、市町村	鳥取地方気象台、 津波専門家
	その他災害発生の状況 大規模事故の発生場所・状況・日時・原因等 原子力災害の発生場所・状況・日時・原因・今後の進展予想等		県、市町村、 消防局	消防局、市町村、 医療機関、原子力事業者、原子力専門家

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等
(3) 被害情報	人的被害：市町村ごと 状況が不明な場合はその旨を広報 必要に応じて概数で発表 死者数 行方不明者数 重傷者数 軽傷者数	県	市町村、消防局
	住家被害等：市町村ごと 状況が不明な場合はその旨を広報 必要に応じて概数で発表 住家全壊棟数 住家半壊棟数 住家一部損壊棟数 住家床上浸水棟数 住家床下浸水棟数 非住家被害棟数（非住家、公共建物）	県	市町村、消防局
	公共交通機関の運行状況：運転見合わせ路線・区間 県は各機関の運行状況を集約・整理して発表 鉄道 バス 航空	県、各公共交通機関	県交通政策課、各公共交通機関
	教育関係被害 文教施設の施設被害（箇所数・金額） 休校状況 教職員・児童生徒の安否・被害状況	県教育委員会、市町村	県教育委員会、市町村、学校
	その他の被害等 公共土木施設被害（箇所数・被害額） 農林水産業施設被害（箇所数・被害額）	県	県、市町村
(4) 県、市町村等の体制	各機関の体制：設置・廃止時間（警戒体制・警戒本部・災害対策本部・現地災害対策本部等） 県は各機関の体制を集約・整理して広報 県 県警本部 市町村 消防局 その他防災関係機関	県、警察本部、市町村、消防局、その他防災関係機関	県、警察本部、市町村、消防局、その他防災関係機関
(5) 避難指示等の状況、避難者数	市町村の避難指示等発令の状況：市町村ごと（対象地区・世帯数・人数・避難場所・事由） 避難指示 避難勧告 住民の避難状況：市町村ごと（現況・延べ数） 避難指示による避難者数（世帯数・人数・避難所） 避難勧告による避難者数（世帯数・人数・避難所） 自主避難による避難者数（世帯数・人数・避難所）	県、市町村	市町村
(6) 避難所の開設状況	避難所の開設状況：市町村ごと 県は市町村の避難所開設状況を集約・整理して広報 避難所の名称・所在地・福祉避難所 避難に当たっての注意事項（給水・トイレ・食料の配給等）	県、市町村	市町村
(7) 医療施設での受入状況	医療機関の被害状況 負傷患者受入の可否	県	医療機関
(8) 災害用伝言ダイヤルの利用呼びかけ	電話の輻輳により被災地との連絡が取りにくくなっていることから、声で伝言の登録ができる「災害用伝言ダイヤル」や、携帯電話を使って安否状況の確認ができる「災害用伝言板サービス」の利用を呼びかける。	県	（各通信事業者）
(9) ライフラインの被害状況及び復旧見込み	ライフライン被害の状況：市町村ごと 詳細情報が不明な場合はその旨及びおよその市町村・地域等を広報 必要に応じて概数で発表 停電（停電戸数：現状・延数・復旧見込） 電話不通（影響戸数：現状・延数・復旧見込） 水道被害（影響戸数：現状・延数・復旧見込） 下水道被害（影響戸数：現状・延数・復旧見込）	県、各ライフライン機関	県、各ライフライン機関

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等
(10) 道路規制の状況及び復旧見込み	道路の状況 県は路線数・箇所数を集計して広報 全面通行止（路線名・通行止箇所・復旧見込・迂回路・孤立集落情報） 片側通行止（路線名・通行止箇所・復旧見込） 高速道路（路線名・通行止箇所・復旧見込）	県、道路管理者	県道路企画課、道路管理者（県総合事務所、中国整備局各道路事務所、市町村、西日本高速道路）
(11) 県、市町村等の活動状況	県の活動状況 県災害対策本部会議で決定した災害応急対策の実施方針 食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の確保及び供給 各被災市町村への応援状況 県管理施設の復旧状況	県	県
	市町村の活動状況 市町村災害対策本部会議で決定した災害応急対策の実施方針 食料・飲料水（ペットボトル）・生活必需物資等の住民への配分状況 市町村管理施設の復旧状況	県、市町村	市町村
(12) 消防・自衛隊等の活動状況	消防局の活動状況 配備動員人数・活動期間 消火・救助の実施状況	県、市町村	消防局
	消防団の活動状況 配備動員人数・活動期間 水防活動の実施状況 消火・救助の実施状況 その他避難所警備等の実施状況等	県、市町村	市町村
	その他防災関係機関の活動状況等 県警本部 自衛隊 海上保安庁 その他国の機関 応援他都道府県・市町村	県、市町村	各防災関係機関
(13) 義援金による協力のお願い	物資ではなくできれば義援金による支援をお願いする旨を記載 義援金募集窓口 義援金募集期間 義援金受付方法	県、市町村、NHK、日赤鳥取県支部	県、市町村、NHK、日赤本部
(14) ボランティア受入状況	必要となるボランティアの種類・場所・人数 ボランティアの活動人数・活動場所・活動内容 災害ボランティアセンターに関する情報（検討状況、開設状況、連絡先等）	県、市町村、ボランティアセンター、県社協、市町村社協	ボランティアセンター、県社協、市町村社協
(15) 県、市町村が実施する生活支援情報	給水情報 エコノミークラス症候群への注意 仮設入浴施設等の情報 簡易トイレ等の配布に関する情報 生活再建施策に係る手続き・窓口 防疫に関する注意事項 災害相談窓口の設置	県、市町村	県、市町村
(16) 被災判定の留意点（危険度判定と被害認定の違い）	建物・宅地の応急危険度判定の実施（無償） 建物の被害認定・り災害証明の発行手続き（無償） 被災度区分判定については被災者の必要に応じて業者と契約して実施すること（有償）	県、市町村	県、市町村
(17) 悪徳商法への注意喚起	悪徳商法への注意喚起	県、警察本部、市町村	県、警察本部、市町村

広報項目	標準的な広報項目	実施主体	情報保有機関等
(18) 市町村での廃棄物処理の状況	廃棄物の処理状況（市町村ごとの処理量） 廃棄物の処理に当たっての注意事項（処理方法・費用負担等）	県、市町村	県、市町村
(19) 風評被害対策	風評被害対策の実施状況 放射線モニタリングの評価結果（原子力災害のみ）	県、市町村	県、市町村
(20) 企業等への支援情報	貸付・融資・猶予等の支援対策の状況（要件・手続き・窓口等）	県、市町村	県、市町村
(21) 復興状況	災害復興状況 災害復興イベント等の実施状況	県、市町村	県、市町村

4 実施時期

- (1) 広報は、被害情報等を入手・集約後、速やかに実施するものとする。
(2) 大規模な災害等、継続的に資料提供を行う場合は、時間を定めて実施するものとする。（概ね3時間ごと）

5 報道機関への災害関係情報の発表

(1) 実施要領

ア 災害対策本部設置時

災害対策本部が設置された場合にあつては、災害対策本部事務局が広報課と連携し、報道機関に対して情報発表する。

イ それ以外の場合

- (ア) 災害情報等、発表等に係る資料は、防災局で調整し、広報課に提出する。
(イ) 被害が一の実施部に限られる場合等においては、広報課及び防災局の各チームとあらかじめ協議の上、当該実施部で行うことができるものとする。この際、各部課は、必ず広報課に連絡するものとするとともに、広報課と併せて防災局の各チームに資料を提出する。
(ウ) 報道機関に対する記者発表や資料提供に係る調整は、広報課が行うものとする。この場合、広報課は、報道事項及び内容等について関係部課と十分連携を図るものとする。
a 広報課は各報道機関への利用可能な連絡方法（FAX等）の確認、確保を行うとともに、災害対策本部が設置されている場合は、取材記者に見合った取材スペースを確保し、また、必要に応じ近隣に臨時記者室、臨時会見室を設ける。
b 広報課において、取材活動（現地写真撮影等）を行う場合には、関係部課の協力のもとに実施。
c 広報課は、必要に応じ各部課に対し、災害現場の写真又は映像等の収集を求めることができる。
(エ) 夜間・休日に資料提供する必要がある場合等においては、広報課とあらかじめ協議の上、防災局各チームで行うことができるものとする。

6 報道機関への放送の要請

災害対策本部事務局（本部未設置の場合は県防災局）は、特に必要がある場合は、「災害時における放送の要請に関する協定」に基づき報道機関への放送要請を行う。

7 県ホームページでの県民への情報提供

- (1) 報道機関に資料提供を行った資料については、原則、県防災ホームページにおいて県民への情報提供を行う。

県防災ホームページ「鳥取県の防災」

<http://www.tottori.lg.jp/bosaihp/>

（モバイル版）

<http://mobile.pref.tottori.lg.jp/m/bosaihp/>



- (2) 避難勧告の発出等、県民へ早急に伝達が必要な事項については、報道資料提供を待たずして早急に情報提供を行う。

第3節 警察本部の広報

被災地における各種犯罪の予防、相談への対応をはじめ、各種警察活動により把握した災害関連情報等を、警察広報紙、県警ホームページ等を通じて広く住民に提供し、被災地域の安全、安心の確保を図る。

第4節 市町村の広報

1 広報手段

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、市町村防災行政無線、広報車、災害対応自動販売機の電光掲示板、報道機関及び広報媒体（ホームページなど）などを活用し、住民に対して広報活動を行う。

2 広報項目

市町村は、次の事項について、その都度、又は必要に応じて住民に対して広報を行う。

- (1) 気象の状況に関すること
- (2) 災害の状況に関すること
- (3) 避難に関すること（避難勧告等の避難情報、収容施設）
- (4) 応急対策活動の状況に関すること（救護所の開設、交通機関・道路の復旧、電気・水道等の復旧、電話の利用と復旧）
- (5) その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）
（給水、給食、電気・ガス・水道による二次災害防止、防疫、臨時災害相談所の開設、医療情報、安否情報、風評被害防止のための安心・安全情報）

3 県への要請

市町村は、必要に応じ、報道機関への資料提供等について県災害対策本部事務局（本部未設置の場合は県防災局）に要請するものとする。

第5節 防災関係機関における広報活動

- 1 防災関係各機関においても、当該機関が所掌する事務又は業務に関し、積極的に災害広報活動を行うものとする。
- 2 特に必要があるときは、県（本部事務局又は防災局）、市町村及び報道機関に広報を要請する。

第6節 広聴活動計画

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、県及び各防災関係機関は次により広聴活動を実施するものとする。

1 県における広聴活動

- (1) 総合窓口の設置
 - ア 県（総務部）は、通常の相談窓口に加え、必要に応じ災害関連の総合窓口を設置し、各種問合せに速やかに対応するとともに、関係部局及び関係機関の窓口業務を把握しておき、内容に応じて適切な相談窓口を紹介するものとする。
 - イ 県災害対策本部設置時においては、本部事務局と連携し、情報提供、相談業務等を行うものとする。
- (2) 広聴活動に当たっては、関係課とも連携し、効果的な情報提供、相談業務等を行うものとする。
- (3) 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。
- (4) 問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

2 市町村における広聴活動

- (1) 被災者相談窓口の設置
 - ア 市町村は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。
 - イ また、避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。
- (2) 十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。
- (3) 問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

3 防災関係機関における広聴活動

各防災関係機関においては、当該機関が所掌する事務又は業務に関連する問い合わせについて、速やかな対応に努めるものとする。

4 個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、鳥取県個人情報保護条例の趣旨や公益上の必要性から勘案し、適切に取り扱うものとする。（第3章「災害情報等の収集及び伝達」第8節個人情報の取扱いを参照）

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民への広報手段、広報項目
- 2 被災者相談窓口の設置

第5章 通信の確立

（NTT西日本、NTTドコモ中国支社、KDDI、県防災局、県総務部）

第1節 目的

この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択肢、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

第2節 災害時の通信

1 災害時の通信手段

災害時に使用する通信手段は、基本的に次によるものとする。

種類	使用不能となる場合・特徴等
防災行政無線（地上系）	・停電時には非常用電源で機能。
防災行政無線（移動系）	・使用不能になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
NTT加入電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・回線の切断時や停電時は不通。
携帯電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。（メール通信は比較的有効。） ・中継局の設備破損や停電時は不通。（数時間は予備バッテリー）
衛星携帯電話	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
NTT加入電話（災害時優先）	・指定電話のみ使用可。
携帯電話（災害時優先）	・一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。

（その他の使用可能な通信手段は、別表「通信手段一覧」を参照）

2 県の通信体制の確立

（1）県庁舎、県災害対策本部の通信体制の確立

ア 県災害対策本部設置時には、通信断絶時に備え、衛星携帯電話を立ち上げるとともに、連絡先を関係機関に周知するものとする。

イ 停電時に、県庁舎の非常電源が使用できなくなった場合であっても通信の手段を維持できるよう、小型電源等により動作可能な通信機を備えるものとする。（移動系防災行政無線等）

ウ NTT回線の輻輳による通話規制に伴い、県庁舎内でも電話が輻輳するおそれがある場合には、災害時優先電話以外を規制することで必要な通信を確保するよう、県庁構内の電話交換機を災害優先回線モードに切り替えるものとする。

（2）被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県災害対策本部又は地方支部から市町村に派遣する職員（連絡要員、災害時派遣チーム構成員）は、本部及び支部に配備している衛星携帯電話及び情報収集端末を用いて本部又は支部との通信連絡を行う。

3 災害対策用移動通信機器等の借受

総務省（中国総合通信局）においては、非常災害時において災害の応急復旧に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」の保守管理等を行う基地を東京及び大阪の2箇所に設け、要請があった場合には迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸出の要請を行う体制の整備を行っている。

県及び市町村は、必要に応じこれらの機器の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料・不要	400台	・中国総合通信局を經由し貸出要請を行い、東京又は大阪の2カ所から搬入
KDDI中国総支社	携帯電話		20台	・申請書（郵送又はFAX）による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
NTTドコモ中国支社	携帯電話		ムーバ80台（iモードなし） FOMA20台（iモードあり）	・電話による要請で調達可能。 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		20台	

* 電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による

4 県防災行政無線移動局の配備

県防災行政無線移動局が必要な場合は、県防災局と調整し配備する。（配備一覧表は資料編に掲載）

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時の市町村の通信体制の確立
- 2 災害対策用移動通信機器等の借受

別表「通信手段一覧」

(県庁からの発信の場合)

通信手段	県庁電話 通信可否	使用可能施設	通信可能な相手			備考
			中央 省庁	都道 府県	総合事務所・市町村 ・消防・自衛隊米子	
県防災行政無線設備(地上系・衛星系)		総合事務所、市町村、消防局、自衛隊等				防災行政用
電気通信事業者回線設備(一般)						
”(災害時優先)	(指定電話のみ)					一般回線輻輳時に、通話制限がかけられにくい
国土交通省通信設備(中央防災無線)		内閣府等中央省庁、指定行政機関等		×	×	国の通信網(都道府県は、国との緊急連絡用に利用)
”(消防防災無線)		消防庁、都道府県			×	消防防災用
”(水防無線)		国土交通省機関、都道府県等				水防道路用
警察通信設備	×	警察本部等警察機関				警察用
海上保安部通信設備	×	境海上保安部等海上保安庁機関			×	海上保安用
電力通信設備	×	中国電力鳥取支社等				電気事業用
鉄道通信設備	×	鳥取駅、米子駅等	×	×		鉄道軌道事業用
消防用通信設備(鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、鳥取県西部広域行政管理組合)	×	各管内の消防局施設等	×	×	(管内のみ)	消防用
気象庁通信設備	×					気象用
自衛隊通信設備	×					防衛用

中央防災無線

国の災害対策を円滑に実施するため、内閣府を中心に指定行政機関(中央省庁等26機関)、指定公共機関(NTT、NHK、電力等49機関)、防災関係機関等を結ぶ無線通信網

消防防災無線

総務省消防庁と全都道府県の間を結ぶ無線通信網

非常通話・緊急通話(市外局番なし102番)

災害発生時の非常・緊急事態の時に、国、地方自治体等の防災関係機関に対して行うオペレータ扱いの通話で、優先して取り扱われる

・非常通話:地震・集中豪雨・台風などの非常事態が発生した場合、救援・交通・通信・電力の確保や秩序維持のため必要な事項を内容とする

【非常通話を利用できる機関の例】気象・水防・災害救助・警察の各機関相互間、輸送・通信・電力供給に直接関係のある機関相互間 など

・緊急通話:非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのため必要な事項を内容とする。

【緊急通話を利用できる機関の例】予防・救援・復旧などに直接関係のある機関相互間、緊急事態発生を知ったものと前項の機関との間、犯罪が発生又は発生のおそれがあることを知った者と警察機関との相互間、選挙管理機関相互間、新聞社・放送事業者・通信社の機関相互間、水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間 など

・・・
最寄りの使用可能施設への使送が可能

災害応急対策編（共通）

第4部

防災関係機関の連携推進計画

第1章 応援活動の調整

（第八管区海上保安本部、自衛隊、県防災局、警察本部、消防局、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 受入体制の確立

1 県受入体制の確立

- (1) 県災害対策本部J R福知山線列車事故における安否情報の収集・提供部事務局は、関係機関や国の情報先遣チーム等の応援又は派遣を受ける場合、県庁内外に連絡要員等の受入スペース及び通信機器等を確保又は設置し、受入体制を確立するものとする。
- (2) 本部での受入が想定される機関のうち主なものは以下のとおり
 ア 自衛隊 イ 海上保安庁 ウ 緊急消防援助隊 エ 中国地方整備局 オ 政府情報先遣チーム
 カ 中国ブロック、四国ブロック キ 兵庫県 ク 徳島県
- (3) また、必要に応じて、現地災害対策本部における受入体制を同様に確立するものとする。

2 市町村の受入体制の確立

市町村は、国や関係機関等の応援を受ける場合、必要に応じて市町村役場庁舎等に連絡要員の受入スペースを確保し、受入体制を確立するものとする。

第3節 関係機関調整会議の開催

県災害対策本部事務局は、警察本部・消防・海上保安庁・自衛隊等の複数の機関から応援を受けた場合は、部隊の活動区域、活動内容等を調整するため、「関係機関調整会議」を適宜開催し、迅速的確な応急活動の実施を図る。

1 開催目的

関係機関による各種災害応急活動が円滑に実施されるため、活動を調整することを目的とする。

2 開催時期

応援を受ける際、又は応援を受けた早期の段階に開催することとし、以降は必要に応じて開催する。

3 開催場所

開催場所は、次のいずれかの場所とする。

- (1) 県災害対策本部
- (2) 県災害対策本部地方支部
- (3) 県現地災害対策本部
- (4) その他関係機関で協議の上定めた場所

4 参加者

- (1) 県災害対策本部事務局（主催）
- (2) 次の各応援機関の連絡責任者
 ア 警察本部 イ 代表消防機関（東部消防局または西部消防局）及び被災地消防局 ウ 陸上自衛隊
 エ 海上自衛隊 オ 航空自衛隊 カ 海上保安庁 キ 鳥取地方気象台
 ク 代表消防機関（東部消防局または西部消防局）及び被災地消防局
- (3) 県実施部の連絡責任者
 ア 企画部 イ 福祉保健部 ウ 県土整備部 エ その他必要な部局
- (4) その他県災害対策本部が必要と認める者

5 調整内容

- (1) 情報共有
 ア 被災状況（建物被害、人的被害）
 イ 被災者の要求事項
 ウ 地震活動状況又は気象状況
 エ 各応援機関の活動状況（体制、装備、通信体制）
 オ 道路等の交通施設の状況
 カ 県、市町村の受援体制
- (2) 部隊の活動区域、活動内容の調整
 ア 活動区域、活動内容等（被災状況、時間の経過に伴い内容が異なる）
 (ア) 情報収集活動 (イ) 消火、救出救助、避難誘導、搜索の活動
 (ウ) 物資の供給、生活救援 (エ) 住宅応急復旧 等
 イ 部隊進入要領、到着日時、活動拠点
- (3) 部隊増援の必要性
- (4) 撤収時期、撤収要領

6 活動拠点の確保

- (1) 活動拠点については、関係機関調整会議においてあらかじめ定めた候補地から選定するものとする。
- (2) 各応援機関又は県災害対策本部事務局は、施設の被害状況、避難者等の状況を勘案して選定し、次の区分に従い、使用方法等について施設管理者又は所有者と調整するものとする。
- ア 自衛隊の災害派遣に係る受援・・・県災害対策本部事務局
- イ 緊急消防援助隊に係る受援・・・活動拠点等を管轄する消防局
- (3) 各受援計画であらかじめ定められた活動拠点等のうち、主なものは次表のとおり。

地区	活動拠点等	地上部隊		航空部隊		海上部隊
		緊急消防援助隊	自衛隊	緊急消防援助隊	自衛隊	自衛隊
東部地区	砂丘県営駐車場（鳥取市福部町）					
	コカ・コーラ・ウェスト・スポーツパーク（鳥取市布勢）					
	鳥取港（鳥取市港町）					
	千代川市民スポーツ広場（鳥取市古市）					
	倉田スポーツ広場（鳥取市円通寺）					
	用瀬運動公園（鳥取市用瀬町）					
	鳥取空港（鳥取市湖山町西）					
中部地区	お台場公園（北栄町由良宿）					
	東郷湖羽合臨海公園ハワイ夢広場（湯梨浜町南谷）					
	日本圧着端子（株）西倉吉工場駐車場（倉吉市国府）					
	倉吉市営ラグビー場（倉吉市駄経寺町）					
	久米農村広場（倉吉市福富）					
	倉吉市陸上競技場（倉吉市葵町）					
西部地区	鳥取県消防学校（米子市流通町）					
	米子埠頭（米子市灘町）					
	境港消防署（境港市上道町）					
	会見町民野球場（南部町浅井）					
	米子空港（境港市小篠津町）					
	米子市営湊山球場（米子市久米町）					
	境港（境港市大正町）					

第4節 災害現場における各機関の連携

災害現場においては、消防局、消防団、警察、県、市町村等の関係機関・団体及び地域住民が混在し、合同で活動する機会が多いことから、各関係機関・団体の現場責任者は、二次災害の防止に配慮しつつ、消防活動上必要な事項（相互の体制、活動区域及び活動内容等）についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

第5節 防災関係機関の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

1 東部広域行政管理組合消防局

配備基準	配備体制		対応等
震度3	警戒配備体制		準備体制または警戒体制をとる
震度4	災害配備体制	第1配備	増強隊、偵察隊を編成し災害活動実施
震度5弱～5強		第2配備	地震災害等消防対策本部を設置 初動活動及び情報収集実施
震度6弱以上		第3配備	第2配備までの体制に加え、応援受援体制をとる

2 中部ふるさと広域連合消防局

配備基準	配備体制		対応等
震度1～4	震災警戒体制		震災災害消防対策本部を設置
震度5弱以上	震災非常配備体制		震災災害消防対策本部を設置

3 西部広域行政管理組合消防局

配備基準	配備体制		対応等
震度4	震災警戒体制		
震度5弱以上	震災非常配備体制		災害対策本部を設置

4 警察本部

配備基準	配備体制	対応等
震度4～5弱	準備体制	災害警備連絡室を設置
震度5強以上	警戒体制又は非常体制	総合警備本部又は特別警備本部を設置 (被害の程度により配備体制、本部長が異なる)

5 陸上自衛隊（第8普通科連隊）

- (1) 震度5弱以上で直ちに航空偵察を実施する。
- (2) 発生した事態に応じて、自治体に連絡員を派遣する。
- (3) 駐屯地の近傍で災害が発生した場合には、偵察部隊を派遣する。

6 第八管区海上保安本部（境海上保安部）

配備基準	対応等
震度5強	職員の自主参集
震度6弱以上	災害対策本部を設置

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 関係機関等の応援の受入体制の確立
- 2 現場活動における関係機関相互の連携

第2章 資機材等の調達及び受援

（中国地方整備局、県防災局、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

第2節 資機材の調達受援

1 実施機関

- (1) 応急対策に必要な資機材は、原則として県、市町村、各実施機関が各々調達するものとする。
- (2) 県（実施部）は、あらかじめ把握している調査結果を基に、県内の防災関係機関及び建設業者等が保有する資機材の現況把握を行う。
- (3) 県（実施部）は、必要に応じて上記の資機材から緊急調達又は技能者等要員等の応援要請するものとする。（市町村から応援要請があったときを含む）
- (4) 必要に応じて、市町村が使用する資機材を、県が一括して調達するものとする。
 - ア 複数市町村及び複数現場で大規模に被災し、調達要請が輻輳するおそれがあるとき等は、県が、調達元、調達先、調達数量などの総合的な調整を行う。
 - イ 市町村等の要請元に対して県が一括して調達する旨を連絡し、必要な資機材を県に申し出るよう助言。
- (5) 県（実施部）は、県内調達で不足するとき、中国地方整備局等関係指定地方行政機関に対する応援要請により所要の資機材の確保を図る。
- (6) 県（本部事務局又は県防災局）は、必要に応じ、自衛隊に対する災害派遣要請等により応急対策を図る。

2 資機材等の応援要請

- (1) 建設業者等に対する応援要請
 - ア 建設業者等との提携
県は、資機材及び技能者等要員の調達、提供について各総合事務所（県土整備局）ごとに、建設業協会支部、造園建設業協会及び管工事業協会、石油商業組合との協定に基づき、応援要請を行う。（協定の詳細は、資料編のとおり）
 - イ 調達資機材等の集積及び技能者等要員の派遣場所
県と建設業協会等との協定により調達された資機材の集積場所及び技能者等要員の派遣場所は県の指示する場所とする。
- (2) 中国地方整備局に対する応援要請
 - ア 県は、大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合、中国地方整備局（企画部防災課）に対し、同整備局所管の災害対策用の建設機械等の（無償）貸付要請を行うものとする。（借受できる機械等は資料編参照）
 - イ オペレーター等の費用については、原則として要請側の負担とする。

3 資機材等の調達・受援及び運用等に係る調整

県（県土整備部）は、必要に応じ、資機材等の調達・受援及び運用などについて調整を行う。

- (1) 複数の地区で必要な資機材等について、優先的、重点的に投入する地区などの調整
- (2) 被災者の救出救助と道路の応急復旧など、複数の用途で同時に必要となる資機材に係る調整
- (3) 道路管理者など、複数の機関で同時に必要となる資機材に係る調整

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 資機材等の調達及び受援

第3章 自治体の広域応援

（県防災局、県企画部、市町村）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 県内自治体の相互応援

1 県内自治体への応援要請

- (1) 被災市町村は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第67条、第68条の規定及び相互応援協定に基づき、県（本部事務局又は防災局）及び被災地外の県内市町村に応援を要請する。
- (2) 応援の種類は以下のとおり
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - ウ 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
 - エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - オ 被災者を一時収容するための施設の提供
 - カ その他特に要請のあった事項
- (3) 応援の要請に当たっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。（後日、文書を提出）
 - ア 被害の状況
 - イ 応援を要する物資等の品名、数量等
 - ウ 応援を要する職種別人員
 - エ 応援を要する一時収容するための施設の規模
 - オ 応援場所及び応援場所への経路
 - カ 応援の期間
 - キ その他必要な事項
- (4) また、被災地外の市町村は、特に緊急を要すると判断した場合、要請を持たずに必要な応援を行うものとする。（被災市町村からの要請があったものとみなす。）

2 連携備蓄の応援

- (1) 被災市町村は、発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（本部事務局又は防災局）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。
- (2) 被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。
- (3) 被災地外の市町村は、一定以上の震度の地震の発生等大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

3 費用負担

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。
- (2) 応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

第3節 県外自治体への応援要請

1 災害発生時の県外自治体への応援要請

- (1) 県（災害対策本部事務局）は、大規模な災害等が発生し、県内の防災力のみでは十分な応急措置をとることができず必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条の規定又は各相互応援協定に基づき、他都道府県に応援を求める。
 なお、応援要請の順序及び基準の目安は次のとおり。（この際、それぞれの協定は他の協定による応援を妨げるものではないことに留意。）
 - ア 中国ブロックの県、兵庫県、徳島県
 県内の人員・物資では、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき
 - イ 四国ブロックの県（中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定）
 中国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき
 - ウ 他ブロック都道府県（全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）
 中国・四国ブロック、兵庫県、徳島県の応援を受けても、早急な応急措置をとることができない又は物資が不足すると認めるとき
- (2) 応援要請に係る手順
 - ア 応援要請は、電話、ファクシミリその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。
 - イ 応援要請に当たっては次の事項を明確にし、応援が迅速、確実に実施できるようにする。

- (ア) 応援を必要とする理由、業務の種類、場所、数量（災害応急対策要員、労務、機械、物資）
- (イ) 災害応急対策要員、労務、機械、物資等の輸送場所、日時、応援を必要とする期間等
- (ウ) その他応援に関し必要な事項

ウ 必要に応じてブロックの幹事県に対して、広域応援の調整業務を行う職員の派遣を求めるものとする。

2 主な応援業務

- (1) 災害時における職員派遣（看護師、保健師、応急危険度判定要員、被災度判定要員等）
- (2) 災害時における物資の提供（毛布、ブルーシート、紙おむつ等の生鮮品以外の物資等）

3 応援費用の負担

応援に要した経費は、原則として要請県の負担とするが、応援業務の内容により所要経費が極めて軽微なものについては、協定により応援実施者の負担とすることができるようにする。

第4節 全国知事会、中国ブロックにおける広域相互応援体制

1 全国知事会による情報収集

- (1) いずれかの都道府県で、震度6弱以上の地震又は甚大な災害が発生した場合、全国知事会は、被災県及び被災県が所属するブロック知事会の情報収集担当県に対し、被害報告を求める。取りまとめた被害状況は、ブロック知事会幹事県を通じて提供する。
- (2) 被災県が連絡の途絶等により連絡が取れず、かつ広域応援要請が想定される場合、全国知事会は被災ブロック知事会幹事県等の協力を得ながら、被災県に情報収集要員を派遣して情報収集に当たる。

2 全国知事会による応援

- (1) 被災県は、広域応援の要請をしようとするときは、所属するブロック知事会幹事県に対し、被害状況等を報告するとともに所定の方法により応援要請を行う。ブロック知事会幹事県は、被害状況及び応援要請の内容を全国知事会へ連絡する。
- (2) 全国知事会は各ブロックとの調整を行った上で、広域応援計画を作成する。なお、応援の順位は下表を基本として全国知事会が決定する。
- (3) 全国知事会及び応援県は、必要に応じ、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣し、広域応援の受入体制を整備する。

被災ブロック	広域応援を実施するブロック知事会とその順位					
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
北海道東北地方	関東地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
関東地方	北海道東北	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
中部圏	近畿ブロック	関東地方	北海道東北	中国地方	四国	九州地方
近畿ブロック	中部圏	中国地方	四国	関東地方	九州地方	北海道東北
中国地方	四国	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北
四国	中国地方	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北
九州地方	中国地方	四国	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北

3 中国ブロックにおける情報収集

中国ブロック内で大規模な災害が発生した場合の支援体制については検討中であるが、当面は暫定的に次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 被災県ごとに、調整派遣担当県（正・副）をあらかじめ定める。
- (2) 被災県の防災力では対応しきれないおそれがある災害が発生した場合、被災県に対応する調整派遣担当県が（原則として正）調整要員を派遣する。
- (3) 調整要員は2名程度とし、通信機器等を携行する。
- (4) 調整要員を派遣する際は、ブロック幹事県、調整派遣担当県（副）、被災県にその旨連絡する。
- (5) 調整要員は、被災県（災害対策本部）で収集した情報を中国ブロック幹事県へ報告する。

[調整派遣担当県の組み合わせ（暫定）]

被災県	調整派遣県(正)	調整派遣県(副)
鳥取県	岡山県	島根県
島根県	鳥取県	山口県
岡山県	広島県	鳥取県
広島県	山口県	岡山県
山口県	島根県	広島県

[中国ブロック応援協定幹事県]

年度	幹事県	副幹事県	備考
21年度	鳥取県	島根県	22年3月まで
22年度	島根県	山口県	予定幹事県
23年度	山口県	広島県	予定幹事県
24年度	広島県	岡山県	予定幹事県
25年度	岡山県	鳥取県	予定幹事県

[広域応援担当部局連絡先（平成20年4月現在）*勤務時間内に限る]

連絡担当部局	島根県	岡山県	広島県	山口県	全国知事会
	消防防災課	危機管理課	危機管理課	防災危機管理課	調査第二部
電話（NTT）	0852-22-5885	086-226-7385	082-513-2784	083-933-2367	03-5212-9131
FAX（NTT）	0852-22-5930	086-225-4659	082-227-2122	083-933-2408	03-5212-9133
電話（衛星）	032-300-25885	033-100-2523	034-101-2784	035-201-2367	048-300-9-5092
FAX（衛星）	032-300-875	033-100-5730	034-101-119	035-201-2408	048-300-9-5169
電話（消防無線）	32-25885	33-2523	34-89	35-821	-
FAX（消防無線）	32-875	33-5730	34-84	35-868	-

*勤務時間外の連絡先については、全国知事会作成の担当部局名簿による。

4 他都道府県の応援実施のための情報収集

他県等で、次のいずれかの災害が発生した場合は、県（防災局）は、中国ブロック幹事県等を通じて被害程度や応援の必要性等の情報収集を実施し、必要であれば中国ブロック幹事県を通じて応援を実施する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき
- (2) 自衛隊又は緊急消防援助隊の派遣を伴う災害が発生したとき

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時の県及び県内市町村への応援及び応援の要請
 - (1) 応援の種類
 - (2) 応援要請の方法
 - (3) 緊急を要する場合の自主応援
- 2 連携備蓄の応援

第4章 消防活動

（消防局、市町村、県防災局、警察本部）

第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 消防活動

消防局、市町村、県等は、災害発生時に、県民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

1 実施機関及び活動内容

（1）消防局

消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ア 情報収集伝達活動 | イ 火災防御活動 | ウ 救助活動 |
| エ 救急活動 | オ 水防活動 | カ 住民の避難誘導 |

（2）市町村

ア 市町村は、消防団を動員し、次の活動を行う。

- | | | |
|-------------|------------|---------|
| （ア）情報収集伝達活動 | （イ）火災防御活動 | （ウ）救助活動 |
| （エ）水防活動 | （オ）住民の避難誘導 | |

イ 鳥取県水難救済会の救難所を有する沿岸市町村は、海上保安部（署）から出動要請があったときは、救難所所属の救助員及び船等を出動させ水難救助活動及び行方不明者の捜索を行う。

ウ 消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、市町村と併せて県災害対策本部事務局（本部を設置していない場合、県防災局）又は消防局に対して被害情報の提供を行う。

エ また、市町村は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

（3）県（防災局）

県（防災局）は、消防局及び市町村等と連携し、関係機関との必要な連絡調整等を行う。

（4）警察本部

警察本部は、消防活動について、消防局と相互に協力する。

（5）自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

- ア 災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。
- イ 地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。
- ウ 地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。
- エ 保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。
- オ 地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を市町村、消防局、警察等へ通報する。
- カ 活動を行うときは、可能な限り市町村、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

第3節 消防広域応援計画

1 県内の広域消防相互応援

（1）被災地の広域行政管理組合又は広域連合（以下、「被災地組合」という）は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県内の他の消防局に対して応援を要請する。

（2）応援費用は、鳥取県下広域消防相互応援協定に定める負担区分により、受援消防局において負担する。

2 県による航空消防支援

（1）被災地の消防局は、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防御活動、救急活動、救助活動のいずれかの活動が必要と判断したときは、県に対して支援の要請を行う。

（2）受入体制

支援要請をした消防局は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて次の受入体制を整えるものとする。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配
- ウ その他必要な地上支援

（3）消防防災ヘリの運航経費は、原則として県が負担する。

3 隣県の消防機関との相互応援

被災地組合は、被災地消防局の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防の相互応援協定を締結した隣県の消防機関に対して応援の要請を行う。

4 緊急消防援助隊による応援

(1) 県への応援要請

被災地組合は、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県（防災局）に緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 消防庁への応援要請

ア 県（防災局）は、(1)の要請を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、消防庁に対し応援の要請を行う。また、災害の状況及び県内の消防力に照らし、自らの判断で応援の要請を行うことができる。

イ 県（防災局）は、応援の要請を行う見込みがあるときは、あらかじめ出動準備の要請を行う。（消防庁の連絡先は、第2章「被害情報収集計画」参照。）

(3) 緊急消防援助隊の活動内容

ア 災害に関する情報の収集及び伝達

イ 陸上部隊及び航空部隊による消火活動、要救助者の捜索・救助活動及び救急活動

ウ 特殊な災害に対応する消防活動及び特別な装備を用いた消防活動

エ 緊急消防援助隊に係る指揮の支援活動

オ その他必要な活動

(4) 消防応援活動調整本部の設置

ア 県及び東部消防局は、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、直ちに下表の区分により消防応援活動調整本部の設置準備を行うとともに、「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」に基づき、受援の体制を整えるものとする。

調整本部の名称	設置者	本部長	副本部長	設置場所
鳥取県消防応援活動調整本部	知事	知事	防災監 指揮支援部隊長	県庁第二庁舎
(調整本部の事務)				
(1) 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること (2) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること				
(3) 各種情報の集約、整理に関すること (4) 関係機関との連絡調整に関すること				
(5) その他必要な事項に関すること				

イ 県は、緊急消防援助隊の出動が決定したときは、速やかに消防応援活動調整本部を設置し、その旨を消防庁、被災地組合及び代表消防機関（東部消防局）に連絡するものとする。

ウ 代表消防機関は、県から消防応援活動調整本部設置の連絡を受けたときは、速やかに本部員を派遣するものとする。

(5) 進出拠点の準備

ア 県は、被災地組合及び代表消防機関と協議し、部隊が出動するまでに進出拠点を選出し、消防庁に連絡

イ 県は、消防庁から進出拠点の決定を受け、被災地組合及び代表消防機関に連絡

ウ 代表消防機関はイの連絡を受け、進出拠点を管轄する消防局に、受入れ準備を依頼

(6) 指揮本部の設置

ア 指揮者（被災地消防局長）は、緊急消防援助隊の受援を必要とする災害が発生したときは、直ちに自らを本部長とする指揮本部を設置するものとする。

イ 指揮本部は、災害情報の収集及び整理分析、活動方針の決定、部隊配置及び任務の決定等を行う。

ウ 緊急消防援助隊は、被災地において、指揮者の指揮の下に活動するものとする。

(7) 応援費用の負担

ア 県又は被災地消防局が消防庁に対し応援の要請をした場合は、被災地消防局において負担する。

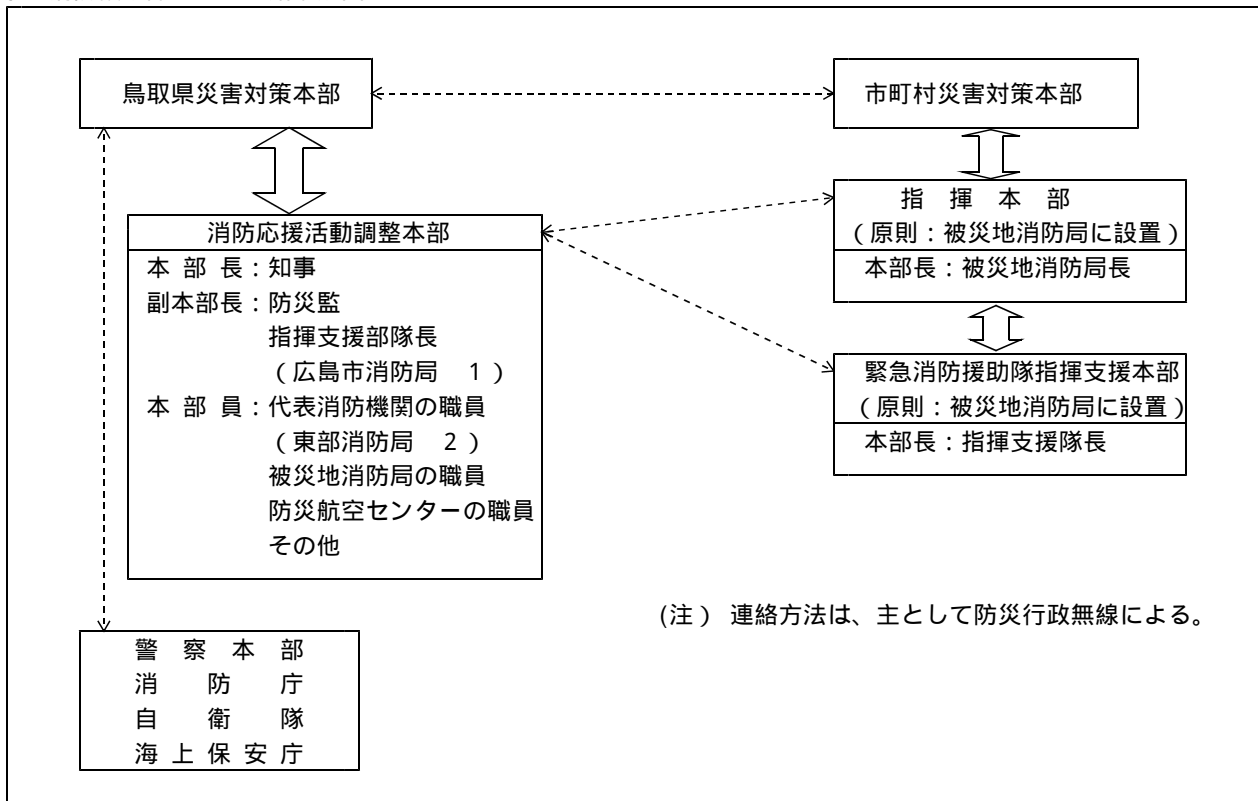
イ 消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、国がその一部を負担する。

5 広域航空消防応援

(1) 概要は、第7部第5章「ヘリコプター活用体制の整備」のとおり。

(2) 応援費用は、被災地消防局において負担する。

緊急消防援助隊の主な連絡系統図



- 1 広島市消防局が被災等により指揮支援を行うことができないときは、福岡市消防局がその任に当たる。
- 2 東部消防局が被災等により連絡調整ができないときは、代表消防機関代行の西部消防局がその任に当たる。
- 3 鳥取県災害対策本部が設置されないときは、鳥取県防災局がその任に当たる。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時の火災防御、救急、救助活動等の実施
 - (1) 消防団の動員による次の活動の実施
 - ア 情報収集伝達活動
 - イ 火災防御活動
 - ウ 救助活動
 - エ 水防活動
 - オ 住民の避難誘導
 - (2) 鳥取県水難救済会の救難所救助員及び救助船等による水難救助活動及び行方不明者の捜索(該当市町村のみ)
 - (3) 大規模災害時の、消防団による災害対策本部事務局又は消防本部への被害情報の提供
 - (4) 自主防災組織の実施する救助、救援活動への支援

第5章 災害警備の実施

（警察本部）

第1節 目的

この計画は、県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の警察活動及び災害発生に備えて平素から実施すべき警察活動について必要な事項を定め、もって災害警備の適切な実施を図ることを目的とする。

第2節 警備実施計画

災害警備活動については、県警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」による。その災害警備活動の基本的事項は次のとおりである。

1 災害警備本部等の設置

警備体制を発令した場合は、警察本部及び警察署に次の警備本部等を設置する。

- (1) 準備体制の場合は、災害警備連絡室
- (2) 警戒体制の場合は、総合災害警備本部（本部長：県警察本部警備部長）及び現地災害警備本部
- (3) 非常体制の場合は、特別災害警備本部（本部長：県警察本部長）及び現地災害警備本部

2 災害応急対策

災害応急対策は、事案に応じて概ね次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 災害発生前の措置
 - ア 警備部隊等の待機及び事前配置
 - イ 装備資機材等の準備
 - ウ 危険箇所の警戒
 - エ 避難措置
 - オ 関係機関との連携
- (2) 災害発生時における措置
 - ア 初動措置
 - イ 特別災害対策本部の運営
 - ウ 警備部隊の編成及び運用
 - エ 応援要請等
 - オ 被害実態の把握
 - カ 通信の確保
 - キ 救出救護及び行方不明者の検索
 - ク 警戒区域の設定
 - ケ 避難誘導
 - コ 検視及び身元不明遺体の確認
 - サ 交通の確保
 - シ 地域安全活動
 - ス 危険物等の保安措置
 - セ 留置管理対策
 - ソ ボランティア等の支援活動
 - タ 広報活動

3 通信の組織に関する措置

この計画における県警察本部には、中国管区警察局鳥取県情報通信部の組織を含むものとする。

第3節 警察による広域応援

1 広域緊急援助隊等の災害派遣要請

公安委員会は、災害の規模、態様等から判断して、県内警察力だけでは警備が困難と認めるときは、警察法第60条の規定に基づき、広域緊急援助隊等の県外部隊及び装備資機材等の援助要請を行う。

2 警察ヘリコプターの応援

概要は、災害応急対策編（共通）第7部第5章「ヘリコプターの活用」のとおり。

第6章 海上保安庁の応援要請

（第八管区海上保安本部、県防災局）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、海上保安庁の応援を要請し、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 救援協力要請

1 救援協力要請者

- (1) 知事
- (2) 市町村長は、海上保安庁に救援協力の要請を行う必要があると認めるときは、知事に対し、海上保安庁への救援協力の要請を求めるものとする。

2 救援協力の要請基準

災害による被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなり、海上保安庁が保有する巡視船艇・航空機による救援活動が必要と認められる場合、県（本部事務局又は防災局）は速やかに海上保安庁に対し、救援協力要請を行うものとする。

3 救援協力の要請準備体制

- (1) 県（本部事務局又は防災局）は、救援協力の要請を行う見込みがあるときは、あらかじめ出動準備の要請を行うものとする。
- (2) 県（本部事務局又は防災局）は、災害の状況等により、海上保安庁との情報共有及び救援協力に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、連絡要員の派遣を依頼する。（県災害対策本部又は県防災局へ）

4 救援協力の要請手続き

- (1) 県（本部事務局又は防災局）は、災害救援活動において海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合、次の事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、文書による要請をするいとまがない場合は、電話等で口頭による要請を行い、後刻速やかに文書を提出するものとする。
 - ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
 - イ 救援活動を必要とする期間
 - ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
 - エ 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項
- (2) 要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

機関名	所在地	NTT回線	地上系無線
		電話番号/ファクシミリ	電話番号/ファクシミリ
第八管区海上保安本部 （警備救難部）	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100	-----
		0773-78-2375	-----
境海上保安部 （警備救難課）	鳥取県境港市昭和町9-1	0859-42-2531	17-5200-37880
		0859-42-2531	-----

5 救援協力の内容

- (1) 応援要請の範囲は、概ね次のとおりである。
 - ア 海上、港湾、河口付近における救急救命、被災者の搜索
 - イ 救援に関する輸送（航空機、船艇）
 - (ア) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資の緊急輸送
 - (イ) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資の緊急輸送
 - (ウ) 県、市町村、ライフライン機関等の災害応急対策要員等の緊急輸送
 - (エ) 負傷者等の後方医療機関への搬送
 - (オ) 緊急輸送に必要な施設等の復旧等に必要な人員及び物資の輸送
 - (カ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資の輸送
 - (キ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - (ク) 輸送施設の応急復旧等に必要な物資の輸送
 - (ケ) 災害復旧に必要な人員及び物資の輸送
 - ウ 陸上におけるヘリを活用した搜索、輸送等の活動
 - エ 巡視船艇を活用した沿岸部の消火活動
- (2) 海上保安庁は、陸上における救助・救急活動等についても海上における災害応急対策業務の実施に支障がない範囲で支援を行うものとする。

6 海上保安庁の指揮組織の活用

知事は、県災害対策本部に海上保安庁の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

7 受入体制

知事は、救援協力が決定したときは、以下のとおり受入体制を整備する。

- (1) 必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。
- (2) 関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。
- (3) 必要に応じて関係部課職員を派遣して、県、海上保安庁及び応援を受ける関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。

8 負担区分

海上保安庁の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び海上保安庁が協議して、その都度決定し協定するものとする。

9 応援の終了

海上保安庁は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において応援の必要がなくなると認める場合は応援を終了し、撤収するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 海上保安庁の救援協力の要請に係る知事への要求
- 2 海上保安庁の救援協力の受入時の受入体制の整備

第7章 自衛隊の災害派遣要請

（自衛隊、県防災局）

第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、自衛隊の災害派遣を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

- (1) 知事
- (2) 海上保安庁長官、管区海上保安本部長
- (3) 市町村長が応急措置を行う必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請を要求することができる。（市町村長が直接自衛隊に通知を行う場合については後述）

2 災害派遣の要請基準

- (1) 災害に際して災害応急対策の実施がそれぞれの市町村長において不可能又は困難であり、当該市町村等が部隊等の派遣要請を知事に申請した場合において知事が必要と認めるとき、又は知事が自らの判断において部隊等の派遣を必要と認めるときは、知事は部隊等の派遣を要請するものとする。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。

- (2) 自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、(1)の要請を待ついとまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣することができる。

3 救援協力の要請準備体制

県（防災局）は、災害の状況等により、自衛隊との情報共有及び部隊等の派遣に関し、連絡調整を密にする必要があるときは、自衛隊連絡幹部の県災害対策本部又は県防災局への派遣を依頼する。

4 災害派遣の要請手続き

- (1) 市町村長は、部隊等の派遣を必要とするときは、部隊等の災害派遣要請申請書（様式は資料編のとおり）に次の事項を記載し、知事に部隊等の派遣要請を要求するものとする。ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出する。この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めよう努めるものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項

- (2) 市町村は、(1)の要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、市町村はその通知をした時は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

- (3) 知事は、市町村から(1)の要求を受けたときは、直ちにその適否を決定し、陸上自衛隊第8普通科連隊長等に対して派遣要請を行う。この際、要請事項が未定の場合であっても時機を失することなく要請するよう努めるとともに、市町村の申請の要件不備を理由に差し戻すことなく自衛隊に要請するものとする。

- (4) 災害派遣要請の窓口は、県災害対策本部事務局又は防災局（危機管理チーム）とする。

- (5) 要請先（連絡窓口）については、下表のとおりである。

整理番号	機関名	所在地	NTT回線	地域衛星電話
			電話番号/ファクシミリ	電話番号/ファクシミリ
1	陸上自衛隊第8普通科連隊 （第3科）	鳥取県米子市両三柳26 03	0859-29-2161 内線235（当直302）	17-5600-11 17-5600-12（当直） 17-5600-19
2	海上自衛隊舞鶴地方総監部 （防衛部第3幕僚室）	京都府舞鶴市字余部下 1190	0773-62-2250/0773-64-3609 内線2222又は2223	
3	航空自衛隊第3輸送航空隊 （防衛部運用班）	鳥取県境港市小篠津町 2258	0859-45-0211 内線231（当直225）	
4	自衛隊鳥取地方協力本部	鳥取市富安2丁目89- 4	電話 0857-23-2251 F A X 0857-23-2253	

（注意事項）

- ・派遣要請の連絡は、陸上自衛隊第8普通科連隊（第3科）に対して行うことで足る。
- ・整理番号4に対し、上記の連絡を依頼することができる。
- ・整理番号は、便宜上付したものである。

5 部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため市町村長等と緊密に連絡、協力して、支援に当たる。

(1) 災害派遣の3原則（公共性・緊急性・非代替性）

- ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- イ 差し迫った必要があること
- ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと

(2) 災害派遣の活動基準

- ア 部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。
- イ 部隊等は、緊急度の高い施設等の最小限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。
- ウ 部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

(3) 災害派遣の活動は、次のとおり。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、1張が6人用）や入浴支援を行った実績があるので留意すること。

（災害派遣時に実施する救援活動の一例）

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
避難者支援	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	（予防派遣）	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

6 自衛隊の指揮組織の活用

知事は、県災害対策本部に自衛隊の指揮組織を連携させ、組織的な救援活動を行う。

7 部隊等の受入れ措置

- (1) 県は、「自衛隊受援計画」に基づき、部隊等の受入れを行う。
- (2) 知事は、部隊等の災害派遣が決定したときは、以下の通り受入体制を整備する。
 - ア 派遣部隊の集結場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。
 - イ 関係市町村長等に通知し、受入体制の整備を依頼する。
 - ウ 必要に応じて関係部課職員を派遣して、県、部隊等及び派遣を受けた関係市町村長等相互間の連絡に当たらせる。

- (3) 部隊等の派遣を受け入れた市町村長等は、次の点に留意して、部隊等の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。
- ア 部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであること。
 - イ 部隊等の活動が速やかに開始できるよう、応急措置に必要な資機材等について準備しておくこと。
 - ウ 部隊等を受け入れた現地には、必ず責任者を派遣し、部隊等の現地指揮官と連絡協議させ、作業に支障を来さないよう努める。

8 負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、県、市町村等及び自衛隊が協議して、その都度決定し協定するものとする。

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、要請した県が負担するものとする。
- (2) 県が負担する経費は、以下のとおりである。
 - ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材等（自衛隊装備に係るものを除く）の購入費、借上料及び修繕費
 - イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
 - ウ 派遣部隊の救援活動に伴う光熱水料及び電話料等
- (3) 自衛隊が負担する経費は、以下のとおりである。
 - ア 派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費
 - イ 写真用消耗品費
 - ウ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

9 部隊等の撤収

- (1) 派遣された部隊等は、知事から撤収の要請があった場合、又は自らの判断において派遣の必要がなくなったと認める場合は撤収するものとする。
- (2) 市町村は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、撤収要請申請書（資料編のとおり）により、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。
- (3) 知事は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、3に準じ部隊等の撤収要請を陸上自衛隊第8普通科連隊長等に対して申請するものとする。

10 部隊等に関する報告

部隊等の派遣を受け入れた市町村長等（派遣要請を知事に申請した者、又は4(2)により部隊等の派遣を受け入れた場合にあつては、当該派遣の受入れをした市町村長）は、部隊等活動状況を逐次知事に報告するとともに、部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書（資料編のとおり）により知事に報告するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 自衛隊の災害派遣の要請手続き
 - (1) 知事への要請の要求
 - (2) 知事に対して要求ができない場合の自衛隊への通知及び自衛隊の連絡先
- 2 派遣部隊等の受入に関する事項
 - (1) 受入体制の整備
 - (2) 受入に当たっての留意事項
 - (3) 費用の負担区分
 - (4) 部隊等の撤収の要請
 - (5) 部隊等に関する報告

災害応急対策編（共通）

第5部

避難対策計画

第1章 避難の実施

（第八管区海上保安本部、自衛隊、市町村、県防災局、県国土整備部、県教育委員会、警察本部）

第1節 目的

この計画は、災害時において市町村長等が行う避難勧告等を的確に発出することにより、危険区域内の住民を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 避難勧告等の発出

1 実施責任者

- (1) 災害による避難勧告等は、それぞれの法律に基づき行うが、災害応急対策の第1次的責任者である市町村長を中心として相互に連携を取り、住民・滞在者の避難措置を実施するものとする。
- (2) なお、学校における児童・生徒の集団避難は、市町村長等の避難措置によるほか、市町村立学校においては、市町村教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の指示により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、市町村長・教育長の指示を待つことなく実施できる。

2 避難勧告等の類型

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 （要援護者 避難）情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

3 避難の勧告、指示等の実施責任者及び根拠法令

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
勧告	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立退き、立退き先の勧告（知事に報告）
指示	市町村長	災対法第60条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めるとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知事	災対法第60条	災害全般	上記の場合において市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、市町村長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を市町村長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第61条	災害全般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同上において市町村長が指示できないと認めるとき 2. 同上において市町村長から要求があったとき 	避難のための立退き、立退き先の指示（市町村長に通知）
	知事（その命を受けた 県職員、水防管理者）	水防法第29条	洪水、高潮	洪水、高潮のはん濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（水防管理者のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立退きを指示（当該区域を所轄する警察署長に通知）

区分	実施責任者	根拠法令	種類	措置する内容	措置内容
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、または危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	同上の場合において、警察官がその場にいらないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき	同上（公安委員会に報告）

4 災害時要援護者対策

市町村は、「避難支援プラン」に基づき、災害時要援護者の安否を確認し、避難支援を迅速・的確に実施する。

5 避難準備（要援護者避難）情報の発出

市町村は、避難が必要となるおそれがある場合は、要援護者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで要援護者及び支援者に対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施。

6 避難勧告等の発出

(1) 河川の氾濫等に係る避難勧告等の発出

ア 避難勧告等の発出

市町村は、河川の氾濫等について、水位等の情報に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ 発出の目安となる情報

発出等の目安となる水位情報等については、以下の国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位等によるものとするほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

国土交通省「川の防災情報」	インターネットURL	http://www.river.go.jp/
	携帯電話URL	http://i.river.go.jp/
国土交通省 市町村向け「川の防災情報」		http://city.river.go.jp/
鳥取県防災情報	インターネットURL	http://tottori.bosai.info/
	携帯電話URL	http://tottori.bosai.info/mobile/

ウ 避難勧告等発令の参考となる水位等（河川等の氾濫）

* 避難判断水位（特別警戒水位）は、一般的に避難に要する時間をおおよそ1時間として、既往の水位上昇量等を勘案し、はん濫危険水位（危険水位）に到達する1時間前の水位として設定している。

(ア) 洪水予報河川

水位の種類別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位（危険水位）	避難指示	はん濫危険情報（洪水警報）	出動・指示
避難判断水位（はん濫危険水位（危険水位）に達する一定時間前の水位）	避難勧告	はん濫警戒情報（洪水警報）	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	避難準備（要援護者避難）情報	はん濫注意情報（洪水注意報）	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	-	-	待機・準備

(イ) 水位周知河川（水位情報周知河川）

水位の種類別	発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
はん濫危険水位（危険水位）に相当する水位	避難指示	-	出動・指示
避難判断水位（特別警戒水位）	避難勧告	-	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	避難準備（要援護者避難）情報	-	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	-	-	待機・準備

(ウ) その他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川、内水等では、浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難勧告等の発出を判断するものとする。

気象状況等	発出の目安となる避難情報
近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い	避難準備（要援護者避難）情報
近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み	避難勧告
近隣で床上浸水、排水先の河川の水位が高くなり内水（河川に排水できずに氾濫した水）ポンプの運転停止や水門閉鎖	避難指示

エ 水位以外の状況

市町村長は、その他、水位以外の状況についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
堤防の決壊（破堤）につながるような漏水等の発見	避難勧告
堤防の決壊（破堤）・堤防の決壊（破堤）につながるような大量の漏水や亀裂等の発見など	避難指示

オ 発出の範囲

- (ア) 避難準備情報については、避難支援プランに定められた災害時要援護者及び災害時要援護者の支援者のほか、市町村が把握している災害時要援護者のうち浸水想定区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- (イ) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた水位等に応じた地域にある者
- (ウ) 避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあっては、破堤・溢水等により被害が及ぶおそれがある地域の浸水想定区域にある住家等のある地域にある者
- (エ) 発出に当たっては、浸水想定区域の住家に限らず集落・地域単位での発出を行う

(2) 土砂災害に係る避難勧告等の発出

ア 避難勧告等の発出

市町村は、土砂災害について、県土整備部と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ 発出の目安となる情報

発出の目安となる情報については、以下のホームページ等で提供している土砂災害警戒情報等によるものとするほか、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

鳥取県防災情報 インターネットURL http://tottori.bosai.info/ 携帯電話URL http://tottori.bosai.info/mobile/
--

ウ 大雨警報及び土砂災害警戒情報による判定の目安

大雨警報及び土砂災害警戒情報における市町村長の避難勧告等発出の目安は下表のとおりである。

また、避難勧告等の解除に当たっては、大雨警報の土砂災害・洪水・浸水のピーク時間を参考として、現地の安全性を確認の上、解除する。

なお、土砂災害警戒情報は、比較的規模の大きい土砂災害の発生のおそれを示すものであり、発表前もしくは解除後であっても土砂災害が発生するおそれがあることを、情報利用者は十分認識する必要がある。

区分	スネーク曲線	発出の目安となる避難情報
(大雨警報)	-	(避難準備情報)
土砂災害警戒情報	レベル1 2時間後にCLに達すると予測された場合	避難勧告
	レベル2 1時間後にCLに達すると予測された場合	避難指示
	レベル3 実況でCLに達し、災害が多発するおそれが高いと認めた場合	(避難完了)

スネーク曲線：土砂災害警戒判定図における実況雨量及び1、2時間先予測雨量の推移の線

CL(Critical Line)：土砂災害警戒判定図における土砂災害警戒情報の基準となる土砂災害発生危険基準線

エ 警戒情報以外の状況

市町村長は、その他、警戒情報以外の状況についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁りはじめた、量が変化）の発見	避難準備（要援護者避難）情報
近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見	避難勧告
近隣で土砂災害が発生、近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見	避難指示

オ 発出の範囲

- (ア) 避難準備情報については、避難支援プランに定められた災害時要援護者及び災害時要援護者の支援者のほか、市町村が把握している災害時要援護者のうち土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- (イ) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者
- (ウ) 避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあつては、土砂災害危険度情報のメッシュ図とその周辺内の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者
- (エ) 土砂災害の前兆現象を発見した場合にあつては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者
- (オ) 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、山崖側にある周辺の住家等を含めて発出を行う

(3) 高潮災害に係る避難勧告等の参考情報

ア 避難勧告等の発出

市町村は、高潮災害について、気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ 避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体的発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
高潮警報・注意報	高潮に警戒すべき時間帯、ピーク時の最大水位とその時刻
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

ウ その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高潮時の危険箇所	海岸付近の低地、湾奥部、V字谷等、急峻な海底地形、河口部（高潮と洪水の両方の危険性）
高潮の危険性がある時	台風の接近・上陸時、満潮時刻及び満潮時刻の前後数時間

エ 発出の範囲

- (ア) 避難準備情報については、避難支援プランに定められた災害時要援護者及び災害時要援護者の支援者のほか、市町村が把握している災害時要援護者のうち高潮により浸水するおそれのある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- (イ) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた高潮により浸水するおそれのある地域にある者
- (ウ) 避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあつては、高潮により浸水するおそれのある地域にある者
- (エ) 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う

(4) 高波災害に係る避難勧告等の参考情報

ア 避難勧告等の発出

市町村は、高浪災害について、気象庁が発表する気象注意報及び警報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ 避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高浪に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体的発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される情報
波浪警報・注意報	波浪に警戒すべき時間帯、最大波高
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

ウ その他参考情報

市町村長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難勧告等の発出を判断するものとする。

区分	項目
高波時の危険箇所	過去に高浪による被害が生じた箇所、海岸沿いに施設が設置されている箇所、弱堤箇所（土地利用上、地質上）堤標高箇所

エ 発出の範囲

- (ア) 避難準備情報については、避難支援プランに定められた災害時要援護者及び災害時要援護者の支援者のほか、市町村が把握している災害時要援護者のうち高波により被害がある地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- (イ) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた高波により被害がある地域にある者
- (ウ) 避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあつては、高波により被害がある地域にある者
- (エ) 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う
- (5) 津波に係る避難勧告等の参考情報

ア 避難勧告等の発出

市町村は、高浪災害について、気象庁が発表する津波警報・注意報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

イ 避難勧告等の判断の基準となる情報

気象庁が発表する津波警報・注意報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、市町村は、具体的発出に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況を総合的に考慮して発出するものとする。

区分	発表される津波の高さ	発出の目安となる避難情報	沿岸住民に必要な行動
津波警報	大津波	10m以上、8m、6m、4m、3m	避難指示
	津波	1m、2m	避難勧告又は指示
津波注意報	0.5m	(注意)	

ウ その他参考情報

市町村長は、大規模な地震等が発生した場合で、故障・断線等により津波警報・注意報等の情報の発令が不明な場合は、津波警報・注意報の発令を待たずして避難勧告等の発出を判断するものとする。

エ 発出の範囲

- (ア) 避難準備情報については、避難支援プランに定められた災害時要援護者及び災害時要援護者の支援者のほか、市町村が把握している災害時要援護者のうち津波により被害が及ぶ地域にあるため早急の避難準備が必要な者
- (イ) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた津波浸水区域図等の津波により被害がある地域にある者
- (ウ) 避難勧告等の発出基準等を定めていない場合にあつては、津波浸水区域図等の津波により被害があるおそれのある地域にある者
- (エ) 発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発出を行う
- (6) その他避難勧告等の参考情報

ア 避難勧告等の発出

(ア) 市町村は、その他気象庁が発表する気象注意報・警報及び気象情報等並びに住民等からの異常情報の通報を参考として、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発出するものとする。

(イ) 特に、記録的短時間大雨情報については、数年に一度しか現れないような雨量が観測されたときであり、重大な災害に結びつく場合が多いことから、発表のあった地域内及び地域に隣接する市町村は、より一層の警戒に努めるよう、体制を強化するものとする。

イ 避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁等が発表する気象注意報・警報及び気象情報等の概要については、第3部第1章「気象情報の伝達」を参照。

7 避難勧告等発出時の県への報告

- (1) 避難勧告等を発令した市町村は、災害対策基本法第60条第3項の規定に基づき、速やかに県（防災チーム）に報告するものとする。
- (2) 県は避難勧告等が発令されたときは、県のホームページ等により、住民に避難情報を広報するものとする。

8 避難勧告等の伝達

(1) 市町村の避難勧告等の伝達

ア 市町村は、避難勧告等を発出したときは、あらかじめ定めた方法により住民へ情報伝達を行う。伝達方法を定めていない場合にあつては、早急に手段を確立し、あらゆる手段を用いて情報伝達に努めるものとする。

イ 避難勧告等の伝達に当たっては、確実な情報伝達及び避難行動につなげるため、必要に応じて職員や消防団の訪問等による口頭伝達を行うものとする。

ウ 保育所、幼稚園、福祉施設、医療機関等の早期に避難の準備が必要な施設に対しては、早期の情報伝達に努めるものとする。

エ また、大規模事業所、私立学校、国立学校等の多くの人間が集まる施設が区域内にある場合は、当該施設等への伝達についても留意すること。

(2) 放送機関への避難勧告等発出情報の伝達

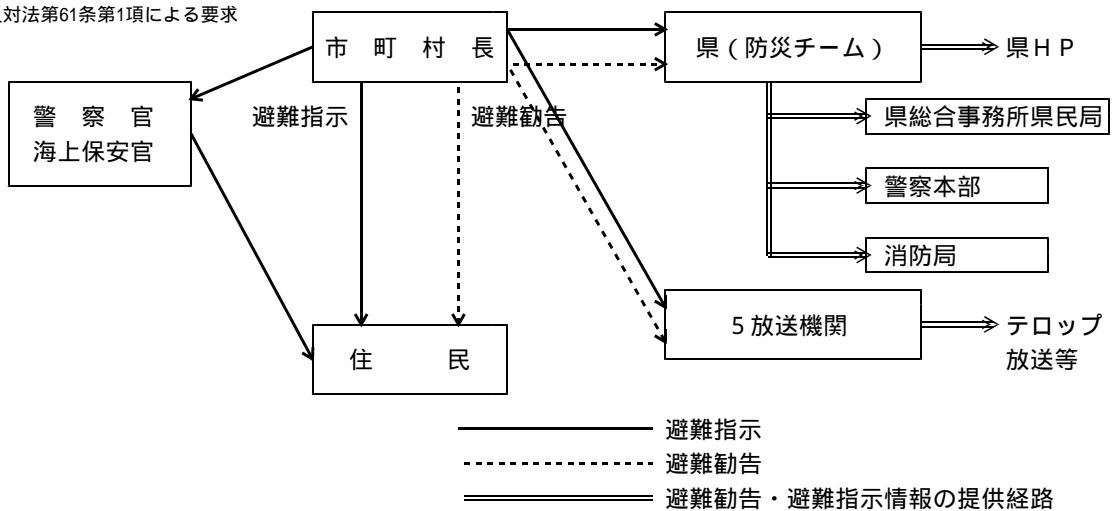
避難勧告等を発出した市町村は、5放送機関(NHK鳥取・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビ・エフエム山陰)等との申し合わせに基づき、市町村は当該情報を5放送機関及び県防災局に直接ファクシミリ送信することにより、各放送機関にはテロップ放送やアナウンスにより、県防災局には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう依頼するものとする。

(3) 放送機関による避難勧告等の放送

避難勧告等の発出情報の伝達を受けた放送機関は、テロップ放送やアナウンスにより、住民に避難情報を伝達するよう努めるものとする。

避難勧告等の伝達フロー

災対法第61条第1項による要求



9 避難勧告等の発令・伝達に当たっての留意事項

(1) 避難勧告等の発令

ア 市町村長は、あらかじめ作成した基準に基づき、避難勧告等を発令する。

イ 基準を定めていない又は基準に達しない場合にあっても、気象等の状況を勘案し、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難勧告等を発出する。

(2) 夜間の避難

夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発出に努めるものとする。

(3) ダム・ため池に係る避難勧告等の発出等

市町村は、災害の発生が予測されるときにダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について危害防止のために必要があるときは、住民に対して注意喚起や、避難勧告等を行う。

(4) 立入制限等の措置

避難勧告等や、その他立入制限措置等の一覧は、次のとおりである。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限 退去命令	市町村長	災対法 第63条第1項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法 第63条第2項	災害全般	上記の場合において 1 市町村長又は委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき 2 市町村長が要求したとき	同上(市町村長に通知)
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法 第63条第3項	災害全般	市町村長その他災対法第63条第1項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上(市町村長に通知)
	水防団長 水防団員	水防法 第21条第1項	洪水、高潮	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの

	消防機関に 属する者				退去命令
	警察官	水防法 第21条第2項	洪水、高潮	上記の場合において水防団長が現場 にいないとき、又は水防団長等の要 求があったとき	同上

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
出入制限 退去命令	消防吏員 消防団員	消防法 第28条第1項	火災	火災について消防警戒区域を設定し たとき	区域への出入禁止、 制限又は区域からの 退去命令
	警察官	消防法 第28条第2項	火災	上記の場合において、消防吏員等が 現場にいないとき、又は消防吏員等 の要求があったとき	同上
出入制限 退去命令 火気使用禁 止	消防長又は 消防署長	消防法 第23条の2第 1項	ガス、火薬 危険物の漏 えい飛散、 流出	火災の発生のおそれ、かつ発生した 場合に人命又は財産に対する被害を 防止するため、火災警戒区域を設定 したとき	区域への出入禁止、 制限又は区域内から の退去命令及び区域 内の火気使用禁止
	警察署長	消防法 第23条の2第 2項	ガス、火薬 危険物の漏 えい飛散、 流出	同上の場合において、消防吏員等 が現場にいないとき、又は消防吏員 等の要求があったとき	同上

10 住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された避難場所への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された避難場所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に退避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、市町村から住民に対してあらかじめ十分に周知を図るものとする。

- (1) 道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。
- (2) 切迫した状況下では、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

第3節 避難誘導

1 避難者誘導方法

- (1) 避難のための立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、自力での避難、立退きが不可能な場合においては、市町村において車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行うものとする。
- (2) また、自力での避難が困難な災害時要援護者については、市町村においてあらかじめ定めた責任者が、あらかじめ定めた方法によりそれぞれ避難させるものとする。
- (3) 避難場所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。
- (4) 避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。
- (5) 被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市町村において処置できないときは、市町村長は、知事に避難者移送の要請をするものとする。
- (6) 知事は(5)の要請を受けたときは、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請等を行う等により輸送手段を確保し、陸上、水上輸送及び空輸により避難させるものとする。

2 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難の順位は高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、子ども、病人等を先に行い、次いで、一般青壮年女子、一般青壮年男子の順で避難するものとする。
- (2) 災害の種類別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するように努めるものとする。
- (3) 携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。
- (4) 自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

第4節 児童・生徒等の集団避難

1 避難実施の基準

- (1) 教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。
- (2) 避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。

2 実施要領

- (1) 教育長は、安全性や状況を勘案して、市町村長等の指示によらずして、できるだけ早期に児童、生徒及び教職員の避難を実施するものとする。
 - ・ 県教育長 …… 県立学校、特別支援学校の学校長に指示
 - ・ 市町村教育長 …… 小中学校の学校長に指示
- (2) 教育長は、避難の指示等の際し、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険のせまっている学校から順次指示するものとする。
- (3) 児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行うものとする。
- (4) 学校長は、非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点（駅など）に教職員を派遣し、安全を確保する。
- (5) 学校長は、避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。
- (6) 学校長は、集団避難が必要なときは、市町村等と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、市町村は、児童生徒が帰宅困難な場合に学校や避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。
- (7) 市町村は、夜間・休日等に地震が発生したときは、発生した地震の程度に応じて、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

3 留意すべき事項

- (1) 学校長は、災害が発生する恐れのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。
 - ア 予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握。
 - イ 必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる。
 - (ア) 「教育関係機関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告。
 - (イ) 措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡。
 - (ウ) 児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める。

なお、対応困難時は市町村等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする。
 - (エ) 登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す。

4 県立学校・私立学校等の避難措置

- (1) 県立学校の避難措置
 - ア 県立学校においても、上記に準じ避難措置を行う。
 - イ 県（教育委員会）は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要となる情報及び避難勧告等についての情報伝達を行う。
- (2) 私立学校、国立学校等の避難措置
 - ア 私立学校及び国立学校においても、上記に準じ避難措置を行うものとする。
 - イ 県（企画部）は、災害発生のおそれがある場合、避難に必要となる情報及び避難勧告等についての情報伝達を行う。

5 保育所の避難措置

- (1) 保育所については早期の避難準備が必要となることから、市町村は通常の避難勧告等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。
- (2) また、災害の発生が予期される場合には、早い段階での園児の保護者への引き渡しについて、保育園に指示するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 避難勧告等の発出

- (1) 災害の種類に応じた避難勧告等の発出の基準又は参考情報（河川の氾濫等、土砂災害、高潮災害、高浪災害、津波、その他（記録的短時間大雨情報等））
- (2) 避難勧告等発出時の県への報告

2 避難勧告等の伝達

- (1) 住民等への伝達
- (2) 放送機関への避難勧告等発出情報の伝達
- 3 避難誘導
 - (1) 避難者の誘導方法
 - (2) 知事への要請
- 4 児童・生徒等の集団避難
 - (1) 児童・生徒の集団避難計画及び各学校の避難計画の作成
 - (2) 教育長による早期の避難の実施
 - (3) 夜間・休日等の災害発生時の児童・生徒の安否確認及び県教育委員会への報告
- 5 保育所の避難措置

第2章 避難所の設置運営

（市町村、県教育委員会、県有施設を所管する各部局）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し住家被害の発生及び危険回避のため、住民の避難が必要になった場合において、避難所を適切に開設及び運営することを目的とする。

第2節 避難所の開設

避難所は以下により開設し、避難者の収容を行うものとする。

なお、事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが適切でなく、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難することが適当な場合があることに留意すること。

1 避難所の選定

- (1) 発生した災害の種類に応じて、適切な避難所を順次決定する。
 - ア あらかじめ指定等された避難所を優先
 - イ 地震災害時は、余震等による危険性がないかどうか応急危険度判定を実施
 - ウ 風水害については、浸水想定区域や堤防決壊等の状況及び土砂災害の危険性等を勘案し、必要に応じてあらかじめ指定した避難所以外の避難所を選定
- (2) 適当な避難場所が確保できない場合、自衛隊等に応援を求め天幕設置を行うなど、仮収容施設を確保すると共に、その他の施設を確保して避難所を開設する。
- (3) 災害救助法適用の場合、以下の項目に留意して避難所を確保する。
 - ア 災害救助法による避難所は、原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を利用することとされているが、これらの施設で適当な施設が確保できない場合、その他の既存の施設を利用（公の施設については原則無償借り上げ）
 - イ 民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置することも可能（緊急やむを得ない切迫した事情がある場合を除き、県（福祉保健部）は厚生労働省と連絡調整を図って実施）
 - ウ 既存の建物を確保できない場合、野外に応急仮設建築物の設置又はテント等の設置が可能
 - エ 開設期間が7日間を超えると予想される場合、県（福祉保健部）は厚生労働省と協議

2 避難所の開設

- (1) 市町村は、避難勧告等を出したとき並びに災害発生又は災害発生のおそれにより自主避難者があるときは、必要に応じて避難所を開設し、避難者を収容保護するものとする。
- (2) 市町村は、夜間等に施錠されている施設を避難所として使用するときは、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに避難所の開設を行う。
- (3) 市町村は、避難所を設置したときは、県（本部事務局又は防災局）に直ちに次の事項を報告するものとする。
 - ア 避難所開設の日時及び場所
 - イ 避難所開設数及び収容人員
 - ウ 開設期間の見込み

3 避難所の運営

市町村は、あらかじめ市町村が定めた避難所機能・運営基準等に基づき、以下の事項に留意して避難所を運営するものとする。

- (1) 避難所の開設に当たっては、2泊以上の宿泊を伴う等長期にわたる避難が予測される場合は、避難者1人当たり建物面積として6㎡（うち有効建物面積3㎡程度）の確保を目安とする。短期避難の場合であっても、最低でも避難者1人当たり1.65㎡のスペースの確保を目安とする。（要介助者については、介助スペースを考慮して、広くスペースを確保）
- (2) 市町村は、自主防災組織（地域住民等）の協力を得て避難所を運営する。（あらかじめ運営組織及び役割分担が定められている場合、当該分担に従い当該運営組織による運営を支援する。）
- (3) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市町村職員を配置する。その際、乳幼児や老人等の災害時要援護者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、男女共同による避難所運営ができるよう配慮するものとする。
- (4) 必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置する。
- (5) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市町村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (6) 避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、災害時要援護者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

4 災害時要援護者対策

市町村は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成19年2月鳥取県災害対策研究会策定）等に基づき、災害時要援護者の避難生活の支援を的確に実施する。

- (1) 避難先での対策

市町村は、避難所において、次の事項について十分配慮。

- ア 災害時要援護者用窓口の設置
- イ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等
- ウ 要援護者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）
- エ 避難所等における要援護者の把握と要望調査
- オ 避難所のバリアフリー化への配慮
- カ おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮
- キ 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮
- ク 手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援
- (2) その他災害時に配慮すべき事項
 - ア 巡回健康相談や栄養指導等の重点実施
 - イ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
 - ウ 仮設住宅の優先的入居
 - エ 仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認
 - オ ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援
 - カ 福祉相談窓口の設置
 - キ 風邪等の感染症対策
 - ク 避難所に要援護者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討）
 - ケ 学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討
 - コ 介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応

5 所要物資の確保

- (1) 避難所開設及び収容保護のための所要物資は、当該市町村長において確保するものとする。
- (2) ただし、現地において確保できないときは、市町村長は物資の確保について知事に要請するものとする。
- (3) 県（本部事務局又は防災局）は、これを確保の上、避難所に輸送するものとする。

第3節 避難所外等での避難生活者への対応

- 1 市町村は、避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとする。
- 2 また、車内生活等送っている者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群の恐れがあるため、予防用リーフレット等を配布するなどして、早急に避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。
- 3 対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 避難所の開設及び開設時の県への報告
- 2 避難所の運営
- 3 所要物資の確保及び県への要請
- 4 避難所外等における避難生活者への対応

第3章 孤立発生時の応急対策

（県防災局、県土整備部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

第2節 孤立状況の把握

1 交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、県（防災局、県土整備部、総合事務所）及び市町村は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

- (1) 道路の崩壊
- (2) 道路への土砂崩れや雪崩の流入
- (3) 大雨、大雪に伴う事前通行止め 等

2 通信設備の状況の把握

県（防災局、県土整備部、総合事務所）及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。（電話、携帯電話、防災行政無線等）

3 電気、水道等ライフラインの状況の把握

県（防災局、県土整備部、総合事務所）及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。（電気、水道、食糧の有無等）

4 孤立集落に所在する者の状況把握

県（防災局、県土整備部、総合事務所）及び市町村は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。（傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無 等）

5 孤立状況の共有

- (1) 市町村は、孤立集落の発生について把握した場合、県総合事務所（県民局又は県土整備局）に報告するものとする。
- (2) 県土整備部又は県総合事務所（県民局）は、孤立集落発生について把握した場合、県本部事務局（本部未設置の場合は防災局）に孤立集落の状況を報告すると共に、関係機関（警察本部、消防局、自衛隊等）との情報の共有に努める。

第3節 物理的な孤立の解消

1 交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

2 代替交通の確保

孤立が発生した場合、県（防災局、県土整備部、総合事務所）及び市町村は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

3 物資の供給

県（防災局、県土整備部、総合事務所）及び市町村は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

4 帰宅困難者の支援

県（防災局、県土整備部、総合事務所）及び市町村は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

5 ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、市町村、消防局及び県（防災局）は、ヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び実施を行う。

第4節 情報孤立の解消

県及び市町村は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

- 1 災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、市町村は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。
- 2 集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、市町村、県（防災局、県土整備部、総合事務所）等は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 孤立状況の把握及び共有
- 2 市町村管理道に係る交通の復旧
- 3 代替交通の確保
- 4 物資の供給
- 5 帰宅困難者の支援
- 6 ヘリコプターによる緊急輸送の要請
- 7 衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の災害に強い通信設備の配備又は配備の要請

災害応急対策編（共通）

第6部

医療救助計画

第1章 医療（助産）救護の実施

（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県防災局、県福祉保健部、県病院局、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、災害により、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、県、市町村その他関係機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

第2節 医療機関の機能の確保

県は、災害時における医療機関の機能を確保するため、水道、電気、ガス等の関係事業者に対し、医療機関のラインの確保又は早期復旧のための協力を要請する。

第3節 医療救護活動

県内の災害発生時における医療救護活動を、医療関係機関で相互に連携して、次のとおり実施する。

なお、医療救護に準じて助産の救護を行う。

1 県

県は、「災害時の医療救護マニュアル」に基づき、迅速な救護活動を行う。

（医療救護活動のための県の組織等とその活動概要）

組織等	実施する医療救護活動等
医療救護本部	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関からの情報収集や、関係機関との連絡調整業務。 現地医療救護センターに対する指導、助言、支援等。 他県等に対する応援要請及び調整。 収集した情報を整理し、県本部（防災局）へ報告。
現地医療救護センター	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関、医師会、市町村等の現地関係機関との連絡調整 現地関係機関からの情報収集及び情報の集中管理。 収集した情報を整理し、医療救護本部及び県災害対策地方支部へ報告。 救護班、保健師の派遣及び、救護班の配置先の決定。 関係機関に対する医療救護班の派遣要請。
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> 要請を受け、県立病院から派遣。 災害現場又は救護所での初期治療及び、必要と認めたときはトリアージの実施。
保健師	<ul style="list-style-type: none"> 要請を受け、被災していない保健所から派遣。救護班等に加わって活動。

（1）医療救護本部・現地医療救護センターの設置

県（福祉保健部）は、次に掲げる場合、医療救護活動の必要性について情報収集を行い、必要に応じて本庁に医療救護本部、保健所に現地医療救護センターを設置するものとする。（設置者：県福祉保健部長）

ア 県災害対策本部が設置されたとき

イ 県災害対策本部は設置されていないが、医療救護活動が必要となるおそれがあるとき

（2）現地医療救護センターによる医療救護班・保健師の派遣

ア 次に掲げる場合、医療救護班と保健師を現場での初期治療及びトリアージ等を行うため、災害現場等に派遣するものとする。

なお、被災市町村からの派遣要請があった時点で医療救護本部等が設置されていない場合は、県福祉保健部は速やかに当該組織を設置するものとする。

（ア）被害状況や患者の収容状況等を勘案の上、派遣が必要と認められるとき

（イ）被災市町村から要請があったとき

イ 県による医療救護班等の派遣では十分な対応ができないと認められる場合は、関係機関に医療救護班の派遣要請をする。

ウ 県内の医療機関で対応できない規模（医療機関の受入体制、傷病の程度によって適宜判断する。）の傷病者が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、医療救護本部に対し、他県等からの応援要請を行うよう求める。

エ 現地医療救護センターで十分な対応ができない場合は、医療救護本部へ支援を要請する。

（3）医療救護本部による応援要請

ア 医療救護本部は、次に掲げる場合、他県等に対して医療救護班の派遣等についての応援要請を行う。

（ア）現地医療救護センターから他県等への応援要請を求められたとき

（イ）他県等への応援要請が必要と自ら判断したとき

イ 医療救護本部は、他県等から派遣された医療救護班が所属する現地医療救護センターを決定する。

2 被災市町村

- (1) 被災市町村は、あらかじめ指定した施設等（学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、自治体病院より医療救護班を派遣する。
- (2) 被災市町村は、災害の程度により必要と認めるときは、県（現地医療救護センター）及び地区医師会に対し医療救護活動につき協力要請を行う。
- (3) 被災市町村は、救護所における初期治療では対応しきれない中等傷患者及び重傷患者を、後方医療機関へ搬送する。

3 関係機関、被災していない市町村

関係機関名	実施する医療救護活動の内容
被災していない市町村	・県、被災市町村の要請に基づき、自治体病院等の医療救護班、保健師を派遣。
独立行政法人国立病院機構	・県の要請に基づき、医療救護班を派遣。 ・県が要請を行う際の連絡調整窓口は、中国四国厚生局である。
日赤鳥取県支部	・県の要請に基づき、赤十字病院より救護班を派遣。（医薬品調達は別掲） ・傷病者の規模等に応じ、近隣県の日赤支部、日赤本社へ応援要請。
県医師会	・県の要請に基づき、医療救護班を派遣。
地区医師会	・市町村の要請に基づき、医療救護班を派遣。
国立大学法人鳥取大学	・県の要請に基づき、医学部附属病院より医療救護班（DMAT含む）を派遣。
自治体病院・公的病院	・県の要請に基づき、医療救護班（DMAT含む）を派遣。
県歯科医師会	・県の要請に基づき、医療救護班を派遣。
県薬剤師会	・県の要請に基づき、薬剤師を派遣。（医薬品調達は別掲）
県看護協会	・県、医師会の要請に基づき、災害支援ナースを派遣。
公立豊岡病院	・県の要請に基づき、ドクターヘリを派遣する。（ドクターヘリ運航要領による）

4 自治医科大学医療チームの派遣

学校法人自治医科大学による自治医科大学医療チーム（医師、看護師、事務職員等から構成する5名程度）の医療支援については以下のとおり。

- (1) 要請は、県（福祉保健部）が行う。
- (2) 派遣の対象となる災害は、地震その他自然災害に起因するものとする。
- (3) 派遣要請に当たっては、自治医科大学地域医療推進課（電話0285-58-7053）に連絡を行い、派遣場所を指定するとともに、被災状況等を提供するものとする。
- (4) マスコミ報道等により甚大な被害が発生していることが明白であって、医療チームの派遣要請がない場合には、自治医科大学から県に対して派遣の必要性について連絡がなされる。
- (5) 当該支援は自治医科大学を卒業した医師の支援も兼ね、当該医師から派遣要請を行うこともできるが、その際には県を経由して派遣要請する必要がある。
- (6) 医療の範囲は初期救急とし、派遣期間は5日程度を基本とする。

第4節 医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、県・市町村・各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での初期治療やトリアージを実施する。

1 医療救護班の業務内容

- (1) 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- (2) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (3) 薬剤、又は治療材料の支給
- (4) 看護
- (5) 後方医療機関への患者の収容

2 医療救護班の構成基準

標準的な医療救護班の構成は、次の職種とし、1班あたり、概ね次の人数以上を確保するものとする。

医師（1人） 看護師（2～3人） 保健師（1人） その他（1人）

第5節 医薬品等の確保

1 県

ア 医療救護本部は、医薬品等の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。

イ 現地医療救護センターは、被災市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき、各圏域の病院に県が備蓄している医薬品等を供給し、又は取扱業者に発注し調達補給する。

ウ 現地医療救護センターは、医療機関の医薬品等の在庫及び必要量を把握し、多数の医療機関において医薬品等の不足が生じた場合は、必要に応じて取扱業者に発注を行い、医薬品等の確保を支援する。

エ 被災地におけるインフルエンザ対策として、ワクチンが不足するおそれがある場合には、国（厚生労働省）に対し、被災地用ワクチンの融通を要請する。

2 日赤鳥取県支部

ア 日赤鳥取県支部は、鳥取赤十字病院に必要な医薬品等の備蓄を図るとともに、取扱業者に発注し、調達補給する。

イ 日赤鳥取県支部は、自ら調達できる医薬品等では十分な対応ができないと判断したときは、速やかに隣接県日赤支部又は日赤本社に要請し調達する。

3 県薬剤師会

医薬品等の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 救護所の設置
- 2 自治体病院の医療救護班及び保健師の派遣
- 3 県及び地区医師会に対する医療救護活動の協力要請
- 4 中等傷患者及び重傷患者の後方医療機関への搬送

第2章 搬送の実施

（日本赤十字社、県防災局、県福祉保健部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時の傷病者の搬送及びその調整等について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、消防局が実施する。
- 2 消防局の救急車が確保できない場合は、県、市町村で確保した車両又は県消防防災ヘリにより、搬送する。

第3節 搬送先の決定

- 1 現地医療救護センターは、地域の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力して調整を図るものとする。
- 2 特に、脳外科等、搬送先が限られる傷病については、病院の受入可能人数が極めて少ないことが想定されるため、早期に県外の病院に受入要請を行う等、搬送先の確保に十分留意すること。
- 3 また、重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、同様に搬送先の確保に留意すること。
- 4 医療救護対策本部は、県内病院の空床状況等の把握に努め、現地医療救護センターの支援を行う。また、災害が広域にわたる場合には、医療救護対策本部が県外病院の受入れ状況の把握に努め、搬送先の調整を図るものとする。

第4節 搬送の要請

- 1 県（災害対策本部）は、消防局等と連絡調整を行い、下記に例示する場合は、必要に応じて自衛隊、第八管区海上保安本部等の出動を要請し、ヘリコプター、船舶等を活用して搬送を行う。
 - （1）道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合
 - （2）傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合
 - （3）病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合
 - （4）傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合
- 2 重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。

第5節 消防局の救急隊の役割

医療救護班や医師等の到着に先立ち現場への到着が見込まれる消防局の救急隊（救急救命士）は、災害の規模や傷病者の状況、傷病者搬送との優先度等を勘案しつつ、救護班が到着するまでの間の応急的な措置として、必要かつ可能な範囲で現場での救命措置や、初期のトリアージを実施するものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 消防局の救急車が確保できない際の搬送車両の確保

第3章 搜索、遺体処理及び埋葬

（県生活環境部、消防局、警察本部、第八管区海上保安本部、日赤鳥取県支部）

第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を行うことを目的とする。

第2節 行方不明者の搜索

1 実施機関

- (1) 行方不明者の搜索は市町村のほか警察本部、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関が連携し行う。
- (2) 災害救助法が適用され、特に必要があると認めるとき、県（福祉保健部）は、その救助の全部又は一部を実施する。

2 実施の方法

- (1) 実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。
- (2) 災害救助法の適用がある場合における実施の基準は、次のとおり。
 - ア 搜索は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して行うものとする。
 - イ 搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県（福祉保健部）は国（厚生労働省）に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。
 - ウ 搜索のために支出する費用の範囲は、船艇その他搜索のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とする。
- (3) 特に初動時においては、救急救助活動と重複した活動となることが予想されるため、相互に連携を図りながら活動する必要がある。

第3節 遺体の処理

1 実施機関

- (1) 遺体の検視は警察本部が行う。
- (2) 遺体検視後の処理は市町村が行う。
- (3) 県（福祉保健部）は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、市町村が行う救助の全部又は一部を実施する。
- (4) 海上で遺体が揚収された場合には海上保安庁が検視を行う。

2 遺体の処理の内容

- (1) 検視及び身元不明遺体の確認等
警察本部は、遺体の検視、身元不明遺体の確認等のため、次の活動を行う。
 - ア 検視体制の確保
 - (ア) 死者数及び遺体の状況等を迅速的確に把握し、検視対象数に相応する規模の検視隊を編成する。
 - (イ) 検視要員の不足が見込まれるときは、他府県警察への応援要請を検討する。
 - (ウ) 検視対象数に相応する必要な資機材の迅速な調達を図る。
 - (エ) 遺体収容用の毛布、線香が不足する場合は市町村を通じて調達を図ることとするが、それでも調達困難な場合は県災害対策本部に要請する。
 - (オ) 検案医師及び看護師の派遣要請
 - a 警察本部は、検視対象数及び遺体の損傷程度に応じた必要な医師及び看護師数を的確に判断し、速やかに県医師会、県歯科医師会、県（本部事務局又は防災局）を通じて検案医師及び看護師の派遣要請を行う。
 - b 必要により他府県警察からの検案医師等の応援要請を行う。
 - (カ) 多数遺体収容場所の確保
死者が多数に及ぶ場合には、警察施設における検視及び遺体収容が困難となるため、速やかに県（本部事務局又は防災局）又は市町村を通じて、体育館等の公共施設、寺院等の確保を依頼する。
 - イ 検視活動
 - (ア) 遺体を発見した場合には、発見状況の確認・記録から、遺体の搬送、検視・検案、身元確認作業、遺品管理等まで、一連の検視活動を適正に実施する。ただし、身元不明遺体、引取人のない遺体については、市町村に引き継ぐ。

3 遺体の処理を行う場合

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
市町村又は委託を受けた機関は、遺体の識別のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
- (2) 遺体安置所の確保
市町村は、遺体の検案についてはあらかじめ遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護

活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県災害対策本部を通じて調達を図る。

(3) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(4) 日赤鳥取県支部による委託業務の実施

県内に災害救助法が適用された場合、日赤鳥取県支部は「災害救助法第32条の規定に基づく委託契約書」の規定に基づき、以下の遺体の処理に関する委託業務を実施する。

ア 遺体の検案 イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

第4節 応急的な埋葬

1 実施機関

(1) 埋葬は原則市町村が行う。

(2) 県は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。

2 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

(1) 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

(2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

ア 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。

エ 埋葬すべき遺族がいなく、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

3 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市町村）が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については警察機関と連絡し、その調査に当たるとともに、遺体の取扱いについては遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

(3) 棺の調達

ア 県は、県葬祭業協同組合や県トラック協会（霊柩車事業部会）に対し、協定に基づき、棺の提供を要請する。

イ それでも不足する場合は、協定を締結する他県のうち速やかに調達が見込まれるところから調達について要請する。

ウ 棺の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

(4) 緊急火葬支援体制

ア 市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。

イ 県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は1日あたり約70体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり）

ウ 市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。県は県下で対応が不可能な場合、自衛隊に応援を要請する。

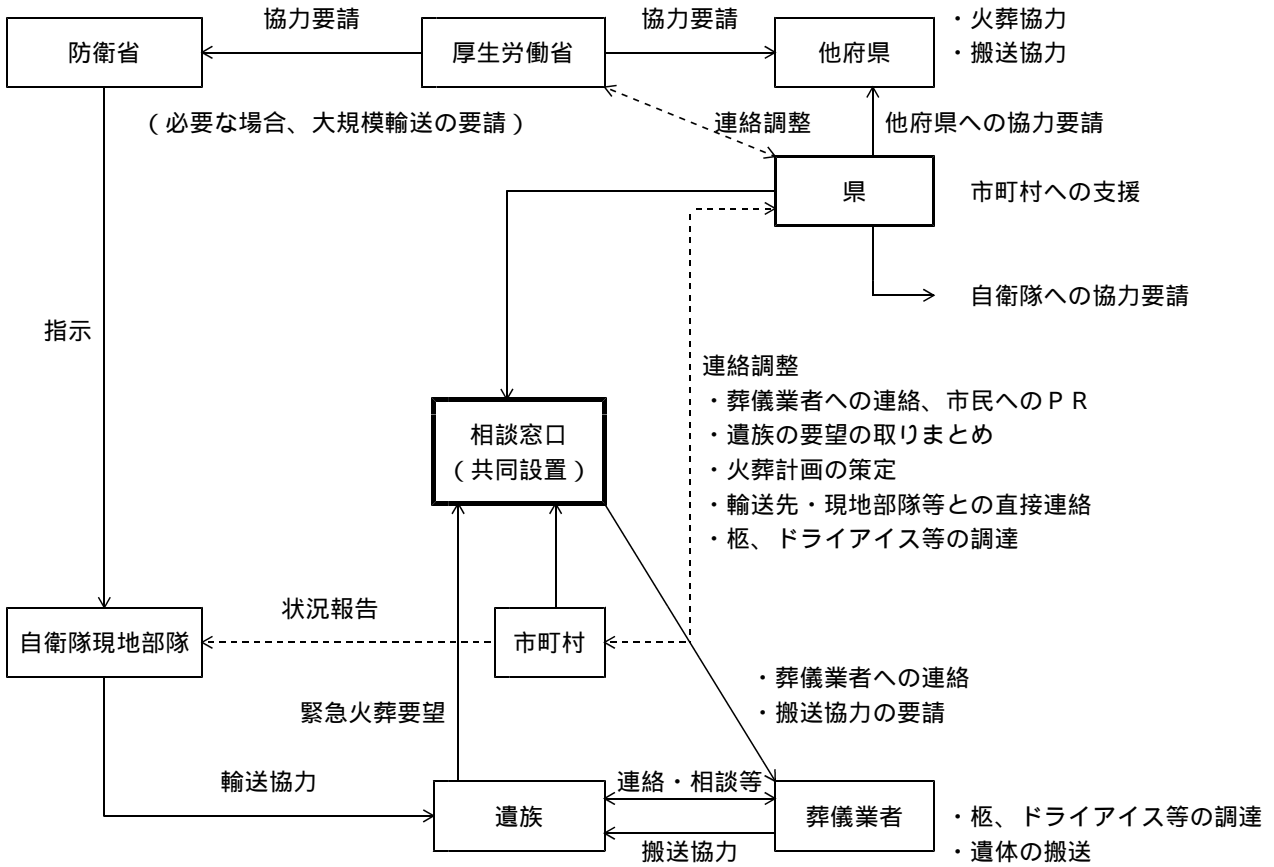
エ 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 行方不明者の捜索
- 2 遺体の処理
- 3 遺体安置所の確保
- 4 応急的な埋葬の実施

緊急火葬支援体制



災害応急対策編（共通）

第7部

交通・輸送計画

第1章 緊急輸送の実施

（中国運輸局、県トラック協会、県バス協会、中国地方整備局、県防災局、県県土整備部、警察本部、県総務部、県企画部、県商工労働部）

第1節 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 輸送の実施

1 輸送の連絡調整

- (1) 県、市町村は、自らの保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）に、輸送の応援を求めるものとする。
- (2) 県災害対策本部は、被災市町村等からの輸送手段の確保の要請があった場合、輸送手段等を調整・決定し、県実施部及び応援機関に対し、輸送手段の確保を指示又は要請するものとする。

〔輸送手段別の実施部調整窓口〕

- ・ 公用車（県集中業務課）
- ・ 鉄道・バス（県交通政策課）
- ・ 県トラック協会（県経済通商総室）
- ・ 船舶（県水産課）* 県有船舶、民間船舶
- ・ 県消防防災ヘリコプター（県防災チーム）
- ・ 自衛隊関係（県防災チーム）
- ・ その他応援機関（県防災チーム）

2 輸送力の確保

- (1) 関係機関の保有する輸送手段

各機関の保有する輸送手段は以下のとおりである。

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	J R 西日本、若桜鉄道、智頭急行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国運輸局（鳥取運輸支局）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 ・ 「緊急・救護輸送に関する協定書」に基づき、県トラック協会に応援要請
陸路（トラック）	日本通運、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会	
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶 海上保安部・海上保安署の所属巡視船艇 海上自衛隊の所属艦艇	中国運輸局鳥取運輸支局境庁舎に対するあっせん又は調整の要請
空路（航空機）	第八管区海上保安本部航空機 陸上、海上、航空自衛隊所属航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊ヘリコプター	

- (2) 輸送手段の確保

ア 県及び応援要請を受けた関係機関は、原則として以下のいずれかにより輸送方法を確保する。

(ア) 自らが直接輸送を行う。

(イ) 自ら輸送を代行する者を確保し、輸送を請け負わせる。

イ 県は、県トラック協会との間に締結した「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき、災害時に輸送支援を要請する。

3 輸送拠点の設置及び管理

- (1) 県及び市町村は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置する。

ア 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港等）

イ 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

- (2) 輸送拠点の管理

県及び市町村は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。

ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請

イ 輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意

ウ 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保

4 輸送の原則

- (1) 人、物を提供する者が目的地まで届けることを原則とする。（困難な場合は、輸送拠点を設置）
- (2) 自らの輸送力（自動車、鉄道、船舶、航空機等）による輸送を原則とし、輸送力の確保が困難な場合は、応

援を要請するものとする。

(3) 輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保に努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 緊急輸送の実施
- 2 緊急輸送に係る関係機関との連絡調整
- 3 輸送拠点の設置及び管理

第2章 交通路線の確保

（中国地方整備局、県防災局、県県土整備部、警察本部、JR西日本、智頭急行、若桜鉄道）

第1節 目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

第2節 交通路線の確保

1 孤立状況の早期把握

- (1) 災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、県（県土整備部）及び市町村は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努める。
- (2) その他、孤立集落発生時の応急対策については、第5部第3章「孤立発生時の応急対策」を参照。

2 災害等発生時の交通路線の確保

(1) 実施責任者

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その重要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

(2) 緊急輸送道路等の情報収集及び連絡調整

ア 県及び緊急輸送道路等の管理者は、道路管理パトロール実施要領に基づく「異常時パトロール」を速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集する。

イ 県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行う。

ウ 県及び緊急輸送道路等の管理者は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路決定などを行う。

(3) 応急対策用資機材の確保

ア 実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者等を通じて確保を図るものとする。

イ 災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。

ウ 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

(4) 各機関の実施要領

ア 国における措置

国土交通省中国地方整備局各河川国道事務所所管に係る交通施設に対する災害応急対策は、中国地方整備局の災害復旧事業関係の規程に基づき、それぞれ実施する。

イ 県における措置

(ア) 被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲で処理できる場合は、所轄の各総合事務所（県土整備局）の判断により、適宜所属の道路技術員、配属機械等を使用して災害応急対策を行うものとする。

(イ) 被害が中程度で早急に対策を要すると認められるときは、所轄の各総合事務所（県土整備局）が当面の応急対策に要する財源措置を確認の上、県土整備部長と密接に連絡し実施するものとする。

(ウ) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることができると認められるときは、事前に国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

(エ) 応急対策施行順位は、国道、主要地方道、一般県道の順位とするが、次の箇所を優先的に取扱う。

- a 病院、官公署、学校、郵便局、停車場等の公共施設に通じているもの。
- b 自動車の交通量が1日100台以上であるもの。
- c 定期バス路線又は定期貨物自動車路線であるもの。
- d 適当なう回路のないもの。
- e その他民生の安定上必要があるもの。（食糧物資の輸送又は復旧資材の運搬等）

(オ) 道路や鉄道・空港等の施設に係る被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。特に、WebGIS（とっとりWebマップ）を活用し、リアルタイムの地図情報の提供に努めるものとする。

ウ 市町村における措置

概ね県の措置に準じて実施するものとする。

エ 鉄道事業者における措置

それぞれの鉄道事業者（JR西日本、智頭急行、若桜鉄道）による、鉄道施設の被災箇所に対する応急措置は、被災状況に応じた措置を行うものとし、緊急を要する場合は、被災箇所を所轄する市町村その他の関係機関に応援を求めて、速やかに応急対策を実施するものとする。

また、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みについて、報道機関を通じて広報するものとする。

オ 日本自動車連盟（JAF）による措置

県、市町村の支援要請を受け、道路上支障となる車両の撤去、移動等を実施するものとする。

- (5) 重要幹線道路（国道、主要地方道）及びう回路の概況は、資料編のとおりである。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 交通路線の確保対策
 - (1) 孤立集落の早期把握
 - (2) 緊急輸送道路等の情報収集、連絡調整
 - (3) 応急対策用資機材の確保

第3章 交通規制の実施

（中国地方整備局、県土整備部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

第2節 規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近接県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
公安委員会	同上	県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月をこえないもの	同上	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

第3節 災害時における交通規制

1 道路情報の提供

- (1) 県対策本部は、必要に応じ、以下の事項に留意して、広域的な道路情報等について警察本部に情報提供する。
 - ア 道路施設の被害状況
 - イ 孤立集落の発生状況
 - ウ 緊急時輸送道路等に基づく輸送経路の設定
 - エ 中心市街地等における渋滞の発生
- (2) 市町村は、県に準じて、必要に応じ、その所管する地域内における道路等の被害状況について警察本部に情報提供する。
- (3) 県及び市町村は、道路等の状況について、関係機関に連絡し、情報を共有する。

2 県公安委員会による交通規制の実施

- (1) 交通情報の把握
警察署長は、速やかに管内の交通事情を把握し、その状況を警察本部（交通部交通規制課）に報告するとともに、関係警察署及び関係機関に必要事項を通知する。
- (2) 標識等の設置
 - ア 災対法第76条の規定に基づく規制（公安委員会）
災対法施行規則第5条に定める標示を設置する。
 - イ 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会）
「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。
緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。
 - ウ 道路交通法第5条第1項の規定に基づく規制（警察署長）
「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。
- (3) 交通整理
警察署長は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所の確保及び必要な地点において交通整理を実施する。
- (4) 広報及び連絡
 - ア 警察本部は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び回路線の状況等を関係機関及び一般に周知させるものとする。
 - イ 災害時における通行の禁止、又は制限が行われたときは、公安委員会は、直ちに、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させる措置をとらなければならない。

3 道路管理者による通行の禁止又は制限の実施(道路法第46条の規定に基づく規制)

- (1) 交通情報の把握

各総合事務所（県土整備局）は、所轄警察署と連絡を取り、積極的にパトロール等を実施して早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び処置を県県土整備部（道路企画課）及び関係警察署に連絡するものとする。

(2) 標識等の設置

道路法第47条の4第1項及び第2項の規定による道路標識を設置する。

(3) 交通誘導

交通規制を実施した際の交通誘導について、必要に応じ県警備業協会と連携を図りながら実施する。

(4) 広報及び連絡

ア 道路管理者は、道路法第46条の規定による規制を実施する場合には、その内容等を当該地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

イ 道路管理者は、交通規制等の情報をホームページに掲載するなどにより、住民等へ回路等の情報提供に努めるものとする。

4 車両の運転者の義務

(1) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(2) 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) (1)による措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) (1)及び(2)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(4) (1)及び(2)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(5) 自衛官又は消防吏員は、ウ又はエの命令をし、又は措置を取ったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(6) 自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

6 国家公安委員会の指示権

国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害時における交通規制の調整

第4章 緊急通行車両の確認

（県防災局、警察本部）

第1節 目的

この計画は、応急活動に必要な緊急通行の確保について定めることを目的とする。

第2節 緊急通行車両の確認

公安委員会は、県内又は隣接し若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の応急対策を実施するための緊急通行を確保するため必要があるときは、区域又は道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じるものとする。

1 確認を行う車両の種類

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両

2 確認の実施責任者

緊急通行車両の確認は、知事又は公安委員会が行う。

3 確認の手続等

（1）公安委員会

ア 緊急通行車両の確認を求めようとする者は、警察本部又は警察署に次の事項を明示した申請書を提出して行うものとする。

- （ア）番号標に表示されている番号
- （イ）車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）
- （ウ）使用者住所、氏名
- （エ）通行日時
- （オ）通行経路（出発地、目的地）
- （カ）その他必要な事項

イ 緊急通行車両の確認をしたときは、標章及び緊急通行車両確認証明書を、当該緊急通行車両の使用者に交付するものとする。

ウ 緊急通行車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付けるものとする。

エ 警察署は、緊急通行車両確認証明書及び標章交付台帳により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付等の状況を警察本部に報告するものとする。

（2）県

ア 県の実施部及び県の応援協定締結機関が行う応急活動のために運行される緊急通行車両であることの確認は、防災チーム（本部設置時は本部事務局）又は各総合事務所（県民局）が（1）のア及びイの手続きに準じて標章及び緊急通行車両確認証明書を交付することにより行うものとする。（標章、証明書の様式は資料編による）

イ 防災チーム（本部設置時は本部事務局）及び総合事務所（県民局（支部設置時は支部事務局））は、緊急通行車両確認整理簿により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付状況を整理し共有する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第5章 ヘリコプターの活用

（県防災局、市町村、警察本部、消防局、自衛隊、第八管区海上保安本部）

第1節 目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用することを目的とする。

第2節 災害対応するヘリコプターの種類と形態

1 ヘリコプターの活動内容

活動種別	内容	対応可能機関
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送	消防防災・海上保安庁・自衛隊・ドクターヘリ
消火活動	消火バケット等を活用した空中消火	消防防災・自衛隊
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食糧、医薬品等の救援物資輸送	消防防災・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

2 災害対応するヘリコプターの種類と要請の概要

種別	要請元・要請手順	備考
県消防防災ヘリコプター	県、市町村、消防局	
緊急消防援助隊（消防防災ヘリコプター）	・被災地組合等の長 知事 消防庁長官 ・知事 消防庁長官 ・消防庁長官が出勤を指示 （消防庁長官が各地方公共団体へ求め又は指示）	地上部隊、航空部隊出勤 （応援機数等は消防庁の判断）
広域航空消防応援（消防防災ヘリコプター）	消防長 知事 消防庁長官 （実務では、要請側と応援側が直接連絡）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。	緊急消防援助隊の航空機のみ出勤の場合（応援機数等は要請側の判断）
警察本部航空隊ヘリコプター	県公安委員会 他都道府県公安委員会	
海上保安庁ヘリコプター	知事 第八管区海上保安本部長	
自衛隊ヘリコプター	知事 第8普通科連隊長等	
3府県共同ドクターヘリ	鳥取県 公立豊岡病院	
民間ヘリコプター		ドクターヘリ 災害対応機関チャーター機

3 ヘリコプターの機種別分類

種別	機種	最大離陸重量
大型ヘリ	CH-47（自衛隊）AS-332（東京消防庁、海保）など	8 t 程度以上
中型ヘリ	ベル412（鳥取防災、海保）BK-117（島根防災）など	3 t 程度以上
小型ヘリ	ベル206（警察本部）OH-6（自衛隊）など	3 t 程度未満

4 主な災害対応ヘリコプター等の概要

県・関係機関が保有しているヘリコプターは、県が2機（防災局、警察本部各1機）、海上保安庁第八管区海上保安本部が2機（美保航空基地2機）の計5機である。

なお、海上保安庁第八管区海上保安本部美保航空基地では、固定翼機も2機保有している。

詳細については、資料編参照のこと。

（1）鳥取県消防防災ヘリコプター「とっとり」

ア 運航規程

- ・鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
- ・鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領

イ 運航体制

- （ア）常駐基地 鳥取空港内（消防防災航空センター）

- (イ) 活動日 365日（定期検査、点検整備の期間を除く）
- (ウ) 運航時間 緊急時においては、日の出から日没まで。ただし大規模災害時において、総括管理者が特に必要と認める場合は夜間における災害応急活動（赤外線カメラによるヘリテレ映像の配信等）を行う。（市街地及び海岸線の地域に限る）
- (エ) 消防防災ヘリコプターに関する協定
 - ・県と県内の広域行政管理組合等との間で航空消防活動に関する支援について「鳥取県航空消防支援協定」を締結。
 - ・ヘリコプターの点検整備等の運航不能時における相互応援について「鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」を締結している。

ウ 活動

県は、消防防災ヘリコプターを用いて、以下の活動を行う。

(ア) 航空消防支援

県は、災害等が発生した地域を管轄する消防局、市町村からの支援要請、又は自らの判断により、次の活動を行う。なお、活動に当たっては、航空機を保有する関係機関と連携をとるものとする。

- a 災害応急対策活動（情報収集伝達を含む）
- b 火災防御活動
- c 救急活動
- d 救助活動

(イ) 消防活動における消防局との連携

消防防災ヘリコプターの運航指揮者は、支援要請をした消防局及び当該消防局の災害現場等の最高指揮者と密接な連携のもとに活動する。

(ウ) ヘリコプターテレビ電送装置による災害情報の提供

災害が発生した場合は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターに装備したヘリコプターテレビ電送装置による災害現場の情報を消防局その他の関係機関に電送する。

(エ) ドクターヘリとしての活動

必要に応じて医療機材を搭載し、医師、看護師を搭乗させて行うドクターヘリとしての活動を行う。

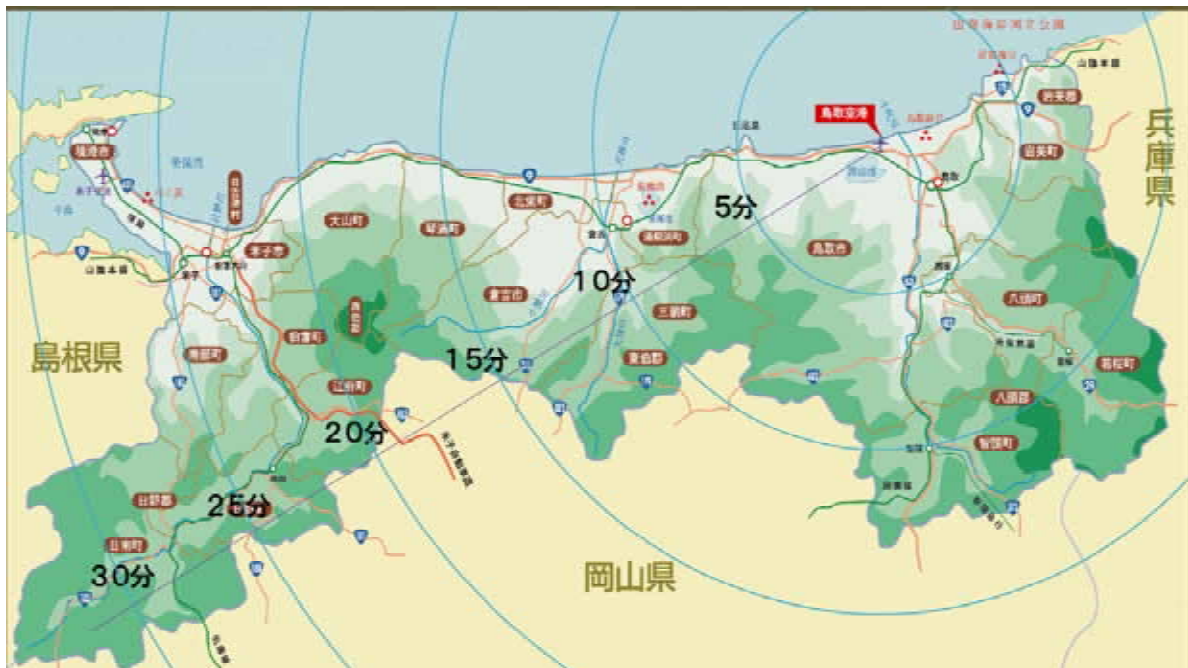
(2) 緊急消防援助隊（航空部隊）

出動要請、受援計画は第4部第4章「消防活動」参照。

(3) 広域航空消防応援

- ・他の都道府県の消防防災ヘリコプターによる応援を求めるもの。
- ・大規模特殊災害のうち緊急消防援助隊の地上部隊の要請を必要としない場合に適用される。
- ・「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき実施される。

【参考】ヘリコプターによる県内各地への所要時間（巡航速度 185 km/hの場合）



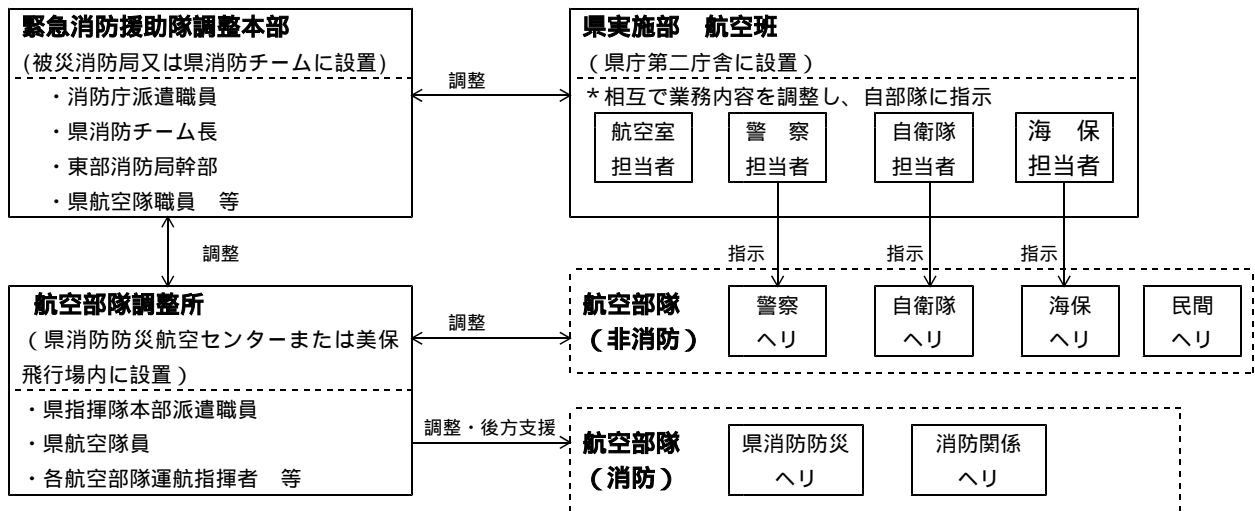
第3節 ヘリコプターの受援体制

1 任務分担

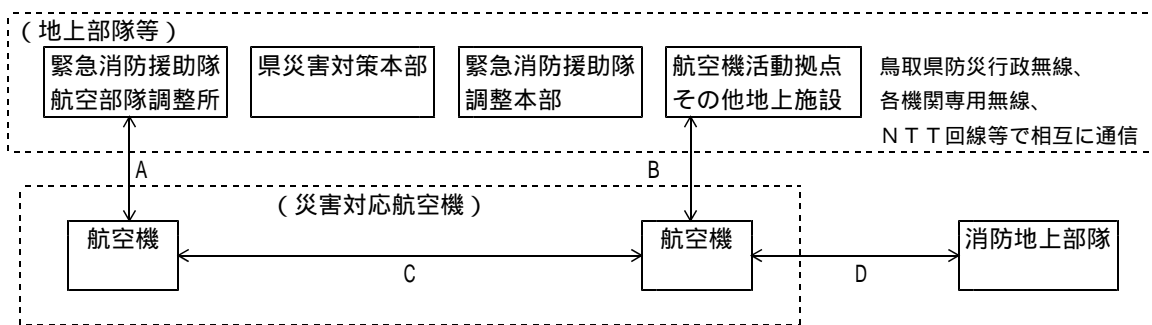
種別	任務等	運営等
県航空班 (県実施部に必要に応じて設置)	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の運用が有効な事案を判断しヘリコプター保有機関へ要請又は依頼。 緊急消防援助隊調整本部と調整。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防防災航空センター 災害対応航空機の各機関担当者
緊急消防援助隊調整本部 (鳥取県緊急消防援助隊受援計画に基づき設置)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊の部隊配備、関係機関との連絡調整、後方支援、その他必要事項。 	<ul style="list-style-type: none"> 構成員は、鳥取県緊急消防援助隊受援計画のとおり
航空部隊調整所 (鳥取県緊急消防援助隊受援計画に基づき設置)	<ul style="list-style-type: none"> 地上部隊、航空部隊、消防機関以外の航空機との活動調整、関係機関との連絡調整、航空部隊の後方支援等。(飛行調整、場外離着陸場や活動現場位置の情報提供等) 美保空港事務所に航空情報の発出を要請。 ヘリコプター離着陸場の中から駐機可能数、燃料補給体制等を勘案しヘリコプター活動拠点の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 構成員は、鳥取県緊急消防援助隊受援計画のとおり 消防機関以外の航空機がある場合は、その機関の航空機担当者
ヘリコプター活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 活動が広範囲で、集結場所からの距離が相当あり、分散運用する必要がある場合に設置する。 航空部隊調整所から受けた活動内容の調整、航空部隊の後方支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 消防防災航空センター又は県内消防局職員、集結ヘリコプターの各機関担当者

(参考) 鳥取県消防防災ヘリコプターは、発災時の情報収集活動等応援機到着までの初動対応終了後、応援機の支援を中心とした活動を実施する。

2 航空機運用に係る体系図



3 通信運用体制



A：鳥取県消防防災航空隊運航管理通信無線（航空波131.975MHz）

B：飛行援助通信無線（航空波123.45MHz）

C：航空機局相互通信無線（航空波122.6MHz）

D：全国共通無線3（消防波154.15MHz）消防、防災ヘリ、ドクターヘリとの通信に限る

4 ヘリコプター離着陸場

ヘリコプター離着陸場は、資料編「ヘリコプター離着陸場一覧」「自衛隊ヘリコプター発着場適地」及び次の事項を参考に選定する。

なお、災害時に5機以上の駐機が可能な離着陸場を圏域ごとに選定し、各圏域の空域調整を行う管制・活動拠点とする。（東部2箇所、中部1箇所、西部2箇所を選定予定）

種別	選定場所	備考
ヘリコプター活動拠点	中型ヘリコプター10機（大型1～2機）程度駐機可能な場所。	智頭町総合運動公園 倉吉市営陸上競技場 江府町防災基地など
孤立地区からの避難者搬送先 多数の要救助者の搬送先	近くに体育館等一時的な収容施設がある場所。	コカコーラ・ウェスト・スポーツパーク 鳥取県消防学校など
救急患者の搬送先 病院間搬送の搬出元	病院の屋上または敷地内で、患者の搬入、搬出に救急車を必要としない場所が望ましい。	病院内のヘリコプター離着陸場は県立中央病院・厚生病院のみ
消火活動時	ヘリコプター給水場所付近で、ヘリコプターが消火バケツ等取り付け可能な場所。	
救援物資の搬送先	物資が大量の場合は大型ヘリが着陸可能な場所、孤立地区の場合は地区毎に選定。	

5 燃料補給体制

- ・多数機集結時、空港の燃料補給車だけでは間に合わないため、ヘリコプターの乗員で補給可能なドラム燃料による燃料補給体制を構築する。
- ・ヘリコプター活動拠点を設定した場合は燃料販売業者にドラム燃料の搬送を依頼する。
- ・緊急消防援助隊が出動した場合は、緊急消防援助隊調整本部がドラム燃料の手配を実施する。
- ・自衛隊ヘリコプターは燃料の種類が異なるため、自衛隊施設及び補給部隊からの燃料補給を原則とする。（参考）海上保安庁ヘリコプターは、ヘリコプター搭載型巡視船での燃料補給も可能。

第4節 ヘリコプター活用の留意事項

1 ヘリコプターの特性

- (1) 機動性
 - ・空中停止（ホバリング）ができる。
 - ・通常、鳥取空港から米子空港まで30分程度で飛行できる。
- (2) 物資搬送
 - ・機内搭載及び機外に吊下げての輸送が可能。
 - ・輸送重量等により給油量を調整するため作業内容によって飛行可能時間が異なる。
 - ・物品の重量、容積、形状等によっては、輸送できないものもある。
 - ・鳥取防災機の場合の輸送重量と飛行時間の例。
輸送量1,200 K gの場合、飛行可能時間15分
輸送量570 K gの場合、飛行可能時間120分
- (3) 活動時間（県消防防災ヘリの場合）
 - ・2時間程度で給油が必要。（1時間で約420リットルの燃料を消費）
 - ・エンジンを停止すると再始動するまでに約30分程度のクールダウンが必要。
- (4) 運航不能期間等
 - ・県消防防災ヘリの場合、定期点検等のため年間40日程度の運航不能期間がある。
 - ・強風、視界不良等で運航不能な場合がある。
 - ・夜間運航の可否は各機関の運航規程、機体装備等により異なるが、空港間の人員搬送、物資搬送、市街地及び海岸線の地域における高い高度からの情報収集等に限定される。
- (5) 任務ごとに装備、搭載資器材の変更や燃料調整（重量調整）が必要。
- (6) ダウンウォッシュ（吹き下ろしの強風）があるため危害防止が必要。
- (7) ホイスト装置（ワイヤーケーブル巻上装置）を搭載している機体は、着陸不可能でも人員、物資を地上へ降下させることができる。
- (8) 着陸場所には、機体の大きさ以上の空間と整地された接地面が必要。

2 ヘリコプター要請時の留意点

- ・応援機が必要最低限の装備、積載品となるように極力任務内容を絞り込む。
- ・ヘリコプターテレビによる情報収集機は専用機として選定する。
- ・消火活動は自己給水を原則とし、消火バケツ吊下げ機、消火タンク取付機別に水利、火災規模に応じた機数で

班編成する。なお同一班のうち1機は給油中の機体として機数算定する。

- ・救急活動は現場救急の他、多数傷病者により医療機関が満床となった場合の転院搬送機も確保する。また県外（非被災地）への広域搬送は、空港までをヘリコプター、空港間を固定翼機など効率的な搬送システムを構築する。

3 ヘリコプター運用時の留意点

- ・装備、機体特性を考慮し、任務内容に適した機体を選定する。
- ・任務内容に応じた集中運用、分散運用を適切に区分する。
- ・市街地等限定された空域での活動は、河川、鉄道、幹線道路などヘリコプターから視認可能な目標により活動エリアを設定する。
- ・2地点間のピストン輸送等、同一経路を多数機が飛行する場合は、海岸線、河川などを目標に往路、復路のコースを指定する。（航空機の基本は右側通行）

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

災害応急対策編（共通）

第8部

食糧・物資調達供給計画

第1章 食糧の供給

（中国四国農政局、県防災局、県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、被災地における被災者及び災害応急対策実働隊員等に炊き出しまたは現物で給与し若しくは供給する食糧について、必要な食糧の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 被災した住民への食糧の供給は、市町村が行う。
- 2 当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。
- 3 発災直後から市町村の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧による対応に努める。

第3節 供給の実施及び供給に当たっての留意事項

1 食糧の供給に係る主な流れ

- (1) 備蓄食糧の供給 (2) 不足分に係る供給要請 (3) 輸送 (4) 配分、炊き出し

2 備蓄食糧の供給

- (1) 市町村は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し可能な限りニーズに応じて供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。
- (2) 県（防災局又は災害対策本部事務局）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している食糧について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする。
- (3) 食糧の供給に当たっては、避難所以外の住民についても留意する。

3 不足分に係る供給要請、調達

県（災害対策本部）は、県内市町村の備蓄食糧だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

(1) 供給対象者数の確認

県（防災局又は災害対策本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

(2) 県農林水産部は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

(3) 供給食糧の品目及び数量の決定

ア 県（防災局又は災害対策本部事務局）は、関係機関と連絡調整を行い、供給する食糧の品目及び必要数を決定する。

イ 供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから、被災地の実情に応じて選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む）、お粥等のやわらかい食品など、災害時要援護者用の食糧の供給に努める。

ウ 情報が得られない市町村分については、県職員を派遣するなどして情報の入手に努める。

エ 時機を失することなく初動期の食糧調達を行うためには、迅速に調達先及び必要数量を決定した上で発注を行う必要があるため、必要に応じて見込み数量により発注を行うものとする。

(4) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

(5) 供給食糧の調達

ア 県農林水産部は、県（防災局又は災害対策本部事務局）の指示により、協定を締結している事業者等から食糧の調達を行う。

イ なお、必要に応じて、協定を締結している事業者等の例により、以下の調達を行う。

(ア) 相互応援協定を締結している各県に対し、食糧の供給を依頼する。

(イ) 農林水産省中国四国農政局鳥取農政事務所（農政推進課）に対し、災害救助用米穀等の供給を要請する。

a 市町村長は、各総合事務所農林局を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

b 市町村長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接鳥取農政事務所に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

[鳥取農政事務所の担当窓口]

鳥取市以東・・・農政推進課（鳥取市富安2丁目89-4 鳥取第1地方合同庁舎内）

電話番号 0857-22-3131（代表）

ファクシミリ 0857-27-9672

湯梨浜町以西・・・地域課（米子市蚊屋字西出口道ノ上通91の3）

電話番号 0859-27-1721（代表）

ファクシミリ 0859-27-1723

- (6) 輸送先、引受責任者等の周知確認
 - ア 県（防災局又は災害対策本部事務局）は、供給食糧の品目、数量、供給先、供給予定日時を市町村に周知する。
 - イ 県（防災局又は災害対策本部事務局）は、各市町村に対し、輸送先ごとの引受責任者を確認する。
- (7) 一時集積（保管）場所の決定

避難所とは別に、食糧の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的である場合には、県（災害対策本部）は、当該一時集積場所をあらかじめ定め、その旨を市町村に周知する。

4 輸送

- (1) 輸送実施者
 - ア 食糧の輸送は、事情の許す限り当該食糧を送り出す者に依頼することとする。
 - イ この場合において、県農林水産部は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。
 - ウ 県（防災局又は災害対策本部事務局）又は県警察本部は、必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。
 - エ ただし、対応が困難な場合には、県が輸送する。
- (2) 引受要員の確保

県（防災局又は災害対策本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施できないときは、県職員を派遣するなどして要員の確保にあたる。
- (3) 集積場所の確保

県または市町村は、当該食糧の引受のためのスペースを確保する。
- (4) 一時保管

当該食糧を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、または中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。
- (5) 他の輸送物資との関係

市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

5 配分、炊き出し

- (1) 配分に係る体制の配置

市町村は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ選定しておくなど市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備する。

県は、当該市町村のみでは実施が困難な場合は、職員を派遣するなどして市町村を支援する。
- (2) 炊き出し要員の確保（市町村職員、ボランティア、日赤、自衛隊等）

市町村は、炊き出しを実施する場合には、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保する。
- (3) 配分、炊き出し等の住民等への周知

市町村は、食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、当該地区住民に対象となる旨を周知する。
- (4) 災害時要援護者への優先配分

配分にあたっては、災害時要援護者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないように特に留意するものとする。
- (5) 自衛隊への支援要請

県又は市町村は、必要に応じて、自衛隊への炊き出し支援を要請する。（災害派遣の要請については、第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」を参照。）

6 供給食糧の衛生管理等

市町村は、供給食糧について、衛生状態に充分留意して管理するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民への食糧の供給
 - (1) 備蓄食糧の供給
 - (2) 不足分に係る供給要請
 - (3) 食糧の集積・配分

第2章 衣料生活必需物資の供給

（県防災局、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活必需品（以下この章において「救助物資」という。）等物資の確保に努めるとともに、これの適正な給与または貸与を実施することを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 救助物資の給与または貸与の実施は、市町村が行う。
- 2 当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

第3節 救助物資の確保、調達及び配分の措置

1 救助物資の供給に係る主な流れ

- (1) 備蓄物資の供給
- (2) 不足分に係る供給要請、調達
- (3) 輸送、配分及び保管
- (4) 緊急調査及び監視

2 備蓄物資の供給、配分

- (1) 市町村は、自ら備蓄する救助物資を被災者に対し供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。この際、避難所以外の住民についても留意する。
- (2) 県（災害対策本部）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している救助物資について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする。（下表を参考のこと）

3 不足分に係る供給要請、調達、配分

県（災害対策本部）は、県内市町村の備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

- (1) 供給対象者数の確認
県（防災局又は災害対策本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。
- (2) 県生活環境部は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。
- (3) 供給物資の品目及び数量の決定
県（防災局又は災害対策本部事務局）は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服・寝具・その他生活必需品の品目及び必要数を決定する。
情報が得られない市町村分については、県職員を派遣するなどして情報の入手に努める。
- (4) 供給に係る優先度決定
供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。
- (5) 調達先の決定
ア 県生活環境部は、県（防災局又は災害対策本部事務局）の指示により、協定を締結している事業者等から物資の調達を行う。
イ なお、必要に応じて、協定を締結している事業者の例により、相互応援協定を締結している各県に対し、救助物資の供給を依頼する。

4 輸送

- (1) 輸送実施者
ア 救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を供給する者に依頼することとする。
イ この場合において、県生活環境部は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。
ウ 必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。
エ ただし、対応が困難な場合には、県が輸送する。
- (2) 引受要員の確保
県（防災局又は災害対策本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施できないときは、県職員を派遣するなどして要員を確保する。
- (3) 集積場所の確保
県及び市町村は、あらかじめ定めた当該物資の引受のためのスペースを確保する。
- (4) 他の輸送物資との関係
市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

5 保管

- (1) 一時保管
当該物資を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、または中継のため必要がある場合には、一時保管す

るものとする。

- (2) 市町村長は、救助物資の引継ぎを受け配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配慮をするものとする。
- (3) 被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前項と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

6 緊急調査及び監視等

県（生活環境部）は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するための緊急調査及び価格監視を行う。

物価監視を行った結果により、価格の高騰又は供給不足が生じて県民生活に悪影響が生じるおそれがあると判断した場合、県は必要に応じて関連法令に基づき適切な措置を講じるものとする。

- ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など
- ・国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など

（参考）災害時の物資ニーズの目安

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	水災害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		* 冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
2～3日目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	* 冬季 暖房機器、燃料 * 夏季 冷房機器、反射シート * 出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
4日目以降	高	食料品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、筆記用具	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

* 季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

* 地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 住民への救助物資の供給

- (1) 備蓄物資の供出
- (2) 不足分に係る供給要請
- (3) 救助物資の集積・配分

第3章 飲料水の供給

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、関係機関の協力のもとに飲料水等の供給を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

被災者に対する飲料水の供給の実施は、市町村が行う。ただし、当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

第3節 飲料水の確保、調達及び配分の措置

1 飲料水の確保

市町村は、概ね次の方法により飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

- (1) ボトルウォーターを供給する。（備蓄品を優先配布）
- (2) 災害用給水袋を配布する。（備蓄品又は調達品）
- (3) 被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。
- (4) 可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。
- (5) 災害対応自動販売機を設置している場合は、災害時モードに切り替え、飲料水を無償提供する。

2 不足分に係る供給要請、調達

県（生活環境部）は、市町村から飲料水の供給について応援要請があったとき、又は緊急時においては、次の方法により飲料水の供給を実施し、計画的な給水を行うよう応援するものとする。

より具体的な給水応援計画は、県（生活環境部）が定める「地震時における水道の応急対策行動指針」に基づいて実施する。

- (1) 自衛隊への給水支援を要請する。
- (2) ボトルウォーターの調達を行う。
- (3) 各県に対し、飲料水の調達について応援の要請をする。
- (4) 応援給水が円滑に行えるよう、隣接市町村など各要請機関との調整を行う。
- (5) 給水用機械器具等を調達し、又はこれらを所有する機関（県内市町村、他の都道府県等）に要請する。

3 留意点等

- (1) 飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。
- (2) 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤により適切に処理する。
- (3) 住民に対して節水の励行を呼びかける。
- (4) 県と連携し、上水道の早期復旧を図る。
- (5) 水の供給は、可能な限り、災害時要援護者、避難所、医療施設、福祉施設に優先して供給するものとする。
- (6) 飲料水の供給に当たっては、避難所以外の住民についても留意する。

第4節 その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法の準用・井戸水、河川、湖沼の水の利用等により行う。

（用途の例）医療、清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等

第5節 広報

給水を実施する場合には、県及び市町村、その他関係機関で連携して給水場所及び時間等について広報を実施する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 住民への飲料水の供給

- (1) 備蓄飲料水の供給
- (2) 不足分に係る供給要請
- (3) 飲料水の集積・配分

災害応急対策編（共通）

第9部

保健衛生対策計画

第1章 トイレ対策

（県防災局、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレ確保について定めることを目的とする。

- (1) 仮設トイレの設置、維持
- (2) 携帯トイレの配付
- (3) 既存トイレの復旧、維持

*以下、本章において、次のとおり記載する。

仮設トイレ： 設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】

携帯トイレ： 小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータブルトイレ】

又は、携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】

既存トイレ： 災害発生前から住居、公共施設等に設置されているトイレ設備。

第2節 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行うものとする。

2 対応窓口の一本化

トイレ対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なることに留意する。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を設けるものとする。

3 予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講ずるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や震災対策編第1部第2章「被害想定」等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、計画的にし尿収集が実施できるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講ずるものとする。

4 複数手段の活用

特に初動段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的に行い、その効果を高めるものとする。

5 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。（水引き後間もなくのくみ取り収集等）

6 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策に努めるものとする。

- (1) 男女別のトイレの確保及び設置
- (2) 老人や身体に障がいがある者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等への配慮

第3節 実施責任

1 被災地のし尿の収集及び処理は市町村が実施するものとする。

2 仮設トイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外（協定により確保するレンタルトイレ等）は市町村が行う。

3 携帯トイレの調達及び配付は、市町村が実施するものとする。

4 市町村が実施する業務について、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は県外の市町村に応援を要請するものとする。

この場合において、災害の規模等に照らし、県は直ちに支援準備に着手し、応援要請の要否を確認しながら支援するものとする。

第4節 応援を求める手続き

1 し尿処理の応援

- (1) 市町村がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 処理が所要な地域
 - イ 期間
 - ウ 応援を求める人員、機材
 - エ 応援を求める業務の範囲
 - オ その他参考事項
- (2) 県は、応援を求められたときは、直ちにし尿処理業務の実施について被災地域外の市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、し尿処理業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

2 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

- (1) 市町村が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 設置予定地域
 - イ 設置予定期間
 - ウ 必要な台数又は使用する人数
 - エ その他参考事項
- (2) 市町村が携帯トイレ調達の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 配付予定地域
 - イ 配付予定期間
 - ウ 必要な個数又は必要な人数
 - エ その他参考事項
- (3) 県は、応援を求められたときは、直ちに次のとおり必要な措置を講ずることとする。

なお、救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、災害応急対策編（共通）第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

 - ア 被災地域外の市町村に対する応援の要請
 - イ 他都道府県に対する応援の要請
 - ウ 仮設トイレの貸し出しが可能な業者への応援の要請（仮設トイレ設置の場合）
 - エ 携帯トイレの提供が可能な業者への対応要請（携帯トイレ配布の場合）

第5節 し尿処理の実施方法

1 実施組織

市町村は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

2 収集及び処理の方法

- (1) し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。
- (2) し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、市町村は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。
- (3) 市町村は、(2)の場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- (4) 市町村は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況及び仮設トイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

第6節 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置に当たっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の、簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求めるものとする。

1 県が行う応急対応

- (1) 県生活環境部は、被災市町村と連絡調整を図り、県が保有する仮設トイレを設置する市町村を決定するものとする。

なお、仮設トイレを設置する具体的な場所は、被災地のニーズに応じて市町村が決定する。
- (2) 県が保有する仮設トイレの輸送は、災害応急対策編（共通）第7部第1章「緊急輸送の実施」により行う。

2 市町村が行う応急対応

- (1) 市町村は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。
- (2) 市町村は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没するものとする。
- (3) 市町村は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを借り上げ、避難所に配置する。
- (4) 市町村は、仮設トイレに必要な消耗品の配布を行う。

3 設置の基準

- (1) 市町村は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの需要数量を平素から定め、把握しておくものとする。

- (2) 仮設トイレの設置の必要が生じた場合、市町村は、前項で定めた需要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。

第7節 携帯トイレの配付及び調達の方法

1 市町村が行う応急対応

- (1) 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。
- (2) 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。
- (3) 市町村は、携帯トイレに必要な消耗品の配布を行う。
- (4) 市町村は、必要に応じて避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。
- (5) 収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、市町村が処理する。

2 県が行う応急対応

市町村の要請に応じて、不足する携帯トイレを確保する。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時のトイレ確保対策の実施
- 2 地域内のトイレ設置状況のマップ化（トイレマップ）の推進
- 3 被災地のし尿収集及び処理
- 4 仮設トイレの設置
- 5 携帯トイレの調達及び配布
- 6 し尿処理及び災害用トイレ調達に関する応援要請

第2章 障害物の除去

（県生活環境部、県土整備部）

第1節 目的

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているとき、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 道路上又は河川上の障害物の除去は、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ実施するものとする。
- 2 港湾施設に漂流した障害物の除去については、港湾施設（及び漁港施設）の管理者が実施するものとする。
- 3 上記1又は2以外の場合で、災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、市町村が行う。
- 4 市町村は、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は県外の市町村に応援を求めるものとする。この場合において、県は直ちに支援準備に着手し、災害の規模等に照らし、応援要請の要否を確認しながら支援するものとする。

（参考：廃棄物別の整理表）

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	市町村	・一般的な可燃ごみ、不燃ごみ 等
災害廃棄物	市町村	・損壊家屋、損壊家具 等
災害廃棄物（土砂等）	市町村	・家屋等に流入した土砂等
し尿	市町村	・便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	・道路上に転落した岩石等
港湾施設内の漂流障害物	港湾施設管理者 漁港施設管理者	・港湾施設内の巨大な流木等 港湾施設内に漂着したビニール袋等の非障害物については、本章により処理

（注）災害によって住居又はその周辺に運ばれた汚物の概念に入るものは、一般的には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定によって除去されるべきであるが、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、災害廃棄物（土砂等）として、除去を行うものとする。

第3節 市町村による障害物の除去

1 清掃の実施組織

市町村は、廃棄物の収集等を行うため清掃班を編成する。その編成は、概ね次の基準によるものとする。

なお、廃棄物の収集等に当たっては、ボランティア等の派遣を考慮すること。

- (1) ごみ運搬車 1台
- (2) 運転者 1名
- (3) 作業員 5～8名
- (4) 所要器具 フォーク、スコップ、鳶口等

2 応援を求める手続き

市町村が県等に対し応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 清掃所要地域
- (2) 清掃期間
- (3) 応援を求める人員、機材
- (4) 応援を求める業務の範囲
- (5) その他参考事項

第4節 県による障害物の除去

1 処理体制の構築

県は、応援を求められたときは、直ちに清掃業務の実施について県内の被災地域外市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、清掃業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

2 障害物の除去

県は、比較的小規模のものについては、各総合事務所（県土整備局）等において処理し、大規模なものについては、建築業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。なお、特に建物等の除去にあつては、市町村と連携を図り個別の要請、指示を受けるなど、除去物件の選定には留意する必要がある。

(1) 建設業者との提携

県は、建設用資材及び技能者等要員の調達、提供について、関係団体との協定に基づき、資機材及び要員を確保する。

なお、県と関係団体との協定により調達、提供された資機材・要員の集積・集合の場所は、県の指示する場所

とする。

(2) 日本自動車連盟（JAF）との提携

県及び市町村は、応急対策を行う上で支障となる被災車両の撤去、移動等について、必要に応じて「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき日本自動車連盟中国本部鳥取支部に支援を要請し、県・市町村・警察本部・道路管理者等が連携して実施する。

(3) 海上保安庁との連携

港湾施設内の漂流障害物であって船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるものについては、境海上保安部と連携を密にし除去する。

第5節 除去した障害物の集積場所

1 障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所
- (4) 広域避難地として指定された場所以外の場所

2 実施者は、集積後に別途処分場への搬入を必要とするものはあらかじめ分別しておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮するものとする。

第6節 処理方法

1 生活ごみの処理

- (1) ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。
- (2) 自らの処理能力を超える状況となったときは、県内又は県外の市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

（参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令）

野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外。

2 災害廃棄物（震災廃棄物、水害廃棄物）の処理

災害廃棄物の処理は、上記1に準じて行う。

（参考）環境省においては、震災廃棄物対策指針と水害廃棄物対策指針を定めており、各指針では以下のとおり位置付けている。

1 震災廃棄物対策指針で対象とする「震災廃棄物」

- (1) がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）
- (2) 生活ごみ（震災により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ）
- (3) し尿（仮設便所からのくみとりし尿）
- (4) 環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）

2 水害廃棄物対策指針による「水害廃棄物の特徴」

- (1) 粗大ごみ等（水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ）
 - ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
 - ・水分を含んで重量がある量や家具等の粗大ごみが大量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収集・運搬が困難である。
 - ・土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。
 - ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは量等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
 - ・便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。
- (2) し尿等（水没したくみ取り層や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設便所からのくみ取りし尿）
 - ・公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取り便所の便層や浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。

(3) その他（流木等）

- ・洪水により流れてきた流木やビニル等、平常時は市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

3 港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）

港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）の処理は、上記1に準じて行う。

4 災害廃棄物処理の留意事項

市町村及び一部事務組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

- (1) 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業
- (2) 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 障害物の除去の実施
- 2 障害物の除去に関する応援要請
- 3 障害物の集積場所の確保
- 4 生活ごみ、災害廃棄物の処理

第3章 防疫の実施

（県福祉保健部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり伝染病の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

第2節 一般防疫

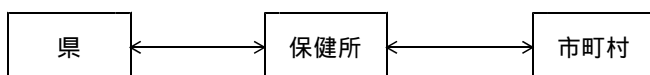
1 実施責任者

- (1) 災害時における防疫は、市町村が実施する。ただし、市町村が実施できないか、又は実施しても不十分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又は予防接種法の規定による必要な措置は県が行う。
- (2) 市町村の被害が甚大で当該市町村のみで実施できない場合は、他の市町村又は県の応援により実施するものとする。

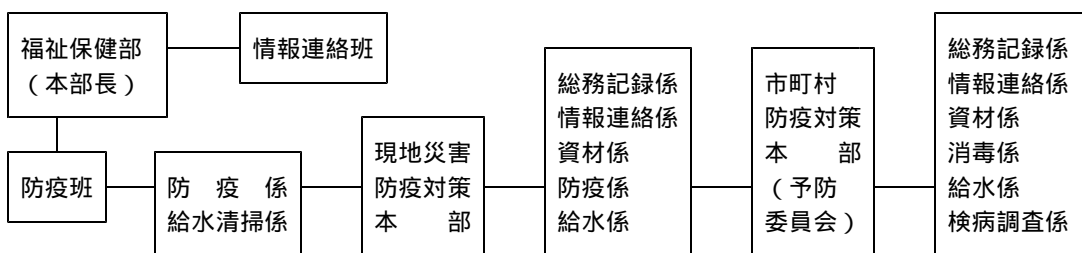
2 県の防疫措置の実施体制

- (1) 県は必要に応じて災害防疫対策本部を置く。ただし、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合にはこれに含まれるものとする。
- (2) 災害防疫対策本部は、市町村が実施する防疫活動を指導する。
- (3) また、災害の状況により災害防疫現地対策本部を置き、必要な措置を講ずる。
- (4) なお、災害防疫対策本部は、次のものについて、市町村への指示・命令を行う。
 - ア 感染症法第27条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
 - イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ属、昆虫等の駆除に関する指示
 - ウ 感染症法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
 - エ 感染症法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
 - オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令
- (5) 市町村長から応援の要求（所轄保健所経由）を受けたときは、他の市町村による応援措置を講じ、又は県の防疫組織により直接応援を行う。

（指導、指示、命令、応援の措置等）



（連絡、報告、応援の要求等）



3 県の防疫組織運営方法

- (1) 防疫組織の運営は、次の編成によって実施するものとする。

本部長	班・係名	業務内容
県災害防疫対策本部	情報連絡班	災害防疫対策本部の編成並びに統合調整 各部局及び関係機関との連絡調整並びに各種報告 災害防疫対策経費の経理 災害情報の収集と伝達 予防情報、衛生教育の実施
	防疫係	給水並びに清掃活動の実実施計画の樹立及び指導
	防疫班	災害防疫実施状況及び感染症発生状況の把握 各種報告例の指導徹底 感染症予防対策の実施指導 防疫器具の確保 各種防疫薬剤の需給調整 予防接種計画の樹立

本部署名	班・係名	業務内容	
現地災害防疫対策本部	総務記録係	各係の編成並びに統合調整 県災害防疫対策部及び市町村防疫対策本部との連絡調整 災害防疫対策経費の経理 災害防疫業務の記録整備	
	情報連絡係	災害情報の収集と各係への伝達 予防思想の普及並びに衛生教育の実施 災害状況の報告 市町村災害防疫諸報告の取りまとめ並びに作成指導	
	資材係	管内における災害防疫資材の需給調整 食品及び飲料水の衛生指導 埋葬についての指導	
	防疫係	防疫班	消毒並びにねずみ属、昆虫等駆除の実施指導 感染症予防対策の実施指導 感染症患者の入院措置 消毒用薬剤器具の所要数量の確保
		検病調査班	災害地の検病調査指導 感染経路調査 患者の診断及び入院
		細菌検査班	採便 検菌
給水係	給水実施指導		

- (2) 県は、概ね次の方法により検病調査を実施するものとする。
- ア 保健所は感染症患者の発生状況を正確に把握し、下痢、有熱患者が現に発生している地域、避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じて順次実施するものとする。
 - イ 知事は、検病調査により必要があると認める地域の住民に対して、感染症法第17条第2項及び第45条第2項の規定による健康診断を行う。
- (3) 災害時における感染症の予防に関する注意事項、感染症発生状況等の有線放送の活用又は報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に周知徹底を図るものとする。
- (4) 防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図り、市町村長の要請に基づき調達あっせんを行う。
- (5) 県は、災害の発生による感染症患者、又は保菌者の多発に備え、被災地域方面の感染症指定医療機関を確保するとともに、その他医療機関の協力体制及び患者移送に関して迅速かつ適切に行う体制の整備を図る。
- (6) 県は、感染症指定医療機関に入院出来ない患者を受け入れるため臨時医療施設を設置した場合、医療救助計画第1章「医療（助産）救護の実施」により、医療従事者を確保するとともに及び所要の体制整備を行う。

4 市町村における防疫業務

- (1) 物件に係る防疫措置
- 知事の指示に基づき、被災地地域及びその周辺の地域について物件に係る防疫措置を実施する。この場合、溝きょ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。
- 実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところにより実施する。
- (2) 避難所の防疫指導
- 多数の者が避難した避難所は、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点を置いて防疫活動を実施するものとする。
- ア 検病調査
 - イ 物件に係る措置の方法、消毒の実施
 - ウ 集団給食の衛生管理
 - エ 飲料水の管理
 - オ その他施設内の衛生管理
- (3) 患者等に対する措置
- ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されるため、県内の感染症指定医療機関等の確保と患者又は保菌者の搬送体制の確立を図り、速やかに入院の勧告又は措置をとるものとする。
 - イ 交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。
 - ウ やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、し尿等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。
- (4) 消毒方法
- ア 知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施するものとし、実施要領は感染症予防法施行規則第14条に定めるところによるものとする。
 - イ 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い、使用便利のよい場所に配置する。
- (5) ねずみ属、昆虫等の駆除
- ア 県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ属、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第15条に定めるところによるものとする。
 - イ ねずみ属、昆虫等の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。
- (6) 生活の用に供される水の供給
- 県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

第3節 食品衛生対策

1 実施責任者

災害時における食品関係事業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導は、原則として県が行うものとする。

2 指導方法

食品衛生監視員の指導により現地指導を徹底的に行い、事故の発生を防止する。主な指導事項は次のとおりである。

- (1) 避難所に対するもの
 - ア 手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起
 - イ 被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導
- (2) 炊き出し施設に対するもの
 - ア 給食用施設の点検
 - イ 給食に用いる原材料、食品の検査
- (3) 営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

3 業者団体の活用

災害の規模が大きく食品衛生監視員のみでは十分な監視活動が不可能な場合には、状況により食品衛生協会の協力を求め、食品衛生監視員と緊密な連絡のもとに監視活動に当たるものとする。

4 避難所で食中毒が発生した場合の対応

- (1) 避難場所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。
- (2) 食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。
この場合、食糧の調達担当たる県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。
- (3) 食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県本部へその旨を通知する。

第4節 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に獣医師会、農業共済組合連合会、市町村等の協力を得て、防疫、診療に必要な組織をその都度編成し、次により対処するものとする。

2 家畜の防疫

- (1) 県は家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ属、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じて、家畜の伝染性疾患の発生予防に努めるものとする。
- (2) 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾患の発生予防に努めるものとする。
- (3) 県又は市町村は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しゃ断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

3 家畜の診療

被災地域で編成した家畜診療班のみで診療を実施することが不可能な場合、又は不適當であると認められる場合には、被災地域外からの診療班の応援を求めるものとし、被災地区の家畜保健衛生所及び県において計画実施に当たるものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 防疫対策の実施

- (1) 物件に係る措置
- (2) 避難所の防疫指導
- (3) 患者等に対する措置
- (4) 消毒の実施
- (5) ねずみ属、昆虫等の駆除

- (6) 生活用水の使用停止に伴う水の供給
- 2 食品衛生対策の実施

第4章 入浴支援

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

第2節 実施方法

1 実施機関

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は、市町村が行う。

県は、市町村だけでは入浴対策の実施が困難な場合に、これを支援する。

2 実施の方法

市町村は以下の方法により、入浴支援を行う。

- (1) 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。
- (2) 簡易保険施設との協定に基づく浴場の開放や、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。
- (3) 公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。
 - ア 浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。
 - イ 仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。

第3節 県における応援計画

市町村から入浴設備及び浴場用水の確保に係る支援要請があったときは、それぞれ次の方法により実施する。

1 仮設入浴設備の供給

- (1) 県は、自衛隊に対して仮設入浴設備の供給を要請する。
- (2) また、県は、あらかじめ保有するリストをもとに、県内レンタル業者に対しユニットバス等の供給可能数量を確認し、供給可能な業者に対し当該入浴設備の運搬・設置を要請する。

2 浴場用水の給水

- (1) 県は、自衛隊に対して入浴支援を要請する。なお、自衛隊が保有する野外入浴セット（貯水タンク10,000リットルの場合）による入浴可能人員数は、1日あたり約1,200人である。
- (2) また、県又は市町村は、給水車等を所有する機関に要請して確保するとともに、これらを活用して給水を実施するとともに、被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3 留意事項

道路が寸断されて輸送が困難な場合は、ヘリコプター等による輸送を検討する。

第4節 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、県及び市町村、その他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害時の入浴施設の確保
- 2 浴場用水の給水
- 3 入浴施設に関する住民広報

第5章 動物の管理

（県生活環境部、県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ペット

愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

(2) 特定動物

ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

第2節 危険動物等の管理対策

1 実施責任

被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、県が行う。

2 特定動物の実態把握

県は、被災地において飼育されていることを把握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。

3 危険な動物の収容

県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

4 収容施設の確保

東中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。

第3節 ペットの管理対策

1 実施責任

被災地におけるペットの管理指導は、原則として県が行うものとするが、市町村、獣医師会の協力を得て、以下のとおり対処するものとする。

2 ペットの管理指導

県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの管理方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

3 動物の引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。

収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。

4 収容施設の確保

東中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。

5 避難に伴うペット対策

避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。

(1) 市町村は、当該避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。

(2) 避難所へのペットの同伴ができないため飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる等必要性が認められる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設収容施設を整備する。

また県生活環境部は、動物愛護団体やボランティア等の支援を受けられるよう、環境省所管の動物愛護関連4団体（日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、日本動物保護管理協会）及び日本獣医師会により構成される緊急災害時動物救援本部事務局（日本動物愛護協会事務局内）に対し、応援要請を行う。

また、災害応急対策編（共通）第10部第2章「ボランティアとの協働」により支援を受けるための手配等を行う。

(3) 県生活環境部は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当たる。

(4) 県生活環境部は、あらかじめ確保した調達ルート等により、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に

努める。

また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。

6 その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）

第4節 死亡獣畜の処理

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

- （1） 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が所轄市町村の許可を受けて行うものとする。
- （2） 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、市町村が実施するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 避難所でのペット受入れ体制の整備

災害応急対策編（共通）

第10部

共助協働推進計画

第1章 民間との協力体制の推進

（県防災局）

第1節 目的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 民間団体との協働

1 実施責任者

- (1) 民間団体の協力要請は市町村が実施する。
- (2) 市町村が要請を実施できない場合にあっては、県が要請を行う。

2 対象団体

- (1) 青年団 (2) 婦人会 (3) 町内会 (4) 集落会

3 協力要請等の順序

- (1) 市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。
- (2) 市町村は、民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

ア 応援を必要とする理由	イ 作業内容	ウ 従事場所及び就労予定時間
エ 所要人員	オ 集合場所	カ その他必要事項

4 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する炊き出し (2) 被災幼児の託児、保育 (3) 被災者救出
- (4) 救助物資の輸送配給 (5) 清掃防疫援助 (6) その他応急対策に必要な事項

第3節 民間企業との協働

1 実施責任者

- (1) 民間企業の協力要請は県又は市町村が実施する。

2 対象団体

- (1) 県及び市町村との応援協定締結事業所
- (2) その他、災害時に県、市町村の防災活動に協力可能な事業所

3 協力要請等の順序

- (1) 県及び市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。

ア 応援を必要とする理由	イ 作業内容	ウ 従事場所及び就労予定時間
エ 所要人員	オ 集合場所	カ その他必要事項

4 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- (1) 初期消火や人命救出・救護活動
- (2) 救援活動に必要な資機材・車両などの提供
- (3) 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供
- (4) 避難場所等の提供
- (5) その他応急対策に必要な事項

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害時における民間団体又は民間企業への協力要請

第2章 ボランティアとの協働

（社会福祉協議会、日本赤十字社、県医師会、県福祉保健部）

第1節 目的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

*以下、本章において、次のとおり記載する。

鳥取県社会福祉協議会・・・「県社協」

社会福祉協議会・・・「社協」

第2節 実施責任者

ボランティアの受入・派遣については、県社協、各市町村社協、県及び県医師会が行う。

なお、ボランティアの受入、派遣に当たっては、実施責任者はその作業ごとの安全衛生の確保、危険の回避等について最大限の注意を払うものとする。

（参考：災害に関連する各種ボランティアの整理表）

種類	活動内容	派遣団体等	備考
生活支援ボランティア	被災者への様々な生活支援や、日常生活復帰のための支援活動等	1 社会福祉協議会が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・派遣 2 日赤鳥取県支部から赤十字奉仕団を派遣	本章による
医療救護ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	1 日赤鳥取県支部から赤十字医療救護班を派遣 2 医師会が募集・受付する医療関係者等を登録・派遣 3 県看護協会に登録した災害時派遣ナースを派遣	本章による 災害応急対策編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護の実施」参照
清掃ボランティア	廃棄物の収集、分別等	社会福祉協議会が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・派遣	災害応急対策編（共通）第9部第2章「障害物の除去」参照 大規模事故対策編第2部第5章「海上災害応急対策」参照
通訳ボランティア	避難所等における手話通訳、外国語通訳等	社会福祉協議会が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・派遣	災害応急対策編（共通）第5部第2章「避難所の設置運営」参照
入浴支援ボランティア	仮設浴場の設置、湯の提供等	観光協会等の業種団体からの申し出等があった場合に限る。	災害応急対策編（共通）第9部第4章「入浴支援」参照
被災建築物応急危険度判定	建物の倒壊等の危険性を調査し、建物使用の可否を判定	県建築士事務所協会から、県地震被災建築物応急危険度判定士として登録された民間判定士を派遣	災害応急対策編（共通）第11部第2章「建築物応急危険度判定」参照
被災宅地危険度判定	宅地の被害状況を迅速的確に把握し、危険性を判定	被災宅地危険度判定士として認定登録された土木・建築等の技術者を派遣	災害応急対策編（共通）第11部第3章「被災宅地危険度判定」参照
土木防災ボランティア	被災情報の通報、被害拡大防止の助言、応急措置への対応等の支援	県土整備部OB技術職員を対象に登録	自発的又は県からの要請に応じて活動を行う。
動物救援ボランティア	被災動物等の保護、救護活動	緊急災害時動物救援本部等の協力を得て現地本部が募集・受付するボランティアの参加希望者を登録・派遣	災害応急対策編（共通）第9部第5章「動物の管理」参照

第3節 ボランティアの受入及び派遣

1 県

- (1) 県（福祉保健部）は、県社協及び日赤鳥取県支部に対して、被災状況についての情報提供を行う。特に、交通、ライフライン等の情報提供を徹底し、ボランティア活動が円滑に運営されるよう配慮する。
- (2) 県災害対策本部は、災害が複数市町村にわたる場合、必要に応じて各市町村のボランティアのニーズについて把握する。県（福祉保健部）は各市町村のニーズに基づくボランティアの募集について、県社協及び日赤鳥取県支部と調整し、必要に応じてホームページ等でボランティアの募集を呼びかける。この際、円滑なボランティア活動のため、県内の交通、ライフライン等に関する情報を提供する。

2 市町村

- (1) 市町村社協と連携し、市町村ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、派遣）を支援する。
- (2) 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

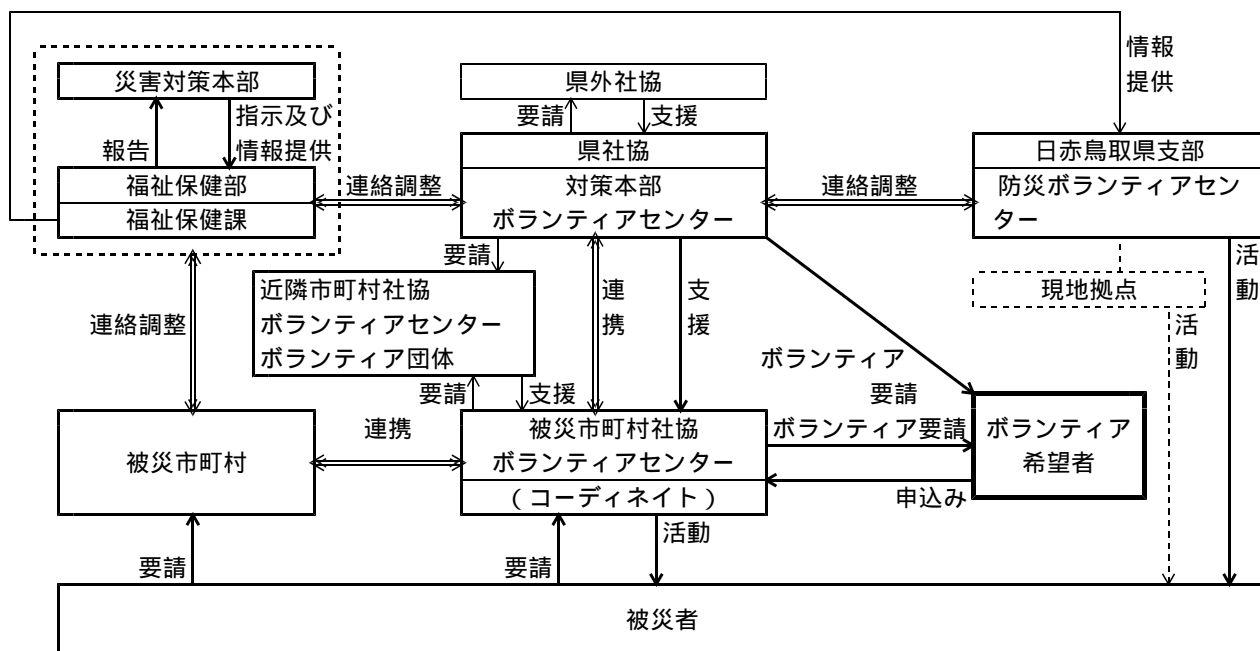
3 社協

- (1) 県社協
 - ア 被災市町村の社協に県内の被災状況（交通、ライフライン等）に関する情報を提供する。
 - イ 被災地市町村の社協、県等と連携し、広域的なボランティア派遣について調整を行う。
 - ウ 市町村社協のボランティアセンター立ち上げを支援すると共に、必要に応じ、他県の社協（ボランティアセンター）に対しコーディネーターの派遣要請を行う。
 - エ 災害ボランティア活動基金を活用し、災害ボランティア活動を支援する。
- (2) 被災市町村の社協
 - ア 市町村及び県社協と連絡調整の上、市町村ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの募集、受付及び派遣を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、市町村内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。
 - イ ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請を行う。
- (3) 被災市町村以外の市町村社協
 - 被災市町村の社協、あるいは県社協からの派遣要請を受け、ボランティアを募集、派遣する。

4 日赤鳥取県支部

- (1) ボランティアセンター
 - 日赤鳥取県支部は防災ボランティアセンターを設置する。
 - ア 防災ボランティアセンターは、防災ボランティアリーダーが中心となり、防災ボランティア地区リーダー及び防災ボランティアが参加・協力して運営する。
 - イ 防災ボランティアセンターでは以下の業務を行う。
 - a 被災者ニーズの収集・把握
 - b 日赤鳥取県支部災害対策本部と防災ボランティアとの情報共有
 - c 赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティア間の活動の調整及び協働
 - d 日赤鳥取県支部が実施する災害救助活動への参加・協力
 - e 他団体が設置したボランティアセンターへの防災ボランティアの派遣及び情報交換・連絡調整
 - f 被災者ニーズに基づくボランティア活動計画の作成・実施及び評価
 - g その他災害救助活動に必要なボランティア活動の実施
 - h 赤十字の防災ボランティア活動への参加を希望する不特定多数のボランティアの受入
 - i 防災ボランティア活動の記録・広報
- (2) ボランティアの現地拠点
 - 日赤鳥取県支部は、必要に応じて被災地に防災ボランティアの活動に係る連絡調整のための拠点を設置し、これを防災ボランティア地区リーダーが中心となり、日赤鳥取県支部現地災害対策本部と協調しながら運営する。
- (3) 防災ボランティアへの支援
 - 日赤鳥取県支部は、防災ボランティアに対し必要な情報や物資等を調達・提供する。

ボランティア受入体制図



第4節 医療救護ボランティアの受入等

1 県

- (1) 県（総合事務所福祉保健局）は、市町村と連携の上、各市町村の救護所の状況把握に努め、必要な情報を県本庁に報告する。
- (2) 県本庁は、各総合事務所福祉保健局及び市町村の情報を収集するとともに、県外の医療救護関係ボランティアの受付を行い、日赤の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に依頼する。

2 医師会

- (1) 災害発生地区の医師会は、随時受け付けたボランティア及びリストに基づき、県（総合事務所福祉保健局）市町村と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼する。
- (2) 災害発生地区以外の地区医師会は、地区内のボランティアを受け付け、県（総合事務所福祉保健局）及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼する。
- (3) 県医師会は、県本庁と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導に当たる。

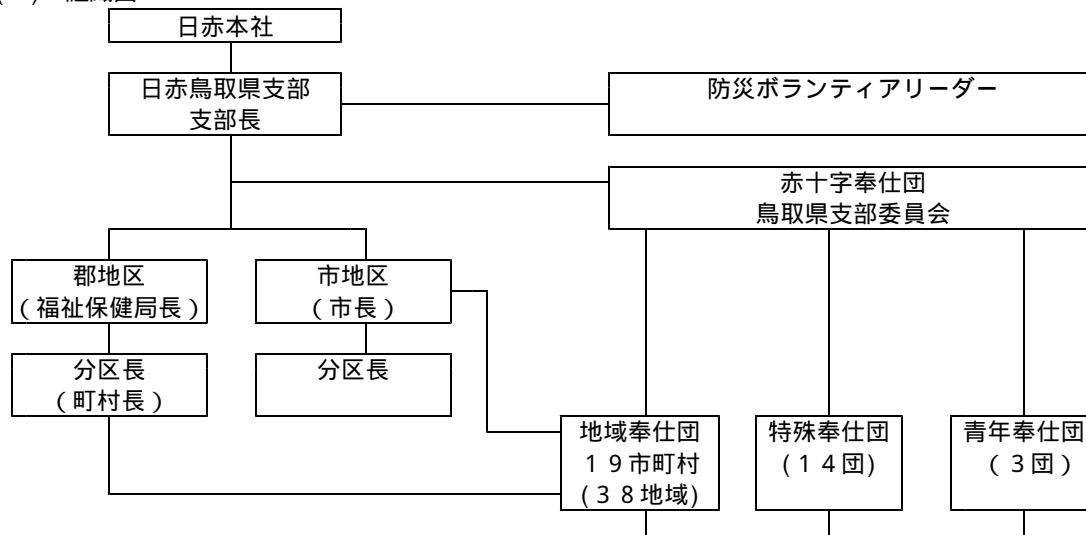
3 日赤鳥取県支部

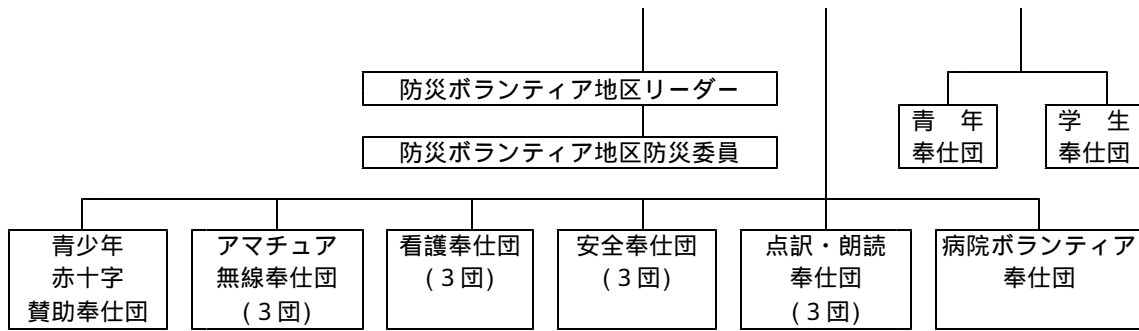
他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地での情報を関係機関に提供する。

第5節 赤十字奉仕団への要請

1 赤十字奉仕団の組織

(1) 組織図





(2) 赤十字奉仕団等の現況
資料編のとおりである。

2 協力要請等

(1) 市町村は、赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、日赤鳥取県支部に応援協力の要請を行う。

日赤鳥取県支部連絡先	日本赤十字社鳥取県支部事業推進課 電 話 0857-22-4466、26-8367 (夜間・休日)090-7998-9372 (緊急携帯電話) ファクシミリ 0857-29-3090
------------	--

(2) 市町村は、協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- | | | |
|--------------|--------|----------------|
| ア 応援を必要とする理由 | イ 作業内容 | ウ 従事場所及び就労予定時間 |
| エ 所要人員 | オ 集合場所 | カ その他必要事項 |

3 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|--------------|-----------------|
| (1) 被災者に対する炊き出し | (2) 避難所の物資管理 | (3) 被災者への情報サービス |
| (4) 救助物資の輸送配給 | (5) 清掃防疫援助 | (6) 安否確認 |
| (7) その他応急対策に必要な事項 | | |

(参考)

赤十字ボランティアは、「地域赤十字奉仕団」「青年赤十字奉仕団」「特殊赤十字奉仕団」の3つのグループと、個人で参加する「個人ボランティア」に分かれる。

1 地域赤十字奉仕団

市町村の地域ごとに組織され、各地域で計画した活動を行う。

2 青年赤十字奉仕団

青年が結成する赤十字のボランティアグループ。

- (1) 青年赤十字奉仕団...社会人や学生で結成される。
- (2) 学生赤十字奉仕団...大学など、学内で組織される。
- (3) 看護学生赤十字奉仕団...看護学生で構成される。

3 特殊赤十字奉仕団

無線、看護、点訳、救急法指導等の様々な専門技術を活かし、ボランティア活動を行おうとする人々で組織されている。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 ボランティアの受け入れ、派遣
- 2 市町村社協との調整
- 3 赤十字奉仕団の協力要請

災害応急対策編（共通）

第11部

住宅対策計画

第1章 宅地・建物の被災判定の総則

（県防災局、県生活環境部、県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定、及びり災証明の発行に係る総則的事項を定めることを目的とする。

第2節 被災判定の総則的事項

1 被災判定の区分

(1) 応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

ア 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

ウ 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

エ なお、この調査は、り災証明の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

(2) 被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

(3) 被害認定〔り災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

ア 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村がり災証明を発行する。

イ り災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

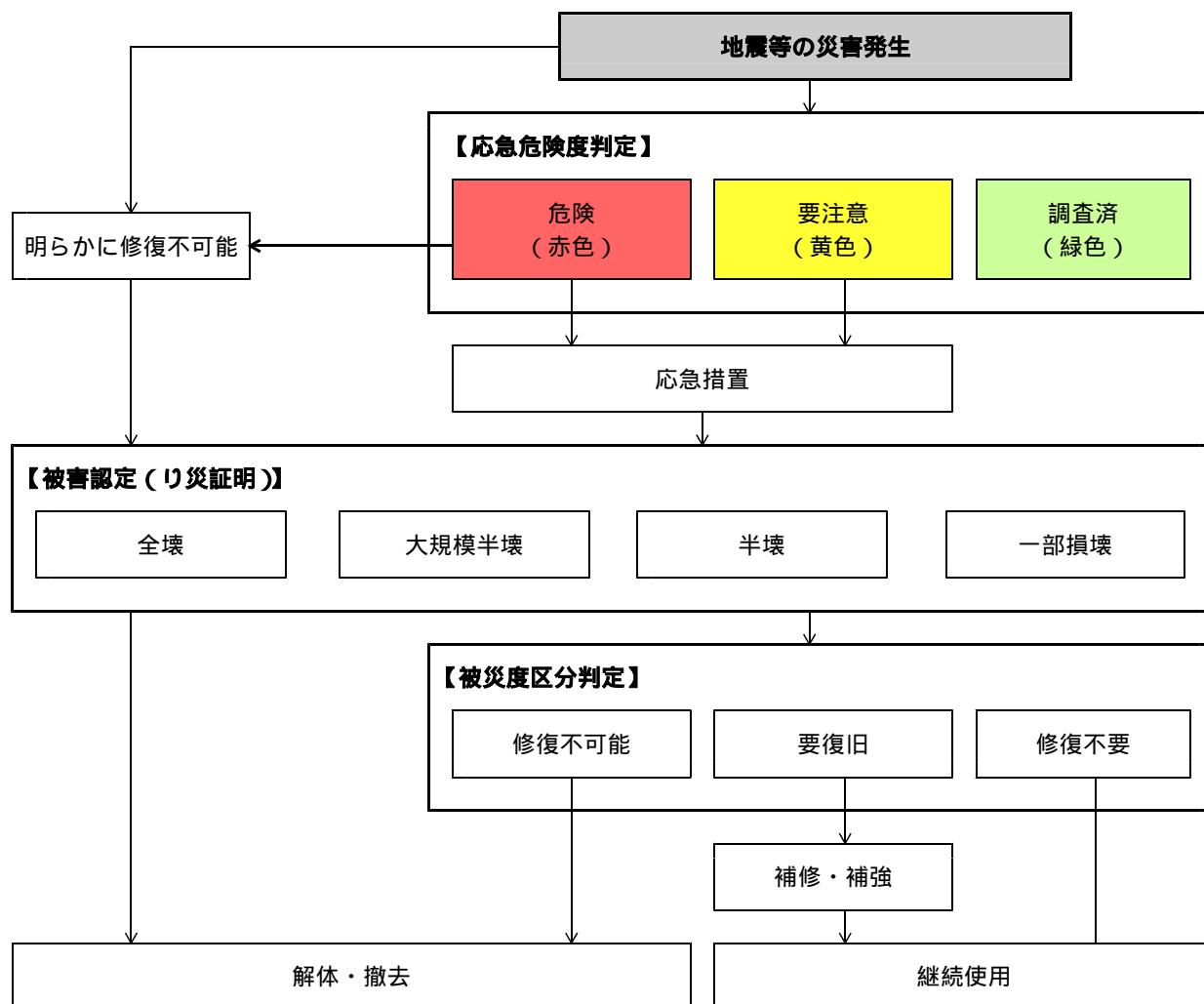
【被災判定の一覧】

区分	応急危険度判定		被災度区分判定		被害認定（り災証明）	
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定		応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明	
法的根拠	規定なし		規定なし		規定なし 地方自治法第2条の自治事務の一環として実施	
実施者	県、市町村		建物所有者		市町村、消防署	
主な支援組織等	(社)鳥取県建築士会		建物所有者と建築技術者等が契約を締結して実施		県、(社)鳥取県建築士事務所協会	
調査料	無料		有料		無料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	復旧不要	継続使用	全壊	居住のための基本的機能を喪失
	要注意	建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要	要復旧	復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施 損傷程度で細分判定	半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失 (損害割合20～49%)
					大規模半壊	同じ (損害割合40～49%)

区分	応急危険度判定		被災度区分判定		被害認定（り災証明）	
判定結果の意味等	調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	復旧不可能	解体・撤去	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の破損
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		調査報告書		り災証明書を発行	
参考となる基準・手順等	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会） 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県）） 		<ul style="list-style-type: none"> 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（財）日本建築防災協会） 		<ul style="list-style-type: none"> 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） 「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県）） 	

- 「応急危険度判定」と「被害認定（り災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）
- 被災判定の実施フローは次のとおりである。

【被災判定の実施フロー】



被害認定（り災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

第3節 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受つつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

2 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

3 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、市町村内は当然のことだが、できる限り県全域においても同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることのないよう、適正な判定を行うものとする。

4 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

5 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないよう、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 応急危険度判定の実施
- 2 被害認定（り災証明）の実施

第2章 建築物の応急危険度判定

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、地震時において被災した建築物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 被災建築物の応急危険度判定の実施

応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び、危険と思われる建築物について県及び市町村が実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

1 市町村の実施体制

市町村は、地震等により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置し、県に報告を行うとともに、判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 県の実施体制

- (1) 県生活環境部は、震度5強以上の地震が発生した場合、被害情報等の収集を開始する。
- (2) 県災害対策本部長は、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市町村から応急危険度判定の支援要請があった場合、県生活環境部長に対し、応急危険度判定支援本部を設置し、判定の実施に関して必要な支援を行うよう指示するものとする。
- (3) 応急危険度判定支援本部長に、住宅政策課長を充てる。
- (4) 東中西部の各総合事務所生活環境局に、応急危険度判定支援支部を設置する。
- (5) 被災市町村からの要請に基づき、国土交通省（判定支援調整本部）や県建築士会、被災地外の市町村との調整等を行い、判定士、応急危険度判定コーディネーターの派遣等を行う。
- (6) 判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は、国土交通大臣及び他の都道府県に対し支援要請を行うなどにより、人員確保に努める。

3 制度の趣旨の周知

実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

- (1) リ災証明発行のための被害認定とは異なること。
- (2) 建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 被災建築物の応急危険度判定の実施

第3章 被災宅地の危険度判定

（県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

第2節 被災宅地危険度判定の実施

1 市町村の実施体制

- (1) 市町村は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。
- (2) 危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
- (3) 市町村は、必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 県の実施体制

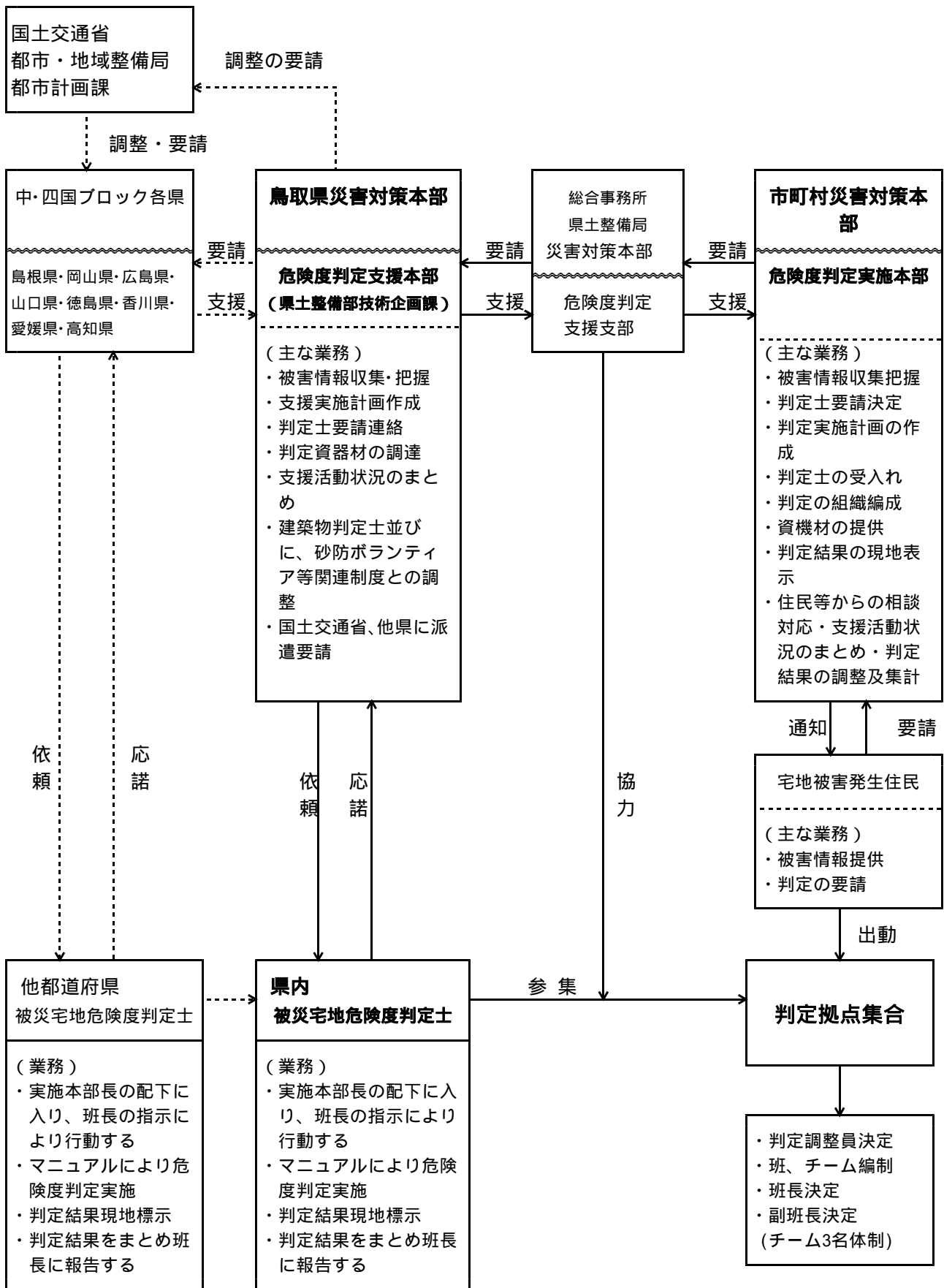
- (1) 市町村からの支援要請があった場合、災害対策本部に危険度判定支援本部を設置する。
- (2) 危険度判定支援本部長に、技術企画課長を充てる。
- (3) 危険度判定支援本部は、被災市町村からの要請に基づき、被災宅地危険度判定士に協力要請を行う等の措置を講じる。
- (4) 各総合事務所県土整備局に、危険度判定支援支部を設置する。
- (5) 判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は国土交通大臣、若しくは他の都道府県知事等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被災宅地の応急危険度判定の実施

被災宅地危険度判定 実施フロー



第4章 被害認定及びり災証明の発行

（県防災局、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（り災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法の適用の可否及び被災者が各種の支援策を受ける際に必要となるり災証明の発行を、迅速確実に実施することを目的とする。

第2節 被害認定の実施

1 実施主体

- (1) 被害認定に係る現地調査及びり災証明の交付は、市町村が実施する。
- (2) 県は、被害認定に係る技術的・人的支援を行う。

2 市町村の実施体制

- (1) 住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県生活環境部に派遣要請を行う。
- (2) 建築士の派遣を受けるに当たっては、社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。
- (3) 現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じてり災証明として交付する。

3 県の実施体制

- (1) 市町村から建築士の派遣要請があった場合、社団法人鳥取県建築士事務所協会に建築士の派遣を要請する。
- (2) その他、市町村や社団法人鳥取県建築士事務所協会と、必要な連絡調整を行う。

4 調査基準等

- (1) り災証明により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月内閣府通知）」等に従って判断することとする。（別表1「災害救助法による被害状況認定基準」のとおり）
- (2) また、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。

別表1 災害救助法による被害状況認定基準

被害区分	認定基準
人的被害	死者 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
被害	行方不明 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負傷 (重傷者) (軽傷者) 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	全壊 全焼 流出 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再生することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 半焼 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおり再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水 浸水がその床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

- (注) 1. 「一部破損」とは、住家の破損程度が半壊に達しない程度のものとする。
 2. 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
 3. 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所棟は母屋に含め1棟とするが、二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とする。
 4. 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念の住家であるかどうかは問わない。
 5. 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3節 り災証明の発行

り災証明は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などでり災事実の証明が必要なときに、市町村が被害状況を調査・確認の上、発行する。

なお、平成12年に発災した鳥取県西部地震におけるり災証明書の発行申請は、14市町村で行われ、合計約1万7千件に及んだ。

り災証明の発行根拠等

り災証明書は、災害救助法による各種施策や税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める自治事務として、被災者支援制度に幅広く活用されることを目的に、市町村長又は消防署長が証明を行う。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被害認定に係る現地調査の実施
- 2 り災証明の発行

第5章 応急仮設住宅の建設

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設を行い、生活再建の場を確保することを目的とする。

第2節 住宅の応急仮設（災害救助法適用の場合）

災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定を締結した団体（社団法人プレハブ建築協会）の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。施設の規格や供与の期間等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

1 実施者

県が行うものとする。ただし、県が直接設置することが困難な場合には、県が設計書を提示し、市町村に委任する。

2 対象者

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

3 建設戸数及び入居者の決定

県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う。）

市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定めて、県に調査書を提出するものとする。

4 建設用地の選定

用地の選定・確保は市町村が行う。なお、選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所として、公共用地等を優先する。（公有地を原則とするが、無償提供される民有地等も可）

5 応急仮設住宅の管理

- (1) 管理は市町村が、県の委託を受けて行うものとする。
- (2) 供与に当たっては、市町村は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けたのち入居させるものとする。
- (3) 入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

6 応急仮設住宅建設の留意事項

- (1) 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。
- (2) 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。
- (3) 災害救助法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年とされる。その期間の延長を図るべき場合における厚生労働省との連絡調整は、県が行うものとする。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害の指定、及び建築基準法上に基づく応急仮設建築物の許可期間の延長が必要）

第3節 災害公営住宅の建設

(1) 市町村は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

(2) なお、以下に該当する場合には、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）

ア 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

- (ア) 被災地全域で500戸以上
- (イ) 一市町村の区域内で200戸以上
- (ウ) 区域内の住宅戸数の1割以上

イ 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

- (ア) 被災地全域で200戸以上
- (イ) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住宅の応急仮設対策の実施
- 2 災害公営住宅の建設

第6章 住宅の応急修理

（県福祉保健部・生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面日常生活が営めず、自らの資力では応急修理できない世帯に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行うことで、生活の場を確保することを目的とする。

第2節 建設資機材及び建設業者の把握

- (1) 県は、災害発生時には、応急復旧に要する資機材を調達可能な業者を確認するものとする。
- (2) また、建築業者等が不足するときは、他の都道府県又は市町村に協力を求める。

第3節 住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

1 実施者

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され知事はその権限を委任した場合に、市町村が現物をもって実施するものとする。

2 対象者

災害により住家が破損し、居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行う。

- (1) 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力では応急修理できない者

3 応急修理の実施方法

- (1) 修理家屋の選定は、県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を県に提出するものとする。
- (2) 修理場所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象とする。
- (3) 法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するよう努めることとなっているため、1月以上を要することが予測される場合、県は、あらかじめ事態等に即した必要な期間を厚生労働省と協議し、実施期間の延長を実施する。

4 修理の基準等

修理の基準等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

5 事業者等との連携

県は、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うよう努めるものとし、災害救助法が適用されない場合においても、市町村等による住宅応急修理の促進策について協力・連携する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害救助法に基づく住宅の応急修理

第7章 住宅再建対策

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者住宅再建支援金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し地域の維持と再生を図ることを目的とする。

第2節 鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用

1 条例適用の要件

- (1) 対象となる自然災害
- ア 県内で10戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの
 - イ 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は被災地域の所在する市町村の著しい財政悪化を招くおそれのあるもの
- (2) 支給対象
- ア 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
 - イ 全壊世帯の居宅の補修
 - ウ 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
 - エ 大規模半壊世帯の居宅の補修
 - オ 半壊世帯の居宅の補修
 - カ その他、知事が参加市町村に協議して定める事業
- 全壊世帯：自然災害により居住する住宅が全壊した世帯、又は半壊（居宅の敷地に被害が生じた場合を含む。）し、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第2条第2号口の事由により当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯、若しくは法第2条第2号ハの事由により、当該住宅が長期にわたり居住不能となることが見込まれる世帯。
- 大規模半壊世帯：自然災害により居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯。
- 半壊世帯：自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は損壊割合が一定規模（割合）を超えるもの。

2 支給条件

下表に示す条件の範囲内で支給される。

区分	完了期間	申請期間	交付限度額
上記 (2)支給対象 アの場合	3年	2年	300万円
イの場合			200万円
ウの場合			250万円
エの場合			150万円
オの場合	2年	1年	100万円
カの場合	知事が参加市町村に協議して別に定める。		

3 鳥取県被災者住宅再建支援条例の適用事務

- (1) 県
鳥取県被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- (2) 市町村
住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ県への提出等を行う。

第3節 住宅関連施策

その他、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う住宅関連施策の概要は、次のとおりである。

県、市町村及び関係機関は、これらの措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

名称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）の利子補給（ ）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給（6年間）	県（住宅政策課）

名称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害復興住宅建設資金（県の上乗せ融資）の貸付及び利子補給（ ）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子 ＜融資限度額＞ 400万円（6年間無利子）	県（住宅政策課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と協議の上、必要により被災市町村に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知	県（住宅政策課）
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と連携し、資金のあっせん等を行う	県（住宅政策課）
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんに ついて、災害復興住宅融資と同様の措置を講ずる	県（住宅政策課）
民間賃貸住宅への家賃補助（ ）	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 ＜補助限度額＞ 月額3万円	県（住宅政策課）
民間借り上げ空き家への家賃補助（ ）	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 ＜補助限度額＞ 月額3万円	県（住宅政策課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 350万円（10年以内に償還、6年間無利子）	県（福祉保健課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 住宅改築等資金として226万円（6年間無利子）	県（子ども家庭課）
県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の可否、その期間について判断（被災された方が県営住宅に入居された場合に、1年間家賃を全額免除）	県（住宅政策課）
県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住宅に困窮している場合に、県営住宅の空き家の状況に応じて入居できる	県（住宅政策課）

（注）表中（ ）は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要（災害の態様により異なる場合がある）

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 鳥取県被災者住宅再建支援条例に係る被害認定等の取りまとめ
- 2 住宅関連施策の住民への広報、周知

災害応急対策編（共通）

第12部

文教対策計画

第1章 応急教育

（県教育委員会、企画部）

第1節 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置することを目的とする。

第2節 実施責任者

- (1) 文教施設の被災は、直接児童、生徒に重大な影響を及ぼすので、第一次的には学校長が応急対策を実施するものとする。
- (2) 市町村立の学校にあっては市町村教育委員会が、県立の学校にあっては県教育委員会が二次的に応急対策を実施するものとする。
- (3) 県教育委員会は、市町村教育委員会が実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとする。
- (4) なお、国立学校及び私立学校においては、本計画に準じそれぞれ必要な対策を講ずるものとし、県（企画部）はこれを支援するものとする。

第3節 応急教育実施計画

1 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに県又は市町村教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (2) 県又は市町村教育委員会は、災害の実状に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 応急教育の実施場所

文教施設が被災した場合、学校長又は教育委員会は、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

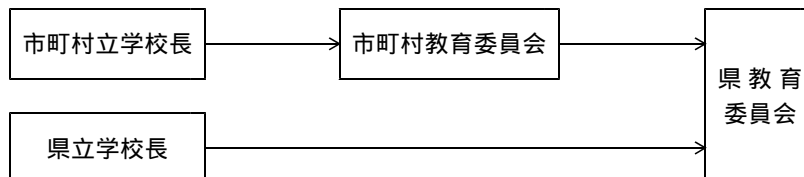
- (1) 簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- (2) 被災のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮の上、公民館、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。
- (4) 広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

3 応急教育の方法

学校長は、文教施設及び児童生徒の被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。

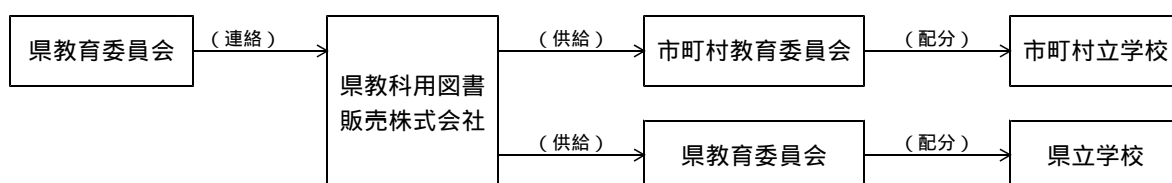
4 児童、生徒の災害援助に関する措置

- (1) 教科用図書の供給あっせん
 - ア 教科用図書被災状況の報告
 - (ア) 市町村立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、市町村教育委員会に報告するものとする。
 - (イ) 市町村教育委員会は、市町村内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するものとする。
 - (ウ) 県立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、県教育委員会に報告するものとする。



イ 教科用図書の調達

- (ア) 県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び市町村教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。
- (イ) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。



ウ 費用は有償とする。

- (2) 就学困難な児童、生徒に係る就学援助
「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」による。
- (3) 特別支援学校児童、生徒等の就学援助
「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」による。

5 授業料等の減免及び奨学資金の貸与等

- (1) 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免
 - ア 授業料...家屋等の全壊又は半壊の場合全額免除、それ以外の場合半額免除
 - イ 入学選抜手数料及び入学料...家屋等の全壊又は半壊の場合、全額免除
- (2) 奨学資金の貸与及び返還猶予
 - ア 鳥取県育英奨学資金の貸与及び返還猶予
 - イ 鳥取県進学奨励資金の返還猶予

6 教員確保措置

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

- (1) 臨時参集

教員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。
ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

 - ア 参集教員の確認
各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名・職・氏名を確認し、人員を掌握する。
 - イ 参集教員の報告
学校で掌握した参集教員の人員等については、別に定める報告系統により県教育委員会に報告する。
 - ウ 県教育委員会の指示
県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び市町村教育委員会に対し教員の配置等適宜指示連絡をする。
 - エ 児童・生徒への臨時的対応
通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって児童・生徒の安否確認、生活指導に当たらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。
- (2) 退職教員の活用
災害により教員の確保が困難で、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

7 給食の措置

給食施設が被災したときは、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- (1) 被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）の早期調査把握
- (2) 災害地に対する学校給食用物資の補給調整
- (3) 衛生管理、特に食中毒等の事故防止

8 保健衛生の管理

学校の保健衛生については、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

- (1) 校舎内外の清掃、消毒
- (2) 飲料水の使用
- (3) 児童、生徒の保健管理及び保健指導
- (4) 児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 文教施設の応急復旧対策の実施
- 2 応急教育の実施
- 3 児童、生徒の災害援助に関する措置
- 4 教員確保措置
- 5 給食の措置

災害応急対策編（共通）

第13部

農業災害対策計画

第1章 農林水産業災害応急対策

（県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、災害時に農作物、水産資源等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林水産業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

第2節 農作物、水産資源等の一般的な応急対策

1 事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。その措置内容（予防対策）は資料編のとおりである。

2 被害状況の把握

農作物、水産資源等に災害が発生したおそれがある場合、県（農林水産部）は速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。（被害情報の収集については、第2章「被害情報収集計画」を参照）

3 資機材の確保

農作物、水産資源等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

第3節 再作付対策

県は、被害によって再作付を必要とする場合には、次により応急対策を講ずる。

- 1 「災害対策用雑穀種子配付要綱」に基づき、雑穀種子を申請により供給する。種もみの確保について県は、農政局に対し必要な指導及び助言を依頼する。
- 2 社団法人日本種苗協会の実施する種子保管事業により確保されている野菜種子を申請により供給する。

第4節 耕地等災害

県、市町村、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

第5節 病虫害防除対策

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

1 実態の早期把握

市町村及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病虫害防除所）に緊急報告するものとする。

2 防除の指示及び実施

県は、市町村、農協等から通報された災害状況により、病虫害の防除対策を検討し、市町村に対して具体的な防除の実施を指示するものとする。

市町村は、県の指示により緊急防除班を編成して短期（3日間程度）防除を実施するものとする。

3 防除の指導

県は、特に必要と認める場合には関係職員による特別指導班を編成して、現地の特別指導を行うほか、非災害地に協力応援を依頼し、緊急防除協力班を編成して救援防除を指導するものとする。

4 農薬の確保

災害により緊急に農薬確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会鳥取県本部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼するものとする。

5 防除機具の確保

（1） 県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県下の防除機具を動員して使用するよう連絡調整を行うものとする。

（2） 市町村及び農協等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 耕地被害に係る応急復旧及び被害の拡大防止措置
- 2 病虫害防除対策の実施

災害応急対策編（共通）

第14部

被災者支援計画

第1章 生活再建対策

（県生活環境部、県福祉保健部、県商工労働部、県農林水産部、県教育委員会）

災害により被災した県民のために県、市町村等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置の概要は、次のとおりである。

県、市町村及び関係機関は、これらの措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

第1節 生活再建対策

1 被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 法適用の要件

ア 対象となる自然災害

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害
- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害
- (ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害
ただし、(ア)又は(イ)の市町村を含む県内で5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、(ア)から(ウ)に隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。
- (エ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、及び2世帯以上の全壊が発生した5万人未満の市町村

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
- エ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

(3) 大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

(4) 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する機会が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成16年10月内閣府通知に基づくもの）

- ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊または全壊に該当することになるものと考えられる。
- イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第2条第2号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取扱う。

(5) 支給条件

ア 対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の と の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給
（単位：万円）

	世帯人数	支援金			
		基礎額	住宅再建方法		
			建設・購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5

イ 対象経費

用途の限定なし

(6) 被災者生活再建支援法の適用事務

ア 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

イ 市町村

住宅の被害認定、り災証明等被災者の申請に必要な書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

ウ 申請期間

(ア) 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金(上記(5)ア)・・・災害発生後37月以内

(イ) その他の経費(上記(5)ア)・・・災害発生後13月以内

ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができる。

2 その他の生活支援対策

(1) 生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給 <見舞金上限額> 5万円	県(福祉保健課)
生活福祉資金(災害援護資金、住宅資金)の貸付	被災された低所得世帯、障がい者世帯(身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯)あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要資金を貸与 <対象事業> 住宅の改築、補修 <貸付限度額> 350万円	県(福祉保健課)
被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援 <上限助成額> 1世帯あたり10万円	県(長寿社会課)
生活福祉資金の特例貸付(小口貸付)	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金貸与 <貸付限度額> 10万円(1回限り)	県(福祉保健課) 県社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母(母子家庭となって5年未満)に生活資金として貸与 <生活資金> 月額10.3万円(2年間限度、6年間無利子)	県(子育て支援総室)
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県(健康政策課)
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県(健康政策課)
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話・訪問で心理判定員、臨床心理士等が相談実施	県(子育て支援総室) 県教委(小中学校課・体育保健課)
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委(県立図書館)

(2) 授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県(税務課)
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 <全壊・半壊> 全額免除 <上記以外の被害> 半額免除	県教委(高等学校課) 県(青少年・文教課) 県(子育て支援総室・医療政策課)
奨学資金等の返還猶予	奨学金の貸与を受けた方が、被災による奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委(人権教育課) 県(人権・同和対策課、福祉保健課、医療政策課)
専修学校等奨学資金等の年度中途申請の受付	災害等に基づく経済的理由により年度の中途において修学が困難となったとき、年度中途における奨学金の申請を受付	県(人権・同和対策課)
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委(高等学校課)

(3) 農林水産業金融

- ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん
- イ 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- ウ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あつせん
- エ 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置
- オ その他（平成12年鳥取県西部地震における主な措置）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後6年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 <貸付限度額> 120万円 / ha（貸付期間 5年）	県（林政課）

(4) 商工業金融

- ア 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。
- イ 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。
- ウ 市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。
- エ 金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図る。
- オ 鳥取県特別金融対策資金による長期低利の資金を貸付ける。
- カ 鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的に行う。
- キ 平成12年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。（利子及び信用保証料を6年間0%とする） <貸付限度額> 5,000万円（償還期限10年）	県（経済・雇用政策総室）
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	県（経済・雇用政策総室）
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸与 <貸付限度額> 5,000万円（償還期限7年）	県（経済・雇用政策総室）
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸与 <貸付限度額> 5,000万円（償還期限12年）	県（経済・雇用政策総室）
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円（信用保証0.6%）	県（経済・雇用政策総室）
同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円（信用保証0.5%）	県（経済・雇用政策総室）
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸与 <貸付限度額> 4,000万円（償還期限7年）	県（経済・雇用政策総室）
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 <貸付限度額> 6,000万円（割賦払期間7年、リースは3～7年）	県（経済・雇用政策総室）
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 <貸付限度額> 8,000万円（割賦払期間7年）	県（経済・雇用政策総室）

第2節 その他の生活確保対策

県、市町村及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

- 1 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）
- 2 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）
- 3 小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）
- 4 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）
- 5 被災児童、災害等への援護
 - (1) 県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施
 - (2) 県（福祉保健部、教育委員会）、市町村による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施
 - (3) 市町村による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

第3節 日本銀行による応急金融対策

1 通貨の円滑な供給の確保

- (1) 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、その確保のため必要な措置を講ずる。
- (2) 日本銀行は、被災金融機関の早期の営業開始やその継続性確保に関し、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、必要な要請を行う。

2 金融特別措置の実施

日本銀行は、被災者の便宜を図るため、鳥取財務事務所等関係機関と協議の上、金融機関に対し、次のような金融上の措置を適切に講じるように要請する。

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付けにも応ずること。
- (4) 災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立てができるようにすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

3 金融特別措置に対する広報

日本銀行は、金融特別措置の実施について上記2(10)、(11)の要請を行うほか、報道機関等と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被災住民のための生活再建対策の実施
- 2 同対策の広報、周知

第2章 健康及びこころのケア対策

（県福祉保健部、県生活環境部、県教育委員会、警察本部、日本赤十字社）

第1節 目的

この計画は、被災者の健康及びこころのケア対策について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 県及び市町村は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。
- 2 また、県及び市町村は、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当が必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

第3節 住民に対する健康相談等

1 巡回健康相談等の実施

- (1) 県及び市町村は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県は、市町村の要請に基づき、各総合事務所（福祉保健局）及び被災地以外の市町村から派遣可能な保健師等についての情報を収集し、巡回健康相談チームを編成し、被災地市町村に派遣を行う。なお、市町村からの要請がない場合であっても、県が必要と認めるときには同様の措置を行う。
- (3) 医師・保健師が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。
- (4) 市町村は、巡回健康相談を行うに当たり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとする。
- (5) インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

2 児童生徒への対応

県及び市町村は、学校における健康相談活動を実施するものとする。

第4節 こころのケア対策

1 他県等への保健師等の派遣要請

- (1) 被災者に対する心のケアについては、発災後長期間にわたり実施する必要があるため、従事する職員の不足が考えられるため、県は、必要に応じて他県との応援協定に基づく保健師等の派遣要請を行うものとする。
- (2) その他、必要に応じ介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。

2 日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、被災地への「こころのケアチーム」の派遣を行っている。県及び市町村はこれに協力するものとする。

3 電話相談窓口の設置

県は、総合事務所（福祉保健局）に精神科医師及び保健師等による電話相談窓口を設置し、精神保健福祉センターと連携し、被災者のメンタルケアを行う。

4 こころのケアに関する情報提供

県（精神保健福祉センター、総合事務所（福祉保健局）等）は市町村と連携して、こころのケアに関する情報の提供や知識の普及を行う。

また、県は、市町村と連携して、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

5 警察本部による被災者支援活動

- (1) 警察官等によるこころのケアの実施
- (2) 被災地に対する巡回活動を実施
- (3) 心のケア、安全指導等の実施
- (4) 自治体等の支援策、連絡窓口等を紹介

6 児童生徒への対応

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災児童に対するメンタルケア対策を実施するものとし、状況に応じて、専門家を学校に派遣するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民への健康相談等の実施
- 2 住民へのこころのケア対策の実施

第3章 義援金・義援物資の受入・配分

（県福祉保健部、県防災局、県生活環境局、県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

第2節 義援金の受入れ及び配分

1 義援金の受入れ

災害に際し、被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

<関係機関> 日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK鳥取放送局、県等

2 義援金の配分

県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、関係機関で構成する災害義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定するものとする。

(1) 関係機関

日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社協、NHK鳥取放送局、県

(2) 協議・決定事項

- | | |
|----------|----------------------|
| ア 義援金の保管 | イ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期 |
| ウ 義援金の使途 | エ その他必要な事項 |

3 義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

第3節 義援物資の受入れ及び配分

県及び市町村等は、災害応急対策編（共通）第8部食糧・物資調達供給計画の各章の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項に留意するものとする。

1 物資受入れの基本方針

- (1) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- (3) 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括してによる梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

2 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- (1) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供が義援金としての協力を依頼する。
- (2) なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

3 受入体制の広報

県及び市町村等は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- (1) 必要としている物資とその数量
- (2) 義援物資の受付窓口
- (3) 義援物資の送付先、送付方法
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

4 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び市町村等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 義援物資の受入れ及び配分の実施
- 2 受入体制の広報

災害応急対策編（共通）

第15部

ライフライン対策計画

第1章 ライフライン応急対策の調整

（県防災局、県生活環境部、県県土整備部、市町村、中国電力、鳥取ガス、米子瓦斯、
県エルピーガス協会、NTT西日本、KDDI、NTTドコモ中国）

第1節 目的

この計画は、災害時におけるライフライン機関相互の調整について定めることを目的とする。

第2節 県災害対策本部のオブザーバー派遣要請

県本部は、ライフライン復旧作業を調整するため、必要に応じ、ライフライン関係機関に対して連絡員の派遣を要請し、各機関と必要な調整を行う。

第3節 ライフライン関係機関等の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

1 鳥取ガス株式会社、米子瓦斯株式会社

- (1) 震度5弱以上で災害対策本部設置。点検を実施。
- (2) 震度5強で一般住宅のガスの供給を遮断。（マイコンメーターによる）
- (3) 地震動が60カイン以上（震度6～7相当）でガスの供給を停止。

2 中国電力株式会社（鳥取支社）

配備基準	配備体制	対応等
被害が予測される場合	警戒体制	災害準備対策室を設置
被害が発生した場合	非常体制	災害対策室を設置
社会的影響が大きい場合	特別非常体制	特別災害対策室を設置

* 震度5弱以上で自主的な出社を行う。

3 西日本電信電話株式会社（鳥取支店）

- (1) 震度5弱以上で災害対策本部を自動設置。
- (2) 震度6弱で災害用伝言ダイヤルサービスの提供を開始。
- (3) 通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制。

4 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国（鳥取支店）

- (1) 震度5弱以上で関係職員に警戒体制メールを発信。
- (2) 被害が発生した場合、災害対策室を設置。
- (3) 震度6弱を目安にiモード災害用伝言板の提供を開始。
- (4) 通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

5 西日本旅客鉄道株式会社（米子支社）

措置の基準	措置の内容
震度4（40以上80未満）	列車を一旦停止させ、点検後異常がない場合運転再開
震度5弱以上（80ガル以上）	全線列車の運転を停止し、点検実施

* 被害の規模に応じて災害対策室、災害対策本部を設置。

6 智頭急行株式会社

措置の基準	措置の内容
震度4	運転規制区間内の列車を一旦停止させ、速度制限を行い運転再開
震度5弱以上	運転規制区間の列車の運転を中止

* 被害の状況に応じて災害対策本部を設置。

7 若桜鉄道株式会社

措置の基準	措置の内容
震度4	要注意区間の列車に速度制限を行い運転
震度5弱以上	全線列車の運転を中止し、点検を実施

8 西日本高速道路株式会社（中国支社）

措置の基準	措置の内容
震度4以上	速度規制の実施
震度5弱以上	区間内の通行を止め、通行止め区間（基礎部分を含む）を点検

* 広島管制センターが通行止め区間、速度規制を決定し、料金所へ通知する。

9 日本放送協会（NHK鳥取放送局）

配備基準	放送の対応
震度2以下	関係地域で画面に地震に関する文字情報を表示
震度3～4	画面に地震に関する文字情報を表示
震度5弱～5強	画面に地震に関する文字情報を表示、または全部の放送を中止して地震情報を全国放送（状況により判断）
震度6弱以上	全部の放送を中止し、地震情報を全国放送

* 明確な基準はないが、被害の状況に応じて一種体制～三種体制の配備体制をとる。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 水道管理者による水道施設応急対策

第2章 電力施設応急対策

（中国電力）

第1節 目的

この計画は、県内における電力施設の現況を把握し、災害時に際して電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とする。

第2節 非常災害対策本部の設置

中国電力鳥取支社は、非常災害の発生が予想されるとき又は発生したときは非常災害対策本部を設置し、必要な体制を整えるものとする。

* 「中国電力鳥取支社非常災害対策実施要領」による。

第3節 応急対策要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにしておくものとする。

- 1 人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にしておくものとする。
- 2 協力会社（請負者等）及び他支社等へ応援を求める場合の連絡体制を確立するものとする。

第4節 情報の収集、連絡

災害時における情報の収集・連絡は、「中国電力鳥取支社非常災害対策実施要領」に定める組織により実施するものとする。

また、情報の連絡、指示、報告等のため、次の施設を利用するものとする。

- (1) 保安用通信設備 (2) 移動無線設備 (3) 携帯用無線設備

第5節 災害時における危険予防措置

災害時において送電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電の遮断等、適切な危険予防措置を講ずるものとする。

第6節 被害状況の早期把握

全般的被害状況の把握の遅速は復旧計画策定に大きく影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。

第7節 災害時における復旧資材の確保

- 1 現業機関においては、発電機車、復旧資材等を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保するものとする。
- 2 復旧資材の輸送は、あらゆる輸送会社の協力を得て輸送力の確保を図るものとする。

第8節 応急送電

災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる施設、官公署、報道機関、避難場所等を優先的に送電するものとする。

第9節 災害時における広報活動

送電による人災、火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通して広報するとともに、県に対しても速やかな情報提供するものとする。また、特に電力が不足している際は、住民、企業に対する節電協力を呼びかける必要がある。

県は、中国電力からの情報提供を受け、速やかに県ホームページ等で広報するものとする。

第10節 県企業局が所管する各発電施設の応急対策

県企業局は、災害時に際して発電施設の防護及び復旧を行うための所要の対策を講じ、電力供給の確保に努めるものとする。

第11節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第3章 ガス施設応急対策

（鳥取ガス、米子瓦斯、県防災局）

第1節 目的

この計画は、非常災害時におけるガスの供給確保等及びガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

ガス事業者は、その必要度、緊急度及び公共性に応じて迅速な応急措置を実施することによりガス供給の確保を図るものとする。

第3節 応急対策

- 1 ガス事業者は、緊急出動体制（人員、車両、装備、資機材連絡通報等）の充実及び、供給停止のためのバルブの増設に努めるものとする。
- 2 ガス事業者、警察及び消防署は、ガス事故が発生したことを覚知したときは、直ちに相互に通報する。
- 3 ガス事業者は、ガス製造原料及び電力を確保する。
- 4 ガス事業者は、被災施設、設備等の状況を調査、把握し、災害の状況により供給停止の処置をとり、必要に応じて導管内の残留ガスの放散を行う。
- 5 ガス事業者は、ガス事故が発生したときは、直ちに出勤して応急措置を講ずる。また、警察、消防機関においても迅速な出動を行い、住民の保護を図るため、立入禁止、避難誘導等の措置を取るとともに、付近住民に対し事故の状況の広報、取るべき措置等を徹底するよう努める。
- 6 ガス事業者は、ガスの供給停止及び再開については、あらゆる広報媒体を利用し需要家庭に周知徹底を図る。
- 7 県は、ガスに関連する県内の状況について、県ホームページ等を通して広報するものとする。
- 8 ガス施設、設備等の被災箇所を発見した者は、直ちにガス会社に通報するよう住民に協力を要請する。

第4節 応急対策上の注意点

- 1 ガスは可燃性であるので、ガス漏えいに起因する二次的災害（爆発等）を起こさないよう十分注意する。このため、必要に応じて空気呼吸器を準備するとともに、火気の取扱いには特に注意しなければならない。
- 2 ガスの供給を停止して再開する際は、コックの締め忘れによる事故が予想されるので、需要家庭全部に完全に周知徹底させる必要がある。このため、関係市町村、警察、消防機関、報道機関等に対し協力を要請する。
- 3 一般市民の立入禁止及び避難についても、関係機関の協力を要請する。

第5節 その他必要とする事項

ガス事業者は、ガス製造所内で災害が発生した時は、引火性危険物等が貯蔵されているので、化学消防車の出動を要請する。

第6節 ガス施設の所在・名称・状況等

県内における各ガス会社の施設の状況は、資料編のとおりである。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第4章 L Pガス応急対策

（県エルピーガス協会、県防災局）

第1節 目的

この計画は、災害時におけるL Pガスの供給確保及びL Pガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

県エルピーガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、L Pガス供給の確保を図る。

第3節 復旧対策

- 1 県エルピーガス協会は、緊急出動体制の充実に努める。
- 2 県エルピーガス協会、警察及び消防署は、L Pガスの事故を知った時は、被災地の防災事業所（鳥取県エルピーガス協会が指定する事業所）に通報し緊急出動体制を整えるとともに、鳥取県エルピーガス協会は災害対策本部を設置し、災害を受けていない支部・地区に対して緊急応援を求める。
- 3 県エルピーガス協会は、災害発生直後のL Pガスの二次災害を防止するために、災害発生後速やかに緊急措置点検を行うものとする。
- 4 県エルピーガス協会は、災害発生後にL Pガスの二次災害を防止するために、緊急措置点検終了後から2週間程度を目処として応急措置を行うものとする。
- 5 県は、県エルピーガス協会からの要請に基づき、L Pガスの二次災害を防止するために必要な情報を、県ホームページ等を通して広報するものとする。

第4節 L Pガスの応急供給

- 1 県は県エルピーガス協会と、県内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合のL Pガスの応急供給について、「緊急用L Pガスの調達に関する協定」を締結する。
- 2 L Pガスの応急供給における緊急用L Pガスとは、L Pガスのほかに容器、燃焼器具、その他のL Pガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。
- 3 市町村は、L Pガスの応急供給の必要性を認めるときは、県に対しL Pガスのあっせん依頼を行うものとする。
- 4 県は、「緊急用L Pガスの調達に関する協定」に基づき、県エルピーガス協会にL Pガスの供給要請を行うものとする。
- 5 県エルピーガス協会は、県からの要請に基づき製造事業所（充填所）応急供給の指示を出し、供給物資の搬送を行わせるものとする。
- 6 県エルピーガス協会は、平常時からL Pガス応急体制の整備を行うものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 L Pガスの応急供給が必要な場合の県へのあっせん依頼

第5章 水道施設応急対策

（県生活環境部、市町村、企業局）

第1節 目的

この計画は、風水害等により水道施設（工業用水施設を含む。）が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活水の確保を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

水道管理者（市町村、県企業局）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また県は、水道管理者の能力を超える事態にあっては、これを支援する。

第3節 応急対策

1 水道管理者における措置

- （1） あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
- （2） 直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。
- （3） 応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- （4） 緊急度に応じ速やかな応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。
- （5） 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

2 県における措置

- （1） 水道管理者（市町村）から応急復旧に係る応援要請があった場合は、鳥取県管工事業協会及び他の水道管理者へ応援の要請を行う。
・「災害時における水道施設等復旧に係る応急対策への協力に関する協定」（県管工事業協会）
- （2） 被災市町村と連絡が取れない、又は被災市町村の被害状況が把握できない場合は、県職員を被災市町村に派遣し、被害状況の把握に努める。
- （3） 被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- （4） 「地震時における水道の応急対策行動指針」に基づき、より具体的な応急復旧応援要請等を実施する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 水道管理者による水道施設応急対策

- （1） 災害時の要員確保
- （2） 被害状況の調査、点検
- （3） 災害復旧に必要な資機材の確保
- （4） 水道施設の応急復旧工事の実施及び応援要請
- （5） 住民への広報

第6章 下水道施設応急対策

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 実施責任者

下水道管理者（県・市町村）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

第3節 応急対策

1 下水道管理者における措置

- （1） あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。
- （2） 直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。
- （3） 応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- （4） 緊急度に応じ速やかに応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。
- （5） 施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。
- （6） 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

2 県における措置

- （1） 必要に応じ被災地に職員を派遣し被害状況の調査を行うとともに、中国・四国ブロック9県及び下水道関係団体で構成する「中国・四国ブロック災害支援本部」（下水道部門）に対し応援要請するものとする。
- （2） 被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 下水道管理者による下水道施設応急対策

- （1） 災害時の要員確保
- （2） 被害状況の調査、点検
- （3） 応急復旧に必要な資機材の確保
- （4） 下水道施設の応急復旧工事の実施及び応援要請
- （5） 住民への広報

第7章 電信電話施設等応急対策

（NTT西日本）

第1節 目的

この計画は、災害発生時に県・市町村及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

第2節 災害対策本部の設置

NTT西日本は、災害が発生した場合に被災状況等の情報連絡、通信確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、鳥取支店及び本社に対策本部を設置し、これに対処する。

第3節 通信の確保と措置

1 通信の確保

- (1) 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線及び臨時公衆電話の設置
- (2) 応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置
- (3) 移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

2 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

3 非常通話、非常電報の優先

非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、電話サービス契約約款、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

4 公衆電話の無料化

災害による停電時には、テレホンカードが使用できないとともに、コイン詰まりが発生し公衆電話が利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には、公衆電話の無料化を行う。

第4節 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

第5節 応急復旧等に関する広報

1 NTT西日本における措置

- (1) 電気通信設備等の被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、広報車又は報道機関を通じ、広報を行う。
- (2) 県・市町村に対して被害状況・復旧状況等の情報連絡を行う。

2 県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

第6節 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施する。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第8章 携帯電話応急対策

(K D D I、 N T T ドコモ中国支社)

第1節 目的

この計画は、災害発生時に県・市町村及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

第2節 災害対策の体制

1 K D D I

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

2 N T T ドコモ中国支社

被災規模に応じて、鳥取支店に支店災害対策本部を設置し、以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

3 県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

第3節 応急対策

1 最小限の通信確保

- (1) 災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保。
 - ・被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し
 - ・県、市町村等の災害対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し
- (2) 移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保

2 通信コントロール等の実施

- (1) 携帯電話用災害用伝言板サービスの提供
 - ・被災者の安否情報等の登録
 - ・災害用災害伝言板への登録をメールで通知
 - ・E z W e b、i モードサービスやインターネットによる登録情報の確認
- (2) 音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール
 - ・音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施
- (3) 災害用音声トーキガイダンス
 - ・災害用災害伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避

第4節 応急復旧等に関する広報

1 K D D I 及び N T T ドコモ中国支社における措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報。

- ・通信のそ通状況
- ・通話の利用制限の措置状況
- ・携帯電話用災害伝言板サービスの提供
- ・被災した設備の応急復旧の状況
- ・特設携帯電話の設置場所を周知するとき

2 県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報。

第5節 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

災害応急対策編（共通）

第16部

復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧

（県福祉保健部、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部、県教育委員会）

第1節 災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧は、実施責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定地方公共機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者）において実施するものとするが、その災害復旧事業の種類は概ね次のとおりとする。

1 公共土木施設災害復旧事業

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

- | | | | |
|--------------|----------------|----------|--------------|
| (1) 河川 | (2) 海岸 | (3) 砂防設備 | (4) 林地荒廃防止施設 |
| (5) 地すべり防止施設 | (6) 急傾斜地崩壊防止施設 | (7) 道路 | (8) 港湾 |
| (9) 漁港 | (10) 下水道 | (11) 公園 | |

2 農林水産業施設災害復旧事業

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

3 都市災害復旧事業

（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

4 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業

（水道法、清掃法）

5 社会福祉施設災害復旧事業

（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）

6 公立学校施設災害復旧事業

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

7 公営住宅災害復旧事業

（公営住宅法）

8 公立医療施設災害復旧事業

（医療法、伝染病予防法）

9 その他の災害復旧事業

第2節 災害復旧事業の留意点

災害復旧事業は、応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必要な人員の確保に努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害復旧計画に基づく公共施設の災害復旧の実施

第2章 災害復興計画

（県防災局、関係各部署）

第1節 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

第2節 災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、県民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとする。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手順で行うものとする。

1 復興対策組織・体制の整備

- (1) 被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、県及び市町村は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。
- (2) 県は、鳥取県行政組織規則第3条の規定に基づき、臨時又は特命の事項を処理させるための横断的な組織として、必要に応じて災害復興本部を設置するものとする。
- (3) 災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。
- (4) 災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

2 復興基本方針の決定

県及び市町村は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

3 復興計画の策定

- (1) 県及び市町村は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。
- (2) 計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。
- (3) 復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。
被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集
有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等
- (4) 復興計画の構成例を以下に示す。

基本方針
基本理念
基本目標
施策体系
復興事業計画 等

想定される事業分野（生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市及び都市基盤等）

4 復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、住民の合意を得つつ、国・県・市町村の密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

5 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、県及び市町村は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に県民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

6 分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

第3節 留意事項

県及び市町村は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

1 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要がある。

そこで、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとする。

2 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

3 技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣するものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。

（参考）鳥取県西部地震における復興本部の設置状況等

平成12年10月に発生した鳥取県西部地震において、災害対策本部を設置していた県は鳥取県西部地震災害復興本部を設置し、災害復興対策への対応を行った。

平成15年12月に全ての災害復旧工事を終え、全ての復興対策が完了したことから、平成16年4月に同復興本部を廃止した。

1 経緯

平成12年10月6日	鳥取県西部地震発災
同日	県災害対策本部設置
平成12年11月2日	鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を公布・施行
同日	鳥取県西部地震災害復興本部を設置（県災害対策本部から移行）
同日	災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所を設置
平成16年3月30日	鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を廃止する規則を公布
平成16年4月1日	同規則を施行
同日	鳥取県西部地震災害復興本部を廃止
同日	災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所を廃止

2 鳥取県西部地震災害復興本部の構成

- (1) 本部長：知事
- (2) 本部長：各部長、出納長、教育長、防災監
- (3) 事務局：災害復興推進室

3 鳥取県西部地震災害復興本部の業務

- (1) 土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関する事
- (2) 被災住民の生活再建、生産活動の支援に関する事
- (3) 被災市町村の支援に関する事
- (4) その他鳥取県西部地震に係る災害復興対策に関する事

第4節 資金計画

県、市町村は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

- 1 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。
- 2 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。
- 3 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。
- 4 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害復興対策に関する事
 - (1) 災害復興組織・体制の整備
 - (2) 復興基本方針の決定
 - (3) 復興計画の策定
 - (4) 復興事業の実施
 - (5) 復興事業の点検
- 2 資金融資、調達のための措置

震 災 対 策 編

第 1 部 災害予防計画 P 2 9 0

震 災 対 策 編

第 1 部

災害予防計画

第1章 計画的な地震防災対策の推進

(県防災局ほか関係各部署、各関係機関)

第1節 基本方針

県は、地震防災対策特別措置法に基づく減災目標の設定及びそれを実現するためのアクションプランの策定並びに地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、計画的に地震防災対策を推進することとする。

第2節 減災目標の設定及びアクションプランの策定

県は、次の事項について地震防災対策の具体的な実施目標(減災目標)を設定すると共に、当該目標の実現のための事業実施についてアクションプランを策定し、計画的な地震防災対策を推進する。

- (1) 人的被害及び経済被害の被害軽減量(数値目標)
- (2) 達成時期

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 本県においては、地震により著しく大きな被害を受けると想定される地域において、地震防災上緊急に整備すべき施設について、地震防災対策特別措置法に基づく鳥取県地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)を作成し事業を推進してきたところである。(第1次：平成8～12年度、第2次：平成13～17年度、第3次：平成18～22年度)
- 2 県及び市町村は、第3次五箇年計画に沿った整備に努めることとする。
なお、同計画は、第2節の減災目標に沿ったものとする。
- 3 第3次五箇年計画の内容は次のとおり。
(地震防災対策特別措置法第2条に定める計画の対象地域：県土全域)

2号 避難路	1.20 k m、3 箇所
3号 消防用施設	153箇所
4号 消防活動用道路	1.53 k m、2 箇所
5号 緊急輸送道路等	
5 - 1号 緊急輸送道路	35.23 k m、67箇所
5 - 2号 緊急輸送交通管制施設	38箇所
5 - 4号 緊急輸送港湾施設	1 港湾、1 パース
6号 共同溝等	1.65 k m、5 箇所
8号 社会福祉施設	3 施設
9号 公立小中学校等	
9 - 1号 校舎	64校、124棟
9 - 2号 屋内運動場	34校、39棟
10号 公立特別支援学校	6 校
13号 砂防設備等	
13 - 1号 砂防設備等	111溪流
13 - 2号 保安施設	27箇所
13 - 3号 地すべり防止施設	7 箇所
13 - 4号 急傾斜地崩壊防止施設	32箇所
15号 防災行政無線	6 箇所

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく地震防災対策の推進

第2章 被害想定

(県防災局)

第1節 概要

本県における地震被害想定は、平成17年3月に鳥取県地震防災調査研究報告書を取りまとめであり、関係機関等に報告書を配布するとともに、鳥取県防災ホームページでも結果を公表している。

主な結果を以下に示す。(本被害想定は、平成16年4月1日時点の市町村名で記載している。)

第2節 地震の想定

想定地震については、本県に大きな影響を与える可能性のある地震を想定した。また、津波については、気象庁による量的津波予報による波源モデルが鳥取県沖に設定されており、本県への影響が最も大きいと考えられるため、これを用いることとした。

表4-1-1 想定地震一覧

地震種類	想定地震	マグニチュード (Mj)	想定内容	
			地震動・ 液状化予測	被害想定
陸域地震	鹿野・吉岡断層 (1943年鳥取地震)	7.2	○	○
	倉吉南方の推定断層	7.2	○	○
	鳥取県西部地震断層	7.3	○	○
	大立断層・田代峠－布江断層	7.2	○	
	山崎断層	7.7	○	
	雨滝－釜戸断層	7.3	○	
海域地震	気象庁量的津波予報による波源モデル	7.4	津波浸水予測	

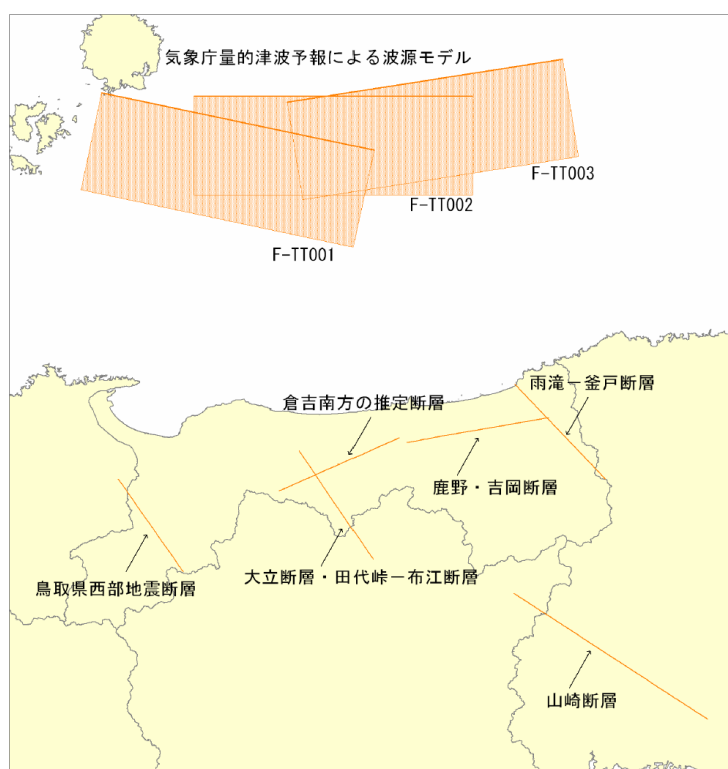


図4-1-1 想定地震の震源断層位置

第3節 想定条件等

被害の想定は、以下の条件で行った。

1 想定ケース

地震発生時間帯は、県民の生活行動が顕著に反映できるように次の3つのケースを想定した。

- (1) 朝4時・・・多くの人が自宅で就寝中（火災は発生しない）
- (2) 夏12時・・・日中において地震による出火が平均的な条件
（天候：晴れ、湿度：75%、風向：南、風速：3.5m / 秒）
- (3) 冬18時・・・地震による出火が最も多くなる条件
（天候：晴れ、湿度：75%、風向：北北西、風速：5.0m / 秒）

2 想定単位

解析・評価を行う単位は、市町村ならびに500mメッシュ（津波は最小50mメッシュ）を併用した。

3 主な想定項目と内容

項目	主な内容
地震動・津波等	震度分布、液状化危険度分布、津波到達時間・浸水深
建物関係	建物被害（大破・中破棟数）
交通関係	道路、鉄道などの利用可能性
ライフライン施設	上水道、下水道、ガス、電力、電話の機能支障
人的被害・社会機能支障	死者・負傷者数、避難生活者数
災害シナリオ等	災害シナリオの作成など

第4節 想定結果の概要

1 震度分布及び液状化危険度分布

以下に、被害想定を行った地震の震度分布及び液状化危険度分布を示す。

なお、液状化危険度判定区分は次のとおりである。

	PL=0	0<PL 5	5<PL 15	15<PL
PL値による 液状化危険度判定	液状化危険度はかなり低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化危険度が高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要	液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

(1) 鹿野・吉岡断層による地震

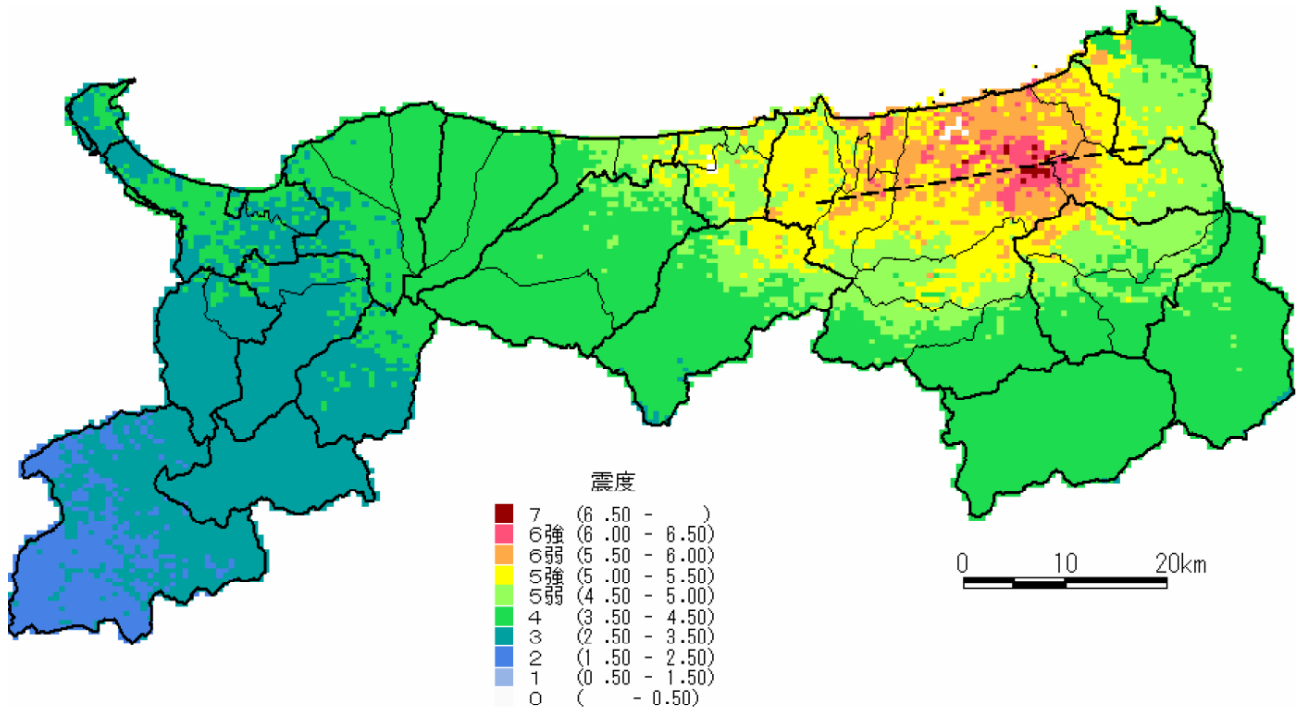


図4-3-1 (1) 鹿野・吉岡断層による地震 震度分布

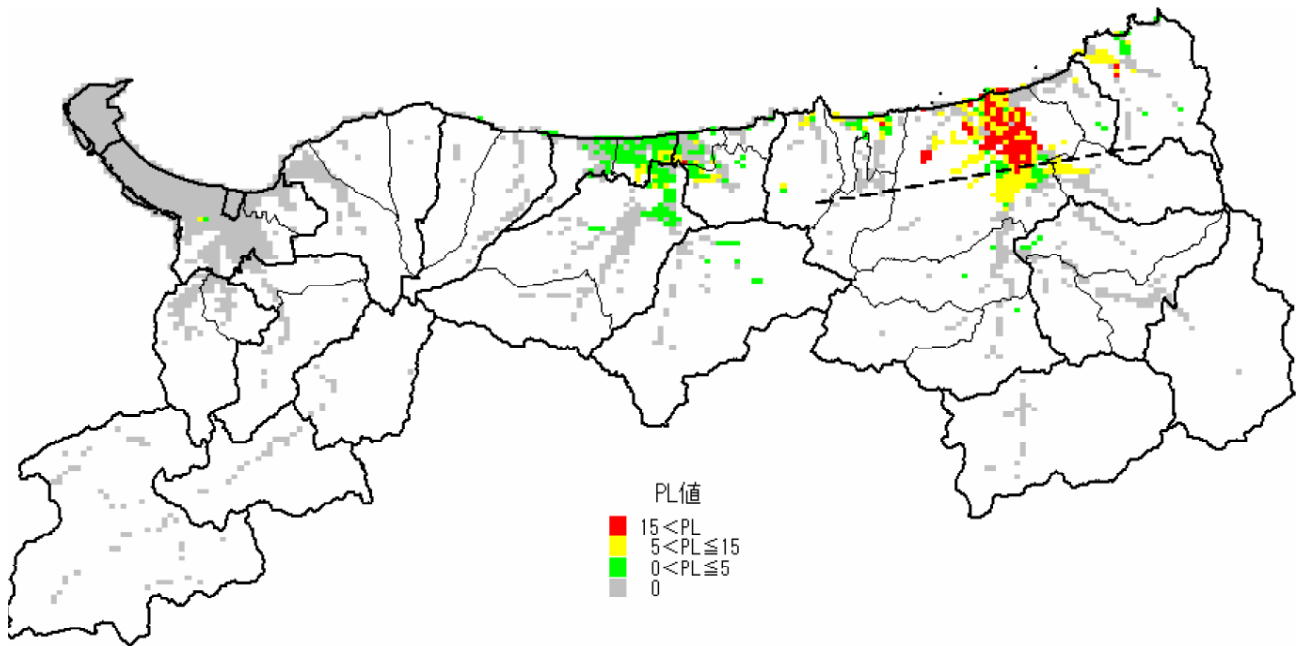


図4-3-1 (2) 鹿野・吉岡断層による地震 液状化危険度分布

(2) 倉吉南方の推定断層による地震

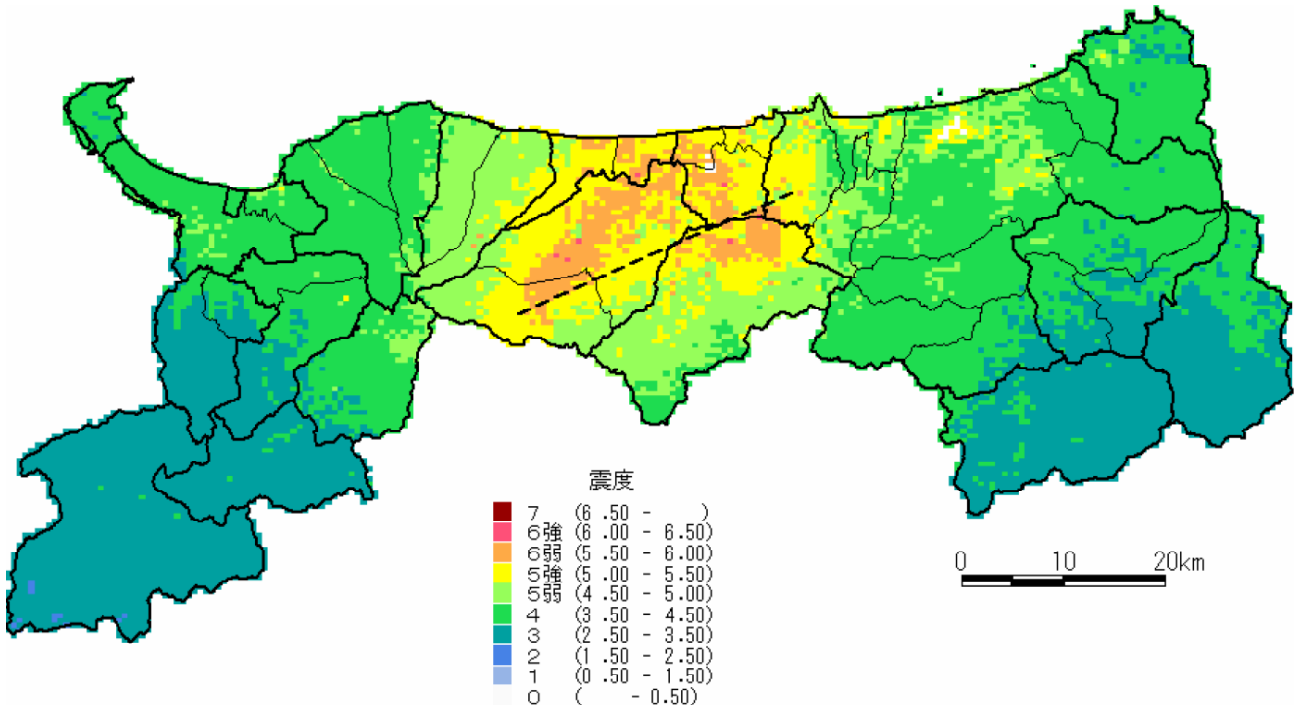


図4-3-2 (1) 倉吉南方の推定断層による地震 震度分布

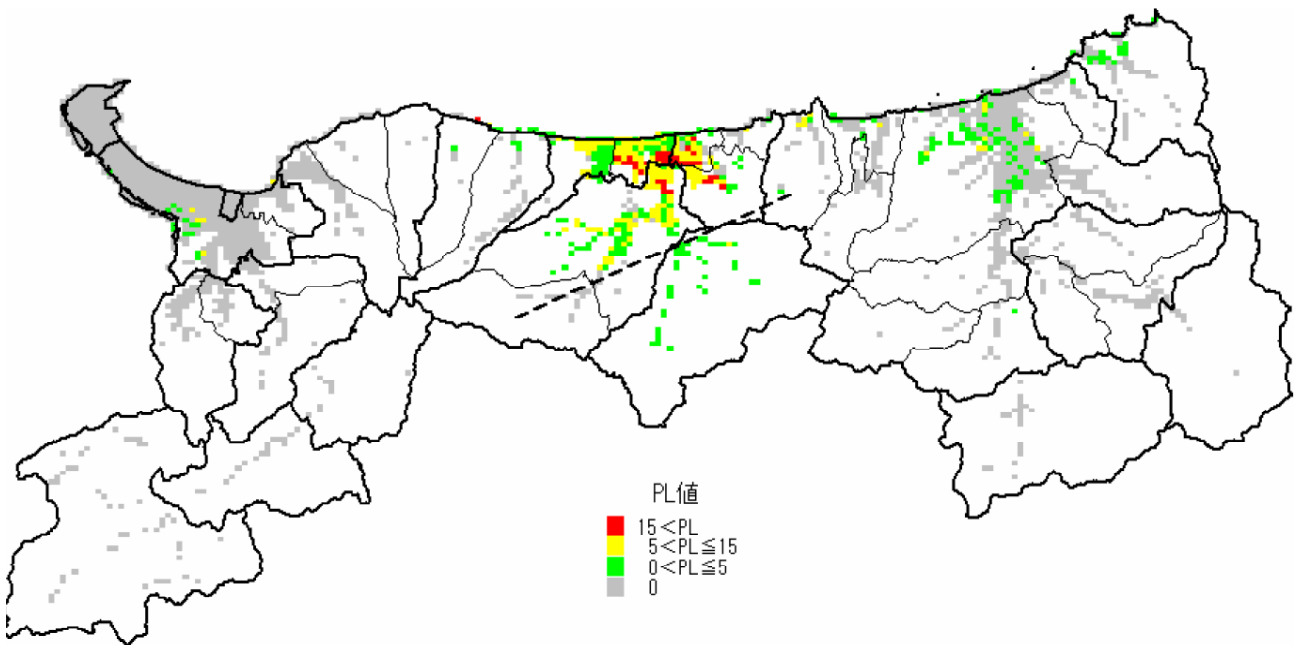


図4-3-2 (2) 倉吉南方の推定断層による地震 液状化危険度分布

(3) 鳥取県西部地震断層による地震

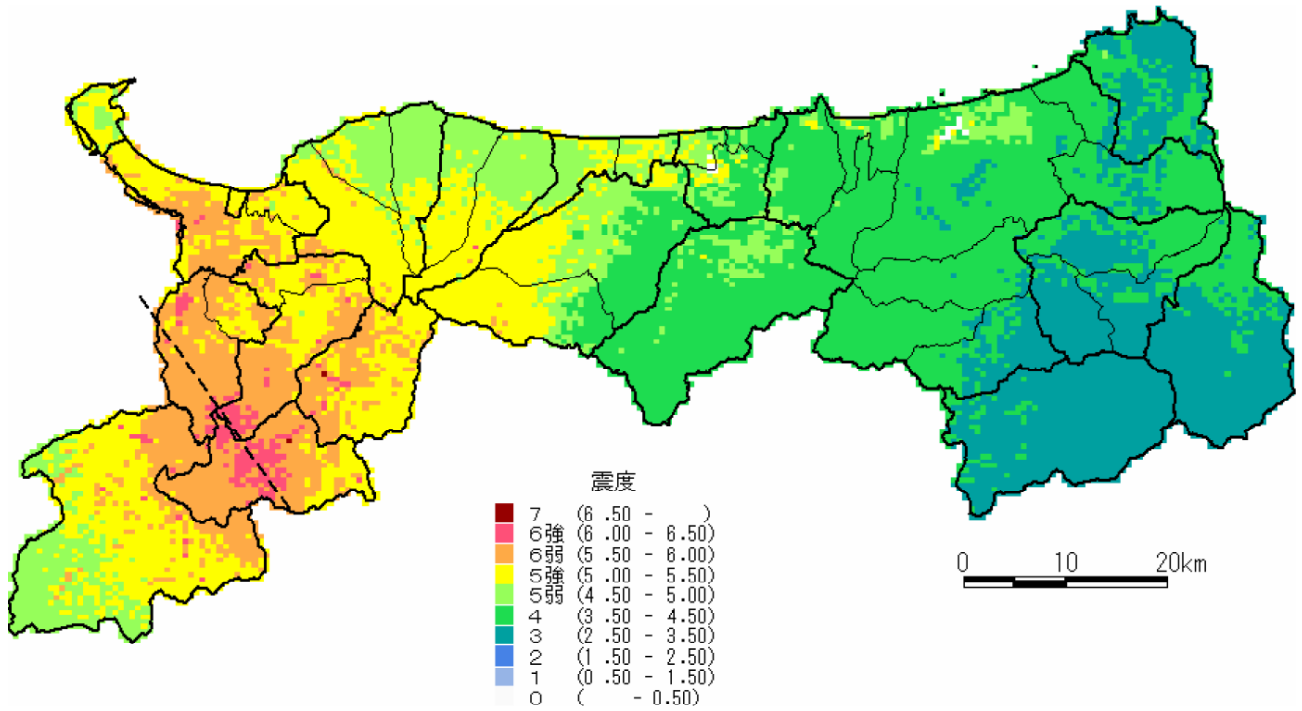


図4-3-3 (1) 鳥取県西部地震断層による地震 震度分布

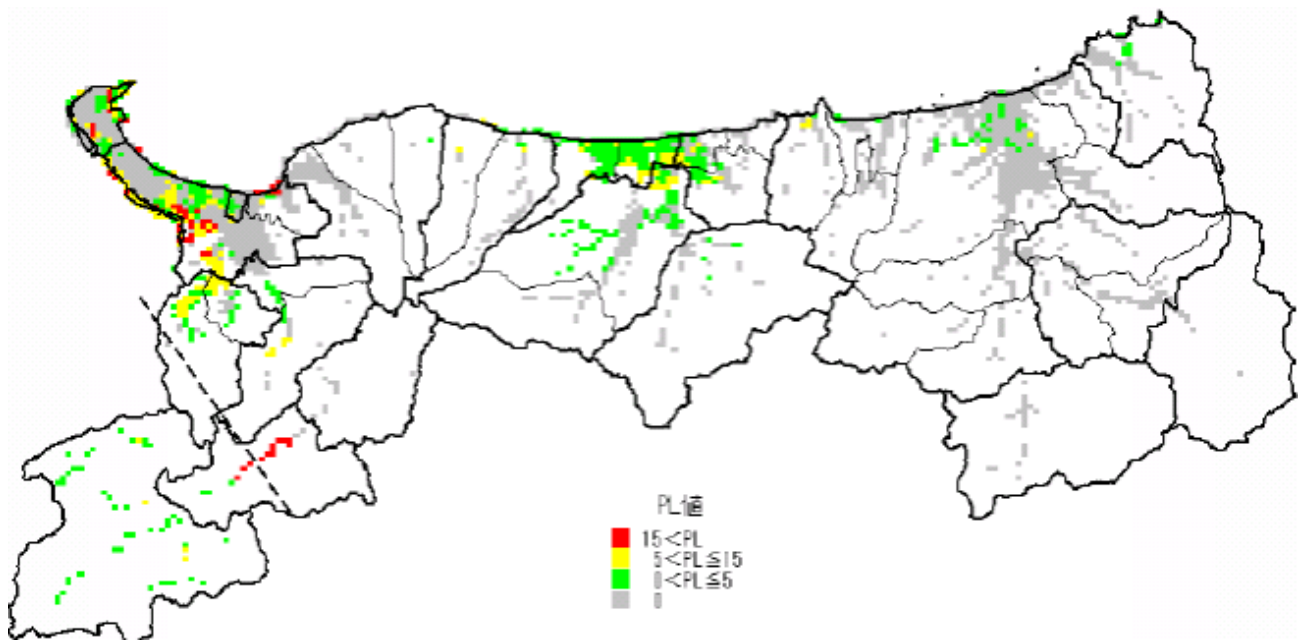


図4-3-3 (2) 鳥取県西部地震断層による地震 液状化危険度分布

(4) 大立断層・田代峠－布江断層による地震

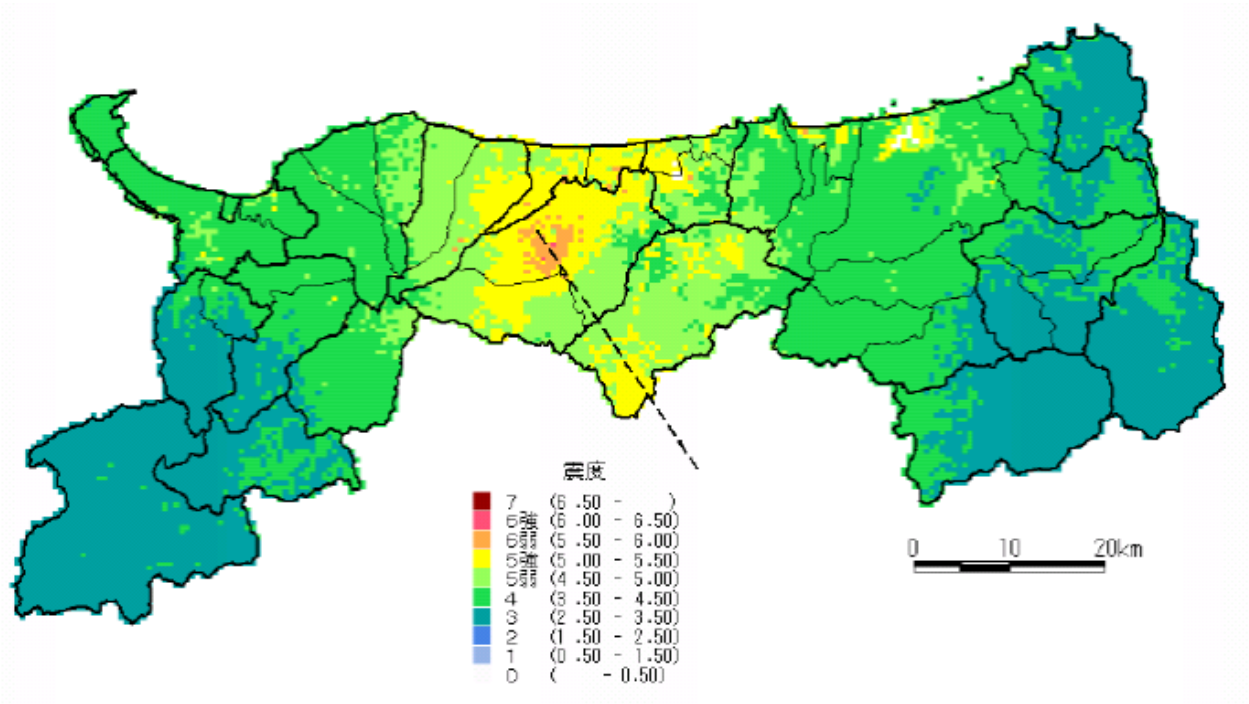


図4-3-4 (1) 大立断層・田代峠－布江断層による地震 震度分布

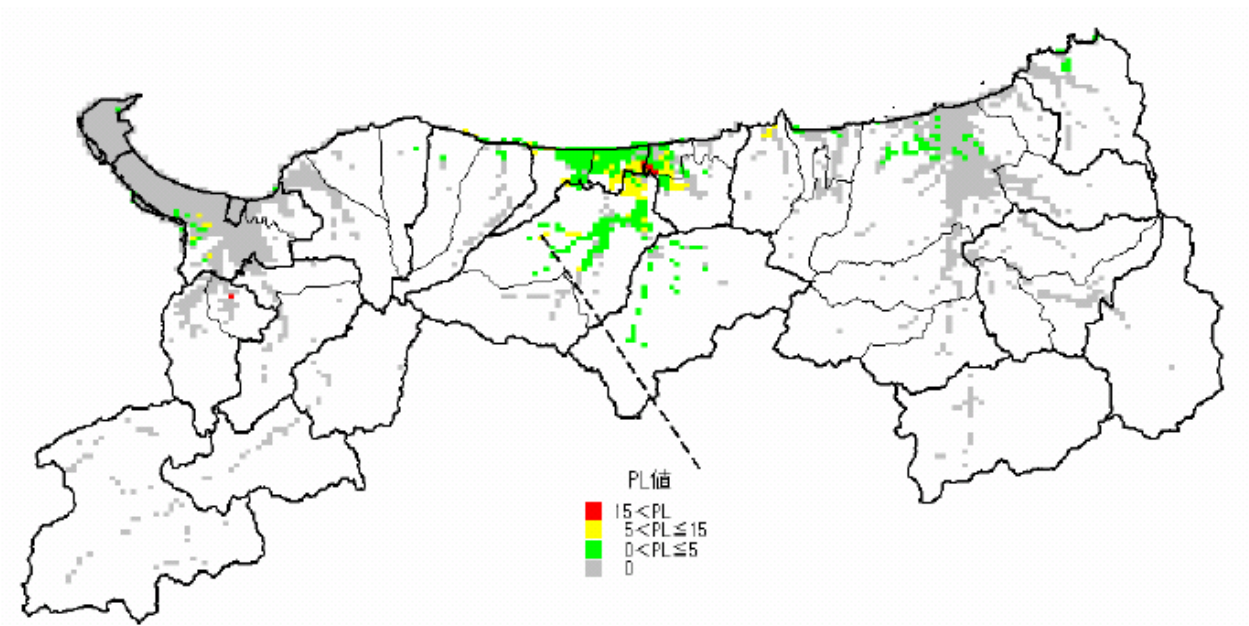


図4-3-4 (2) 大立断層・田代峠－布江断層による地震 液状化危険度分布

(5) 山崎断層による地震

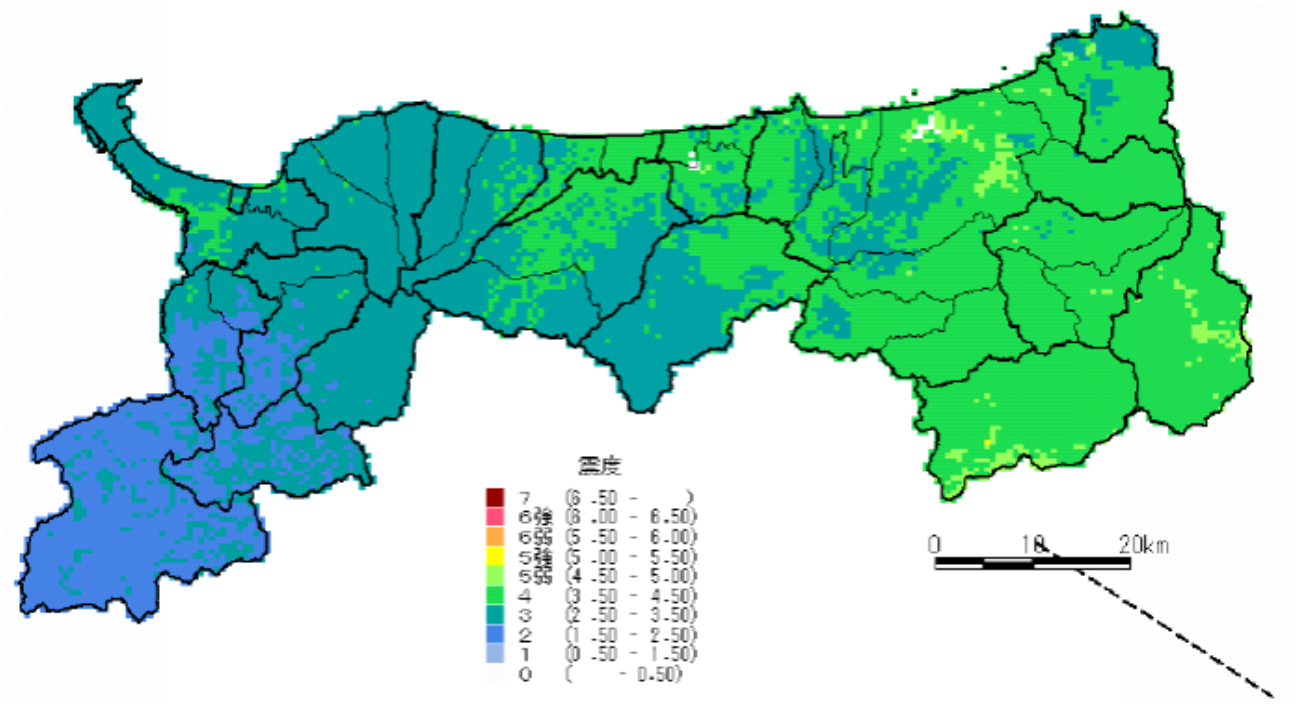


図4-3-5 (1) 山崎断層による地震 震度分布

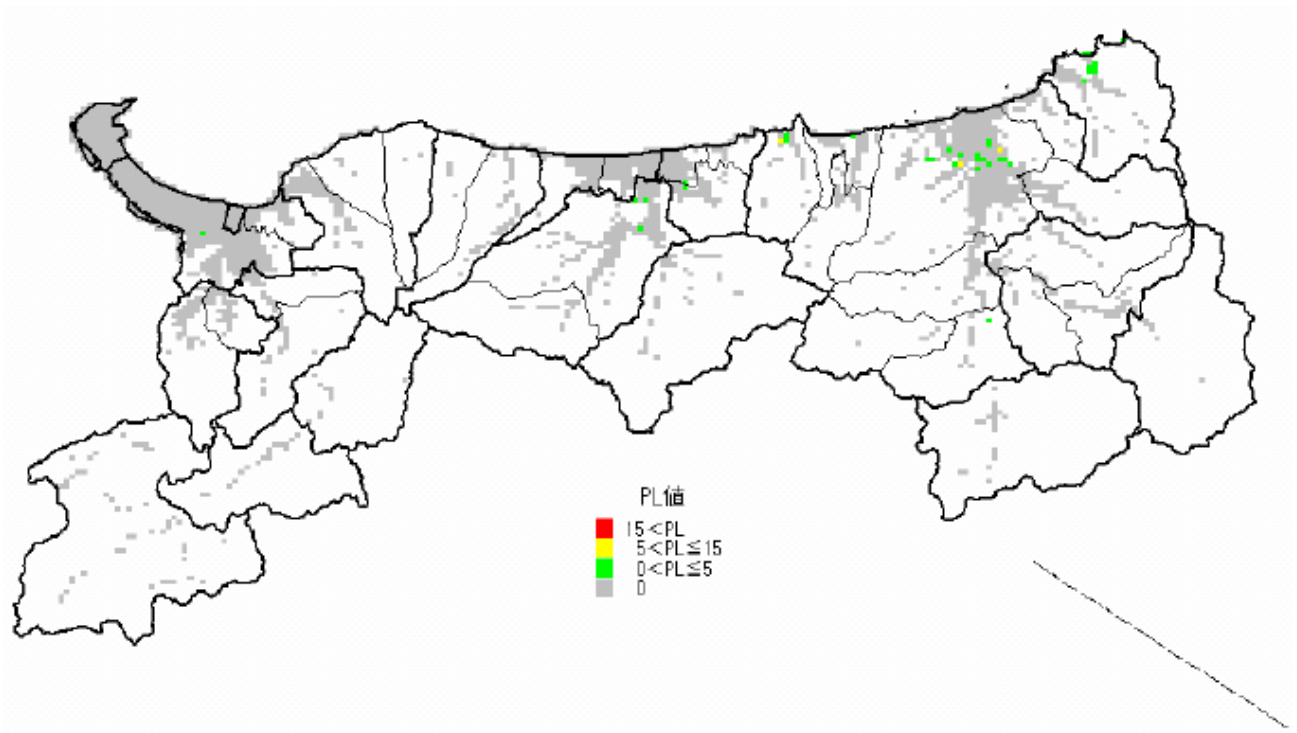


図4-3-5 (2) 山崎断層による地震 液状化危険度分布

(6) その他の地震

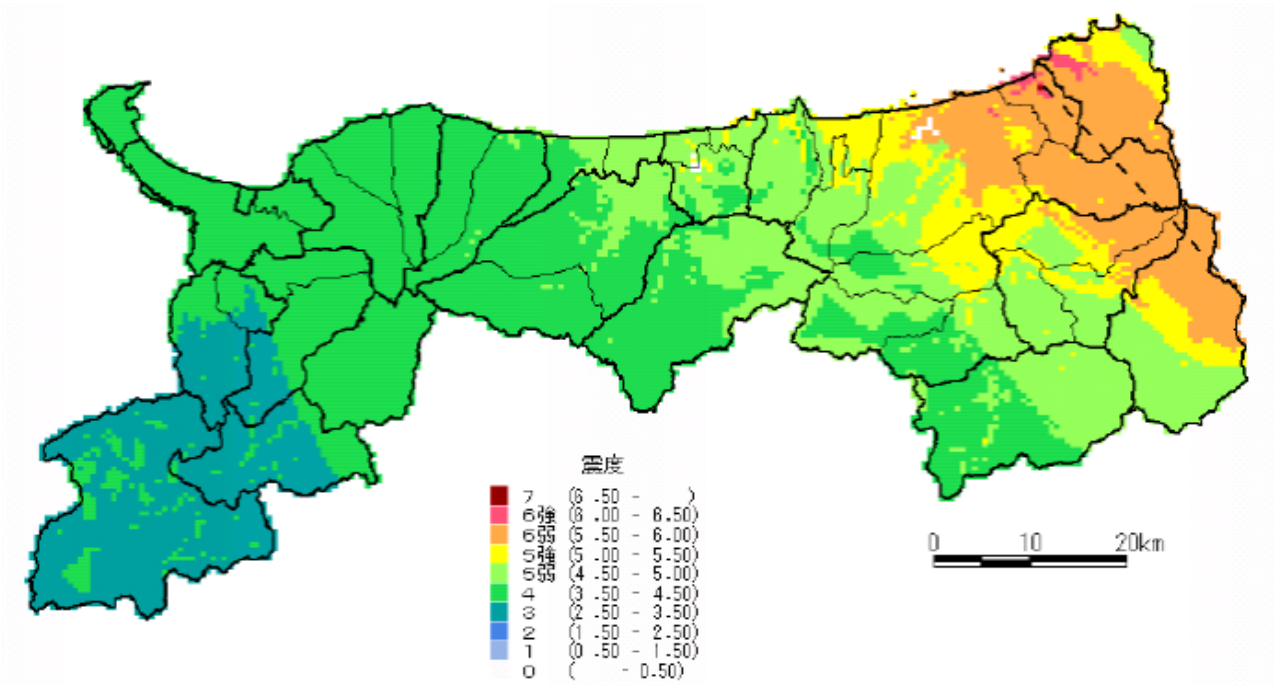


図4-3-6 (1) 雨滝-釜戸断層による地震 震度分布

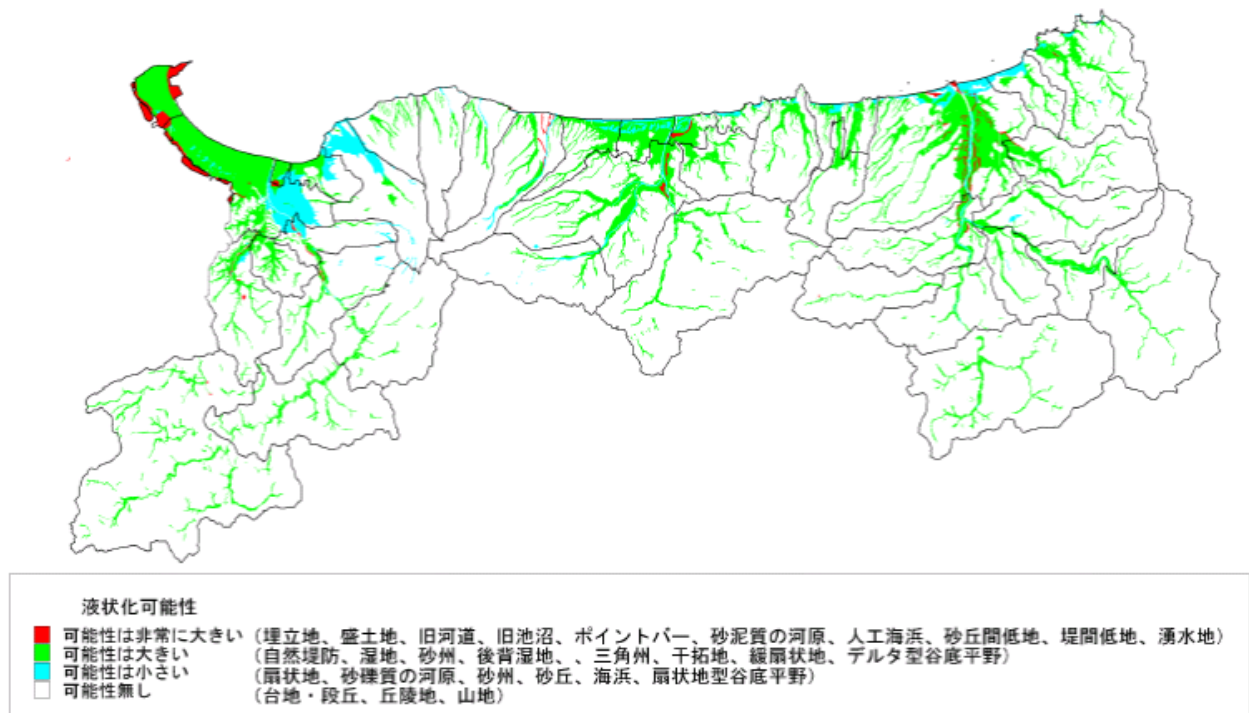


図4-3-6 (2) 微地形区分による液状化可能性検討結果図

(4) 予防対策用マップ

今回想定した「特定される地震」と「特定しにくい地震」(マグニチュード6.9、震源上端深さ3 kmを全県下で設定)を「発生する可能性のある地震」とし、その地点において最大となる震度を算出し、予防対策用マップを作成した。

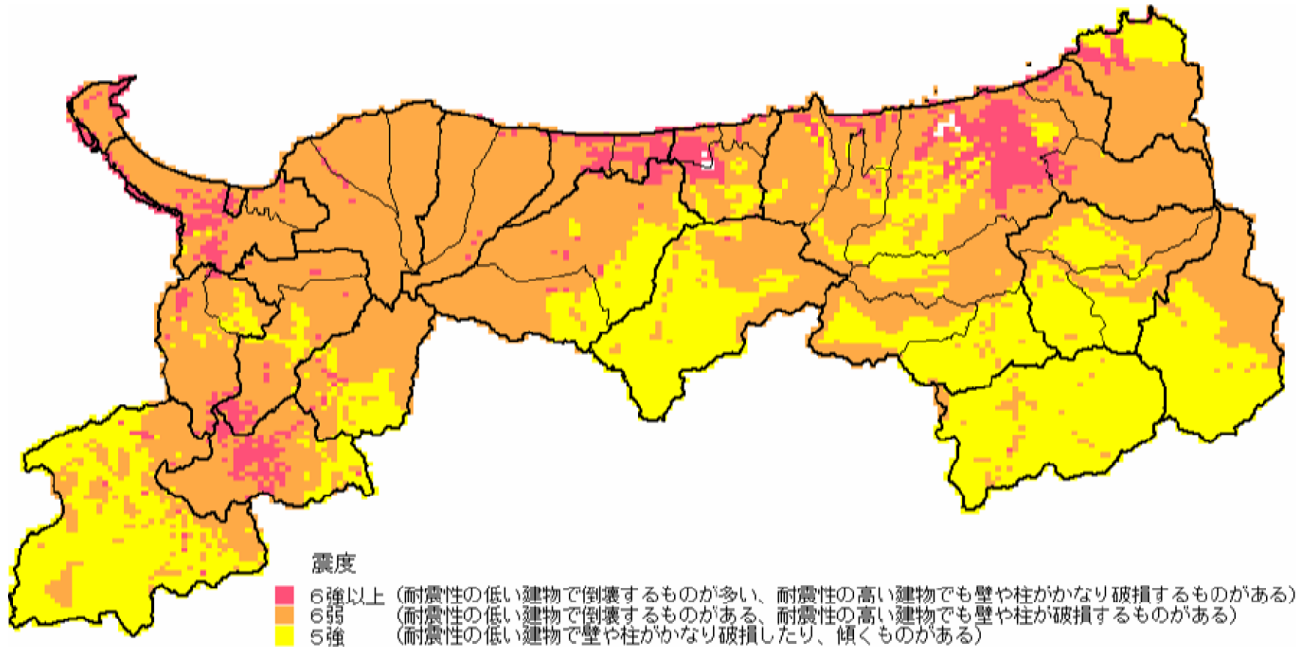


図4-3-4 (1) 予防対策用地震動マップ

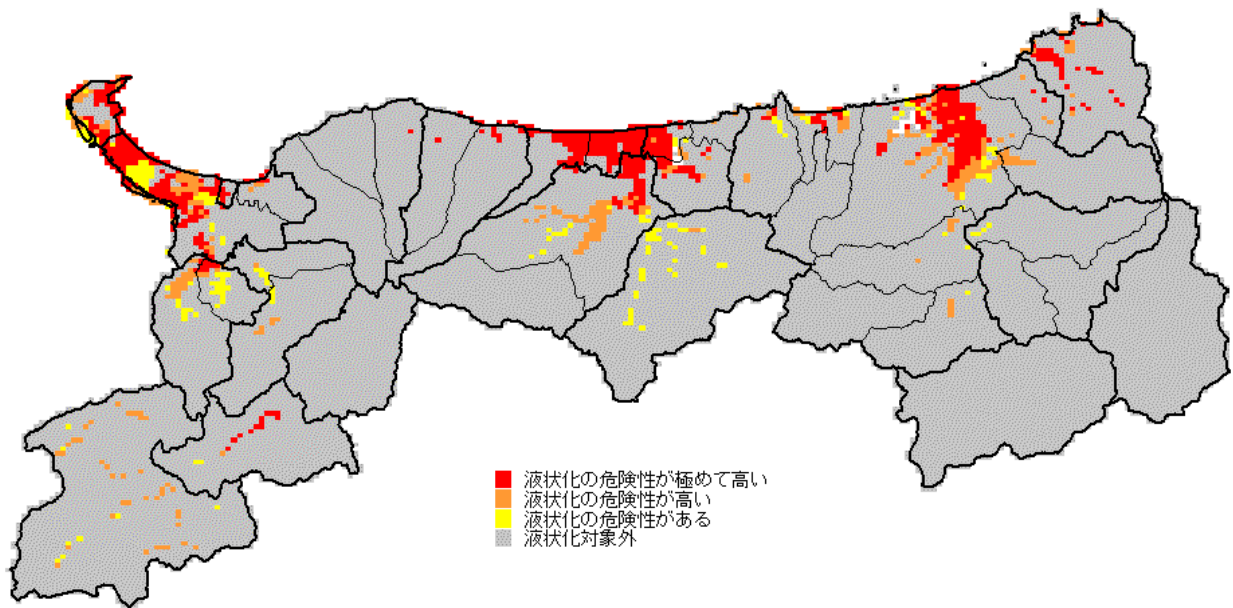


図4-3-4 (2) 予防対策用液状化マップ

2 被害想定結果

(1) 主な項目の結果

		鹿野・吉岡断層 の地震	倉吉南方推定断層 の地震	鳥取県西部地震断層 の地震	
主な被害市町村		鳥取市、倉吉市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、三朝町、北栄町	鳥取市、倉吉市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町	鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町	
人的被害（人）	朝 4時	死者数	212	51	25
		負傷者数	1,494	1,106	581
	夏昼 12時	死者数	179	38	30
		負傷者数	1,969	1,228	904
	冬夕 18時	死者数	285	44	36
		負傷者数	1,984	1,170	908
建物被害		大破数（棟）	2,959	887	515
		中破数（棟）	3,463	2,677	1,583
火災（冬18時）		出火件数（件）	43	12	9
		焼失棟数（棟）	2,108	447	788
避難者数 （人）	朝 4時	短期	15,331	7,384	4,024
		うち避難所生活者数	9,965	4,800	2,612
		長期	4,713	1,273	613
	夏昼 12時	短期	16,981	7,411	4,033
		うち避難所生活者数	11,038	4,817	2,622
		長期	5,968	1,292	619
	冬夕 18時	短期	18,883	8,496	5,201
		うち避難所生活者数	12,274	5,522	3,381
		長期	7,360	2,049	1,419

※人的被害については、建物被害と火災被害（6時間後）による死者と負傷者の計を表示
建物被害は、揺れと液状化の計の大破棟数と中破棟数を表示

表4 - 3 - 1 主な被害予測結果総括表(鹿野・吉岡断層(1943年鳥取地震))

市町村 コード	市町村名 (H16.4月)	郡名	合併を踏ま えた 市町村名	現況データ				地震動・液状化										建物被害				ライフライン				人的被害						社会機能支援		
				人口(人)		建物 棟数 (棟)	計測震度面積率(%)					液状化危険度面積率(%)					建物被害		火災(冬18時)		ライフライン機能支障(%)				朝4時		夏昼12時		冬夕18時		避難所生活者数 (人)			
				4時	12時		18時	5弱以下	5強	6弱	6強	7	極めて低い (PL=0.対象外)	低い (PL=0-5)	高い (PL=5-15)	極めて高い (PL=15-)	大破数	中破数	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	上水道	LPガス	電力	下水道	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	朝4時	夏昼12時	冬夕18時	
201	鳥取市			150,705	168,705	164,205	57,074	8.0	32.8	42.4	14.8	2.0	75.3	3.4	12.2	9.2	2,804	2,690	40	1,990	86.49	9.63	21.79	3.48	203	1,244	173	1,764	278	1,755	8,729	9,797	10,938	
301	国府町	岩美郡		8,373	6,332	6,842	3,424	51.7	28.8	13.4	5.7	0.3	96.5	0.1	3.5	0.0	54	198	1	39	77.69	7.37	18.78	0.87	4	82	3	80	4	92	409	413	427	
303	福部村	岩美郡		3,451	2,657	2,856	1,451	2.9	65.3	31.4	0.5	0.0	97.7	1.5	0.8	0.0	15	61	0	0	33.44	5.21	11.94	0.45	1	20	0	17	0	16	98	98	98	
323	河原町	八頭郡	鳥取市(平 成16年11 月1日合 併)	8,460	6,372	6,894	3,770	55.8	42.2	2.0	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	1	6	0	0	7.59	0.19	8.58	0.20	0	2	0	3	0	2	10	10	10	
326	用瀬町	八頭郡		4,324	3,451	3,669	2,117	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
327	佐治村	八頭郡		2,835	2,186	2,348	1,434	98.7	1.3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
341	気高町	気高郡		9,997	8,042	8,531	4,982	5.6	42.3	45.1	7.0	0.0	84.7	7.3	7.2	0.8	28	158	1	8	66.40	3.73	14.91	0.78	1	49	1	25	1	29	240	240	248	
342	鹿野町	気高郡		4,601	3,831	4,023	2,459	16.8	57.9	23.8	1.5	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	31	158	1	72	67.52	7.67	14.40	0.00	2	47	1	37	1	51	234	234	307	
343	青谷町	気高郡		8,102	6,965	7,249	5,029	18.0	76.1	5.8	0.0	0.0	97.3	0.8	1.9	0.0	6	57	0	0	26.91	1.25	7.99	1.36	0	12	0	10	0	9	61	61	61	
	小計			200,849	208,541	206,618	81,739	39.2	34.1	20.4	5.6	0.7	90.9	1.6	4.7	2.8	2,939	3,328	43	2,108	-	-	-	-	211	1,456	178	1,936	285	1,954	9,781	10,853	12,090	
202	米子市		米子市(平 成17年3月 31日合併)	138,836	149,660	146,954	59,001	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.5	0.3	0.3	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
385	淀江町	西伯郡		9,016	7,788	8,095	4,824	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計			147,852	157,448	155,049	63,825	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.6	0.2	0.2	0.0	0	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
203	倉吉市		倉吉市(平 成17年3月 22日合併)	49,621	56,756	54,972	31,107	98.6	1.4	0.0	0.0	0.0	93.5	6.0	0.5	0.0	2	9	0	0	2.40	0.04	0.00	0.46	0	2	0	2	0	2	11	11	11	
365	関金町	東伯郡		4,318	3,360	3,599	2,204	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計			53,938	60,116	58,572	33,311	99.1	0.9	0.0	0.0	0.0	95.9	3.8	0.3	0.0	2	9	0	0	-	-	-	-	0	2	0	2	0	2	11	11	11	
204	境港市		境港市	36,843	36,691	36,729	19,806	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
328	智頭町	八頭郡	智頭町	9,383	8,855	8,987	5,855	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
302	岩美町	岩美郡	岩美町	14,015	11,856	12,396	7,011	76.3	21.2	2.4	0.0	0.0	94.2	2.0	3.3	0.4	3	16	0	0	5.55	0.27	7.60	0.35	0	5	0	3	0	3	24	24	24	
321	郡家町	八頭郡		10,077	9,161	9,390	4,486	71.9	20.0	8.0	0.0	0.0	98.8	1.2	0.0	0.0	3	20	0	0	19.26	0.52	10.46	0.01	0	7	0	7	0	6	33	33	33	
322	船岡町	八頭郡	八頭町(平 成17年3月 31日合併)	4,499	3,293	3,594	2,000	93.9	5.6	0.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	1	0	0	1.84	0.05	3.88	-	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
324	八東町	八頭郡		5,572	4,270	4,596	2,765	99.6	0.4	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	1	0	0	0.00	0.02	0.00	0.00	0	0	0	0	0	1	1	1		
	小計			20,147	16,724	17,580	9,250	86.7	9.9	3.4	0.0	0.0	99.5	0.5	0.0	0.0	3	22	0	0	-	-	-	-	0	7	0	7	0	7	35	35	35	
325	若桜町	八頭郡	若桜町	4,998	4,082	4,311	3,205	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
361	羽合町	東伯郡		7,817	6,736	7,006	3,914	64.7	35.3	0.0	0.0	0.0	59.7	26.0	11.9	2.3	4	19	0	0	8.72	0.57	0.00	0.72	0	5	0	4	0	4	26	26	26	
362	泊村	東伯郡	湯梨浜町 (平成16年 10月1日合 併)	3,047	2,184	2,400	1,676	62.2	36.7	2.1	0.0	0.0	97.1	2.9	0.0	0.0	1	12	0	0	24.54	0.81	8.04	0.03	0	3	0	2	0	2	15	15	15	
363	東郷町	東伯郡		6,556	5,011	5,397	3,757	72.1	27.0	0.9	0.0	0.0	90.6	6.2	3.2	0.0	6	51	0	0	46.63	1.51	4.01	1.87	0	13	0	12	0	11	65	65	65	
	小計			17,420	13,931	14,803	9,347	68.9	30.1	1.0	0.0	0.0	86.8	8.8	4.0	0.4	11	82	0	0	-	-	-	-	0	22	0	18	0	17	106	106	106	
364	三朝町	東伯郡	三朝町	7,921	7,043	7,263	4,808	88.8	10.8	0.4	0.0	0.0	99.1	0.9	0.0	0.0	0	4	0	0	0.81	0.09	0.00	0.09	0	1	0	1	0	1	4	4	4	
366	北条町	東伯郡	北条町(平 成17年10 月1日合併 予定)	7,801	6,418	6,764	4,442	86.6	13.4	0.0	0.0	0.0	33.8	53.5	12.7	0.0	1	2	0	0	5.01	0.06	0.00	0.66	0	1	0	1	0	1	3	3	3	
367	大栄町	東伯郡		9,182	8,434	8,621	4,908	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	88.5	11.5	0.0	0.0	0	1	0	0	0.80	0.02	0.00	0.06	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
	小計			16,983	14,852	15,385	9,350	95.0	5.0	0.0	0.0	0.0	68.3	27.0	4.7	0.0	1	3	0	0	-	-	-	-	0	1	0	1	0	1	5	5	5	
368	東伯町	東伯郡	琴浦町(平 成16年9月 1日合併)	12,071	12,205	12,171	7,078	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.8	0.2	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
369	赤碓町	東伯郡		8,341	7,705	7,864	3,925	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計			20,411	19,910	20,035	11,003	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.9	0.1	0.0	0.0	0	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
381	西伯町	西伯郡	南部町(平 成16年10 月1日合併)	8,153	6,693	7,058	3,483	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
382	会見町	西伯郡		4,042	2,902	3,187	1,976	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計			12,195	9,595	10,245	5,460	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
383	岸本町	西伯郡	伯耆町(平 成17年1月 1日合併)	7,277</																														

表4 - 3 - 2 主な被害予測結果総括表(倉吉南方の推定断層)

市町村 コード	市町村名 (H164月)	郡名	合併を踏ま えた 市町村名	現況データ				地震動・液状化										建物被害						人的被害						社会機能支障			
				人口(人)			建物 棟数 (棟)	計測震度面積率(%)					液状化危険度面積率(%)					建物被害		ライフライン機能支障(%)				朝4時		人的被害 夏昼12時		冬夕18時		社会機能支障 避難所生活者数 (人)			
				4時	12時	18時		5弱以下	5強	6弱	6強	7	極めて低い (PL=0.対象外)	低い (PL=0-5)	高い (PL=5-15)	極めて高い (PL=15-)	大破数	中破数	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	上水道	LPガス	電力	下水道	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	朝4時	夏昼12時	冬夕18時
201	鳥取市			150,705	168,705	164,205	57,074	96.4	3.5	0.0	0.0	0.0	92.3	6.8	0.9	0.0	561	1,044	7	406	0.05	2.81	0.00	0.22	39	649	28	834	34	794	2,641	2,655	3,331
301	国府町	岩美郡		8,373	6,332	6,842	3,424	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1	7	0	0	0.00	0.24	0.00	0.07	0	3	0	4	0	3	15	15	15
303	福部村	岩美郡		3,451	2,657	2,856	1,451	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.2	0.8	0.0	0.0	7	36	0	0	0.00	2.99	0.00	0.00	0	13	0	9	0	9	62	62	62
323	河原町	八頭郡		8,460	6,372	6,894	3,770	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1	4	0	0	0.00	0.12	0.00	0.00	0	1	0	1	0	1	6	6	6
326	用瀬町	八頭郡	鳥取市(平 成16年11 月1日合 併)	4,324	3,451	3,669	2,117	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.7	0.3	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
327	佐治村	八頭郡		2,835	2,186	2,348	1,434	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
341	気高町	気高郡		9,997	8,042	8,531	4,982	85.3	14.7	0.0	0.0	0.0	96.0	3.3	0.8	0.0	28	198	0	0	1.57	4.54	0.00	0.11	1	60	1	42	1	42	291	291	291
342	鹿野町	気高郡		4,601	3,831	4,023	2,459	89.4	10.6	0.0	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	12	98	0	0	0.11	4.47	0.00	0.00	1	27	0	21	0	20	132	132	132
343	青谷町	気高郡		8,102	6,965	7,249	5,029	46.7	47.9	5.5	0.0	0.0	97.7	0.8	1.5	0.0	35	252	1	16	8.31	5.71	5.57	1.36	1	56	1	48	1	48	287	287	302
	小計			200,849	208,541	206,618	81,739	92.7	6.8	0.5	0.0	0.0	99.6	0.4	0.0	0.0	644	1,640	8	422	-	-	-	-	42	811	31	959	37	918	3,436	3,450	4,140
202	米子市			138,838	149,660	146,954	59,001	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	96.0	2.9	1.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
385	深江町	西伯郡	米子市(平 成17年3月 31日合併)	9,016	7,788	8,095	4,824	99.0	1.0	0.0	0.0	0.0	99.8	0.0	0.2	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.05	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			147,852	157,448	155,049	63,825	99.8	0.2	0.0	0.0	0.0	99.1	0.9	0.0	0.0	0	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
203	倉吉市			49,621	56,756	54,972	31,107	12.5	53.0	34.1	0.5	0.0	82.8	7.7	8.6	0.8	116	328	2	10	53.18	1.43	14.82	1.76	5	104	3	101	3	93	443	447	451
365	関金町	東伯郡	倉吉市(平 成17年3月 22日合併)	4,318	3,360	3,599	2,204	43.9	43.0	13.1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	2	12	0	0	55.47	0.63	12.66	1.31	0	4	0	4	0	3	18	18	18
	小計			53,938	60,116	58,572	33,311	23.7	49.4	26.6	0.3	0.0	93.7	5.5	0.5	0.3	118	341	2	10	-	-	-	-	5	107	4	105	3	96	461	465	468
204	境港市			36,843	36,691	36,729	19,806	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
328	智頭町	八頭郡	智頭町	9,383	8,855	8,987	5,855	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
302	岩美町	岩美郡	岩美町	14,015	11,856	12,396	7,011	99.8	0.2	0.0	0.0	0.0	97.0	2.9	0.0	0.0	5	33	0	0	0.00	0.55	0.00	0.05	0	11	0	6	0	7	54	54	54
321	郡家町	八頭郡		10,077	9,161	9,390	4,486	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	2	0	0	0.00	0.06	0.00	0.00	0	1	0	1	0	1	4	4	4
322	船岡町	八頭郡	八頭町(平 成17年3月 31日合併)	4,499	3,293	3,594	2,000	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.02	0.00	-	0	0	0	0	0	0	1	1	1
324	八東町	八頭郡		5,572	4,270	4,596	2,765	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			20,147	16,724	17,580	9,250	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	3	0	0	-	-	-	-	0	1	0	1	0	1	4	4	4
325	若桜町	八頭郡	若桜町	4,998	4,082	4,311	3,205	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
361	羽合町	東伯郡		7,817	6,736	7,006	3,914	0.0	55.7	44.2	0.0	0.0	33.0	12.4	32.5	22.1	22	96	0	0	60.72	3.01	15.03	4.00	1	29	1	25	0	23	134	134	134
362	泊村	東伯郡	湯梨浜町 (平成16年 10月1日合 併)	3,047	2,184	2,400	1,676	34.1	59.5	6.4	0.0	0.0	97.1	1.2	1.7	0.0	9	65	0	0	50.50	4.38	8.94	0.24	0	17	0	13	0	12	83	83	83
363	東郷町	東伯郡		6,556	5,011	5,397	3,757	4.2	61.7	33.4	0.7	0.0	86.2	4.3	6.9	2.6	46	240	1	5	86.91	7.61	13.92	13.98	2	64	1	47	1	47	308	308	312
	小計			17,420	13,931	14,803	9,347	9.4	60.3	29.8	0.5	0.0	84.1	10.1	5.3	0.5	77	401	1	5	-	-	-	-	3	109	2	85	2	83	524	524	529
364	三朝町	東伯郡	三朝町	7,921	7,043	7,263	4,808	64.7	24.4	10.8	0.2	0.0	95.9	3.9	0.1	0.0	28	169	1	10	50.18	4.11	11.90	0.50	1	44	1	51	1	47	210	210	217
366	北条町	東伯郡		7,801	6,418	6,764	4,442	0.0	55.0	43.7	1.2	0.0	21.6	20.4	40.6	17.4	10	41	0	0	76.02	1.15	15.44	2.69	0	10	0	10	0	9	49	49	49
367	大栄町	東伯郡	北条町(平 成17年10 月1日合併 予定)	9,182	8,434	8,621	4,908	10.3	80.9	8.8	0.0	0.0	71.9	17.0	11.1	0.0	2	21	0	0	20.97	0.49	9.93	1.19	0	6	0	5	0	4	28	28	28
	小計			16,983	14,852	15,385	9,350	6.4	71.4	21.7	0.5	0.0	71.1	22.0	6.4	0.5	13	63	0	0	-	-	-	-	0	16	0	15	0	14	77	77	77
368	東伯町	東伯郡		12,071	12,205	12,171	7,078	81.7	17.6	0.6	0.0	0.0	98.9	1.1	0.0	0.0	2	26	0	0	1.19	0.40	2.56	0.00	0	6	0	6	0	5	31	31	31
369	赤碓町	東伯郡	琴浦町(平 成16年9月 1日合併)	8,341	7,705	7,864	3,925	99.8	0.2	0.0	0.0	0.0	99.3	0.6	0.1	0.0	0	1	0	0	0.45	0.03	0.00	0.00	0	0	0	0	0	2	2	2	2
	小計			20,411	19,910	20,035	11,003	89.1	10.5	0.4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	2	28	0	0	-	-	-	-	0	6	0	6	0	6	32	32	32
381	西伯町	西伯郡	南部町(平 成16年10 月1日合 併)	8,153	6,693	7,058	3,483	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
382	会見町	西伯郡		4,042	2,902	3,187	1,976	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			12,195	9,595	10,245	5,460	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
383	岸本町	西伯郡	伯耆町(平																														

表4 - 3 - 3 主な被害予測結果総括表(鳥取県西部地震(2000年鳥取県西部地震))

市町村 コード	市町村名 (H16.4月)	郡名	合併を踏ま えた 市町村名	現況データ				地震動・液化化										建物				ライフライン				人的被害				社会機能支障				
				人口(人)		建物		計測震度面積率(%)				液化化危険度面積率(%)				建物被害		火災(冬18時)		ライフライン機能支障(%)		朝4時		昼12時		冬夕18時		避難所生活者数						
				4時	12時	18時	建物棟数 (棟)	5弱以下	5強	6弱	6強	7	極めて低い (PL=0.対象外)	低い (PL=0-5)	高い (PL=5-15)	極めて高い (PL=15-)	大破数	中破数	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	上水道	LPガス	電力	下水道	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	朝4時	昼12時	冬夕18時	
201	鳥取市			150,705	168,705	164,205	57,074	99.6	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	97.0	2.8	0.2	0.0	1	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.11	0	0	0	1	0	1	1	1	1
301	国府町	岩美郡		8,373	6,332	6,842	3,424	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
303	福部村	岩美郡		3,451	2,657	2,856	1,451	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
323	河原町	八頭郡		8,460	6,372	6,894	3,770	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
326	用瀬町	八頭郡	鳥取市(平 成16年11 月1日合 併)	4,324	3,451	3,669	2,117	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
327	佐治村	八頭郡		2,835	2,186	2,348	1,434	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
341	気高町	気高郡		9,997	8,042	8,531	4,982	97.9	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	98.0	2.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0
342	鹿野町	気高郡		4,601	3,831	4,023	2,459	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0
343	青谷町	気高郡		8,102	6,965	7,249	5,029	98.8	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	98.5	0.4	1.2	0.0	98.0	1	0	0	0.12	0.02	0.00	0.98	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	小計			200,849	208,541	206,618	81,739	99.7	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	98.8	1.0	0.2	0.0	1	1	0	0	-	-	-	-	0	1	0	2	0	1	2	2	2
202	米子市			138,836	149,660	146,954	59,001	0.2	50.3	48.9	0.6	0.0	70.0	149.660	14.5	5.5	359	843	5	768	36.92	2.04	15.17	2.43	18	364	24	705	30	722	1,533	1,536	2,282	
385	淀江町	西伯郡	米子市(平 成17年3月 31日合 併)	9,016	7,788	8,095	4,824	3.5	84.8	11.7	0.0	0.0	93.9	2.0	1.0	3.1	6	25	0	0	29.89	0.65	10.71	1.35	0	7	0	4	0	4	31	31	31	
	小計			147,852	157,448	155,049	63,825	0.9	57.3	41.3	0.5	0.0	74.9	8.3	11.8	5.0	365	869	5	768	-	-	-	-	18	371	24	709	30	727	1,564	1,567	2,314	
203	倉吉市			49,621	56,756	54,972	31,107	72.0	28.0	0.0	0.0	0.0	89.7	8.5	1.8	0.0	2	13	0	0	0.93	0.05	0.00	0.46	0	3	0	1	0	2	12	12	12	
365	関金町	東伯郡	倉吉市(平 成17年3月 22日合 併)	4,318	3,360	3,599	2,204	39.1	59.5	1.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	1	0	0	0.47	0.03	0.00	1.31	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
	小計			53,938	60,116	58,572	33,311	60.3	39.2	0.5	0.0	0.0	93.4	5.5	1.1	0.0	2	13	0	0	-	-	-	-	0	3	0	2	0	2	12	12	12	
204	境港市			36,843	36,691	36,729	19,806	33.8	65.2	1.0	0.0	0.0	60.8	21.4	10.6	7.3	17	51	0	0	10.07	0.34	2.18	0.00	1	15	1	17	0	15	68	68	68	
328	智頭町	八頭郡	智頭町	9,383	8,855	8,987	5,855	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
302	岩美町	岩美郡	岩美町	14,015	11,856	12,396	7,011	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.5	1.4	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.05	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
321	郡家町	八頭郡		10,077	9,161	9,390	4,486	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
322	船岡町	八頭郡	八頭町(平 成17年3月 31日合 併)	4,499	3,293	3,594	2,000	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
324	八束町	八頭郡		5,572	4,270	4,596	2,765	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計			20,147	16,724	17,580	9,250	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
325	若桜町	八頭郡	若桜町	4,998	4,082	4,311	3,205	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
361	羽合町	東伯郡		7,817	6,736	7,006	3,914	77.4	22.6	0.0	0.0	0.0	54.0	29.6	16.2	0.2	1	5	0	0	2.63	0.16	0.00	0.75	0	2	0	2	0	1	8	8	8	
362	泊村	東伯郡	湯梨浜町 (平成16年 10月1日 合 併)	3,047	2,184	2,400	1,676	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.03	0.03	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
363	東郷町	東伯郡		6,556	5,011	5,397	3,757	92.0	8.0	0.0	0.0	0.0	92.7	5.3	2.0	0.0	1	6	0	0	4.23	0.18	0.00	3.84	0	2	0	1	0	1	7	7	7	
	小計			17,420	13,931	14,803	9,347	91.2	8.8	0.0	0.0	0.0	87.7	8.3	4.0	0.0	2	11	0	0	-	-	-	-	0	3	0	3	0	3	16	16	16	
364	三朝町	東伯郡	三朝町	7,921	7,043	7,263	4,808	99.9	0.1	0.0	0.0	0.0	99.4	0.6	0.0	0.0	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.07	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
366	北条町	東伯郡	北条町(平 成17年10 月1日合 併 予定)	7,801	6,418	6,764	4,442	61.0	39.0	0.0	0.0	0.0	23.2	54.8	22.1	0.0	1	3	0	0	11.55	0.10	0.00	1.00	0	1	0	1	0	1	5	5	5	
367	大栄町	東伯郡		9,182	8,434	8,621	4,908	66.5	33.5	0.0	0.0	0.0	71.9	25.2	2.9	0.0	2	16	0	0	12.21	0.36	0.00	0.75	0	4	0	4	0	4	21	21	21	
	小計			16,983	14,852	15,385	9,350	64.4	35.6	0.0	0.0	0.0	54.0	36.1	9.9	0.0	3	19	0	0	-	-	-	-	0	5	0	5	0	5	26	26	26	
368	東伯町	東伯郡	琴浦町(平 成16年9月 1日合 併)	12,071	12,205	12,171	7,078	54.4	44.9	0.3	0.3	0.0	98.9	0.8	0.3	0.0	1	13	0	0	2.49	0.20	2.45	0.00	0	3	0	3	0	2	15	15	15	
369	赤碓町	東伯郡		8,341	7,705	7,864	3,925	48.9	51.1	0.0	0.0	0.0	99.3	0.1	0.5	0.0	0	3	0	0	0.85	0.09	0.00	0.75	0	1	0	1	0	1	5	5	5	
	小計			20,411	19,910	20,035	11,003	52.1	47.5	0.2	0.2	0.0	99.1	0.5	0.4	0.0	1	16	0	0	-	-	-	-	0	4	0	3	0	3	20	20	20	
381	西伯町	西伯郡	南部町(平 成16年10 月1日合 併)	8,153	6,693	7,058	3,483	0.0	7.7	84.7	7.6	0.0	90.7	4.6	4.7	0.0	20	129	1	5	61.63	4.30	15.87	0.81	1	46	1	41	1	39	221	221	226	
382	会見町	西伯郡		4,042	2,902	3,187	1,976	0.0	43.1	56.9	0.0	0.0	84.1	7.1	3.8	0.0	4	20	0	0	48.75	1.21	16.09	-	0	6	0	5	0	5	30	30	30	
	小計			12,195	9,595	10,245	5,460	0.0	17.3	77.2	5.5	0.0	88.9	5.3	5.8	0.0	24	150	1	5	-	-	-	-	1	52	1	46	1	44				

(2) 被害等の概況

区分	内容
人的被害	<p>(死傷者) 鹿野・吉岡断層による地震の場合の冬18時の設定が、最も死者及び負傷者が多くなる。この地震の場合、建物被害、火災、崖崩れ、津波による死者は約300人程度、負傷者は約2,000人程度となると想定される。また、倉吉南方の推定断層による地震では、冬の18時の設定で、同様の要因による死者が約50人程度、負傷者は1,200人程度、鳥取県西部地震断層の地震では、死者が約45人程度、負傷者が960人程度である。</p> <p>地震による死傷者の発生については、この他の要因として、ブロック塀等の倒壊による被害、屋外落下物による被害、交通施設による被害などが考えられ、さらに事前対策を充実する必要がある。</p> <p>(要救出者及び避難者) 鹿野・吉岡断層による地震の冬18時の設定では、要救出者が約1,600人程度、短期的避難者は約19,000人程度、長期的避難者は約7,400人程度と想定される。</p> <p>人的被害ではその他に、心的外傷後ストレス障害（PTSD）や罹病及び震災関連死などの長期的な人的被害も考慮に入れる必要がある。鳥取県では、温泉地などの観光地も多く、そのような集客施設などの人的被害も十分注意する必要がある。</p>
建物被害	<p>(揺れ・液状化による被害) 鹿野・吉岡断層による地震では、県東部を中心に発生し、約2,800棟が大破以上となる。想定した3地震の中では最も被害棟数が多い。液状化による大破以上数は75棟である。</p> <p>倉吉南方の推定断層による地震では、県中部を中心に発生し、約870棟が大破以上となる。想定地震の破壊伝播方向の特性から、鳥取市でも建物被害が発生する。液状化による大破以上数は15棟である。</p> <p>鳥取県西部地震断層による地震では、県西部を中心に発生し、約470棟が大破以上となる。建物が集中する米子市の建物被害が多い。液状化による大破以上数は36棟である。</p> <p>(崖崩れによる被害) 鹿野・吉岡断層による地震の被害が一番多くなる。</p>
交通施設被害	<p>(鹿野・吉岡断層による地震) 鳥取県東部の防災幹線道路について、緊急輸送に大きな支障が発生すると予想される。最悪の場合、鳥取県東部の海岸部から山間部への道路交通が遮断される可能性がある。また、被災地がほぼ鳥取県東部に限られることから、鳥取県の西部、中部地域から応援が実施される。鳥取県東部南域の山間部への陸上輸送が困難な場合には、ヘリコプターによる輸送も行う。</p> <p>(倉吉南方の推定断層による地震) 鳥取県中部の防災幹線道路について、緊急輸送に大きな障害が発生すると予想される。最悪の場合、鳥取県東部と西部間の道路交通が遮断される。また、被災地がほぼ鳥取県中部に限られることから、鳥取県の東部、西部から応援が実施される。鳥取県中部の山間部への陸上輸送が困難な場合には、ヘリコプターによる輸送も行う。</p> <p>(鳥取県西部地震断層による地震) 鳥取県西部、特に西部南域の防災幹線道路について、緊急輸送に大きな障害が発生すると予想される。最悪の場合、鳥取県西部南域の道路交通が遮断される。被災地がほぼ鳥取県西部南域に限られることから、鳥取県中部、東部から応援が実施される。鳥取県西部南域の山間部への陸上輸送が困難な場合は、ヘリコプターによる輸送も行う。さらに境港、米子港を利用した海上輸送も考えられる。</p>
ライフライン施設	<p>(上水道) 鹿野・吉岡断層の地震では鳥取市の平野部などの液状化危険度が高い地区を中心に被害箇所数が多く、断水率が高くなっている。</p> <p>倉吉南方の推定断層の地震では湯梨浜町（東郷地区）・倉吉市の平野部を中心に被害箇所が多く、断水率が高くなっている。</p> <p>鳥取県西部地震断層の地震では、米子市、日野町、南部町（旧西伯町）を中心に被害箇所が多く断水率が高くなっている。</p> <p>1995年阪神・淡路大震災では、管路施設だけでなく貯水施設や取水施設、浄水施設などで</p>

も被害が発生しているが、貯水施設の被害は機能停止に至らないものがほとんどであり、取水施設も速やかに復旧している。地震動が大きな地域ではこのような施設にも被害が発生する可能性があるが、基幹施設は優先的に復旧されるため機能支障の直接的な要因となる可能性は低いと考えられる。また、1995年阪神・淡路大震災では、配水池の緊急遮断弁が有効に機能し機能支障を防いだという事例があり、このような設備の整備が今後の上水道の機能支障に対して有効であると考えられる。

また、復旧日数については、過去の地震被害事例などにより1ヶ月以内が復旧目標となると考えられる。

(下水道)

鹿野・吉岡断層の地震については、鳥取市平野部を中心に液状化危険度の高い地域において流下機能支障が発生する可能性が高い。倉吉南方の推定断層の地震については、倉吉市平野部、湯梨浜町（東郷地区、羽合地区）、北栄町（旧北条町）を中心に流下機能支障が高くなっている。鳥取県西部地震断層の地震については、米子市を中心に流下機能支障が高くなっている。

なお、1995年阪神・淡路大震災では、管きよの被害だけでなく下水処理場やポンプ場においても被害が発生したが、ここでは機能支障を排水困難としており、仮に下水処理場やポンプ場が被災しても、流下機能は保たれるものと想定した。

復旧目標としては、上水道と同じように下水道も1ヶ月程度と考えられる。上水道が停止すれば下水道も実質的に利用できない状態になることが多いため、下水道の実質的な復旧に関しても上水道の復旧状況に影響される可能性が高い。

(都市ガス)

鳥取県では、都市ガスの供給は、鳥取ガスと米子ガスが行っている鳥取市を中心とした地域と米子市を中心とした地域であり、それぞれ鹿野・吉岡断層の地震及び鳥取県西部地震断層の地震で被害が発生すると考えられる。

鳥取ガス及び米子ガスでは、供給地域で地震動が最大速度 60 cm/s を越えると供給管の元栓を閉じる仕組みになっており、鹿野・吉岡断層の地震及び鳥取県西部地震断層の地震の予測最大速度が 60 cm/s を越えているため、両地区とも都市ガスは供給停止になる可能性が高いと考えられる。

復旧目標については、過去の地震被害事例より1ヶ月程度となると考えられる。

(LPガス)

LPガスについては、主に建物が大破・中破することによって点検を要する被害が発生するため、被害の分布域としては、建物被害の分布と似た傾向にある。LPガスの復旧は比較的早く、完全に復旧するまでの期間は阪神・淡路大震災の事例により2週間程度と想定される。

(電力)

物的被害としては電柱と架空配電線を対象としている。鹿野・吉岡断層の地震では、鳥取市を中心として停電が発生する。倉吉南方の推定断層の地震では、倉吉市・北条町・羽合町を中心に停電が発生する。鳥取県西部地震断層の地震では、日野町・江府町・会見町・米子市を中心に停電が発生する。

復旧日数については、過去の地震被害例をもとに約1週間程度を要するものと考えられる。

(電話)

被害の有無にかかわらず、全国からの安否確認や緊急通信のための被災地への呼出が集中することにより輻輳状態となり、数日程度は電話がかかりにくい状態が続く可能性がある。

電話施設の応急復旧にはサービス復旧と設備復旧があり、1995年阪神・淡路大震災などの事例から、サービス復旧には非常用移動無線車・応急ケーブル・衛星通信車載車などの活用により1週間程度で通話可能となると想定される。

また、携帯電話については、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから、基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる。しかしながら、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。2001年に発生した芸予地震では、携帯電話でも広島県中心部の交換機で最高75%の通話規制が行われ、広島市で30倍、松山市で10倍程度の通話があり、輻輳が発生した。また、2004年新潟県中越地震でも輻輳が発生しており、携帯電話でも一般電話と同様に輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。

医療機能支障

要転院患者数については、鳥取市を中心として県東部の鹿野・吉岡断層による地震の想定数が目立っている。

医療対応不足数では、鹿野・吉岡断層及び倉吉南方の推定断層による想定地震で重篤者の医

	<p>療対応がすべての地区で不足しており、重篤者の域外搬送の必要がある。また、鳥取県西部地震断層による想定地震でも重篤者の医療対応が不足となり域外搬送の必要がある。</p> <p>重傷者については、鹿野・吉岡断層の想定地震で、鳥取県中部への搬送だけでは医療対応が不足する可能性があり、鳥取県西部又は県外への搬送が必要である。中等傷者については、各医療圏内で対応できると考えられる。</p>
住機能支障	<p>(短期的住機能支障)</p> <p>鳥取県では避難所の収容人員が全県で約40万人分あり、短期的避難生活者はほぼ全員収容できると考えられる。しかしながら2004年新潟県中越地震の例もあり、局所的には収容人員が不足する可能性もあり、市町村ごとの詳細な検討が必要である。</p> <p>(中期的住機能支障)</p> <p>2004年新潟県中越地震では非常に多くの応急仮設住宅が建設されており、余震が頻発する地震の特性また地域の木造建物構造によっては、必要応急仮設住宅数が予測を上回ることも考えられる。</p> <p>(長期的住機能支障)</p> <p>鹿野・吉岡断層の地震の鳥取県東部地区で約1,000人の公営住宅入居希望者が出ると考えられる。</p>
飲食機能支障	<p>(食料不足量)</p> <p>連携備蓄をしている主食では鹿野・吉岡断層の地震および倉吉南方の推定断層の地震の揺れの強い地域で、1日後から2日後の不足が目立っており、今後備蓄量の増加が必要である。</p> <p>(給水不足量)</p> <p>鳥取県中部地区での不足が目立っており、倉吉南方の推定断層の地震では、1日後で約30,000人分の給水不足量がでると考えられ、他地区からの応援が必要である。</p> <p>(生活必需品不足量)</p> <p>毛布については、地区別には足りていると考えられるが、鹿野・吉岡断層の地震の鳥取市などは、若干の不足量が目立っており、他地区からの応援が必要である。また毛布の他には、ポリタンクについても鹿野・吉岡断層の地震の鳥取市で不足量が目立っている。</p>
清掃・衛生機能支障	<p>(仮設トイレ需要量)</p> <p>仮設トイレは連携備蓄資材として県で備蓄しているだけで数量が限定されている（市町村では簡易トイレを備蓄資材としている）ことから、地震後不足することが想定される。</p> <p>(瓦礫発生量)</p> <p>建物の倒壊や焼失、崖崩れ等により住宅・建築物系の瓦礫や、公益・公共系の瓦礫が大量に発生する。</p>
津波予測結果 (平均潮位(東京湾平均海面 T. P. +0.0m)での予測結果)	<p>(F-TT001 想定波源の結果)</p> <p>0.2mの高さの津波は鳥取県沿岸に最短10～20分程度で到達する。また、最高水位は最短20分程度で到達する。沿岸における最高水位は、弓ヶ浜～淀江港付近で T. P. +1.9m程度である。波源モデルの位置関係から、鳥取県西岸特に弓ヶ浜の津波波高が高くなっている。</p> <p>(F-TT002 想定波源の結果)</p> <p>0.2mの高さの津波は鳥取県沿岸に最短10～20分程度で到達する。また、最高水位は最短20分程度で到達する。沿岸における最高水位は、赤碕港付近で T. P. +1.7m程度である。波源モデルの位置関係から鳥取県中部沿岸の津波波高が高くなっている。</p> <p>(F-TT003 想定波源の結果)</p> <p>0.2mの高さの津波は鳥取県沿岸に最短10～20分程度で到達する。また、最高水位は最短20分程度で到達する。沿岸における最高水位は、鳥取市気高町沿岸付近で T. P. +2.1m程度である。また、鳥取市福部町沿岸付近でも T. P. +2.1m程度の津波波高となっている。波源モデルの位置関係から、鳥取県東部沿岸の津波波高が高くなっている。</p>

3 災害シナリオ

(1) 鹿野・吉岡断層の地震

鳥取市における被害が甚大で、建物倒壊と火災延焼により多数の死傷者・避難者が発生する。地震発生直後は、応急対策の中核を担う県や防災関係機関の施設も被災し、就業時間外の職員参集にも時間を要するため、初動は円滑に行えず、全体の被害状況把握に時間がかかる。鳥取市内の道路網はいたるところで寸断され、消防・救急活動にも支障が出る。

東部と中・西部を結ぶ幹線道路には不通や障害が多発し、中・西部からの応援人員や、県内の連携備蓄に基づく救援物資は、岡山県境に迂回して東部に向かうため時間を要する（積雪期はさらに困難となる）。そのため、発災後1日を過ぎると鳥取市等では避難者への供給物資が不足し始める。物資の集積所から避難所等への輸送は、市内の道路状況が悪いことや要員不足により滞る。鳥取市内では重篤者および重傷者への対応が限界となり、空路等による後方医療機関への転送を行う。

3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増える。上水道・簡易水道の全面的復旧には1週間以上かかる。

(2) 倉吉南方の推定断層の地震

県中部から県東部の地域にかけてのやや広域の災害となり、鳥取市、倉吉市での建物倒壊により死傷者が多く発生する。鳥取市では火災も延焼するが、鹿野・吉岡断層の地震に比べれば市内の被害はやや小さく、県の中核機能は維持される。

県中部の低平地で地盤の液状化が広範に発生するなど、中部と東部を結ぶ幹線道路は寸断されるため、県西部からの応援人員や救援物資は県中部に重点に置きつつ、県東部へは岡山県境等に迂回して向かう（ただし、積雪期には困難を伴い、時間を要する）。また、県東部の南域からは県東部の北域への応援・救援にやや重点を置き、県西部からの応援・救援との分担を行う。避難者への供給物資は倉吉市等で不足し、県西部を中心とした連携供給が重要となる。さらに、三朝町、湯梨浜町（東郷地区）などで崖崩れなどにより道路が遮断された孤立集落が発生し、空路により救援を行う。重篤者への対応は、鳥取市内のほか転送先の米子市内でも限界となり、空路等による県外の医療機関への搬送を行う。

3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増える。上水道・簡易水道は1週間強で応急復旧がほぼ完了する。

(3) 鳥取県西部地震断層の地震

県西部の被害が大きく、米子市での建物被害による死傷者、火災延焼による被害が際立つ。米子市等で地盤の液状化等により、市街地の幹線道路が通行困難となる。また、県西部南域では防災幹線道路が随所で被害を受け、道路ネットワークが機能しない。このため、日野町、西伯町、溝口町、日南町などで孤立集落が多数発生し、空路により救援を行う。

一方、県東部・中部地域の被害は比較的軽微で、両地域からは早期に応援の派遣が可能であり、一部迂回しながら主に国道9号経由で県西部へ向かう。また、県西部に配置されている自衛隊（米子駐屯地：陸上自衛隊中部方面隊第13旅団第8普通科連隊、美保基地：航空自衛隊第3輸送航空隊）は発災直後に活動開始する。避難者への食料供給は域内の連携により充足するが、給水では米子市において他地域からの応援が必要となる。域内での重篤者対応が限界となり、後方医療機関に転送する。重傷者には域内で対応できる。

3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増えるが、県西部南域では依然として主に自力で対応している孤立集落もある。上水道・簡易水道は1週間程度で応急復旧がほぼ終了する。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第3章 地震災害に強いまちづくりの推進

(県生活環境部、県国土整備部、県防災局)

第1節 目的

この計画は、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 総合的な対策の推進

1 計画的な市街地の形成(都市計画法第3条)

県及び市町村は、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備の施策を総合的に展開する。

2 防火地域・準防火地域等の指定(都市計画法第8・9条、建築基準法第61～67条の2)

市町村は、地震時の火災延焼防止のため、建築物が密集し火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域、準防火地域、建築基準法22条区域又は特定防災街区整備地区に指定し、耐火建築物、準耐火建築物、特定防災施設その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進するものとする。

3 街路網の整備

県及び市町村は、緊急輸送道路や電線共同溝等を整備するとともに、交通の円滑化と併せて、避難路の確保、電線の耐震化及び延焼防止にも配慮しつつ街路網の整備を推進し消防活動を行い、延焼防止等を図れる機能を確保することにより、災害防止対策や円滑避難対策を推進するものとする。

4 公園・緑地等の公共空地の防災利用及び整備

(1) 県及び市町村は、火災延焼防止の機能を有するオープンスペースの確保のため、計画的に都市公園の整備を促進するものとする。

(2) 市町村は、都市公園を広域避難地及び一次避難地として定めるものとする。

5 貯水施設等の整備

(1) 市町村は、地震時の火災拡大防止のため、消防水利等を整備するものとする。

(2) 県及び市町村は、耐震性貯水槽等を貯水施設の適正に配置するとともに、河川の整備に当たっては、河川水が消火に利用ができるよう配慮するものとする。

(3) 市町村は、小型動力ポンプの設置及び化学消火薬剤の備蓄等を進め、消火体制の確立に努めるものとする。

6 不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

(1) 県及び建築主事を置く市は、新築、増改築等される建築物について、建築基準法に基づき防火促進の指導を行う。

(2) 県及び建築主事を置く市は、既存建築物について、次の制度により、消防機関と連携して防火促進の指導を行う。

ア 建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度

イ 消防機関が実施する防火対象物定期点検報告制度

ウ 自主点検報告表示制度

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 防火地域・準防火地域の指定
- 2 街路網の整備
- 3 公園・緑地等の公共空地の防災利用及び整備
- 4 貯水施設等の整備
- 5 土地区画整理事業の推進
- 6 市街地再開発事業の推進
- 7 不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進

第4章 耐震化の推進

(県各部署、市町村、警察本部、関係機関)

第1節 目的

この計画は、地震に対する建築物や公共施設等の耐震性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止することを目的とする。

第2節 建築物の耐震化

1 耐震改修促進計画の策定

(1) 鳥取県耐震改修促進計画

県は、鳥取県耐震改修促進計画(平成19年3月策定)に基づき、計画的に耐震化に取り組むものとする。

ア 減災目標の概要

平成17年3月に取りまとめた鳥取県地震防災調査研究報告書の建物被害に係る人的被害(死者)、建物被害(全壊)について、想定した3地震の被害を今後10年間(平成27年度まで)に半減させる。(平均値を採用)

(被害想定の詳細については、第2章「被害想定」を参照)

イ 具体的な数値目標(耐震化率)

【住宅】 約68% 約86% (改修済み戸数を2倍)

【特定建築物】 約69% 約89% (改修済み棟数を3倍に)

県有施設の特定建築物については、耐震化率100%を目標

特定建築物・・・耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律)に規定される、現行の耐震基準を満たさない次の建築物

(ア)多数の者が利用する一定規模以上の建築物(法6条第1項第1号)

(イ)危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する一定基準以上の建築物(法6条第1項第2号)

(ウ)緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物(法6条第1項第3号)

(2) 市町村耐震改修促進計画の策定

市町村は、県の計画を勘案して耐震改修促進計画を策定し、計画的に耐震化に取り組むよう努めるものとする。

2 耐震診断の実施

(1) 耐震性能は、建築年代により大きく異なり、一般的に昭和56年(1981年)5月31日以前の旧建築基準法で建築された建築物は現行の建築基準法が求める地震に対する安全を満たさない場合がある。

(参考：建築基準法の改正経緯)

改正年	主な建築基準の見直しの内容	耐震性
昭和43年	・通常遭遇する中規模程度の地震に対して損傷や残留変形を生じず、地震後における使用に支障を来さないことの確認	低い
昭和46年	・鉄筋コンクリート造の柱の帯筋の間隔を従来の30cm以下から15cm(梁に近い部分は10cm)以下としたこと ・木造住宅の土台をコンクリート造の布基礎に緊結することの義務付け	
昭和56年	・我が国で考えうる最大規模の地震(震度階で6から7に相当)に対して、建築物が相当の損傷や変形を被っても、最終的に倒壊や崩壊することなく、人命に影響を及ぼさないことの確認	高い
平成7年	・鉄骨造の柱脚部の安全確認の徹底 ・形状が不規則な建築物の基準の強化	

(2) 県、市町村及び関係機関は、管理する建物の建築年代や形状、構造種類等を考慮し、耐震診断を実施し、その安全性を評価するものとする。

(3) 県及び市町村は、住民等の耐震診断の実施を支援するよう努める。

3 耐震改修の実施

(1) 県、市町村及び関係機関は、耐震診断の結果、地震に対する安全性を満たさないことが判明した場合、耐震改修を行うものとする。

(2) 耐震改修に当たっては、それぞれの建築物に応じた構造耐震指標及び保有水平耐力を確保するものとする。

構造耐震指標として、木造はIw値、非木造はIs値、保有水平耐力を表す指標として、q値が使われており、一般の建物は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月国土交通省告示第184号)」により下表のとおり、防災拠点となる建物では、その重要度に応じて、一般建物の1.25から1.5倍以上のIs値を確保するものとする。

(3) 耐震改修については、それぞれの制約条件やコスト、工期、建築・設備との整合性、施工性等を考慮して、最適な補強工法を選択するものとする。

第3節 造成宅地の耐震化の推進

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるところである。

県（生活環境部）は、県民の居住の安定と安心快適な住環境づくりを実現するため、次のとおり造成宅地耐震化推進事業を実施する。

- (1) 既存の大規模盛土造成地の調査及び変動予測の実施
- (2) 大規模盛土造成地マップの作成等による住民への情報提供
- (3) 必要に応じて宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域を指定、宅地耐震化工事費を補助

第4節 その他公共施設の耐震化

地震災害時の公共施設等の被害は、県民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策活動に困難をもたらすことから、県をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努めるものとする。

1 道路施設

道路管理者は、地震時においてその機能を発揮できるよう、港湾等物流拠点と各地域における中核都市を結ぶ緊急時における輸送ルートをはじめ、総合病院、広域避難場所への避難路等防災幹線道路ネットワークを策定し、道路の整備強化を進める。

2 海岸

- (1) 海岸管理者は、海岸堤防のうち老朽化等により施設の機能低下をきたしている箇所については、嵩上げ等の補修、補強等を行い、また傾斜護岸等により整備を進め、地震による水害を防止する。
- (2) このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設または老朽化の著しい施設の改築、整備を促進するものとする。

3 河川

- (1) 県内主要河川の河口部の堤防は既に整備されており、地震時には大きな被害は生じず、おおむね既往災害程度の密度等に対しても十分に耐え得るものと予想される。
- (2) 県（県土整備部）は、水門、樋門等で耐震性の劣る施設については地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備を図るものとする。

4 ダム・砂防・ため池

- (1) 国及び県等が管理するダムは、地震に対して、その機能が保持できるよう改築、整備を図るものとする。
- (2) 県（県土整備部）は、砂防関係施設のうち老朽化等による機能低下が著しいものについて、改築、補強を進めるものとする。
- (3) 県（農林水産部）及び市町村は、老朽化等による機能低下が著しいため池について、改築、補強を進めるものとする。

5 上水道

水道事業者（市町村長）は、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるとともに、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

- (1) 施設の耐震性の強化
- (2) 応急給水体制の整備
- (3) 非常用電源の確保
- (4) 復旧工事事用資材の備蓄
- (5) 相互応援協力体制の確立

6 下水道

下水道管理者（県・市町村）は、震災による下水道施設の被害を最小限に止め、下水の排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるとともに、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

- (1) 施設の耐震性の強化
- (2) 下水道施設の保守点検
- (3) 下水道台帳等の整備
- (4) 非常配備体制等の整備
- (5) 非常時協力体制の整備
- (6) 復旧資機材等の確保
- (7) 技術職員の養成

7 電力施設

電力供給機関は、地震時における電力供給を確保し、電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力設備の防護対策に努めるものとする。

なお、電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされている。

8 ガス施設

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する設備に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるため、地震時におけるガス供給の確保を図り、また都市ガス施設の災害及び

都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施するものとする。

- (1) 施設・設備の安全確保
- (2) 通信設備の整備、地震計の設置
- (3) マイコンメーターの設置の推進
- (4) 復旧体制の整備

9 鉄道

鉄道事業者は、各線区における地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 鉄道施設等の耐震性の向上
- (2) 地震検知装置の整備
- (3) 耐震列車防護装置等の整備
- (4) 情報連絡設備の整備
- (5) 復旧体制の整備

10 港湾

地域経済社会の発展に大きく寄与する海の流通拠点基地として、重要な役割を果たしている港湾施設は、港湾構造物設計震度基準に従い、地震発生の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、想定地震（75年の間に1回起きる可能性のある地震）に耐えられるよう建設する。

しかし、震災時等の海上輸送ルートの確保の観点から、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾の機能が完全に麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが必要なため、想定地震を上回る大規模地震でも被災しない耐震強化岸壁を整備する。

11 空港

鳥取空港及び美保飛行場について、空港管理者は、救援物資及び人員の輸送を図るため、震災状況を迅速に把握できる体制を整備すると共に、必要に応じて施設の耐震構造化の整備を推進するものとする。

12 工業用水

工業用水施設管理者は、工業用水施設の耐震性の強化及び供給確保に努める。

第5節 その他の耐震化対策

県及び市町村は、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

1 家具等の転倒防止対策

県及び市町村は、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

2 自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、市町村等は避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

(参考) 自動販売機の設置基準など

- ・「自動販売機-据付基準」(JIS B 8562)
- ・「自動販売機屋内据付基準」(日本自動販売機工業会)
- ・「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)
- ・「自販機据付判定マニュアル」(全国清涼飲料会)
- ・「自販機据付改善の手引き」(全国清涼飲料会)

3 窓ガラス落下防止対策

県及び市町村は、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、ホームページ等を活用して啓発するものとする。

4 大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。県及び市町村は、国等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

5 エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないように主に必要な事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

- (1) エレベーターの耐震安全性の確保
- (2) 「地震時管制運転装置」の確実な作動
- (3) 早期救出・復旧体制の整備等
- (4) 適時適切な情報提供・情報共有

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村耐震改修促進計画の策定
- 2 公共施設の耐震化の促進
- 3 住民の啓発、耐震化に係る補助等による耐震化の促進
- 4 家具・自動販売機等の転倒防止対策、窓ガラス落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策、エレベーター内の閉じ込め防止対策等、各種地震防災対策の促進

第5章 地震防災対策強化地域等の指定

(県防災局)

第1節 地域の指定

東海地震などの特定の地震により著しい地震災害が生じるおそれがあり、地震防災対策を計画的に推進する必要がある地域については、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的に、大規模地震対策特別措置法等に基づき地震防災対策強化地域等が指定されている。

本県地域における地震防災対策強化地域等の指定の状況は下表のとおりである。

指定内容	該当地域	備 考
東海地震に係る地震防災対策強化地域	な し	
東南海・南海地震防災対策推進地域	な し	
日本海溝・千島海溝型地震防災対策推進地域	な し	

< 参考 > 東南海・南海地震の県内震度分予測

- 【ケース1 東海+東南海+南海地震】 県東中部の一部区域が震度5弱、その他の地域は震度4以下
- 【ケース2 東海+東南海地震】 震度4以下
- 【ケース3 東南海地震】 震度4以下
- 【ケース4 南海地震】 県東中部の一部区域が震度5弱、その他の地域は震度4以下

第2節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

東南海・南海地震の震度分布 (出展 内閣府防災担当のホームページ)

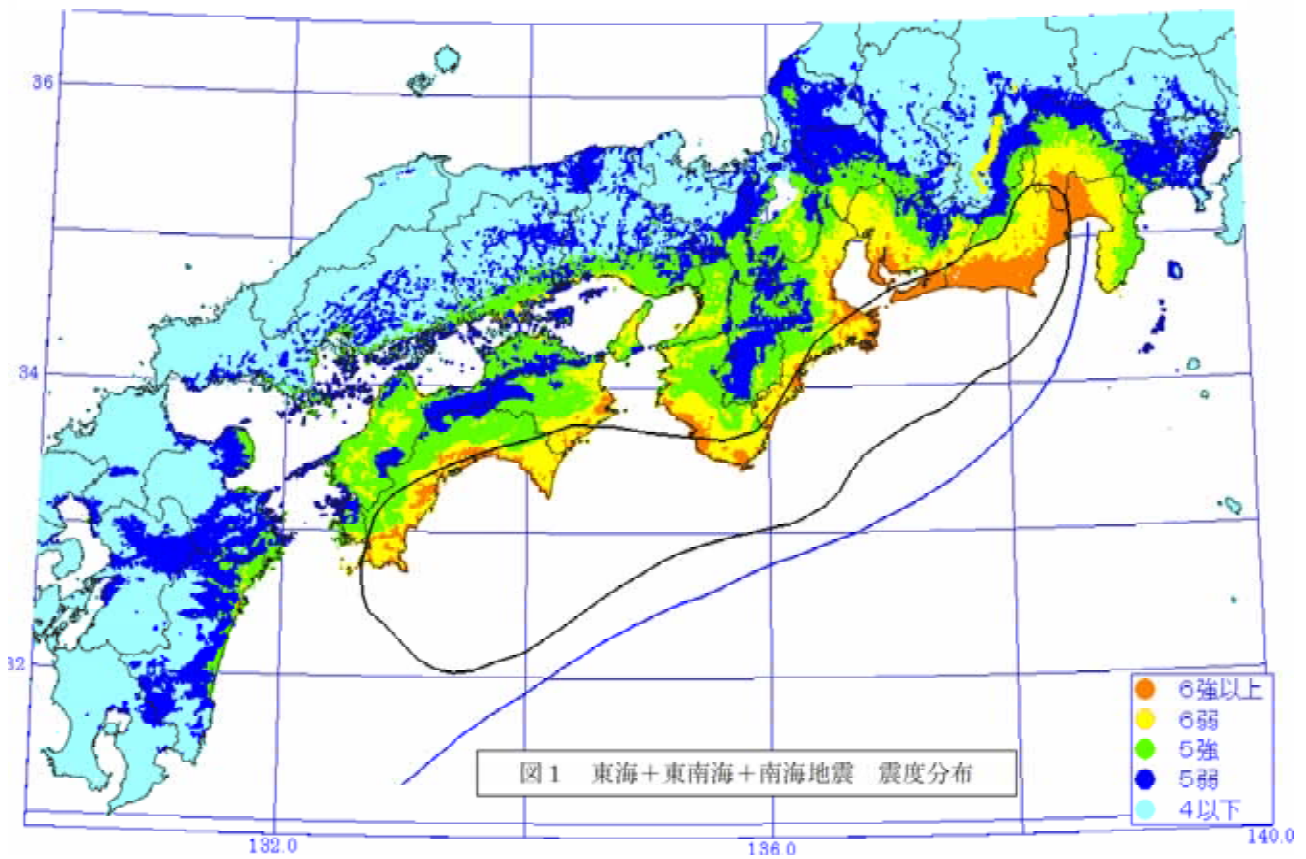


図 東海+東南海+南海地震 震度分布

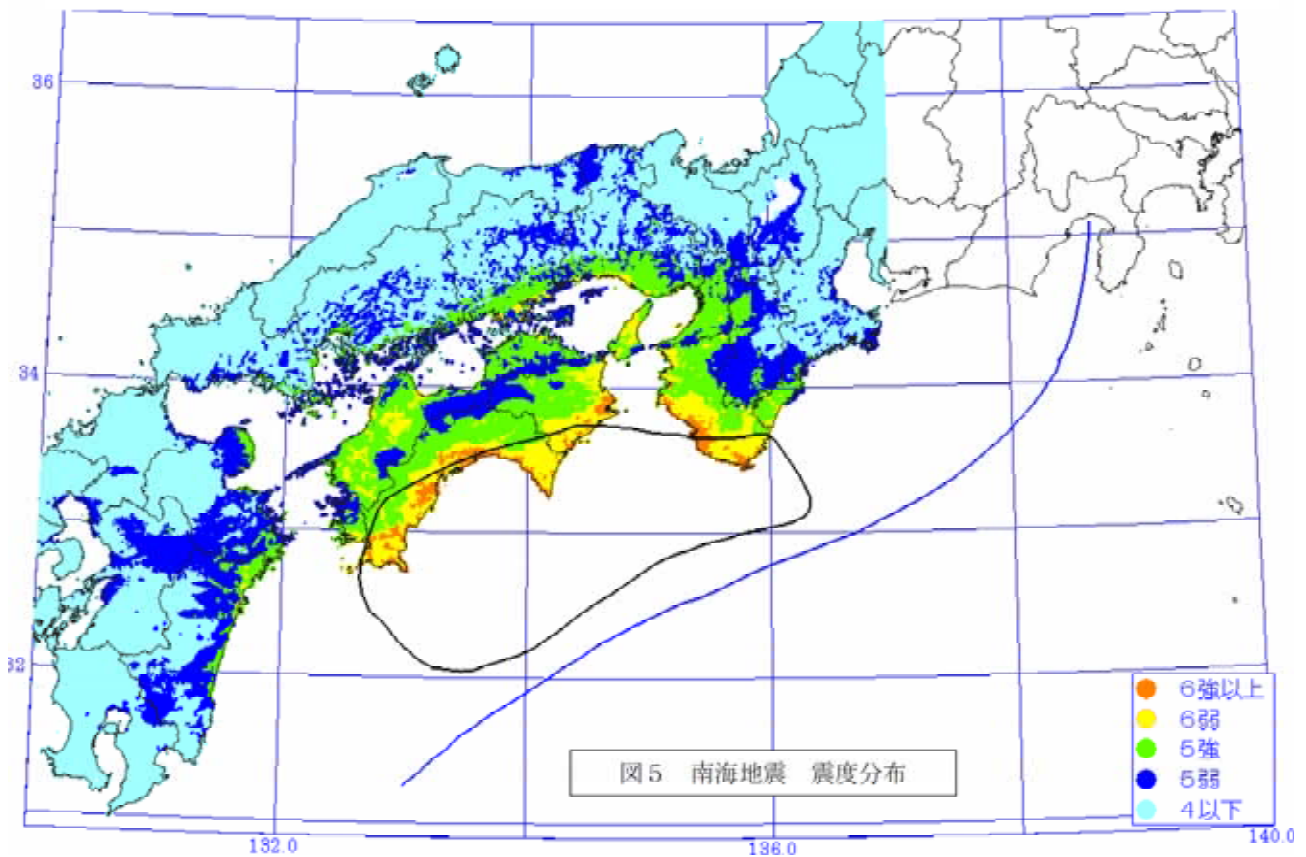


図 南海地震 震度分布

第6章 地震に関する情報の収集

(県防災局)

第1節 目的

県内各地に設置された観測装置から震度情報を収集し、関係機関相互でこれを共有することにより、地震発生直後の被害規模の見積もり等に活用するとともに、関係機関の迅速な初動対応に資する。

第2節 情報の収集

1 県内の震度観測体制

(1) 県内の震度は、次の3系統の震度観測設備により観測、収集される。

ア 気象庁 イ 独立行政法人 防災科学技術研究所 (以下「防災科研」と省略。) ウ 県

(2) これらで観測した震度情報は気象庁に集約され、誤報判別等の品質管理をされた後、発表震度として関係機関に伝達される。(観測点の詳細は資料編のとおり)

2 県における震度情報収集体制

(1) 鳥取県震度情報ネットワーク

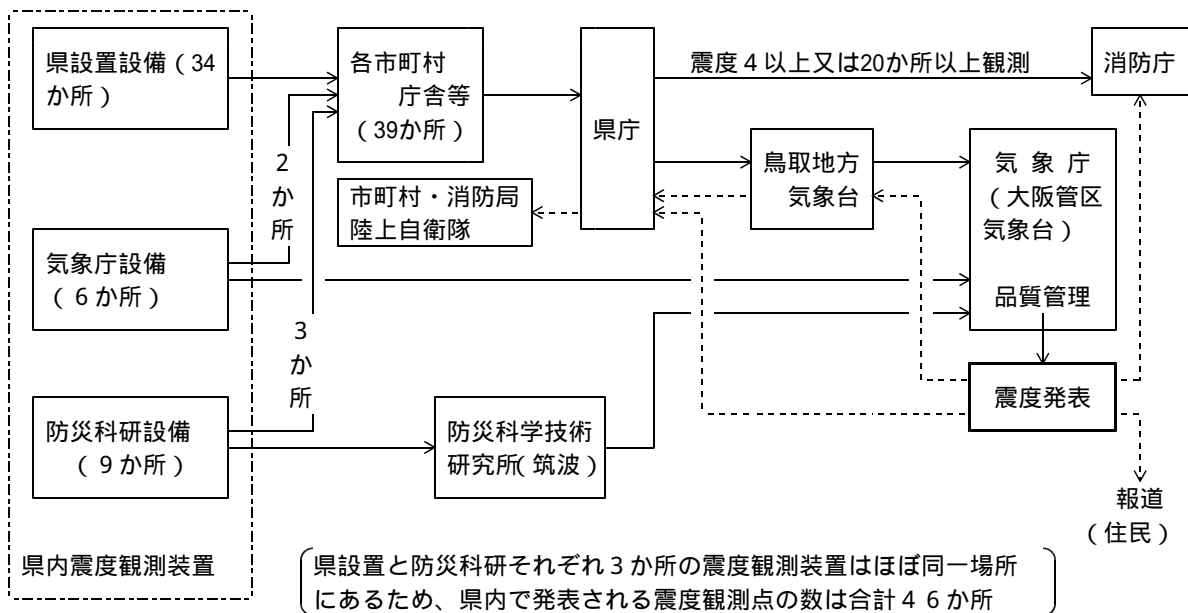
震度情報を市町村、県、消防庁で共有するためのネットワークである。

県設置震度計に一部気象庁及び防災科研のものを加えた、合計39か所(平成16年9月以前の39市町村)の震度情報を、各市町村の庁舎に表示するとともに電話回線により県庁へ送信する。一定規模以上の場合、この情報がさらに消防庁へ送信される。

震度情報ネットワークの観測情報はすべてオンライン回線で気象庁へ送られ、震度発表される。

(2) 気象庁からの情報受信

気象庁からの地震情報及び津波情報は、鳥取地方気象台とのオンライン回線(有線)で県庁へ送られる。



3 緊急地震速報

県(防災局)及び市町村は、緊急地震速報を瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。(詳細については、【災害予防編(共通)】第3部第1章「気象情報等の収集伝達体制の整備」を参照。)

4 推計震度分布図情報

原則として、最大震度5弱以上が観測された場合に発表される情報。気象庁本庁では記者会見を行う場合等、鳥取地方気象台では地震解説資料に用いられる。

観測した震度と地盤情報等をもとに、震度観測のない地域も含めて面的に震度を推計し、1kmメッシュごとの震度分布図として発表する。

5 余震に関する情報

余震発生確率をもとに、余震の見通し等を解説した情報で、気象庁が発表する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 緊急地震速報を瞬時に伝達できる体制の整備

第7章 地震災害に関する調査研究

(県防災局、県県土整備部)

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道等の高密度化・生活慣習の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、県、市町村及び防災関係機関は、協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

- 1 地盤の構造、活断層の状況
- 2 地震活動の状況
- 3 津波の遡上
- 4 消防水利等の状況
- 5 危険物等大量可燃物施設の状況
- 6 電気・ガス等の設置等の状況
- 7 その他必要な事項

なお、これまでの調査研究実施状況は次のとおり

- 1 地震
 - ・鳥取県地震防災調査研究事業（平成14年度から3年間、津波浸水予測も併せて実施）
 - ・鳥取県地震防災減災目標及び震災対策アクションプラン策定業務（平成21年度から2年間）
- 2 地盤
 - ・雨滝 - 釜戸断層調査（平成9年から3年間）
 - ・鳥取県西部地震関連地域の地下構造調査（平成14年度から2年間）
- 3 津波
 - ・鳥取県沿岸における津波（平成7年度）
 - ・津波浸水想定区域（河川）調査検討業務（平成17年度）

第1節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 地震対策の基礎資料の整備

第 8 章 東南海・南海地震の対応

(県防災局ほか)

第 1 節 目的

近年発生が懸念される東南海・南海地震では、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に非常に広域で甚大な災害の発生が懸念されており、本県では、大きな被害が予測されていないことから、円滑な被災地域の応援を実施することを目的とする。

第 2 節 応援の実施

1 県内被害の状況把握

東南海・南海地震では、本県に大きな被害は予測されていないものの、県土及び県民の生命・身体・財産を災害から保護する観点から、東南海・南海地震が発生した際は、県内の被害状況の把握及び必要な応急対策の実施に最優先に取り組むものとする。

2 他県への応援の実施

- (1) 県内で大きな被害が発生していないことが確認でき、必要な応急対策が完了した際は、被災地域の応援を実施するものとする。応援の実施に当たっては、消防庁や知事会などと調整し、全国規模での円滑な応援に協力するものとする。
- (2) 応援の具体的な計画については、中央防災会議が定めた「東南海・南海地震応急対策活動要領」及び同要領に基づく「具体的な活動内容に係る計画」によるほか、各県の受援計画によるものとする。
- (3) その他、「危機事象発生時における鳥取県・徳島県相互応援協定」に基づき、別途両県で定める応援の基準により徳島県への応援を行うものとする。

参考：「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」における本県に関わりの深い内容の抜粋

計画頁	項目	内 容
11、20	災害派遣医療チーム（DMAT）等の参集拠点	羽田空港から美保飛行場（美保基地）を經由し、固定翼輸送機で被災地内広域搬送拠点に派遣
31	警察庁応援部隊の派遣	中国管区応援部隊（210人規模）は、南国SA（高知県南国市）を進出拠点とし、高知県に派遣
32	消防庁応援部隊の派遣	鳥取県応援部隊（100人規模）は、南国SA（高知県南国市）を進出拠点とし、高知県に派遣
85	調理不要食品の搬送（発災後3日程度までの食料）	鳥取県から高知県（室戸広域公園）に搬送 物資調達の調整主体：消防庁 物資輸送の調整主体：物資供給都道府県
86	〃	鳥取県から高知県（室戸広域公園）に搬送 物資調達の調整主体：農林水産省 物資輸送の調整主体：国土交通省
87	簡易調理食品の搬送（発災後3日程度までの食料）	鳥取県から高知県（室戸広域公園）に搬送 物資調達の調整主体：消防庁 物資輸送の調整主体：物資供給都道府県
89	調理不要食品の搬送（発災後4日程度から一週間までの食料）	鳥取県から岡山県（岡山操車場跡地公園（仮称））に搬送 物資調達の調整主体：農林水産省 物資輸送の調整主体：国土交通省
92	精米の搬送（発災後4日程度から一週間までの食料）	鳥取県から広島県（広島県防災拠点施設）に搬送 物資調達の調整主体：農林水産省 物資輸送の調整主体：国土交通省
95	毛布の搬送	鳥取県から高知県（高知青少年の家）に搬送 物資調達の調整主体：消防庁 物資輸送の調整主体：物資供給都道府県

第 3 節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第9章 津波災害の予防

(大阪管区気象台、県防災局、県農林水産部、県県土整備部)

第1節 目的

県及び沿岸の市町村は、津波災害の防止を図るための事業を実施するとともに、関係機関と協力して、避難対策等を推進する。

第2節 海岸保全施設整備事業等

県(県土整備部)は、海岸保全区域について、津波等による被害防除を図るため、人工リーフ、離岸堤、突堤、護岸(堤防)、消波堤並びに緩傾斜護岸等の工事を行う。

第3節 港湾及び漁港の修築・改修事業

港湾及び漁港管理者は、津波等による被害を軽減できる主な港湾及び漁港施設である外郭施設の防波堤、護岸等の整備を推進する。

第4節 津波の観測・予報体制の整備

気象庁が実施する津波の観測・予報体制の整備の概要は、以下のとおりである。

気象庁は、今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び津波警報・注意報及び予報伝達の迅速化に努めるものとする。

- 1 気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定・来襲地域の予想を目的としている。
- 2 近畿・中国(山口県は除く)・四国地方に震源をもつ地震については気象庁本庁または大阪管区気象台においてその震源諸要素が決定され、気象庁または大阪管区気象台において津波発生の有無の判定がなされる。
- 3 津波の高さは、検潮装置等のある観測施設によって観測される。観測施設がない場所については建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。
- 4 気象庁の津波観測施設は境検潮所にあり、検潮儀及び巨大津波観測計が設置され、テレメータ方式により大阪管区気象台で常時監視している。

第5節 津波情報伝達体制の整備

1 県

県(防災局)は、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)・職員参集システムを活用し、職員の早期参集に努めるものとする。

2 沿岸市町村

沿岸市町村は、次のとおり、津波情報伝達体制を整備するものとする。

- (1) サイレン、広報車等の整備
- (2) 海岸線の防災行政無線施設を充実強化

第6節 津波監視体制の整備

沿岸の市町村は、次により津波監視体制の整備を図るものとする。

1 津波監視場所の設定

津波の監視場所は、監視者の安全確保を考慮の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

2 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を、あらかじめ津波監視担当者として選任する。

3 津波監視場所の情報伝達手段の確保

津波監視場所の情報伝達手段として、無線の整備を図る。

第7節 陸こう等の閉鎖体制の整備

主要な水門・陸こう等の管理者は、あらかじめ津波発生時の情報伝達体制や捜査員の閉鎖作業体制もしくは遠隔閉鎖体制等を整備し、津波による背後地への影響の低減を図るものとする。

第8節 津波避難体制の整備

沿岸の市町村は、津波発生時における迅速かつ円滑な避難体制を整備するものとする。

1 津波危険地域の把握

沿岸市町村は、県が作成した津波浸水予測図等を参考に、津波浸水する危険性の高い地域の建物数、人口(昼間、夜間)等の把握を優先的に実施するものとする。その際、避難が困難な地域の把握も併せて実施するものとする。

2 津波危険性の周知

沿岸市町村は、津波浸水する危険性の高い地域の住民等に対して、危険性の周知を図るものとする。

3 避難勧告・避難指示の発令基準の設定及び周知

- (1) 沿岸市町村は、鳥取県に津波注意報及び津波警報が発表された場合に発令すべき避難勧告、避難指示等の対象地域（集落）をあらかじめ定めておくものとする。（避難基準の設定については予防対策編（共通）第5部第1章「避難体制の整備」を参照。）
- (2) 沿岸市町村は、避難指示等の対象地域の住民にこれらの基準及び津波発生時の避難場所についてあらかじめ周知しておくものとする。また、地震が発生した場合には、弱い地震であっても津波が到達する可能性があるため、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは沿岸付近に近づかないこと及び安全な場所（高台、堅牢な建物等）に早急に避難が必要な旨を徹底して周知しておくものとする。

4 避難勧告・避難指示の伝達体制の整備

沿岸市町村は、津波警報等の伝達手段として、防災行政無線、サイレン、半鐘等多数の手段を確保するものとする。また、多数の人出が予想される海岸や港湾の施設管理者等に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立させるものとする。

5 津波避難経路、避難先の決定

沿岸市町村は、津波の避難経路及び避難場所をあらかじめ整備し、地域住民等に周知を図るものとする。なお、地理不案内な者等が迅速に避難できるよう避難誘導標識等を整備するものとする。

6 津波避難ビルの指定等

沿岸市町村は、津波発生から津浪到達までの時間的猶予や、地形的条件等により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対して、やむを得ず適用される緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等を指定し、住民等に周知するものとする。

津波避難ビル等の指定にあたっては、「津波避難ビル等に係るガイドライン」(内閣府)等を参考に、構造的要件や位置的条件を十分勘案し、適切な構造物等を選定するものとする。

7 津波ハザードマップの作成

沿岸市町村は、上記の津波浸水区域や情報伝達手段、避難経路、避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成し、住民に周知し津波に対する避難体制の強化を図るものとする。

第9節 津波に関する知識の普及啓発・津波訓練の実施

県（防災局）及び市町村は、津波に関する知識の普及啓発を図る。

1 津波防災知識の普及啓発

海浜地への立看板の設置、パンフレット、チラシ等を作成し、海浜利用者等の知識の普及を図る。

2 津波訓練の実施

津波情報伝達訓練、避難訓練、津波監視訓練や水門等の操作訓練等を実施する。

【津波に対する注意事項】

- (1) 一般住民に対する内容
 - ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
 - イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
 - ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
 - エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
 - オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
津波の到達予想時刻を経過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。
- (2) 船舶に対する内容
 - ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
 - イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
 - ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避する。
 - エ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
 - オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。

第10節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき沿岸市町村が市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 津波情報伝達体制の整備
- 2 津波監視体制の整備
- 3 避難勧告・避難指示の発令基準の設定及び周知
- 4 避難勧告・避難指示の伝達体制の整備
- 5 津波避難経路、避難先の決定
- 6 津波避難ビルの指定等
- 7 津波ハザードマップの作成

風水害対策編

第1部	災害予防計画	P 3 2 4
第2部	災害応急対策計画	P 3 3 8

風水害対策編

第1部

災害予防計画

第1章 風水害等予防対策

(中国地方整備局、県県土整備部、県企業局)

第1節 目的

風水害等から県土を保全し、県民の生命・身体・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった各種の対策を講じ、災害の発生を未然に防ぐとともに、被害の軽減を図る。

第2節 風水害等を防止する施策の概要

風水害等の防止については、危険箇所等を調査・把握し、危険性や緊急性に応じて各種の防止事業等のハード対策を行い、また、地域住民等に対して危険箇所等の周知や、避難行動等に参考となる情報提供を行う等のソフト対策を推進し、ハード・ソフトが一体になった対策の実施に努めるものとする。

1 主なハード対策

- (1) 水害の防止（森林の保全、河川改修、砂防事業、農業用水路改修、海岸保全施設の整備）
- (2) 風害の防止（防風林の整備、通信線の補強や地中化）
- (3) 雪害の防止（植栽等による雪崩防止、道路の防雪や消雪、道路の凍結防止）
- (4) 高潮・侵食の防止（人工リーフ・護岸（堤防）等の整備、船舶避難のための防波堤整備）

2 主なソフト対策

- (1) 主な危険地区等の指定
国・県は、災害の危険度の高い区域や、重点的に対策を講じるべき区域を、保安林、地すべり防止区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等に指定している。
また、本県は豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として県下全域が指定されている。
- (2) 防災マップや各種ハザードマップ（洪水、高潮、土砂災害等）による危険箇所等の周知
- (3) 適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知
- (4) 洪水予報や土砂災害情報等の発令内容の意味の周知

第3節 風水害等防止のため特に留意する事項

1 流木等による被害の防止

急しゅんな森林の多い本県では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・えん堤・橋りょう等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがある。

特に、間伐されたまま山地に放置されている木材や風倒木のうち、洪水等により流出のおそれがあるものについては、極力林地外への搬出を推進するなど山元対策を実施するものとする。

2 地下空間における浸水対策

地下道、ビルの地下施設等の地下空間については、豪雨や洪水が発生した場合、地上の水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や天井までの冠水等の大きな被害を受けるおそれがあるため、県・市町村は、以下の点について対策推進に努めるものとする。

- (1) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
- (2) 地下空間の管理者に対し、洪水に関する情報等の的確かつ迅速な伝達
- (3) 避難体制の確立
- (4) 地下施設への流入防止等、浸水被害軽減対策の促進

3 高潮・高波災害の予防

第2節に掲げるハード・ソフト対策の他、沿岸市町村は、以下の点について対策推進に努めるものとする。

- (1) 高潮、高波等による危険区域の把握、及び住民への周知
- (2) 高潮警報等の迅速な住民への伝達体制の整備
- (3) 必要な避難体制の整備

4 強風災害の予防

- (1) 県及び市町村は、気象の状況に応じて、強風が予測される場合（気象庁の発表する気象情報において、突風について発表された場合等）は、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置について、住民及び施設管理者に対して、事前措置として看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等の徹底について呼びかけを行う等、災害の防止に努める。
- (2) 県及び市町村は、強風時には、屋外での活動の取りやめを呼びかける等、災害の防止に努める。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 風水害等を防止するハード及びソフト対策の整備
 - (1) 主なハード対策

- ア 水害の防止
- イ 風害の防止
- ウ 雪害の防止
- エ 高潮・浸食の防止 ほか

(2)主なソフト対策

- ア 主な危険地区等の指定
- イ 防災マップや各種ハザードマップによる危険箇所等の周知
- ウ 適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知
- エ 洪水予報や土砂災害情報等の発表内容の意味の周知

【参考1】竜巻発生時の身の守り方

(屋外にいる場合)

- ・車庫、物置、プレハブを避難場所にしない。
- ・橋や陸橋の下に行かない。
- ・近くの頑丈な建物に避難する。頑丈な建物が近くにない場合は、水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- ・飛来物に注意する。

(屋内にいる場合)

- ・地下室や建物の最下階に移動する。
- ・窓を開けない。窓から離れる。カーテンを引く。
- ・雨戸、シャッターを閉める。
- ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
- ・部屋の隅、ドア、外壁から離れる。
- ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

【参考2】局所的集中豪雨に対する留意事項

(県内での発生状況)

平成19年8月22日に若桜町及び八頭町で、続く9月4日に琴浦町及び大山町で局所的な集中豪雨が発生した。いずれの場合も、大雨・洪水警報の発表に加え、()記録的短時間大雨情報が発表され、八頭町徳丸では8月22日19時までの1時間に時間雨量86mm、8月22日20時までの5時間に223mmが観測され、また琴浦町八幡では9月4日21時までの1時間に時間雨量103mm等の記録的な降雨が観測された。

被害については、8月22日の集中豪雨では人的被害はなかったものの、砂防河川屋堂羅川が溢水し、多数の流木が屋堂羅集落の人家に流れ込むなどしたため、住宅被害(半壊1棟、床上浸水2棟、床下浸水67棟)や多数の土砂崩れ等が発生した。9月4日の集中豪雨では、琴浦町太一垣の人家の裏山が崩壊するなどして、人的被害(重傷者1名)や住家被害(全壊1棟、床上浸水8棟、床下浸水71棟)、多数の土砂崩れ等が発生した。

記録的短時間大雨情報とは

数年に一度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測したり、解析した場合に、府県気象情報の一種として発表される。発表基準は各細分区域ごとに決められる。(鳥取県の基準は90mm/h)

この情報は、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される。

《上記災害に対する反省点》

気象状況に関する事項

- ・現在の気象予報技術では、全ての局地的な集中豪雨の発生を予測することは不可能
- ・「記録的短時間大雨情報」が発表されたときは、既に該当区域でそれだけの降雨の発生を意味する大雨、洪水警報が発表されていない場合であっても、隣接エリアに発表されているときはエリア境界付近を中心に、状況変化の注視が必要。

各機関の対応に関する事項

- ・豪雨が発生している地域の職員と、それ以外の地域の職員間で危機意識の差異が生じており、少し離れた地域では全く降雨がない状況の中で、被災現場の豪雨状況をイメージすることは非常に困難であった
- ・「記録的短時間大雨情報」が発表されたときは、被害発生を前提とした対応が必要。

気象警報に加え、一層の警戒を喚起するような情報（「土砂災害警戒情報」、「記録的短時間大雨情報」など）が発表された場合、自動的に体制強化される仕組みが必要。

前兆現象が確認された場合、現地確認等は非常に危険であるため、場合によっては早急な避難が必要となるケースがあることに留意。

被害情報の収集・状況把握に関する事項

- ・集中豪雨発生時の現地確認やパトロールは、二次災害の危険性が高い
- ・何処にどれだけの降雨があったのか即座に把握出来なかった

気象庁ホームページで公開されている「レーダー・降水ナウキャスト」や県・国土交通省などが公開している雨量観測データの10分雨量等を活用し、リアルタイムの状況把握が必要。

自治会などの住民から市町村などに被害情報が提供される体制の構築が必要。

第2章 水防計画（予防）

（大阪管区气象台、中国地方整備局、県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、水防に係る予防措置について定めることを目的とする。

第2節 予防措置

1 重要水防区域

（1）重要水防区域の把握

ア 県は、重要水防区域を調査、把握し、重要水防区域図を作成する。また、重要水防区域の見直しは毎年行うものとする。

イ 市町村は、県からの重要水防区域に関する情報提供を受け、これを市町村地域防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資する。

（2）住民等への重要水防区域の事前周知

ア 県は、重要水防区域図を市町村に配布したり、ホームページに掲載するなどにより、重要水防区域の住民への情報提供に努める。

イ 市町村は、県が作成した重要水防区域図を活用し、重要水防区域付近の住民等に対し、当該区域の水害による被災の危険性を周知する。

【重要水防区域判定基準】

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 （流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施行の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施行の箇所。	

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

* 「鳥取県では、重要度Aに属する重要水防箇所のうち以下の項目を満たす箇所を重要度特Aと分類。

- ・ 背後に人家が密集している
- ・ 高築堤が連続している
- ・ 計画流量が大きい

2 水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領

(1) 水防用設備

ア 水防用資器材は増水時水防に使用するため、常時備蓄する目的をもって県においては各総合事務所（県土整備局）、市町村管理団体においては水防倉庫、水防倉庫がない管理団体においてはこれに代わるべき施設に備蓄し、有事の際にはこれら資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るようにしておかなければならない。

イ 水防倉庫には、概ね下表に示す水防資器材を備蓄する。

掛矢	高張ちょうちん	ロープ（縄）	のこぎり	ローソク
鉄線	ツルハシ	カーバイト	杉丸太	スコップ
割木	鉄杭	なた	肥松	ビニールパイプ
ペンチ	もっこ	竹	鎌	かつぎ棒
蛇かご	おの	足場板	かすがい	たこつち
軽量鋼矢板	予備土（ ）	はしご	麻袋	詰め石用石
バケツ	合成繊維製土のう袋	土のう	かがり台	ビニールシート
トンパック	大型照明灯	布シート		

（ ）予備土は、水防倉庫付近又は適切な箇所に常備。

(2) 器具資材の確保と補充

ア 倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておくこと。

イ 補充資材確保のため、水防区域内の資材業者を登録しておき、資材の不足を生じた場合は速やかに補給できるよう準備しておくこと。

(3) 水防資材取扱要領

ア 資材の使用に際しては、原則として水防以外のいかなる工事にも使用しないものとする。

イ 資材の受払については、帳簿を備え正確に記入しておかなければならない。

ウ 資材を使用したときは、5日以内に水防本部へ報告しなければならない。

エ 水防資材の使用状況並びに現在保管量を監査のため、本部係員において随時検査をすることができる。

3 水防管理団体の水防計画の策定等

(1) 指定水防管理団体は、県の水防計画が確定後速やかに具体的な計画実施を策定し、その計画書を8月末までに水防本部に提出しなければならない。またその計画を変更したときは、その都度協議を行うものとする。

(2) 同意を受けた実施計画は、関係警察署長並びに消防機関の長に通知しておくものとする。

4 洪水予報河川等の指定及び実施すべき対策

国及び県は、水防法に基づき洪水予報河川等を指定し、下表の対策を実施することで、迅速かつ的確な水防活動に資するものとする。

(1) 指定河川で県及び市町村等で必要となる主な対策

実施内容	実施者	水防法根拠 条項	洪水 予報 河川	水位 周知 河川	水防 警報 河川
【平時から行う対策】					
浸水想定区域（水深を含む）の指定	国又は県	14(1,2)			
浸水想定区域（水深を含む）の指定、公表及び関係市町村への通知		14(3)			
避難判断水位の設定		13(1,2)			
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（市町村地域防災計画等に最低限次の事項を規定） ・洪水予報の伝達方法 ・避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項 ・浸水想定区域内に地下街等、又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これら施設の名称及び所在地	市町村防災会議	15(1)			
地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成、市町村への報告及び公表	地下街等の施設の所有者又は管理者	15(3)			
洪水ハザードマップの配布等	市町村	15(4)			
【非常時に行う対策】					
気象庁と共同した洪水予報の発表、一般への周知	国又は県	10(2),11(1)			
洪水予報の県への通知（国指定の場合のみ）		10(2)			
洪水予報の水防管理者及び量水標管理者への通知	県	10(3),11(1)			
避難判断水位に達したことの県への通知、一般への周知（国指定のみ）	国	13(1)			
避難判断水位に達したことの水防管理者及び量水標管理者への通知	県	13(2,3)			
水防警報の実施	国又は県	16(1)			
水防警報の県への通知（国指定の場合のみ）		16(2)			
水防警報の水防管理者等への通知		16(3)			

(2)水防警報・水位情報周知・洪水予報を行う河川

発表	河川の種類等	水系名	河川名	水防法に定める河川			
				水防警報河川	水位周知河川	洪水予報河川	
国土交通省	鳥取河川国道事務所	千代川	千代川				
			新袋川				
			八東川				
			袋川（岡益-新袋川分岐点）				
			袋川（鳥取市相生町-千代川合流点）				
	倉吉河川国道事務所	天神川	天神川				
			小鴨川				
			国府川				
			三徳川				
	日野川河川事務所	日野川	日野川				
			法勝寺川				
	出雲河川事務所	斐伊川	中海				
	鳥取県	東部総合事務所県土整備局	千代川	野坂川			
				大路川			
蒲生川			蒲生川				
			小田川				
			塩見川	塩見川			
河内川			河内川				
勝部川		勝部川					
		日置川					
		八頭総合事務所県土整備局	千代川	八東川			
中部総合事務所県土整備局		天神川	私都川				
			三徳川				
			橋津川	東郷池			
西部総合事務所県土整備局		斐伊川	由良川	由良川			
			加茂川				
		佐陀川	旧加茂川				
			佐陀川	佐陀川			
日野総合事務所県土整備局		日野川	精進川				
			日野川（霞）				
			板井原川				
国土交通省 計				11	4	8	
鳥取県 計				19	18	1	
合 計				30	22	9	

5 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中又は夜間に行うことが多いことから、平素における用意周到な訓練が特に大切である。各水防管理団体においては、毎年1回以上非常事態を想定し、それに対する水防、通信、連絡、出勤、警戒、水防工法、避難等について、非常事態に際し適切な措置が講じられるよう訓練しておかなければならない。

6 水防連絡協議会

県内の洪水、高潮等による災害の発生を防止し、また災害の軽減を図り公共の安全に寄与することを目的とし、東部（鳥取市、岩美郡、八頭郡）、中部（倉吉市、東伯郡）、西部（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）の各地区に国土交通省、鳥取県、各市町村等からなる水防連絡協議会を設置する。

7 相互の協定

隣接する水防管理団体は、最悪の場合を予想して協力又は応援水防事務のことにつきあらかじめ相互に協定しておくこと。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 重要水防区域図の活用による住民への水害の危険性の周知
- 2 水防用資機材及び水防倉庫等の整備
- 3 水防連絡協議会による洪水、高潮等の災害防止対策
- 4 水防に係る協定締結の促進

第3章 ダムを活用した河川治水

(中国地方整備局、中国四国農政局、県農林水産部、県国土整備部、県企業局、中国電力)

第1節 目的

この計画は、各々のダムが持つ機能を最大限に発揮することで、洪水による被害の発生を未然に防ぎ、又は軽減し河川流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2節 ダム管理の総則的事項

1 ダムの設置者

県内のダムには、河川管理者である国(国土交通省)、県(県土整備部)が設置し、直接管理しているもののほか、河川管理者以外(県企業局等)が河川管理者の許可を受けて設置しているものがあるが、いずれの場合も河川管理上必要となる範囲で、その治水的機能の発揮に努めるものとする。

2 ダムの設置目的及び治水上の責務

県内のダムは、かんがい又は発電のいずれかの使用目的をもつ利水ダムと、洪水調節や上水道用水等、多目的の用途をもつ多目的ダムに分類される。

また、ゲート等の開閉操作等により洪水調節ができるダムと、そうでないものに分類され、治水上の責務が異なることに留意が必要となる。

- (1) 洪水調節目的を有するダムについては、その目的を果たすため、最大限の措置を執るものとされている。
- (2) 利水ダムであって、かつ、構造上洪水調節が可能なダムについては、本来的には洪水調節を主体的に実施する責務はないが、河川災害の発生防止について、河川管理者の指示に従う。
- (3) 河川管理者は、利水ダムの管理者に対し、河川法の趣旨に基づき管理の適正を期するため、河川管理上の留意点について指導に努めるものとする。

3 下流域への配慮

ダムからの放流については、各々のダムがあらかじめ定めた操作規程等を遵守した上で実施することとなるが、その実施に当たっては、下流域の河川水位等を注視し、河川災害の発生を防止するよう努めるものとする。

一般的にダムからの放流は、降雨による流入等に比べ、下流域の河川水位を上昇させる要因としては決して高くないものの、特に台風や梅雨前線に伴う豪雨の場合等については、住民の不安解消に寄与する意味からも、できる限り河川災害が発生し得る要素を調節し、下流域への配慮に努めるものとする。

4 ダムによる洪水調節の限界

洪水調節を目的に有するダムについては、洪水時においてダムへの流入量よりもダムからの放流量を少なくすることにより、ダムより下流域の水位を低下させる等、各々の規模に応じた洪水調節機能を有しているが、計画上の想定を上回る流入量が生じた場合等には、一切の洪水調節機能を果たせなくなることが想定されるため、各々のダムのもつ限界点を踏まえた措置を講じるものとする。

5 河川管理者による緊急時の措置の事前検討

河川管理者は、河川法第52条の規定等による緊急時の措置についてあらかじめ検討しておくものとする。

6 知事による要請の事前検討

防災会議の会長又は知事は、災害対策基本法に基づく指定地方行政機関、指定地方公共機関への各種の要請についてあらかじめ検討しておくものとする。

第3節 県内ダムの分類

県内のダムは以下のとおりである。なお、ここで対象とするダムは、河川管理者が治水を目的に設置したものに加え、利水を目的に河川管理者の許可を受けて河川区域内に設置した、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上であるものをいう。

1 洪水調節を用途に含む治水ダム及び多目的ダム

(総貯水容量の単位は、千立方メートル)

名称	設置者	水系	河川名	洪水調節以外の用途	総貯水容量	ゲートの有無
菅沢ダム	国土交通省 (管理含む)	日野川	印賀川	特定かんがい、工業用水道、発電	19,800	あり
佐治川ダム	県 (県土整備部) (管理含む)	千代川	佐治川	不特定利水、発電	2,310	あり
百谷ダム		千代川	天神川	不特定利水	280	なし(人為操作不能)
賀祥ダム		日野川	法勝寺川	不特定利水、上水道	7,450	あり
東郷ダム		橋津川	宇坪谷川	不特定利水、かんがい	720	なし(人為操作不能)
朝鍋ダム		日野川	朝鍋川	不特定利水	1,380	なし(人為操作不能)

2 利水ダム等

(総貯水容量の単位は、千立方メートル)

名称	設置者	水系	河川名	用途	総貯水容量	ゲートの有無	備考
西高尾ダム	農林水産省	由良川	西高尾川	かんがい	2,010	なし	(* 1)
船上山ダム		勝田川	勝田川		720	なし	(* 1)
下蚊屋ダム		日野川	俣野川		3,860	なし	(* 2)
小田股ダム		洗川	倉坂川		2,000	なし	(* 1)
中津ダム	県(企業局) (管理含む)	天神川	小鹿川	発電	1,375	あり	
三朝調整池		天神川	美谷川		33	なし	
茗荷谷ダム		千代川	つく米川		612	あり	
三滝ダム	中国電力 (管理含む)	千代川	北股川		178	なし	
大宮ダム		日野川	印賀川		495	あり	
俣野川ダム		日野川	俣野川		7,940	あり	
美歎ダム	県(県土整備局)	千代川	美谷川	砂防	528	なし	(* 3)

* 1 北栄町、琴浦町が管理。(東伯地区土地改良区連合が操作を受託)

* 2 米子市、伯耆町、大山町、江府町が管理(大山山麓地区土地改良区連合が操作を受託)

* 3 美歎ダムは砂防ダムとして県県土整備部が管理。

第4節 ダム管理の留意点

1 操作規程等

各ダムの管理者は、それぞれに定めた操作規則・規程等に基づき、それぞれ洪水警戒体制等をあらかじめ定め、管理及び操作を行うものとする。

ただし、河川災害を防止する観点から、より有効な操作や、より安全性の高い操作があると認められる場合には、当該操作規則・規程等の修正も視野に入れた対策の整備に努めるものとする。

2 水位の管理

操作規則・規程等を有するダムについては、操作規則・規程等又は別途定める運用計画等に基づき、貯水量・水位の適切な管理に努めるものとする。

なお、近年見られるような台風や梅雨前線に伴う豪雨、又は局地集中的な豪雨等の降雨データや利水量を踏まえ、洪水調節機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて水位の運用体制等の見直し等に努めるものとする。

特に、台風の通過が見込まれる場合等の事前放流の活用については、利水の観点によるリスクを含め、積極的に導入の検討を行うものとする。

なお、導入に当たっては、利水面に十分配慮し、利水関係者の理解を求めものとする。

3 放流に伴う下流域への影響

ダム管理者は、あらかじめ下流河川の状態を把握し、ダムからの放流との関係について十分な把握に努めるものとする。

操作規則・規程等のただし書きによる放流を行った場合等、過大な放流を行った際に下流域へ生じる河川水位の上昇の度合い等については、下流域において避難行動を開始する必要性を判断する上で重要であるため、各ダムの管理者は、平時から適切な情報を発出するための準備をあらかじめ講じるよう努めるものとする。その際、ダム管理者は必要に応じて河川管理者や市町村の協力を受けるものとする。

第5節 情報伝達体制の整備

1 ダム操作に関する情報の伝達体制

ダムの機能、操作方法及び警報に関する通知等が関係する地域等に十分周知徹底されるよう、必要な連絡体制や通報システムをあらかじめ整備し、関係機関との調整を行うものとする。

その際、ダム管理者は、下流域の市町村からの求めに応じ、情報の伝達先や伝達方法、その内容について弾力的な対応を行う等、流域の水防体制の強化に寄与するよう配慮するものとする。

なお、県内のダムについては、原則として日本海に至るまでの下流域全市町村を伝達先とする。

2 ダム相互の連絡体制

同一水系のダムについては、放流時期の重複等により、下流域の河川水位に想定外の影響を与えるおそれがあるため、必要に応じて相互に連絡調整を行う体制を平時から構築するよう努めるものとする。

3 わかりやすい情報の提供

情報の伝達に当たっては、伝達先の視点に立ち、できる限りわかりやすい表現を用いるものとする。また、情報の錯綜や混乱の防止のため、誤解を招くおそれのある表現を用いることのないよう配慮するものとする。

第6節 ダムに関する理解の促進

1 市町村・住民への周知

ダムが有する能力や、災害が発生するおそれがある場合の操作方法等について、下流都市町村や県民の十分な理解を得ておくことは下流域の安全対策上必要であるため、ダムに関する理解を深める場を創設する等し、下記の点等について平時から周知に努めるものとする。

- (1) ダムの主目的・構造等
- (2) 洪水調節機能の有無
- (3) 緊急時の操作方法
- (4) 放流情報等を発する時期と、情報の意味
- (5) ダムの洪水調節機能の限界と、その際に想定される影響

2 関係機関等との連絡会議等の設置

(1) ダムに関する知識や情報については、下流域の水防関係機関等に広く周知することが、河川管理上有効であり、また、安心・安全情報の提供の意味でも有意義であると認められるため、県、河川管理者、下流都市町村等と連絡会議等を設け、随時情報交換等を行うとともに、ダムに関する理解を深める契機とするよう努めるものとする。

なお、ダム管理者以外が連絡会議等を設けた場合には、当該会議等を活用するものとする。

- (2) 河川管理者は、必要に応じ、同一水系のダム管理者、下流域の市町村と合同で意見交換等を行う場の創設について検討するものとする。
- (3) 市町村は、ダムに関する地域住民の理解を深めるため、地域住民等に対して説明会を開催する等、ダムに関する情報の普及啓発を図るものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 関係機関との連絡会議等の設置
- 2 地域住民へのダムに関する情報の普及啓発

第4章 ため池・樋門の管理体制の強化

(中国地方整備局、県農林水産部、県土整備部、市町村)

第1節 目的

この計画は、ため池や樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2節 実施主体

1 ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施する。

なお、ため池の管理者は市町村や地元集落、土地改良区、農事組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、県、市町村は管理者に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施するものとする。

2 樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施する。

第3節 ため池の管理体制の強化

1 ため池の状況把握

市町村は、管轄内の重要なため池について、現状把握に努めるものとする。

特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

2 ため池の管理体制の強化

(1) 県は、ため池パトロール等の施設点検を行い、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。

(2) 県及び市町村は、ため池管理者に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配付するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとする。

(3) 県、市町村、ため池管理者は、災害の発生が予測されるときにため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池管理者から市町村、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 市町村は、重要ため池や危険ため池をハザードマップ等に示し、住民への周知に努めるものとする。

3 ため池の管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適正な管理がなされていないため池については、県・市町村が連携し、管理体制を確保するものとする。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に市町村が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 ため池の状況把握
- 2 ため池の管理体制の強化

第5章 土砂災害防止計画

(鳥取地方気象台、近畿中国森林管理局、中国地方整備局、県農林水産部、県土整備部、市町村、消防局)

第1節 目的

土砂災害から県土を保全し、県民の生命・身体・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、土砂災害の被害の軽減と県民の防災意識の啓発を図る。

第2節 土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(本節において以下「法」という)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

また、基礎調査結果を基に、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として、著しく土砂災害のおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の概要及び指定箇所は資料編のとおり。)

2 土砂災害警戒区域における対策

(1) 緊急時警戒避難体制の整備

市町村は、法第7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに下記事項を定め、警戒避難体制を整備するものとする。

ア 土砂災害発生のおそれを判断する雨量情報や過去の土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予警報や避難勧告等の発令基準やその住民への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

イ 土砂災害警戒区域内に高齢者、障害者、乳幼児等特に防災上の配慮を必要とする者が主に利用する施設がある場合の、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法、当該施設からの緊急連絡先、避難路・避難場所及び救助体制

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

市町村は、土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民へ周知する。

3 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- (1) 住宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 移転者への資金等の支援

第3節 土砂災害に関する情報提供

1 土砂災害の前兆現象の把握

県及び市町村は、住民に土砂災害の前兆現象の傾向について情報提供するとともに、住民が土砂災害の前兆現象を発見した場合の情報伝達先を住民に周知するものとする(伝達先：市町村役場又は県の各総合事務所県土整備局維持管理課)。

なお、土砂災害の前兆現象の傾向については、資料編のとおりである。

2 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

(1) 県は、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報をはじめ、雨量情報や過去の災害情報等をインターネット等で配信することにより、市町村や地域住民等へ警戒避難等の参考となる情報を迅速に提供し、防災活動の充実に資するものとする。

(2) 市町村は、避難勧告等が適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考とした避難勧告等の発出方法を検討し、市町村地域防災計画に明示しておく。

3 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

(1) 県は、土砂災害警戒区域等の公示図書や土砂災害危険箇所図を市町村に送付するとともに、ホームページに掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の住民への情報提供手段を講じる。また、県は、山地から発生する崩壊や土砂流出による山地災害危険地区(資料編のとおり)についても、市町村にその位置図を送付し、ホームページへの掲載などによる住民への情報提供を行う。

(2) 市町村は、県が作成した土砂災害警戒区域等の公示図書や山地災害危険地区位置図等を活かし、土砂災害警戒区域等の住民に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の予兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 緊急時警戒避難体制の整備
- 2 土砂災害ハザードマップの作成
- 3 土砂災害警戒区域等の把握
- 4 住民等への土砂災害警戒区域等の周知
- 5 山地災害危険地区の把握
- 6 住民への山地災害危険地区の周知

風水害対策編

第2部

災害応急対策計画

第1章 水防計画

(大阪管区気象台、中国地方整備局、県県土整備部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、鳥取県における洪水又は高潮に際し、水害を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するとともに、公共の安全の目的をもって県内の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム水こう門の操作、水防のための水防団並びに消防機関の活動、一つの水防団体と他の水防団体との間における協力及び応援並びに必要な資機材の整備と運用について、水防法第7条の規定に基づき定めるものである。

第2節 総則

1 水防団の設置

本県においては、水防法にいう水防団を置かないこととし、消防団を水防活動に当たらせる。

2 実施者

水防活動は、水防管理団体がこれに当たり、その技術上の指導は、千代川、天神川、日野川及び斐伊川の国土交通省管理区間については国土交通省河川国道(河川)事務所の担当者が、その他の河川については県各総合事務所の担当者がこれに当たる。

3 地勢及び河川の状況

(1) 地勢

本県は東西に長く、中国山地が北に偏しているため、河川は北流して日本海に注ぐ単独河川が多く、勾配は急しゅんで降雨時の増水は甚だ急である。千代川、天神川、日野川、斐伊川の4河川は、流路はやや長い、他の河川は流路短小である。従って、県下各河川は概ね次の2つに分けることができる。

ア 千代川、天神川、日野川、斐伊川

イ 各単独中小の河川及び前記河川の支派川(分岐して流れる川)

(2) 被害の状況

ア 千代川、天神川、日野川、斐伊川の4河川は、いずれも流域に本県有数の平野を有し県農産物の主産地であるが、一度この河川がはん濫するときは、流域の住民、家屋、産業、交通等に甚大な影響を及ぼす。

イ 前記4河川以外の河川はいずれも勾配が急しゅんで増水の速度は極めて早く、大増水時はもちろん季節降雨程度の増水においても堤防の決壊、田畑の流出等の被害を生ずる。

4 増水期

当県では、増水期を当面のところ6月10日から10月20日までとしており、当該期間内の堤防工事、河道内の工作物の工事等は、破堤や大規模災害を引き起こすおそれがあるため、特にやむを得ない事情がある場合を除き、原則として実施しないものとし、当該期間内の河川許可工作物に係る工事についても原則として許可しないものとする。

なお、増水期前後には河川パトロールや河川施設の補修等の対策を講じるものとする

5 水防に関する定義

(1) 水防本部

本県における水防を統括するために設置し、本部事務所を県県土整備部河川課内に常置するが、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

(2) 水防管理団体

水防の責任ある市町村

(3) 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係あるもので、鳥取県知事が指定した次の19団体を示す。

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町

(4) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長

(5) 水防の機関

鳥取県東部広域行政管理組合消防局(鳥取市、岩美郡、八頭郡)

鳥取中部ふるさと広域連合消防局(倉吉市、東伯郡)

鳥取県西部広域行政管理組合消防局(米子市、境港市、西伯郡、日野郡)

各市町村消防団

6 水防に関する責任

関係機関等は、水防法により次のとおり水防の責任を果たさなければならない。

(1) 水防管理団体

水防管理団体である市町村は、水防法第3条第1項の規定により各自の水防計画に基づき、各々のその管理区域

内の水防を十分に果たさねばならない。

(2) 水防本部の責任

水防法第3条の6の規定により管内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導し水防能力の育成に努めること。

(3) 地方気象台の責任

水防法第10条の規定により洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(4) 放送局、電気通信局その他の通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう努力しなければならない。(水防法第27条)

(5) 地元住民の責任

水防法第24条の規定により水防管理者、水防団体又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は、すすんでこれに協力しなければならない。

7 費用負担

水防法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって定めるものとする。

8 公用負担権限

(1) 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土地、土石、竹木その他資材の使用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するものは水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにおいて委任を示す証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときはこれを示す証票を2通作成して、その1通を目的物所有者管理者又はこれに準ずべき者に手渡さねばならない。

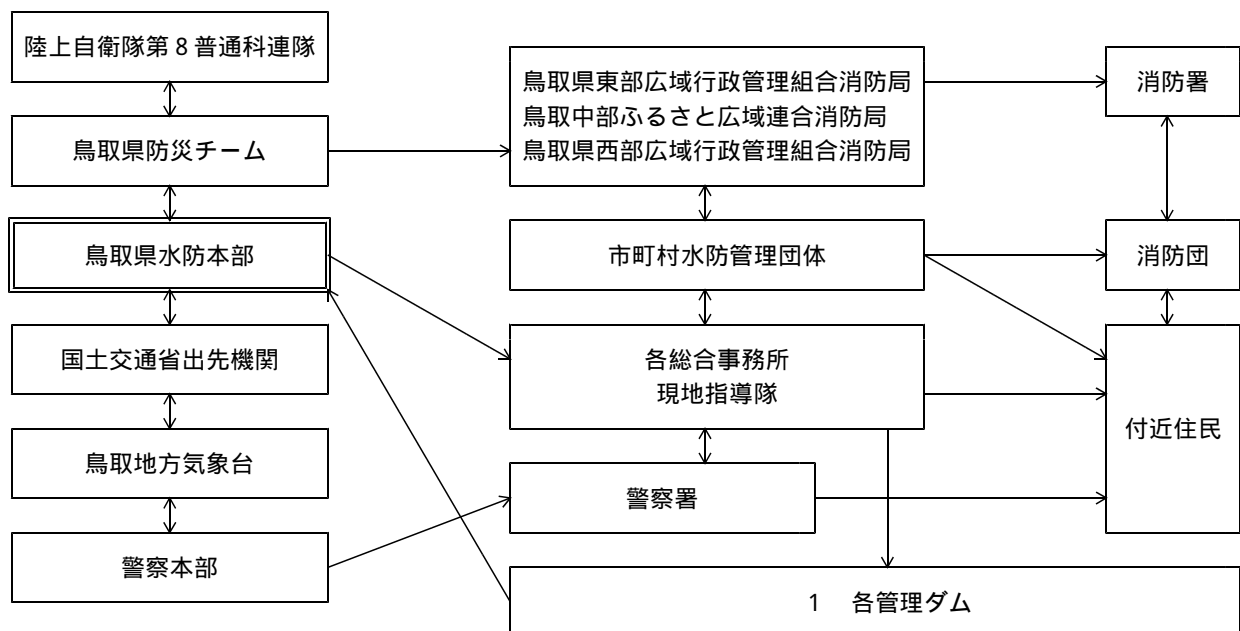
(4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

第3節 水防の組織と機構

水防組織については、以下に定めるところによるが、県災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

1 鳥取県水防体制図

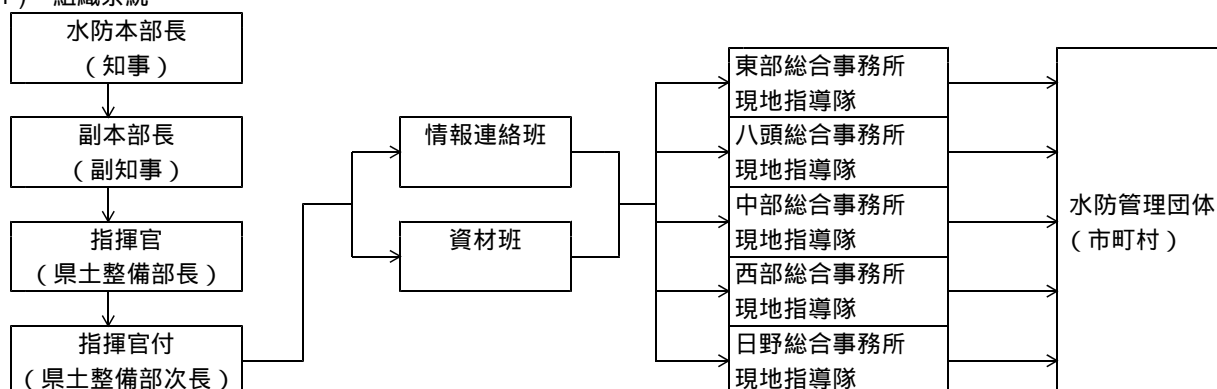


1 各管理ダムにおける水防体制は、各ダムごとの洪水警戒体制による。

2 県における水防組織系統

県水防本部は、水防法第10条の規定による気象状況の通知を受けたときは、次の機構により事務を処理する。

(1) 組織系統



ア 水防本部長（知事）

水防本部の事務を掌握する。

イ 副本部長（副知事）

水防本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、これに代わる。

ウ 指揮官（県土整備部長）

水防本部長及び副本部長を補佐し、各班を指揮監督する。

エ 指揮官付（県土整備部次長）

指揮官を補佐し、指揮官に事故あるときはこれに代わる。

情報連絡班及び資材班の班構成については、別に定める「鳥取県水防体制」を参照すること。

(2) 水防本部事務分担

水防本部員の事務分担は鳥取県水防体制に示すとおりであるが、本事務分担表において定める者は水防本部としての責任を果たすため、その責務の重大性にかんがみ常に気象、水位、雨量状況等の変化に注意し、水防事務の完全な遂行に支障を来さないようにしなければならない。

(3) 現地指導隊事務分担

現地指導にあたる各総合事務所（県土整備局）の事務分担に定めた者は、所管区域内の市町村が行う水防が十分に目的達成できるよう指導しなければならない。

3 各機関の役割

機関の区分	実施する業務
河川管理者 （国土交通省・県）	・ 現地パトロール ・ 防災に必要な情報（雨量、水位データ、水防警報・洪水予報等）を水防管理団体、水防機関に提供 ・ 現地指導隊として、危険箇所が必要な水防工法の指示 等
水防管理団体（市町村）	現地で活動する消防団の総括、指揮
水防機関（消防局・消防団）	現地での水防活動
	・ F A X又はインターネットにより情報の共有化 ・ 現場の状況に応じ、県（総合事務所（県土整備局））と水防管理団体が連携し水防活動を実施

第4節 情報等の収集及び伝達

1 気象状況連絡

(1) 鳥取地方気象台より発表する注意報、警報、情報は、原則として県防災チームが受報及び水防本部を含む県関係各課及び市町村等及び関係機関への伝達を行う。

(2) 情報を受けた水防本部情報連絡班は、必要に応じて直ちに総合事務所（県土整備局）へ情報を伝達する。

(3) 情報の伝達系統については、災害応急対策編第3部第1章「気象情報の伝達」参照。

2 水防警報

(1) 水防法第16条の規定により、国においては国土交通大臣、県においては知事が、経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対して水防警報を行う。

(2) 水防警報の段階

水防警報の段階は下表のとおりとする。ただし急を要する場合にはこの段階によらないことができる。また水防上必要な指示（情報の提供を含む。）は、各段階においてその都度発することができるものとする。

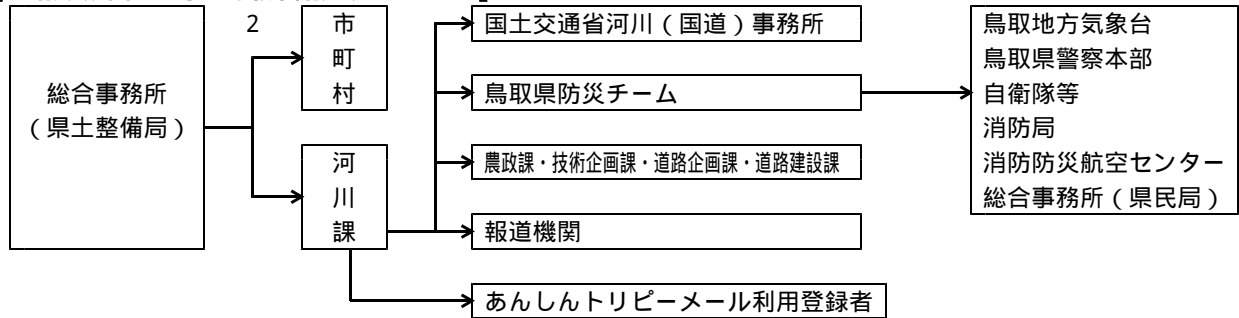
段階の別	水防警報の意味・内容	水防警報の発令基準
1 待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤時間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められる場合。
2 準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めると共に、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位がはん濫注意水位に接近し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
3 出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	水位がはん濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
4 指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	水位上昇等により水防活動を必要とする状況、水防活動を必要とする箇所などを指示するもの。
5 解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	水位がはん濫注意水位以下となり、今後の降雨状況を踏まえさらなる水位上昇がないと予想され、水防活動の必要性がなくなったとき。

(3) 水防警報の通知

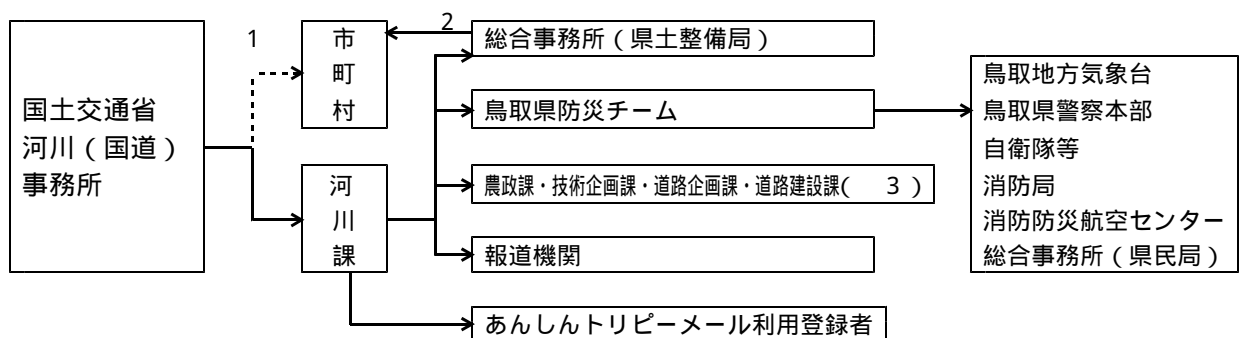
ア 国土交通省及び県は、水防警報を発表した場合は、あらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ確に関係団体へ情報伝達するものとする。

イ また、県は当該水防警報をホームページでも公表し、関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

【通報系統図：知事が水防警報を発したとき】



【通報系統図：国土交通省が水防警報を発したとき】



1 国土交通省河川(国道)事務所から市町村への伝達は、運用上の取扱いである。(ただし、出雲河川事務所を除く)

2 鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する。

3 国土交通省出雲河川事務所発令の場合は、県空港港湾課、境港管理組合にも通報する。

3 水位周知

水防法第13条第1項及び第2項の規定により、国においては国土交通大臣が、県においては知事が洪水予報河川以外の河川のうち国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川を、水位周知河川として指定する。

(1) 避難判断水位到達情報の通知

ア 水位周知河川として指定した河川について、国においては国土交通大臣が、県においては知事が避難判断水

位を定め、当該河川の水位がこれに達した場合、国及び県はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報伝達を行うものとする。

イ また、県は当該避難判断水位到達情報をホームページでも公表し、関係団体や一般住民への周知を図るものとする。

【通報系統図：知事が避難判断水位到達情報を発したとき】

水防警報の通報系統に同じ。

【通報系統図：国土交通省が避難判断水位到達情報を発したとき】

水防警報の通報系統に同じ。ただし、3を除く。

(2) 市町村における避難対策の実施

避難判断水位は、市町村長が避難勧告を発令する際の目安となる水位であることから、避難判断水位到達情報の通知を受けた市町村は、避難勧告の発令を検討するとともに、特に避難行動に時間を要する災害時要援護者については、原則避難措置を行うものとする。

4 洪水予報

(1) 水防法第10条、第11条及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報河川においては、大雨により洪水のおそれがあると認められる場合に、国においては国土交通大臣が、県においては知事が気象庁と共同して、水位・流量の現況及び予想を示した洪水予報を発表する。

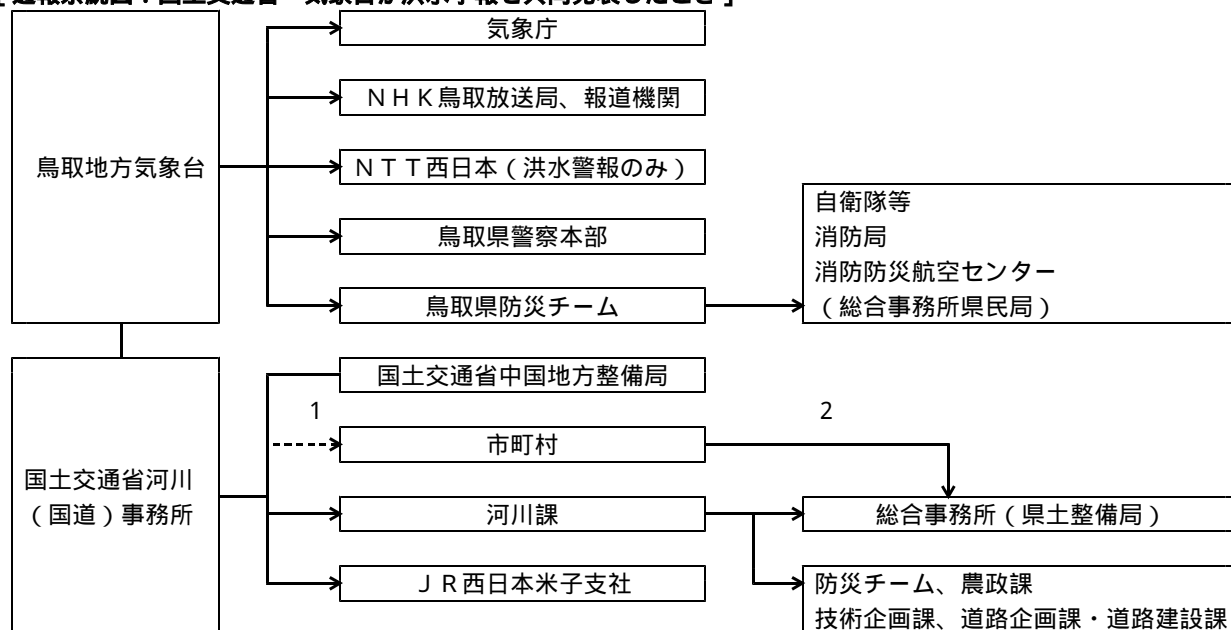
【洪水予報のレベル】

危険レベル	予報の種類	標題	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル5	洪水警報	はん濫発生情報	<はん濫発生>	・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たにはん濫が及び区域の住民の避難誘導
レベル4		はん濫危険情報	はん濫危険水位	・住民の避難完了 ・状況によっては、市町村の避難指示の発令
レベル3		はん濫警戒情報	避難判断水位	・市町村の避難勧告等の発令の目安 ・住民の早期避難行動
レベル2	洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位	・市町村の避難準備情報（災害時要援護者情報）発令の目安 ・水防団出動
レベル1	（発表なし）	（発表なし）	水防団待機水位	・水防団待機



(2) 洪水予報が発表された場合は、県及び関係機関はあらかじめ定められた通報系統図に従い、ファクシミリ等で迅速かつ的確に情報伝達するものとする。

[通報系統図：国土交通省・気象台が洪水予報を共同発表したとき]



- 1 国土交通省河川(国道)事務所から市町村への伝達は、運用上の取扱いである。
- 2 鳥取市に通報する場合は、総合支所にも併せて通報する。

(3) また、県は当該洪水予報をホームページでも公表し、県民への周知及び注意喚起を図るものとする。

5 雨量・水位及び潮位の通報

(1) 雨量・水位の情報収集

ア 県及び市町村は、県内の主要河川の水位及び雨量について、鳥取県防災情報システム、河川情報センターの流域総合情報システム及びインターネット等による情報を積極的に活用し、水防情報の収集に役立てるものとする。

イ 水防法第12条及び第12条第2項の規定に基づき、量水標等の示す水位が水防団待機水位及びはん濫注意水位を超える恐れがあるときは、(1)の手段により情報の収集に努めるものとする。

(2) 雨量の通報

ア 水防本部は、気象状況により相当の降雨があると認めたととき、又は鳥取地方気象台から要求のあった場合は、管下各総合事務所(県土整備局)と緊急な連絡をとり必要に応じ各管下の雨量を報告させるとともに、直ちに鳥取地方気象台に通知する。

イ 鳥取地方気象台は、県内の気象官管理の雨量を速やかに水防本部に通知する。

ウ 各総合事務所(県土整備局)はすすんで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況を把握し、水防本部が必要に応じ情報の要求をした場合は速やかに報告する。

(3) 水位の通報

ア 水防法第13条第2項の規定により、避難判断水位を定めた水位周知河川の水位がこれに達したとき、河川管理者は関係機関、市町村に通知し、住民に周知しなければならない。

イ 県の各総合事務所(県土整備局)はすすんで水防本部と連絡をとり、常に管内の洪水状況を把握し、水防本部が必要に応じ情報の要求をした場合は速やかに報告する。

(4) 潮位の通報

検潮儀の観測者は、高潮の危険が予知される気象通報を受けたときは、水防本部へ報告しなければならない。報告の主な事項は次のとおり。

ア 風速及び風向の概略

イ 潮位及び防波堤の基準面からの高さ

ウ 波高(潮位の動きの平均から波頭までの高さ)及び波頭から防潮堤までの余裕

(5) 通報を受けた時の処置

ア 水防本部は、上記により雨量及び水位の通報を受け、水防体制をとる必要があるときは、各総合事務所(県土整備局)及び水防管理団体へその旨を通知する。

イ 各総合事務所(県土整備局)が通報を受けたときは、水防本部に連絡の上処置を仰ぐものとし、緊急の場合は直接水防管理団体へ連絡して、適切な処置を行う。

第5節 水防配備と出動

1 水防配備体制

異常気象時及び災害時において、常時勤務から水防配備体制への切替えを行い、洪水又は高潮時に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するために水防配備体制の種別と基準を別表のとおり定める。

【水防配備体制の種別と基準】

		準備体制	第一配備体制	第二配備体制
時期	始期	次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 水防団待機水位を越えなお水位上昇のおそれがあるとき。	次の気象警報の1以上が発表されたとき。 ・大雨警報 ・高潮警報 ・波浪警報 ・洪水警報 はん濫注意水位を越え、なお水位上昇のおそれがあるとき。 次の指定河川洪水予報のいずれかが発表されたとき。 ・洪水注意報 ・洪水警報	県下全域にわたる甚大なる災害が発生するおそれがあり、また一部被害が発生した場合、並びに鳥取県災害対策本部が設置されたときなどに、水防本部長が指示したとき。
	終期	気象注意報が解除され、その必要がなくなったとき。 水防団待機水位を下ったとき。	気象警報が解除され、その必要がなくなったとき。 はん濫注意水位を下ったとき。 洪水予報における注意報または警報が解除され、その必要がなくなったとき。	警報、注意報が解除され水防本部長が解除したとき。
準備体制と活動内容	水防本部	情報連絡班の各班長が指示した隊員がこれに当たり、主として情報連絡活動に当たる。 事態の推移によっては、直ちに関係者の招集並びに現地指導隊、水防管理団体等に指示ができる準備をすすめる。	情報連絡班の各班長が指示した隊員がこれに当たり、情報連絡を主として現地指導隊長、水防管理団体、気象台、国土交通省河川国道(河川)事務所と連絡を密にし、現地指導隊、水防管理団体等に適切な指示をする。	情報連絡班、資材班全員がこれに当たり、現地指導隊、水防管理団体、気象台、国土交通省河川国道(河川)事務所、自衛隊等と連絡を密にし、情報収集と適切な指示をする。

		準備体制	第一配備体制	第二配備体制
準備体制と活動内容	現地指導隊	現地指導隊長が指示した隊員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体等と連絡を密にするとともに、事態の推移によっては関係者を直ちに招集し、現地指導ができるように準備する。	現地指導隊長が指示した隊員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体と連絡を密にするとともに、管内の重要水防区域を巡視し、適時異常の有無を水防本部に連絡する。	現地指導隊全員がこれに当たり、水防本部並びに水防管理団体等と連絡を密にし、的確な指示と情報を水防本部及び水防管理団体に連絡し、被害の実情を的確に把握の上、関係方面に連絡する。
	水防管理団体	水防管理団体の長は、河川及びため池の水位が急激に上昇し、消防団員の出動の必要が予測されるときは管下消防団体並びにため池、樋門の管理者に対し、巡回出動の準備をさせる。	水防管理団体の長は、管下各消防団に重要水防区域を巡視させ、またため池、樋門の巡視をさせる。 巡視中異常を認めるときは、付近住民等の協力を得て適切な処置を取るとともに、管内団体の長並びに現地指導隊長に連絡する。	水防管理団体の長以下各消防団員全員が、各管下重要水防区域を巡視点検する。 また、ため池、樋門の管理者に対し、ため池、樋門の現地を点検させる。 異常を認められた時の適切なる処置、またこの現状を、管理団体の長並びに現地指導隊長に連絡するのは勿論、適時現況を管理団体の長並びに現地指導隊長に連絡する。
	各ダム管理事務所	配備体制、配備時期、活動内容は、鳥取県水防体制9・各ダム洪水警報体制による。		

2 監視及び警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、その他特に重要な危険箇所重点をおき、異状を発見した場合は直ちに所管総合事務所長及び水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

3 水防管理者の警察官出動の求め

水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、水防法第22条に基づき所轄警察署長に警察官の出動を求めることができる。

4 自衛隊の出動要請

- (1) 県（防災局）は、気象状況により、事前に災害発生のおそれ大きいとみなされるときは、陸上自衛隊第8普通科連隊長に対し連絡幹部の派遣を要請するものとする。
- (2) 災害が発生し、市町村水防管理団体のみにて防ぎよが困難とみなされるときは、前項連隊長に災害派遣隊の出動を要請するものとする。
- (3) 要請手順については、共通対策編第3部第12章「広域応援計画（関係機関）」による。

5 県建設業協会への応援要請

- (1) 県は、県災害対策本部が設置されたとき、又は設置されたときと同程度の災害で、県が必要と認めるときは、協定に基づき、県建設業協会に対し、水害防御のための応急措置作業の応援を要請するものとする。
- (2) 県総合事務所（県土整備局）は、上記(1)の場合、所管区域内の県建設業協会支部の所属会員である協力会社に対し、出動を要請する。
- (3) 上記(2)の要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は電話により出動を要請し、後日文書を提出するものとする。

6 輸送

- (1) 水防資材の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、万全の措置を講じておくものとする。
 (2) 水防資機材等の輸送経路は次のとおりである。

区間		第一輸送路	第二輸送路
自	至		
県庁	東部総合事務所	若葉台東町線を南吉方から鳥取国府岩美線により東部総合事務所に至る。	若葉台東町線を吉方から鳥取国府線により東部総合事務所に至る。
"	八頭総合事務所	若葉台東町線から国道29号により八頭総合事務所に至る。	国道53号を河原から河原郡家線により八頭総合事務所に至る。
"	中部総合事務所	国道9号を原から倉吉青谷線により倉吉に至る。	国道9号を田後から国道179号により倉吉に至る。
"	国土交通省鳥取河川国道事務所	国道53号田園町より事務所に至る。	県道田島片原線田島より事務所に至る。
"	国土交通省倉吉河川国道事務所	国道9号を田後から国道179号により事務所に至る。	鳥取鹿野倉吉線を松原から鹿野を経て倉吉に至る。
"	国土交通省日野川河川事務所	国道9号吉岡より事務所に至る。	
中部総合事務所	西部総合事務所	倉吉由良線を由良から国道9号にて米子に至る。	国道179号を田後に出て国道9号により米子に至る。
西部総合事務所	日野総合事務所	国道181号にて根雨に至る。	国道180号にて根雨に至る。

- (3) このほか鉄道沿線市町村へ緊急輸送を行う場合は鉄道を使用することもある。
 (4) 市町村水防管理団体においても、上記に準じて計画を定めておくものとする。

第6節 水防作業

1 作業の留意事項

- (1) 水防工法は、その選定を誤らない限り1種類の工法を施行するだけで十分効果を挙げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施し初めてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で成果が認められないときはこれに代わるべき工法を次々と行い極力被害の防止に努めなければならない。
 (2) 特に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体最大時か又はその前後である。堤防斜面のくずれ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が最も多いため、最大時を過ぎても警戒を解いてはならない。

2 応援

- (1) 水防法第23条の規定により、水防管理者は緊張あるとき、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。
 (2) なお、応援のため派遣される水防団員は、できる限り所要の器具資材を携行し応援を求めた水防管理者の指導下に行動する。

3 水防標識と身分証票

水防作業を正確迅速かつ規則正しい団体行動とするため、次の標識及び証票を定める。

- (1) 水防標識（資料編参照）
 ア 水防要員の標識（左腕に水防の腕章をつける）
 イ 車馬の標識
 (2) 身分証票（資料編参照）
 水防要員の標識

4 水防信号

水防法第20条の規定により、本県水防団の水防信号を下記の二種に定める。

- (1) 出動信号
水防団員及び消防団員全員出動
- (2) 危険信号
必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。
(水防信号)

種別	打鐘信号	サイレン信号
出動信号	- - - - 3点と1点の斑打	- - 10秒 10秒 10秒
危険信号	- - - - 5連打	- - 30秒 30秒 30秒

5 決壊等の通報並びに決壊後の処置

- (1) 水防法第25条の規定により堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長、所轄消防署長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を所管総合事務所長及びはん濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通報しなければならない。
- (2) 総合事務所長は、これらの報告を受けたときは、速やかに水防本部長、防災監、所轄警察署長並びに所轄消防署長その他必要な所に連絡をするとともに、係員を出動させ指導に当たらせる。
- (3) 水防法第26条の規定により堤防その他の施設が決壊したとき、決壊といえどもはん濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

第7節 避難のための立退き

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定により水防本部長（又はその命を受けた職員）若しくは水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又はその立退きを指示する。

1 立退き計画の作成等

水防管理者（市町村長）は、地元警察署長と協議の上、事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を所轄消防署長その他必要な所に通知するものとする。

2 水防管理者の立退きの指示

- (1) 洪水又は高潮により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、水防管理者が準備並びに立退きを指示する。ただし水防管理者が不在の場合は、地元警察署長がこれにかわって指示する。
- (2) 水防管理者が指示をする場合は、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。

第8節 水防解除及び顛末報告

1 水防解除

水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、所管総合事務所（県土整備局）に対しその旨を報告するものとする。

2 水防顛末報告

水防が終結したときは、関係水防管理者は、鳥取県水防体制に示す様式（水防活動実績表、水防活動による使用（消費）資材費内訳）により、遅滞なく総合事務所（県土整備局）に報告し、総合事務所（県土整備局）はこれをまとめて水防本部に提出するものとする。

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 各市町村の管理区域における水防対策の実施
- 2 公用負担権限
- 3 水防情報の収集
- 4 河川の監視及び警戒
- 5 関係機関への応援要請
- 6 決壊時等の通報並びに決壊後の処置
- 7 避難のための立ち退きの指示

第2章 緊急時のダム管理

(中国地方整備局、中国四国農政局、農林水産部、県県土整備部、県企業局、中国電力)

第1節 洪水警戒体制

ダムの管理者は、気象状況の通報を受けたとき、又は増水のおそれを察知した場合は、水位の変動を監視し、下記に従い必要な措置をとるものとする。

1 ダムの管理要領

ダムごとにあらかじめ定めた水防体制・洪水警戒体制により、警戒に当たるものとする。

なお、洪水が予想されるとき等の管理要領は概ね以下のとおりである。

- (1) ダムの管理要員を呼集、配置
- (2) 器具、機材、資材の点検及び整備
- (3) 気象情報の収集
- (4) 関係機関に対する通報及び記録の作成

2 関係機関への通報

下記の場合において、関係機関に通報するものとする。

- (1) 洪水に備えた体制に切り替えたとき
- (2) 放流を行うとき

第2節 ダムの放流操作

1 放流操作の実施

ダムの管理者は、洪水が予想されるとき等には必要に応じ、あらかじめ定めた操作規則・規程等に基づき放流操作を行う。具体的な操作は、概ね以下のとおりとする。

- (1) 洪水のおそれが大きいとき等
平常時最高貯水位（常時満水位）、流入量を基準に貯留又は放流
- (2) 洪水が発生しているとき
洪水調節ができるダムにあっては洪水調節（下流域が急激な水位変動とならないように貯留及び放流）

2 放流操作の留意点

- (1) ダムからの放流は、努めて下流に急激な水位の変動を生じないように適切に行うものとし、特に増水初期における放流の急激な増加を避けるものとする。
- (2) 気象状況や下流の河川水位等を踏まえた放流操作に努めるものとする。
- (3) 必要に応じ、同一水系のダムの放流状況について随時情報共有や放流調整を行うものとする。

3 事前放流の実施

- (1) 事前放流を導入することとしたダムの管理者は、台風等による大雨が見込まれる場合等、洪水調節機能を一時的に高めるために、必要に応じて事前放流を実施するものとする。
- (2) 事前放流の実施に当たっては利水関係者等とあらかじめ調整を図るものとする。
- (3) 洪水発生のおそれがなくなった後は、貯水量の回復に努める等、事前放流で失った利水面での機能維持や機能回復にできる限り配慮するものとする。

4 発電施設への協力要請等

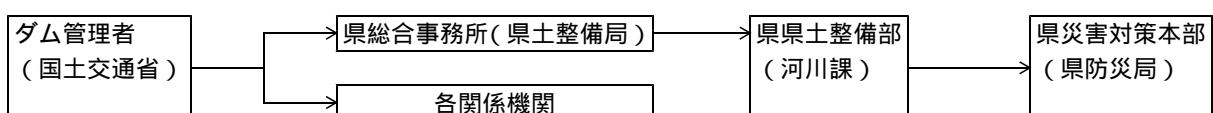
- (1) 多目的ダムであって、水力発電施設の運転によりダムの貯水量を低減させ、結果的に事前放流と同様の効果が見込まれるダムについては、台風の接近が見込まれる場合等、必要に応じてダム管理者から当該発電施設の管理者に対し、水力発電施設の運転によるダムの水位の低下について協力を求めるものとする。その際、当該発電施設の管理者は、本章の趣旨を踏まえ、可能な範囲で協力するよう努めるものとする。
- (2) 発電を目的とした利水ダムであって、上記(1)と同様の効果が見込まれるダムについては、必要に応じて自ら同様の措置を行うよう努めるものとする。

第3節 ダムの水位情報等の収集

県内各ダムのダム情報を県県土整備部が収集し、洪水調節等開始予告時、開始時、終了時に県災害対策本部へ報告する。(県災害対策本部が未設置の場合は、県防災局へ報告する。)

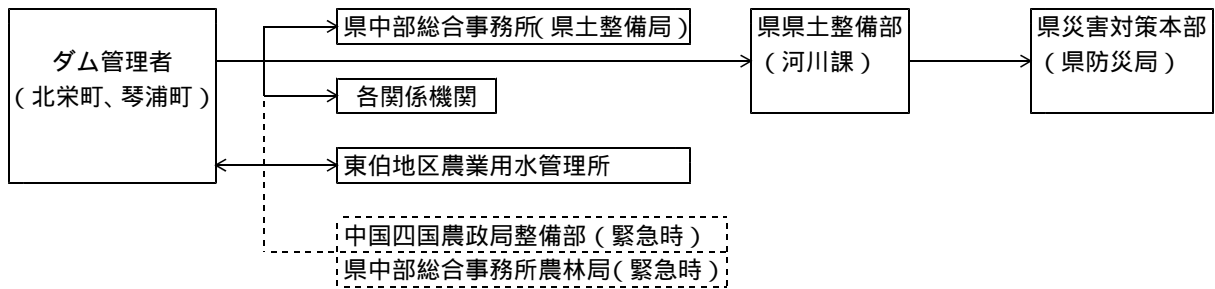
なお、各ダムの情報伝達系統は以下のとおり。

1 国(国土交通省)管理のダム

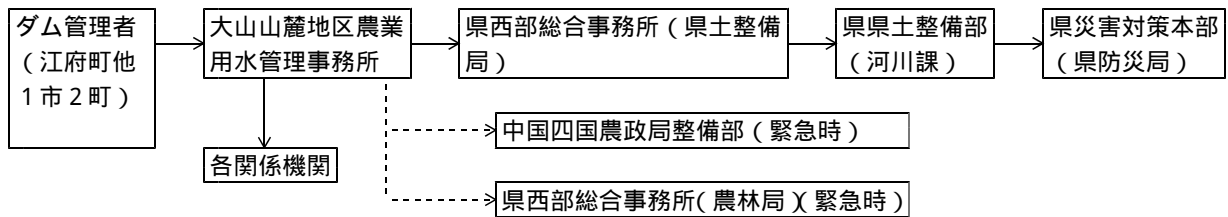


2 国（農林水産省）関係のダム

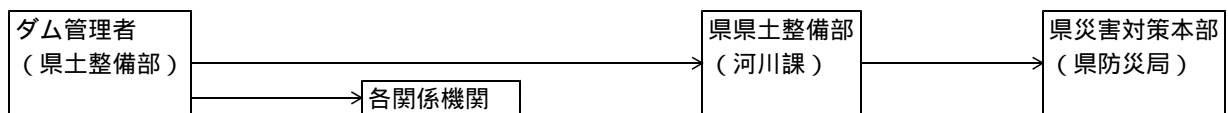
(1) 西高尾ダム、船上山ダム、小田股ダム



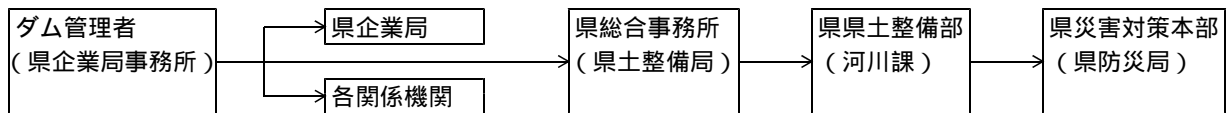
(2) 下蚊屋ダム



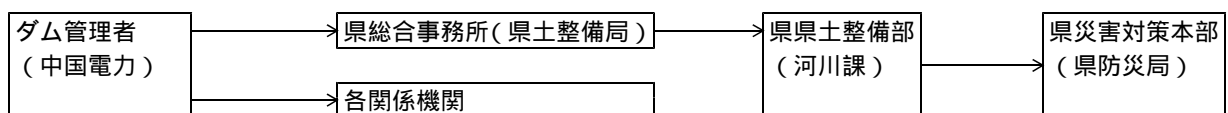
3 県（県土整備部）管理のダム



4 県（企業局）管理のダム



5 中国電力管理のダム



第4節 ダムの水位情報等の伝達体制

1 ダム管理者からの水位情報等の伝達

- (1) ダムの管理者は、ダムの状況及びダムに関して行う措置等について、市町村、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。
- (2) ダムからの放流を開始する場合のみならず、放流中においても、必要に応じて迅速かつ適切に情報の伝達を行うものとする。
- (3) 特にダムの放流に伴う河川水位に与える影響については、下流域市町村の水防活動や避難情報発出の判断の参考となることや、影響の程度によっては安心情報の提供につながることを踏まえ、できる限り具体的かつ簡潔な情報を迅速に通報するよう努めるものとする。

なお、誤解防止のために明示すべき注意点を以下に例示する。

- ア 定点における上昇値
- イ ダム放流の影響に限定した変動値
- ウ ピーク時点の放流水が到達する目安となる時刻

- (4) 操作規則・規程等の定めによるもののほか、必要に応じて関係機関等へ情報提供を行うものとする。

2 市町村の伝達

市町村は、上記1の伝達等を受けた場合、必要に応じ、速やかに住民に伝達するものとする。伝達に当たっては、

気象情報や河川の水位等を総合的に勘案の上、必要に応じてあらかじめ定めた方法により住民へ注意喚起や避難情報の発出を行うものとする。

なお、ダム管理者が通報した河川水位の上昇見込みについては、河川断面の違いによる差や、不測の事態による状況の変化等が生じることが十分考えられるため、参考数値であることを念頭に置いた上で情報活用を図るものとする。

第5節 河川管理者の総合調整

1 流域の状況把握・情報分析

河川管理者は、放流情報や気象状況等の収集情報を総合的に勘案の上、流域の状況把握や、洪水発生のおそれについての状況分析に努めるものとし、必要に応じてダム管理者、市町村等と連携し、河川管理上必要な総合調整に努めるものとする。

2 河川法第52条等による措置

河川法第52条の規定に基づき、河川管理者は洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

(1) 河川管理者は、緊急時において、より積極的に利水ダムを活用して災害の発生防止又は軽減を図るため、河川の状況を総合的に考慮の上、下記のうち必要な措置について指示を行うものとする。

また、河川法第52条の適用を受けないダムについても、これに準じた措置を執るよう努めるものとする。

ア 事前放流の指示

洪水発生前に洪水調節を行うことができる空虚容量を確保するため、ダムから放流を行うことの指示で、下流の河川の状況を十分に考慮の上、適切な放流の時期及び方法を示す。

イ 貯留制限の指示

洪水発生前に、貯留を進めているダムに対し、貯留を止め、又は制限することを求める指示で、事前放流を伴う。

ウ 洪水調節の指示

ダム地点に洪水が発生しているときにおいて、当該洪水をダム操作によって調節することの指示である。調節の方法は、洪水の発生状況やダムの空虚容量等によって様ではないので、ダム管理者との緊密な連絡により適切な方法を示して指示する。

エ 解除の指示

洪水がピークを過ぎ、洪水調節の必要がなくなったときに、洪水調節を行うことを止めることの指示を行う。

(2) 一級河川に係る河川法第52条に基づく指示を行う権限については、一律に国土交通省が有しているため、一級河川の県管理区間の取り扱いについては留意が必要である。

(3) 当該指示により利水のための貯水を放流することは、ダム管理者において不利益を生じる場合があるが、公共用たる河川を大規模に利用する権利を有する者が、当該河川に発生する災害の防除に積極的に協力することは当然の社会的責務であると同時に、当該権利がその責務を果たす上で一時的な制限を蒙ることは、その権利に内在する社会的制約の範囲内であるが、河川管理者においては、当該措置が権限の濫用にならないよう留意するとともに、ダム管理者においては、下記の点に留意するものとする。

ア 指示を受けたダム管理者においては、指示の趣旨を踏まえ、河川管理者と緊密な連絡の上、適切な操作等を行うものとする。

イ ダム管理者は、緊急時において河川管理者からの指示等があることについて、あらかじめ利水関係者に周知を図るものとする。

3 水防警報等の発出

河川管理者は、ダム管理者から伝達された水位情報等を踏まえ、気象情報や河川の水位等を総合的に勘案の上、あらかじめ定めた方法により、県、市町村、関係機関に対し、水防警報や洪水予報等を発出するものとし、関係機関と連携して必要な水防活動等を実施するものとする。

第6節 災害対策基本法による要請等

知事は、洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県又は市町村の実施する当該区域における応急措置のため必要があると認められるときには、災害対策基本法第70条等に基づき、指定地方行政機関、指定地方公共機関等に対し、河川管理を含む総合的な応急措置の実施等についての要請等を行うものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 ダムの水位情報等の伝達体制

第3章 ため池・樋門の応急対策

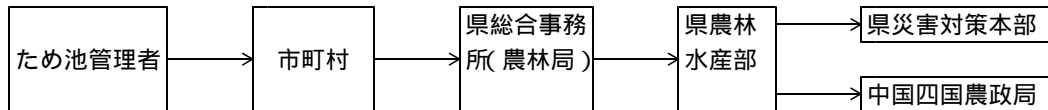
(中国地方整備局、県農林水産部、県県土整備部、市町村)

第1節 目的

この計画は、台風等に伴って洪水等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、ため池や樋門の管理を適正に実施することでその被害を最小限に抑制し、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2節 情報収集及び情報伝達

1 ため池の情報収集

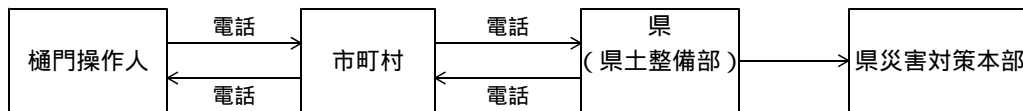


2 ため池管理の連絡体制

ため池の管理者は、下記の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、市町村、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

- (1) 災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき
- (2) 余水吐が計画溢流水深に達したとき
- (3) 計画溢流水深以上に水位が上昇する等、ため池が決壊する恐れがあるとき、及び決壊したとき

3 樋門の情報収集



第3節 非常時のため池・樋門の管理

ため池、樋門等の管理者(操作担当者を含む。)は、気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ水こう門を閉じ、下記の要領に従い必要な措置をとるものとする。

1 非常時のため池の管理

- (1) ため池の管理者は、監視人を部署につかせる。
 - (2) 時間雨量30mm以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意する。
 - ア ひ管を抜くこと。(取水口のひを閉塞し得る場合は閉めること)
 - イ 流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。
 - ウ 流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は流域に山崩れなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意する。
 - エ 監視人は余水吐が計画溢流水深に達した場合には関係集落、消防団等に急報し、流心の方向に当たる集落に避難の準備をさせる。なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれのある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難命令を伝達する。
 - オ 放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。
 - カ 水位の上昇度を15分ごとに調べる。
 - キ その他急変の場合は早急に連絡する。
 - (3) 監視人からの急報を受けた場合、関係集落、消防団は土ひょう、むしろ、かます、なわ、くい等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行する。
 - (4) 洪水が減少し、又は豪雨が止んだ後も監視人は待機する。
- 水こう門、用排水ひ門、ため池、貯水池等は資料編一覧表を参照のこと。
- (5) 県総合事務所(農林局)は、市町村・ため池管理者に、決壊の恐れのある場合の応急措置の助言指導を行う。

2 非常時の樋門の管理

- (1) 警戒体制

樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。
- (2) 警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

 - ア 操作員の配置
 - イ 樋門の操作のための点検
 - ウ その他樋門の管理上必要な措置

(3) 操作の方法

- ア 操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。
- イ 操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければならない。

(4) 警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害時のため池に関する情報連絡体制

大規模事故対策編

第1部 災害予防計画	P 3 5 5
第2部 災害応急対策計画	P 3 6 5

大規模事故対策編

第1部

災害予防計画

第1章 大規模事故予防体制の整備

(県防災局、県企画部、県農林水産部、県県土整備部、市町村、警察本部、その他関係機関)

第1節 目的

この計画は、県、市町村、防災関係機関等が大規模事故に対する平時の備えを充実させ、大規模事故災害による被害を防止することを目的とする。

第2節 想定される大規模事故

1 想定される大規模事故の種類

この計画において、発生を想定しあらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は以下のとおりとする。

(1) 道路災害 (2) 鉄道災害 (3) 航空災害 (4) 海上災害 (5) 危険物等の災害

2 想定される大規模事故の規模

この計画で想定する大規模事故の規模については、平常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

第3節 防災体制の整備

1 各機関の防災体制

県、市町村、警察本部、消防局、防災関係機関は、大規模事故の発生防止及び被害拡大の抑制のため、平時から各々の体制や防災対策及び各機関の災害現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会等を通じ、相互の協力体制を整備するよう努めるものとする。

2 応急対策体制の研究・点検・整備

(1) 人員・体制・資機材の分析・研究

大規模事故については、いつ、どこで、どのような規模で起きるのか予見しづらく平常時の人員・体制・資機材では対応できないことが予測されるため、県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、平時から大規模事故等の事例の分析等を行い、大規模事故発生時の迅速に应急対策を実施できる体制の構築に努める。

(2) 災害情報の伝達経路の点検

大規模事故発生時には、迅速な対策実施のため、迅速かつ適確に防災関係機関に情報を伝達し共有を行う必要があることから、県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、平時から、災害情報の伝達経路の点検を行い、大規模事故発生時の迅速に应急対策を実施できる体制の構築に努める。

(3) 訓練を通じた検証

県、市町村、警察本部、消防局等の防災関係機関は、応急対策体制及び災害情報の伝達ルートについて訓練等を通じて体制の検証を行い、実効性のある応急対策の体制を整備するものとする。

第4節 地域の協力体制の構築

鉄道事故等に見られるような局地的に発生した大規模事故の初動対応については、消防団、自主防災組織、民間事業所等、地域の協力が有効かつ不可欠であることから、県及び市町村は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努めるものとする。(災害予防編(共通) 第10部第1章「民間との防災協力体制の整備」参照)

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 大規模事故対応体制の整備
- 2 大規模事故に対する地域の協力体制の整備

第2章 大規模道路災害の予防

(県土整備局、市町村、警察本部、消防局、中国地方整備局、西日本高速道路)

第1節 目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等の道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 道路管理者の措置

道路管理者は、次の事項に留意し道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。
- (2) 道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。
- (3) 道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。
- (4) 道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

2 警察本部の措置

警察本部は、次の事項に留意し道路交通の安全を確保するための情報の充実に努めるものとする。

- (1) 道路交通の安全にかかる情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- (2) 交通安全施設等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

3 落石対策

- 1 道路管理者は落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。
- 2 また、警察本部及び消防局等の関係機関及び道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備しておくものとする。特に道路に平行して鉄道が敷設されている場合の鉄道事業者への連絡体制に留意する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村管理道に係る道路交通安全のための情報の充実
- 2 市町村管理道に係る落石危険箇所の把握及び整備

第3章 大規模鉄道災害の予防

(J R 西日本、智頭急行、若桜鉄道、県企画部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するための体制を整備することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 鉄道事業者の災害予防対策

鉄道事業者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとし、鉄道事故を防止する観点から、現状の体制で安全性が十分に確保できているか常時点検を行い、必要に応じて随時安全対策の強化を図るものとする。

(1) 共通的な対策

- ア 鉄道施設の保守整備に努める。(線路斜面の落石の防止等)
- イ 鉄道交通の安全に係る気象現象、予警報等の情報を適切に入手し、活用に努める。
- ウ 迅速かつ的確な運行指令体制の整備や、乗務員に対する科学的な適性検査の定期的な実施等、鉄道の安全な運行の確保に努める。
- エ 県、警察本部、消防局、防災関係機関等との情報連絡や情報共有体制の整備に努める。特に、軌道内における消防局の救助活動等の安全確保や、傷病者の搬送体制確保のため、消防局との緊密な連携・協力体制の確保に努める。
- オ 鉄道車両の技術上の基準への適合性を維持する等、車両の安全性の確保に努める。
- カ 踏切事故に関する知識を広く一般に普及し、踏切保安設備の整備等を計画的に推進する等、踏切道における交通の安全確保に努める。
- キ 強風対策のため、警報機能を付加した風速計を適切な位置に設置し、風速に応じた適切な運行の確保に努める。
- ク 過去の鉄道事故を踏まえた再発防止対策を実施し、安全性の向上に努める。
- ケ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練に努める。
- コ 異常時における関係列車の停止手配の確実な実施ができる体制の整備に努める。
- サ 担架、医薬品等の救急用資材の整備に努める。
- シ 緊急時における車両内や駅構内の乗客等の避難誘導體制の整備に努める。
- ス 列車事故の発生防止又は列車事故に係る被害の拡大防止に関する訓練を定期的な実施し、災害対応能力の向上に努める。必要に応じ、県、警察、消防局、その他防災関係機関と合同で訓練を実施し、災害発生時の連携・協力体制の確保に努める。

(2) J R 西日本

平成17年5月にJ R 西日本が取りまとめた「安全性向上計画」を遵守し、鉄道事故の発生防止や安全性向上に取り組むものとし、具体的な行動計画の進捗を図るものとする。

なお、当該計画に定める基本理念は、以下に掲げるとおりである。

- ア 安全が何よりも優先すべきであることを、会社として徹底する。
- イ 現場と本社との一体感を強化すべく、トップ自らが現場に出向き、双方向のコミュニケーションに努め、風通しの良い職場づくりに努める。
- ウ 安全を支える現場において、上司・部下のコミュニケーションにより、信頼関係を構築する。
- エ 安全対策・事故防止策の推進に当たっては、原因並びに背景を根本に遡って分析した上で、対策を確立していく。
- オ ハード面における安全対策について、全力を挙げて推進する。

(3) 智頭急行、若桜鉄道

上記のJ R 西日本の安全対策を参考に、必要な災害予防対策を実施するものとする。

2 除雪・雪害対策

(1) 除雪体制

- ア 列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の整備強化に努めるとともに、J R 西日本米子支社が中心となり、各地区に除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立している。
- イ また、豪雪時には自衛隊、消防団の協力を得るなど、会社保有の除雪機械との共同作業により、除雪対策に万全を期する。

(2) 防雪設備事業

突発的災害の防止及び除雪事業の円滑化を図るため、主要区間に防雪林の造成、雪崩防止柵の設置等の事業を行うとともに、列車運行の円滑化を図るため、ポイントの電気融雪器の取り付け等の事業を長期計画に基づき行う。

3 落石・倒木対策

- (1) 線路斜面の落石・倒木は脱線等の原因となるので、鉄道事業者は落石・倒木危険箇所の把握及び整備に努め、落石・倒木による事故の防止に努めるものとする。

- (2) また、県、市町村、警察本部及び消防局等の関係機関及び鉄道事業者は、平素から落石・倒木の発見及び情報伝達の体制を整備しておくものとする。特に鉄道に平行する道路がある場合の道路管理者への連絡体制に留意する。

4 鉄道災害の安全管理体制の整備

消防局及び鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に迅速かつ効果的な救助活動を実施するため、協定の締結等により次に掲げる事項について体制を整備するものとする。

- (1) 消防局への連絡
- (2) 鉄道事業者から消防局への事故通報
- (3) 二次災害の防止
- (4) 救助隊の現場誘導
- (5) 乗客の避難誘導
- (6) 電源等の安全管理
- (7) 救助活動における車両の一部破損、ジャッキアップ等
- (8) 特殊な場所への進入
- (9) 救助資機材の調達
- (10) 大規模災害時の対応
- (11) 訓練の実施

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 落石・倒木の発見及び情報伝達体制の整備

第4章 航空機災害等の予防

(大阪航空局、県企画部、県県土整備部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、航空機事故等による災害を予防するための体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 鳥取空港

鳥取空港の設置管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

- (1) 空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。
- (2) 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び機材の整備を図る。
- (3) 担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。
- (4) 鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会の設置
 - ア 航空機災害対応に関する連携と調整
 - イ 鳥取空港消火救難総合訓練の実施
 - ウ 鳥取空港災害対策緊急計画の運用及び検証
 - エ 空港慣熟のための訓練などの実施
- (5) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。
- (6) 空港保安委員会の設置
 - ・航空犯罪（ハイジャック等）の未然防止、発生時の処理体制の研究討議等のため組織
 - ・空港管理事務所、警察本部、消防等の機関で組織。緊急時の連絡体制を確保。

2 美保飛行場（民航地区）

美保飛行場（民航地区）の設置管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

- (1) 空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。
- (2) 担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。
- (3) 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。
- (4) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。
- (5) 空港保安委員会の設置
 - ・航空犯罪（ハイジャック等）の未然防止、発生時の処理体制の研究討議等のため組織
 - ・空港事務所、警察本部、航空自衛隊、C I Q、航空会社等の機関で組織。緊急時の連絡体制を確保。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第5章 海上災害の予防

(第八管区海上保安本部、県防災局、県農林水産部)

第1節 目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害を防止するための体制を整備することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 海上事故等の予防

海上運送事業者、第八管区海上保安本部をはじめ関係機関は、海上災害の防止のため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 海上交通の安全のための情報の充実(情報提供)
 - ア 各機関は、気象警報、危機管理情報等海上交通の安全のための情報について船舶に伝達する。
 - イ 漁船への情報の伝達については、鳥取県無線漁業協同組合を通じ漁業無線を活用して行う。
- (2) 船舶の安全な運航
- (3) 船舶の安全性の確保
- (4) 海上交通環境の整備
- (5) 海上防災に関する研究及び再発防止策の推進

2 海上等流出油災害予防

- (1) 防除資機材の整備

大規模な流出油による海上災害に備え、防災関係機関、市町村、関係企業、漁業団体等は、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤その他必要な油処理機材を整備する。なお、海上等流出油防除資機材の備蓄状況等については、資料編のとおりである。
- (2) 防災関係機関との連携

県(防災局)は、関係市町村や第八管区海上保安本部、山陰沖排出油防除協議会などの関係機関と相互に緊密な協力体制を確立し、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議するなど事故発生時の迅速な対応の確立に努めるものとする。
- (3) 防災訓練の実施

県は、関係機関相互の連携が的確になされるよう油防除に係る防災訓練を実施するものとする。
- (4) 補償対策の充実強化

県は、船舶油濁損害賠償保障法などの油濁損害に対する補償制度に関する情報(補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用など)を収集・整理し、関係機関への周知に努めるものとする。
- (5) 海上等流出油等を発見時の通報窓口の周知

県、市町村、関係機関は、海上等流出油及び海岸に漂着した油を発見した際の通報窓口について、住民にあらかじめ周知を図る。(通報窓口：海上保安庁(118)、市町村)

3 危険物質等の流出予防

県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備や必要な資機材の整備に努める。

4 日本海西部における危機管理体制の構築

県(防災局)は、日本海西部における危機等に対する備えと適切かつ円滑な対応に万全を期すため、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議を通じ、日本海西部沿岸5府県(福井県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県)、第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部と相互連携体制を構築する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 流出油防除資機材の整備
- 2 海上等流出油等を発見時の通報窓口の周知

第6章 危険物等災害の予防

(県防災局、県福祉保健部、警察本部、消防局、関係団体、事業者)

第1節 目的

この計画は、危険物等による人命、建造物等の災害を予防するため、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

第2節 危険物事故災害対策

1 災害予防対策の推進

(1) 施設の現況

県下における危険物施設の現況は、資料編のとおりである。

なお、この節において危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

(2) 危険物規制法令遵守の指導

消防局は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の適合・維持の遵守

イ 危険物保安監督者の選任の励行

ウ 危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

エ 危険物取扱者等による施設点検の励行

オ 消火、警報設備の維持及び点検

カ 危険物運搬の安全確保

(ア) 危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

(イ) 危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

(ウ) 消火設備の設置について指導するものとする。

キ 保安教育の実施

(ア) 危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

(イ) 一定規模以上の製造所等にあつては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

(3) 危険物の災害予防対策

県、各消防局及び関係団体は、消防庁が作成した危険物事故防止基本指針・アクションプランに基づき危険物の事故防止を推進していくものとする。また、事故防止連絡会を開催し、各消防局及び関係団体における情報の共有化、共通の認識に基づく事故防止対策の推進を実施するものとする。

消防局は、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主なものは次のとおりである。

ア 施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずるように指導する。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とするよう指導する。

イ 地震防災教育・地震防災訓練の実施

ウ 自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、化学消防車を備え、自衛消防組織を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあつては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期するよう指導する。

エ 化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集団的に危険物施設のある区域にあつては、前項の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導する。

オ 防災資機材の整備

第3節 高圧ガス事故災害対策

1 災害予防対策の推進

(1) 施設の現況

県下における高圧ガス事業者の現況は、資料編のとおりである。

(2) 災害予防対策

県は、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

ア 立入検査等の実施

- (ア) 高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。
- (イ) 高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。
- (ウ) 高圧ガス施設及び容器製造業者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。
- (エ) 危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。
- イ 定期的自主検査等の実施
 - (ア) 高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。
 - (イ) 関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させる。
 - (ウ) 製造業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

第4節 都市ガス事故対策

1 災害予防対策の推進

- (1) 施設の概況
 - 県下における都市ガス施設の現況は、資料編のとおりである。
- (2) 災害予防対策
 - ガス事業者は、都市ガスによる災害を防止するため、関係保安法規等に基づき次の措置を講ずるものとする。
 - ア 製造設備に対する保安対策
 - (ア) 設備建設時の措置
 - 設備の建設に当たっては、計画、施行、検査等にわたりすべての安全、保安に関する法令、基準及び事業所の作業基準にしたがって実施する。
 - (イ) 設備の点検、整備及び運転
 - 設備の点検、整備を定期的実施するとともに、日常の運転は操作基準にしたがって行う。
 - イ 供給設備に対する保安対策
 - (ア) 供給設備に対しては、計画的に各事業所の調査実施基準によって調査点検を励行し、ガス導管の整備に努めるとともに、ガスの取り扱い等につき絶えず住民にPRし、防災知識の普及に努めるものとする。
 - (イ) 住民等がガス漏れを発見した場合は、速やかにガス事業者、警察若しくは消防に通報するよう住民等に対し周知徹底を図るものとする。
 - (ウ) ガス事業者は、災害時の緊急出動体制を整えておくものとする。
 - ウ ガス導管の他工事に起因する事故防止対策
 - 他工事に起因するガス導管の事故防止対策としては、情報の収集を図り他工事業者と連絡を密にし、ガス導管の防護措置について協議並びに現場に立ち会う等、適切かつ確実にガス導管の安全確保を図るものとする。
 - (ア) ガス事業者は、導管配管図等を作成し、地下工事関係機関に配布しておくものとする。
 - (イ) 他工事業者から連絡を受けた場合、又は自ら知った場合は、工事現場のガス設備の状況を知らせるとともに事前打合せを行いあるいは現場に立ち会う等、ガス導管の安全確保に努めるものとする。
- (3) ガス事故防止等の連絡体制
 - ア 水道事業者、下水道事業者、電気事業者等地下掘削工事を行う者は、当該工事の施工に先だちガス事業者に連絡するものとする。
 - イ 地下掘削工事を行う者は、工事を行う場合にガス事業者等と連絡を密にし、ガス導管の破損等による事故防止に努めるものとする。
 - ウ 地下掘削工事関係機関は、事業執行計画等について協議し、共同掘削等について検討するとともに、事故防止対策につき相互協力が得られる措置を講ずるものとする。

第5節 火薬類事故災害対策

1 災害予防対策の推進

- (1) 施設の現況
 - 県下における火薬庫の現況は、資料編のとおりである。
- (2) 災害予防対策
 - 県及び消防局は、火薬類による災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。
 - ア 立入検査等の実施
 - (ア) 毎年定期に火薬庫の保安検査及び立入検査を実施 (イ) 火薬類の消費場所への立入検査を実施
 - イ 自主検査の実施
 - 火薬庫の所有者に対し、自主検査計画の作成及び自主検査の実施を指導徹底し、技術基準を確保させる。
 - ウ 取扱者の教育
 - 火薬類の販売業者及び消費者等の自主保安教育の実施の徹底を図る。

第6節 毒物・劇物事故災害対策

1 災害予防対策の推進

- (1) 県は、毒物・劇物による事故等を防止するため、毒物・劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施する。
- (2) 県は、毒物・劇物営業者の法の基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導する。
- (3) 県は、毒物・劇物取扱責任者や保安責任者に対し、災害予防講習（災害時の危害防止対策、防災体制等）を実施し、災害防止の徹底を図る。
- (4) 毒物・劇物営業者は、災害の発生に伴う毒劇物取扱施設等からの漏えい、飛散、流出等を防止するため、災害発生時の初動体制及び組織について整備するものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 危険物等の種類に応じた災害予防対策の推進

- (1) 危険物
- (2) 高圧ガス
- (3) 都市ガス
- (4) 火薬類
- (5) 毒物・劇物

大規模事故対策編

第2部

災害応急対策計画

第1章 大規模事故応急対策

(県防災局、県企画部、県農林水産部、県県土整備部、市町村、警察本部、その他関係機関)

第1節 目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

第2節 各機関の体制及び対策

1 各機関の体制

- (1) 道路管理者・鉄道事業者・航空事業者・空港管理者・船舶事業者・危険物取扱事業者
第一義的に責務を有する各事業者は、大規模事故の発生について、あらかじめ定めた伝達経路により関係機関に伝達すると共に、あらかじめ定めている初動体制を確立し、初動対応を実施する。
- (2) 市町村
事故発生を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。
- (3) 県
ア 事故発生を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。
イ また、災害対策地方支部等から連絡要員を市町村対策本部又は市町村現地対策本部等へ派遣する等、主導的な情報収集に努め、市町村等に対応できない場合の支援及び支援体制を構築すると共に、自衛隊の派遣要請について検討する
- (4) 消防局
市町村対策本部(現地対策本部)・県対策本部(災害対策地方支部)への連絡要員派遣による連絡調整を実施する。また、所管する救急隊では要員・資機材不足が見込まれる場合の広域消防応援の要請について早期に判断する。(災害応急対策編第4部第4章「消防活動」のとおり。)
- (5) 警察本部
ア 事故発生を受け、速やかに体制を確立する。
イ 広域緊急援助隊の派遣要請について検討する。
- (6) 医療機関
ア テレビ等からの情報の覚知又は消防局等からの情報の入手があった場合、災害の規模を考慮して、医療体制を整える。
イ また、現場の混乱による要請の遅延も考えられるため、現地への救急医療班の自主的な出動に努める。

2 防災関係機関間の情報伝達及び共有

- (1) 県(防災局、関係部局)、市町村、警察本部、消防局、その他関係機関は、迅速的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図るものとする。
- (2) 特に、多数の負傷者が発生した場合、救急医療機関のみでは対応が困難であり、一般病院への協力要請が必要となることが想定されることから、消防局は早い段階での医療機関に対する現地の傷病者の状況等に係る情報提供に努めるものとする。
- (3) 他機関との連携等が必要となる場合については、その対応に必要な情報を速やかに共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針の元で連携して活動を展開するものとする。

3 避難誘導

- (1) 大規模事故が発生した場合、応急対策に当たる防災関係機関は、あらかじめ定めた避難誘導の方法を基本として、旅客、道路利用者、住民等の安全確保のため、速やかに避難誘導を行うものとする。
- (2) 応急対策に当たる防災関係機関は、上記に関わらず緊急性が高く事態が切迫している場合等、あらかじめ定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速確実な避難誘導が可能な方法がある場合等は、適宜その状況に応じた方法により避難誘導を行うものとする。
- (3) 警察官は、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

4 危険区域等への立入の制限

警察官等は、付近の住民等の生命・身体の危険を防止するため必要がある場合等には、立入制限等の措置を執るものとする。

5 二次災害の発生防止

- (1) 応急対策に当たる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施に当たっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。
- (2) 応急対策に当たる防災関係機関は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けることがないよう、安全確保に努めるものとする。

6 各防災関係機関の連絡調整

- (1) 県、市町村、警察本部、消防局、その他防災関係機関は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し、必要な連絡調整を行うものとする。
- (2) 特に事故現場における調整活動については、活動に必要な事項についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。(災害応急対策編第4部第1章「応援活動の調整」参照)

第3節 大規模事故現場における救命救出及び医療救護

大規模事故発生時においては、自然災害等の場合における体制を基本としながら、下記の点についてより大規模事故に特化した対策を講じるものとする。

- 1 大規模事故の場合、局地集中的に多くの負傷者が発生し、その程度も重篤であるおそれが高いため、救命救出及び応急的な医療救護に当たる救助隊や救護班等をより迅速に集結させるものとする。
- 2 広域応援を待たないとまがないことも想定されるため、被災地(事故現場)の人的・物的資源をより有効に投入する体制を講じるものとする。
- 3 事故現場におけるトリアージを迅速に実施するものとする。事故の規模等に応じて、事故現場、緊急的に負傷者を収容した施設、医療機関等で段階的にトリアージを実施し、必要な医療行為を受けるまでの優先順位をできる限り明確にするよう努めるものとする。
- 4 救出救助と応急的な医療救護を一体的に行う事例の発生が見込まれるため、必要に応じて実施にあたる各防災関係機関等が連携してこれを実施するものとする。
- 5 大規模事故の状況に応じ、訓練された医師等が事故現場において「瓦礫の下の医療(CSM: Confined Space Medicine: 進入路あるいは救出路が制限されているあるいは狭隘である空間の医療)」を実施するとともに、クラッシュ症候群を想定した治療を実施し、「救出直後の予防し得る死」の回避に努める。
 - (1) 生存者への輸液、呼吸管理、水分投与、鎮痛剤投与等の医療管理及び精神的援助
 - (2) 生存者の四肢切断等、必要となる外科手術
 - (3) 生存者へより早く接触するため、迅速な遺体搬出に資する死亡診断を適宜実施
 - (4) 生存者の搬出を妨げる遺体の切断
- 6 事故現場におけるトリアージの結果に従い、必要に応じて事故現場近辺の民間企業等の輸送力の支援を受けつつ、迅速に後方医療機関等に傷病者の搬送を行うものとする。
- 7 大規模事故における傷病者の搬送に当たっては、事故現場の最寄りの特定医療機関へ集中することがないよう、県(防災局、福祉保健部、総合事務所)が消防局・医療機関等と必要な調整を行い、適切な搬送先を確保し、決定するものとする。
- 8 県(福祉保健部、総合事務所)、消防局は後方医療機関との連絡を密にし、医療救護活動が円滑に行われるよう、事故の概況等の必要な情報を随時医療機関へ提供するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 大規模事故発生時の体制の確立
 - (1) 災害対策本部の設置
 - (2) 現地災害対策本部等の設置
- 2 関係機関との事故情報の共有及び連絡調整
- 3 二次災害の防止

第2章 大規模道路災害応急対策

(県土整備局、市町村、警察本部、消防局、中国地方整備局、西日本高速道路)

第1節 目的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

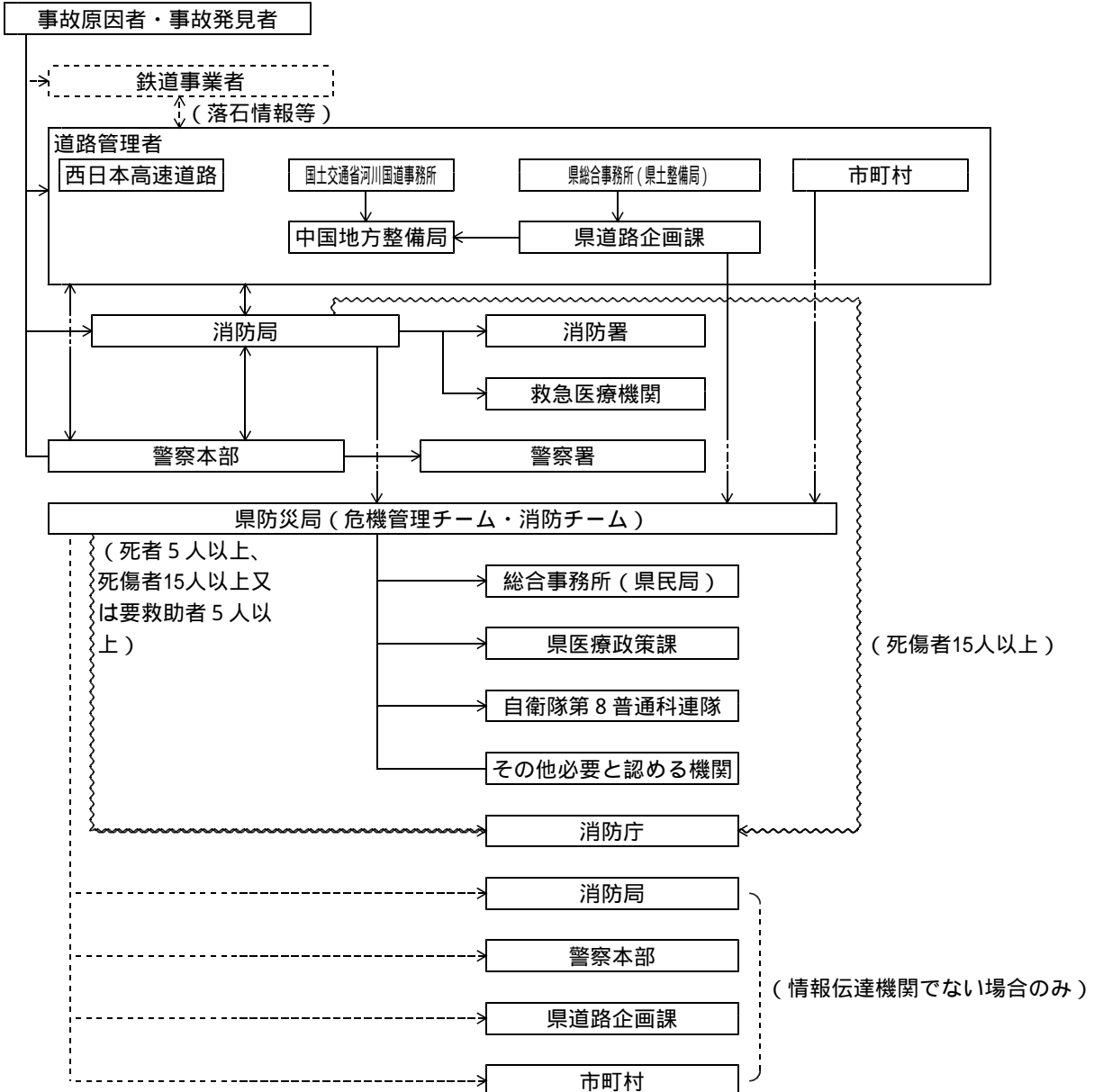
- 1 道路構造物(トンネル、橋りょう等)の損壊等
- 2 道路上での重大事故(交通事故等)
- 3 車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

第3節 応急対策

1 被害情報の収集・連絡

市町村、消防局及び警察署(米子自動車及び山陰道で発生した場合は高速道路交通警察隊)及び道路管理者は、相互に連携して巡視等により被害情報等を収集し、収集した情報を順次県及び警察本部等に連絡するものとする。

【情報伝達経路】



2 落石に係る応急対策

- (1) 市町村、警察署、消防局、道路管理者等は、住民等から道路上の落石情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。
- (2) 道路管理者は、(1)の連絡を受けた場合又は道路上の落石の情報を入手した場合、1の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する鉄道がある場合は、鉄道事業者への情報伝達に留意するものとする。
- (3) 道路管理者は、落石の情報を受け、道路上の落石の状況を確認し、通行の禁止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。
- (4) 道路管理者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、1の連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

3 その他の応急対策

- (1) 危険物の流出等への対応
 - ア 道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。
 - イ また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。
- (2) 道路通行規制の実施

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。
- (3) 応急復旧
 - ア 道路管理者は、早急に被害状況等を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
 - イ また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確認するものとする。
- (4) 広報活動

道路管理者は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等、道路災害に関する情報をインターネット等を通じ、速やかに住民へ提供するとともに、道路利用者等からの問い合わせに応じる体制を確保するものとする。(災害応急対策編第3部第4章「広報・広聴」参照。)
- (5) その他、各関係機関は、第1章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村管理道及び市町村内の道路における大規模災害発生情報の受信伝達
- 2 市町村管理道における大規模道路災害発生時の応急対策
 - (1) 危険物の流出への対応
 - (2) 道路通行規制
 - (3) 応急復旧
 - (4) 広報活動

第3章 大規模鉄道災害応急対策

(J R西日本、智頭急行、若桜鉄道、県企画部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するとともに、大規模鉄道事故が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

第2節 想定される鉄道災害

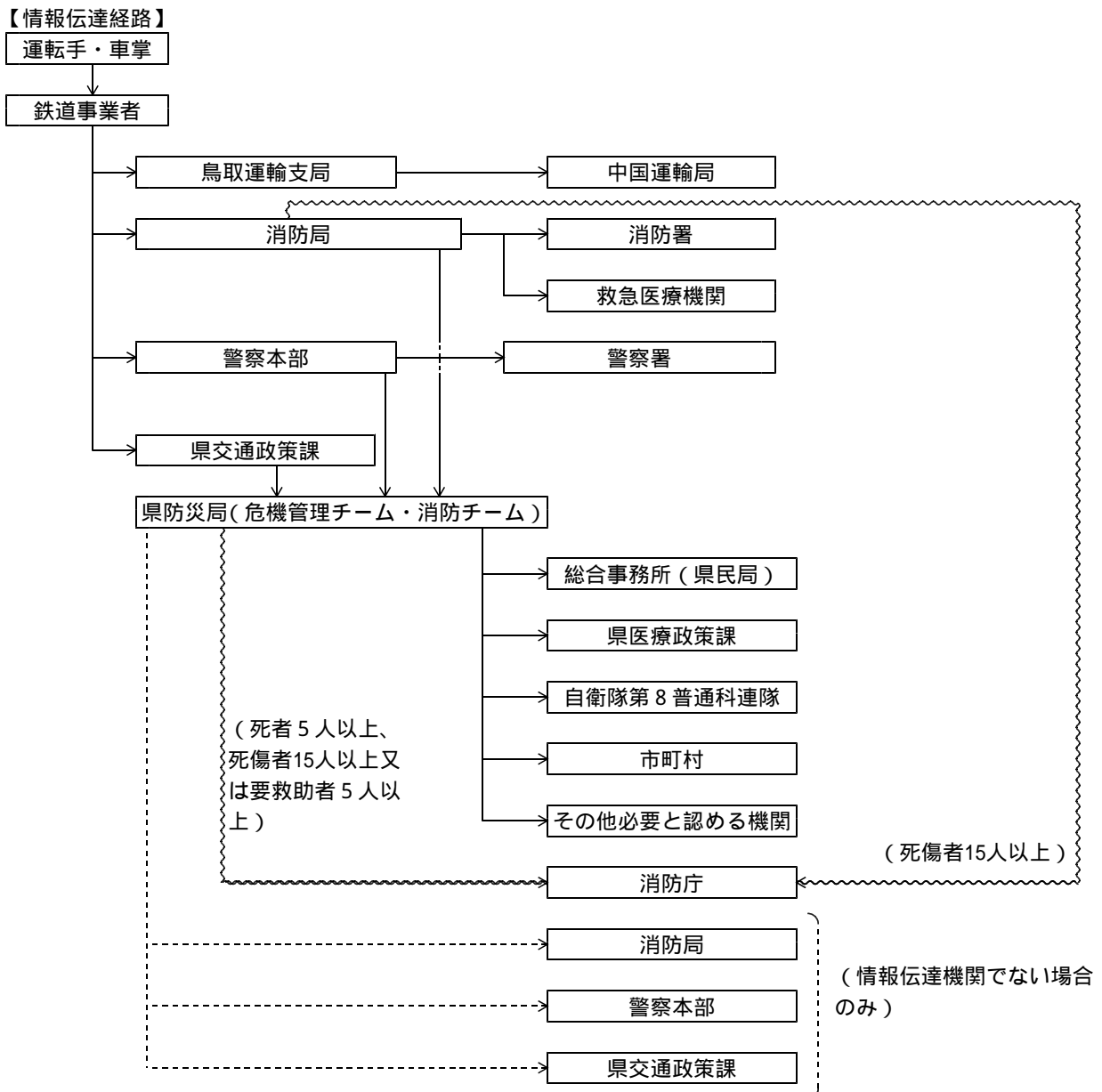
この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

- 1 鉄道車両の衝突、脱線、転覆等
- 2 鉄道施設（トンネル、橋りょう等）の損壊等による列車への被害
- 3 鉄道車両と自動車、歩行者との衝突等
- 4 鉄道車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

第3節 応急対策

1 災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。



2 落石に係る応急対策

- (1) 市町村、警察署、消防局等は、住民等から鉄道上の落石情報を入手した場合は、鉄道事業者に対し速やかに連絡するものとする。
- (2) 鉄道事業者は、(1)の連絡を受けた場合又は線路上の落石の情報を入手した場合、1の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する道路がある場合は、道路管理者への情報伝達に留意するものとする。
- (3) 鉄道事業者は、落石の情報を受け、鉄道上の落石の状況を確認し、運行の停止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。
- (4) 鉄道事業者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、1の連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

3 その他の応急対策

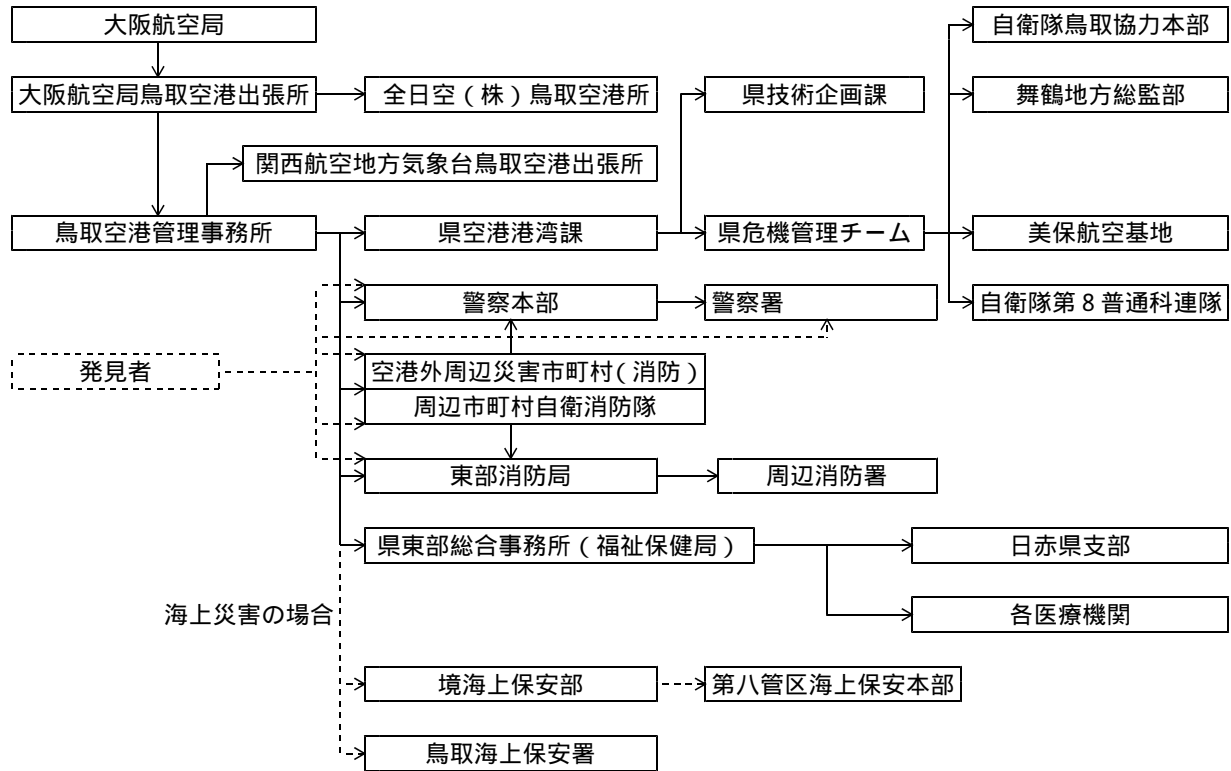
- (1) 関係列車の非常停止等
鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 交通規制及び立入禁止区域の設定
ア 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。
イ 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。
- (3) 広報活動
各鉄道事業者は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。
- (4) その他、各関係機関は、第1章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村内における鉄道災害発生情報の受信伝達
- 2 落石情報の鉄道事業者への連絡

イ その他の地域で発生した場合



- (2) 災害情報の連絡を受けた各関係機関は、各々の関係する他機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達する。
- (3) 情報の収集及び伝達は、既設又は臨時に架設する有線電話及び広報車等を活用して迅速に行う。

2 体制

(1) 県

県は、「鳥取空港災害対策緊急計画」に基づき、以下のとおり体制をとる。

ア 緊急一次体制

県（鳥取空港管理事務所）は、緊急一次体制を取り、関係機関への緊急連絡、鳥取空港消防救難隊の出動命令、情報収集等の初期対応を行う。

イ 鳥取空港災害対策現地本部の設置

県（県土整備部）は、緊急事態が発生し又はそのおそれがある場合、鳥取空港管理事務所内に鳥取空港災害対策現地本部を設置し、関係機関の活動について総合調整を行い、応急対策を実施するものとする。

ウ 現場調整所の設置

県（鳥取空港管理事務所）は、事故現場における諸活動を迅速かつ適確に行うため、事故現場の適切な場所に現場調整所を設置し、災害の状況等について鳥取空港災害対策現地本部と連絡調整を行う。

エ 鳥取空港以外の場所で航空機の墜落炎上等による災害が発生した場合は、鳥取県災害対策本部等の設置により対応する。

- (2) 市町村、消防局、警察本部、空港管理者、航空事業者、防災関係機関は、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の各機関の活動体制を確立する。

3 各機関による応急対策実施内容

(1) 県

ア 市町村、消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町村、消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。

イ 市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

ウ 市町村又は消防局から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(2) 鳥取空港管理事務所

ア 搭乗者及び負傷者の把握を行う。

イ 状況に応じ、空港利用者を避難させる。

ウ 航空機災害等に係る火災が発生したときは、鳥取空港消防救難隊に対し出動指令を行うとともに、空港内消防及び地元消防機関の協力を得て消防活動を実施する。

エ 航空機災害等により死傷者が発生したときは、地元医療機関の協力を得て救難救護の措置をとる。

(3) 鳥取市

- ア 県(鳥取空港管理事務所等)と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
- イ 必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所と等の設置又は手配を行う。
- エ 必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
- オ 応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。
- カ 災害の規模が大きく鳥取市のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。また、東部消防局、東部医師会の応援要請も行う。

(4) 警察本部(鳥取警察署)

- ア 県(鳥取空港管理事務所)と協力して、危険防止のための措置(交通規制、医療救護班の誘導等)を講ずる
- イ 鳥取市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、交通規制、立入制限、退去等を命ずる。この場合、その旨鳥取市へ通報する。

(5) 消防局(湖山消防署)

- ア 火災発生時の消火活動を実施する。
- イ 死傷者等発生の場合、救助活動及び医療機関への搬送を行う。

(6) 航空会社

- ア 航空機災害等の発生を知ったとき又は通報を受けたとき、県(鳥取空港管理事務所)及び関係機関に通報する。
- イ 航空機災害等が発生したとき、会社の「Emergency Response Manual」、「鳥取空港初期対応要領」、「鳥取空港災害対策緊急計画」により、対応を行う。
- ウ 搭乗者等の情報について、鳥取空港災害現地対策本部に伝達する。

(7) 医療機関(日赤鳥取県支部、県東部医師会等)

- ア 医療救護班の編成
- イ 医療救護活動の実施

(8) 空港内各機関

「鳥取空港災害対策緊急計画」に基づくところにより、消火及び救難活動を行う。

4 搭乗者情報の収集・提供方針

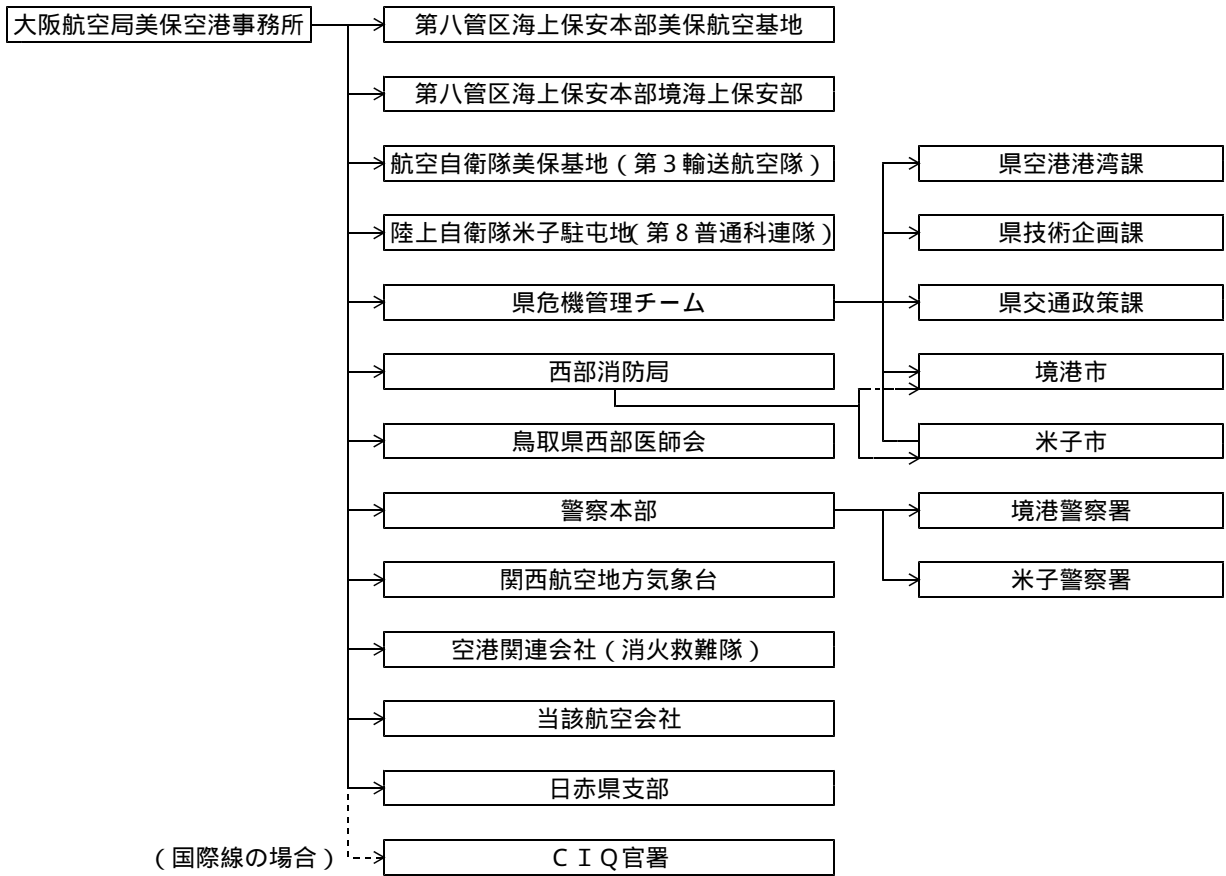
飛行機の搭乗者等に係る情報の収集及び提供については、第1章「大規模事故応急対策」によるものとするが、情報の収集に当たっては、航空事業者が鳥取空港現地災害対策本部に伝達した情報によるものとする。

第4節 美保飛行場に係る応急対策

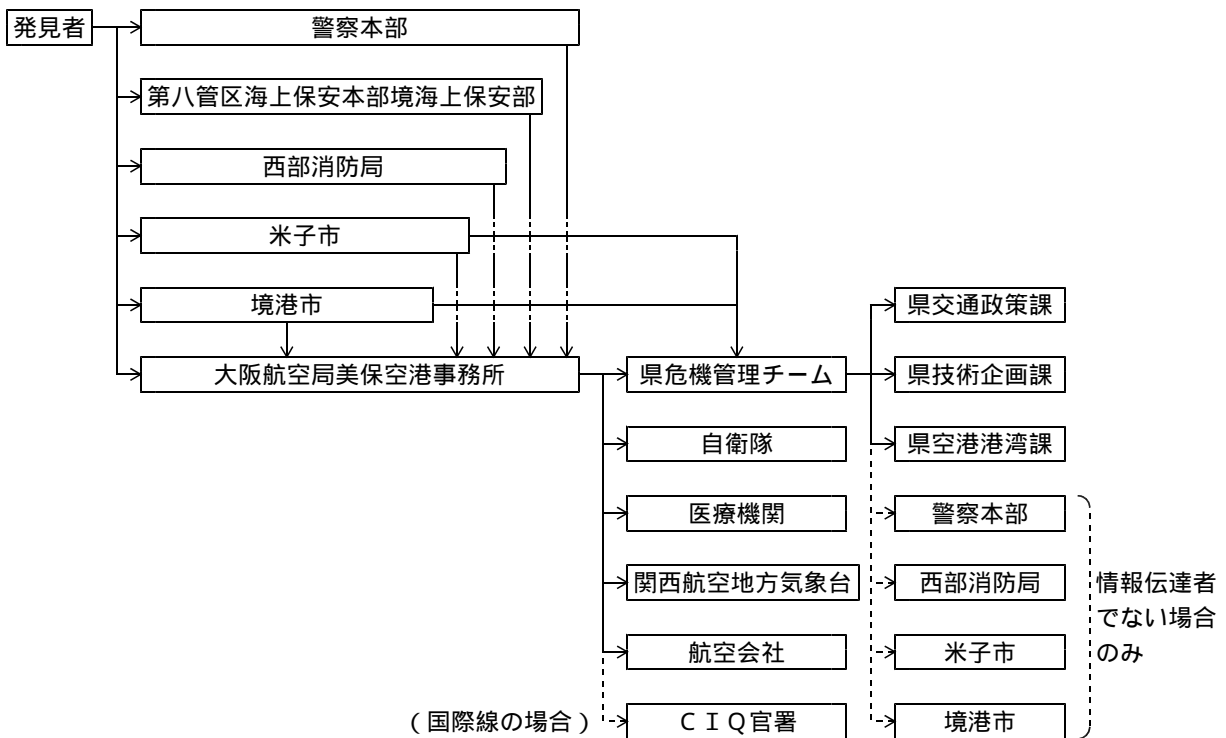
1 災害情報の連絡

(1) 美保飛行場に係る航空機災害等が発生した場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

ア 空港及びその周辺で発生した場合



イ その他の地域で発生した場合



(2) 災害情報の連絡を受けた各関係機関は、各々の関係する他機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達する。

(3) 情報の収集及び伝達は、既設又は臨時に架設する有線電話及び広報車等を活用して迅速に行う。

2 体制

- (1) 県、市町村、消防局、警察本部、空港管理者、航空事業者、防災関係機関は、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。
- (2) 体制の確立に当たっては、空港の官民の管理区分を考慮して適切な連携体制をとるものとする。

3 各機関による応急対策実施内容

- (1) 県
 - ア 市町村、消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町村、消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。
 - イ 市町村又は消防局から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。
- (2) 大阪航空局美保空港事務所
 - ア 搭乗者及び負傷者の把握
 - イ 状況に応じ、空港利用者を避難させる。
 - ウ 合同医療調整本部及び現場指揮所の設置
 - エ 自衛隊の災害派遣要請
- (3) 市町村（米子市、境港市）
 - ア 美保空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、警察本部と協力して一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
 - イ 必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
 - ウ 負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
 - エ 必要に応じ、被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
 - オ 応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。
 - カ 災害の規模が大きく市町村のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。
- (4) 警察本部（米子警察署、境港警察署）
 - ア 美保空港事務所と協力して、危険防止のための措置（交通規制、医療救護班の誘導等）を講ずる
 - イ 米子市又は境港市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、交通規制、立入制限、退去等を命令する。この場合、その旨米子市又は境港市へ通報する。
- (5) 西部消防局
 - ア 火災発生時の消火活動を実施する。
 - イ 死傷者等発生の場合、救助活動及び医療機関への搬送を行う。
- (6) 航空会社
 - ア 被災者及び関係者に対する水・食糧等の提供
 - イ 遺体の身元確認の手配
 - ウ 通訳の支援
 - エ 搭乗者等の情報の収集伝達
- (7) 医療機関（合同医療調整本部、県西部医師会、日赤鳥取県支部）
 - ア 医療救護班の編成
 - イ 医療救護活動の実施
- (8) 第八管区海上保安本部（境海上保安部、美保航空基地）
 - ア 海上における負傷者の救出、搬送
 - イ 事故現場周辺海域の警戒警備
 - ウ 海上における行方不明者の搜索
- (9) 空港内各機関

美保空港消火救難隊の一員としての消火及び救難活動

第5節 その他の応急対策

1 救出救助活動

- (1) 実施機関

市町村、鳥取空港管理事務所、美保空港事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日赤鳥取県支部等）
- (2) 航空機災害等が発生し、乗客等の救出を要する場合、実施機関は協議に基づく手順により救出に必要な器材を投入し救出活動を実施する。（第1章「大規模事故応急対策」参照。）

2 消火活動

- (1) 空港内及びその周辺において航空機災害等が発生した場合は、別途定めるところにより空港消火救援組織が他の消防機関とも連携して消火活動を実施する。
- (2) (1)以外の地域において航空機災害等が発生した場合は、消防機関が消火活動を実施する。
- (3) 消防機関等で対処が困難なときは他機関の応援を求めるものとする。

3 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。(第1章「大規模事故応急対策」参照。)

4 広報

航空機災害等が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策に対する協力を求めるため、報道機関への記者資料提供、記者会見その他の手段により地域住民に対して広報を行う。

5 その他、各関係機関は、第1章「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 航空機災害情報の受信伝達(鳥取市、米子市、境港市のみ)
- 2 航空機災害発生時の市町村の体制(鳥取市、米子市、境港市のみ)
- 3 航空機災害発生時の市町村が実施する応急対策(鳥取市、米子市、境港市のみ)
 - (1) 救助及び消火
 - (2) 負傷者等の救護
 - (3) 被災者等へ食糧及び飲料水等の提供
 - (4) 資機材の確保
 - (5) 県及び他市町村への応援要請

第5章 海上災害応急対策

(第八管区海上保安本部、県防災局、県農林水産部、警察本部)

第1節 目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 想定される海上災害

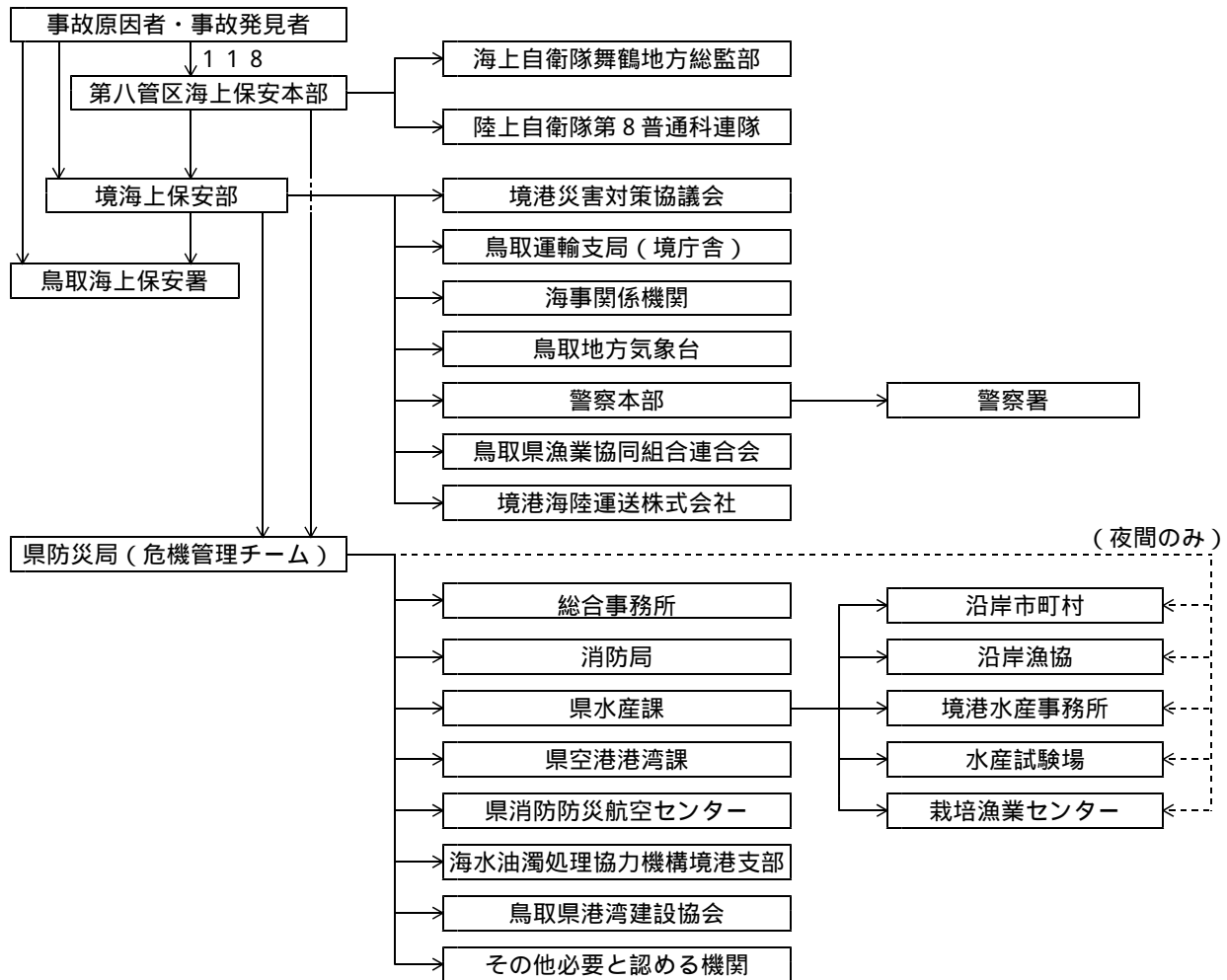
この計画で想定する海上災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

- 1 船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、船舶の故障等による海難
- 2 船舶からの海域への油、危険物質等の流出
- 3 船舶以外からの海域への油、危険物質等の流出

第3節 応急対策

1 災害情報の連絡

海上災害が発生した場合の関係機関への伝達系統は、次のとおりとする。



2 活動体制の確立

機関	実施項目
1 第八管区海上保安本部	海上災害発生時には、第一次的には原因者たる事業者が対策を行うが、被害を最小限に抑えるため、管区海上保安本部(部署、航空基地)においては次の対策を講ずるものとする。 (1) 情報の収集及び関係機関への伝達 (2) 危険物保安措置、火気使用の制限禁止及び災害現場付近の立入制限 (3) 海上における遭難者の捜索・救助・搬送等 (4) 航行船舶への事故情報の周知連絡

機関	実施項目
1 第八管区海上保安本部	(5) 船舶火災発生時における消火活動 (6) 応援医師並びに緊急物資等の海上輸送 (7) 海上災害防止センターへの1号業務指示 (8) 関係機関への応援協力要請
2 県	(1) 活動体制(情報収集体制)の確立 (2) 的確な情報の収集 (3) 速やかな関係機関への情報伝達 (4) 住民への広報・周知 (5) 消防防災ヘリでの情報収集・救助救出活動等
3 市町村	(1) 活動体制(情報収集体制)の確立 (2) 的確な情報の収集 (3) 速やかな関係機関への情報伝達 (4) 住民への広報・周知
4 警察本部	(1) 活動体制(情報収集体制)の確立 (2) 的確な情報の収集 (3) 速やかな関係機関への情報伝達 (4) 住民への広報・周知 (5) 県警ヘリでの情報収集・救助救出活動等(沿岸部のみ)
5 消防局	(1) 活動体制(情報収集体制)の確立 (2) 的確な情報の収集 (3) 速やかな関係機関への情報伝達 (4) 住民への広報・周知 (5) 多数の負傷者が発生した場合の医療救護(応急手当、搬送) (6) 湾内に係留されている船舶の火災に対する消火活動等
6 その他防災関係機関	その他関係団体及び事業者等においては、上記機関の指示に従うとともに、依頼があった場合には積極的な協力の実施に努めるものとする。

3 大規模油流出時の応急対策

- (1) 大規模な油流出事故が発生し、又は海岸等への漂着があった場合の防除活動については、第一義的には海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条第1項、第2項に規定する者(船長、施設管理者、船舶所有者)が実施するが、必要に応じそれぞれの災害対策実施機関が行うものとする。
- (2) 流出油の除去については海上で行うことが最良であるため、災害対策機関は海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を可能な限り回避するよう努めるものとする。
- (3) 関係機関の応急対策

機関	実施項目
1 山陰沖排出油等防除協議会	(1) 連絡調整本部の設置及び調整員の参集 (2) 会員(防災関係機関)への出動要請 (3) 防除活動に必要な情報の収集及び提供 (4) 会員が行う防除活動の調整
2 第八管区海上保安本部(境海上保安本部、鳥取海上保安署、美保航空基地)	(1) 的確な情報の収集、関係機関への通報及び的確な情報の伝達 (2) 一般船舶、漁船等に対する事故情報等の周知連絡 (3) 海上浮流油の応急防除及び資機材の確保、運搬並びに防除措置の協力要請 (4) 一般船舶の安全確保並びに船舶交通の規制
3 県	(1) 的確な情報の収集 (2) 関係機関へ災害状況の伝達 (3) 漂着油等の防除活動 (4) 水質、底質などの環境影響評価の実施 (5) 必要に応じ、関係機関、関係団体及び他の地方公共団体への応援要請
4 市町村	(1) 住民に対する災害状況の周知 (2) 漁業者への船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等適切な指示 (3) 沿岸地先海・水面の監視警戒及び必要に応じ警察・消防機関への出動依頼 (4) 漂着油等の防除活動 (5) 災害状況の関係機関への報告

機関	実施項目
5 警察本部	(1) 被害状況その他の災害情報の収集と報告連絡 (2) 周辺の交通規制及び交通整理 (3) その他必要な措置
6 消防局	(1) 船舶等の火災発生時における消火活動 (2) 被害状況の情報収集 (3) 火災危険がある漂着物に係る火災警戒区域の設定等 (4) その他必要な措置
7 関係団体、企業等(施設管理者、船舶所有者等)	(1) 自衛措置及び防災関係機関の指示に基づく適切な応急措置 (2) 協力依頼があった場合の積極的な協力の実施

(4) ボランティアの受入れ(漂着油回収作業)

海岸への漂着油の回収作業の実施については相当な人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。県、市町村は、県及び市町村の社会福祉協議会と連携して、生活ボランティアの希望者の活用を検討する。(災害応急対策編(共通)第10部第2章「ボランティアとの協働」参照。)

(5) 回収油の処分

ア 海上及び沿岸で回収された油については、原則、事故原因者及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が収集及び運搬を行い、廃棄物処分業者と契約を締結する等により処分を行う。

イ 少量の油であって原因が不明な場合においては、回収者が処分する。

(6) 事後の監視体制の確立

防災関係機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間の時間を要するため、大気、水質、動植物等への影響調査を密に実施し、講じた措置の効果について確認するものとする。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

4 危険物質等の流出時の応急対策

ア 県、沿岸市町村、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、海上に大量の危険物質等が流出したときは、前節に準じ、危険物質等の拡散の防止、回収及び処理等の防除措置を講ずるものとする。

イ 危険物質等の防除作業は、流出した危険物等の種類及び性状、拡散状況、気象等によりその手法が異なるので、留意するものとする。

5 広報活動

(1) 関係機関の広報活動

県、市町村、県警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

(2) 広報項目

ア 県、市町村の措置状況

イ 流出油の漂流、漂着等の状況(市町村・区別別)

ウ 応急対策の実施状況(出勤人員(行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分)、流出油の回収量、作業地域、主な使用機材、作業工程及び日程等)

エ 回収した油の搬出作業状況

オ 環境影響等に関する調査した実施結果

カ その他必要と認められる事項

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 海上災害発生時の活動及び情報収集体制
- 2 漂着油回収に係るボランティアの募集及び受入

第6章 危険物等災害応急対策

(県防災局、県福祉保健部、警察本部、消防局、関係団体、事業者)

第1節 目的

この計画は、危険物等による災害が発生した場合において、応急的に実施する事故措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐとともに、事故の再発防止を図ることを目的とする。

第2節 想定される危険物等災害

この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

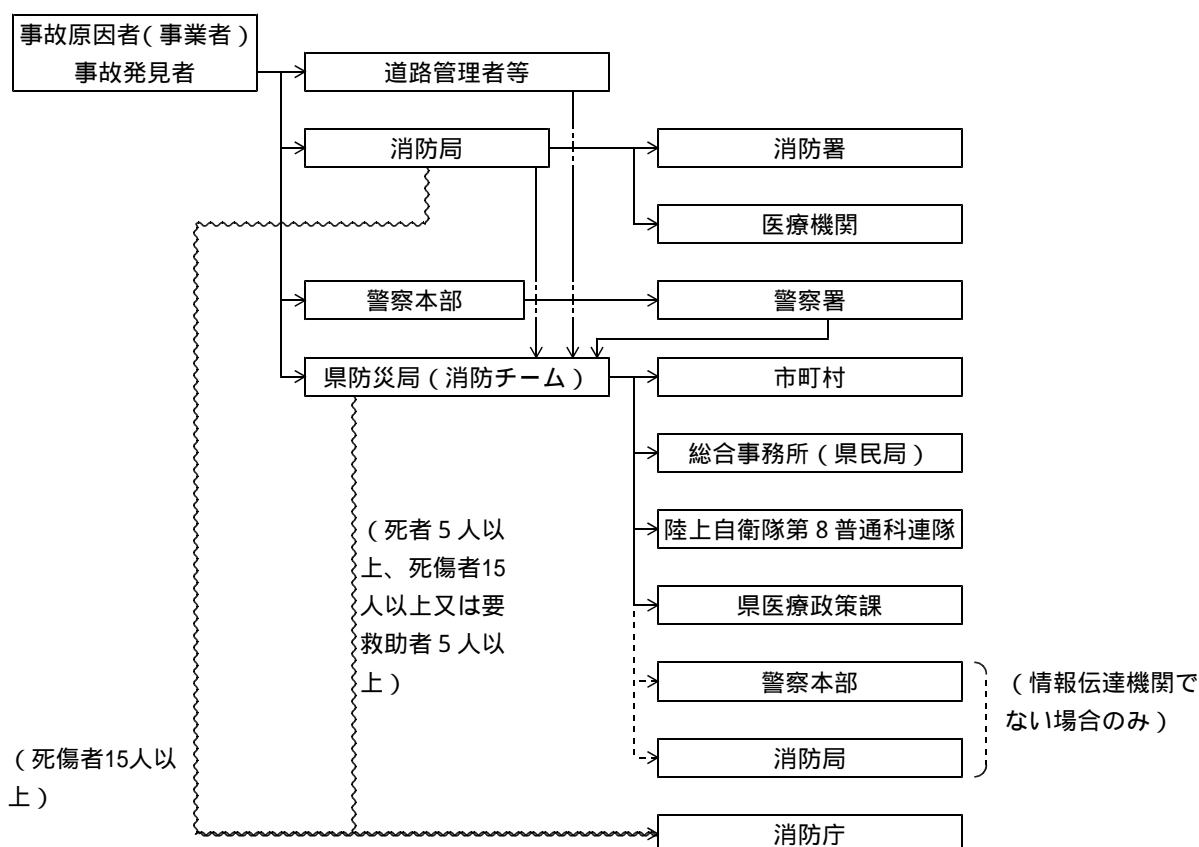
- 1 危険物（消防法第2条第1項）の漏えい・流出、火災及び爆発
- 2 高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）、液化石油ガス（液石法第2条）の漏えい・流出、火災及び爆発
- 3 火薬類（火薬類取締法第2条第1項）の火災及び爆発
- 4 毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条第1項、第2項）の漏えい、飛散、流出等

第3節 危険物事故災害対策

1 危険物に係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 施設の所有者及び管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに、警察本部、消防局、関係機関へ通報し、緊密な連携の確保に努める。

ウ 消防局は、災害発生について、火災・災害等即報要領に基づき、県へ速やかに通報する。

エ 県（防災局）は、災害発生について火災・災害等即報要領に基づき国へ速やかに通報し、また、国から受けた情報を関係消防局、関係市町村、関係機関等へ連絡する。

オ 県、警察本部、消防局、危険物取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

カ 河川に係るものにあつては、各河川水質汚濁防止協議会の連絡系統図を参照する。

キ 県、市町村、警察本部、消防局、及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照。）

(2) 災害応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

(ア) 発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

イ 県の措置

関係機関との連絡調整を行うとともに、市町村、消防局から必要資機材の確保等について応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

ウ 消防局の措置

(ア) 事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ) 危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

(ウ) 前項の緊急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置をとらせるものとする。

(エ) 事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

エ 警察の措置

(ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

(イ) 県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

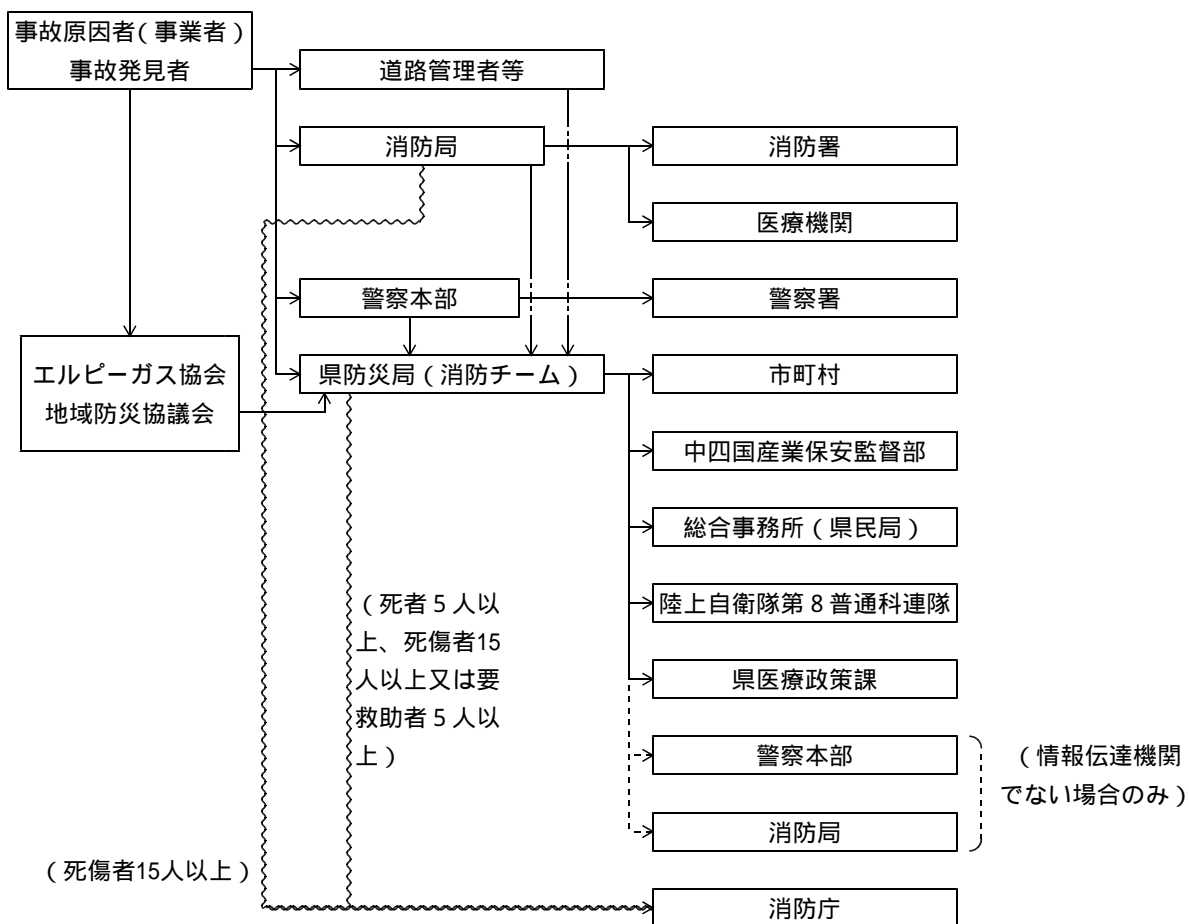
(ウ) 市町村長からの要求があった場合には、災害対策基本法第59条に基づき、災害を拡大させるおそれがある認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

第4節 高圧ガス事故災害対策

1 高圧ガスに係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 高圧ガスに係る事故、災害を起こした者又は発見者は、すみやかに県又は消防機関又は警察に通報する。
 ウ 県は、高圧ガス保安法に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ 県、警察本部、消防局及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

オ 県、市町村、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。(第1章「大規模事故応急対策」参照。)

(2) 災害応急措置

ア 事業者の措置

(ア) 製造、消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費作業を中止し、製造又は消費のための設備内にあるガスについて、危険因子の排除を行う。

(イ) 貯蔵施設、販売所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスについて、危険因子の排除を行う。

(ウ) その他、第3節1(2)アの措置に準ずる。

イ 県の措置

県は、次の場合で災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

(ア) 事故により、火災、ガスの大量漏えい等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測されるとき

(イ) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

(ウ) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれ極めて大きいとき

ウ 鳥取県エルピーガス協会、鳥取県地域防災協議会、鳥取県一般高圧ガス保安協議会の措置

(ア) 事業者より災害の通報を受けたときは、速やかに県、消防局、警察及び関係団体へ連絡し、緊密な連携に努めるものとする。

(イ) 関係機関、防災事業所と連携し、ガスの性状にあわせた応急措置に努めるものとする。

エ 消防局の措置

事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

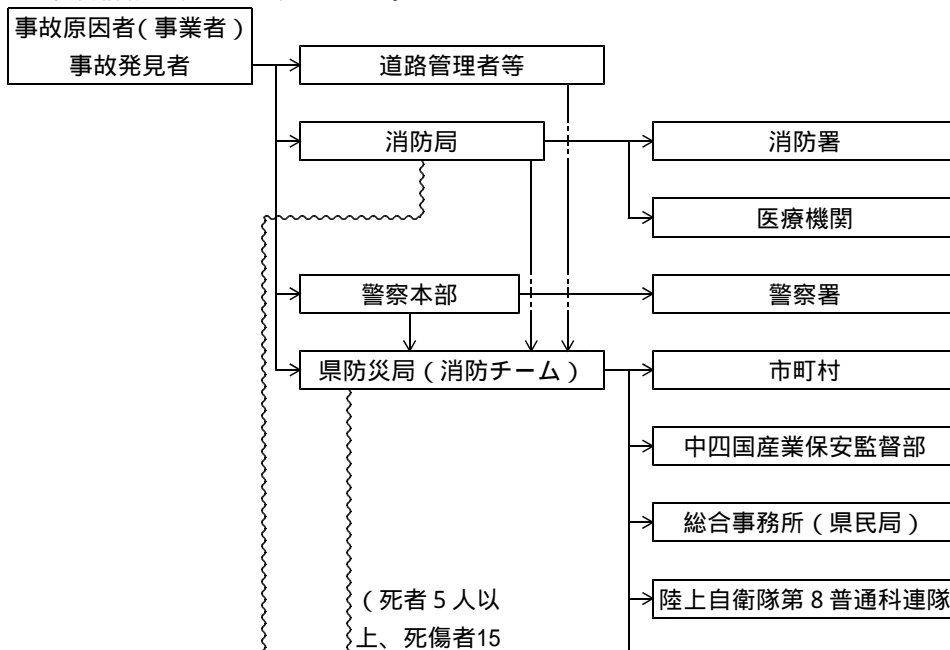
オ 警察の措置

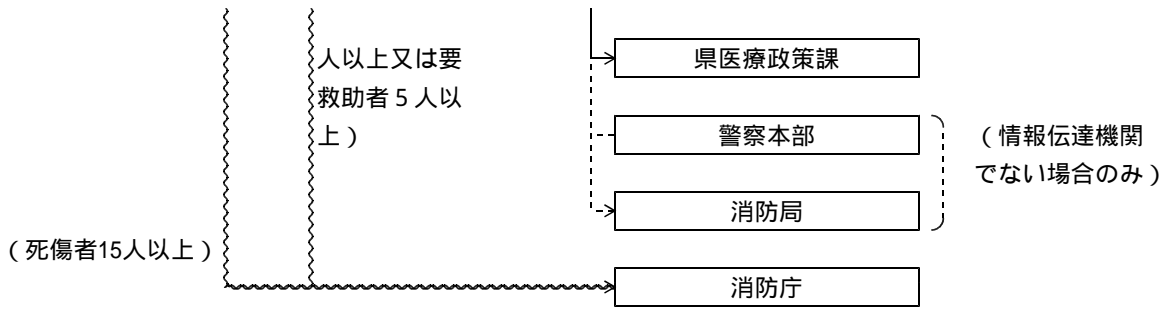
第3節1(2)エの措置に準ずる。

2 液化石油ガスに係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。





イ 保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を県又は警察官に届け出なければならない。

ウ 県、警察本部、消防局、液化石油ガス取扱事業者及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

エ 県は、事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

オ なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本章において、以下「液化石油ガス法」という）に関する事故が不明な場合についても、液化石油ガス法に関するものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に関する事故として対応するものとする。

カ 県、市町村、警察本部、消防局及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（第1章「大規模事故応急対策」参照。）

(2) 災害応急措置

ア ガス消費者の措置

(ア) ガス漏れ事故等を覚知したときは、ガスの消費を中止するなどし、ガス販売事業者、保安機関又は消防機関に通報する。

(イ) ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス販売事業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

イ ガス販売事業者の措置

(ア) ガス消費者等から通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

(イ) ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

ウ 保安機関の措置

ガス漏れ事故等を覚知したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

エ 鳥取県エルピーガス協会、鳥取県地域防災協議会の措置

(ア) ガス漏れ事故等を覚知したときは、関係団体と緊密な連携に努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、応急措置を講ずべき傘下会員、防災事業所へ連絡し、応急対応を要請するものとする。

(ウ) 必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

オ 県の措置

(ア) 必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ) 県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するための対策を検討し、実施するものとする。

(ウ) 県は、法令違反の有無及び自己の責任の所在を調査するものとする。

カ 消防局の措置

(ア) ガス漏れ事故等が発生したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(イ) 状況に応じ、関係機関と連絡をとりながら、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気制限等を講じ被害の拡大防止に努めるものとする。

(ウ) 共同住宅における事故の場合には、同じ住宅の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行うものとする。

キ 警察の措置

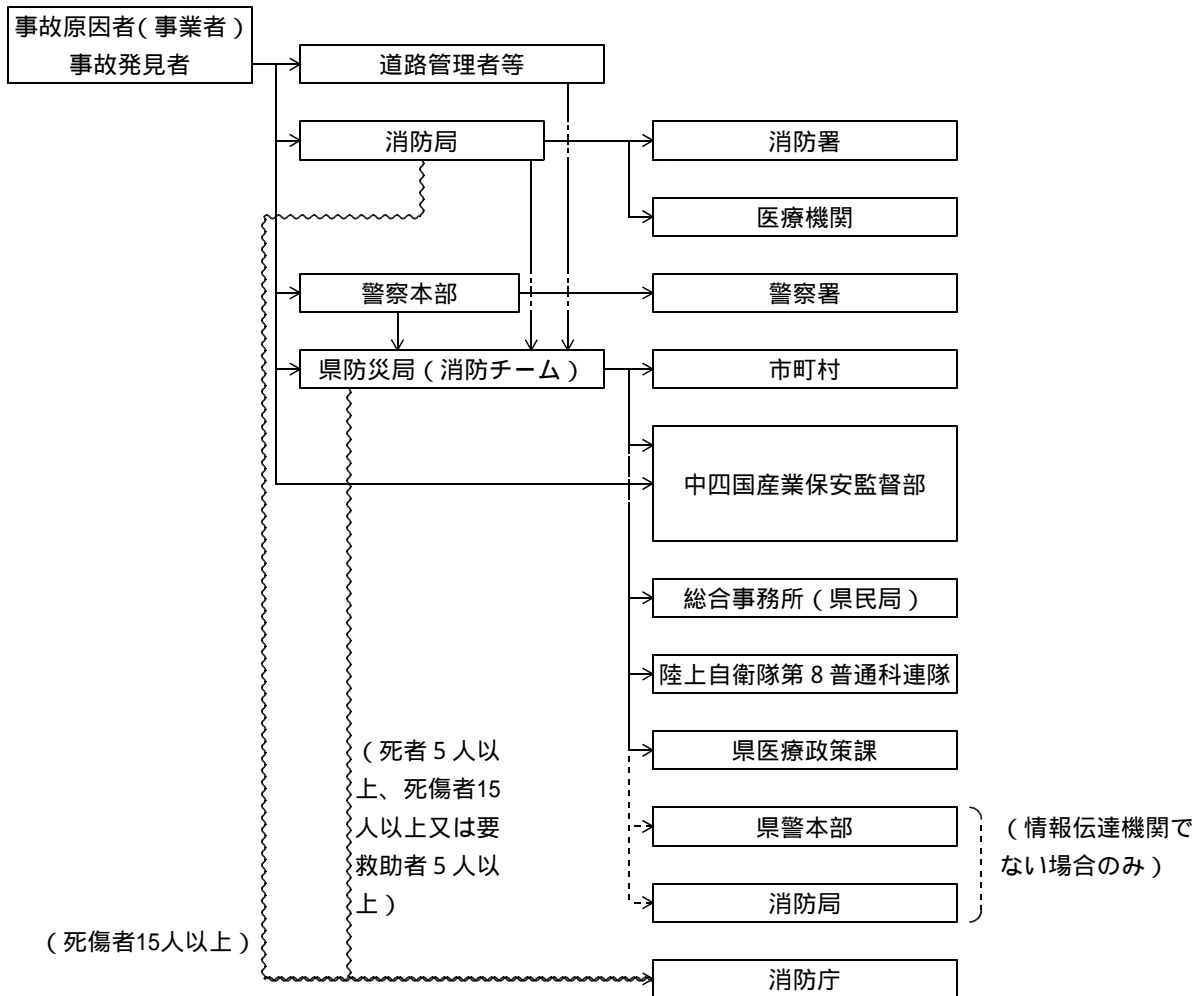
(ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害の拡大の防止等の措置を講ずる。

(イ) 県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

3 ガス事業、簡易ガス事業に係る応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 鳥取ガス、米子瓦斯、簡易ガス事業者、国、県、警察本部、消防局、警察署及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

(2) 災害応急措置

ア ガス事業者の措置

(ア) 事故の状況、内容により警察本部、消防署、関係官庁への連絡、通報し、協力、指示を求めるものとする。

(イ) あらかじめ確立しておいた出動体制、連絡体制及び資材機材により、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

(ウ) 供給を停止する場合には、供給先へ周知徹底を図り二次災害の防止に努める。

(エ) 供給停止後は、早期に供給を再開できるよう努める。

イ 簡易ガス事業者の措置

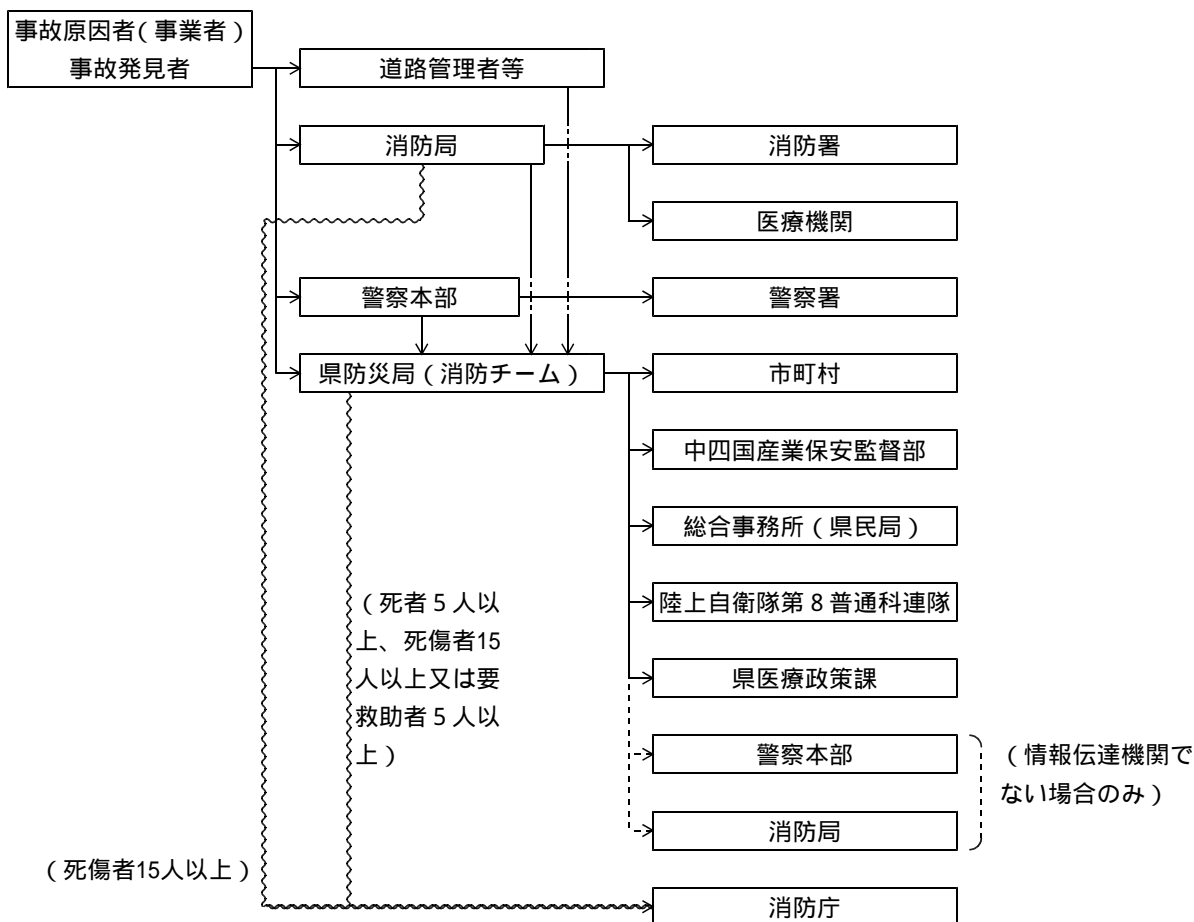
ガス事業者に準じた措置をとるものとする。

第5節 火薬類事故災害対策

1 応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 県、警察本部、消防局、火薬取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ 県は、火薬類取締法の適用を受ける火薬類に関する事故が発生したことを覚知したときは、速やかに中国四国産業保安監督部へ電話等により連絡するものとする。

エ 県、市町村、消防局、県警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。(第1章「大規模事故応急対策」参照。)

(2) 災害応急措置

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

(ア) 発生した事故について、直ちに、引き続き爆発の可能性の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

(イ) 事故の状況に応じて、付近住民の避難の警告を行う。

イ 県の措置

県は、次の場合で災害発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要を認めるときは、火薬類取締法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

(ア) 事故が再発するおそれがあるとき

(イ) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続ないし再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

(ウ) 事故の原因となった状況が当該事業所内の他の同種施設にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

ウ 消防局の措置

速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

エ 警察の措置

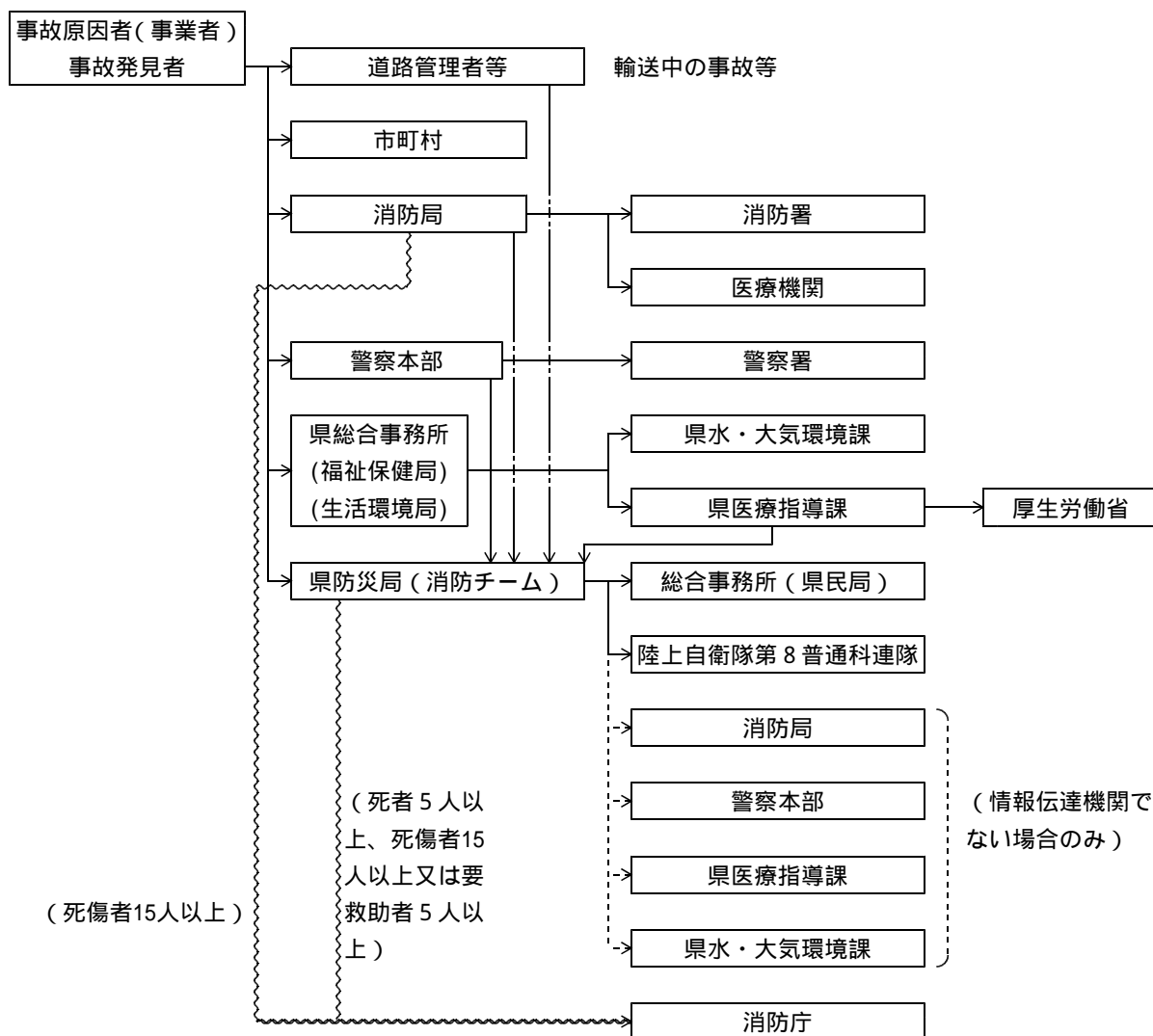
- (ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。
- (イ) 県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

第6節 毒物・劇物事故災害対策

1 応急対策

(1) 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア 被害情報の系統は以下のとおり。



イ 県、警察本部、消防局、毒物・劇物業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

ウ 県、市町村、警察本部、消防局及び毒物・劇物業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。(第1章「大規模事故応急対策」参照。)

(2) 災害応急措置

ア 毒物・劇物業者の措置

- (ア) 毒物及び劇物取締法に基づき、保健所、警察本部又は消防機関に直ちに届け出るとともに、保険衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
- (イ) 毒劇物の中和等に必要な資材を備蓄する。

イ 県又は市町村の措置

- (ア) 県は、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- (イ) 県は、毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物業者に対して指示する。また、必要に応じて自ら実施する。

- (ウ) 県又は市町村は、中和剤等の資材が不足する場合には、その収集あっせんを行う。
- (エ) 県及び市町村は、毒物・劇物の漏えいの形態に応じて、水源等の周辺環境への毒物・劇物の影響について調査を行う。
- ウ 消防局の措置
 - 速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講じるものとする。
- エ 警察の措置
 - (ア) 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。
 - (イ) 県、市町村、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

第7節 その他の毒性物質による事故災害対策

硫化水素等の毒物・劇物には該当しない毒性物質が発生・漏洩し、住民の避難を要する場合、関係機関は当面次のとおり対応するものとする。

1 各機関の役割

機関等	役割	備考
警察本部	二次災害の防止、捜査	
消防局	救急活動、消防活動、避難誘導、二次災害の防止等	
市町村	避難誘導、避難所の開設運営、安否確認、避難者の健康管理	
県	総合調整、市町村の支援、資機材の確保	
その他	資機材（中和剤）の確保、県民の協力	

2 実施要領

- (1) 情報の共有
 - ア 住民に提供する情報について事前に検討し共有
 - イ 現地で共有する情報のうち保全すべきものに関する認識の共有
- (2) 避難者対応
 - ア 周辺住民の避難誘導
 - イ 状況に応じて避難所の開設と運営
 - ウ 将来予測と情報の提供（安心感の付与）
 - エ 健康管理
- (3) 現地調整
 - ア 現地調整所の設置と運営（基本的に市町村）
 - イ 警察本部、消防、自治体職員のパシ遣
 - ウ 情報の共有と活動調整
- (4) 現場活動
 - ア 立入禁止区域の設定
 - イ 二次災害の防止
 - ウ 活動者の安全の確保・確認
 - エ 物質への対処に当たり専門家の情報を共有
- (5) 広報
 - ア 現地調整所を設置した場合のスポークスマンの設置
 - イ 情報の一元的かつ積極的な提供

第8節 その他住民等の安全の確保に係る応急対策

1 避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。（第1章「大規模事故応急対策」参照。）

2 交通規制及び立入禁止区域の設定

- (1) 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。
- (2) 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

3 消火活動

消火に当たっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。（第1章「大規模事故応急対策」参照。）

4 救出救助活動

警察本部は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により広域緊急援助隊等を直ちに出勤させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。(第1章「大規模事故応急対策」参照。)

5 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。(第1章「大規模事故応急対策」参照。)

6 広報活動

(1) 関係機関の広報活動

県、市町村、警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。(災害応急対策編第3部第4章「災害広報・広聴」参照。)

(2) 広報項目

ア 県、市町村、関係機関の措置状況	イ 保管物質の種類・周辺への危険性
ウ 応急対策の実施状況(出勤人員、作業工程及び日程 等)	エ 環境影響等に関する調査した実施結果
オ その他必要と認められる事項	

7 調査検討

県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当事者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 危険物等の種類に応じた災害発生時の情報伝達体制及び活動体制

- (1) 危険物
- (2) 液化石油ガス
- (3) 高圧ガス
- (4) 火薬類
- (5) 毒物・劇物
- (6) その他の毒性物質

原子力災害対策編

第1部	災害予防計画	P 3 9 1
第2部	災害応急対策計画	P 4 1 2

原子力災害対策編

第1部

災害予防計画

第1章 総則

(県防災局、市町村、日本原子力研究開発機構、中国電力)

第1節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

鳥取県地域防災計画原子力災害対策編の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(昭和55年6月策定、以下「防災指針」という。)を尊重する。

【関連する指針・マニュアル等】

- ・日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター原子力事業者防災計画(独立行政法人日本原子力研究開発機構)
- ・島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画(中国電力株式会社)
- ・上齋原緊急事態応急対策拠点施設運営要領(原子力安全・保安院上齋原原子力保安検査官事務所)
- ・災害時の医療救護マニュアル(鳥取県)
- ・鳥取県N B C R災害対処現地関係機関連携指針(鳥取県N B C R災害対処現地関係機関連絡会議)

第2節 原子力事業者等の概要

1 独立行政法人日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター)

(1) 事業所等の概要

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		
事業所名	人形峠環境技術センター		
所在地	岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550		
原子力施設名及び事業内容	ウラン濃縮原型プラント(加工施設、使用施設)	遠心分離法によるウラン濃縮〔滞留ウランの除去等〕	
	製錬転換施設(使用施設)	廃止措置を実施中	
	上記施設及び濃縮工学施設、廃棄物処理施設(使用施設)	施設解体技術の開発、ウラン廃棄物処理技術の開発	

(2) 今後の予定等

人形峠環境技術センターでは、ウランの探鉱・採鉱・製錬・転換・濃縮の技術開発を進めていたが、その成果の一部を民間の事業主体に引き継ぎその役割を達成したため、現在は、技術開発に使用してきた施設や設備の維持・解体を進めている。

製錬転換施設は廃止措置の一環として、平成20年度から23年度を目途として、設備の解体を進めている。また、ウラン濃縮原型プラントは滞留ウランの回収作業を進めるとともに、濃縮工学施設においては、機微情報の消滅処理、放射性廃棄物の低減化に向けた処理技術の開発を行っている。

2 中国電力株式会社(島根原子力発電所)

(1) 施設等の概要

事業者名	中国電力株式会社		
発電所名	島根原子力発電所		
所在地	島根県松江市鹿島町片匂654 - 1		
発電機出力及び原子炉型式	1号機	46万kW	沸とう水型軽水炉
	2号機	82万kW	沸とう水型軽水炉

(2) 今後の予定等

現在3号機の増設が計画されており、平成17年12月に着工されている。

(増設計画概要)

名称	島根原子力発電所3号機		
設置場所	島根県松江市鹿島町片匂654 - 1		
敷地面積	約192万平方メートル		
出力	137.3万kW		
原子炉の型式	改良型沸とう水型軽水炉(A B W R)		
燃料の種類	低濃縮ウラン		
冷却水量	毎秒95立方メートル		
取水方式	深層取水		
放水方式	水中放水		
建設工程	着手 平成12年9月(電源開発調整審議会上程 平成12年8月) 着工 平成17年12月 営業運転開始 平成23年12月予定		

また、現在2号機において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）の利用が計画されている。
（プルサーマル計画概要）

項目	島根原子力発電所2号機
申請年月日	平成18年10月23日
定格電気出力	82.0万kW
燃料集合体の数	560体 うちMOX燃料の数（最大）228体 MOX燃料の重量割合 約1/3以下
MOX燃料	プルトニウム含有率(ペレット) 10wt% ¹ 以下 核分裂性プルトニウム富化度(ペレット) 6wt%以下 (燃料集合体平均ウラン235濃縮度 約3.0wt%相当以下) 燃料集合体最高燃焼度 40,000MWd/t ²

1 質量（重量）百分率を表す単位。

2 ウランおよびプルトニウム1トン（t）当たりどれだけのエネルギーを取り出したかを示す指標であり、1MWのエネルギーを1日（d）出し続けた場合のエネルギーを1MWd/tと表す。

第3節 用語の意義等

原子力災害対策編における用語の意義等は、次のとおりである。

用語	意義
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
原子力事業者	独立行政法人日本原子力研究開発機構及び中国電力株式会社をいう。（原災法第2条。ただし、核燃料物質等の事業所外運輸に関する原子力事業者は除く。）
原子力事業所	人形峠環境技術センター及び島根原子力発電所をいう。
原子力防災専門官	原子力事業者が実施する災害予防の対策の指導・助言、特定事象発生時の情報収集、地方公共団体への助言等を行う。（原災法第30条）
原子力防災管理者	原子力事業者で特定事象発生時の通報など原子力防災組織を統括する者をいう。（原災法第9条）
オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）	原子力施設の原子力災害等に関する緊急事態応急対策の拠点となる施設をいう。（原災法第12条）
上齋原オフサイトセンター	人形峠環境技術センターに係るオフサイトセンターをいう。（鏡野町（上齋原振興センター）に設置）
島根県原子力防災センター	島根原子力発電所に係るオフサイトセンターをいう。（松江市に設置）
特定事象	原子力防災管理者に通報が義務づけられている事象をいう。（原災法第10条）
現地事故対策連絡会議	特定事象の通報を受け、国（安全規制担当省庁）、県等関係機関で対策を協議するための連絡会議をいう。
原子力緊急事態	特定事象の通報を受け、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう。（原災法第15条）
合同対策協議会	原子力緊急事態宣言があったとき、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため組織する「原子力災害合同対策協議会」をいう。（原災法第23条）
SPEEDIネットワークシステム	緊急時に迅速に放射能の影響予測を行うためのネットワークシステムである。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

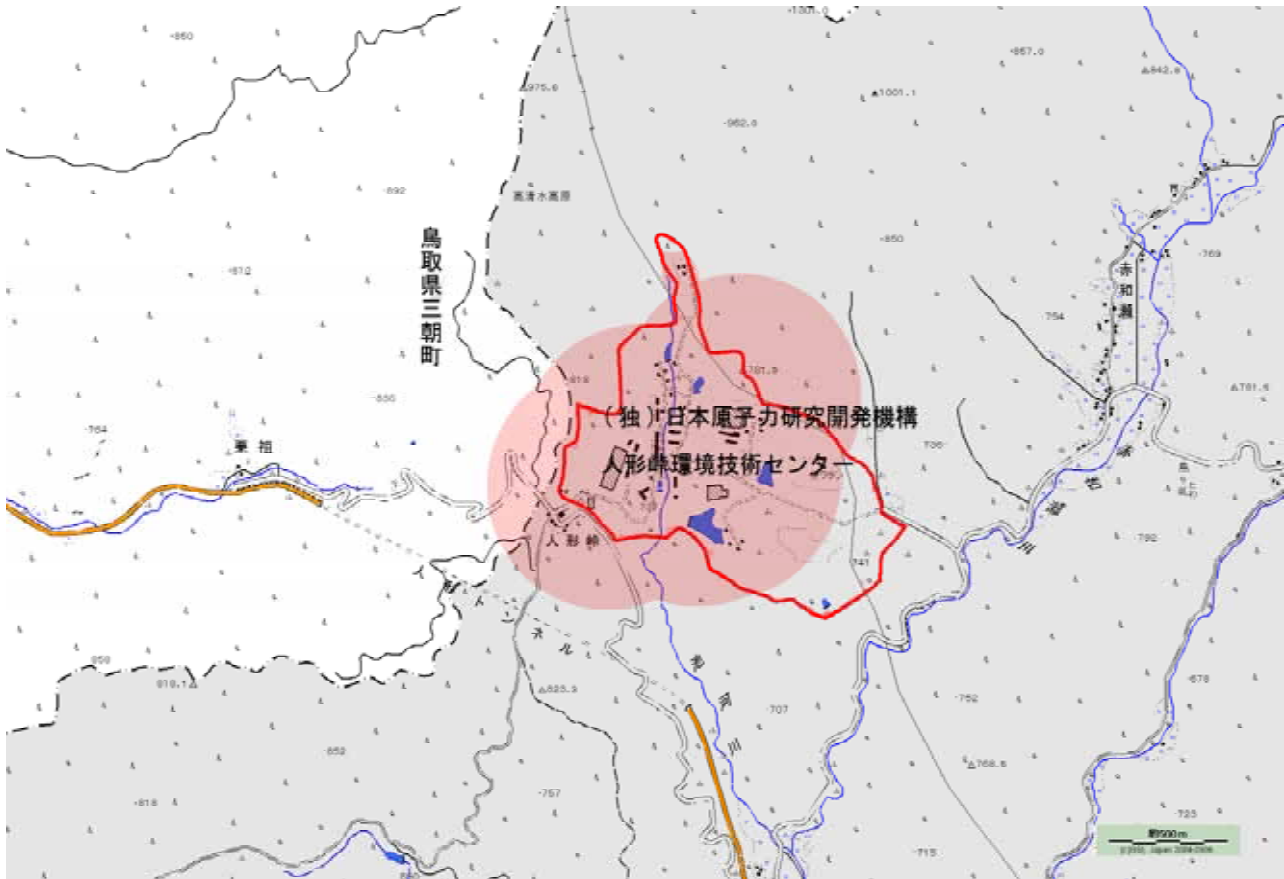
第2章 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

(県防災局、市町村、日本原子力研究開発機構、中国電力)

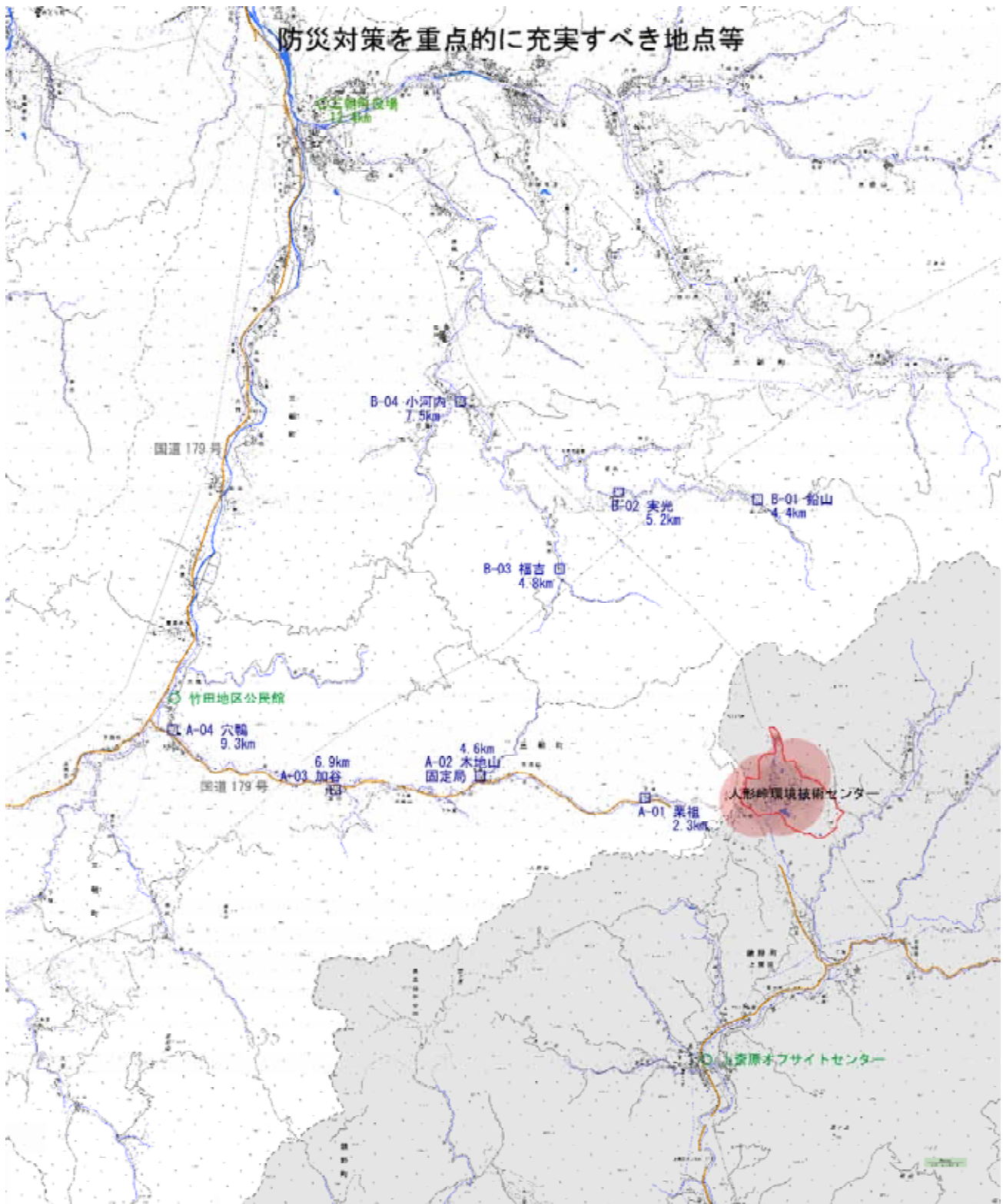
第1節 人形峠環境技術センターに係る防災対策を重点的に充実すべき地域等

独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(以下「人形峠環境技術センター」という。)に係る防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定など、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(Emergency Planning Zone、以下「EPZ」という。)」のめやすに基づき、概ね半径500メートルの範囲(下表)とする。

防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲
三朝町	竹田地区の別図に示す範囲

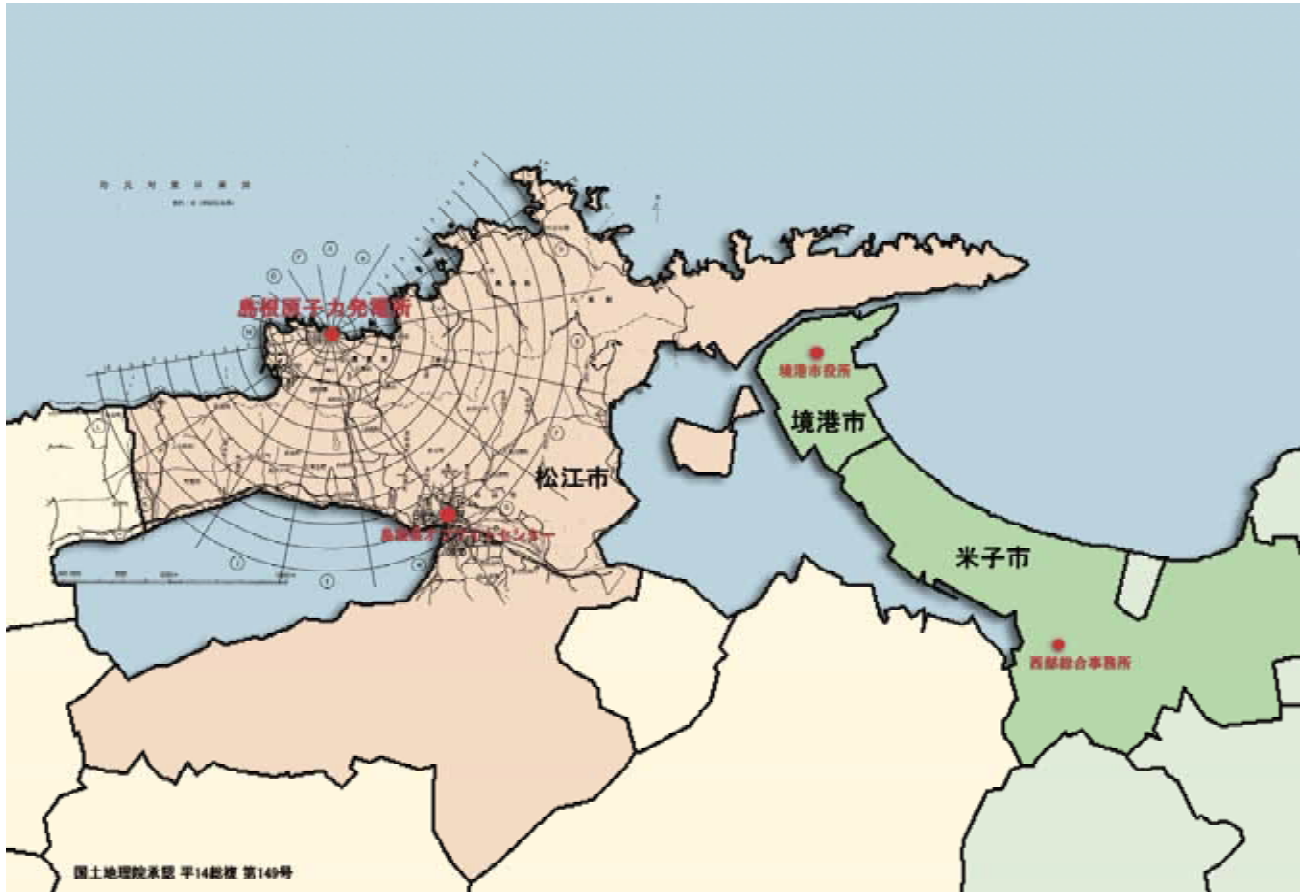


なお、本県では、住民不安解消等の観点から、三朝町木地山、^{きじやま}福吉、^{ふくよし}実光、^{さねみつ}鉛山、^{なまりやま}栗祖の各地域において、広報、モニタリングを中心に必要な防災対策を実施する。



第2節 島根原子力発電所に係る防災対策を実施する地域の範囲

- 1 島根県松江市鹿島町に所在する島根原子力発電所は、鳥取県から見て西に位置しており、2基の原子炉が設置されている。また、鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は、最短で約17kmであり、防災指針にいうE P Z外となっている。
- 2 島根原子力発電所に係る防災対策を実施する地域を、島根県に隣接し、最も近い米子市、境港市とし、必要な措置を講じる。
- 3 また、この計画に基づく防災対策のうち、一般県民等に対する情報の提供及び住民等からの問合せに対する対応については、上記に関わらず県下全域を対象とする。



(参考) 防災指針による参考基準：各原子力施設の種類ごとのEPZのめやす

施設の種類		EPZのめやすの距離(半径)	備考
原子力発電所、研究開発段階にある原子炉施設及び50MWより大きい試験研究の用に供する原子炉施設		約 8 ~ 10 km	島根原子力発電所
核燃料再処理施設		約 5 km	
試験研究の用に供する原子炉施設(50MW以下)	熱出力 1 kW	約 50m	
	1 kW < 熱出力 100 kW	約 100m	
	100 kW < 熱出力 10 MW	約 500m	
	10 MW < 熱出力 50 MW	約 1,500m	
特殊な施設条件等を有する施設		個別に決定(1)	
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質(質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。)を臨界量(2)以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの・不定形状(溶液状、粉末状、気体状)不定性状(物理的・化学的)で取り扱う施設 ・濃縮度5%以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設	約 500m	人形峠環境技術センター
	それ以外の施設	約 50m	
廃棄施設		約 50m	人形峠環境技術センター

1：特殊な施設条件等を有する施設及びそのEPZのめやすの距離

日本原子力研究開発機構 J R R - 4 約1,000m
 日本原子力研究開発機構 H T T R 約 200m
 日本原子力研究開発機構 F C A 約 150m
 東芝 N C A 約 100m

2：臨界量は、水反射体付き均一UO₂F₂又はPu(NO₃)₄水溶液の最小推定臨界下限値から導出された量を用いる。

ウラン(濃縮度5%以上) 700g-²³⁵U
 ウラン(濃縮度5%未満) 1,200g-²³⁵U
 プルトニウム 450g-²³⁹Pu

(参考) 原子力発電所のEPZ

防災指針において、EPZのめやすは、原子力施設において十分な安全対策がなされているにもかかわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めたものである。

地域防災計画を作成する範囲については、防災指針において、対象とする各原子力施設ごとにEPZのめやすを基準として、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的地域を定めるものとされている。

原子力発電所のEPZのめやすは、屋内退避又は避難等の防護対策を講ずる必要のある範囲として定められており原子力発電所を中心としその範囲は半径約8~10kmである。

(放出量の比較)

	発電所からの放射性物質放出量 (Bq)	
	希ガス	ヨウ素(2)
発電所から8km又は10kmにおいて屋内退避の指標レベルとなる放出量	$2.9 \times 10^{17} \sim 3.5 \times 10^{17}$ (出典1)	$2.0 \times 10^{15} \sim 2.5 \times 10^{15}$ (出典1)
T M I 事故	6.7×10^{16} (出典1)	5.6×10^{11} (出展3)
島根原子力発電所の の仮想事故(1)	1号機	1.2×10^{16} (出典2)
	2号機	2.1×10^{16} (出典2)
		7.3×10^{13} (出典2)

出典1 原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会 平成13年6月一部改訂)

出典2 島根原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(平成11年3月31日許可)

出展3 原子力安全委員会「米原子力発電所事故調査報告書(第3次)」(1981.5)

1 技術的見地からは起こるとは考えられない事故であり、炉心内の核分裂生成物全蓄積量の100%の希ガス、50%のヨウ素が格納容器内に放出されると仮定している。

2 島根原子力発電所の仮想事故は、成人甲状腺線量係数。それ以外は、小児甲状腺線量係数。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第3章 被害想定

(県防災局、日本原子力研究開発機構、中国電力)

第1節 人形峠環境技術センターに係る災害の想定

人形峠環境技術センターからの核燃料物質（放射性物質）及び放射線の放出形態としては、ウランの漏えい等が考えられるが、施設外への影響は限られた範囲になると考えられる。

また、臨界（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態）事故については、意図的な違反行為による可能性は否定できないが、その規模等は限られたものになると考えられる。

1 人形峠環境技術センターにおける放射性物質の取扱い等の現状

(1) 防災対策上リスクを負う物質

ア 保管物質

物質名等	形状	貯蔵方法	放射線の種類				講じている安全対策	備考
			線	線	線	中性子線		
ウラン鉱石	固体	貯蔵容器	放出	放出	放出	-	施設内を外気圧より低く設定	放射性物質が漏えいしても、放射線量は微量
イエローケーキ (ウランを精製したもの)	固体	貯蔵容器	放出	放出	放出	-	施設内を外気圧より低く設定	放射性物質が漏えいしても、放射線量は微量
劣化ウラン	固体	シリンダー (容器：12 t)	放出	放出	放出	-		
濃縮ウラン(ウラン235の含有率5%以下)	固体	シリンダー (容器：2.1 t)	放出	放出	放出	臨界時に放出	1. 容器の形状は長柱状(計算式で直径を制限) 2. 従業員に核物質の取扱い教育や臨界安全教育を実施 3. 濃縮ウランの貯蔵付近を禁水区域に設定 4. 一定量以上の濃縮ウランを用いた作業の禁止	次の条件が具備されない限り、臨界は発生しない。 1. ウラン235が約1%以上 2. 一定量以上(数10Kg) 3. 熱中性子(中性子が水分子に衝突することによって減速された中性子)の存在(熱中性子でなければ、核分裂は起こらない。)
4フッ化ウラン	固体	貯蔵容器	放出	放出	放出	-	施設内を外気圧より低く設定	
6フッ化ウラン	固体	機器に付着	放出	放出	放出	-	施設内を外気圧より低く設定	
3酸化ウラン	固体	貯蔵容器	放出	放出	放出	臨界時に放出	施設内を外気圧より低く設定	

イ 取扱物質

物質名等	放射線の種類				講じている安全対策
	線	線	線	中性子線	
4フッ化ウラン	放出	放出	放出	-	1. 施設内を外気圧より低く設定
6フッ化ウラン	放出	放出	放出	-	2. 従業員に核物質の取扱い教育や臨界安全教育を実施
	放出	放出	放出	臨界時に放出	

(参考)放射線の種類

放射線の種類	形状等	到達距離	人体への影響	遮蔽可能な物質	被ばく対策
(アルファ)線	大きな粒子	1cm以内	主に内部	紙	防護マスクにより吸引摂取の防止
(ベータ)線	小さな粒子	10cm以内	被ばく	薄い金属板	汚染物の摂取制限により経口摂取を防止
(ガンマ)線	波状	エネルギーによる	外部被ばく	鉛、厚い金属板	遮蔽や発生源からの距離を取ることで外部被ばくを防止
中性子線	ごく小さな粒子			水、厚いコンクリート	

(2) 起こりうる事象

ア 火災、爆発等による放射性物質の漏えい

次に掲げる事象の発生により、放射性物質の漏えいのおそれがある。

(ア) 施設（建築物）・容器の損壊・密閉性の低下

施設（建築物）及び容器の状態が次に該当する場合

事象	施設（建築物）の状態	容器（シリンダー、ドラム缶）の状態
火災、爆発、自然災害、飛来物落下、破壊行為等	損壊	損壊（火災、爆発、自然災害、飛来物落下、破壊行為等）
		密閉性の低下（容器の劣化、管理不十分、人為的な取り扱いミス等）
換気設備、遮断扉の故障、管理不十分、人為的な取り扱いミス等	密閉性の低下	損壊（火災、爆発、自然災害、飛来物落下、破壊行為等）
		密閉性の低下（容器の劣化、管理不十分、人為的な取り扱いミス等）

(イ) 故意による放射性物質の持ち出し、盗難

イ 臨界

次に掲げる事象の発生により、臨界（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態）発生のおそれがある。

(ア) 火災・爆発等による施設及び容器の損壊に加え、降雨や消火活動等により水が飛散（施設外への影響あり）

(イ) 容器が損壊又は密閉性が低下し、かつ、洪水等による水の流入（施設の状態により、施設外への影響あり）

(ウ) 故意による放射性物質の持ち出し・盗難された場合において、容器の密閉性の低下又は損壊のあったときに、水中への落下・容器内への注水（施設外への影響あり）

(エ) 大規模爆発等により容器が飛散した場合において、容器の密閉性の低下又は損壊のあったときに、水中への落下・容器内への注水又は内容物の露出・飛散（施設外への影響あり）

(オ) 施設内における不適切な取り扱いによる事故（施設の状態により、施設外への影響あり）

(3) 事象の影響

事象	事象の与える影響	放射性物質及び放射線の影響範囲	想定される対策
放射性物質の漏えい	放射性物質が飛散した場合、落下地点にいる者が外部被ばく及び内部被ばくする危険性がある。	最大でもEPZの範囲内（約500m）	<ul style="list-style-type: none"> ・SPEEDIによる影響範囲の予測 ・緊急時モニタリング ・EPZの範囲からの避難・立入制限 ・住民広報 ・オフサイトセンター立ち上げ・連絡調整等
臨界	中性子が飛散した場合、EPZの範囲内にいる者が、外部被ばくする可能性がある。（なお、臨界事故の発生に伴い、放射性ヨウ素が放出されることが想定される。放射性ヨウ素を吸入すると、甲状腺に集積するため、放射線の内部被ばくによる甲状腺がん等を発生させる可能性があるが、安定ヨウ素剤を予防的に服用することで、甲状腺への放射線被ばくを低減することができる。）		<ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の服用 ・SPEEDIによる影響範囲の予測 ・緊急時モニタリング ・EPZの範囲からの避難・立入制限 ・住民広報 ・オフサイトセンター立ち上げ・連絡調整等

第2節 島根原子力発電所に係る災害の想定

1 原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態は、防災指針によれば以下のように想定されている。

「原子炉施設等においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。従って、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。これらの放出された放射性物質は、ブルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ

空気の一団)となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。」

2 予測される影響等

島根原子力発電所からの距離が最短で17kmの位置にある鳥取県西部においては、万一、米国スリーマイル島原発事故に相当する異常事態が島根原子力発電所で発生したと仮定しても、防災指針において住民の室内退避等の措置を検討する必要があるとされる、外部全身被ばく線量で10mSv以上の放射線が到達することはないと想定され、人体に影響が及ぶおそれはないと判断される。

鳥取県においては、島根原子力発電所において異常事態が発生した場合、県民の不安が高まるとともに、地域に混乱が生じるおそれがあることに十分留意する必要がある。

(参考)放射性物質又は放射線の放出形態(防災指針より抜粋)

2-2 放射性物質又は放射線の放出形態、被ばくの形態及び被ばく低減化措置

原子力防災計画の立案あるいは充実を図るに当たって基本となる、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は以下のとおりである。

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出の形態は、施設の特長や事故の形態により異なるものであり、対象とするそれぞれの施設等に応じた原子力防災計画の立案が必要である。

原子炉施設等で想定される放出形態

原子炉施設等においては、多重の物理的防護壁により、施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。

また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル(気体中に浮遊する微粒子)として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実にしておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、ブルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

核燃料施設で想定される放出形態

(イ) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン又はプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記と同様にブルームとなって放出、拡散されるが、爆発等により、フィルタを通さずに放出され、量的には多いとみられる粗い粒子状のものは、気体状の物質に比べ早く沈降すると考えられる。

また、フィルタを通して放出される場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。

(ロ) 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生し、周囲に放出される。この場合、施設の遮へいが十分な箇所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、遮へいが十分でない場合は、施設から直接放出される中性子線及びガンマ線に対する防護が重要となる。

施設から直接放出される放射線は、施設内外の遮へい条件にもよるが、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出は、希ガス及びヨウ素を考慮すればよいが、その潜在的な総量は原子炉施設に比べ極めて少ない。

なお、原子力施設から液体状の放射性物質の流出があったとしても、多数の障壁や大きな希釈効果によって、周辺環境に重大な影響を及ぼすような流出の可能性はほとんど考えられない。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第4章 災害応急体制整備計画

(県防災局、市町村、消防局、日本原子力研究開発機構、中国電力)

第1節 目的

本章は原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制の整備を中心に定める。

第2節 警戒本部体制等の整備

1 警戒本部体制等の整備

- (1) 県(防災局)は、特定事象発生の通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう警戒本部を設置する。
- (2) 県(防災局)は、警戒態勢をとるためのマニュアルを作成するなど必要な体制を整備する。

2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制(人形峠環境技術センター)

県(防災局)は、国が現地事故対策連絡会議を上斎原オフサイトセンターにおいて開催する際、危機管理チーム長を派遣するとともに、消防防災ヘリコプターの活用等、迅速なオフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

3 現地事故対策連絡会議との連携(島根原子力発電所)

県(防災局)は、国等が島根県原子力防災センターで開催する現地事故対策連絡会議、安全規制担当者(原子力防災専門官を含む)及び島根県と密接な連携を図ることができるよう、あらかじめ体制を整備する。

第3節 災害対策本部体制等の整備

- 1 県(防災局)は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について、あらかじめ定めておく。
- 2 県(総合事務所)は、支部についても同様の準備をあらかじめ行う。

第4節 避難体制の整備(人形峠環境技術センター)

三朝町は、県の支援を受け、避難計画を作成する。また、避難の勧告及び指示に係る判断基準並びに避難所における住民等の避難状況の確認方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

第5節 関係機関の配備体制の整備

- 1 指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、防災活動を推進するため配備体制を整えておくものとする。
- 2 また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関の災害応急対策実施責任者は、それぞれ平素から災害時における動員体制を確立しておくものとする。

第6節 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

1 人形峠環境技術センターに係る体制

- (1) 県(防災局)は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、三朝町とともに、それぞれの災害対策本部の代表者が原子力災害合同対策協議会に参画する。
- (2) 合同対策協議会には、施設状況、モニタリング状況、医療関係状況、住民避難状況の把握など、機能別に分けた作業グループが設けられる。
- (3) 県(防災局)は合同対策協議会及び作業グループ等へ派遣する職員及びその派遣方法、役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定める。

2 島根原子力発電所に係る体制

県(防災局)は、国等が島根県原子力防災センターで開催する原子力災害合同対策協議会、安全規制担当者(原子力防災専門官を含む)及び島根県と密接な連携を図ることができるよう、あらかじめ体制を整備する。

【オフサイトセンター(緊急事態応急対策拠点施設)の概要】

区分	上斎原オフサイトセンター	島根県原子力防災センター
設置場所	岡山県苫田郡鏡野町上斎原514 - 1 上斎原振興センター敷地内	島根県松江市内中原町52
施設内容	鉄筋2階建(約1,068㎡) 合同協議会室、現地災害対策本部長室、防災専門官室、システム機器室、仮眠室、会議室等 上斎原振興センター別館2階部分(約211㎡) プレス対応室、プレス通信室等	鉄筋コンクリート造り3階建(一部4階建)(2,313㎡) 全体会議室、機能班ブース、関係機関ブース、資機材庫、会議室等 県職員会館2階部分(198㎡) プレスルーム

第7節 原子力事業者との連携

県（防災局）は、次に掲げる事項について原子力事業者と連携し、原子力事業者の防災体制を把握するとともに、市町村に対し通知等を行う。

区分	項目	市町村への通知等	備考
人形峠環境技術センター	協議	原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に係る協議	意見の聴取(三朝町) 計画を作成・修正しようとする日の60日前までに受理し、協議を開始
	届出の受理	原子力防災要員の現況	写しの送付(三朝町)
		原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任届出	写しの送付(三朝町)
		放射線測定設備・原子力防災資機材の現況	写しの送付(三朝町)
立入検査等	原子力事業者からの報告の徴取、立入検査の実施(必要に応じて)		原災法第32条 身分証明書の携帯及び提示が必要
島根原子力発電所	原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に係る情報公開資料の入手	資料の送付(米子・境港市)	
	核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡 ・新燃料の輸送計画(年度、四半期連絡) ・使用済燃料の輸送計画(年度、四半期連絡) ・低レベル放射性廃棄物の輸送計画(年度、30日前、直前連絡) 島根原子力発電所に係る平常時の連絡事項 1. 発電所建設工事(原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。)の計画及び進捗状況 ・原子力発電所建設計画 ・原子炉設置変更許可申請 ・原子炉設置変更許可 ・建設工事計画 ・建設工事の進捗状況 2. 発電所の運転(試運転を含む。)計画及び運転状況 ・発電所の運転計画 ・発電所の運転実績 ・発電所の運転状況 ・計画運転停止の計画 ・計画運転停止の実績 ・冷却水取放水量の変更 3. 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況 ・定期検査の実施計画 ・定期検査の実施状況 ・定期検査の結果 4. 発電所の定期検査の実施計画及びその結果 5. 環境放射線の測定結果 ・敷地境界モニタリングポストの測定結果 ・環境放射線の測定結果(積算線量、環境試料) 6. 温排水等の調査結果 ・取放水の水温 ・沿岸定点の水温 ・格子状定線の水温 7. 品質保証活動の実施状況 8. 高経年化対策の計画及び実施状況 ・高経年化に関する長期保全計画書 ・高経年化に関する保全計画の実施状況 9. その他必要と認められる事項 ・島根原子力情報伝送システムの伝送計画	資料の送付(米子・境港市)	中国電力(株)からの平成20年5月16日付け通知及び平成22年11月19日付け回答による

	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力情報伝送システムの伝送実績 ・放射線業務従事者の線量管理状況 ・規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画） ・原子炉施設の用途廃止 ・地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果） ・新燃料の輸送実績 ・使用済燃料の輸送実績 ・低レベル放射性廃棄物の輸送実績 ・定期安全レビュー報告書 ・電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項 ・その他島根県と松江市が必要と認める事項 	
--	---	--

第8節 原子力防災に係る情報の収集・分析体制等の整備

1 原子力防災専門官との連携（人形峠環境技術センター）

県（防災局）は、鳥取県地域防災計画原子力災害対策編の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図る。

区分	役職名	住所	連絡先電話番号	ファクシミリ番号
文部科学省	上齋原原子力安全管理事務所長	上齋原オフサイトセンター （岡山県苫田郡鏡野町上齋原 514 - 1）	0 8 6 8 - 4 4 - 7 6 8 8	0 8 6 8 - 4 4 - 7 6 8 5
経済産業省	上齋原原子力保安検査官事務所長			

2 専門家の派遣要請手続き（人形峠環境技術センター）

県（防災局）は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を安全規制担当省庁（文部科学省及び経済産業省）に要請するための手続きをあらかじめ定める。

3 専門家の移送体制の整備（人形峠環境技術センター）

県（防災局）は、関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について、あらかじめ定める。

4 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県（防災局）は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて鳥取県原子力専門会議の委員等の専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

5 通信手段の確保（人形峠環境技術センター）

県、市町村は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、「原子力防災ネットワークシステム」（緊急時通信連絡網）を整備、活用するものとする。

【原子力防災ネットワークシステムの特徴】

- （1）専用回線で構成されており、輻輳や情報漏えいを防ぐものである。
- （2）国、オフサイトセンター、県、市町村等による一斉TV会議が可能であり、迅速な情報共有が可能である。

6 防災対策上必要とする資料（人形峠環境技術センター）

県（防災局）は、三朝町と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、原子力事業所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部及び支部に備え付ける。

【防災対策上必要とする資料】

区分	内容	摘要
原子力事業所に関する資料	1 人形峠環境技術センター原子力事業者防災業務計画 2 人形峠環境技術センターの施設の配置図	原子力事業者防災業務計画
社会環境に関する資料	1 周辺地図（施設配置図） 2 周辺地域の人口、世帯数 3 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港等交通手段に関する資料 4 避難所及び避難計画 5 周辺地域の特定施設に関する資料 6 緊急被ばく医療施設に関する資料 7 飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法	
放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料	1 周辺地域の気象資料 2 線量推定計算に関する資料 3 平常時環境放射線モニタリング資料 4 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料 5 農林水産物の生産及び出荷状況	
防護資機材等に関する資料	1 防護資機材の備蓄・配備状況 2 避難用車両の緊急時における運用体制 3 ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況	

第9節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への要員の派遣体制の整備（人形峠環境技術センターのみ）
- 2 避難体制の整備（人形峠環境技術センターのみ）
- 3 原子力防災対策に必要な資料の整備

第5章 放射線モニタリング体制整備計画

(県防災局、県生活環境部)

第1節 目的

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立など緊急時モニタリング実施体制を整備する。

第2節 緊急時モニタリング計画の策定

県(防災局)は、防災指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定する。

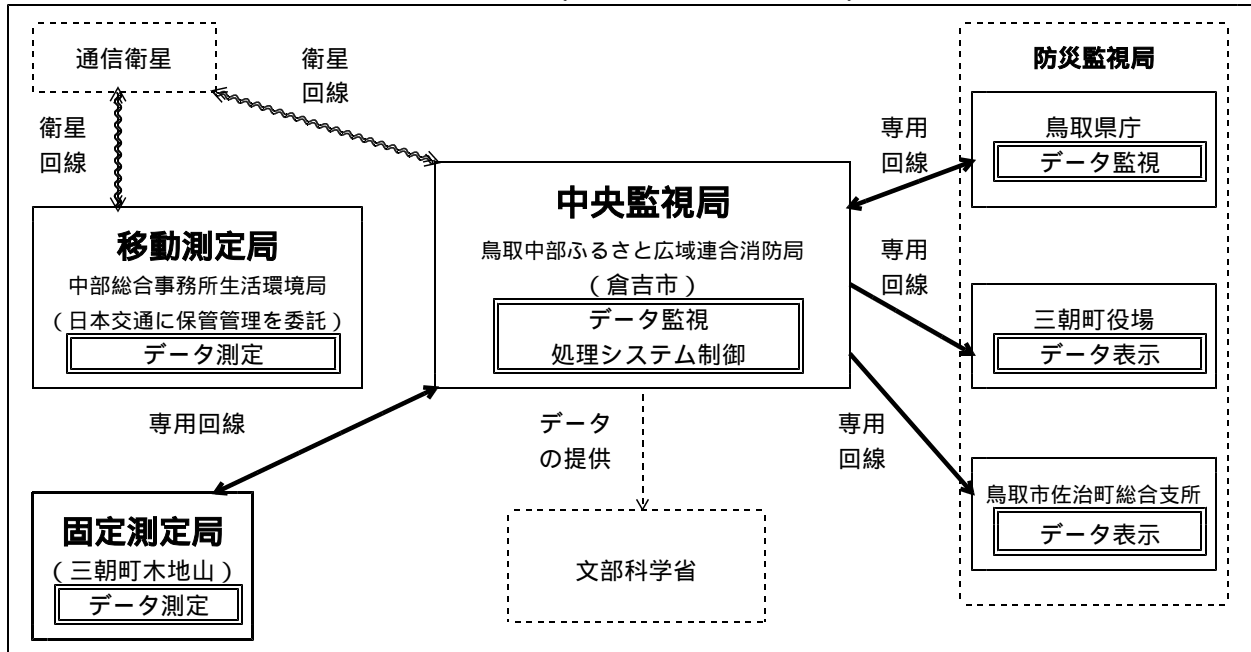
第3節 モニタリング体制の整備

県(防災局)は、あらかじめ緊急時モニタリング計画で、緊急時モニタリングの実施組織及び役割を定める。

第4節 モニタリング設備・機器の整備・維持

県(防災局)は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

【鳥取県環境放射線モニタリングシステムの概要(人形峠環境技術センター)】



【測定可能な項目】

項目名	測定局の種類	固定局	移動局	
			モニタリング車	サーベイ車
放射線 ・ 放射性物質	空間線線量率(低線量)			
	空間線計数率(低線量)			
	空間線エネルギー分析(低線量)			
	空間線線量率(高線量)			
	中性子線線量等料率			
	大気中線計数率			
	大気中線計数率			
	放射性ヨウ素濃度			
	フッ素濃度			
	気象	風向		
風速				
気温				
湿度				
日射量				
放射収支量				
降水量				
積雪量				
感雨				
雷				

：測定及びテレメーターシステムでの収集、処理を行う項目

：測定はするが、テレメーターシステムで収集しない項目

低線量率系と高線量率系について

測定装置の測定方式の違いにより、測定可能な空気吸収線量率の範囲に差がある。

低線量率系：通常バックグラウンドレベル～10 μGy/h程度まで

高線量率系：一部低線量率系と重複～1 mGy/h以上の範囲まで

第5節 環境放射線モニタリングの実施、集計及び評価

県（防災局、中部総合事務所、西部総合事務所）は、平常時の人形峠環境技術センター周辺環境及び島根原子力発電所の県西部への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、平常時の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を集計し、鳥取県原子力防災専門家会議を開催して評価するものとする。

【平常時モニタリング地点（人形峠環境技術センター）】

調査方法	測定対象	測定項目	測定地点							測定周期	監視・測定者
			木 地 山	栗 祖	加 谷	穴 鴨	小 河 内	福 吉	実 光		
固定局による 測定	空間線量	線量率								連続測定	防災局 中部消防局
	大気塵埃	全線濃度 フッ素								連続測定	
移動局による 測定	空間線量	線線量率								四半期ごと	中部総合事務所
	空間積算線量	線積算線量								四半期ごと	
	大気塵埃	全線濃度 全線濃度								四半期ごと	
サンプリング 調査	陸水	河川水	ウラン238 ラジウム226							年3回	防災局
		飲料水	フッ素							四半期ごと	
	土壌	河底土	ウラン238							半期ごと	
		水田土	ラジウム226							半期ごと	
		畑土	全放射能							半期ごと	
		未耕土	フッ素							半期ごと	
	農作物	精米	ウラン238							年2回	
		野菜	ラジウム226							年2回	
樹葉	フッ素							半期ごと			

【平常時モニタリング地点（島根原子力発電所）】

調査方法	測定対象	測定項目	測定地点	測定周期	測定者
サーベイメーターによる測定	空間線量	線線量率	西部総合事務所福祉保健局（米子市東福原1丁目1-45） 境港市役所（境港市上道町3000）	四半期ごと	西部総合事務所

第6節 関係機関との連携体制の整備

1 環境放射線モニタリング情報の入手（島根原子力発電所）

県（防災局）は、平常時の周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、文部科学省及び島根県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を必要に応じ入手する。

2 関係機関との協力体制の整備

県（防災局）は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリング及びモニタリング情報の入手に関し、平常時より緊密な連携を図る。

第7節 緊急時放射能影響予測システムの整備及び維持（人形峠環境技術センター）

県（防災局）は、国、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時からSPEEDIネットワークシステム環境放射線システム等、情報伝達のネットワークの整備・維持に努める。

（参考）SPEEDIネットワークシステムの概要

1. SPEEDIとは

SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測）ネットワークシステムは、原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、あるいは、そのおそれがあるという緊急時に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度や被ばく線量などを、放出源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステムである。（予測結果等については、出力図形により目視的に確認することができる。）

国・地方公共団体は、SPEEDIネットワークシステムが予測した情報により、周辺住民のための防護対策の検討を迅速に進めることができる。

出力図形について

SPEEDIネットワークシステムの出力には、予測結果を表す図形と観測結果を表す図形がある。

(1) 予測結果図形

風速場、大気中の放射性物質濃度、外部被ばくによる実効線量、吸入による甲状腺等価線量などの予測値を表現

(2) 観測結果図形

気象観測データ及び環境放射線観測データを表現

2. SPEEDIネットワークシステムの構成

SPEEDIネットワークシステムは、文部科学省、原子力安全委員会、経済産業省、オフサイトセンター、地方公共団体及び（財）日本気象協会とを、（財）原子力安全技術センターに設置された中央情報処理計算機を中心に専用回線により接続している。

3. SPEEDIで使用される各種データ

	項目	内容	入力方法	用途
刻々変わるデータ	気象データ	風向、風速、降水量、大気安定度、日射量、放射収支量	地方公共団体からオンラインで入力	局地気象予測計算、風速場予測計算濃度予測計算、線量予測計算
		G P Vデータ（風速（U、V成分）、気圧、気温、比湿、降水量、雲量）	（財）日本気象協会からオンラインで入手	
	放出源情報	サイト及び施設名、放出開始時刻、放出継続時間、核種名とその放出率	手入力	濃度予測計算、線量予測計算
格納データ	地理情報	地名、海岸線、河川、道路、鉄道、緯経線 等	データベースから自動的に検索	出力図の下絵

	項目	内容	入力方法	用途
格納データ	社会環境情報	人口分布、学校、病院、避難施設等	データベースから自動的に検索	出力図の下絵
	サイトデータ	サイト名、施設名、緯度、経度、スタック海拔高度、炉型		濃度予測計算の放出点の情報
	線量換算係数	実効線量等への核種別換算係数等		線量予測計算
	核種組成比率データ	希ガスとヨウ素の炉型・燃焼度別の燃料棒内組成比率		希ガス・ヨウ素同位体の環境中組成比率の推定等
	地形データ	50m及び250m数値地図、土地利用データ		局地気象予測計算、風速場予測計算、濃度予測計算、線量予測計算

4. 処理の流れ

(1) 平常時処理

- ・気象・環境放射線観測データの収集
- ・同化用データ作成
- ・気象予測精度分析

(2) 緊急時処理

緊急事態が発生すると、文部科学省は緊急時処理を指示する。

局地気象予測計算

受信したGPSデータ及び地形データを使用して、各原子力サイトごとに風向、風速、気温等を格子点値として予測する局地気象予測計算を行う。

風速場予測計算

局地気象予測計算で予測された風向・風速をもとに、地形などを考慮して、3次元の計算領域全体の風向・風速を計算する。

濃度予測計算

入力された放出源情報と風速場計算の結果から、放射性物質の大気中濃度、地表蓄積量を計算する。

線量予測計算

濃度計算結果と核種の組成及び物理定数から、地上における空気吸収線量率、ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量などを計算する。

図形配信・表示

計算結果を見やすい図形にして、国、地方公共団体などに迅速に提供する。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第6章 救急・救助及び緊急被ばく医療体制の整備

(県防災局、県福祉保健部、市町村、消防局)

第1節 目的

本章は原子力災害発生時の被災者等の救急・救助及び緊急被ばく医療活動等に係る活動体制の整備について定めることを目的とする。

第2節 救助・救急、医療資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

県(防災局、福祉保健部)は、国から整備すべき資機材等に関する情報提供等を受け、市町村、消防機関等と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、広報車、機材搬送車等の整備に努める。

2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

- (1) 県(防災局、福祉保健部)は、国から整備すべき資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤等医療資機材等の整備に努める。
- (2) 県(防災局、福祉保健部)は、緊急被ばく医療についての資料を収集、整理しておくとともに、国等と協力し、緊急被ばく医療体制の整備に努める。
- (3) 県(防災局、福祉保健部)は、放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤等の医療活動用資機材の整備に努める。
- (4) 県(防災局、福祉保健部)及び市町村は、地域内外の緊急時対応可能医療機関(緊急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設)を事前に把握するよう努めることとする。

第3節 緊急被ばく医療活動体制の整備

1 緊急時被ばく医療機関の指定

県(福祉保健部)は、緊急被ばく医療に係る医療機関として、初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関を指定する。

2 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県(防災局、福祉保健部)は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについて、あらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整える。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 救助、救急、医療等に必要となる各種資機材の整備
- 2 地域内外の緊急時対応可能医療機関の把握

第7章 原子力防災意識の高揚

(県防災局、市町村)

第1節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- 1 県（防災局）は、国、市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。

【住民等に対する知識の普及と啓発事項】

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

- 2 防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制整備に努める。
- 3 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

第2節 防災業務関係者に対する研修

- 1 県（防災局）は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。
- 2 県（防災局）は、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実に努める。

【防災業務関係者に対する研修事項】

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他、緊急時対応に関すること

第3節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 県（防災局）は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定する。

【防災訓練の訓練要素】

- 1 災害対策本部等の設置運営訓練
- 2 オフサイトセンターへの参集、運営訓練
- 3 緊急時通信連絡訓練
- 4 緊急時モニタリング訓練
- 5 緊急被ばく医療訓練
- 6 周辺住民に対する情報伝達訓練 など

- (2) 県（防災局）は、国が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民に対する情報提供等、県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県（防災局）は、訓練計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施（人形峠環境技術センター）

県（防災局）は、国が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、必要に応じ住民の協力を得て、国、三朝町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

- (1) 県(防災局)は、訓練を実施するに当たり、国の助言を受けて作成した想定を踏まえた訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 県(防災局)は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにする。
- (3) 県(防災局)は、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組むとともに、訓練及び事後評価の方法の見直しを行う。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発
- 2 防災業務関係者に対する研修
- 3 原子力防災訓練への参加及び訓練の実施

原子力災害対策編

第2部

災害応急対策計画

第1章 活動体制及び配備動員

(県各部署、警察本部、市町村、消防局)

第1節 基本方針

本章は、原子力事業所に係る異常情報又は特定事象の通報等並びに原子力緊急事態宣言の発出(本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。)された場合の活動体制の確立を中心に定める。

第2節 県の活動体制

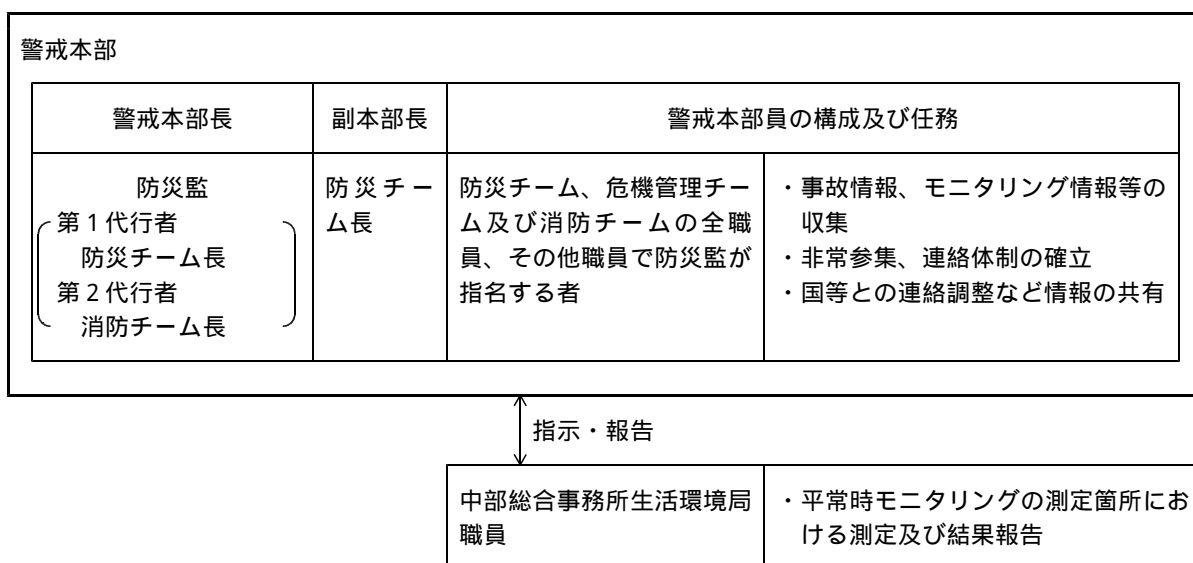
1 警戒本部

(1) 設置及び運営

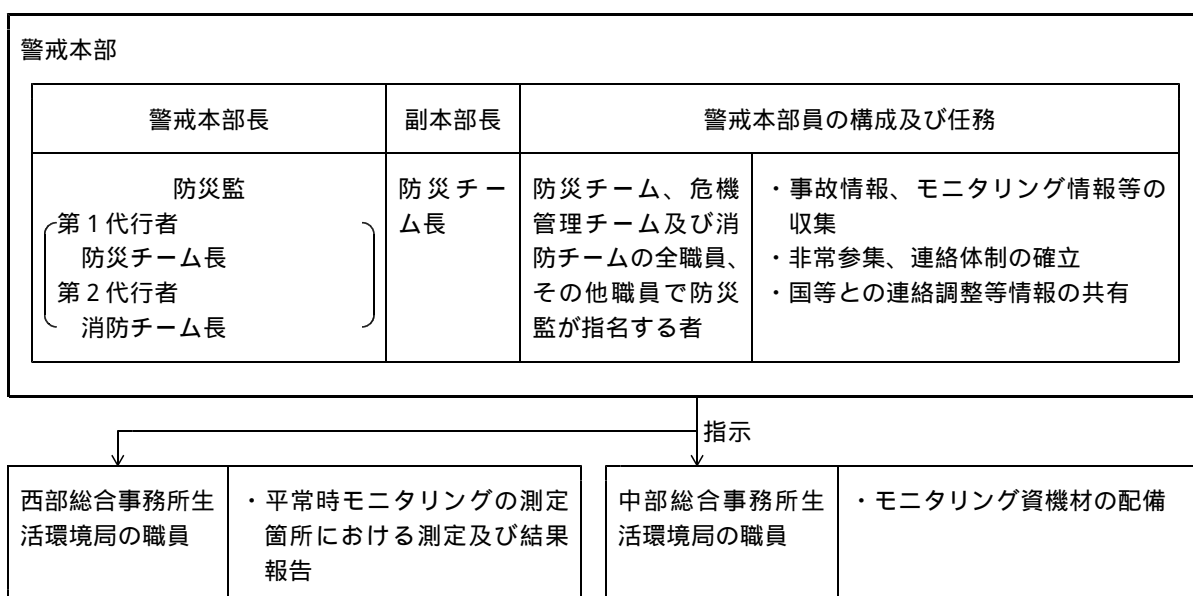
警戒本部の設置及び運営については、次に定めるほか、【災害応急対策編(共通)】第2部第1章「組織及び体制」による。

(2) 警戒本部の組織

ア 人形峠環境技術センターに係る警戒本部体制



イ 島根原子力発電所に係る警戒本部体制



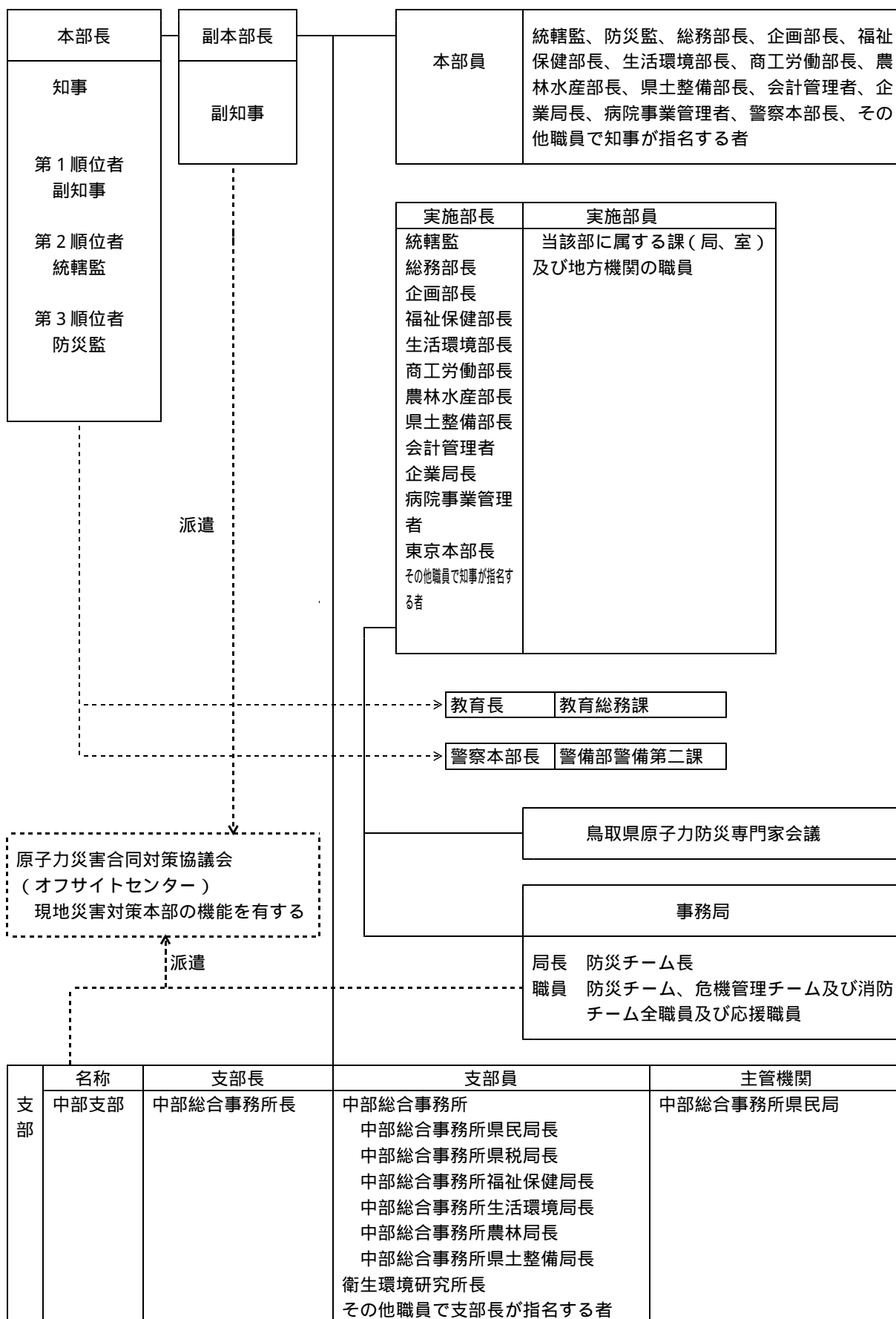
2 対策本部

(1) 設置及び運営

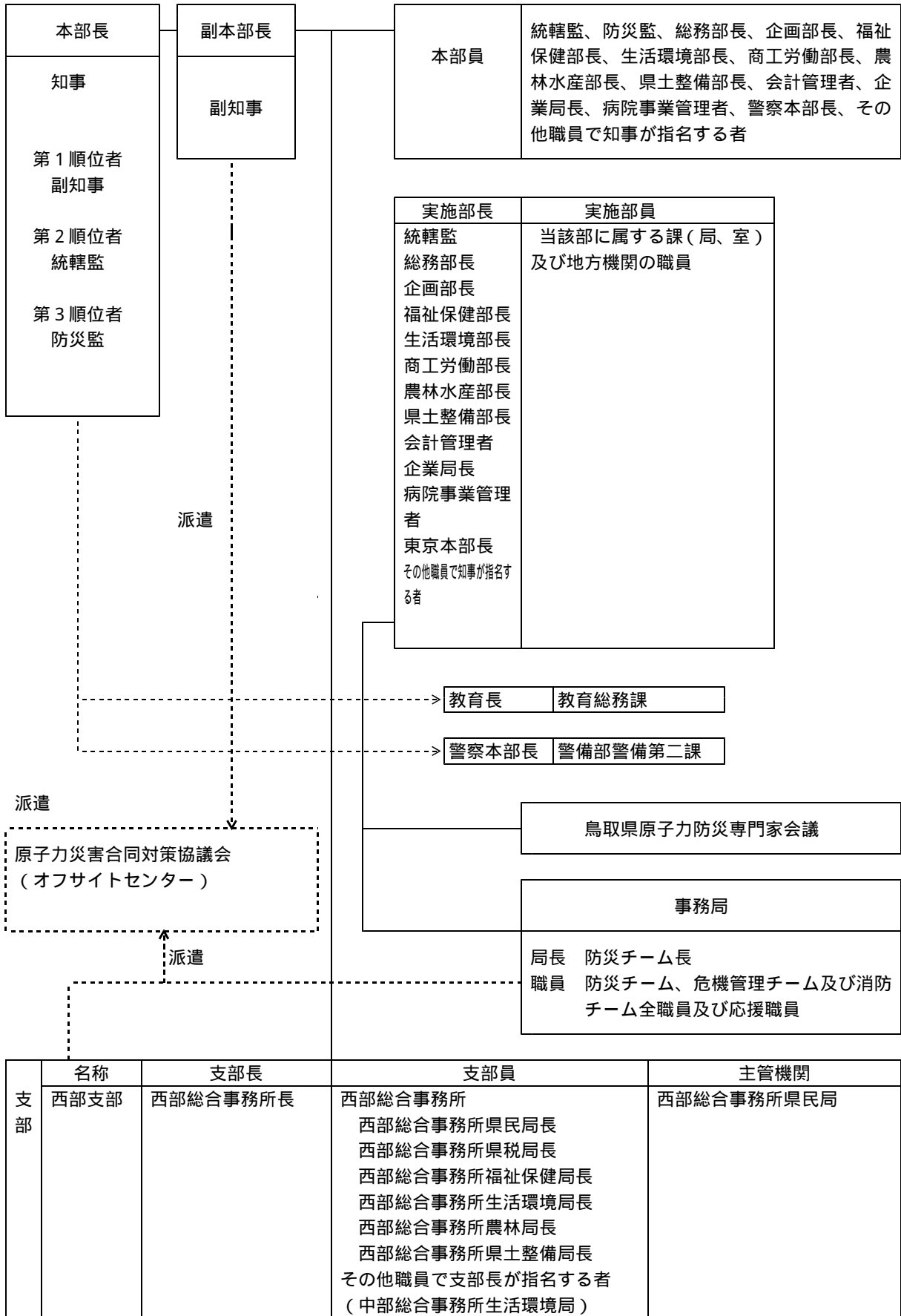
本部の設置及び運営について、次に定めるほか、災害応急対策編第2部第1章「組織及び体制」による。

(2) 対策本部の組織

ア 人形峠環境技術センターに係る本部体制



イ 島根原子力発電所に係る本部体制



第3節 配備計画

1 県における配備体制の種別の基準

- (1) 災害の発生が予測される場合または災害が発生した場合において、防災活動を推進するためとすべき体制は原則として次の基準によるものとし、必要に応じて適宜増員を行う等、適切な配備動員を行うものとする。
- (2) なお、県の体制が各配備体制に移行した際には、あらかじめ定めた方法により、各部局及び各総合事務所等に周知を図るものとする。
- (3) その他、参集等の事項については、災害応急対策編第2部第2章「配備及び動員」に定めるところによるものとする。

第4節 市町村及び防災関係機関の活動体制

市町村及び県警察本部、消防局等の防災関係機関は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき、又は県から災害応急対策活動の実施の要請等を受けたときは、直ちに配備動員を行い、活動体制を整えるものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 原子力災害発生時の体制の確立

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 現地災害対策本部等の設置
- (3) その他警戒体制

2 原子力災害発生時の配備動員

配備動員表（原子力災害）

種別	本部等の設置体制		配備の基準（時期）（ 1 ）		配備要員	主な対応	O F C（ 2 ）の体制	O F C への派遣要員	
	本部	支部	人形峠環境技術センター	島根原子力発電所				人形峠環境技術センター	島根原子力発電所
注意体制	-	-	警戒体制配備又は非常体制配備の指令がないときであって、異常情報の通報があった場合で、防災監が必要と認めるとき。		関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	1．関係各課（室）においては、環境放射線の監視体制を強化する。 2．関係各課（室）においては、警戒体制配備に対する準備を行うものとする。	-	-	-
警戒体制	鳥取県災害警戒本部 【事務局】 防災チーム、危機管理チーム及び消防チームの職員並びに関係課（医療政策課及び、水・大気環境課）の職員であらかじめ定められた職員	-	1．人形峠環境技術センターから特定事象（ 3 ）の通報があったとき 2．県のモニタリングで特定事象を確認したとき 3．人形峠環境技術センターから異常情報の通報を受け、防災監が警戒体制をとる必要があると認められたとき 4．岡山県鏡野町において震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	1．中国電力(株)から特定事象の連絡があったとき 2．特定事象の情報を入力確認したとき 3．中国電力(株)から異常情報の通報を受け、防災監が警戒体制をとる必要があると認められたとき 4．島根県松江市において震度4又は震度5弱の地震が発生したとき	関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	1．関係各部（局）においては、情報収集・連絡・モニタリング活動等の応急対策に従事するとともに、随時部長会議を開き、情報連絡を行い対策を協議するものとする。 2．関係各部（局）においては、非常体制配備に対する準備を行うものとする。	現地事故対策連絡会議	1．中部総合事務所の職員であらかじめ定められた職員（連絡調整要員） 2．危機管理チーム長（現地事故対策連絡会議構成員） 3．あらかじめ定められた職員（O F C機能班要員）	1．西部総合事務所の職員であらかじめ定められた職員（連絡調整要員） 2．危機管理チーム長（現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策会議へのオブザーバー参加要員） 3．あらかじめ定められた職員（連絡調整要員）
非常体制（1）	鳥取県災害対策本部 【事務局】 防災チーム、危機管理チーム及び消防チームの職員並びに別途防災監が指示する応援職員	鳥取県災害対策地方支部 【事務局】 地方支部運営マニュアルであらかじめ定められた職員	1．内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（ 4 ）を発出したとき 2．知事が必要と認めるとき 3．岡山県鏡野町又は島根県松江市において震度5強以上の地震が発生したとき		関係課（室）においてあらかじめ定められた職員	各部（局）は防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部（局）長の指示に従い、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。	原子力災害合同対策協議会	1．副知事（原子力災害合同対策協議会構成員） 2．危機管理チーム長（連絡調整要員） 3．あらかじめ定められたO F C機能班要員）	
非常体制（2）			知事が必要と認めるとき		全職員	県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする。			

（備考）1 上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用する。

2 県警本部の配備体制は、県警察本部長の定めるところによる。

1 地方支部にあっては、所管区域に限る。

2 O F C（オフサイトセンター[緊急事態応急対策拠点施設]）：原子力災害発生時に応急対策の実施等について国・地方自治体・専門家等の関係機関が一同に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設。現地対策本部の機能を有する。

（人形峠O F C：上齋原オフサイトセンター（岡山県苫田郡鏡野町上齋原5 1 4 - 1）
島根原発O F C：島根県原子力防災センター（島根県松江市内中原町5 2）

3 特定事象：原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する施設の異常・基準を超えた放射性物質の放出及び放射線の放出等（原子力事業者から国・所在地方自治体・関係隣接道府県等への通報義務あり）

4 原子力緊急事態宣言：原子力災害対策特別措置法第15条に規定する施設の異常・基準を超えた放射性物質・放射線の放出等が起きた場合に、内閣総理大臣が発出する宣言

第2章 災害情報の伝達

(県防災局、県福祉保健部、県生活環境部、警察本部、市町村、消防局、日本原子力研究開発機構、中国電力)

第1節 基本方針

本章は、原子力事業所に係る異常情報又は特定事象の通報等並びに原子力緊急事態宣言の発出(本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。)された場合の情報の伝達を中心に定める。

第2節 人形峠環境技術センターに係る緊急連絡体制

1 異常情報の連絡

(1) 原子力事業者から異常情報の連絡があった場合

県(防災局)は、人形峠環境技術センターから、国への報告基準を超えるかどうかを問わず、特定事象の基準に達しない異常情報の連絡を受けた場合、必要に応じて、国、岡山県、人形峠環境技術センター等の防災機関から情報収集を行い、状況の把握に努めるとともに、必要と判断したときは、関係機関に連絡し、情報共有を図るものとする。

(2) その他関係機関が原子力事業所及びその付近で異常情報を覚知した場合

ア 中部総合事務所、警察本部、三朝町、鳥取中部ふるさと広域連合消防局は、原子力事業所の周辺において以下の異常情報を覚知した場合は、発生場所、日時及び状況等について、直ちに県(防災チーム)に連絡するものとする。

(ア) 周辺地域における原因不明の症状による患者の病院への搬送

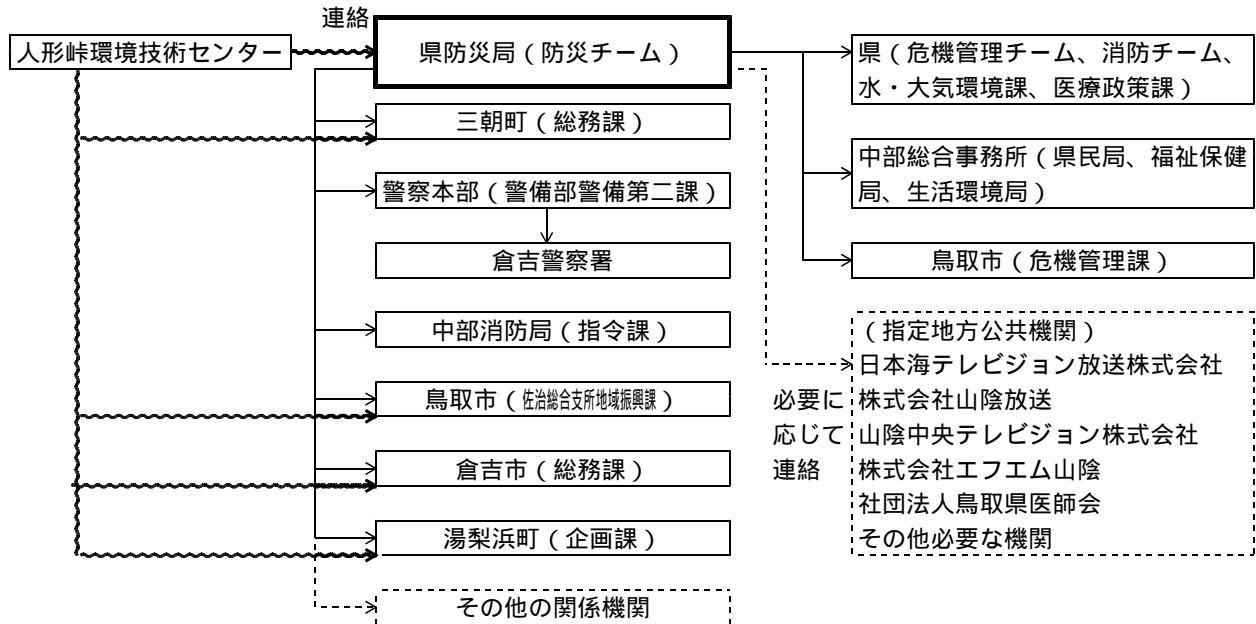
(イ) 周辺地域における大規模な火災その他の災害等の緊急事態の発生

イ 県(防災局)は、モニタリングポストにより、放射線量を確認するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。

(3) 鏡野町において震度4以上の地震が発生した場合

県(防災局)は、人形峠環境技術センターから、鏡野町上斎原において震度4以上の地震発生の通報を受けた場合、必要に応じて、国、岡山県、人形峠環境技術センター等の防災機関から情報収集を行い、状況の把握に努めるとともに、必要と判断したときは、関係機関に連絡し、情報共有を図るものとする。

【特定事象の基準に達しない異常情報等の連絡系統図[人形峠環境技術センター]】



【人形峠環境技術センターでの異常発生時の通報基準】

人形峠環境技術センターが次に掲げる異常が発生したときは、速やかに関係機関に通報を行う。

- (1) 核燃料物質の不明等
 - 濃縮ウラン・天然ウラン・放射性同位元素等の盗取・不明・脅迫行為
 - 核燃料物質等に起因する異常事態の発生又はそのおそれのあるとき
 - 防護区域外で異常事態と思われる状態が発生又はそのおそれがあるとき
 - (2) 施設の故障
 - 施設・設備に故障が発生し、再発防止に特別な措置を必要とするとき
 - 故障が重大で、特別な修復方法・安全対策を講ずる必要があるとき
 - (3) 安全機能の喪失
 - 施設等の故障により安全機能（放射線障害の防止・核燃料物質等の閉じ込め機能・安全の担保）の喪失又はそのおそれがあるとき
 - 保安規定の定めを超えて過充填をしたとき
 - (4) 排気・排水の異常
 - 排気口・排水口の放射性物質の濃度が法令又は協定値（岡山県との協定）を超えたとき又はそのおそれがあるとき
 - [協定値] 排気口：放射能（線） $1.8 \times 10^9 \text{ Bq} / \text{cm}^3$ （3ヶ月平均：自然放射能を除く）
 - HF濃度 $3.3 \times 10^{-4} \text{ Bq} / \text{cm}^3$ （3ヶ月平均フッ素）
 - 排水口：放射能（線） $1 \times 10^9 \text{ Bq} / \text{cm}^3$ （放出の都度：自然放射能を除く）
 - HF濃度 8mg / L（管理区域から） 0.5mg / L（河川放出）
 - 排気について排気モニタで管理（監視・測定）できないとき・排水について放射性物質の濃度確認前に誤って送水したとき
 - (5) 管理区域外の漏えい
 - 核燃料物質等が管理区域外に漏えいしたとき
 - 液体（非放射性物質を含む）が管理区域から管理区域外に漏えい・拡散したとき
 - (6) 管理区域内の汚染
 - 設備・容器から核燃料物質等が漏えいし、法令値を超える汚染により立入制限等の措置を講じたとき又はそのおそれのあるとき（漏えいが継続し拡大のおそれがあるときは、法令に関わらず通報）
 - (7) 臨界
 - 核燃料物質が臨界に達し又は達するおそれがあるとき
 - 保安規定に定める最大取扱量以上の取扱いをしたとき
 - UF₆シリンダを保安規定に定める臨界距離以下で貯蔵したとき
 - (8) 管理区域に立入る者の被ばく
 - 放射線業務従事者 5 mSv、従事者以外の者が0.5mSvを超え又はおそれがあるとき
 - 内部被ばくがあった場合又は皮膚汚染が除去できなかった場合
 - (9) 人の障害
 - 核燃料物質等の取扱い作業中に障害を負ったとき
 - (10) 火災・爆発
 - 火災の規模・要因に関わらず消火器を使用したとき
 - 消防署に通報したとき
 - (11) その他事故・故障に係る事象
 - 救急車が緊急出動したとき
 - 自然災害等により施設が被災したとき
 - 業務上において人の障害があったとき（軽微な怪我、交通事故は除く）
 - 事象が進展したときに法令報告事象になる可能性のあるとき
 - 商用電源の喪失によって非常用発電機が運転されたとき
 - IF₇・IF₈ボンベからIF₇・IF₈の漏えいが発生したとき
 - (12) 地震
 - 鏡野町上斎原において震度4以上の地震が発生したとき
- (12)については県防災局のみへの通報

2 特定事象発生時の連絡

(1) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象等を発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県をはじめ、官邸（内閣官房）、国、所在町（鏡野町）、所在県（岡山県）、関係県警察本部（鳥取県、岡山県）、関係消防機関、原子力防災専門官等に、同時に文書をファクシミリで送信するとともに、主要な機関等に対して、その着信を確認することとされている。

【通報の内容】

1．原子力事業所の場所及び名称

2．特定事象の発生箇所

3．発生した特定事象の概要

(1) 特定事象の種類

ア モニタリングポストの放射線異常

イ 通常放出部位からの放射性物質異常放出

ウ 事業所外運搬放射線異常

エ プラント事象

オ 臨界事故

(2) 想定される原因

(3) 検出された放射線量の状況、検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

イ 国は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しなど、事故情報等について県をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、所在町（鏡野町）、所在県（岡山県）、関係県警察本部（鳥取県、岡山県）に連絡することとされている。

ウ 原子力保安検査官など現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在町（鏡野町）、所在県（岡山県）に連絡することとされている。

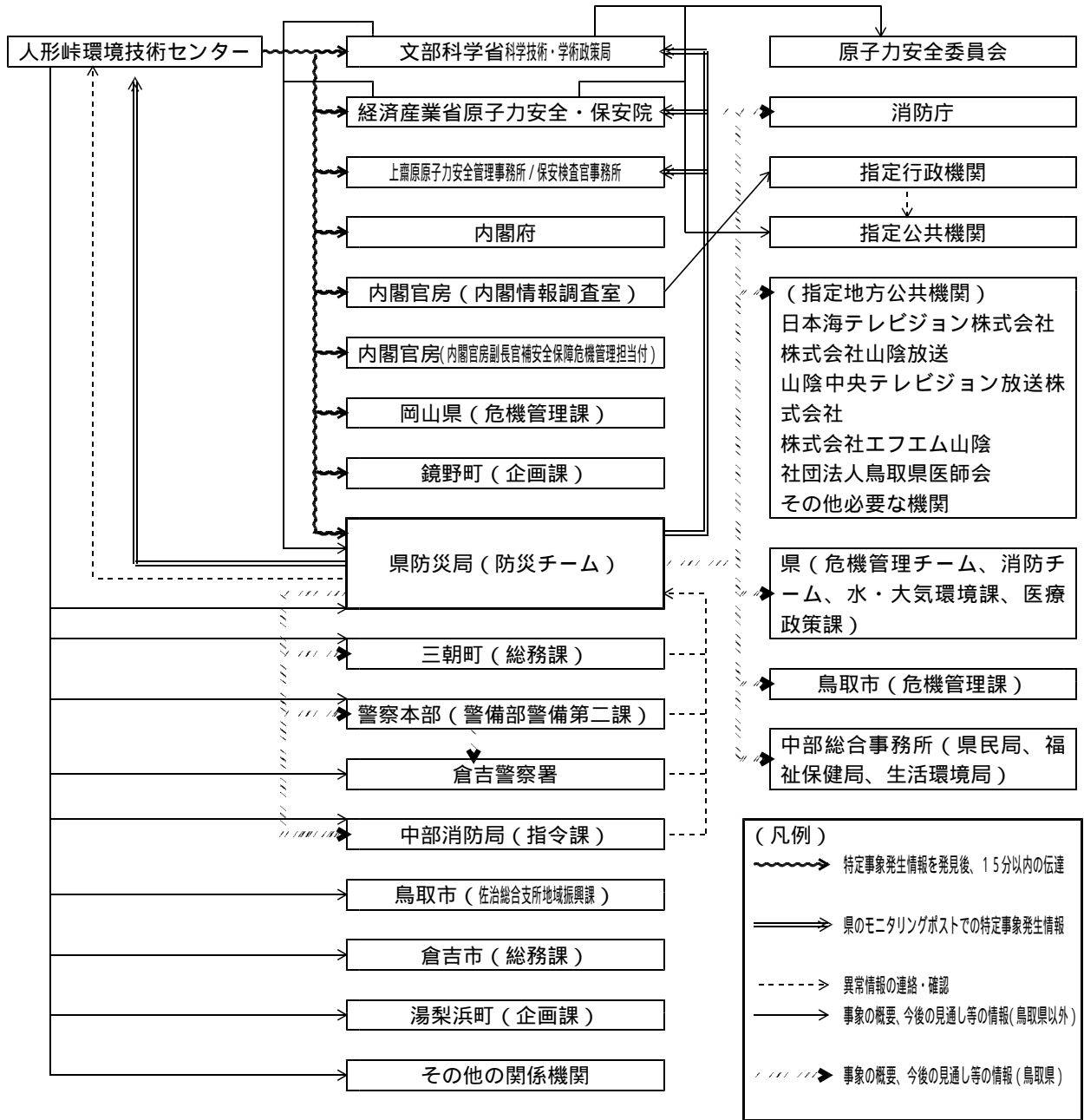
エ 県は、原子力事業者及び国（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、三朝町及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2) 県のモニタリングポストで特定事象発生時の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

ア 県（防災局）は、原子力事業者からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生時の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。

イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について、速やかに連絡を受ける。

【特定事象発生情報等の連絡系統図[人形峠環境技術センター]】



第3節 島根原子力発電所に係る緊急時連絡体制

1 異常情報の連絡

(1) 中国電力(株)は、鳥取支社を通じ、次に掲げる事象が発生した場合、速やかに県に連絡するものとされている。「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について」(平成11年12月27日付中国電力通知。)及び「島根原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について」(平成13年6月12日付及び平成13年11月26日付中国電力通知。)による。

ア 島根原子力発電所異常時等の連絡事項

中国電力(株)は、次に示す事象が発生した場合、速やかに鳥取県に連絡するものとされている。

- (ア) 島根原子力発電所において、周辺環境に影響の恐れのある事象が発生したとき
- (イ) 新燃料の輸送中に鳥取県内において放射性物質の汚染を伴う事故が発生したとき
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づき関係機関に通報したとき

イ 発電所敷地内の放射能の連絡基準値

中国電力(株)は、アの(ア)の連絡に当たり、発電所敷地内の放射線測定装置が以下の連絡基準になった場合に鳥取県に連絡するものとされている。

計器名		連絡基準	
モニタリングポスト		220 nGy / h	
計器名		連絡基準 A [下記の状態が10時間続くとき]	連絡基準 B [下記の状態になったとき]
1号機	原子炉建物排気筒モニター	500 cps	1,000 cps
	放水路水モニター	7 cps	70 cps
	タービン建物排気筒モニター	150 cps	300 cps
2号機	原子炉建物排気筒モニター	500 cps	1,000 cps
	放水路水モニター	8 cps	80 cps
計器名		連絡基準	備考
サイトバンカー建物排気筒モニター		150 cps	積算値が左の値になったとき

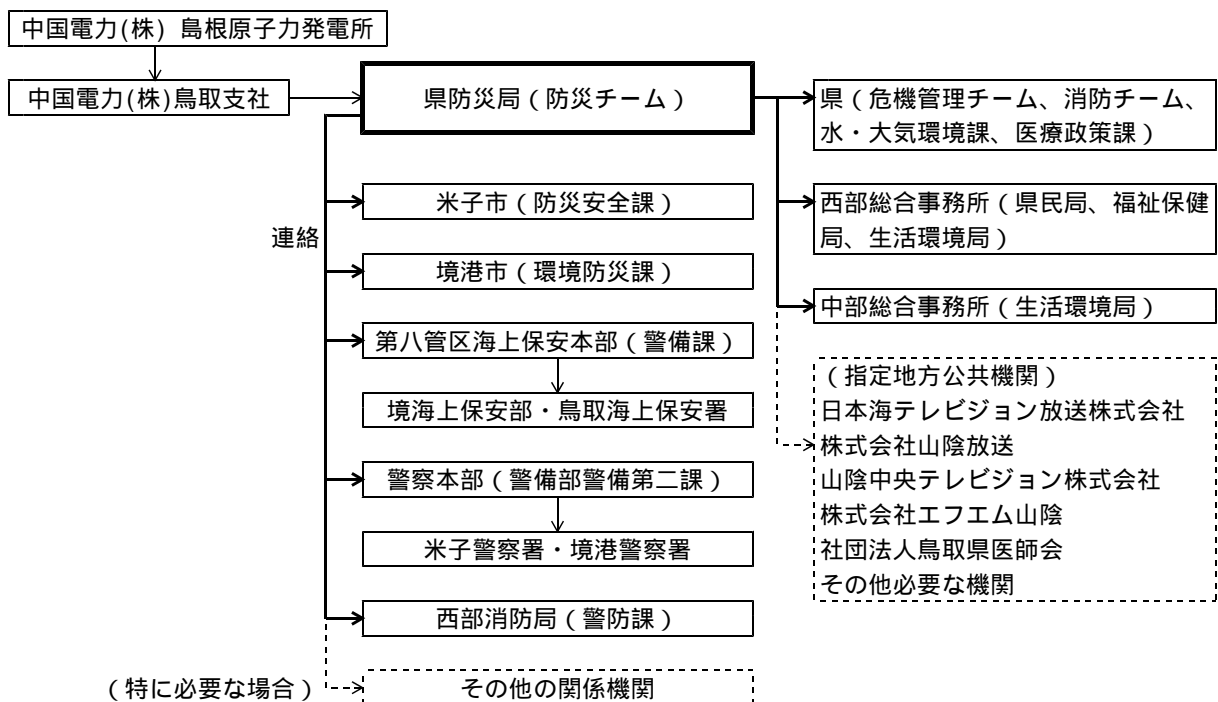
計器の不調等は除く

(2) (1)の連絡を受けた場合、県は、必要に応じて国、島根県、中国電力(株)等の防災機関から情報収集を行い、状況の把握に努めるとともに、必要と判断したときは、関係市町村等に連絡するものとする。

(3) 松江市において震度4以上の地震が発生した場合

県(防災局)は、松江市において震度4以上の地震発生の情報入手した場合、必要に応じて、国、島根県、中国電力鳥取支社等の防災機関から情報収集を行い、状況の把握に努めるとともに、必要と判断したときは、関係機関に連絡し、情報共有を図るものとする。

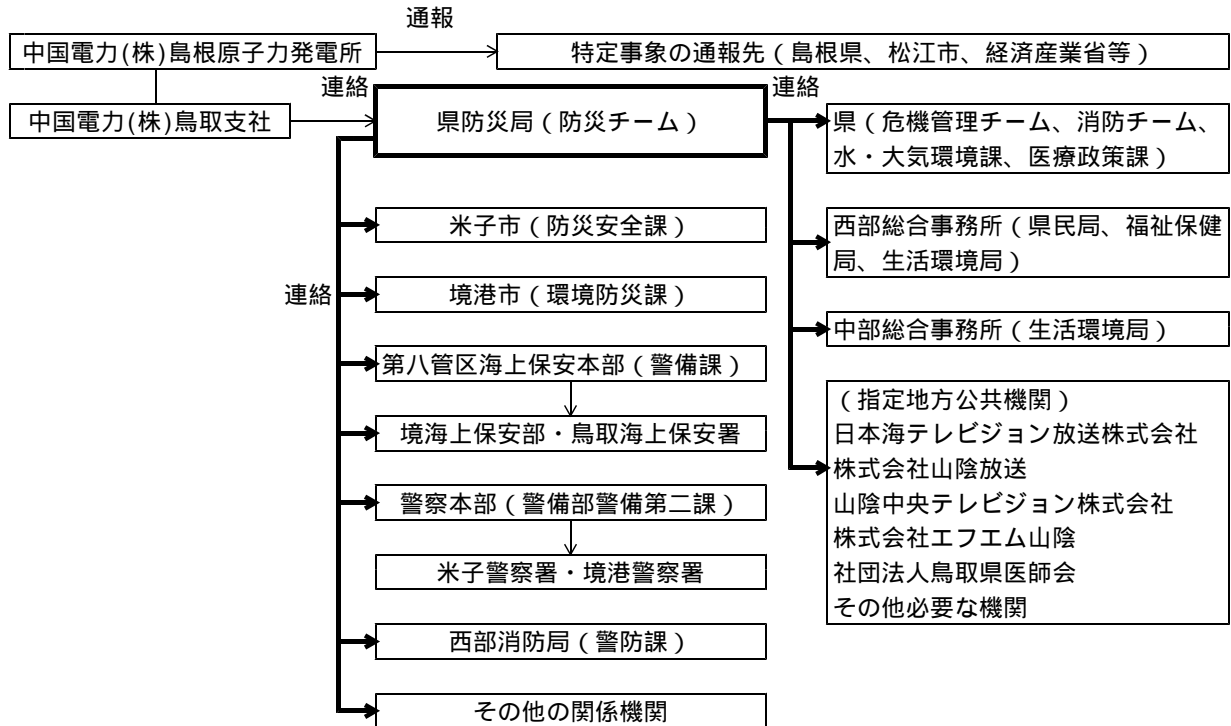
【異常情報等の連絡系統図[島根原子力発電所]】



2 特定事象等の連絡

- (1) 島根原子力発電所の原子力防災管理者は、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、島根県をはじめ、官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府等に、同時に文書をファクシミリで送付することとなっている。また、中国電力(株)鳥取支社は、特定事象について県に連絡するものとされている。
- (2) 国は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の今後の進展の見直しなど、事故情報等について、官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、所在市（松江市）、所在県（島根県）、関係県警察本部（島根県）に連絡することとされている。
- (3) (1)の連絡を受けた場合、県は、直ちに米子・境港両市、関係機関へ連絡するとともに、国、島根県、中国電力(株)等の防災機関から情報収集を行う。

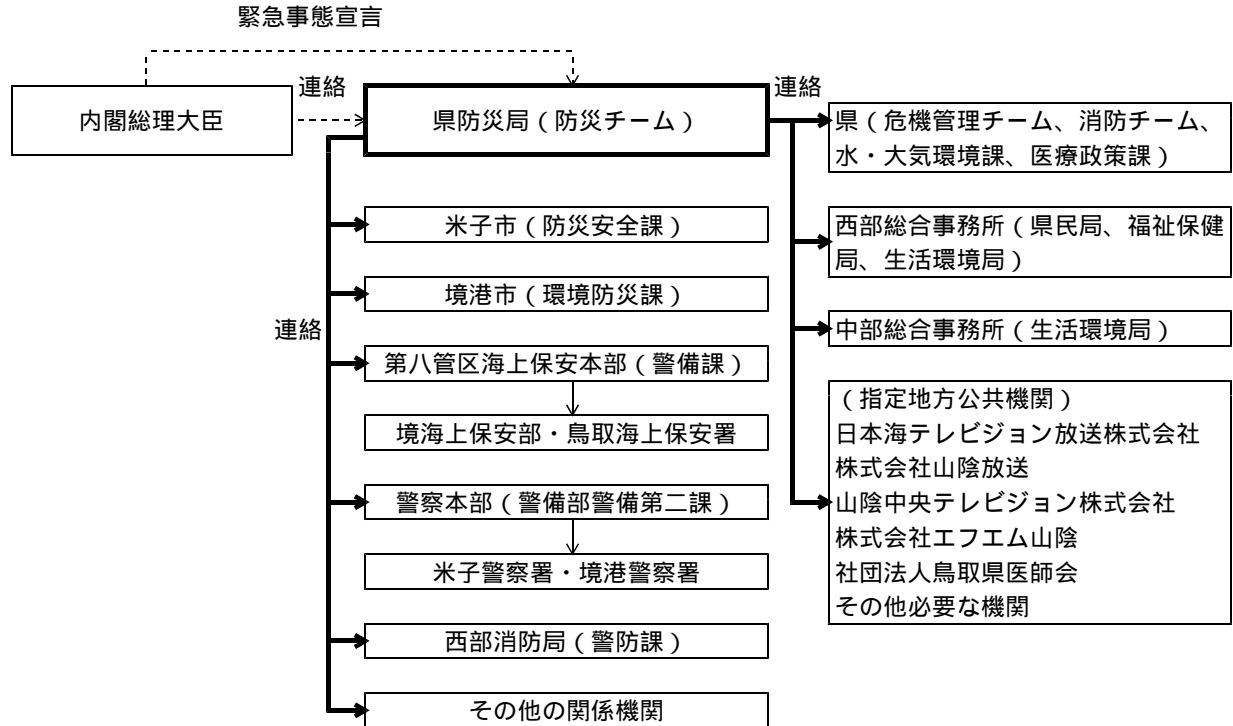
【特定事象発生時の連絡系統図[島根原子力発電所]】



3 緊急事態宣言の連絡

- (1) 内閣総理大臣は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態に該当すると認めるときは、原子力緊急事態宣言を公示するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄する市町村及び県に対し、防護措置を指示することとされている。(原災法第15条)
- (2) 県は、(1)について国から連絡を受けた場合又は当該情報を入手した場合、市町村及び関係機関に連絡する。

【緊急事態認定時の連絡系統図[島根原子力発電所]】



【通報・判断基準(島根原子力発電所)】

事象	特定事象の通報基準	原子力緊急事態の判断基準
1. 敷地境界放射線量上昇	(1) 2地点で5 μ Sv/h(線)以上 (2) 1地点で5 μ Sv/h(線)が10分間継続 (3) 以下の場合、線と中性子線の合算値が5 μ Sv/h以上 1地点で10分以上1 μ Sv/h以上 2地点以上で1 μ Sv/h以上 いずれも落雷の影響を除く	(1) 2地点で500 μ Sv/h(線)以上 (2) 1地点で500 μ Sv/h(線)が10分間継続 (3) 1地点で線(5 μ Sv/h)と中性子線の合算値が500 μ Sv/h以上
2. 放射性物質通常経路放出	排気筒、排水口その他通常時に放出されている場所で5 μ Sv/h以上が10分以上継続	排気筒、排水口その他通常時に放出されている場所で500 μ Sv/h以上が10分以上継続
3. 管理区域外での検出(火災・爆発等)	(1) 50 μ Sv/h以上が10分以上 (2) 公衆の被ばく限度相当濃度の50倍(5 μ Sv/h相当) (3) 測定が困難で(1)又は(2)の蓋然性が高い場合	(1) 5mSv/h以上が10分以上 (2) 公衆の被ばく限度相当濃度の5,000倍 (3) 測定が困難で(1)又は(2)の蓋然性が高いと判断した場合
4. 運搬(事業所外)	(1) 容器1m離れた地点で100 μ Sv/h (2) 放射性物質の漏えい又は相当する状況	(1) 容器1m離れた地点で10mSv/h (2) 放射性物質の漏えい又は相当する状況
5. スクラム失敗	原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉の停止ができない。	
6. 原子炉冷却材喪失	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生。	

事象	特定事象の通報基準	原子力緊急事態の判断基準
7. 原子炉給水喪失	原子炉の運転中にすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しない。	
8. 原子炉除熱機能喪失	原子炉の運転中に主復水器による熱を除却する機能が喪失した場合において、残留熱を除去する機能が喪失。	
9. 全交流電源喪失	原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止かつその状態が5分以上継続。	
10. 直流電源喪失	原子炉の運転中に非常用直流母線が一になった場合において、直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。	原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつその状態が5分以上継続。
11. 停止時原子炉水位異常低下	原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動するまで低下。	原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知。
12. 燃料プール水位異常低下	照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が燃料集合体が露出する液面まで低下。	
13. 中央制御室等使用不能	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室から原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除却する機能が喪失。	原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失。
14. 原子炉外臨界（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態）	原子炉の運転等の施設のための内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が蓋然性が高い状態にあること。	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態。
15. 事業所外運搬事故	事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬に使用する容器から放射性物質が漏えい又はその蓋然性が高い。	事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬に使用する容器から10m S v / hに相当する以上の放射性物質が漏えい又はその蓋然性が高い。
16. 原子炉停止機能喪失		原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失。
17. ECCS作動失敗		次の場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと (1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生 (2) 沸騰水型軽水炉等において原子炉へのすべての給水機能が喪失
18. 格納容器圧力上昇		原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が格納容器の設計上の最高使用圧力に到達。
19. 圧力抑制機能喪失		原子炉の運転中に主復水器による原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。
20. 原子炉冷却機能喪失		原子炉の運転中（すべての交流電源からの電気供給停止の場合に限る）において、原子炉を冷却するすべての機能が喪失。
21. 炉心溶融		原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知。

【参考】島根原発安全協定（島根県内）

中国電力(株)は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(島根県、松江市及び中国電力(株)締結。以下「島根原発安全協定」という。)第10条の規定に基づき、次に掲げる事項が発生した場合、島根県及び松江市に連絡するものとされている。(鳥取県についても中国電力鳥取支社を通じて同様の取扱いがなされる。)

【島根原発安全協定第10条の連絡すべき事項】

- (1) 原子炉施設等の故障関係
 - 1. 原子炉施設等の故障があったとき。
 - 2. 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
 - 3. 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
 - 4. 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。
- (2) 放射性物質の漏えい関係
 - 1. 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - 2. 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。
- (3) 放射線被ばく関係
 - 1. 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
 - 2. 前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。
- (4) その他
 - 1. 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
 - 2. 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - 3. 発電所敷地内において火災が発生したとき。
 - 4. 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
 - 5. 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
 - 6. その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 原子力災害情報の周辺住民への伝達
 - (1) 異常情報 (2) 特定事象 (3) 緊急事態
- 2 原子力災害発生時の配備動員

第3章 災害応急対策の実施

(県防災局、県福祉保健部、県生活環境部、警察本部、市町村、消防局、日本原子力研究開発機構、中国電力)

第1節 目的

本章は、原子力災害発生時に実施する応急対策活動について定めることを目的とする。

第2節 基本方針

本章は、原子力事業所に係る異常情報、特定事象の通報等又は原子力緊急事態宣言の発出(本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。)された場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合(特定事象の発生には至らない場合であっても、対策を行う必要があると考えられる場合)であって、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第3節 応急対策活動

1 各段階における活動内容

(1) 注意体制における活動内容

県(防災局)は、異常情報について事業所等から連絡等があった場合、事業所等に状況を確認し、必要に応じ関係市町村・関係機関への連絡及び市町村環境放射線の監視体制を強化を実施する。

(2) 警戒本部を設置した場合の活動内容

ア 警戒本部の実施する対策等

- (ア) 職員の非常参集
- (イ) 情報の収集・提供
- (ウ) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣
- (エ) 環境放射線モニタリングの監視強化(平常時モニタリング地点)及び緊急時モニタリングの準備
- (オ) 救助・救護活動に係る関係機関との連絡調整
- (カ) 住民の防護対策の検討及び準備

イ 市町村及び防災関係機関の活動体制

市町村及び警察本部、消防局等の防災関係機関は、原子力事業者又は県から事故発生等の通報があったとき、又は県から災害応急対策活動の準備要請等を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。

(3) 災害対策本部を設置した場合の活動内容

ア 災害対策本部の実施する対策等

- (ア) 情報の収集及び関係機関との連絡調整
- (イ) 関係機関等への応援要請及び職員の派遣要請等
- (ウ) 救助・救護活動の実施及び関係機関との連絡調整
- (エ) 住民の防護対策の実施及び関係機関との連絡調整
- (オ) 市町村の活動の支援

イ 支部の実施する対策等

- (ア) 対策本部及び関係機関からの情報の収集・提供・連絡調整
- (イ) 救助・救護活動の実施及び関係機関等の現地調整活動
- (ウ) 住民防護対策の実施及び関係機関との現地調整活動
- (エ) 緊急時モニタリングの実施及び補助
- (オ) 市町村対策本部への応援のための職員の派遣

2 オフサイトセンターにおける活動

(1) 現地事故対策連絡会議

現地事故対策連絡会議は、特定事象の通報があり、これが原災法第15条の原子力緊急事態に該当しない場合において、関係機関による情報の共有(必要に応じて応急対策の調整)を目的としてオフサイトセンターにおいて開催される。

ア 人形峠環境技術センターに係る特定事象の通報があった場合

(ア) オフサイトセンターへの情報連絡要員の派遣

県(防災局)は、警戒本部設置後直ちに、連絡調整のため中部総合事務所に対して要員のオフサイトセンターへの派遣を指示する。

(イ) 現地事故対策連絡会議への職員派遣

県(防災局)は、国が開催する現地事故対策連絡会議に出席するため、危機管理チーム長及びあらかじめ定めた防災局の職員を上齋原オフサイトセンターに派遣する。

(ウ) 現地事故対策連絡会議構成員(人形峠環境技術センター)

a 初動における構成員

上齋原原子力保安検査官事務所長、岡山県職員、鳥取県職員、鏡野町職員、三朝町職員、人形峠環境技術

センター職員、その他

b 本庁職員参集後の構成員

経済産業副大臣又は文部科学副大臣（国現地対策本部長）、経済産業省職員及び文部科学省職員（事務所長を含む）、その他関係省庁職員、岡山県職員、鳥取県職員、鏡野町職員、三朝町職員、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の専門家、独立行政法人日本原子力研究開発機構職員、その他

c 現地事故対策連絡会議で共有する情報等（人形峠環境技術センター）

【 現地事故対策連絡会議で共有される情報】	県収集・提供情報
1 人形峠環境技術センター関連情報(事故の状況、事故対応体制等)	
2 モニタリング関連情報(事故対応体制、モニタリング情報等)	平常時モニタリング地点における環境放射線モニタリングの結果
3 岡山県・鳥取県関連情報(事故対応体制、専門家の派遣要請、広報等)	警戒本部の設置状況・各実施部の活動状況・専門家の派遣要請・広報の状況 等
4 鏡野町・三朝町関連情報(事故対応体制、広報、住民状況等)	
5 その他の関係機関関連情報(事故対応体制等)	消防局の活動状況・県警察の活動状況・傷病者等の情報
6 国関連情報(事故の見通し、事故対応体制等)	

イ 島根原子力発電所に係る特定事象の連絡があった場合

県（防災局）は、警戒本部設置後直ちに、事故情報等の情報収集及び連絡調整のため、危機管理チーム長及びあらかじめ定める職員を島根県原子力防災センターに派遣する。

(2) 原子力災害合同対策協議会

原子力災害合同対策協議会は、緊急事態宣言が発出された場合において、各機関が実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原災法第23条に基づき、オフサイトセンターに組織される。

ア 人形峠環境技術センターに係る原子力緊急事態宣言が発出された場合

(ア) 原子力合同対策協議会への職員派遣

a 県（本部事務局）は、対策本部設置後、上齋原オフサイトセンターにおいて組織される原子力災害合同対策協議会に、原則として副本部長である副知事を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

b 県（本部事務局）は、原子力災害合同対策協議会を運営する事務局として組織される機能班の要員としてあらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難の状況の把握等の活動に従事させる。（各職員が実施する業務については、「上齋原緊急事態応急対策拠点施設運営要領」（原子力・安全保安院上齋原原子力安全保安検査官事務所）による。）

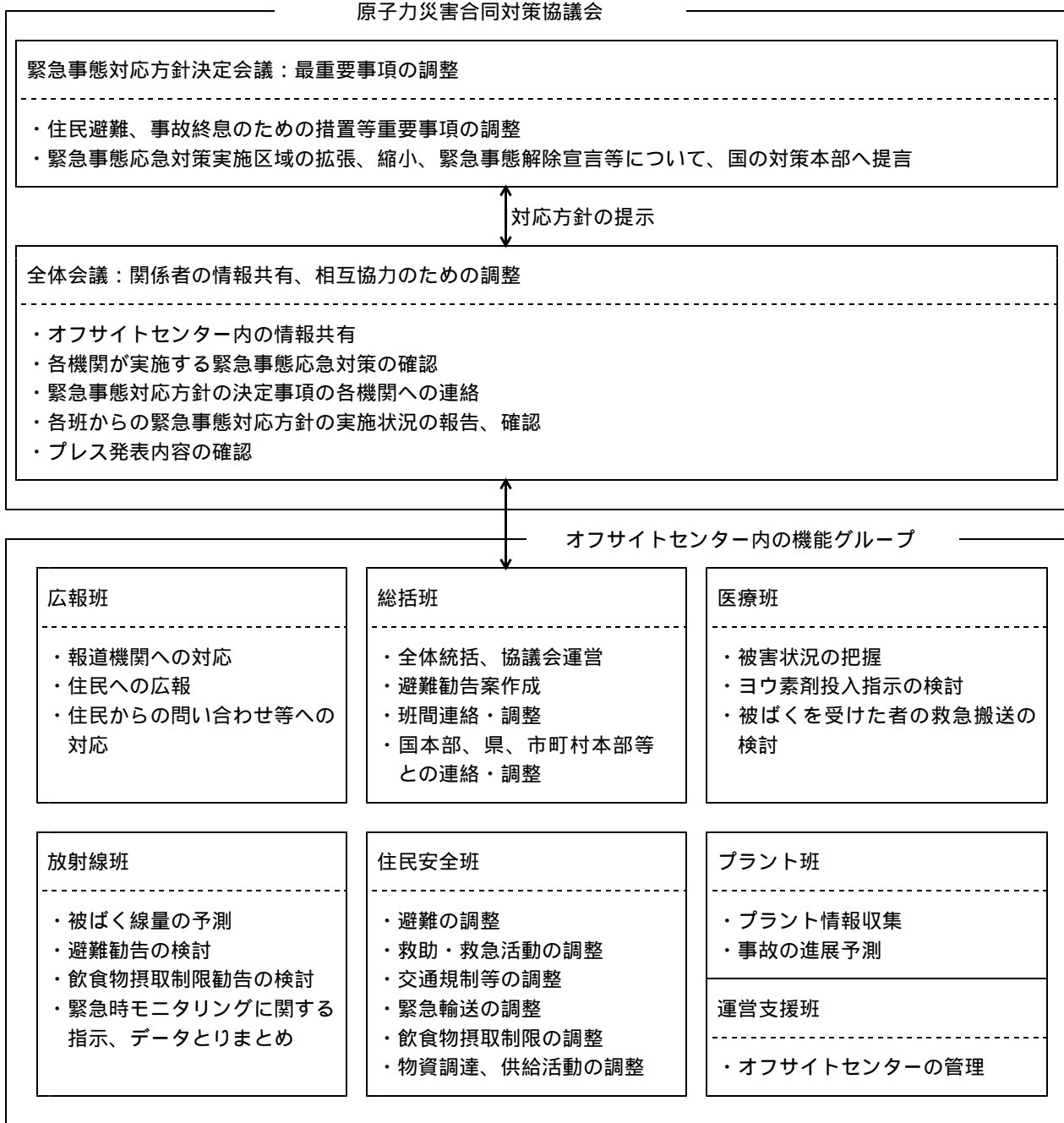
(イ) 原子力災害合同対策協議会構成員[人形峠環境技術センター]

- a 経済産業副大臣又は文部科学副大臣（国現地対策本部長）
- b 岡山県・鳥取県・三朝町・鏡野町の災害（現地）対策本部副本部長
- c 原子力安全委員
- d 原子力安全・保安担当審議官
- e 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）
- f 内閣府政策統括官付企画官
- g 消防庁広域応援対策官
- h 独立行政法人日本原子力研究開発機構理事
- i その他原子力災害対策本部長が必要と認めた者

イ 島根原子力発電所に係る原子力緊急事態宣言が発出された場合

県（本部事務局）は、対策本部設置後、島根原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として危機管理チーム長及びあらかじめ定める職員をオブザーバーとして出席させるものとし、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に係る情報の収集及び県の応急対策活動の提供等を行う。

【原子力災害合同対策協議会の役割】



3 専門家の派遣要請等

(1) 国への専門家派遣の要請（人形峠環境技術センターのみ）

県（防災局、本部事務局）は、特定事象発生のお知らせがなされた場合、必要に応じ、上齋原オフサイトセンターに派遣した職員を通じ、安全規制担当省庁（文部科学省及び経済産業省）に対して、専門家の派遣を要請する。

(2) 鳥取県原子力防災専門家会議委員への助言及び参集の求め

県（防災局、本部事務局）は、特定事象発生のお知らせがなされた場合、鳥取県原子力防災専門家会議の委員に対して、原子力災害応急対策・放射線管理・放射線防御等の専門分野について助言等を求めると共に、必要に応じて委員に対して参集を要請する。

4 自衛隊の派遣要請等

知事は、以下の活動について自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町村長から要請があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自衛隊の派遣を要請し、又は、災害対策本部設置後においては、オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ直ちに派遣を要請する。

- ア モニタリング支援 イ 被害状況の把握 ウ 避難の援助 エ 行方不明者等の捜索救助
 オ 消防機関との共同による消防活動 カ 応急医療、救護 キ 人員及び物資の緊急輸送
 ク その他住民の防護及び救援

5 防災業務関係者の安全確保

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

- ア 各防災関係機関は、緊急事態応急対策に関わる防災業務関係者の安全確保を図る。
- イ 各防災関係機関は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、オフサイトセンター、災害対策本部及び支部（本部設置していない場合は県防災局又は総合事務所）並びに現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において、冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。
- ウ 各防災関係機関は、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

- ア 県（防災局、本部事務局）は、オフサイトセンターに派遣されている専門家等の助言に基づき、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、ポケット式線量計等の防護資機材の装着及びヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。また、災害対策本部長は、三朝町やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、ポケット式線量計等の防護資機材の装着及びヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- イ 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県（防災局、本部事務局）は、関係機関に対し、防護資機材の調達の要請を行う。さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し、原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

(3) 防災業務関係者の被ばく管理

- ア 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた防護指標に基づき行う。

【防災業務関係者の防護指標】

防災業務関係者の種別	上限値	摘要
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する者	実効線量で50mSv	女性については胎児防護の観点から適切な配慮を行う。
事故現場において緊急作業を実施する者(国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等)	実効線量で100mSv (但し、作業内容に応じて、目の水晶体は等価線量で300mSv、皮膚は等価線量で1Sv)	

- イ 防災業務関係者の被ばく管理は、県が保管する資機材を必要に応じて配布するものとするが、原則として防災業務に携わる各機関の責任で行う。
- ウ 防災業務に携わる各機関は、緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行う。
- エ 県（防災局、本部事務局）は、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。
- オ 県（防災局、本部事務局）は、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行う。
- カ 県（防災局、本部事務局）は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- キ 県（防災局、本部事務局）は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在県、市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

6 防災関係機関の連携体制

県及び防災関係機関は、現地における応急対策活動に当たっては、必要に応じて現地調整所等を設置し、対応等に関する協議、連携、任務分担及び情報の共有を行うとともに、オフサイトセンターとの情報の共有及び活動の連携にも留意するものとする。

【人形峠環境技術センターに係る調整事項（主なもの）】（ : 情報保有機関、 : 情報共有機関）

項目	県庁			県中部総合事務所			警察本部	中部消防局	市町村	事業者	OFC
	防災局(本部)	医療政策課	水・大気環境課	県民局	福祉保健局	生活環境局					
現場活動に係る情報（現地責任者、活動状況・現場状況）											
避難所（救護所）の状況											
被災者の状況											
搬送先の情報											
放射線の状況（拡散予測）											
放射線の状況（測定結果）											
放射線モニタリング状況											
交通規制情報											

【島根原子力発電所に係る調整事項（主なもの）】（ : 情報保有[収集]機関、 : 情報共有機関）

項目	県庁			県西部総合事務所			中部生活環境局	警察本部	西部消防局	市町村	中電鳥取支社
	防災局 (本部)	医療政 策課	水・大 気環境 課	県民局	福祉保 健局	生活環 境局					
現場活動に係る情報（現地責任者、活動状況・現場状況）											
避難所（救護所）の状況											
被災者の状況											
搬送先の情報											
放射線の状況（拡散予測）											
放射線の状況（測定結果）											
放射線モニタリング状況											
交通規制情報											

OFCの情報は、県防災局・県西部県民局を通じて収集

第4節 住民等への広報

1 基本方針

原子力災害等が発生した場合の住民等への広報については、事象が専門的で分かりにくい原子力災害の特質に鑑み、迅速で分かりやすい広報を心がけるものとする。

2 住民に対する広報の方法

(1) 報道機関又は県の広報媒体を使用した広報

県（防災局、本部事務局）は、住民等に対する緊急時の原子力災害情報又は災害対策上必要な事項の伝達は、緊急性に鑑み、報道機関又は県の広報媒体（インターネット等）を使用して行う。特に必要がある場合、「災害時における放送の要請に関する協定」に基づき報道機関への報道要請を行う。

(2) 市町村を通じた広報

県（防災局、本部事務局）は、住民の安全に直結する情報については確実に住民への伝達が行われるよう、市町村に対して住民への周知広報の実施を求めると共に、市町村の周知支援を行う。

(3) 警察本部、消防局による市町村広報の支援

消防局及び県警察本部は、確実な住民への情報伝達のため必要な場合は、市町村の住民への周知広報の実施に当たって支援するものとする。

(4) 住民に対する広報時期及び広報事項

広報時期	広報事項
トラブル発生時	トラブル概要、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
交通規制実施時	区間、期間、今後の見通し
特定事象通報時	時点、概要、意味、原因、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
原災法15条事象発生時、原子力緊急事態宣言発出時	時点、概要、意味、原因、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
事態が進展したとき	事態の変更の内容、変更による住民の行動の変更（具体的に）
行動指示の変更時	行動指示の変更理由、変更による住民の行動の変更（具体的に）
放射性物資の放出開始	時点、原因、危険性の有無、今後必要な行動、対策の状況、今後の見通し
避難、退避等の解除	今後必要な行動、今後の見通し

ただし、新たな伝達情報が無い場合であっても、住民を不安にさせぬよう定期的（概ね1～2時間ごと）な広報に努めるものとする。

(5) 住民向け広報文のポイント（屋外無線・広報車向け音声）

ア 住民の立場に立った内容を心がける

- (ア) 伝えるべき重要事項のみに集約
- (イ) 何をすべきか、してはならないかが理解できること
- (ウ) 専門用語は避ける
- (エ) 耳で聞いて理解できる表現
- (オ) ひとつひとつの文及び全体の内容も短くする
- (カ) テレビやラジオの放送にも注意することも促す

イ 音声情報としての広報文の基本構成（文例）

- (ア) 広報主体： こちらは 広報です。

- (イ) 発生事実： 午前 時 ふんごろ、[施設名]で施設に異常がありました。
- (ウ) 外部影響： 放射性物質がわずかに漏れましたが、健康への影響はありません。
- (エ) 行動指示： 住民の皆さんが特別な行動をとる必要はありません。今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
- (オ) 他の対策状況： 役場では、現在、詳しい情報の収集に当たっています。
- (カ) 見通し予告： 次のお知らせは 時頃に行います。

3 報道事項及び広報の内容

(1) 報道事項

県(防災局、本部事務局)は、次に掲げる事項については、その都度、又は必要に応じて広報する。(報道資料提供、県ホームページへの掲載等)

ア 異常情報・事故情報

(ア) 事故等の状況(事故等の種別、発生日時、発生区域[事業所の区域内・区域外]、全般的概況、事故等の規模、国等への報告義務の要否)

(イ) 応急対策状況(事業者、県、市町村)

(ウ) 映像、写真等による現地の状況

(エ) 汚染・被ばく者の有無

(オ) 事業所区域外への影響の有無

(カ) 環境放射線モニタリングの測定結果(テレメータ)

イ 特定事象・原子力緊急事態

(ア) 災害の状況(災害の種別、発生日時、発生区域、全般的概況、災害の規模)

(イ) 応急対策状況(事業者、国、県[警戒本部・対策本部の設置]、市町村、防災関係機関等)

(ウ) 映像、写真等による現地の状況

(エ) 汚染・被ばく者の有無

(オ) 事業所区域外への影響の有無

(カ) 環境放射線モニタリングの実施状況及び測定結果

(キ) 今後の進展予想

(2) 特に住民へ周知する事項

県(防災局、本部事務局)は、次に掲げる事項については、その都度、又は必要に応じて広報するとともに、市町村に対して住民への周知について求める。

ア 住民が取るべき措置(屋内退避、避難、飲食物の摂取制限、等)

イ 交通規制の状況

ウ 住民がとるべき措置の解除

4 その他広報実施に当たっての留意事項

(1) 広報内容については、オフサイトセンター、原子力事業者、市町村及び他都道府県と連携し、十分に確認した上で広報を行う。

(2) 原子力防災特有の事項については、できる限り基準及び単位等の解説等を加えた上で広報を行う。

(3) 住民への安心・安全情報の提供について十分確認できた場合には、早急の情報提供に努める。

(4) 情報伝達のポイント

ア 正確さよりも迅速さが重要であることに留意する。

イ 住民が適切な判断と行動ができる情報の提供に努める。

(ア) データについては数値だけでなく、どの程度危険・安全なのかについての説明を心がける。

(イ) 避難などの緊急行動については、その行動が必要な理由についての説明を心がける。

(ウ) その他、何をすべきか、してはならないかについて具体的な説明を心がける。

(5) 情報整理のポイント

広報に当たっては、以下の点に留意した情報整理を心がける。

ア 何が起きているのか

イ 安全なのか、危険なのか

(ア) なぜ

(イ) どのように、どの程度

(ウ) 根拠(モニタリングポストの測定値等)

ウ 専門用語ではなく平易な表現をする、又は専門用語の意味(解説)を付加する

エ 数値の明確化

(ア) いくつからいくつに変動したか明確にする

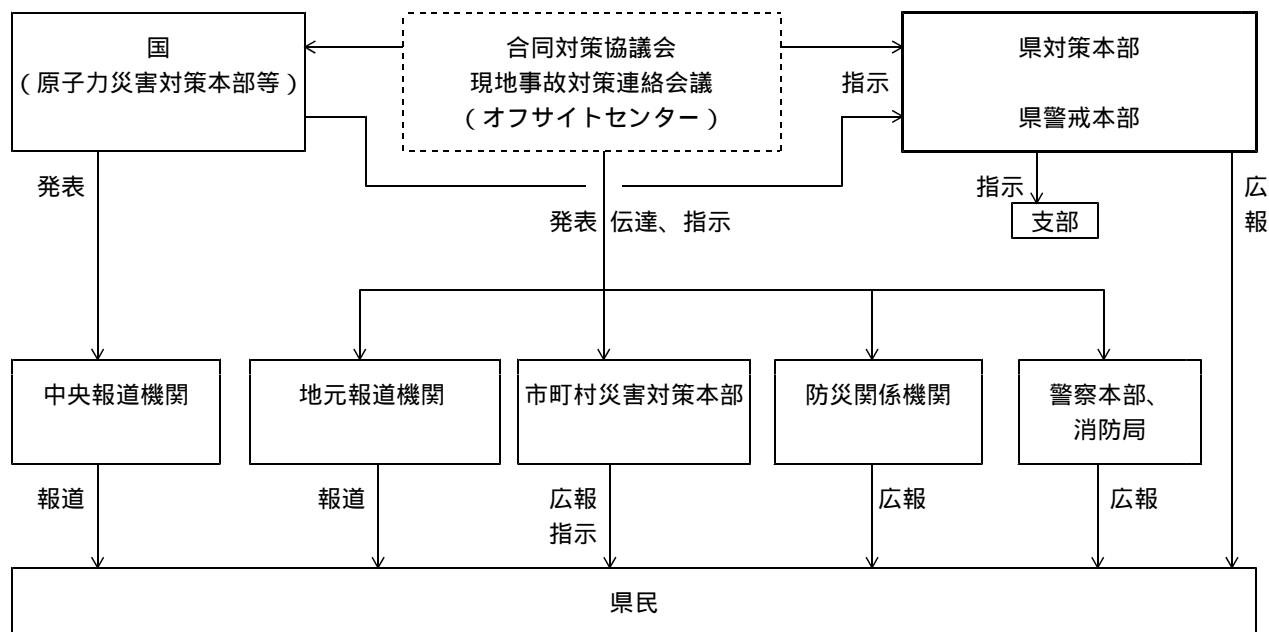
(イ) 将来の見込みについては、時期を明確にする

(ウ) 数字の内訳を明確にする

オ 数値の持つ意味の明確化

カ 今後の見込み等、時系列の推移情報

【住民に対する広報・指示伝達系統等】



第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 原子力災害応急対策の実施内容
- 2 オフサイトセンターへの職員の派遣
- 3 活動要員の放射線防護
- 4 現地調整所等の開設による関係機関との情報共有・連絡調整
- 5 住民への情報伝達、広報項目

第4章 住民の防護

(県防災局、県農林水産部、市町村、消防局)

第1節 目的

この計画は、原子力災害が発生した場合において、住民等を放射性物質等から防御するための措置について、定めることを目的とする。

第2節 避難誘導等の防護活動

1 避難誘導等の防護活動の実施

(1) 防護対策等の検討

ア 人形峠環境技術センター等に係る事象が発生した場合

県(防災局、本部事務局)は、防護活動の実施に当たり、事態発生初期においてはSPEEDIネットワークシステムの予測結果を、体制等が整った後は専門家等の意見をそれぞれ参考にして方針を検討し、決定する。

【緊急時におけるSPEEDIネットワークシステムの計算条件入力から図形配信までの時間】

およその所要時間(分)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
計算条件入力		2分													
局地気象予測計算			7分												
風速場予測計算										1分					
濃度・線量計算											3分				
図形作成・配信														2分	

【SPEEDIネットワークシステムの出力図形の種類と内容】

	図形の名称	表示方法	単位	内容
予測結果	1 風速場(地上高)	水平断面風速場ベクトル表示	m/s	各時刻における風向・風速の水平成分をベクトル表示。 放射性プルームの流れる方向の予測に利用する。
	2 大気中濃度(地上高)(希ガス)(ヨウ素)(上記以外のFP核種など)	水平分布等値線及び最大濃度地点	Bq/m ³	各時刻における平均空気中濃度(希ガス、ヨウ素、FP核種など)を表示
	3 地表蓄積量(ヨウ素)(上記以外のFP核種など)		Bq/m ²	地上に蓄積するヨウ素及びFTP核種などの積算量を表示。
	4 空気吸収線量率	水平分布等値線及び最大線量地点	μGy/h	各時刻における平均空気吸収線量率を表示。 緊急時環境放射線モニタリング結果との比較に利用する。
	5 外部被ばくによる実効線量		mSv	希ガス、ヨウ素、FP核種などから受ける外部被ばく実効線量を表示。住民の予測実効線量の推定に利用する。
	6 吸入による甲状腺等価線量			ヨウ素の吸入による甲状腺の等価線量。住民の甲状腺予測等価線量の推定に利用する。
	7 内部被ばくによる臓器の等価線量			FP核種などの吸入による肺、骨表面など臓器の等価線量を表示。
	8 内部被ばくによる実効線量			FP核種などの吸入による実効線量を表示。

	図形の名称	表示方法	単位	内容
観測結果	9 気象観測値 (風向・風速)(降水量)	地上観測点における矢印表示	m / s	気象観測データの風向・風速値を矢印により表示。降水量を記号により表示。
		地上観測点における記号表示	mm / h	
	10 放射線観測値 低線量率・高線量率	地上観測点における記号表示	μ Gy / h	環境放射能観測地を記号により表示

イ 島根原子力発電所に係る事象が発生した場合

県(防災局、本部事務局)は、防護活動の実施に当たり、国及び島根県原子力防災センターに派遣されている専門家等の意見、放射線モニタリングの結果、島根県防災センターで決定した防護対策区域をそれぞれ参考にして方針を検討し、決定する。

(2) 市町村に対する防護活動の実施の指示等

県(防災局、本部事務局)は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示に従い、又は、住民の安全確保のために必要と認めるときは自らの判断で、市町村に対し、次に掲げる必要な緊急事態応急対策の実施を指示する。

- ・住民等に対する屋内退避勧告又は指示
- ・住民等に対する避難のための立ち退きの勧告又は指示
- ・警戒区域の設定 等

【屋内退避及び避難等に関する指標】

予測線量(単位:mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる 実効線量	放射性ヨウ素による甲 状腺の等価線量等	
10~50	100~500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 E P Z内に立ち入っている住民等は、自宅に戻るか、退避すること。(人形峠環境技術センター)
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

予測線量は、対策本部等において算定し、これに基づく住民等の防護措置についての指示が行われる。

予測線量は、放射性物質又は放射能の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

(3) 市町村の防護活動への協力

県(防災局、本部事務局)は、住民等の避難誘導に当たっては、市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。

(4) 住民等の避難状況の確認

市町村は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難所における確認等住民等の避難状況を確認するものとし、県は確認に協力する。

2 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

(1) 県(防災局、本部事務局)は、市町村長等が避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

(2) 知事は、警察本部長に対し、防護対策地区における立入禁止及び警戒区域における立入制限並びにこれらの措置に伴う交通規制の実施について要請する。なお、立入制限区域の設定に当たっては、S P E E D Iネットワークシステムの予測結果(人形峠環境技術センター周辺のみ)及び専門家の意見等を参考にしつつ、オフサイトセンターと連携して、判断するものとする。

第3節 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県(防災局、本部事務局)は、防災指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等、必要な措置をとるように市町村に指示する。

【飲食物摂取制限に関する指標】

対象	放射性ヨウ素 (I - 131)	放射性セシウム	ウラン	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (^{238}Pu 、 ^{239}Pu 、 ^{240}Pu 、 ^{242}Pu 、 ^{241}Am 、 ^{242}Cm 、 ^{243}Cm 、 ^{244}Cm の放射能濃度の合計)
飲料水	$3 \times 10^2 \text{ Bq / kg}$ 以上	$2 \times 10^2 \text{ Bq / kg}$ 以上	20 Bq / kg 以上	1 Bq / kg 以上
牛乳・乳製品				
野菜類	$2 \times 10^3 \text{ Bq / kg}$ 以上 (根菜、芋類を除く。)	$5 \times 10^2 \text{ Bq / kg}$ 以上	$1 \times 10^2 \text{ Bq / kg}$ 以上	10 Bq / kg 以上
穀類				
肉・卵・魚・その他				

(注) 乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては、 20 Bq / kg を、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については、 1 Bq / kg を適用する。

ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用する。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

県(防災局、本部事務局)は、防災指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は市町村に指示する。

3 飲料水及び飲食物の供給

県(防災局、本部事務局)は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示した時は、市町村と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 避難誘導等住民防護対策の実施
- 2 農林水産物の採取及び出荷制限等の実施
- 3 飲料水及び飲食物の供給

第5章 緊急時モニタリング実施の基本方針

(県防災局、県福祉保健部、県生活環境部)

第1節 目的

本章は、原子力事業所に係る異常情報又は特定事象の通報等並びに原子力緊急事態宣言が発出（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）された場合の環境放射線のモニタリングの強化及び緊急時モニタリングの実施に係る基本方針を中心に定める。

第2節 緊急時モニタリングの種類

1 第1段階の緊急時モニタリング

第1段階の緊急時モニタリングは被ばく線量を推定し防護対策を検討するため実施するものであるため、迅速に実施する必要がある。

2 第2段階の緊急時モニタリング

第2段階の緊急時モニタリングは、各種防護対策の解除に用いられるものであるため、正確さが求められるため、慎重かつ広範囲に実施する必要がある。

第3節 各段階での対処要領

1 人形峠環境技術センターに係る事象が発生した場合

(1) 特定事象の通報以外の異常情報の通報を受けた場合の対応

県（防災局）は、事業所周辺の放射線量の把握のため、モニタリングポストの監視を強化するとともに、必要に応じて、中部総合事務所にモニタリングカーによる環境放射線モニタリングの実施のための待機を指示する。

(2) 特定事象発生時の通報を受けた場合の対応（警戒本部設置時）

ア 県警戒本部は、事業所周辺への影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、環境放射線モニタリングの結果の取りまとめを行うとともに、平常時に行っているテレメータによる観測データの推移に留意し、その状況を逐次、国（現地事故対策会議が設置されている場合は現地事故対策会議）に連絡する。

イ 県警戒本部は、中部総合事務所に対して第1段階の緊急時モニタリングの準備を指示するとともに、放射性物質又は放射線の影響の早期把握のため必要があると判断した場合、移動局による平常時のモニタリング地点におけるモニタリングの実施を指示する。

ウ 測定項目

(ア) 空間放射線量率 (イ) 大気中の放射性物質濃度

(ウ) 環境試料（飲料水・野菜・樹葉・河川水）中の放射性物質の表面汚染密度及び濃度

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の対応（対策本部設置時）

ア 県対策本部は、対策本部設置後速やかに、事業所周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、緊急時モニタリング実施計画を策定し、モニタリングを地点を選定の上、第1段階の緊急時モニタリングの実施を中部支部に指示し、関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果をとりまとめ、オフサイトセンターに派遣した職員に対して連絡する。

イ 県対策本部は、原子力災害合同対策協議会と連携し、緊急時モニタリングの実施の指示があったときは、中部支部に対して第1段階の緊急時モニタリングの実施を指示する。

(4) 事故状態の予測が確実になり、放射性物質又は放射線の放出が減少してきた段階

ア 県対策本部は、原子力災害合同対策協議会と連携し、緊急時モニタリングの実施の指示があったときは、中部支部に対して第2段階の緊急時モニタリングの実施を指示する。

イ 測定項目

(ア) 空間放射線量率 (イ) 大気中の放射性物質濃度 (ウ) 大気中のフッ素濃度

(エ) 飲料水、農林畜水産物、河川水及び土壌中の放射性物質濃度 (オ) 放射線積算線量

(5) 原子力緊急事態解除宣言後の対応

県（防災局、本部事務局）は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び人形峠環境技術センターと協力して環境放射線モニタリングを継続して実施する。

2 島根原子力発電所に係る事象が発生した場合

(1) 異常情報の発生時の情報を入手した場合の対応

ア 県（防災局）は、必要と判断した場合、県西部への影響を把握するため、西部総合事務所生活環境局に対し、平常時のモニタリング地点における簡易モニタリングの実施を指示する。また、事態の進展によっては、特定事象又は原子力緊急事態の発生可能性がある場合は、あらかじめ中部総合事務所に対して移動局によるモニタリング実施の待機を指示する。

イ モニタリングの結果があらかじめ定める一定以上の数値を示した場合、又は事態の進展の見込みにより、特定事象又は原子力緊急事態の発生が見込まれる場合、県は、中部総合事務所に対して移動局によるモニタリングの実施を指示する。

- (2) 特定事象発生 of 通報を受けた場合の対応（警戒本部設置時）
- ア 県警戒本部は、県西部への影響を把握するため、直ちに、西部総合事務所生活環境局に対し、平常時のモニタリング地点において早急に環境放射線モニタリングを実施するよう指示する。
 - イ 県警戒本部は、西部総合事務所の実施したモニタリングの結果が一定以上の数値を示した場合又は事態の進展の見込みにより事業所の区域外への放射性物質の放出のおそれがある場合、直ちに、中部総合事務所に対し、県西部におけるより詳細なモニタリングの実施を指示する。
 - ウ モニタリングの実施に当たっては、事故進展の予測及び現地事故対策連絡会議の指導助言を参考に実施するものとする。
- (3) 原子力緊急事態宣言の発出後の対応（対策本部設置時）
- ア 県対策本部は、県西部への影響を把握するため、緊急時モニタリング実施計画を策定し、モニタリング地点を選定の上、西部支部に対し、平常時のモニタリング地点において早急に環境放射線モニタリングを実施するよう指示する。併せて、中部総合事務所に対し、県西部におけるより詳細なモニタリングの実施を指示する。
 - イ 測定項目
 - [西部総合事務所が実施するモニタリング]
 - 空間放射線量率
 - [中部総合事務所が実施するモニタリング（詳細モニタリング）]
 - (ア) 空間放射線量率 (イ) 大気中の放射性物質濃度
 - (ウ) 環境試料（飲料水・野菜・樹葉・河川水）中の放射性物質の表面汚染密度及び濃度
- (4) 事故状態の予測が確実になり、放射性物質又は放射線の放出が減少してきた段階
- ア 対策本部は、オフサイトセンターの情報を把握し、事故状態の予測が確実になり放射性物質又は放射線の放出が減少してきたと判断した場合、中部総合事務所に対して第2段階の緊急時モニタリングの実施を指示する。
 - イ 測定項目
 - (ア) 空間放射線量率 (イ) 大気中の放射性物質濃度
 - (ウ) 飲料水、農林畜水産物、河川水及び土壌中の放射性物質濃度 (エ) 放射線積算線量
- (5) 原子力緊急事態解除宣言後の対応
- 県（防災局、本部事務局）は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関等と協力して環境放射線モニタリングを行う。

第4節 モニタリング結果の評価

- 1 県（防災局、本部事務局）は、緊急時モニタリングの実施結果について、原則としてオフサイトセンターの放射線班に連絡し、評価について要請するものとする。
- 2 県（防災局、本部事務局）は、オフサイトセンターの体制が整うまでは、実施結果について国及び専門家等の意見を聴いて、防護対策等を検討するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第6章 救急・救助及び緊急被ばく医療活動

(県防災局、県福祉保健部、市町村、消防局)

第1節 目的

本章は原子力災害発生時の被災者等の救急・救助及び緊急被ばく医療活動等に係る活動方針を中心に定める。

第2節 救助・救急搬送

- 1 関係機関は、オフサイトセンター又は対策本部と連絡調整の上、救助・救急搬送を実施する。
- 2 県(福祉保健部)は、関係機関と協力して搬送先病院について調整する。

第3節 緊急被ばく医療活動等

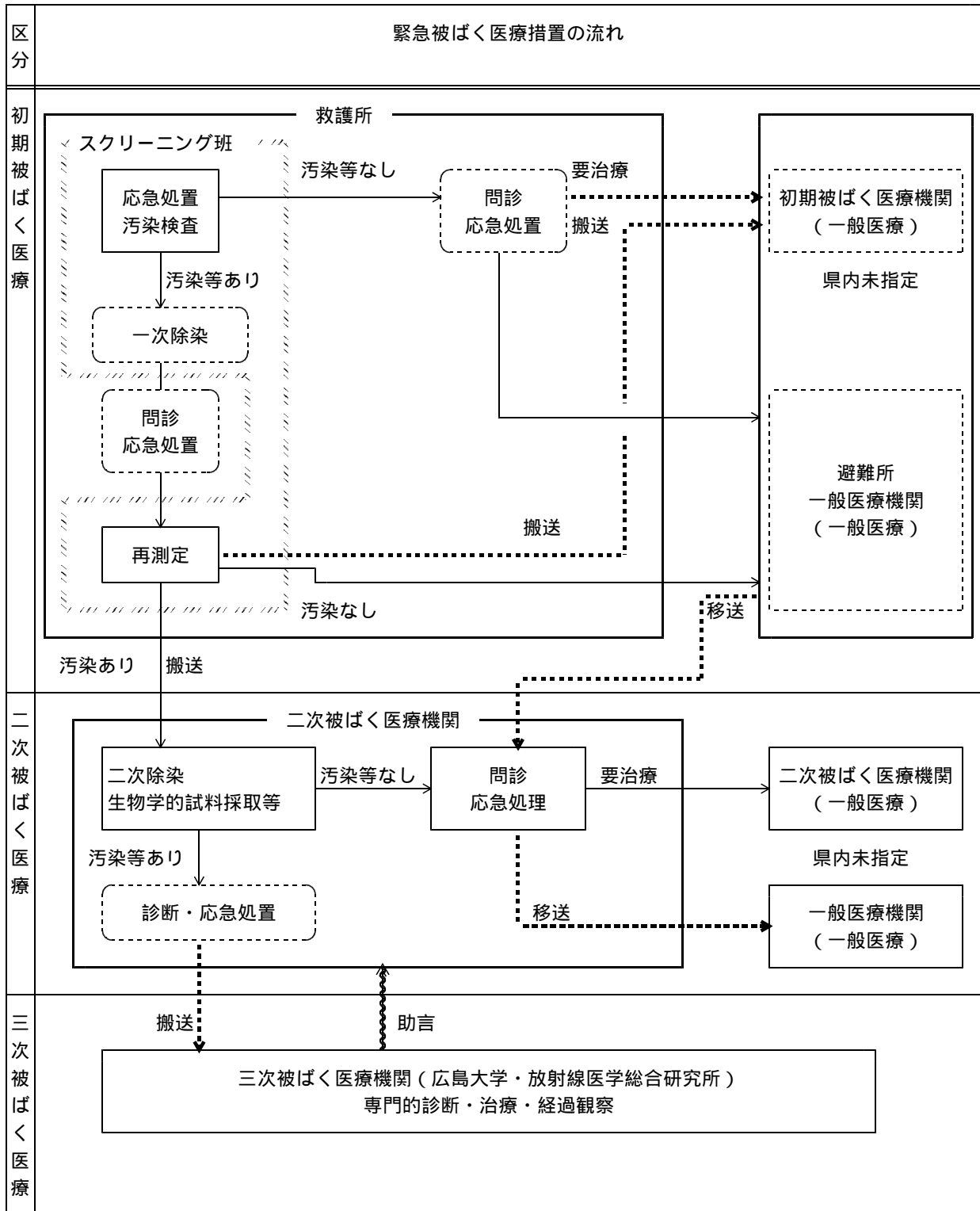
1 緊急被ばく医療活動に係る関係機関の連携

- (1) 関係機関は、市町村が設置した救護所において、地域を管轄する総合事務所福祉保健局を中心として、地域を管轄する消防局及び医療機関と連携し、救助・医療活動について調整を行う。
- (2) 県(福祉保健部)は、必要に応じ、緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、住民等の汚染検査、除染等を実施する。
国が必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院の医療関係者等で編成し、現地に派遣して、医療機関の関係者の指導や自らも医療活動を行うチームをいう。

2 緊急被ばく医療実施機関等

区分	実施機関	除染措置	測定・評価	医療救護措置
初期被ばく医療	救護所 県 市町村 消防局 医療機関 等	ふき取り等の簡易な序染等		1. 医療機関への搬送の決定 2. 一般的な傷病の有無の診断及び応急措置
	スクリーニング班 中部総合事務所 消防局	シャワー設備等を利用した除染等	1. 汚染部位の測定・把握 2. スクリーニング 3. 簡易な放射線測定による個人線量評価	
	初期被ばく医療機関 県内未指定	ふき取り等の簡易な除染等		・避難所や原子力施設から搬送されて来る被ばく患者の外来診療(転送) ・二次・三次被ばく医療機関への転送 等
二次被ばく医療機関 県内未指定		シャワー設備等を利用した除染等	1. 汚染部位のサーベイランス 2. スクリーニング 3. 専門的な個人評価(三次被ばく医療機関からの技術支援)	入院診療 ・局所被ばく患者 ・高線量被ばく患者 ・合併損傷の治療 ・内部被ばくに対する診療の開始 ・三次被ばく医療機関への転送 等
三次被ばく医療機関	・広島大学 ・放射線医学総合研究所	肺洗浄等の高度な専門的除染	1. 汚染部位のサーベイランス 2. 高度専門的な個人線量評価	専門的入院診療

3 緊急被ばく医療の流れ



第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 医療活動のための救護所の設置

第7章 災害復旧

(県関係部局、市町村)

第1節 基本方針

本節は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

第2節 災害復旧対策

1 放射性物質による汚染の除去等

県(本部事務局、防災局、生活環境部)は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

2 各種制限措置の解除

県(本部事務局、防災局、農林水産部)は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。

3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県(防災局、生活環境部)は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

4 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

県(防災局、本部事務局)は、市町村が、避難の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

(2) 影響調査の実施

県(農林水産部)は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

(3) 災害対策措置状況の記録

県(防災局、本部事務局)は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

5 風評被害等の影響の軽減

(1) 県(文化観光局、農林水産部)は、国及び市町村と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

(2) 県(防災局、生活環境部)は、環境放射線モニタリングの結果及びその評価並びに影響調査の結果、放射性物質の残留及び放射線の影響が見られない場合は、早期にその結果の公表と併せて安全宣言の発出を行う。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 放射性物質による汚染の除去等
- 2 災害地域住民に係る記録等の作成